日野市議会会議録

平成元年 第１回定例会

第 1 号 ～ 第 10 号

3 月 6 日 開会
3 月 30 日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1578793

次に記した日までに返して下さい。

8.14
'89 8.14

お問合せ・ご連絡は

中央図書館 ひまわり号	電話代	81−7354
多摩平児童図書館	電話	81−4744
高幡図書館	電話	91−7322
日野図書館	電話	84−0467
社会教育センター図書館	電話	83−2561
平山図書館	電話	91−7772
百草台児童図書館	電話	91−7309
市政図書室（市役所内）	電話呼	85−1111 (内490)

内図M−31−8（80×120） 上45 庁内印刷

1578793
日野市議会会議録
平成元年第1回定例会

80） 庁内印刷

平成元年　第１回定例会日程

3月　6日	（月曜日）	会期の決定、予算編成方針と事業、行政報告 諸般の報告
3月　7日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
3月　8日	（水曜日）	一般質問
3月　9日	（木曜日）	一般質問
3月１０日	（金曜日）	一般質問
3月１３日	（月曜日）	一般質問
3月２７日	（月曜日）	会期の延長
3月２８日	（火曜日）	会期の延長
3月２９日	（水曜日）	審査報告
3月３０日	（木曜日）	審査報告、請願上程、議案上程

1578793

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録目次

○3月6日　月曜日（第1日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 3
会議録署名議員の氏名 …… 3
会期の決定 …… 3
予算編成方針と事業 …… 3
行政報告 …… 36
諸般の報告 …… 43
散会 …… 43

○3月7日　火曜日（第2日）

出席議員 …… 45
欠席議員 …… 45
出席説明員 …… 46
議事日程 …… 46
開議 …… 51
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願 第63－22号　東京都住宅供給公社住宅の家賃値上げ中止を求める意見書提出の請願 …… 51
（文教委員会）
請願 第63－29号　日野市営グランドの充実を求める請願 …… 52
（厚生委員会）
請願 第63－25号　コミュニティセンター建設に関する請願 …… 52
（中間報告）

特別委員会中間報告の件 …… 54
（設置・選任）
日野市議会常任・特別委員会の委員の選任について …… 55
平成元年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 56
（議案上程）
議案　第1号　日野市職員の休日の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認について …… 56
議案　第2号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について …… 57
議案　第3号　日野市西平山一丁目19番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について …… 58
議案　第4号　日野市大字石田320番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について …… 60
議案　第5号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について …… 74
議案　第6号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 75
議案　第7号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 75
議案　第8号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 78
議案　第9号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について …… 78
議案　第10号　日野市老人入院見舞共済条例の制定について …… 78
議案　第11号　日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について …… 107
議案　第12号　昭和63年度日野市一般会計補正予算について（第4号） …… 113
議案　第13号　昭和63年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第2号） …… 123
議案　第14号　昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号） …… 126
議案　第15号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第4号） …… 127
議案　第16号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第3号） …… 129
議案　第17号　昭和63年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第3号） …… 131
議案　第18号　昭和63年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第2号） …… 132
議案　第19号　昭和63年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第2号） …… 135
議案　第20号　平成元年度日野市一般会計予算について …… 137
議案　第21号　平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 156
議案　第22号　平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について …… 156
議案　第23号　平成元年度日野市下水道事業特別会計予算について … 156
議案　第24号　平成元年度日野市立総合病院事業会計予算について … 156
議案　第25号　平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 156
議案　第26号　平成元年度日野市老人保健特別会計予算について …… 156
議案　第27号　平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について …… 156
議案　第28号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 173
議案　第29号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について … 175
議案　第30号　人権擁護委員の推薦について …… 175

（選挙・推薦）
南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について …… 176
日野市農業委員会委員の推薦について …… 176
散　　会 …… 177

○３月８日　水曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 179
欠　席　議　員 …… 179
出　席　説　明　員 …… 180
議　事　日　程 …… 180
開　　議 …… 181
（一般質問）
鈴木美奈子議員
１．多摩平団地の建て替えに関して市長の見解を問う――ひとりも泣く人を出さないために―― …… 181
板垣正男議員
１．高速道路騒音問題に対するその後の対応について …… 190
米沢照男議員
１．南平地域のまちづくりについて …… 198
古賀俊昭議員
１．なぜ、今職員数を増やす必要があるのか …… 210
２．なぜ、森田市長は選挙公約を実行しないのか …… 216
福島敏雄議員
１．下水道推進、交通渋滞解消、バス路線充実のために、都市計画道路の建設に全力を尽くせ …… 222
散　　会 …… 239

○３月９日　木曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 241
欠　席　議　員 …… 241
出　席　説　明　員 …… 242
議　事　日　程 …… 242
開　　議 …… 243
（一般質問）
旗野行雄議員
１．南平駅周辺の諸問題について …… 243
天野輝男議員
１．日野市長期計画の事業は予算の確保ができているのか？ …… 260
中谷好幸議員
１．第五期革新市政にのぞむこと「住むことが喜びであり、誇りであるまち」をめざして …… 274
宮沢清子議員
１．保健衛生に関して（先天性代謝異状児検診を公費負担で） …… 282
２．豊かな福祉社会建設へのビジョンを！ …… 285
谷　長一議員
１．国の補助削減と生活保護受給の推移について問う …… 292
散　　会 …… 298

○３月10日　金曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 299
欠　席　議　員 …… 299
出　席　説　明　員 …… 300
議　事　日　程 …… 300
開　　議 …… 301
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
１．七生地域のまちづくりビジョンを問う …… 301
土方尚功議員
１．森田市長は真に市民福祉を考えた市政執行をしているのか問う …… 313
馬場弘融議員
１．消費税の導入により市政及び市民はどんな影響を受けるのか …… 318
川嶋　博議員

１．公共料金に係わる消費税について市長の考えを問う …… 335
２．ＪＲ西豊田駅早期実現を …… 339
奥住日出男議員
１．税制改革の地方自治体に与える影響について問う …… 340
散　　会 …… 350

○３月13日　月曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 351
欠　席　議　員 …… 351
出　席　説　明　員 …… 352
議　事　日　程 …… 352
開　　議 …… 355
（一般質問）
馬場繁夫議員
１．ゴミ問題について …… 355
２．水道問題について …… 365
３．消防水利について …… 371
小俣昭光議員
１．ＪＲ中央線西豊田駅実現について …… 377
（議案上程）
議案　第31号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 384
議案　第32号　日野市の休日を定める条例の制定について …… 387
議案　第33号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 387
議案　第34号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 387
議案　第35号　日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 387
議案　第36号　日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について …… 394
議案　第37号　昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定について …… 395
（請願上程）
請願　第１－１号　下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願 …… 398
請願　第１－２号　消費税の導入に関する陳情 …… 398
請願　第１－３号　年金制度改革に関する陳情 …… 398
請願　第１－４号　リクルート疑惑解明に関する陳情 …… 398
請願　第１－５号　日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願 …… 398
請願　第１－６号　宮公園設置を要望する陳情 …… 399
請願　第１－７号　町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情 …… 399
請願　第１－８号　日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願 …… 399
散　　会 …… 399

○３月27日　月曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 401
欠　席　議　員 …… 401
出　席　説　明　員 …… 402
議　事　日　程 …… 402
開　　議 …… 403
会期の延長について …… 403
散　　会 …… 403

○３月28日　火曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 405
欠　席　議　員 …… 405
出　席　説　明　員 …… 406
議　事　日　程 …… 406

開　　議 …… 407
会期の延長について …… 407
散　　会 …… 407

○３月29日　　水曜日（第９日）
出　席　議　員 …… 409
欠　席　議　員 …… 409
出　席　説　明　員 …… 410
議　事　日　程 …… 410
開　　議 …… 415
議案　第９号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の訂正について …… 415
議案　第９号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の再付託について …… 415
議案　第20号　平成元年度日野市一般会計予算の訂正について …… 416
（議案審査報告）　（総務委員会）
議案　第５号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について …… 417
議案　第６号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 418
議案　第７号　日野都一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 418
議案　第31号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 420
議案　第32号　日野市の休日を定める条例の制定について …… 420
議案　第33号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 420
議案　第34号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 420
議案　第35号　日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 420
議案　第37号　昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定について …… 425
（文教委員会）
議案　第11号　日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について …… 427
（厚生委員会）
議案　第８号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 432
議案　第９号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について …… 433
議案　第10号　日野市老人入院見舞共済条例の制定について …… 433
議案　第36号　日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について …… 438
（建設委員会）
議案　第103号　日野市緑地信託等に関する条例の制定について …… 438
議案　第28号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 439
（一般会計予算特別委員会）
議案　第20号　平成元年度日野市一般会計予算について …… 441
延　　会 …… 478

○３月30日　　木曜日（第10日）
出　席　議　員 …… 479
欠　席　議　員 …… 479
出　席　説　明　員 …… 480
議　事　日　程 …… 480
開　　議 …… 485
（議案審査報告）　（特別会計予算特別委員会）
議案　第21号　平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算につい

て …… 485
議案　第22号　平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について …… 485
議案　第23号　平成元年度日野市下水道事業特別会計予算について … 485
議案　第24号　平成元年度日野市立総合病院事業会計予算について … 485
議案　第25号　平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 485
議案　第26号　平成元年度日野市老人保健特別会計予算について …… 485
議案　第27号　平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について …… 485
（請願審査報告）
（総務委員会）
請願　第1－2号　消費税の導入に関する陳情 …… 494
請願　第1－4号　リクルート疑惑解明に関する陳情 …… 495
（取り下げ）
（建設委員会）
請願　第63－18号　「宮」町名存続要望に関する陳情 …… 496
（継続審査）
（総務委員会）
請願　第63－16号　都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願 … 496
請願　第63－28号　鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願 …… 496
請願　第1－3号　年金制度改革に関する陳情 …… 496
（文教委員会）
請願　第63－11号　日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願 …… 497
請願　第63－14号　再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情 …… 497
請願　第1－5号　日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願 …… 497
請願　第1－8号　日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願 …… 497
（厚生委員会）
請願　第62－19号　東町地区公害に関する請願 …… 497
請願　第62－24号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願 …… 497
請願　第63－3号　保健、医療、福祉の拡充に関する陳情 …… 497
請願　第63－23号　沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願 …… 497
請願　第63－24号　放射能測定器設置の請願 …… 497
（建設委員会）
請願　第62－42号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情 … 498
請願　第63－9号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願 …… 498
請願　第1－1号　下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願 …… 498
請願　第1－6号　宮公園設置を要望する陳情 …… 498
請願　第1－7号　町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情 …… 498
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 498
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 498
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 499
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 499
（請願上程）
請願　第1－9号　年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願 …… 499
請願　第1－10号　日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願 … 500
請願　第1－11号　南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願 …… 500
（議案上程）
議員提出議案第1号　東京都住宅供給公社住宅の定期的家賃値上げに反対する意見書 …… 500
議員提出議案第5号　消費税の導入に関する意見書 …… 501
議員提出議案第6号　リクルート疑惑解明に関する意見書 …… 501
閉会 …… 502

3月6日　月曜日　（第1日）

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第1号）

3月6日　月曜日　（第1日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
16番	高橋徳次君	17番	簇野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

15番　馬場弘融君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成元年3月6日（月）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　予算編成方針と事業
日程第4　行政報告
日程第5　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第1から第5まで

午前10時43分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。

これより平成元年第1回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

14番　小山良悟君
15番　馬場弘融君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（小山良悟君）　おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月3日、会議を開きまして、会期の協議をいたしました。その結果、平成元年第1回定例会は、本日3月6日より3月27日までと決定いたしました。よろしく御承認のほど、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から3月27日まで、期日22日間と決定いたしました。

これより日程第3、予算編成方針と事業の報告を行います。

理事者から報告を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　平成元年度予算編成の方針につきまして、発言をさせていただきます。

平成元年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度予算の大綱を申し述べ、市議会及び市民の皆さんに一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、市民の厳粛な信託をよりどころに、市長就任のときから、憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守ること、緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくる

ことを市政推進の中心テーマにおいて、一貫する人間尊重の理念のもと、明るい豊かなまちづくりのために、専心努力してまいりました。

本市は昨年、市制25周年を迎えましたが、この間には急速な人口増加と都市化が進む中で、福祉と健康、教育と文化、治山治水と都市基盤整備、産業と消費生活、市民自治の各般にわたり、時代の進展に相応する今日の市勢水準まで、大きく発展を果たし得たものと考えております。

また、長いこの期間には、幾多の試練を経験したことも事実でありますが、市議会の御指導と市民の御理解によって難局を克服し、大過なく市政のかじ取りを進めることができましたことを、深く感謝しております。

さて今日、自治体を取り巻く社会情勢も、21世紀に向かって新しい進展が始まりつつあります。市民意識にも、みずからの生活を一層大切にするため、生きがいやゆとりを求める傾向が強くなっています。物中心から心の豊かさへと意識の重心が変わる中で、住みよいまちというだけでなく、住むことが喜びであり、誇りであるまちと言える、質的に高度なものが求められると思います。

こうした社会環境と市民意識の変化に適応するため、家庭やコミュニティの場で、人と心の触れ合いに取り組んでいくことが、新しい行政課題になってまいりました。そのためには、参加意識の高揚を図り、人と心の結びつきを大切にする、参加と連帯による市民自治を、一層市政に取り入れるよう図りたいと考えます。

我が国は現在、過去の先進国にも例を見ない速さで人口の高齢化が進行し、社会構造にも大きい変化をつくりつつあります。あわせて、産業界を中心に技術革新が進み、情報化、国際化への社会変化とともに、市民生活の面においても、生活様式に著しい変化が起こりつつあります。当市においても、新しい展望に立つ都市行政が求められていると認識するところであります。

市民の自治と連帯に裏打ちされる、平和と潤いに満ちた地域社会をつくるため、市民の英知と職員の意欲を結集して邁進する考えであります。

＜　当面する行政課題　＞

当市では、年間の人口増加率が１％台に落ち着いて、既に10年間を経過しております。近く人口16万人に達しますが、１万人ふえるのに六、七年かかる現状からすれば、適正規模と想定する20万人口に到達するのは、市制50周年のころと見込まれます。

今日、当市は首都近郊の有力都市として、安定した発展期にあるといえますが、この時期こそ、緑と文化の市民都市として発展するための基盤をつくらなければなりません。

当面する行政課題として、ハード面とソフト面に次の３点を挙げて理解を得たいと思います。

１、快適環境の創造と都市基盤整備

当市を住みよいと見る市民の８割が、その理由に自然の豊かさを挙げております。このことからも、当市の都市整備は自然と調和し、現在残されている緑地の保全と清流の回復のために、あらゆる手段を講じていく必要があると考えております。この意味で、緑地信託制度を早期に確立し、さらに発展させていくことが極めて有効と考えます。

また、清流の回復と生活環境の快適性を高める上でも、当市の下水道、管渠敷設工事は、いまハード面の最高の事業として取り組まれ、めざましい進歩を見せています。今後とも、計画に沿って最大の努力を払っていく考えであります。

また、土地区画整理事業は、当市の新しいまちづくりにとって最も有力な手法として、一層積極的な取り組みを進める事業であります。当市の土地区画整理事業は、単なる道路整備にとどまることなく、上下水道の先行整備はもとより、魅力ある駅前や商店街の形成と流水、湧水を利用した親水環境の整備など、活力と潤いのあるまちをつくまことにも意を注いでまいります。

日野、豊田、高幡不動の各駅周辺地区、すなわち市内の３大ターミナル周辺地区についても、商業振興の中心核、市民生活の拠点にふさわしい条件整備を進めてまいります。

２、高齢化社会と地域福祉

前述のとおり、我が国の社会人口が急速に高齢化していく中で、幸いにも当市の高齢者人口は現在７％台にあり、さらに年少人口の減少もあって、ここ10年間ほどは、市民社会の活力が衰えることはないと確信いたします。

この活力を生かし、高齢化社会に備えるために、老人福祉の水準を高める施策を行いながら、地域社会の全世代が、安心して暮らせる社会の仕組みづくりが必要と考えられます。

すなわち、すべての市民が家族とともに地域社会の一員として、安心して暮らせるようにすることであります。そのために、地域社会の中で包括的な施策の展開を図ってまいります。この意味で、社会福祉事業団や高齢者事業団などの外郭団体の機能を高める施策を強化してまいります。

ハード面のまちづくりにおいても、ハンディを持つ人や婦人が、生活し、就労しやすい社会構造を考えていくことが必要であります。

３、行政の総合性と情報化への対応

社会経済の発展に伴い、市民意識の多様化、高度化が進む中で、行政に対する高い能力と機能性が求められます。このため職員の能力開発、ＯＡ化の推進など、情報化社会にふさわしい技術の導入も必要であります。

当市が昨年度策定した第２次基本構想に基づく基本計画は、市政の方向と事業計画を示し、行政運営の総合性と計画性の確保に活用できるものであります。来年度はこの基本計画の前期が終わる年に当たりますので、引き続き後期に向けて実施計画の策定を進め、さらに基本計画に沿った行政施策を充実、発展する必要があります。

＜　平成元年度の主要事業と予算について　＞

我が国の経済環境は、数年来の円高を背景とする対応と調整努力の中で、内需拡大を中心とする景気の回復が図られてきていますが、その効果にはまだアンバランスがあるようであります。

政府発表の平成元年度の実質経済成長率は4.0％で、昭和63年度の実質見込み4.9％に比べ低くなりますが、景気は内需中心の安定的拡大が持続するとの見通しであり、経済の安定成長に期待したいところであります。

国の平成元年度予算案は、一般会計では大幅な税収増に支えられ60兆4142億円、前年度比6.6％増であり、昭和56年度以来の最高の伸びとなっております。最も大きい特徴は、戦後シャウプ改革以来の大きな税制改革といわれる消費税の導入であります。昨年、第113回国会において審議された、消費税を中心とする税制改革６法案については、国民世論とともに、地方自治体においても強く注目したところであります。

この消費税の税制は、その適用が明確でない部分もあり、矛盾点の指摘もありますが、地方自治体においても課税されるものであります。本市では、消費税が市民生活及び市財政に与える影響を調査し、適切な措置を講ずるために、日野市消費税対策本部を設置したところであります。

また、国庫負担率の復元について強く要望してきたところでありますが、生活保護費について、現行の10分の７を10分の7.5とし、恒久化することが政府において決定されました。昭和59年度当市の負担率10分の８と、現行との中間をとった10分の7.5の負担率は理解しがたいものであります。その他の公共事業についても、さらに２年間の暫定措置とされたことには、今後、復元に向けて努力すべき課題を残したものであります。

さて、当市においても、昭和63年度中に個人、法人市民税の税収実績が上がりました。これは土地の高騰による一時的要因と、企業の業績に支えられたものと判断されますが、本年度においても持続する好材料であると考えられます。

歳出面においては、本年度は第２次基本構想を具体的施策に展開を図る基本計画の前期終年度に当たりますが、自主的行政改革と経常経費の抑制を図り、計画事業の達成に努めることを予算編成の基調としたことは申すまでもありません。

また、年度初めに市長選挙が行われるため、特に選択的な施策に属するものは後日に委ねる余裕を、予備費に残すことといたしました。

まず予算規模でありますが、一般会計は356億5000万円で前年度当初予算に比べ12.9％、40億8000万円の増であります。歳入面では市税で25億2000万円、利子割交付金で11億5000万円の増となり、新たに設けられた消費譲与税が４億4000万円となっております。

特別会計の総額は227億2000万円で、前年度比11.1％の伸びとなっております。この主な原因は都市基盤整備の促進に関係するもので、土地区画整理事業と公共下水道事業であり、それぞれ26.2％、17.8％の増となっております。

次に、基本計画の柱に沿って、本年度の主な施策について申し述べます。

１、生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち

高齢化社会の到来に向かい、老人が安心して生活できるよう、きめ細かに施策を進めることが大切であります。そのため、新たに老人入院共済事業特別会計を設置し、70歳以上の方が病気で入院した際に見舞金を贈れるよう、共済制度を設けます。ひとり暮らし老人緊急通報システムの新設、寝たきり老人の寝具乾燥、老人見舞い電話事業などを実施いたします。また、前年度着手した（仮称）高幡特別養護老人ホームが、本年度中に完成します。

私立保育園２園に依頼して、地域の乳児の育成相談を行う計画があります。

２、豊かな人間性を育てる教育と文化のまち

第五小学校は、本年度より２カ年で全面的改築を行い、学校教育の環境整備を行います。

第三中学校の給食施設については、63年度に工事着手の予定でありましたが、建築業界の実勢変化のため計画通りに進まず、本年度予算に再計上して事業を遂行いたします。

安全で整備の行き届いた施設で学習できるよう、第三中学校の大規模改造を行います。また、校舎、建具等の改修は、本年度は第一小学校に実施し、第二小学校については、来年度実施するための設計を行います。屋内運動場の大規模改造は、潤徳小学校、百草台小学校に実施します。第四小学校の校庭整地を行います。

安養村、乗鞍高原に建設を予定する林間施設についても実施設計を行い、大成荘の改築について基本計画を進めます。

百草地区に図書館分館をつくるため、民間ビルのフロアーを借り上げ開館できるよう、内装工事等の負担金を計上いたします。市民の生涯学習や文化活動の拠点となる中央公民館には、大規模改修を実施いたします。

ふるさと博物館は今年秋に展示工作を完成し、実質オープンいたします。

スポーツ振興のためには第三中学校校庭に夜間照明を設備し、多摩川グラウンドには管理棟を建設いたします。また、駒形公園と市民プール改造のために、基本計画を作成いたします。

3、自然と調和する安全、快適なまち

土地区画整理事業は、工事最盛期の万願寺地区を初め、高幡地区、豊田南地区の事業を推進してまいります。また、万願寺第二地区については、本年度事業決定を予定するとともに、西平山地区、東町地区につきましても、事業計画の決定に向け諸準備を進めてまいります。

都市基盤整備事業の根幹となる下水道事業は、南多摩処理区で、63年度ほぼ全域の供用開始となりました。浅川及び秋川処理区については、平成4年4月の処理場稼動開始に向け、管渠の敷設を大きく促進いたします。

幹線道路では、都市計画道路2・2・5号線の用地買収が完了できたので、いよいよ築造に着手することになりました。

緑地、公園関係では緑地の取得、神明幹線に植樹帯の延長、平山小学校の外周緑化及び北川原公園の用地取得など、実施を進めます。また本年1月、日野市環境緑化協会が財団法人として認可され、今後は市行政と連携のもと、緑地保全と緑化の推進の事業活動に寄与するものと期待されます。

4、活気ある産業と豊かな消費のまち

都市農業の振興を図るため、都市地域農業生産団地事業を新たに実施いたします。

消費生活の安定と秩序を守るため、消費者相談の充実、消費生活展の助成、商品テスト事業などに取り組んでまいります。

5、参加と連帯でつくる市民自治のまち

公共施設が集中する多摩平四丁目三番地ブロックにおける施設の整備、改築等の将来像について調査し、基本計画について検討いたします。

コミュニティ施設の整備については、基礎調査に着手します。

平和事業と国際交流の関係では、平和行進行事への参加者をふやし、行き先に沖縄を加えました。また、外国人留学生の修学援助を実施するなど、事業に新たな進展を図り

ます。

都立美術館誘致運動のため、都立新美術館日野市誘致既成会が結成され、市民参加の誘致運動の展開を図っていく考えであります。

以上のことを発言申し上げて、議員各位と市民皆さんの一層の御理解をいただき、本年度の事業が達成されますことを願い、予算編成方針の表明といたします。以上です。

○**議長（市川資信君）**　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○**24番（古賀俊昭君）**　当面する行政課題のうち、下水道事業に触れた箇所について質問をいたします。

先日、森田市長の、市長選に向けての集会が持たれ、そこでいろいろな表明をなされたようですが、そのことを伝えるビラに、革新市政は、3年後には市内65％の地域に下水管を埋設する計画ですということが書かれております。

直接、市長がこのビラの作成にかかわっておられるかどうかは別にいたしまして、革新市政ということで、市の計画を具体的に数字にあらわしたものだというふうに私どもは受けとめるわけでありますが、この3年後、市内65％の地域に下水管を埋設する計画の裏づけとなる資料を提出いただければありがたいと思いますが、この数字は間違っていないのかどうか、お尋ねをいたします。

○**議長（市川資信君）**　市長。

○**市長（森田喜美男君）**　今、表明をいたしました今年度の事業計画におきましても、下水道事業のことを申し述べておるわけであります。

御承知のとおり、日野市の下水道事業は流域下水道方式、つまり3処理分区になるわけでありますし、それから浅川処理場、それに秋川処理場、これらの流域下水道の処理場は、現在、既に着工されて、平成4年4月には稼動されるということで、管理者東京都が鋭意事業を進めておるところでありまして、その間の3年間に、日野市といたしましては公共下水道をなるべく広域に管渠の埋設をする、そうして処理場の稼動時期には、大幅に処理区域が実現できるように努力をする、こういう時期に相当しております。

その65％という数字は、私はほぼ実勢に合う数字とこのように受けとめておりますし、なおまた、それを大きな眼目とし取り組むということは、言うまでもないことであります。そういうふうに考えております。

○**議長（市川資信君）**　古賀俊昭君。

○**24番（古賀俊昭君）**　私は、下水道対策特別委員会のメンバーの一人であります。その下水道対策特別委員会で配られる資料をつぶさに見たわけでありますが、3年後とい

うのが具体的に年度なのか、歴年で示してあるかはよくわかりませんが、管の埋設、つまり整備される面積が65％になるという数字は、どこにも出てこないわけです。

はっきりと市長はあずかり知らぬということをおっしゃるかもわかりませんが、市長の大きな顔写真も入り、市の職員の顔写真もたくさん入っている集会の模様も伝えられておりますが、これにはっきりと書かれているわけです。ですから、こういう資料があれば下水道対策特別委員会にはせめて出していただきたいと思うのですが、具体的にこういう資料が存在するのかどうか、その点をお尋ねをいたします。眼目は眼目で結構なんですよ。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それに近い数字が出せると思いますし、またあるいはそれ以上に管渠の埋設が実施できるように努力をするというのが、私の今日の考えであります。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　現在、市で下水道の管の敷設を鋭意取り組んでいるということは、私ども承知をしておりますが、現在、事業認可を受けている地域にすべて管の埋設が完了したとすると、何年後になるかは別にして、何％の整備ということになるのでしょうか。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。現在、都市整備部で市内の公共下水道の実施計画を持っております。この資料につきましては、ただいま古賀議員さんからもお話がありましたように、議会の下水道対策特別委員会にも提出した資料でございます。

これは昭和62年度を起点にいたしまして、昭和79年でございますが、100％普及をさせた場合に、年次別にどういう数字になるかということでございます。

この資料で申し上げますと、普及率がいろいろあるわけでございますけれども、ここで申し上げますのは東京都の都市計画局が、いわゆる社会資本整備として幾ら投下をして、その投下が人口比で何％になるか、そういう見方をした普及率を出すわけでございます。

これでまいりますと、62年度の末でございますけれども、この数字が25％でございます。これをずっと追ってまいりますと、現在、その計画で考えております数字は平成３年度に事業を実施したものといたしまして、コンマ以下の数字は切り捨てますけれども42％、それから平成４年でございますけれども、55％ということでございます。さらに５年を申し上げますと42、６年が68、そういう数字になるわけでございます。（「５年

42というのはおかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　ちょっと今の都市整備部長の答弁、もう一度お願いします。

○都市整備部長（前田雅夫君）　平成４年が55％、平成５年が62％でございます。

いま一度、申し上げます。62年度年の末でございますけれども、これが東京都が公表しておりますのが25％でございます。それで御指摘のところは、平成３年になるわけでございます。平成３年の事業を執行いたしましたいわゆる年度末でございますけれども、これが42％、平成４年が55％、平成５年が62％という数字でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　わかりました。

これは通常、人口で見るところの普及率とはまた違う、東京都の資料や市の「統計ひの」等にもこの数字も出されておりますので、承知しておりますが、下水道対策特別委員会に出されている資料を今、都市整備部長はおっしゃったわけですね。私もその数字を手元に持っているわけでありますが、65％という数字はどこにも出てこないのですね、３年後、４年後を見ても。こういう資料は存在しないということで理解をしてよろしいですね。市長、いかがですか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、努力目標で、ぜひ実現をしたいというふうに考えてよろしいと思っております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　努力目標を、私は資料としていただいておりません。勝手にこういうものを市内にばらまくということは、市民を愚弄するものと同じであります。資料の存在がはっきりしないというか、存在しないわけですね。こういうでたらめなことを、市長がみずからおやりになったとは思いたくもないのですが、努力目標とするということをおっしゃっているのですが、じゃあ努力目標の資料というのはあるのかどうか、あれば出していただきたいのですが、いかがですか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　努力目標は、どこの市でも努力をするわけでありまして、その目標をなるべく大きく達成をするように、資料もあわせてつくるということになると思っております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　３年後65％という管の埋設を記した資料は、日野市には存在し

ないということで間違いないと思うのです。この点は市長、間違いないことをお認めになるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　現状ではそうだと思います。しかしそれに努力をするということが、また年間のそれぞれの努力であるというふうにお答えをする必要もあると思っております。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　市の建設委員会や下水道に関する特別委員会にも説明されていない、説明されるはずもないわけですね、そういう資料は存在しないわけですから。

こういうことが、幾ら市長選挙の前とはいえ、市民にまことしやかに流布されるということは、問題があるのではないかと私は思います。

努力目標はあくまで100％ですから、何か区切りのいい数字をちょいと持ってきて、つじつまを合わせるということは、厳に慎んでもらいたいと思うのです。こういう根拠のないものを配布をするというようなことについては、市長が直接かかわっていないのかもわかりませんが、以後、注意をしていただきたいと申し上げて、終わります。

○議長（市川資信君）　　中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　　ただいま市長の方から、基本姿勢からあるいは当面する行政課題、さらには主要な事業等について、大変整理をされた中での方針の表明、発言等がございました。私は、聞きながらその連動、つながりにやや不足をするのではないかというふうな感じを持って受けとめております。

基本姿勢の中での高齢化の進行、あるいは高度の情報化、都市化なり、価値観の多様化等につきましては、ほぼ共通の認識ができるのではないかというふうに思います。

そうした中で、例えば行政課題や主要な事業との関連性を見ますと、行政の総合性の推進等が強調をされております。職員の能力の開発なり意欲の結集、こういうことはある意味で当然でございますが、最も大切なことは組織の横断的な連携、意思疎通、あるいは意思決定と実行の敏速性、こういうようなことが最も望まれるのではないかというふうな感じをしております。こういう面の工夫なり組織機能の強化、充実、こういうことがやや不足をするのではないかという感じをいたしております。

次には産業の振興についてでありますけれども、市内には大変多くの事業所や企業等もございます。26市の中でも、大変生産高等も大きな都市になってきております。そこに働く勤労市民の雇用の安定、雇用機会の拡大、こういう面からも産業経済活動の一層

の振興発展、こういうことも強く望まれるわけでございます。この辺の一つの受けとめ等も、やや不足をするというふうな感じもしております。

さらには高齢者施策等でございますけれども、大変年次ごとにそれぞれ充実が図られてきておるということには、理解を寄せるわけでございます。大切なことは、やはり地域社会、地域行政、あるいは市民連帯、こういう中で保健医療はもちろんのこと、あるいは福祉サービス、さらには年金制度等も含めた高齢者の所得の問題、こういうものをそれぞれの柱にした総合的な整備、充実、こういう思考をぜひしてほしい、あるいはすべきじゃないかというような感じをしております。

この辺について、それぞれこれからの方向づけ等も含めて、市長のひとつお考えをお聞きいたしたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のとおり、文章表現の中には不十分な部分も多いと思っておりますが、基本的認識ということにおきましてこれからの地域社会、また市民の行政に求められる施策ということにつきましては、一つの転換期としての把握をしておるつもりでありまして、総合行政の中でなおそれらを的確に施策として展開できるよう努める、これが今日の私どもの基本姿勢である、このようにお答えをさせていただきたいと思っております。

日野市の特色といたします勤労者の方々が、市民として大きな層をなしておられるわけでありますので、それらのまた英知を、地域社会の活力のために引き出す手段、あるいは雇用や生活の不安のない状態をつくり出す、これもまた産業振興のために非常に重要なポイントであるという認識は持っております。

今後の行政展開の中に、それらを的確に把握し、また行政内部の、御指摘のとおりの組織横断的な仕組み、あるいは意思決定の手順と言いましょうか、そういうことを適切に、また市民参加というエネルギーの導入も十分考えて取り組んでいきたい、このように考えるところでございます。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　　今、市長からの所信表明の内容を聞いておりまして、この所信表明の内容はあくまでも市長選を意識したものであるということを、私は、今、感じておるわけであります。

そして当面する行政課題という中で、人口の推移のことが述べられております。この中で、確かに今日まで人口がこういう過程で増加率が１％台で来て、そして適正規模と

想定する20万人に到達するのには市制50周年ということが書かれておりますけれども、私はこのあたりがちょっと誤りがあるのじゃないかなと、私、自身感じているわけです。

実際、今日までの日野市の基盤整備等が大変おくれておりましたし、また、今日まで人口の増加ということになりますと、下水道やそういうものが整ってなかったということで、ある程度日野市に住みたいと思っても、そういうもので遠慮していた方もいらっしゃると思うのです。そればかりではないと思うのです。

今日、区画整理事業が終わって、万願寺のあたりでもやはり土地を有効利用するということになると、家作とか寮とかそういうものをつくらなければ、実際、固定資産税も払っていけない状態の中で、私はもっと早い時期に、適正規模の人口20万人には到達するのではないかと、このように思っておるのですけれども、このあたりをどうお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人口の今後の動向は、あくまで推定ということでありますが、地方から都市に集中する人口もかなり鎮静化したといいましょうか、そういう状況の中の、また、日野市の立場でもありますし、人口の急増は対応に、行政の一面には無力、一面にはまた基盤整備と適合するようにというふうな期待の中で、これからのまた、まちづくりも進めていくということになるわけでありまして、人口が少しずつでもふえるという状態は、これは大切なエネルギーの拡大ということにもなるわけであります。

さればといって、急に日野市が大型団地の造成でありますとか、どこかの用途の変更ということでふえるという状況は、特に今、見出すことはできません。したがいまして、日野市の想定する人口は20万人程度がいろいろな意味で適当であるという考えも妥当だと思っておりますし、それには十分基盤整備をしたり、また地域社会の社会資本を十分整えるということの上に、人口の静かなる増加を招きたい、迎えたい、このように考えたいと思っております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　私があえてこういうふうなことを質問しておりますのは、やはり私は、日野市の将来を考えた場合には、共産党の人は民活の導入なんという問題については反対していらっしゃるようで、私のことが書いてありましたけれども、そういう形で日野市の活性化をするということになりますと、やはり土地を有効利用するという形で、日野の地主の方にも日野のまちづくりについて協力していただくというようなことが、当然考えなければならない私は課題であると思うのですね。

それで、市長がよく参加と連帯でつくる市民自治のまちということを言っていらっしゃいます。やはり一方の人だけに呼びかけるのじゃなくして、日野市に長く住んでいらっしゃる方にも、まちづくりという中で協力を求めるということが、私は、今後日野市にとって一番必要なことであろう、とこのように考えております。

そういう面で、一つ一つ市長がぶち上げていることを実施したならば、とっても短期間でできるわけがないですね。しかしながらまたやらなければならない問題である、このように思います。

私、今、心配して、2・2・10の用地の取得に2人反対している人がいたことを聞いております。そしてどう解決するのかと思ったら、日野市じゃできないから、東京都の方から何か手を打ってやったようなことを聞いておりますし、そういう中で、私は、日野市の一方づいた人の意見を聞くのではなくして、やはり日野市に住んでいらっしゃる、そして土地を持って今後どういう形で日野市で先祖の土地を守りながら生計を立てていくかということを考えている方も、たくさん私、いると思うのです。そういう方の意見もやはり聞いて、まちづくりを進めていくならば、当然人口が20万人に到達するのはそんなに遠くない時期に来るのではないかなということを、身近に感じているわけです。

そういう面で、私はこの日野市のまちづくりということになりますと、やはり地主の意見、また区画整理の中で、当然事業計画の中で問題が出てくると思うのです。そういうものを十分に取り入れながら、日野市の公共施設とかそういうものの適正配置も、日野市の市民にとっても有効に活用できるものが必要であるということを思うわけです。

そういう面でもう一度市長にお聞きしたいことは、やはり基盤整備という中で人口がふえてくる、そういう対応の中には当然市民の要望があると思いますから、そのあたりをやはり中に取り入れながら考えていく必要があるのじゃないか、こういうふうに思うものですから、もう一度市長に人口の推移ということについて、区画整理等の中に入れていかれるのかどうか、そのあたりをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日の時代に、日野市という立場で、将来を十分見通したまちづくりをする、その手段として区画整理方式を大きく活用していく、これが大きな柱になると思っておりますし、また地主さんも、そのような手法を決して異論を持たれるものではなくて、むしろお話をして十分御理解をいただくことによって、そのまた推進役にもなっていただける、このように理解をしております。

私も、これまで地元ないしは農業地帯の方々にも本当に誠意を尽くしてお話をする機

会もありましたし、かなりまたそれらにつきましては信頼関係ができておる、と私自身そのように考えております。

先般、西平山の区画整理の地域、あるいは万願寺第二区画整理の地域、4夜続けていわゆる説明会ということを行いましたが、本当にまじめに話を聞いていただける、そしてむしろ大勢としてはその事業のために促進を図れ、協力を惜しまない、こういうふうな御意見が、結論として残るわけでありまして、私もその誠意を十分感じながら、また行政の立場の努力を推し進めながら、将来に遜色のない、悔いのない基盤整備を行っていく、このことが今、一番日野市に求められていると思っております。

人口増加はその上に、徐々に迎えるということでありますから、急ぐこともないと思いますし、また土地の有効利用、活用についてはそれなりにまた価値のある今日でありますので十分な配慮をしていく、こういうことの両面の、矛盾のない進め方が可能であるというふうに考えておる、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　そういう面で、あえて私はこういうことを申し上げておりますのは、やはり区画整理事業を進めるに当たっては、当然、公共用地というものは出てまいります。そういうものの有効利用は、やはりその地域に住んでいる方々が要求しているようなものを満たすことが、上からこういうものをつくりますよというのではなくして、やはり地域の人が活用できるようなそういう施設を、下から盛り上がってくるようなものが、私は日野市には欠けているのではないか、とこのように思っているわけであります。

そういう面で、ぜひ今後はそういう面も十分に検討しながらやっていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君）　私が発言したかった内容、中山議員がほぼ発言されましたので、重複を避けまして1点だけお聞きしたいと思います。

平成元年度の主要事業と予算という中で、ただいま市長の方の説明でいろいろあったのですけれども、税収面でもって63年度中かなりの増があった、その要因は土地の高騰による一時的要因と、企業の業績に支えられたものと判断するという、こういうような言い方でございます。

いろいろと我が国の経済が内需拡大ということで施策が進んでいますけれども、若干アンバランスが出ているようだ、こんな説明もあったわけでございます。しかしながら、

平成元年度はこのまま好材料として推移するであろうというまとめになっているわけでございますけれども、こういった中で、主な施策の中の活気ある産業、日野市がこの中では首都近郊の有力都市である、発展途上にありますけれども、そういうような見方をされているわけです。

そういう意味では、地場産業の育成という面でとらえるならば、ちょっと言葉が足りないのかなというような気がいたします。少なくとも日野市というのは住宅都市、あるいは産業の都市と言われておるわけでございます。そういった面に光を当てて、もう少し活気ある産業育成に力を入れていただきたい。そうなると、文章上もそれなりに表現をしていただきたい、こんな気がいたすわけでございます。

中核都市に発展するには、ただいま市長の答弁ではいろいろと書き方は、ということがありましたけれども、何かこれだけだと言葉が足りないのかな、もう少し勤労市民に対して、当然これがまた「広報ひの」に載るでしょうから、もっと期待をしているような、されるような文章にしていただきたかったな、こんな気がするわけでございます。

その辺、市長がどのようにお考えになっているのか、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　基礎認識として、いつも私は地元の有力な産業、あるいはまたそれに従事される方々が、市民の主要な層ということで、日野市の過去の発展並びに将来の大きい展望に、有力な力が注いでいただける、このように認識をしておるわけでありまして、表現に不足な点があったとするならば、この場でそのことの認識を十分申し述べておきたい、このようにも思うわけであります。

今後十分注意をいたしまして、大きい期待を御理解いただける表現と、また行政展開によってお力添えをお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　極めて簡単に、2点ほどお伺いいたします。

まず第1点は、森田市長の行政に取り組む基本姿勢でありますけれども、過日の記者会見で、森田市長は市役所を市民運動の事務局にしたいというふうな発言をされたようでありますけれども、その辺についての考え方を御説明をいただきたいというふうに思います。

2点目は、シャウプ改革以来の税制改革であります消費税導入につきまして、日野市は日野市消費税対策本部を設定をされたということでありますが、そこで既に協議され

た内容につきまして、それからまた森田市長の考え方、各自治体いろいろあるようでありますけれども森田市長の考え方、以上の２点につきまして、御質問したいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の第１点の、自治体は言うまでもなく、市民自治によって構成されるわけであります。文化運動、それから町おこし運動と言いましょうか、あらゆる面にやはり公正な市民運動というものの背景が望ましい、これは特別、解説を加えることはないと思っております。

行政は、考え方によっては大きな文化運動である、行政の文化化という言い方もあります。また地域はいろいろな発展、住民の意識によって、それにまた行政がこたえるというのも、これも重要なことでありますので、またそういう表現も成り立ち得る、こういう考え方であります。

それから税制改革、いわゆる消費税の導入は、まだ消費税そのものの実態が政府の説明においても不十分でありますし、実際段階におきましても、受けとめ方が十分把握できない、こういう矛盾点もあるわけでありまして、消費税が市民生活にどのような影響があるか、これはまさに画期的な変化でありますので、十分見極めをする必要がある、このように考えておるところであります。

したがって今回は、日野市の公共料金には消費税の税率部分は実質的にはまだ転嫁はできない、転嫁をしないという状況でありまして、東京都においてもそのように論議をされておるところでありますし、多摩の各市においても似たり寄ったりの考え方が、まだ流動的である、このような状況だと思っております。以上です。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　消費税の問題につきましては、来るべき高齢化社会、高福祉、高負担という時代に備えて、国民みんなが、一人ひとりが真剣に考えていかなければならない問題でございますので、私どももそういう立場で、この問題についても真剣に受けとめ、考えているところでございます。

第１点目の、市民運動の役所の事務局化という、考え方の一つとして成り立つということは当然でありますけれども、私は行政に取り組む基本的な姿勢としては、いわゆる後追い行政というふうな印象を持つわけであります。行政は、特にこれから市民要望というのは多様化してまいるわけでありますから、市民意識を絶えず把握して、市民要望を先取りしていく、そういうふうな積極的な取り組みが求められる時代が来るだろうと思うわけであります。

市民要望に、市民が業を煮やして市民運動を起こして、それのお手伝いをするというふうな、いわゆる後追い行政的な印象を与えるのは、決して積極的な姿勢、展開ではないというふうに指摘して、この点についての質問を終わりたいと思います。

○議長（市川資信君）　　簗野行雄君。

○17番（簗野行雄君）　　原稿が送られてきましたので読ましていただき、また今、表明をお聞きしたわけですけれども、幾つか、この点はどうかなという点がありますので、お聞きします。

まず、基本姿勢とある２ページです。中段以降ですけれども、市民意識の移り変わりが出ています。そしてちょっと読ましてもらいますけれども、「こうした社会環境と市民意識の変化に適応するため、家庭やコミュニティの場で、人と心の触れ合いに取り組んでいくことが新しい行政課題になってまいりました。」云々という文章があるわけですけれども、これはどういうことかなと私、考えるわけです。

確かにコミュニティの場で人と心の触れ合いに取り組んでいく、これは行政の課題であるかもしれません。一つはコミュニティ施設をつくる、あるいは組織をつくるということは、行政のお手伝いできることであるかと思いますけれども、家庭の場で、これをもっと読ませてもらいますと、家庭の場で人と心の触れ合いに取り組んでいくことが新しい行政課題である、こういうふうに解釈するわけですけれども、果たして家庭の場までこういう問題で行政が踏み込むのが適切であるかどうか。よく言われることですけれども、行政の守備範囲を越えるのではないか、こういうことが、家庭の人と心の問題ということですから、それまで行政がお世話をやくのは少し行き過ぎではないか、このように私は思うわけです。

市長、その辺どう考えているか。

いま１点は、これは奥住議員なり中山議員が触れられた点ですが、13ページです。ここに「活気ある産業と豊かな消費のまち」、いわば消費者対策、あるいは産業対策のことについて触れられているわけですけれども、活気ある産業につきましては、「都市農業の振興をはかるため、都市地域農業生産団地事業を新たに実施します。」こういうことが書かれているだけです。これは5000万事業のことを指しているかと思うのですが、これはこれで結構な面で、私自身農家ですから、歓迎するところでありますけれども、そのほかに商業あり、工業があるわけです。むしろ今の日野市の現状からいって、工業対策あるいは商業振興対策の方が、重要ではないかと私は判断するわけです。

農業自体も、緑の保存ということでは非常に大きな意味を持つわけですけれども、産

業対策そのほか、商業なりあるいは工業振興の対策をどうするか、こういうことの方が、産業振興という面についてはもっと大きなウエートを占めてるのではないか、確か占めているはずです。その辺について、何のこの中に文章がないというとおかしいのですが、触れられていない、こういうのは非常に残念であるわけであります。

いつか一般質問の中で私、触れたことがあるのですけれども、日野という市の将来が、この地域がどういうふうに発展していくであろうかという未来像が必要かと思うのです。単なる住宅都市では地域の活性がなくなる、こういうことが考えられるわけで、確かに鈴木都知事の第２次マイタウン構想で触れられているわけでありますけれども、この地域の将来をどういうふうに見ているかということですが、職住接近の都市だというふうに想定しているわけです。

さらに奥住議員も触れられましたけれども、多摩川流域、この辺の将来の産業のあり方として、よく先端産業ということを言われています。集中産業とも言いますけれども、いろいろの条件からして、そういう先端産業が育ちやすい、育つのに非常に有利な地域だということが言われております。

そういうことの誘致、育成がこれからの市の行政の大きな課題ではないかというふうに感ずるわけですけれども、その辺、市長はどう考えるのか。一番私、森田市政のウイークポイントと言いますか、産業振興対策に欠点があるのではないか。法人市民税の超過課税一つの問題をとっても、たしか26市の中で一番高率の超過課税を取っているわけであります。何かその辺はおかしいのではないかという気がするわけですけれども、その辺の市長の意見はどうか、お聞きしたいと思います。

○**市長（森田喜美男君）**　質問の第１点、行政は家庭にまで介入しない、これはもうプライバシーにまで介入しないということは当たり前です。しかしながら、家庭の中の３世代あるいは２世代、あるいは子供の日常生活、これらが地域社会とまた関係は極めて深いわけでありますから、そういう意味で、家庭も地域の一単位として、大いに参加意識によって、地域の教育力を高めるために協力をしていただく、こういうことを内容的には申し上げておるつもりであります。

それから日野市の自治体の産業政策、これは市域が大きく産業に支えられておる、従来は農業でありましたし、今日は商工業のウエートが高いということは、全く現実の事実でありますし、またその方面に力を注ぐということも当然であると考えております。

ただ、大きな意味での経済政策ということは、国のまた政策に依存する部分が大きいわけでありますし、その次には都道府県レベル、つまり都県行政が、より具体的な地域

産業の行政をやる、我々の単位自治体は、むしろそこで働く方々の教育の環境でありますとか、あるいは産業のためには交通の条件整備でありますとか、いわゆる地域社会の集積をつくり上げていく、これによってその中に産業政策も十分込められている、こういう性格のものではなかろうかと思っております。

中小あるいは小規模の事業に対しましては、これは直接支援する手は可能でありますし、そのことは既に実施をしていることも御承知のとおりでありまして、言葉で触れたところが薄いと言いましょうか、不十分だということも確かに御指摘のとおり感じてはおりますが、今までやってまいっておりますことを、なお敷衍、進行させることが、日野市の産業政策として決して貧弱であるとか、妥当でないということは、私はない、とこのように考えております。

ハイテク企業の集積地として、近隣の都市の地域環境があるわけでありますけれども、日野市もまたそのリーダーの役割ということも当然あるはずでありますから、そういう立場で企業の活躍と、それから地域産業の振興に意をそそいでいくということにつきましては、全く欠落をする考え方はないつもりであります。

○**議長（市川資信君）**　籏野行雄君。

○**17番（籏野行雄君）**　第１点については、市長の言うこともわからないことはないのですけれども、ある程度、余り行政がその辺まで、家庭の中の問題まで踏み込むのは行政の行き過ぎだ。事実、それまで書かれたって、家庭の中のことを、果たして、じゃあ具体的にどうするかというと、何もできないし、する必要はないわけですけれども、方向としてはそういう考え方は私は認めるわけですけれども、その辺をちょっとお聞きしたわけです。

それから産業振興についてですが、確かにここに書かれていることは一応、１から５まで網羅的に書かれているわけです。これは新しく始めることではなくて、今までもやってきたことだし、これからもこういうことでやっていきたい、こういうことで文章は出てきていると思うのですけれども、その中で、４に産業振興について農業振興だけしか触れられていないわけです。果たしてこれでいいのか、いま少しいろいろな面で欠落のないように、いわば文章をつくるのなら、商業なり産業振興のことについて一言も触れていないということは、これは欠陥商品ではないかと、私はそう申し上げるわけです。

いま一点、答弁をお願いいたします。

○**議長（市川資信君）**　市長。

○**市長（森田喜美男君）**　表現不足であったということは御指摘のとおりに考えており

ますし、また先ほど私が答えましたことは、日野市の行政としてこれまでも取り組んでおることでありますから、決してアンバランスとか欠落ということには、とっていただくと困るわけでありまして、一層、従来の姿勢は発展をさせる、そういう考え方でおりますことを、御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　　これ以上何を申しても、何か水かけ論になりますけれども、私はこれはどうもおかしな表現ではないかということを申し上げておきます。

○議長（市川資信君）　　ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　　何点かお尋ねしたいと思うのですが、何か配られた平成元年の所信表明というのは、いわゆる改選期のときには予算の説明ということの方がいいのではなかろうかというようなことで、配られてからそういう配慮がされたということも、市長ももう４回やられたのですから、その程度のことはおわかりではなかったのだろうか。変えないなら変えないで、堂々とやられるならいい。まず冒頭にそういうことを、最初送付をしてから、また何か言われたから変えるというようなことのないように、まず指摘を、冒頭にしておきます。

その次は、私も過去に、市長と１年違いでずっとやってきているので、改選期のときのいろいろな、最初私が質問したときには、市長が市議会議員でやられているときは、前任者に、改選期のときの予算の編成というのは骨格予算であるべきだ、こういうことが市長の持論で、その時分は森田市議会議員の持論であった。こういうことも、自分で市長の座につくと、そうはいかないということが訂正されているのですが、今もってどういう市長、改選期のときには骨格予算でいった方がいいのか、市長は、きょうの予算説明の中にもあえて触れてあるように、特に年度初めに市長選挙が行われるため、特に選択的な施策に属するものは、後日にゆだねる余裕を予備費に残す、この間の自由市民会議の予算説明でも、３億なり４億の予備費を残しているということはわかりますが、どうなんですか、改選期のときには骨格予算でいくのが市長の持論なのか。

また、今ひとつわからないのは、選択的施策というのは何を指されているのか、まずこれを冒頭に１点として、お伺いします。

その次は、内需の拡大というか、非常に好景気に恵まれているということで、恐らく市税収入が伸びているのではなかろうかと思うのです。そういう中で、前年よりはるかに、当初の予算が12％も伸びるというような編成を組まれている。こういう中で、非常に市税収入がいいときにこういうのはいいけれども、市長として何にやるというか、こ

ういう問題も言われているのですが、入るを図って出ずるを制すというけれど、余り行革だ、行革だといっても、市の職員が萎縮したり、市民サービスが低下をしてもいけないと思うのだが、問題は、市長としては、財源確保というのはいわゆる棚からぼたもち的な、今の上から来る税収をこういう形で取りなさいよというものをお考えになっているのか。地方自治体としてこういうことに、財源確保に何か鋭意努力をするのだという、何かお考えがあるのか、それが２点目。

それから３点目に、１月１日付で人事異動をされたということなんです。私も何年か、おかげで15年ばかりやっているのだが、１月１日付の人事異動というのは余り記憶がないような感じがするのです。こういう点は、いわゆる内部の活性化をするためにおやりになったのか。何か意図があったか。これは人事権に及ぶところなので、そこら辺は再度質問することはないと思うのですが、私の記憶としては、１月１日付の人事異動というのは余り記憶がない。ないというと、もし間違っているといけないから、記憶がないので、この辺のところの、何を目的にやる、恐らく人事を異動することによって活性化するとか、非常に風通しをよくするとか、職員の士気の高揚を図るとか、何かおありになったと思うので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

その次に、これはこの予算説明の中に、都立の美術館のことを、日野の内部にも非常にいろいろなものが建てられている場合でもあるし、美術館を誘致しようというようなものもあったり、結構なことだと思うのですが、市長がこういう市民運動なり、議会も一緒に都にお願いしたいことも事実なのだが、私がむしろこれは間違っていたら――共産党の議員団さんは非常に都へよく行って、あらゆることを、我々すら後になるようなことまで調べてきたりするけれども、どうも市長さんは、市長会なり都へ行く機会があっても、普通でいけば26市での市長会ではかなり最古参の市長さんではなかろうかと、こう思うのです。

そういう中で、何か後ろの方におられて、非常に謙虚だという話で、先頭へ行って、私なんか美術館のようなことはぜひ日野へ誘致してくれということをおやりになっているのかどうなのか。その辺のところを、何か日野に帰ってくると猛烈な運動が展開するような感じを受けるのだが、どうも我々都の内部へ行って、日野の市長さんは長年、16年もおやりになっているのだけれども、市長さんはいろいろな市長会などされてもずっと後ろの方にいて、にっこりにっこりされていて、非常に謙虚な人で、そういう要望というのは余り聞かない、こういうようなことを聞いているのです。

まあ市長、そういうようなことでなくて、おれは三多摩じゃもう最古参だ、こういう

ようなことでおやりになっているのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思うのです。

それから最後に、これは先ほどちょっと市長も触れておったのですが、消費税、確かに消費税というものは地方自治体のいろいろなことにかかわってくると思うのですが、額としては、日野自体では下水道なり、水道料金なりに転嫁――水道というのは都水道な点だから、都は内部努力をして、実際、消費税を３％乗せてもむしろマイナスをさせる、早くいえば内部努力によってマイナスにするというような知事のお考えが出たようだし、恐らく都議会もそういう対処をされると思うのですが、日野で私、消費税、消費税ということも、我々も決して消費税が一から十までいいということではありません。ただ問題は、いわゆるシャウプ勧告以来の税制を変えて、21世紀に向かっての社会をどうするかというようなことでやられたということは、私ははっきりといって了とするけれども、その実施の時期なり方法に対しては、必ずしも政府がやったことはいいとは言いません。むしろ直してもらわなければならぬ問題もあるし、延期してもらわなければならぬ問題もあると思うのですが、その点市長は、ただ消費税に反対だと言っているだけでなく、現実的に市を担当している立場からいけば、こういう矛盾点があるからこうすべきだ、こういうふうなことをおやりになる考えがあるのかどうか、以上、まず第１回目に質問したいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長選挙を迎える年に、私が過去、前任者に対して多少言い過ぎたことを言ったということは、私も記憶をしております。

それから市長という任に当たってみますと、市民生活に支障を来してはいけないということが大きな責任にもなりますし、そこで既に、特に基本構想あり、基本計画あり、年間、事業の流れというものはほとんどその計画に乗っているわけでありますので、その計画を実際の予算の姿に表現をしていく、これが予算編成の主要なる部分でありまして、特に選択的経費と申しておりますのは、新しく任につく人が、新しい発想ですぐ何かしたいということがあるはずですから、それには一応予備費としてこれまで３億円、今回４億円、こういう留保をしておくというふうにいたしたところであります。

それから、ことしの予算編成が財源の確保によってかなり積極的な予算になっている、これはまことにありがたいことでありまして、つまり事業計画が計画以上に推進ができる。特に最も急いでおります基盤整備事業、すなわち下水道事業並びに区画整理事業でありますが、これらに対して執行の可能な限り予算をつける、今後もまた、年度間でも

執行可能であれば積極的に予算をつける、このように努力をいたしたい。それが今日の日野市の一番重点かつ緊急な仕事である、こういう認識でございます。

３番目の質問の、１月１日付の人事は異例ではないかという御指摘でありますが、確かに異例かもしれません。しかしながら新年度を前にして、任期が終えて退職する幹部職員がありますので、それをまず補充をしておかなければならない。後で行政報告の際に、議長の了解を得て議会説明員の紹介をさせていただくつもりでありますが、そういう意味で予算編成と、それから当第１回定例会に十分責任の持てる人事体制をつくった、このように御理解をお願いしておきたいと思います。

それから都立美術館誘致に伴って、もっと市長は積極的に動いたらどうか、動いてないではないかというふうに見られているようでありますが、私も東京都市長会では、役員の中の幹事という役を受けております。そして、市長会として行動する際には、古参の市長の一人として、一定の役割を持っておるわけでありますけれども、日野市の場合東京都に、例えば今まで都知事に申し上げましたのは、程久保緑地の確保のことでありますとか、それから下水道事業に対します、いわゆる南多摩地域の取り組み、これらのことについて特段の御配慮をお願いをするということは、ときに応じてやってまいっております。

この美術館につきましては、何回も都に足を運びまして、直接副知事にもお願いをいたしましたし、それから予定地として考えます程久保緑地ということもございますので、その関係にも都の理解を求めておる、こういうことは既に行っております。もっとこれからも、今度既成会もできましたので、議会の代表の方、既成会、そして周辺の文化機関の方々、日野市のつまり意思を網羅する積極的な誘致のお願いをする、このことについては、確かに積極的に動きたい、このように考えておるところであります。

消費税のことにつきましては、本当に判断が難しいわけでありまして、しかし市民生活にあるいは値上げとなり、あるいは業者の負担となるという形で、大きな未解決の問題をはらんでおる、こういうことは総論として言えると思っております。

したがいまして、十分見極めをしながら適切なる対応をする、こういう考え方に至っております。つまり今回の予算編成の歳入部分、使用料、手数料等には、あるいは伴う制度かもしれませんけれども、これらにつきましては、なるべくならば転嫁しない、こういうことで進みたいと思っておりますし、これはどこの自治体でも多分にまだ見定めがついていない、こういう状況もありますので、今後の大きな課題の一つとして、その時期などについても検討していく、それが消費税対策本部を設けた大きな理由でありま

す。

不十分なお答えかもしれませんが、以上のとおりお答えをいたします。（「再質問する前に、財源確保の何か……」と呼ぶ者あり）財源確保につきましては、本来ならばいわゆる国が補助金カットを何年かやっておるわけですから、これが回復するということが一番大きな期待でございましたが、国の予算の大きいことにかかわらず、その点は見送られてしまったという遺憾を覚えております。

それからなお、将来のいわゆる市民税、法人、個人にわたります市民税が的確な伸び、つまり内需拡大に支えられたり、勤労努力に支えられて一定の見通しはできる、このように理解をいたしておりますが、新たに税率を上げるとかそういうことは考える余地はないというふうに思っております。

むしろこれから国民健康保健でありますとか、都市計画税等の復活については十分慎重を期してやっていくことだろう、とこのように考えております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　一番先の予算編成の問題に対しては、市長の、これは私も理事者になると骨格予算ではならぬ、市民サイドから見たなら、あくまでも通年予算を組まなければならないというようなお話なので、結構です。

二番目の、市長が考えている財源確保と、私の考えている財源確保とは多少考え方が、完全に一致しているということでない面もあるので、ちょっと私の考え方を質問しながら、ただしたいと思うのです。

一つは日野は、今こそどちらかというと市街化区域内で、いわゆる住宅街としてのこれからの展望の方が、もう土地も高騰しているから、ウエートが強くなってきていると思うのですが、それでも住宅街としても土地が高騰しているから、人口の伸びが、いわゆる流入人口の伸びというのは非常に鈍化しているというのです。

先ほども天野議員の指摘のように、市長の考えているのには、20万になるのにはかなり年数がかかるのではないか、こういうふうに思いますが、問題は今ある特に会社を、全部会社が法人市民税に依存するということじゃないから、特段の何かしなくても、やはり理事者と事業所との風通しはよくして、日野にいるということによって非常にいいのだなというような感じは、当然やるべきではなかろうか。こういうふうに考える。これは市長がそうだと言えば、これですぐおしまいになってしまうことですけれども、私は少なくともそういう指摘は踏まえて、市長の答えを聞きたいと思っているのです。

それからいま一つ、これは私も過去に聞いた事柄なんですが、美濃部都政の中ではギャンブル収入、いわゆる日野が加わっている４市競艇、11市競輪、この辺のことも市長に、根本だから聞きたいと思うのですが、当初、美濃部都政の中ではギャンブルというのは家庭の悲劇を起こしてよくない、こういうことの中で、京王閣の競輪なり江戸川の競艇をなくしました。それによっていわゆる26市なり、区部が担当するという形になっております。

私、これは市長の考え方をここでただしたいというのは、国立みたいにやっていないところはどうかしらないけれども、恐らく今、４市の仲間にしても、11市の仲間にしても、この収入に依存しているというと言葉は言い過ぎるかもしらぬけれども、かなりウエートを置いてない市はないのではなかろうか、こういうふうに私は言いたいのです。

一つの、その辺で市長、この中で大事な答えをこれから言うところでしてもらいたいのですが、実は昨年の３月ころから、６市の江戸川競艇であいう不祥事が出たわけです。かなり新聞で、公営の機関がやっているところで、考えられないような不祥事のときに大問題が出て、それが日野の４市――私もたまたま４市と11市に秦議員さんと出してもらっているから、いろいろなことがわかるのですが、おわかりにくい議員さんもおられるかもしらぬですが、あの配分の、６市が３カ月間、開催権を停止された。こういうことによって、３カ月間停止されても、前年比98％くらいの収益がある。たまたま４市の方の競艇は12％近い伸び率をしている。11市の方の競輪事業にしても、７％から7.3％くらいの伸び率をしている。

もしあの不祥事がなければ、私、一般会計の歳入面の７億の予算が組んであるのですが、恐らく最低でも１億くらいは来るのではないか。見方によっては、１億5000万くらいふえて来るのじゃなかろうか、こういうふうに思うわけです。ところが逆に６市、６市があいう不祥事を起こしたために、都の指導の中で、出た収益金から、例えば38億円の４市、６市、11市のあの配分規定の中で、38億円６市が入れる中で、半分はペナルティをかけると、こういうわけです。

そういう場合に、市長はああいうことの不祥事が出たから、日野には一番先、要らないのですよ、こういう本当はこれは管理者が、市長も４市の動向というのは非常に微妙な段階に来ているわけです。６市じゃ、なるたけ大勢に持ってもらった方がいい、４市ではなるたけ持ちたくないという考え方があるかもしらぬですね。ある市によると、７億組んでおいて、例えば６億ならば減額補正しなければならぬじゃないか。だから私あえて、この間、中間報告で財政課長には言っておいたのです。なるたけ日野で組んでおいたものを下回らないようにするけれども、場合によると、下回るときは減額補正しな

ければならぬけれども、恐らくというようなことを言ったら、市長の専決でもって、先にいって減額補正するというような考え方。

ただ私は、そこのところで市長に聞きたいわけですよね。基本的にこういうギャンブルの収入は要らないということが基本なら、ああ、そんな不祥事なんかした金なんか、なるたけ少なく来た方がいいのだから、6市だけで持たせないで、全部11市で持ってしまいましょうよという、市長はお考えなのか。

さもなければ、私の考え方というのは、11市、6市、4市というのは別枠であるけれども一体だということもあるが、あくまでも4市と11市は同じ事務局なんです。ところが6市というのは、事務局を別に持っているわけですよ。ここら辺が一つのかぎになると思うのです。

東京都の指導がどう最後には来るかということも、私もいろいろなことを聞いていますけれども、私の立場なり秦議員さんの立場では、なるたけ多くペナルティはほかのところで持ってもらって、なるたけ少なくしてもらってもいいのじゃなかろうか。いわゆるペナルティをかけられないような方法をとりたいというのは、聞き及ぶところによると、理事者では非常に決めにくい。議会サイドでなければ決められないのじゃないかということが出ているけれども、ただ日野の市長というのは、よくギャンプル廃止というような立場でこられているだけに、我々と意図するところは全く違うということを、我々が頑張ってもいかがなものだろうというような感じを持っているので、あえて本会議場で私は市長の考え方を聞きたいと思います。

それからいま一つ、口では7億というけれども、非常に市長は福祉対策、特に老人に対する福祉の施策が厚いということなんですが、大体7億から8億の金をかければ、今年度の予算の老人費というのは賄えるのです。

私は言うのですよ。私はなれないから言うなと言われるかもしれないけれども、もしおれがその座につけば、全部こういう収入は今まで貢献された人に投入してはどうか、こういう考え方を持つつもりなんですが、その辺のところで市長のお答えを聞きたいと思います。

それから最後の美術館の問題は、市長、市民運動でやられることもこれも結構だと思うのですけれども、やはりその衝に当たる者が、市長なり議会なりが、かなりやはり熱意を示さなければ、大変ではなかろうか。こういうことで、私は日野だけの力を持っているなら、日野独自でも美術館をつくるという、このくらいの決意を持ってもいいのじゃないか、そのくらいの気持ちでまた当たらなければできないのじゃないか、こういう指

摘もしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　4市競艇、あるいは11市競輪、議会の議員として活躍をしていただいております石坂議員さん、秦議員さん、本当に御苦労さんでございますし、またありがたいと思っております。

私が市長に就任して以来、いわゆる競争事業、競艇と競輪でありますが、これに対してそのギャンブル性のために云々をしたことはないつもりでありまして、市長になりますと、財源は貪欲にならざるを得ませんということも、申し上げたことがあります。

そういう意味で、このところ生じました6市の不祥事件、このことが随分自治体のギャンブル行政に対します反省の材料にされたということは、管理者あるいは当事者であれば、非常に心を痛めた問題でありました。私どもも、立場としては同様であります。

私はこれまで、いつかも申し上げたと思っておりますが、あるいは当時のギャンブル財源、これは永続しないかもしれない。ですから臨時的に獲得できる貴重な財源として、下水道整備の財源に充てるとか、あるいは下水道整備に伴う受益者負担金の代替に使うとか、そういうことが考え方として適切であろう、このようなことも、議場でも申し上げたことがあります。

石坂議員の御指摘の、老人福祉に向けてということもございますが、何の財源にするということは別にいたしまして、極めて貴重な財源として位置づけておる。とりわけ今日では、ギャンブルに対する意識も、かなり社会の変化とともに、ある意味ではレジャー的な要素を持つ、こういうふうに考えられますので、むしろそちらの方にウエートを置いて、楽しいゲームの場所というふうに、その運営を仕向けていって、一定の財源確保の施策に当てるということが、正しい方向づけではなかろうかということでありますし、そういう気持ちでまたそれぞれの組合の理事会には臨んでおる、こういう気持ちでありますので、御理解をしておいていただきたいと思います。

都立美術館誘致につきましては、御指摘のとおりだと思っておりますので、議会はもちろんでありますし、市民とともに積極的に、私が先頭に立って運動をやっていこう、こういう意欲は持っておるわけでありますし、またできなかった場合はということは、むしろ今のところは言ってはいけないくらいに思っておりまして、もしその帰するところ、目標は都立であれあるいは市立であれ、同じ目標が成り立つものだというふうに考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　余り長くなると、昼食の時間でもあるしあれなんで、これで終わりたいと思うのですが、今の競争事業というか、ギャンブル収入というか、日野でも今度下田さんという人が出向で行っているわけですよね。だから私、思うのです。やはり市長はもちろんですが、かなり担当者がいろいろな理解を示してやることが必要だし、しかもむしろ議会では企業的努力をしろというような指摘までしているので、私、競輪や競艇に企業努力をしろということは酷だと思いますけれども、非常に何というか、市長、今、一時的な収入というようなことをちょっと言われたけれども、私は好、不況は多少あるにしても、あの事業を自治体が要らなくなるというようなことは、まず当面は考えられない。私、少なくとも10年間くらい考えられない。そうかといって、それを民間にやらせるというようなことは、まず考えられないと思うのです。

そういう中でいれば、その上司なり、その任に当たる、予算なり使う立場にいる、執行する立場にある市長なりが、行っている者にかなり優秀な人材を送って、私も最初は競輪場とかああいうところのファンはどうあっても、職員の人の質というのはどうなのかというようなことを思ったけれども、まあそんなことを言っちゃ悪いけれども、かなり謙虚というか、我々に対して接する態度にしても、とても市なんかでは見られない、こういう態度でみんな職員がいるわけですよ。

特に去年のああいう不祥事が出てから、緊張し過ぎるほど緊張しているわけです。いろいろなことに対して。そういうことも、やはり上層部にいる人は、やはり理解をしてやることが必要じゃないかということも、あえて私は指摘をしておきます。以上です。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　簡単にしたいと思いますが、まず1点は、7ページにあります、「来年度はこの基本計画の前期最終年に当たる」こういう表現がされておりますが、9ページには、本年度は、間を抜いて、基本計画の前期終年度に当たります、要するに同じことをこの基本計画について言われていると思うのですが、片方は来年度、片方は本年度ということで、年度の食い違いがあるわけですけれども、そこら辺の御説明をいただきたいと思います。

2点目ですが、国の予算は60兆4000云々ということで、「60兆でよい世に」というようなごろ合わせに使われているようですが、日野の場合、あえて1000円まで申し上げますと、「参考意見も無言の中に、横向き無視するワンマン市長」、このように読めるわけでございます。また、特別会計の方は、「頭痛、質札、食わずにおこう」、こんなことで、あと合わせますと、「御破産、破産の御労苦予算」、こんなようなことで、余り

いい方向で読み切れないような予算であるわけですが、内容については予算委員会で審議をしていただくといたしましても、今、石坂議員もちょっと言っていました予備費の関係、骨格予算と云々ということで一つ論議があったわけですけれども、今まで続けている中で、3億円から4億円に少し伸ばしたのだというような市長の考え方がありましたけれども、たまたま消費譲与税の4億に見合ったような予備費を取ったのかなという、別の角度からも考えるところもあるのですが、それは別として、市長は通常こういったことの中で、どの程度、基準としてとらえていらっしゃるのか、1点、お伺いしたい。

それから先ほどの区画整理の問題で、今後に向けて、市民と接したときに、市民が極力協力をしていくというようなことで御意見をいただいたということで、喜んでいらっしゃるようでございますけれども、今日まで基盤整備が、革新市政の中で大変おくれてきていた。そして下水道もそうだ、そういう中で、市民にとっては今日まできてしまったという、いかんともしがたい、要するに業を煮やした中で、そういった発言があったのじゃないかというふうにとらえておるのですが、この点、市長はどのようにお考えになっているのか。

それから最後、私の方は行政報告の中で質問しようかなと思ったのですが、立ったついでですから。今、石坂議員もおっしゃっていました最後の都立の新美術館、これにつきましては、都には何たびか足も運んでいる、議会の方も、我々文教委員のときにも都の方に行っていますけれども、今後市民とともにというようなことと、あわせて石坂議員も期待するところでは、熱意を込めてやってほしいという話がありました。

ついては、各市がこれについては希望、要望を出しているところですが、立川、昭島、多摩、羽村については64年度、要するに前の段階で言うと、東京都に市町村の要望事項として美術館の誘致をというようなことを出しているわけです。日野はこの点、出されたかどうか。もし出さなかったとすれば、そこら辺の取り組みはどうだったのか、実情をちょっとお話をいただければ……。以上、4点です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市基盤整備のおくれということを、何か誤っておられるようですが、私は都市基盤整備は、特に下水道のことで話をしますならば、私の前任者の時代には皆無であった。そして51年に下水道調査会を発足をさせまして、翌年の秋ですが、日野市下水道のあり方と方向について、そして52年の6月に日野市公共下水道基本方針の案ができております。そして54年にそれが公式化いたしまして、いわゆる基本計画ということになっております。

東京都においても55年に多摩川、荒川等、流域別下水道整備総合計画が策定されて、日野市がそれに乗ったということでありまして、すべて順序を経て、しかもこれは大切な都市計画決定の順序を経て進行しておるわけでありますから、おくれたという言い方は全く当たっていない。適切に、一番手順を踏みながら、しかも市民の合意を得ながら事業が具体化されておるということでありまして、特に浅川処理場の決定につきましては、地元で非常に大きな反対運動がありました。議会にも２回にわたって請願がなされております。

それらのことを、私はしばしば足を運んで地元によく説明をし、御了解をいただいて事業化に進み得ておるわけでありますから、そのあたりのところは間違いなく御認識いただいておきたいと思っております。

区画整理事業においてもまさにそのとおりでありまして、万願寺区画整理事業は、地元の方に聞いていただくとよくわかるはずなんですが、浅川処理場の決定に伴って、万願寺区画整理事業も一緒にやろうということが地元の意思として方向づけがなされて、つまり理解ができた、こういうことでありまして、その両方の事業を今それぞれ、流域の処理場は東京都において、用地を16ヘクタール買い集めるのですよ、そうしてその場所には五つの企業が存在したのですよ。その五つの企業をどこに移すかということが、一番大きな問題でもあったわけでありまして、ですからおくれたなんということは全くないということを、私はこの議場においてはっきりと申し上げておきたい、とこう思っております。

後のことは、ひとつ担当の方からお答えをいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　美術館の関係でございますが、既に経過としては何回か議会の本会議の中で御説明したつもりでございます。

当然、議会の中でも都に対しての陳情、要望、市としては市長の名前で知事あてに62年の８月１日に持っていっております。これは要望書でございます。その後も、先ほど市長からも石坂議員のときに説明ありましたとおり、各関係部局への要請といったものの行動は積み重ねて、実現方に努力しているということでございます。

なお、１点目の関係だと思いますが、平成元年度の予算編成方針と事業という中での、基本計画での前期最終年に当たる年、あるいはそれに関連する最終年度だということでございます。基本計画の中での実施計画部分、前期分、後期分に分類していることは御承知のとおりでございますが、前期の平成元年度は最終年度になる、そういう意味であ

りますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

（「あと予備費」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　年次の食い違いは、ことし、現在から考えると来年というような言い方で、一致してなかった点は訂正させていただきたいと思っております。

それから予備費という考え方は、これは総予算の１％に近似する数値ということで、今回は４億円を計上した、こういう考え方であります。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　とらえ方の問題であるわけですから、ここでことさらその問題について論議を交わそうという気持ちはありませんけれども、下水道の関係のことは、いずれにしてもそういう状況の年次で進んでいるということで、私が申し上げたのは都市計画の問題、要するに基盤整備そのものは下水道だけにこだわっているわけではないわけです。

年次を挙げて言えば、しからば市の都市計画の決定があったのは何年かということでやれば、市長の前の時代にもう都市計画そのものは決まっているわけですね。（「下水道は決まってない」と呼ぶ者あり）いや、下水道じゃない、都市計画事業ですよ。そういうふうに一面だけをとらえて市長言うから、格好よくそういうふうになりますけれども、総体から見れば、とにかく何にも手をつけなかった、やっとここへ来てやった、こんなようなことが総体的なみんなの見方だということでありますので、あえて申し上げておきます。

それから美術館の関係、今、財政部長も62年の８月に市長がやった。それから確かに議会側もやっていますけれども、要するに今のこの時代には、各市とも現実に64年度とか、前にやったから、そのままそれが継続されているのだというようなことじゃなくて、何回も何回も同じことを出す、要望そのものを、64年度の市町村の要望事項というのは各市でまとまっているわけですよ。日野市は５項目だけしか出していませんけれども、こういったことが現実に、何回も何回も東京都に要望するということが熱意のあらわれになると思うのですよ。これは全然ないわけですから、日野市は美術館の要望をしてないわけですよ。過去にしたからいいのだということじゃ、熱意も何もあったものじゃない、こういう現実があるわけですから、ひとつぜひ我々としてはそのものを希望していることは実態としてあるわけですから、少なくとも行政側はそういった面にも、もう一度繰り返しますが、熱意を込めて取り組んでいただきたいということをお願いします。

それから基本の年度の取り違えと言いますか、そこら辺のことについては、もし今後資料が出たときには、我々はこういうところの場で理解をする部分があるわけですが、ぜひ見直し等をするところはしていただくというふうに、お願いをしたいと思います。

一応そんなことで、予算関係はまた後のことがありますから、以上で終わります。

○議長（市川資信君）　答弁はよろしいですか。（「何かあれば」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　適切に対応していきたいと思っております。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私、最初に質疑のところで指名されましたので、申し上げようかと思ったのですが、一通り終わってからと思いましたので、あえて指摘をしておきたいと思うことがございます。

それは、今回の私どもに配付をされました資料では、平成元年度所信表明、日野市長、森田喜美男となった文書が配られてきたわけです。先ほど石坂議員の方からも若干触れられましたが、所信表明というのは、市長の改選年度においてはふさわしくないということで、聞き及ぶところによりますと、議運でその標題の変更が話し合われ、その結果このようにきめられたということでありますが、予算編成方針と事業ということで、この文書の標題が変わったのであれば、しかも市長の朗読、最後の14ページも、私どもの手元に配られているものと変わってきております。

こういう内容が変更された場合には、議運の決定に基づいて当然文書の訂正ないしは差しかえが行われるべきだと思うのです。私どもはこれを資料としてとじて保管をする、そのまま捨ててしまう人もいるかもわかりませんが、そうすると所信表明として残るわけです。その点の配慮をやはりきちんとしておくべきではなかったかということを、ひとつ御指摘を申し上げます。

それからもう一つは、この予算編成方針ということにこの文書が変わったといたしますと、昭和63年11月４日に既に日野市は、市長名で昭和64年度予算編成に臨んで（方針）つまり予算編成方針が既に、別につくられたものが存在するわけです。ですからこの所信表明が予算編成方針とその事業の説明だとしますと、予算編成方針、市長名のものが平成元年度については二つ存在をするということになってしまうわけです。

こういうことを平気で、お役所は文書等の作成についてはことさら注意をしておられると思うのですが、何ともお感じにならないのか、非常に私はその点、不自然に感じます。理解できないのです。こういった点今後、ここでやってしまったのですから、記録にも残りますので仕方ないのかもわかりませんが、ぜひ御注意をいただきたいと思いま

すし、その差しかえないしは訂正については、きちんと文書でやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　所信表明というのは、新年度第１回定例市議会におきまして毎回行う、いわゆる表明であります。そして議案書という意味でもありませんし、本来ならば私は議場で初めて、ここで申し上げるのが本当の所信表明である、そういうものだと考えておりますが、あらかじめその表明を文章にして、つまり質問の資料にしていただくという意味があろうと思いまして、発送日を異にしてお届けをした、こういうことでありまして、私の議場で発言をした、それが今回は予算編成方針ということで発表させていただいたわけでありますので、別に資料として差しつかえるという性格のものではないのではなかろうか、こんなふうに思っておりますが、そのあたりのところは、また、なるべく誤解のないように努めていきたい、とこのように考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　議長にお願いしたいのですが、議運でちゃんと決まったことを、市長は、おれはこう思うから構わないというようなことで、今、突っぱねておられるように私は受けとめるのですが、きちんと対応してもらいたいと思うのです。

所信表明でいくのだということであれば、議運でそのように自分の主張を、市の職員をして主張せしめればいいわけで、それが決まった以上は、配られている文書の標題が変われば、また内容に変更が生じれば、それはちゃんと議員のところに配る文書であれば、訂正をして再度届けるのが当然じゃないですか。

どうしても市長のいすにしがみつきたいということで、この文書にこだわるということであれば、それは結構ですよ。しかし決まったことを、これは違うのだということで、議会の決定にそぐわないような答弁をなさるというのはどうかと思うのですが、議長、いかがでしょうか。やっぱり資料ですからきちんとしていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。（「議長に質問している」と呼ぶ者あり）

議長も議会運営委員会に出席しておりまして、この件は確認しておりますので、今、古賀俊昭議員の御指摘のとおりだと思いますので、これから理事者に善処方を申し入れるつもりです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって予算編成方針と事業の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後０時53分　休憩

午後２時21分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第４、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　行政報告を行う前に、先ほど触れました議会説明要員の人事異動のことについて、ちょっと触れさせていただきます。

建設部長に橋本前水道部長、それから建設部参与に永原前建設部長、もう一つ、水道部長に高野　隆前福祉部長、それから福祉部長に山崎前総務部参与を、それぞれ１月１日付で任命いたしておりますので、これから議会の説明要員としてお務めさせていただきますとともに、あわせて御指導をお願い申し上げまして、一言、異動のことについて触れさせていただきます。

行政報告。

前回議会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より３件について報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１、消費税対策本部の設置について。

御承知のとおり、消費税法はさまざまな議論のある中で昨年末公布され、本年４月１日から実施されることとなっています。この消費税の導入に伴う新税制は、市民生活はもちろんのこと、自治体の行財政にも不確定な要因とともに、さまざまな影響が予想されるところであります。

そこで去る２月１日、消費税の導入に伴う市民生活及び行財政への影響を調査し、適切な対策を講じて、市民生活の安定と行政の円滑な運営を期するために、庁内に消費税対策本部を発足させました。

この対策本部は、市民生活、特に弱者対策と行財政にかかる緊急かつ当面の課題として、本市の使用料、手数料への転嫁の取り扱いについて調査、検討してまいる所存であります。

なお、消費税の導入に伴う市の使用料、手数料への消費税転嫁につきましては、準備期間も短く、しかも市民生活に対する影響に十分配慮しながら対応する必要があるので、

４月１日実施は見送り、今後、都及び各市の動向を勘案し、鋭意検討を進めて、結論を出したいと考えておりますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。

２、財団法人日野市環境緑化協会の発足について

昭和62年４月、日野市環境緑化協会が、日野市における新しい緑化運動の母体として発足して以来、本市の緑化行政の一翼を担い、活発な事業活動を展開してきましたことは、御承知のとおりであります。

この協会のハード、ソフト両面での事業能力を発展させるための法人化については、東京都との協議を重ね、準備作業を進めてきたところであります。寄附行為等、必要な手続が整い、本年１月６日、財団法人日野市環境緑化協会として許可されるとともに、設立登記を完了いたしました。

既に市役所２階に事務所を開設し、事業活動を開始しております。２月下旬には、多数の市民の参加を得て緑化市民会議を開催し、新しい緑化運動に対する期待とともに、多くの提言をいただいております。

行政側といたしましても、協会の事業活動を積極的に支援し、役割の分担を図りながら運動と実務展開に努めてまいる所存でありますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。

３、都立新美術館日野市誘致期成会の発足について

多摩地域に予定されております都立新美術館を日野市に誘致する件につきましては、これまでにも御報告してまいりましたが、このたび市民の熱意を結集した都立新美術館日野市誘致既成会が、幅広い参加を得て、本年２月18日に発足されましたので、御報告いたします。

期成会は、新美術館の市内誘致を、市民共同の運動として展開していく母体となるものであり、その活動の広がりに期待を持つものであります。地域に文化的豊かさをもたらす美術館の建設誘致を、ともに積極的に進めてまいる所存でありますので、市議会におかれましても、御理解、御協力をお願いする次第であります。

以上をもって、私の行政報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般についての質疑に入ります。川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　行政報告の最後に、教育委員会に関係した内容を、質問と意見を申し上げたいと思います。

本年、実施ができる予定でいました第三中学校の給食の件でございます。楽しみにしていた給食も、いろいろ入札の問題やらありまして、実施できなくなって、今年は実施設計とか、今年工事着工というのが、１年間ずれてしまいました。

それについて、ぜひとも今年度をもって卒業する３年生とか、そういう生徒に給食を、何とか現在の生徒数が少なくなった給食施設を利用してでも、三中の生徒に給食をさせてあげたい、こういう気持ちが行政側としてもあるかないか。やはり私としてはそういう生徒にぜひとも給食を実施させてあげて、遊休施設を利用したり、努力すればできるのではないか、こういうふうに思いますが、その点についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。ことしの３月卒業生と申しましても、三中自体では若干無理である。といって、三沢中学の食堂等開放していただいて、とりあえずこの３月に卒業する子供たちに給食をということになりましても、三中の卒業生自体としては、自分の学校であれば別として、ピンとこないのではないか、そういうことで、来年度以降卒業する卒業生に対して、一日も早く給食が実施できるよう、最善の努力をしてまいりたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　今年度実施設計とか工事ですから、給食はできないと思いますが、やはり新年度の３年生なり何なりの生徒さんに給食を、センター方式ということまでいかないまでも、やはり遊休な施設を利用して、ぜひとも給食を実施してあげていただきたい、私はそう思います。以上です。

○議長（市川資信君）　答弁はよろしいのですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　１点だけ伺います。

今、報告にありました緑化協会の関係は承知をしているところですが、たまたま２月１日の広報に、緑化協会の関係が一面に大きく報道されておりました。

私の方で今回、質問に立ったのは、その２面のところに、緑地信託条例の制定へというようなことで、特に大分大きなスペースを割いて、条例の案文まで掲げてある。私の方は、これはまだ建設委員会の方で審議をされているところですから、内容については踏み込みませんけれども、特にこの時点で条例の案文まで広報を使って出しているという現実で、市長とすればできるだけ早い時点でということがあるのでしょうけれども、

特に前にも40人学級の問題等で広報を使って、その後それが審議の後に変わっていたというような事態があったわけですが、ことさらここに条例の案文まで載せたという意図と言いますか、そこら辺について、市長から御回答をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　緑化信託条例につきましては、議会で今、付託委員会で御審議をいただいておるということは、よく承知をしております。

たまたま我々のもくろみといたしまして、いわゆる地元あるいは土地所有者、管理をしておられる方々に、その条例の趣旨も再度説明をして御協力をお願いをしたいという考え方を持っております。多少問い合わせのこともございますので、市民にも一応こういう内容のものでありますということも説明に充てるとともに、また一層の御理解をいただきたいということが念願をするところでございますので、広報に紹介をしたということにつきましては、そのように御理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　一応今の回答でよろしいということで、私の立場とすればないわけですが、紙面を使っている３分の１の、要するに前段で、これから審議をしていただきますというような状況については報告されてよろしいかと思いますけれども、やはり条例を審議する内容までここであえてその前段の分の倍をも取るようなスペースで掲げるほどの、まだ決定もしていない、要するに審議をする前ですから、今後の広報の中に向けては、そこら辺まで配慮をしてやる必要があるのじゃないかなと思いますので、ちょっと今、質問で聞いてみた次第です。以上です。結構です。

○議長（市川資信君）　要望でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　先ほど１月１日付の人事異動、職員の異動の件で若干触れられておりましたが、そのことにかかわりのあることを、一つお尋ねをいたします。

今、市の企画課長はどなたか、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　野中課長でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　この野中課長につきましては、以前、私もこの議場で市長に何点かお尋ねをしたことがありますが、東京都から出向して日野市でお仕事をされてこられました。その特定の職務が一段落をしたということで、本来東京都に戻られるのかなというふうに思っておりましたら、市の方で何か受け入れる際の約束があったのかなかっ

たのかよくわからないのですが、引き続き仕事を続けてもらうということになりましたら、職員組合がかっかしまして、本人のいる目の前で、庁内にマイクまで持ち込んで、とてもこれは許せぬというわけで、大騒ぎになったことがあるわけです。

その後どういう話し合いが私行われたのかわかりませんが、１月１日の人事異動だったと思いますが、この野中さんが企画課長ということですんなり就任をされました。あれだけ大騒ぎをして、この異動については承服しがたい組合の考え方が、引き続き述べられるのかなというふうに思っておりましたら、全くそういう気配がない。一時の大騒ぎがまるでうそのような感がするわけでありますが、これは何かやはり約束なり話し合いが行われた結果、こうなったのだろうと思います。あれだけ庁内を揺るがした人事のことでありますので、組合とどのような取引をなさった結果この企画課長が誕生したのか、この点について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東京都から出向を求めて、日野市の基本構想に基づく基本計画の策定に、野中君は専任をいたしておりました。一番新しい基本計画に、各組織からの情報を把握をしておる立場でございますので、企画課長ないしは財政課長が、日野市に迎えるとして妥当な職場だというふうに考えておりました。

外来の人事導入ということは、また組合のかかわる面がございまして、本来は、人事管理のことだからそういうことは適当でない、日野市の行政能力を高めることが我々の眼目であるわけですが、多少異論も伴っておったということは事実であります。

その後よく説明をいたしまして、完全に了解をし、納得づくで人事が完了できた、こういう経過でございます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　昭和最後の定例議会、つまり昨年の12月議会で、私が都立高校の擁壁工事の不正工事の指摘をしましたけれども、その不正工事、業者名もはっきり私はこの本会議場で申し上げているわけでありますが、その不正工事に対する調査をその後されたかどうか、それが第１点と、それから第２点は、高幡特養老人ホームの建築工事の中で、普通分離発注されるべき昇降機設備工事なんですが、この行政報告の中に、東部会館の方で積載量とかあるいは乗用人員とか、速度とか停止箇所とか、乗用兼椅子用油圧方式昇降機とかいうふうに、そのような報告を受けているわけでありますが、高幡特養老人ホームの昇降機設備についても、この程度の内容説明をちょっとお願いしたいと思います。

以上、２点です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の御質問に対して、お答えをいたします。

南平高校の用地造成に伴って、今のお言葉では不正工事だと、こういう言い方をされておりますが、我々は不正工事という見方はいたしておりません。工事に多少のミスがあったということは、その当時お答えをしたとおりでありまして、したがってその不正の内容を調べるというふうなことは必要もないし、やっておりません。ミスは是正をした、こういう結果でございます。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　今、質問の内容がちょっとわかりにくいので、もう一度、申しわけございませんけれども、お願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　私は建設部長に質問したのじゃなくて、総務部長に質問しているわけです。

この総務部管財課の行政報告として、工事請負契約状況の報告が出ているわけです。この中で高幡特養老人ホームの昇降機の設備工事の内容、これについて、普通分離発注されるべき性質のものでありますけれども、いろいろな絡みと言いますか、思惑から、これを本体工事と一緒に取り込んで入札したという経過があったわけであります。この管財課の報告では、昇降機の設備工事一式としか書いていないわけでありますけれども、ほかの欄に、次のページに日野市東部会館昇降機設備工事という項目がございますけれども、この程度の内容を、高幡特養老人ホームの昇降機設備についても御報告をお願いしたいということを質問しているわけで、建設部長に聞いているのではなくて、総務部長に聞いているのです。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　仕様に関することでございますので、十分、私、把握してない面もございますけれども、昇降機設備工事のほかにサッシ、それからタイル、そういったものの変更が、この一式の中に含まれております。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　昇降機工事のほかにということじゃなくて、昇降機工事の内容について聞いているのです。どういう機械なのか、あるいは例えば積載量とか、乗用人員が何人とか、速度がどの程度とか、停止箇所が１階から３階とか、いろいろ東部会館

での報告では備考の欄に出ておりますね。10ページの一番下です。ナンバー17のところです。その程度の内容のことを御報告いただけないでしょうかというふうに質問しているのです。昇降機設備の内容について、東部会館程度のことを御報告いただけませんかということを、聞いているのです。総務部の守備範囲でしょう。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　現在、その内容につきまして書類が整っておりませんので、即刻これを調査いたしまして、後ほど御返事をいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　できれば把握して、本会議に臨んでいただければというふうに思います。

というのは昇降機設備は、普通は分離工事されるべき性質の大きな工事、事業ですから、たまたまこの高幡特養老人ホームの場合には、本体との一括発注という形をとっておりますけれども、通常は分離発注すべき性質のものだろうというふうに思います。そういう意味で、その程度のことはひとつ把握してきておいてもらいたいというふうに思うのですが、後日で結構です。教えてください。

それから市長の答弁でありますけれども、市長の見解では不正工事はない、ミスはあったけれども、不正工事はないというふうな答弁でありますけれども、これは私どもの立場からすれば、市長の一方的なまた主張だというふうにも言わざるを得ないわけであります。

12月の議会を繰り返すつもりはありませんけれども、下請業者が砂利を不正に運び込んで売却したということ、それが不正でないというのは、全く解せないわけでありますけれども、しからばミスはあったけれども、不正はなかったというならば、じゃあミスはどんなミスがあったのか、そのミスを教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私がミスと言っておりますのは、施工ミスのことでありまして、擁壁の一部に若干のふくらみが生じた、そのことを指しておるわけでありまして、そのミスはどのように生じたかということにつきましては、その当時、私の見解をお答えをしたというつもりでおります。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　そのミスが生じたということで、その工事ミスがなぜ起きたかということについて、私が不正をしたからそういうミスが発生したと指摘をしているわ

けです。ですから、少なくとも私が指摘していることがうそだというのか、真実なのかくらいの、本会議で指摘されたら、そのくらいの調査をされてもいいのではないかという気がするのです。

具体的に業者名を私は申し上げているわけで、もし私が言っていることがでたらめだというならば、名誉棄損なり何なり、私を訴えるべきでありますし、私としてはやはりその辺のところは正確に把握をしていただきたい。大事な市民の税金を使っているわけでありますから、いわゆる市長が一方的な解釈と言いますか、責任を追及されたくないという気持ちがおありになるかどうか知りませんけれども、私どもが立派に指摘している不正工事に対して、不正じゃないというふうな、そういう見解で押し通そうとするというのは、まことに解せない市長の態度であります。

不正は不正としてやはり正していただきたい、このことを、今議会でもあくまで強く私は要求して、その後の対応を見守りたいというふうに思います。強く要望しておきます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって行政報告を終わります。

次に日程第５、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります。報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければ、これをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時47分　散会

3月7日　火曜日　（第2日）

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第2号）

3月7日　火曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
5番	山口達夫　君	6番	天野輝男　君
7番	福島盛之助　君	8番	福島敏雄　君
9番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成元年3月7日（火）
午前10時開議

（請願審査報告）　（総務委員会）
日程第1　請願第63－22号　東京都住宅供給公社住宅の家賃値上げ中止を求める意見書提出の請願
（文教委員会）
日程第2　請願第63－29号　日野市営グランドの充実を求める請願
（厚生委員会）
日程第3　請願第63－25号　コミュニティセンター建設に関する請願
（中間報告）

日程第4　特別委員会中間報告の件
（設置・選任）
日程第5　日野市議会常任・特別委員会の委員の選任について
日程第6　平成元年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について
（議案上程）
日程第7　議案第1号　日野市職員の休日の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認について
日程第8　議案第2号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
日程第9　議案第3号　日野市西平山一丁目19番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について
日程第10　議案第4号　日野市大字石田320番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について
日程第11　議案第5号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議案第6号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議案第7号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議案第8号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議案第9号　日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16　議案第10号　日野市老人入院見舞共済条例の制定について
日程第17　議案第11号　日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　18　議 案　第　12　号　昭和63年度日野市一般会計補正予算について（第4号）
日程第　19　議 案　第　13　号　昭和63年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第2号）
日程第　20　議 案　第　14　号　昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号）
日程第　21　議 案　第　15　号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第4号）
日程第　22　議 案　第　16　号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第3号）
日程第　23　議 案　第　17　号　昭和63年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第3号）
日程第　24　議 案　第　18　号　昭和63年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第2号）
日程第　25　議 案　第　19　号　昭和63年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第2号）
日程第　26　議 案　第　20　号　平成元年度日野市一般会計予算について
日程第　27　議 案　第　21　号　平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算について
日程第　28　議 案　第　22　号　平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
日程第　29　議 案　第　23　号　平成元年度日野市下水道事業特別会計予算について
日程第　30　議 案　第　24　号　平成元年度日野市立総合病院事業会計予算について
日程第　31　議 案　第　25　号　平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算について
日程第　32　議 案　第　26　号　平成元年度日野市老人保健特別会計予算について
日程第　33　議 案　第　27　号　平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について
日程第　34　議 案　第　28　号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について
日程第　35　議 案　第　29　号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　36　議 案　第　30　号　人権擁護委員の推薦について
（選挙・推薦）
日程第　37　南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について
日程第　38　日野市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件
　日程第1から第38まで

午前11時17分　開議

○議長（市川資信君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより請願第63－22号、東京都住宅供給公社住宅の家賃値上げ中止を求める意見書提出の請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　　それでは、総務委員会に付託されました請願63－22号につきましての審査の経過、及び報告をさせていただきます。

審議の内容の概略について申し上げますと、平山地区の供給公社の実態の報告、並びに現在の状況の確認では、供給公社の家賃値上げは予定されているかどうか、という点についての管財課長からの報告を、前回の総務委員会の審査内容を踏まえて御報告をいただきました。

その後、質疑の中では、公社は値上げをする場合に、どういう手順で諮問をどこにするのか、という問い。公社は、管理問題協議会というものを持ち、その委員の中には居住者の代表も入って協議をする、という制度である。現在のところ、値上げについての諮問をしていないという状況である、という御答弁をいただいております。

さらに、４月からの値上げ予定はないということであるけれども、前回の説明の状況の中では、３年ごとの値上げということは検討をしていくような概要である、という話であったが、どうか、という問いでありますが、公共料金全般に言えることで、その大枠の中では、３年ごとの見直しというふうな制度でとらえている、というお話でありました。

そのほか特に意見もなく、全員、請願の趣旨が、内容的には変わっているけれども、請願者と打ち合わせをしながら、そういう踏まえて意見書を正副委員長で作成を願いたい、というふうな意見のもとで、全会一致採択と決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－22号、東京都住宅供給公社住宅の家賃値上げ中止を求める意見書提出の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－29号、日野市営グランドの充実を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　それでは、文教委員会に付託されました請願第63－29号、市営グランドの充実を求める請願の審査、及びその結果について御報告申し上げます。

去る２月16日、文教委員会におきまして、本請願は、昭和63年12月16日の定例会におきまして、文教委員会に付託されたものでございます。請願者は、都立日野高校校長、松本信義さんほか216名の方でございます。市営グランドに飲料用水道の敷設と簡易トイレを設置してほしい、という趣旨の請願でございます。

審議の中で、教育委員会から、区画整理の換地に管理棟を設置し、新年度に向けて準備中、という説明がございました。

また、他の市町村の方を研究していただき、積極的に改善することが望ましい、というような意見が出されました。

審査の結果、お手元の御報告書のとおり全員異議なく採択と決した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－29号、日野市営グランドの充実を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－25号、コミュニティセンター建設に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　厚生委員会の御報告をいたします。

請願第63－25号、コミュニティセンター建設に関する請願であります。日野市栄町一丁目21番地の８、小島繁雄さんほか2,483名から出された請願であります。

その請願の要旨は、栄町二丁目に神綱電機社宅の跡地がございますけれども、ここに、御案内のように都営住宅の建設が計画をされておりますけれども、62年の11月に、神綱電機跡地問題対策協議会が、周辺関係自治会などが中心になって設置をされました。そして、都営住宅の建設計画とあわせて、良好な地域環境、緑の保全、文化施設の建設等を実現したい、ということで対策協議会がスタートをしたわけでありますけれども、都営住宅の建設に伴って、この地域の文化的環境向上のために、文化・体育交流の中核としてのコミュニティセンターを建設してほしい、こういう内容のものであります。

委員会としては、去る２月14日に現地をつぶさに視察をしてまいりました。いわゆる神綱跡地は、２万2,284平方メートルの面積がございます。ここに３階建ての約200戸の都営団地の造成が計画をされております。予定では、来年度から着工というふうに伺っております。

この予定地の南の部分、1,600平方メートルに都市計画道路２・２・11が計画されておりますけれども、市当局では、この道路用地の代替地として使いたいと、東京都に申し入れを行っております。

さらに、コミュニティセンターの用地として、文化・体育交流の中核となるべき施設、その用地ということで、具体的には、これからの折衝になるわけでありますけれども、これまでの経過の中では、330平方メートル程度の用地の提供が、話の中で出ていたようでありますけれども、この地域の文化・体育施設の中核となるべき施設ということになりますと、企画財政部長の答弁では、その倍の面積が必要ではないか。つまり、660平方メートル以上の用地を必要とするのではないか、という答弁もありました。

いずれにせよ、来年度着工に向けて、その周辺の環境整備、とりわけ関係住民からの強い要求であるコミュニティセンターを設置するための用地の確保について、これから具体的な折衝が始まるわけでありますけれども、それを促進する意味で、委員会としては、この請願の要旨を了といたしまして、全会一致で請願の採択を決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－25号、コミュニティセンター建設に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより日程第４、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通対策に関する委員会の中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔交通対策特別委員長登壇〕

○交通対策特別委員長（板垣正男君）　交通対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、当委員会の設置調査目的に沿いまして、今年度１年間、鋭意、調査、検討を進めてまいりました。

特に、調査項目といたしまして、交通問題を中心に論議、調査、研究を行ってきたわけでありますが、その中でも、特に市内の循環バスの促進を図るべく、市側との協議なども進め、さらに京王帝都本社などにも要請に出かけるなど、委員会活動を進めてまいってきたわけでございます。

この中で、２点にわたって、特に御報告を申し上げておきたいと思います。

一つは、今御報告申し上げましたように、バス路線の新たな新設に伴うものでございます。

既に御承知のとおり、日野市は市内の交通困難の地域を対象にいたしまして、市内循環バス等を中心とする市内交通路線の一層の充実を目指す答申を受けておるわけでございます。こうしたことに基づきまして、京王帝都に対する路線バスの拡充を要請してまいってきたところであります。

当委員会は、昨年、京王帝都本社に出かけまして、特に困難の指摘されております、３路線の路線バスの新設方を要望してまいりました。

一つは、高幡不動駅から豊田駅へ通ずる路線であります。

もう一つは、いわゆる鹿島団地等を経由するというコースもあるのでありますけれど、三沢台の住宅地を抜けまして、百草－三沢間のバス路線の新設。

三つ目のコースといたしまして、日野駅から日野台、緑が丘を経由する路線であります。

この要請に対しまして、京王側も積極的な対応を示す回答を見せました。そして、本年１月中には何らかの回答を行う、との確約をしたわけでございます。そして、市側には、豊田－高幡間、豊田－みなみケ丘住宅を折り返すコース、この二つの案を示したわけでございます。

日野台経由の路線については、京王としては採算上の問題等もあって、新設は不可能だということでございました。

二つの京王側の回答に基づきまして、現在、市側でも検討を進めているわけでありますけれど、道路の狭い箇所等を含めまして、即４月から実施するというわけには、まいらないわけでありますが、市側との協議、また関係する地元の理解等が、今後、残されているわけでございます。

当委員会といたしましても、これらの問題点の解決のためにも、一層、調査、研究を進めてまいってきているところでございます。

もう１点は、２月15日でございますが、西豊田駅の新設問題に関係いたしまして、11区選出の国会議員への協力要請行動を行ったことでございます。当日、国会の第１議員会館、第２議員会館を訪れまして、11区選出の５名の国会議員に要望してまいりました。

当日、国会も開会中ということもございまして、なかなか忙しい中での応対を、各国会議員ともしてくれたわけでありますが、これらの国会議員の協力を得まして、今後、西豊田駅の新設が一刻も早く実現の方向が出てまいりますように、当委員会としても要望してまいってきたわけでございます。

これらの要請行動を通じまして、交通問題に対する当委員会の調査、研究も一定の前進を見たものと考えております。

さらにつけ加えて申し上げますならば、市内の交通危険箇所におきます信号の設置なども、今年度、５カ所新設されるということがございました。これは、例年から見ますと、大変多くの信号機の設置が行われた、というようなことにも言えるわけでありますが、当委員会といたしましても、市側を通じまして、危険箇所の解消、信号機設置の促進、あるいは違法駐車等の問題について、いろいろ要望を行ってきたところでございます。

以上、中間報告にさせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

これより日程第５、日野市議会常任・特別委員会の委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。質疑・討論を省略し、直ちに本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任・特別委員会の委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第６、平成元年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって平成元年度日野市議会一般・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１号、日野市職員の休日の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１号、日野市職員の休日の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律が施行されたことにより、日野市職員の休日の特例に関する条例を制定するもので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成元年２月21日付で専決処分をしたものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　議案第１号、日野市職員の休日の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認について、御説明申し上げます。

昭和天皇の大喪の行われる日を、地方公共団体の休日とする特例法が、２月17日に公布されました。これを受けまして、地方公共団体の職員につきましても、当日は休日とする旨、自治省から通知がございましたので、日野市職員の休日の特例に関する条例を、

平成元年２月21日に専決処分にいたしました。

３ページをごらんいただきたいと思います。日野市職員の休日の特例に関する条例でございますが、第１条に、趣旨といたしまして、この条例は休日の特例を定めるものとする、特例条例の位置づけがございます。

第２条につきましては、休日に関する特例でございまして「昭和天皇の大喪の礼の行われる日は、勤務時間等条例第７条第１項に規定する休日とする」このように規定をいたしました。

付則といたしまして「この条例は公布の日から施行する」とございます。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１号、日野市職員の休日の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第２号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第２号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、昭和63年12月30日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い

いたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　議案第２号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について、御説明申し上げます。

新旧対照表14、15ページで御説明を申し上げます。この改正は、地方税法改正の公布が昭和63年12月30日に行われまして、それに伴って専決処分をいたしたものたでございまして、改正内容といたしまして、従前の税率が７段階のものを３段階としたものでございます。７段階から３段階になり、納税者の影響については、トータル的には減税となるものでございます。

それから、条例には直接かかわりがございませんけれども、所得税に準じまして、退職所得控除額の改正がされました。

なお、施行期日は昭和64年１月１日でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第２号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第３号、日野市西平山一丁目19番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３号、日野市西平山一丁目19番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市西平山一丁目19番地先で起きた事故に係る相手方との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、昭和63年12月25日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第３号、日野市西平山一丁目19番地先の市道の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認についての内容の御説明をいたします。

資料の２ページ、３ページ、４ページをお願いいたします。この事故にお遭いになった方は、城田健一様でございます。日野市西平山三丁目１番地の15にお住まいの方でございます。

事故の発生の日時でございますけれども、３ページをごらんになっていただきたいと思います。事故の表示のところの(1)に書いてありますとおり、昭和63年12月８日の午前８時30分ごろでございます。

事故の場所でございますけれど、西平山一丁目12番地先の市道上原７号線の幅員が２メーター10の道路上でございます。

この事故の状況でございますけれども、城田健一様が昭和63年12月８日の午前８時30分ごろ、西平山一丁目の19番地先の市道上原７号線を、ＪＲ豊田電車区の方向から、市立滝合小学校の方向へ自動車で通行中、上原７号線と上原６号線の交差する部分の路面に、雨水を取るためにＵ字溝のふた、要するにグレーチングでございますけれど、グレーチングのその一部が外れておりましたために、そこに自動車の前輪を乗り上げまして、グレーチングによって自動車の左側のドアに当たりまして破損をした、という理由でございます。

これにつきましては、お支払いを申し上げます額は、20万2,230円でございます。

４ページに書いてありますとおり、条件を付しまして、この賠償額でございますけれど、道路賠償責任保険に入っておりますもので、こちらの方から支出をいたしました、

ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３号、日野市西平山一丁目19番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第４号、日野市大字石田320番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４号、日野市大字石田320番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市大字石田320番地先で起きた事故に係る相手方との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、昭和63年12月25日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第４号、日野市大字石田320番地先の市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認についての内容の御説明をいたします。

２ページ、３ページ、４ページをお願いいたします。この事故にお遭いになった方は、池谷孝一様でございます。立川市富士見町四丁目９番地の20にお住まいの方でございます。

事故の発生の日時でございますけれど、３ページの事故の表示のところの(1)に書いてありますとおりでございますけれど、昭和63年２月18日の午後５時12分ごろでございます。

事故の場所でございますけれど、日野市大字石田320番地先の市道市場線の道路上でございます。

この事故の状況でございますけれど、池谷孝一様が昭和63年２月18日の午後５時12分ごろ、日野市大字石田320番地先の市道市場線を、百草方向から新井橋方向へバイクで帰宅の途中でございます。道路の左側の砂利敷きの部分に入り、そこの段差でハンドルをとられ転倒し、負傷した、ということでございます。

これにつきまして、お支払い申します額が74万円でございます。４ページに書いてあるような条件を付しまして、この賠償でございますけれども、道路賠償責任保険に入っておりますので、こちらの方から支出をいたした、ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　まず、この事故は、その前の議案の事故と比べまして、大変時間がかかっているような気がいたします。去年の２月18日ということでございますから、１年ぐらいかかっている。前の事件は、去年の暮れの事件ということで、時間がかかっていない。

私は、この扱いについて、市側と、かなりいろんな形で問題点の整理に時間がかかったのではないか、という感じがいたしますので、その辺の状況について、１点、お聞きをしたいと思います。

いま一つは、この文章から、頭の中に描いて、その場所等も想定して、私なりに理解するんですけれども、この種の場所は、市内にもかなりあるんではなかろうか。段差もある部分で、砂利道に飛び込んで横転してけがをしたという事故は、かなりありそうな感じもいたします。

したがって、そういう今後の課題といたしまして、その辺について、どのような対策

をとられようとしているのか。保険の方から費用がでるということですから、実質、日野市の持ち出し、保険料は掛けているとは思いますけれども、持ち出しにならないから当面やむを得ない、というふうにお考えなのか。こういった事故の場所は市内にかなりあると想定されれば、そういったもののチェックをしていく必要があるかと思うんですが、その辺の御見解を賜りたいと思います。

これは、さっきのグレーチングの問題も含めてでございますが、やはり道路管理責任を問われるとすれば、日常のチェックということが重要になってくると思いますので、その辺の御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　１点目にお答えいたします。

この事故が起きまして、池谷孝一様から市の方へ話がございましたのは、昭和63年の10月13日に、このような事故があった、というふうな報告があったわけです。事故の、先ほど申しました日からこれの間は、全く市の方ではこういうことを知らなかった、ということでございまして、その後、道路賠償保険に入っておりますんで、その保険会社の方と話し合いをして、本人との示談にした、という経緯でございます。

２点目でございますけれど、御指摘の、こういう場所がたくさんあるんではなかろうか、ということでございますけれども、私どもの方で、まず一つお話をさせていただけるなら、パトロールの強化が必要ではなかろうかということで、今後は、パトロールの強化をいたしまして、そういう危険地域があれば、そういう対策をしていく、ということがまず１点でございます。

それから、この事故の場所のところをもう少し詳しく申しますと、これは建設省の兼用道路になっておりまして、その兼用道路のほかに、道路用地として若干あった場所でございまして、通常の通行では余り危険のような場所ではなかったんですけれど、たまたまどういうことですか、こういうふうな事故が起きた、ということでございます。今後は、そういうことも言っておれませんで、先ほど申し述べましたように、パトロール強化ということで対策を考えていきたい、と思っております。

以上です。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　多少、福島議員と似ている部分があるわけですが、こういうケースの場合、ちょっと簡単に考えますと、こんな程度で、こういうふうに一々市が賠償するというのは大変ではないか、というような率直な感想でありますけれども、それと一

つは、事故発生から８カ月後に、市の方にそういう事故に遭ったというふうに申し出があったというようなことですが、例えば、事故の発生したときに、警察の事故証明というか、警察の調査、例えば、スピードが何キロで走っていてとか、そういう本人の、例えば、いわゆる運転技術というか、そういったものについての問題があったか、なかったか。いわゆる警察のそういう証明というか、立ち会いがあったのかどうか、そういったことを、まずお伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

今の質問の中で、スピードの問題が出ておりますけれど、スピードというのは、警察の方でも測定しない限りは、これは出ませんで、この事故については、一応警察の方からも、こういう事故があった、という形のものは市の方へ来ております。細かい内容については、警察の方から、私の方はまだ把握しておりません。一応そういう話があった、ということは事実でございます。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　その辺の前後のことですが、本人の、事故に遭ったという申し出があった時期、８カ月後ですが、警察の方からの証明というか、そういったものは、そのとき同時ということですか。どのような受けとめ方でよろしいんでしょうか。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　警察の方から証明云々というのは、まだ私、聞いておりませんけれども、この本人が申し出があったときに、警察の方へ問い合わせたところ、そういう本人からの話があったということだけのお答えが来ている、ということでございます。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　大変くどいようですが、その警察の方に、そういう事故があったという申し出があったというのは、事故が発生したときに、警察に申し入れがあって、警察がそれに立ち会って調査されたかどうか。それを確認したいと思います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　立ち会いのあれは、過去の経緯から申しますと、負傷して本人が救急車によって立川市の岸中外科病院に入院をした、ということでございまして、その入院が、１カ月間入院していたということでございますから、警察に申し出たのは、その時点じゃなくて、その後にそういう警察の方へお話をした、というふうに聞いてお

ります。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　いわゆる事故証明というものが、出せたのかどうか。今、救急車で運ばれたということであれば、当然、警察の方にもそういう連絡が行くわけでありますし、その辺の関係をもう少しはっきり説明していただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　証明については、まだ私はそういう証明が出た、というようなことは聞いておりません。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　ただいまの御答弁を聞きますと、この示談のあり方に大変疑問を抱くわけであります。

まず、８カ月後に、そういうかなり経過して市の方に、こういうことでけがをしたんだという、いわば一方的な申し出ということで、それを受けて、市が示談を決めて損害賠償するというふうな取り組み、ちょっと理解できません。こういう形で補償をもらえるなら、自分の、例えば酒を飲んで、酔っぱらって引っ繰り返って、事故を起こして、けがをして、半年後に、市の砂利道に落っこちちゃってけがをしたとか、あるいはスピードを出し過ぎて、それで事故を起こして、それをも市の責任にしてしまうとか、やろうと思えば幾らでもできる、というふうなケースになりかねないわけです。

大変、疑問を抱く処置なんです。よほど何か、うるさくねじ込まれちゃって、行政側としても音を上げて、こういう形になったのかどうか。その辺のところ、もう少し私どもに理解できるような、納得できるような説明をいただきたいと思うんです。大変恐縮ですけれども、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えの中で、一つお話をしていきたい点は、最近、住民ニーズで、今、小山議員さんが御指摘をしているような小さい事故でも、市の管理課の方に、そういう賠償していただきたいというふうなものが、数多く来ているわけでございます。そういう場合でも、今お話ししたように、お酒を飲んで事故があったり、いろいろそういう事故は、管理課の方で判断いたしまして、そういうものは請求しても出ないとかいうふうな整理は、させていただいております。

それから、ここの問題でございますけれど、もっと具体的に私、先ほどの議案のときに御説明すればよかったんですけれど、全額が市で持っているということではなくて、

やはり責任が本人にもあるということで、保険会社の方とも話し合いをいたしまして、本人の責任も加味していただいて、その残りを保険の方から払っている、というのが実態でございます。

それで、ちょっとつけ加えますけれども、本人の方は通勤途中であるということでございますんで、労災の適用も受けている、ということでございます。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　くどくなって恐縮ですが、いかなる場合でも、いわゆるこういう補償をする場合には、いわゆる警察の事故証明というか、それを、確かにその場所で事故を起こしたというか、確認がなければ、相手の言うだけのことで、それはまことに申しわけありませんでした、というわけには、やっぱりいかないと思うんです。補償するには、示談するには、それの裏づけとなる、確かにそこの場所で事故を起こされたという、事故の状況を証明できるものがなければ、補償はできないはずですね。保険会社の方でも、多分そういうことを求めるんだろうと思うから、保険会社が絡んでのことだから、そのようなところは大丈夫だろうとは思うんですが、先ほどの答弁では、事故証明がないというふうな、いただいていない、というふうな話でしたんですが、市側がやっぱり税金を払う以上は、確かにそこの場所で事故が起きた、そして市の過失で損害賠償せざるを得ないというふうな裏づけとなるものがなければ、おかしいと思うんです。支払いの根拠です、そこの場所で、確かにその方が事故を起こした、そして市の過失が確かにこれはあるんだ、というふうな証明となるものは、どのようなものでされたんでしょうか。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　これについては、保険会社の方の算出基礎とか、そういう資料がございまして、今御指摘のような事故の内容とかも、それを列記したものが資料として出ておりまして、それによって認定をしてきた、ということだと思います。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　市長にお伺いしますけれども、いわゆる第２当事者という、道路管理者、責任者として、市長がその立場にあるわけですが、この専決処分するに当たって、市側が確かに払わなければならないというふうなものを裏づける、証明できる法的なものを持ち得ないで示談に応ずるということは、考えられないわけです。

その辺のところは、どのような形で対応されたのか、市長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日ごろ感ずるところですが、つまり道路管理者の日常管理の責任、つまり事故が発生した場合には賠償を求められる、こういう関係で、道路管理の厳しさというものが、絶えず反省しなければいけない、現場をよく承知していなければいけない、ということを感じております。

それで、たまたま事故の発生しました場合、御指摘のとおり、その事故を公費で賠償をする責任の根拠になる資料は、当然、そろっていなければいけない、と思います。

ただ、たまたま賠償責任に代行いたします保険会社、保険会社もむやみに支出するということは、本来、ない性格でありますので、かなりそちらにその判断の依存をする。こういうことで、事務の時間を軽減している、こんなこともあるように思います。

したがいまして、専決責任も私の責任でございますので、十分これから、そういう資料の完全に整っていることを確認をするように、これまた努めなければならない、とこのように思っております。

保険会社が最終的には保険金、掛け金に基づいて賠償の決定を、交渉に当たるわけでありますけれども、十分厳正にこれからも努めていくように、特に今のような御指摘の資料が整っているということは重要だと思っておりますので、そういう考え方で臨みたいと思います。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　非常にまずいやり方というか、認められない対応、というふうに言わざるを得ないわけであります。

今の市長の答弁を聞いて、私、今びっくりしたわけでありますけれども、行政とはこんなにいいかげんなものかということを改めて痛感するわけでありますけれども、保険会社が、いわゆる保険金を根拠もなしに支出するはずはないからということで、保険会社の方の対応にゆだねた、みたいな形になっているようですけれども、保険会社は、民間の営利会社なんです。いわゆる公費を払うわけですから、賠償する市側は、市側として、保険会社はどうであれ、市側がやっぱりきちんと賠償できる根拠のものを持っていなければ、不法、不当支出行為ということになるわけです。これは公費を支出する根拠がない行為だ、ということになるわけです。そういったものを、私どもの議会が認めるわけにはいかないんじゃないでしょうか。

今、市長が、そういういわゆる裏づけとなる公的な書類というものは必要だ、今後はそういったことに鋭意気をつけてやっていく、というふうに言っていますけれど、しかしこれは、今の段階でそういうことを言われるというのは、まことにお粗末といいますか……。

この、いわゆる専決処分をするときに、保険会社の対応ー保険会社って、例えば、これは極端な話かもしれませんが、この事故を起こした人、保険会社も、これは市に言えば市から少し補償をもらえるんじゃないか、と結託してやることだって、あり得るんですよ。保険会社は、いわゆる事故をした当事者の言いなりといいますか、そういう形の中で示談をして、それで払いますという、こんないいかげんな対応というのは、ちょっと認めるわけにはいかないんじゃないでしょうか。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いいかげんなことは、全くありません。しっかりした根拠があって初めて支払う、ということは言うまでもありません。

私が点検を正確にしなければならんというのは、私の心構えを言った部分でありまして、保険会社は、また法的な根拠において、つまり我々が事故を弁護士に依頼するごとく、そういう立場で当然の判断が行われるということで、契約が成り立っておるものであります。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　ちょっと建設部長にお伺いしますが、この前の議案の、認めた後の話で恐縮ですけれども、この場合にも事故証明といいますか、そういったものは市の方でいただいているんですか。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　この事故証明については、いただいておりません。

ただし、市の方に来ているのは、この本人の申し出によりまして、車等の破損した箇所も確認をし、それから、それに対しての見積書、これについては保険会社の方で算定をいたしまして、それが妥当であるということで、保険会社の方から支出をしている、額を出している、ということでございます。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　前の、第３号の議案といい、この４号の議案といい、市側の対応というのは随分いいかげんなんだなということを、改めて感じさせられました。本人の申し出によって、バイクの破損した部分の修理代が幾ら云々ということで。

それでは、こういうケースだったら幾らでも、私は事故を起こしました、車はつぶしました、修理代が幾らかかりました、市で補償してくれ、とこういうふうな、幾らでも

通るということになるわけです。市側として、やはりきちんとした、一定の基準といいますか、を設けていなくちゃいけないはずです。公費から支出するからには、それじゃ事故を起こした、いわゆる事故を起こせば必ず保険会社にしろ、あるいはだれかに請求するにしろ、いわゆる警察の事故証明というものが根拠になるわけです。確かにこの場所でこういう事故があったという、そういう証明がなければ、いろんな支出することは認められないと思うんです。

これまでの数年間、数年か、いつの時代からかわかりませんが、市が示談に応ずる場合には、今のようなケースの形で、ずっとやってきたんですか。これは全く驚きです。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法理論で成り立っているわけであります、賠償という責任行為。

それからまた、事件によって弁護士に依頼する、あるいは、交通事故等においては、平素、道路の距離とか面積とかということで、一定の事故補償の掛金も払っておるわけですから。また、保険会社は、根拠のないことに支出するわけもない。民間で、事故発生者と保険会社がナアナアの話し合いで、相互が役得を得るなんていうことは、成り立つはずはありません。そのあたりに、質問の、私は少々誤解があると思うんですが、弁償ということは、賠償ということは、すべて法的根拠に基づいて行われるものでありますから、法的根拠は満たされておる、というふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　市長、私の質問している、市長自身がちょっと受けとめ方を間違えているんです。

私が言っているのは、もちろん損害賠償する場合には、市の管理責任というものを問われて、それは法的な裏づけでもって補償せざるを得ないということは、それはわかるんです。

ただ、市が責任を負わなければならないというものに対する証明するもの、これも法的なものがなければいけないと思うんです。公的な証明書を、根拠となるものを持たなければいけない、ということですよ。ただ単に、保険会社の言うことだけに任せて、市が「はい、そうですか」という形で示談に応ずるとか、補償するというのは、私は納得できない。あくまでそれを、事故を証明できる根拠の公的なものを市もいただいて、その上で支出行為をするということが当然じゃないか、と思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりです。

したがって、整っているから賠償の責任が確立するんであって、整っていないものに賠償責任が確立するということは、ないわけであります。そうして、しかも保険会社には、交通事故の処理に対する専門の、それこそ法律担当者が行うことでありますから、やっぱり法的なところは弁護士に頼むがごとく、あるいは代行をお願いをするということは、あり得るわけであります。交渉の中で、結果的に示談が成立するという過程においては、また、事故というものを証明する手段、証明なしに事が進むなんていうことは、これはあり得ない、そういうものだ、と私は申し上げているわけであります。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　長くなって恐縮です。

普通に考える場合、保険会社が保険会社なりの判断で対応するということは、それはそれでいいんです。それから、弁護士がそれなりの対応をしたということで、それはいいんですけれども、市は、一方の当事者であるわけです。一方の当事者が、すべて、いわゆる第三者任せという形で、それで公費を支出するという行為は、ちょっと納得いかないというふうに私は思うんです。

したがって、そういうケースの場合には、市側も、一方の当事者である市側も、いわゆる公的に証明というのは、いわゆる弁護士がつくった、あるいは保険会社がつくった書類のことを、恐らく市長は言っていると思うんです。そうじゃなくて、あくまで警察の事故証明ということが、公的な証明になると思うんですけれども、そういうふうなものがなければ、いかに市民から、こういうところでけがした、事故を起こしました、というふうに言ってきたところで、それは証明ができなければ支払いはできませんよ、というのが、これはやっぱり普通の形だと思うんです。人情的には理解できてもです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください、市長。この担当の建設部長ですか、こういうケースの場合、市長とは、若干、私は食い違いっ放しであれなんですが、損害賠償をする場合、事故を市が確かに、この人が事故をここで起こしたという法的な証明というものは、市としては必要ないでしょうか、どうなんでしょうかね。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　今、小山議員さんと建設部長とのやりとりを聞いていまして、小山議員さんの質問も、本会議場で聞くべき質問だとは思いますけれども、かなり専門

的に担当していないと答弁できないような部類に入っているんじゃないかな、という感じがいたしますので、できれば、時間も時間ですし、ここで休憩をしていただいて、担当する課長なり課長補佐の実務の内容も聞いていただいた上で、休憩が終わった後、再開していただいて、答弁をしていただけたらありがたいと思うんですけれども。

○議長（市川資信君）　わかりました。

ただいま議事進行が入りました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時27分　休憩

午後１時35分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩前の質疑の中で、休憩が出されたわけですが、建設部長、何か、その後、進展があったでしょうか。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　先ほど、小山議員さんからの御質問の中の、証明の問題でございましたけれど、私の方でよく調査した結果、証明が出ております。大変御迷惑をおかけしましたことについて、この席でおわび申し上げます。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　ただいまの部長の答弁で、わかりました。

最初からそういう答弁があれば、私の質問は出ないわけでありますけれども……。

ちなみに、こういう事故の場合に、日野警察の場合には、事故発生後４日を経過した場合には、事故証明を出さないというか、事実の確認が不可能なので事故証明を出さないということでございますので、日にちが経過したものについての対応というか、そういったものについては、特にそういった点、市民の皆さんにも啓蒙というか、いうことも必要でしょうし、多摩市の場合には、そういったようなケース、事例がないということであります。その辺の取り組みが、市によっても違いがあるようでございますけれども、こういう、まずは、とにかくそういう事故が起きないように、道路管理上の総点検を全部至急にするということと、それから、そういういろんな市の管理ミスで事故を起こした、どうだこうだという、いろんなことは、たくさん来るかと思いますけれども、その場合にも、やはり一応の原則を守ってきちんと対応していただきたい、ということ

を要望して、質問を終わります。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　本来、発言するつもりはなかったんですけれど、たまたま交通事故関係のあれが出てまいりましたので。

主として、私自身ここで申し上げたいのは、今までは事故の発生してしまった後の問題でございますけれど、こういう事故につきものは、必ずといっていいほど、人身事故がついてまいります。そういった場合に、受ける方としては「ああ、そうかね」ということで対応しがちなんです。

ところが、事故が起きてしまった方の側から見ますと、多少、軽傷ならよろしいんですけれど、これが重傷だった場合、これは、その本人の苦しみ、それからまた、それがまして一家の柱であった場合には、その家族の苦しみ、これは、やはり体験した人でないとわからない、ということだと思うんです。

そういったことで、数年前も私の近所に一つ例がございましたけれど、年寄りの方が道幅1.8の公道、市道を通っていたんですけれど、たまたまそれがひどいかまぼこ型の道路であったということで、自転車で通行中に転んでしまった。滑って転んだんです。そのために腰の骨を折ってしまって、３カ月入院ということで、私もお見舞いに行ったんですけれど、そのときに、市の管理責任を云々という話も出たんですけれど、そのおじいさんのおっしゃるのには、私は年寄りだし、たまたま私にも不注意があったんだから、そんなことはどうでもいいから早くあの道路を改修してほしい、というふうに強く仰せられたんで、早速、土木の方へ頼んで、その道路は至急改修していただいた、というふうな経過もございます。

私自身も、３年前ですか、家内がたまたま工事関係に絡んだあれで事故をしまして、関節を折りましたけれど、それで、よく本人の苦痛その他、むしろ手術そのものよりも、後の方が苦しむんです。リハビリがいかに痛くて大変か。３年たった現在でも、完全に回復していないという現状でございます。

そういった中で、事故というものは、一たび起こしてしまうと、とんでもないことになるということを、よく認識いただいて、これから下水道並びに区画整理、これが進んでまいります。そういった中で、いろいろな問題が、また起きるんじゃないかな、という心配がされるんでございますけれど、こういった点の今後の対応について、もし心構えがありましたら、伺いたいと思います。

市長でも、建設部長でも結構です。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　道路の管理責任ということは、特に事故を処理する際に、非常に法的な立場も伴っておりますので、事故の予防ということももちろん含めて、日常の管理責任を、事故の起きない状態に維持管理するということに努めてまいるのが、これまた行政の責任だ、とこのように感じておりますので、そのように、これからも努力してまいりたい、と思います。

○議長（市川資信君）　　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　　いずれにいたしましても、ついせんだっても、これは建設部長にはもう申し上げて、早速その手配はしてもらったんですけれど、この間の大雨ですか、たまたま私どもの方は、今、下水道、水道という工事が頻繁に行われております。今朝通ったところが夕方には通れなくなる、というような中で、大雨の中を、夜、急用があって出かけていったところが、道路一面が水浸しでわからなかった。そこに大きな工事の後の陥没があった。そこへ私が前輪を落として、危なくハンドルをとられそうになった。

この場合、単車ないしは二輪車でしたら、恐らく人身事故につながっていることは、もう間違いないということで、私自身も夜、用を済まして、2時間ばかりたって、また急いで家へ戻らなければならないというような中で、また御丁寧に、今度は反対側の車輪を落としてしまった、ということもございますので。

ところが、道路一面に水をかぶってしまっていて、そこに穴があいているというのは全然わかんないわけです。そういったことがございますので、今後、こういう事故処理の専決処分が余り本会議場へのらないように十分注意してやっていただきたい、とこのように要望しておきます。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　　私も、専決処分の2件につきまして、やはり日野市における事件が、こういう事故がちょっと多過ぎるんじゃないか、という感じがするわけです。それで、私は、この事故は、まず工事中に起こったものであるかどうか。3号と4号の、工事中の間にこういう事故が起こったものであるのかどうか、これをまずお聞きしたいと思うんです。

それと、この種のこういう問題は、なかなか日野市の方に当事者が来ても、なかなかこういう問題は取り扱っていただけないんじゃないか、と日ごろ思うんです。また、どなたか、市の職員なり、知り合いの方がいて、多分こう言ってきたんじゃないか、とこのように思うんです。そんなこともありますもんで、そういう紹介者なんかもいるんじゃ

ないか、と思っておるんです。

そして、これは賠償問題ですから、保険の方で払うということになると、当然、道路を使用する限り、3割はだれもが、道路を走っている以上、過失があるわけですから、全額払っちゃったらおかしいと思うもんですから、やっぱり示談金も、事故にかかった諸経費の何割までは払ってあるのか、このあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　お答えいたします。

まず1点目の、工事中に起きたのかどうか、ということでございますけれど、これは工事中じゃございません。

2点目でございますけれど、だれかの紹介でこういう話が来たのか、ということでございますけれど、今回、2件については、本人の申し出でございます。

それから、3点目になると思いますけれど、保険の方の全額の問題云々というのが出ておりましたけれど、通常どおり、本人の過失というのはやっぱり30％というような形になっておりますから、そういうふうな算定の中で支払いを行った、ということでございます。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　　そうなりますと、私は、日野市の行政の方の対応が、今後はパトロールするとか何とか言っておりましたけれども、大変にまずいんじゃないかと思うんです。そういう危険箇所があり、十分に事故がないようにするのが行政の立場である、と私は思うわけです。

そういう面で、やはりこういう事故が起きているのが工事中でないということになると、やはり段差があるところには、当然、日野市でこういう段差があるところがあるからとか、そのような掲示をするということが、私は十分必要であると思うわけです。

そういう面で、去年からどうも七、八件、多分、職員が事故を起こしたとか何かありましたと、私は思うんです。だんだん、私が議員へ入ってきたときと比べると、事故がふえているように思うわけです。当然、事故というのは、自分がやりたくてやるわけじゃないですから、そういう問題については余り追及はしたくはないと思うんですけれども、やはり私たちが絶えず緊張しているときには、割と事故というのはないんです。ないもんなんです。そのあたりに、私は森田市長がもう16年間もやっていただいて、本人も疲れているけれども、周りの人も疲れてきているんじゃないか、また、ちょっと注意力が足りないんじゃないか、ということを感じたわけであります。

そういう面で、ぜひ日野市の、確かに今、道路を拡張したりなんかして、また、段差があるところがたくさんあります。そういうところには、ぜひ、日野の警察の管内ではやらないでしょうから、日野市の方で当然こういうところは事故が多いから注意してくださいとか、そういうものを考えていただきたい、とそういうふうに思います。

○議長（市川資信君）　要望でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４号、日野市大字石田320番地先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年４月より、日野市老人入院共済事業が発足するに伴い、老人入院共済事業特別会計を設置するため、日野市特別会計条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま、議案の第５号でございますが、新しい老

人入院共済事業特別会計の設置をお願いするわけでございます。

議案の５号のページにつきましては、２ページ、３ページでございます。既に、現在、四つの特別会計がありますが、その５番目に、老人入院共済事業としての特別会計を、新たに改正をお願いするものでございます。

内容としては、お年寄りの入院の経費の負担軽減というような共済制度を設けたい、ということでございます。

特に１点だけ申し上げますが、この特別会計の名称につきましては、条例との関連性の相違性があるわけでございますが、この特別会計の名称につきましては、すっきりとした名称で、ここで新たにお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市特別職の職員のうち、条例による設置規定の改廃等に伴い、不用となる付属機関の委員の削除及び新設される委員を追加するため、日野市特別職の職員で

非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第７号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員の外国出張に伴う旅費規定を定めるため、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回、改正をお願いいたします点につきましては、第２条関係の別表の改正でございます。先ほど、提案理由にもございましたとおり、削除、追加、さらには名称を、配列の順序など、内容を整理するものでございます。

８ページをごらんいただきたいと思います。職名の欄に、電子計算組織運営審議会委員とございます。その下に、情報公開審査会委員、さらにその下に、表彰審査会委員、１段飛びまして、市営住宅管理審議会委員、その下の産業医、これにつきましては追加でございます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと存じます。

一番上の欄にございます農地課税審議会委員、その下の特別土地保有税審議会委員、６段飛ばしまして、市民会館運営審議会委員、この三つにつきましては、追加でございます。

11ページの方でございますが、最上段から５段目でございます。中小企業事業資金融資あっせん審査会委員、これは削除をいたします。ただし、この審査会の委員さんにつきましては、４月末日まで効力を有するように、付則のところに書いてございます。

12、13ページをごらんいただきたいと思います。上から６段目、博物館協議会委員、その下の幼児教育センター運営審議会委員、これは、新しく入れるものでございます。

さらに、６段飛びまして、総合病院運営委員会委員とございますけれども、旧の欄の上から３段目にございます、市立総合病院運営協議会委員、この協議会を運営委員会、正しい名称に改めるものでございます。

旧の方の４段目、農業共済事業運営協議会委員、その下の農業共済事業損害評価会委員、この二つにつきましては、削除をするものでございます。

以上で、６号の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第７号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

改正をお願いする点につきましては、４章からなります目次を新設いたしましたこと。

２番目に、内国出張、外国出張の用語の意義を明らかにいたしましたこと。

３番目に、別表を、別表第１と別表第２に分けたことでございます。

４番目に、旅費の種類について、ふえております点でございます。

５番目に、用語の改正。

６番目には、号の新設による移動。

こういった内容の改正でございます。この改正につきましては、提案理由にございますように、外国出張に適用するために改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表によって御説明を申し上げますので、８ページ、９ページをごらんいただきたいと思います。

目次は、１章から４章まで、章の名前を入れまして固めてございます。

第２条につきましては、用語の意義でございまして、内国出張、それから外国出張、これを新しく加えまして、内国出張の用語の意義、外国出張の用語の意義を新しく設けてございます。

その下の３号、４号につきましては、１号、２号が新設したことによって、号が移動するものでございます。

４号の「兄弟姉妹」、これにつきましては、旧条例では兄弟だけでございましたけれども、姉妹を入れて文言の整理をいたしました。

10、11ページにお願いいたします。第６条では、旅費の種類が入っております。支度料、旅行雑費、死亡手当が新しく入っております。

第６条に、９項から11項まで、新しく３項を加えます。９項につきましては、これは支度料でございます。10項につきましては旅行雑費、11項につきましては死亡手当の規定でございます。

第11条では、鉄道の旅行を、「鉄道旅行」に文言を整理してございます。そして航空旅行、航空賃を加えてございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。第２章、内国出張の旅費を新しく入れるものでございます。

第15条から16条の２まで、別表を、「別表第１」に改めるものでございます。

第３章、ここでは、外国出張の旅費を起こしております。

第18条、本邦通過の場合の旅費の規定を、ここで規定をしておりまして、支給区分を明確にしてございます。

14ページ、15ページをお願いしたいと思います。第18条の次に、18条の２を、２の１字を加えます。ここでは、外国出張の旅費の額は別表第２の額による、とこういう文言を新しく入れました。

第４章、雑則。雑則の中の第19条では、退職者の旅費につきまして、それから20条におきましては、遺族の旅費につきまして、それぞれ内国、外国出張に区分をいたしたものでございます。

16、17ページをお願いいたします。第21条、別表第１、とございます。冒頭にも申しましたとおり、別表を別表第１と別表第２に、二つに区分をいたしまして、別表第１の方は、内国出張の旅費でございます。その下に書かれてございます別表第２の方につきましては、外国出張の旅費でございます。課長補佐以上の区分と、係長以下の区分に、大きく二つ分けてございまして、それぞれ国家公務員の旅費に関する法律の等級をそこに入れてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括擬態といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平山苑地区センターが新設されることに伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、健康管理手当の支給額の改定と、その一部を日野市老人入院見舞共済の会費に充当できるよう、日野市高齢者福祉条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定について。

本議案は、老人が入院したとき、その日数に応じて見舞金が受けられるようにすることによって、老人の生活と福祉の増進に寄与するため、日野市老人入院見舞共済条例を制定するものであります。

以上、３議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

昭和63年度予算で建築を進めてまいりました地区センターが、ここで竣工を見ますので、別表の改正をお願いするものでございます。

４ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表でございます。別表第１の２、小地区センターの名称の欄をごらんいただきたいと存じます。

市立日野台二丁目地区センターの下に、市立平山苑地区センターを加えまして、設置場所の欄に日野市平山六丁目18番地の２を加えるものでございます。

敷地面積は489平方メートル、これは私道を含んでおります。

建築面積は、114.3平方メートル。

構造は、木造スレート葺き、平屋建てでございます。

なお、周辺の自治会といたしましては、さつき会、平山苑、それから京王平山住宅二丁目自治会など、６自治会などが近接してございます。

世帯数は、およそ1,000世帯でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　議案第９号でございます。日野市高齢者福祉条例の一部の改正でございます。

提案に説明がありましたように、２ページで御説明いたしますが、これは健康管理手当、９月15日に支給するものでございますが、それが今まで１万円でございますが、それに2,000円をのせまして、支払いするものでございます。それで、その2,000円につきましては、次の10号との関連でございますが、入院見舞共済事業の方に充てていくものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第10号でございます。日野市老人入院見舞共済条例の制定でございます。これは、新条例でございます。ただいま申し上げましたように、健康管理手当等の金額から出まして、共済の条例を制定するものでございます。

２ページ、３ページでございますが、目的は、ここに書いてありますように、老人の70歳以上の全員の方々の福祉の増進ということで、これに基づきまして、共済、互助精神を持った制度につくった条例でございます。

第１条が目的。第２条で、会員の資格については、本市に在住する住民基本台帳の方、あるいは外人登録者でございます。

会費は、第３条でございますが、2,000円ということで、これを会員からもらいまして、そしてさらにこれを給付の納付というような形で処理していきたい、ということでございます。

共済期間につきましては、第４条で、４月１日から実施していきたい、ということでございます。

第５条につきましては、医療機関に定める病院ないしは診療所というような規定でございます。そうしたところに７日以上継続して入院した場合に、別表でございますが、5,000円から５万円の範囲内で、これを見舞金として給付していく、というような形でございます。

飛びまして、第６条でございます。見舞金の請求につきましては、このような形で市長に請求していく、というような形です。

見舞金の返還につきましては、ここにあるような不正な受給、そういうものにつきましては、返還の義務を負います。

資格の喪失でございますが、会員が、第８条でございますか、これは転出だとか死亡によってその資格を失った場合には、見舞金の給付を行わない、というような条文でございます。

第９条、譲渡又は担保の禁止ということで、これは当然のことでございますが、権利を譲渡したりしてはいけません、というような規定でございます。

以上で、第10条までの新法でございます。これに基づきまして、共済制度を実施していきたい。入院見舞いの共済制度でございます。別表が、今申し上げました第５条関係で、このような段階的な金額で、最高５万円までというような条例でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　何点か、お伺いをしたいと思います。

今の９号、10号に絡んで、私も今度、厚生委員になりましたんで、委員会の方で詳しく審議をするとしても、前半でちょっとお伺いをしておきたいと思います。

まず、高齢者福祉条例の一部改正で、これは金額が１万2,000円ということで、金額が上がってきた、ということですから、大変結構なことだということの前提に立ちまして、このうち、2,000円については、その使途が定められているということですから、要するにこれを考えますと、市としては１万2,000円を支給して、そのうち2,000円は共済の会費に充てる、それから１万円を本人に直接渡す、ということですけれども、これの経理上の、要するに市としては１万2,000円の領収書を取って、それで本人には１万円しか渡さないのか。あるいは、もともと１万円の領収書をもらう。１万2,000円で、2,000円の領収書を逆に本人に返すのか。そこら辺の考え方だけを伺っておきたいと思います。

10号の方の関連に入りますけれども、先ほどの５号の関連もあるわけですけれども、先ほどは、あくまで最初の段階での上程でございましたので、特段に質問をいたしませんでしたが、要するに、日野市老人入院見舞共済条例ということで、はっきりした形で「見舞」というようなことがうたってありますけれども、先ほど、ちょっとすっきりしない説明がありましたが、企画財政部長は、すっきりした形にしたということで、説明がありました。私の方は、どうもすっきりしない感じなんですが、要するに同じ事業を始めるのに、関連する、要するに特別会計を新たに設ける、それから、この共済条例も

設けるという中で、二つの名前が全然違ってきちゃっている。要するに、片方は「見舞」を外しちゃっているということです。そこら辺の関連性はないのかどうか、改めて確認をさせていただきます。それが１点。

それから、共済に加入する、要するに会員の資格ということで、70歳ということが設けています。これが１点、70という年齢。

それから金額の関係は、これ、決まっているわけですけれども、毎年９月15日現在という一定の時点をとらえての資格のとらえ方といいますか、70歳以上ということと、９月15日という日にちの問題。

それから、共済期間が４月１日という、それぞれに、日にちで言えば二つ、資格で一つ、一定の数字をとらえているわけですけれども、しからば、この70歳という時点が、あくまで９月15日でとらえるのかどうか。そこら辺の確認です。

それから、加入するもの、ということですけれども、加入するときに手続が必要なのかどうか。要するに、入院をして見舞金を受ける関係、要するに５条以降については大変詳しくわかるんですが、前段の、まずその共済に加入するものの、手続上の関係等が、こちらの規則の方には全然ありませんから、ちょっとはっきりしていないんで、そういった手続があるのか、ないのか。

それから、その70歳時点はいつの時点かということで、裏返しますと、要するに４月から事業を始める、そして支払いをするのは70歳以上で、９月15日現在の人だということになりますと、要するにそれまでの人は、９月15日では救い上げがきく区分がありますけれども、９月15日を過ぎた誕生日の人は、９月15日現在、資格がないわけですから、それ以降、転入された人も含めて、そこら辺の救い上げの問題を、どのように考えているのか。とりあえず、それから、その会費を納付する時期です、要するに、さっき９月15日の支給なのかどうか。そこら辺が、後の特別会計の関係でも該当はしてくるんで、今の時点で、とりあえずお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　では、１点目、２点目はあれですが、３点目、４点目につきまして、お答えしていきます。

まず１点目の、１万2,000円の支給をどうするのか、それから2,000円はどうするのか、ということでございますが、事務的な検討でございますが、１万2,000円を支払いいたします。そして、その場で2,000円を、今度は、これは伝票を一つ考えておりますが、

同じ伝票の中で、これを共済の方に入れてもらう方法で、今、検討しております。

というのは、御存じのように、老人の方々、何度も市役所に見えられるというようなことも、非常に難しい問題もありまして、それらの１回でお願いしたい、ということでございます。これは、４番目の方にまた関係してくる問題でございますが、そういうふうな方法でございます。

それから、70歳以上の人の点をとらえた、ということでございますが、老健法、そうしたものにおきまして、70歳以上ということでございますので、高齢者の方を対象にして、70歳以上の人を対象に全員というような形での、互助精神の共済事業の制度でございます。

それから、その中で、９月15日の時点ということでございます。条文に書いてあります。９号議案でお話ししてありますように、お願いしてありますように、健康管理手当が、これは年１回、９月15日にお支払いするという形でありますので、この時点でのやりとりでお金をもらう、ということになります。ですから、９月15日に納入される形になります。

そうしますと、次の問題で、御指摘がありました、４月１日に70歳になっている方、９月15日までの方、という問題が出てきます。これは、内部動議で十分検討いたしました、いろいろその点につきまして。しかし、この共済事業、福祉で見舞金ですね、見舞共済条例、この見舞共済事業そのものが福祉であるという観点から、それから対象者がお年寄りであるという観点からとらえまして、非常にお年寄りによっては体の不自由な方、あるいは調子の悪いという方がおられるというようなことで、70歳以上の方を何とかこの条例でやっていきたいということで、９月15日時点ということは、健康管理手当の問題であります。それから、この条例では、４月１日ということ、そこに差がありますけれど、大きなとらえ方として、福祉行政の前進的な、それから思いやりの考え方から、内部では、これをあえて４月１日ということで踏み切っておりますので、御了解願いたい。

それから、加入するものの手続、先ほど出ましたけれど、結局そういうことで、一遍で終えたいというような形で、この９月15日時点であり、それからお支払いの時点もそこでお願いしていく、というような形をとっております。

以上です。（「条例の名称は」と呼ぶ者あり）

それでは、企画財政部長の方の、特別会計の名称でございますが、そういうことで特別会計、企画財政部では、お答えになった、すっきりした形、ということでございます

が、私どもは、この決裁は、この条例どおりの名称でございます。そうした形で企画の方で判断されたと思いますが、過去に、こういった条例と、それから特別会計の違いというようなものについて、名称です、違いというものもあるんじゃないか、と思っておりますが、近い例では、これは条例ではちょっと申し上げられませんが、現在、特別会計で、土地区画整理事業特別会計というのがあります。これは、59年までは都市計画事業特別会計というような名称であったのを、60年以降におきましては、さらにその目的とか性質とかということをあわせまして、財政の方で変えられたということを聞いておりますが、そういう認識に立ちまして、これは私が直接答えることではありませんが、そういうふうな考え方ではないか、と思っています。

以上です。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　なにか、わかったような、わからないような回答ばかりだったんですが、改めて伺います。

1万2,000円の関係については、要するに、市が支払いをしたので、相手から領収印をいただく、それが一括であろうと、個人伝票であろうと、1万2,000円をいただいたということで、相手方から印鑑をいただきますね。それで、2,000円については、今度は市が、特別事業にしろ何にしろ、市が今度は2,000円を相手からいただくことですね。そのときの領収の関係とか、そういったものはどうなのか、ということです。これは、改めての確認。

それから、後段に入ってから、ちょっと不明朗きわまるといいますか、要するに、9月15日という時点をあくまでとらえている部分と、70歳ということと、4月ですから、極端なことを言うと、この事業は4月1日から実施をしていきたいんだといいながら、相手からお金をもらうのは9月の時点だ、ということですか。要するに、それまでは、共済の制度そのものは開いていても、実質的には、個人はお金を払っていない、ということですね。これは有資格者、要するに9月15日までの70歳の到達者については、そういうことで理解がいくわけですね。

その点の確認と、それから、それ以降の救い上げです。確かに福祉の面と、お年寄りだから、思いやりをしてということは、わかりますよ、言葉では。それから、手続上、一遍にというようなことでの、特に言っていますけれど、老健法で70歳になったときだって、自動的に云々と出すんじゃなくて、それなりに手続を踏んでもらっているわけですから、こういった共済制度そのものを発足させたって、そのときに一度で事は済むわけ

ですよね。そういう具体的なことが、おわかりなのか何かわかりませんけれども、担当の課とすれば十分わかっていることでしょうが、そこら辺のことがあれば、殊さら一遍に、一遍にという必要は、この議場の本会議場で言う必要はないんじゃないか、というふうにも思うわけですが、いずれにしても、総体的に1年の共済期間を、4月に始めて3月いっぱいで、これも単年度事業ですよね、実質的には継続をしていきますけれども、1年1年、経理上では締めくくりをするわけです。そうすると、どうも、9月の15日現在に70歳というよりは、明らかに、9月15日の敬老金を支給されるものが対象ですよ、ということの言いあらわしと、少なくとも、新たに老健法で70歳になって該当するような人については、すべて加入されるんだということが、条文に明らかになっていないとね。ちょっとこれは手落ちだと思うんです。

運用の上でいきます、なんていうことではなくて、はっきり、もうこれは資格と、それから会費をいただくという現実があるわけですから、老健法になった人は自動的に行っちゃうというと、会費がなくて、次の月の、はっきり言えば4月じゃなくて9月までは全然支払いをしないで、見舞金だけがいただけるということ、これはいただける人にとっては、それはありがたいことですけれども、ほかの人は2,000円払っていて、新たになった人、引っ越してきた人は、無料で1年間が保障されるということが起きてくるわけですから、少なくともこういう条例の基本には、そのことをうたい込んでおかなければ、根本的な運用の中で処理されるような問題じゃないと思うんです。その点の解釈を、ちょっといただきたいと思います。

それから、先ほどの最後の、条例の名称の件ですが、確かに都市計画、区画整理から都市計画云々というようなことでは、それはもう時代の流れの中で、例えば五十何年から、次が一定の時期に変えたというような説明がありましたけれども、今回のこの場合は、同じ時点に特別会計を設けましょう、それから条例も設けましょう、としているときにですよ、すっきりも何も、2文字の「見舞」を片方は入れている、入れていない、この違いが、殊さら変えて出すようなことじゃない、というふうに思うわけですが、この点は、福祉部長並びに企画財政部長としても、答えがしにくいんであれば、これの考え方を市長に直接お伺いしたい。

以上です。もう一度。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　ちょっと舌足らずということ等でございますが、御質問の、その1回ということは、老人健康管理手当というのは9月15日に1回にお支払いする。

来まして、申請して、そしてお支払いしていくということでございますので、その時点、ということは、先ほど申しました、御老人の方ですから、何度も何度も足を運ばせるということでなく、その方法をとっております。そして、それが９月15日ということで、条例にもありますので、やっています。

それをもとに、その日に来られたときに１万2,000円を支払いして、そして領収書は１万2,000円を支払いして、そしてそこで、その時点で、あと2,000円を今度はこちらに共済事業として納付してもらう、という形を一遍でとりたいという、そういう意味で申し上げました。これが一つ。

それから、次が、資格と、それから４月１日の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、確かに原則的にはそういった条例におきまして、そういう運用の仕方をするのは不都合ではないか、という御指摘は十分わかります。そこで、課内におきましては、それらが討議されましたんですが、結局、要するに４月１日から９月15日でないと、お金を納付できないという形でありますと、その間の方の、70歳にはなっておりますけれど、お支払いできない、というような形も出てくるので、それを逆になんとかしていきたい、というような形で、この制度を、（「その制度はおかしいぞ」と呼ぶ者あり）そこでやっていきたい、という形のものでございます。そのような御理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　最後の、条例の関連でございますが、私の方も、確かにただいま土方議員から、条例と特別会計の名称の問題ということでございます。先ほども御説明申し上げましたが、「見舞」という２字をとって、特別会計共済事業の新しい会計を設定したわけでございます。

同時提案でございますので、当然、今回の内容としては、見舞金支給制度だけでございますが、今後の高齢化対応の中で、やはり共済制度という中では、かなり幅広く予測もできるだろう、というような議論もあったわけでございます。現行では全く考えておりませんが、そういう中での四つの条例との関連で、長いよりは、というような考え方を持ちながら、２字を除外し、こういう会計で設定をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　最初の、福祉部長の方の回答ですが、４月から９月ということでお話も出ましたけれど、４月から９月の人は、一般会計にもある、7,900なら7,900と

いうような数字の人は、これ、全員なんですよね。その人たちの金額の2,000円分というのは、９月にならないと入らない。それが一つ。これはもう、はっきり私もわかっているわけです。それまで、そういう形に行くのかどうかということを、さっきも、最初のときにあったんですが、そういったことが一つあって、それとともに、要するに福祉を手厚くしましょうという角度からすれば、９月15日過ぎに70歳になった人は、どうなのか。先ほどは、救い上げをするんだ、運用の中でしていくんだ、というようなことがありましたけれど、そうするとその人は、要するに2,000円を払わないで、救い上げだけただ単にしてやるのかどうか。混乱するといけないから、徐々にそういう形で、ちょっと聞いておきたいと思います。

それから、条例の名称のことは、また後で別途に、ちょっとしたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　１点目の、９月15日でお支払いし、あるいはこちらへ納付するということでございますので、これは１回で、そこでやる、ということでございます。

２点目の、では４月１日からはといいますと、確かに４月１日に70歳になっています。なった方がおる。そうしますと、その４月１日になりました、そして９月15日までの方は、納付がないわけでございます。それでも、その人たちに対しては、入院されたり何か、体の悪い方に対してはこれをしていく、ということの解釈でございます。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　一応、部長の言うことはわかりました。少なくとも今４月１日ということですが、９月16日以降、次の９月15日までの70歳になった人、それから他市から転入してきた人も救い上げるんだ、ということですね。それは、わかりました。

そうしたら、やはりそのことは基本的な問題になるんで、条例の上にはっきりうたうべきだと思うんですが、うたうべきかどうか、そこら辺の判断は、福祉部長としてはどのようにお考えになっているか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それにつきましては、この条例で、９月の時点と４月の時点との違いがありましたけれど、これでできるという判断のもとで、これをやっております。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　この場ではっきり申し上げておきますが、余り長くなってもい

けませんからね、市の考え方はそういうことだ、というのはわかりました。

後は委員会で、私の立場としては、委員会の方へ持ち込みをいたしますけれども、いずれにいたしましても、ちょっと言えることは、そういったことで、非常に、大変やることは、我々だってこれを反対することじゃなくて、いかに救い上げてやるかという部分から見ると、大変欠落をしている条項が部分的にはある。はっきり運用の中で、規則も設けたという、規則の方には何ら、これから支払う金額のことについては、はっきりしていますけれども、大変手落ちがあって、今申し上げたようなことは、条例の上にはっきりうたうべきだ、という理論に立って質問をさせてもらったんで、そのことはほかの方からまた御質問があろうかと思いますんで、一応私はそういう問題の投げかけだけをして、その部分は終わりにしたいと思います。

これはあくまで条例のタイトルですけれども、要するに、特別会計で設ける名称の関係です。殊さら「見舞」という２文字を削ることによって、すっきりするのか、しないのか。我々からすれば、この２文字は、やっぱり見舞いということで、それだったら逆に、企画財政部あたりの考え方と、福祉部の考え方ですから「見舞」を要るか要らないかという単なる問題だろうけれども、せっかくここで、初めて多くＰＲをして、これから加入してもらうという、その事業としての基本的な予算のところの関係で、これ、重要な問題ですよね。予算がなければ、この事業だって実際に進まないわけですから、お互いに関連がとれているというふうに我々は判断をするところに、この「見舞」、理論的に言えば、福祉部は「見舞」ということで決裁をとりました。片や財政の方は、すっきりさせるために「見舞」を取りました。外しました。すっきりするために外した。こんなことで、いいんですかね。

ですが、これは両部長だとちょっとあれなんで、市長、考え方、そこで今聞いていたやりとりの中でどのようにお感じになっているか、ちょっとお話をいただければと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　結論として、私はこれでお願いをしたい、と思っております。

つまり、特別会計の制定でございますので、特別会計の名称にふさわしいといいましょうか、十分内容を含んでおる、というふうに御理解をいただきたいものだと思っております。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　あえて50歩なりを譲ったとして、老人入院共済条例だとすればいいわけです。十分、「見舞」を外したとしても、条例の中に見舞共済ということで、ここで言う、条例の１条に共済、ここで言う共済、これはあくまで条例の上ですけれども、共済というのは、老人入院見舞共済のことを共済といっているんですね、ここでは。

先ほど、企画財政部長も、今後、見舞、要するに共済制度もふえてくるだろう、というような発言をしておりましたけれど、この条例でいく限りは、共済は、あくまで老人入院見舞共済、こういうことですから、そういうことからいって、みんなが納得をすれば、極端なことを言えば、もっとすっきりさせるならば、一般会計の方も老人入院見舞共済までは、共済と置きかえているわけですから、共済事業特別会計予算だっていいわけです。そういう理論的なあれだけを張るとすれば。

私の方からすれば、これは行政内部の不調整によって、要するにお互いの連携がとれていなかった、というような理解しかいたしておりませんので、この問題は、いずれにしても、後の総務委員会と、それから厚生委員会に、そしてまた後の条例、予算の関係は特別会計予算の、特別委員会の方に、それぞれこの問題は引っかかってくるわけなんで、本当はこの場で明らかにした方がいいんじゃないか、と思っているところなんですが（「やっちまえ」と呼ぶ者あり）、そのような考え方から、市長は今、そういうことで－どうですか、この際、一つどっちかすっきりしたらどうですか、それこそ。入院共済条例、あるいは「見舞」をつけるならつけるという、特別事業にすると。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　手段は、見舞でありますけれど、掛金を負担してもらうということで、私は、共済という方を強調したい、こういう考えであります。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　何か、今の市長の回答も非常にわかりづらいんですが、共済でいいんだということであれば、では今の市長の発言からすれば「見舞」は取ってしまって、入院共済でいいということですね。入院共済で、十分目的は果たす、ということですね。はい、そうすれば、では私の方は厚生委員会で、この条例のタイトルは、市長の今の意向を踏まえて、修正の方向で（「市長、何だよ。勝手に取っちゃったらだめじゃないか」と呼ぶ者あり）とらせていただきます。要するに、日野市老人入院共済条例というふうに修正をかけるということで、理解をいたしました。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もし私の回答で、誤っているならば、訂正しておかなきゃならないと思うんですが、要するに、議案の番号、題名で提案をしておる、これでお願い

をしたい、とこういうことであります。変更に同調したという意味ではない、ということだけ申し上げておきます。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　今、土方議員から、非常に重要な話が出ているんですが、私もちょっとその話を、納得できないんで、もう少し丁寧に御説明していただきたいんです。

先ほど、４月からの話というのと、９月にお金が入るという、そこの関係がよくわからない。これは、本質の部分で、制度の本質をついている部分なので、ぜひ丁寧に説明していただきたい。

要するに、疑問点は随分ありますが、具体的に４月から、今、福祉部長のお話ですと、そういうふうな該当者が出てきた場合には、それでやっていくんだ、ということなんですが、それで、９月の時点で健康管理手当の中の2,000円をいただくということで、では、その間、どういうふうに運用されるのか。そこら辺のところが、もう少し丁寧にお聞きしたい。特に財源的なこともあります。どういうふうにそこら辺をお考えになっているのかです。

それから、先ほど、何回もお年寄りの方に来てもらってはかわいそうだというところで、１万2,000円渡して、すぐ2,000円取るという。共済の制度が、互助精神にあふれたものだという話も、本質的にありました。この辺を、どういうふうにお考えになっているのか、もう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　１点目の件でございますが、先ほど来言っている、４月１日から１年間という期間でしておるわけでございます。そして、９月15日が健康管理手当をお支払いする日であるということからいきまして、それで４月１日に70歳になった方、この方は９月15日に健康管理手当をもらいに参りますので、その時点でないと、支払いができないわけです。その間、もし入院されたというと、４月１日で70歳になっている方も、この対象に含めます。まだ、共済の掛金を掛けないでいるわけでございますが、入院は４月、５月なり６月にされたということになりますと、そこでその入院の支払いをしていくということになりますと、４月から９月15日までの間は、市がこれを負担していく、というような形でございます。

それから２点目の、互助精神ということでございますが、これは健康管理手当そのものの支給が、９月15日ということになっておりますので、これが前提でございますので、それで2,000円を値上げして、2,000円をもらうという形でございます。ここで、その会

費を納めてもらうというやり方で、お願いしている。ですから、９月、健康管理手当と支給日と連動してやる、という形でございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　今、矛盾が出ているわけですけれど、市が負担する、というお話がありました。この、市が負担するお金の性格です、どういう性格のものなのか。その辺、もう少し、お金の説明をちょっとしていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　お金といいましても、これは入院の見舞金でございます。それで、入院された方を、４月から９月の間に入院された方で、その段階はございますが、８段階ありますけれど、これをお年寄りの入院の見舞いということで、見舞給付金と我々は申しますが、給付して、そしてお見舞いの感謝の意をあらわしていく、という意味のこの共済事業でございます。

ですから、あくまでもお金の性質というものは、入院して、そのお見舞いして、早く治ってもらいたい、あるいは健康にして、早く復帰してもらいたい、そういう感謝の気持ちのものでございます。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　これは本質に絡んでいる問題ですので、要するに福祉の制度が、将来、市民の方に多く育てていけるようなものになるのか、それとも批判を、一つの矛盾点といいますか、制度の欠陥といいますか、そういうもので批判をされていくような形で、衰退をしていってしまうのか。その辺の本質をはらんでいる問題なので、今お聞きしているわけなんです。

やはり日本の憲法の中でも、社会権の具体的な実現というふうな方向で流れているわけで、それを別の角度で言えば、福祉の充実、発展という言葉に置きかえられるんだろうと思います。

前に、どなたか、朝日訴訟、朝日さんのお話をされましたけれども、そういうふうな沿革、ずっとある中で来ている、というふうに思っております。そういうふうな観点から質問しているわけで、要するに制度をやはり運用されるには、今の、現在の許された制度の中でおやりにならないと、無理があると最終的にはその制度というのは育っていかない、ということが言えると思うんです。

そういう観点から、今、私はお聞きしているんで、今のお金の話なんですが、要する

に共済の制度の本質と、それから健康管理の手当を市の方でお出しになる、その健康管理の手当の性格的なものの2,000円を、いわゆる共済的な性格のものに当てはめて運用されるという部分が、本質的に私、どうなのかな、ということもあります。

その一番の矛盾的な部分が、私は、先ほど土方議員がおっしゃっていたところに出てきているんだと思うんです。ですから、そのお金というのは、私が今お聞きしているのは、市の方で負担をいたします、共済の制度だけれども、実際にお金がその場にないので、市の方で負担をされるというので、では市の方で負担される支出の予算の内容、性格、それはどういうものなのか、ということをお尋ねしているわけです。見舞金のことは、それはもう、激励といいますか、早くよくなってもらいたいというような、そういう意味だということはわかりますが、市の方で負担をする、そのお金の予算の支出の中のどういうふうな性格のものなのか、それを具体的に教えていただきたい、といっているわけです。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の施策の発端は、高齢化社会の進行に伴って、老人の今、一部有料化になった、その部分の将来が、入院すれば自己負担がかなり大きくなるということで、請願の提起もございましたし、私どももそれなりの考え方を進めたつもりであります。

それで、現在行っている市が何市かあるわけでございまして、将来の安定的な、また説明のつく姿として、共済制度というのが、府中市でも進められております。府中市の場合は、任意加入ということで、いわゆる全員ということにはなっておりませんが、日野市の場合は全員加入をしていただくということを、まず重く考えました。

そして、今日、お送りしております健康管理手当、これも健康管理になるべく直接的に役立てていただく。その手段としては、例えば、一診療科目、初診料、毎月の初診料ですが、800円、そういうことになっておりまして、ちょうど今１万円の健康管理手当は、800円掛ける12で計算いたしますと9,600円、一応賄うということになっております。今回、それに加えて、見舞金という、入院見舞いということに発展させます場合に、あるいは委員会の審査の中で、請願審査の中でも、何かもっと工夫をすべきではないか、というお話もございました。

そこで、我々の考えが、こういう形で到達したということを、今、条例改正、あるいは予算という形で提案を申し上げておるわけでありまして、つまり、健康管理手当を、本来もっと直接的な、いわゆる健康管理に結びつける、こういうことも大切でございま

すし、その意味では、今回、それの額を2,000円付加することによって、その2,000円分を入院の共済掛金に供出していただく。なにか、行政側、全員加入をしてもらうということに、私は一番大切な意味があろうと思いますので、そういう健康管理手当を増額し、その一部をこの共済に掛けていただく、こういうことが、一番適切ではなかろうか、とこういう考え方でございますので、制度として定着できるように、いろいろな御意見はいただきたいと思っております。

それから、まだ論議の中には、つまり委員会で御審議の中では、もっと年齢を下げたらどうか、とこういうこともあります。60代にしては（「市長、質問の趣旨、答弁をしてくださいよ」と呼ぶ者あり）　では、そういうことは省いておきます。そういうことは別のことですから。当面は70歳以上ということで、見舞いの制度を確立したい。それには、初回は、そのきっかけは健康管理手当を増額するということによって処理できるようにしたい、とこういう考え方でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　市長のお話は、一般論としてわかるわけです。今のおっしゃった心情もわかるわけです。

要するに、老人の方の所得の少ない方、決して、老人の世帯の方の生活のアンケートをとりますと、高額的な所得の方は少ないです。むしろ生活の不安定の中で生活をされている方の方が多いです。また、年をとってくれば病気がちになってきますし、お金の心配がなく医療にかかりたいというのは、これ、老後に入っていく方の心情ですし、我々もそういうふうな過程を歩みますから、そういう方たちの人生というものを大切にしていかなきゃいけないということは、これはもう皆さん、市長でなくたって、みんなわかっていると思います。

その中で、老人の医療の有料化、無料化ということで、随分議論がありましたけれども、それを地方自治体として、なるべくそういうふうな施策を、日野市の中で具体的に反映していきたいという努力は、私も評価をしたいと思うんですが、それと、今までいろいろな制度をつくってきた中で、その制度を利用して、その制度というのは、やはり議会でいろいろな制度として可決し、いろいろな知恵でできてきた制度があるわけで、その制度をじゅうりんしてまで、言葉は強いですが、じゅうりんしてまでやるような形をとりますと、私は揺り戻しが来ると思うんです。

市長は、教育委員の任命の制度につきましても、私は従来の教育の中立性ということに対しては、非常に私は配慮がなかった、というふうに思っている一人なんです。

前にも私は、一事不再議の精神に反するではないか、というふうな議論もさせてもらいましたけれど、市長が、そういうふうな思いはわかりますけれども、それを実際に具体化するにしても、やはり現実の制度があるわけです。ですから、社会教育センターについても応援をしてあげなきゃいけない、という気持ちもわかりますけれども、それを条例違反してまで、補助金のああいうふうな制度を違反してまで2年間おやりになるという、要するに、あれは賛否両論があったわけですから、そういう私は傾向性が非常にあると思うんです。

ですから、この制度を共済的な制度として発展をさせていくという、その議論はわかりますけれど、では今実際に、この制度をやっていくに、財源的にはどういうふうにするのかという、これについては、今、一遍の市長、答弁もないんですよ。行政の方の担当とすれば、こういうふうな運用の仕方をしてくれば、制度としては成り立たないんじゃないか、というふうに思うんで、今お聞きしているわけです。

今、市長のお話ですと、まさに市民の方が、税金の使われ方については、妥当であるとか、妥当でないとかということはあったにしても、それが制度としてどうなのか、ということになってくれば、大きな批判を受けざるを得ないと思うんです。具体的に、私もＰＴＡの方をちょっとさせていただきましたが、家庭教育学級というのがある。これが９万か10万でおやりになって、その成果を、テープを起こして、丁寧に報告書まで書く。１円たりとも合わせて書く。こういうふうなところが一方で行われていますから、周囲の方とすれば、その制度の中でどういうふうにお金が使われていくのか、その性格を私は正確に知っておかなきゃいけないと思うんです。

ですから、共済制度ですから、皆さん大勢の方で持ち寄ってやるということはわかりますが、それじゃ、今このやつはどうなのか、ということは、今、福祉部長は御答弁ないんです。市長の方も御答弁ないんです。ですから、これは私は本質の部分なので、お聞きしているんです。再度、御答弁いただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

共済制度発足するに当たりましては、それはいろいろあるかと思います。ただ、その互助精神において、会員の皆さん方の参加を求めていくということと、それから、それをリードしていく市、行政側としましては、それに基づく負担なり、そういうものは必要である、というような考え方でございます。

それですから、会費をもらいまして、老人の方から、70歳以上の方、そして今度は給

付する5,000円から５万円までの方々の、入院の日数によって、それらに対して給付していくということになりますと、後ほどの特別会計でもございますが、それらの事業というものが、ここに出てくるわけです。その事業に対しまして、市である程度の繰出金をお願いしていくということで、そうしますと、今御指摘のそういう制度は、共済事業として衰退していくのではないか、というお話でございますが、これはやはり共済制度の難しさもあります。

それから、皆さんの全員加入という希望を持っていかざるを得ないというようなことからいたしますと、やはりこの共済制度は、そういうふうな形でスタートすべきことであり、そしてまた、この制度がそれぞれ何年、何十年後に、そうしたいろいろの問題が出た場合には、それぞれのまた対応の仕方もしていく必要があるかと思いますが、共済制度発足に当たりましては、これはそういうふうな形でないと、共済制度というものが生まれにくいんではないか、という考え方でございます。これが、本質と言えば本質でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは、今、部長はもうおわかりになっていると思うんです。ちょっと、私のあれをすりかえてお話しなすっているけれど、全部おわかりになっていると思うんです。

市長、この辺の工夫ですね、一つの制度と制度の中で、知恵を絞れば必ずどちらかで矛盾があるといいますか、それが乗り越えなければいけないという部分は、それはあると思うんですが、先ほど福祉部長の話では、十分この辺については庁内で議論した、討論した、いろんな角度から検討も加えた、ということですから、もっときちっとした答弁をしていただきたいんです。それだけ積み上げた議論を、恐らく相当されたということですから。今の御答弁では、私も納得いきませんけれど、今聞いてくださっている議員の方も、納得いっていないと思います。まあ、これはいいです。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　質問している人は、そっちでいいですと言われても、聞いている方がちょっと困るんで、関連して質問させていただきたいんです。

今の土方議員さんなり、夏井議員さんの質問を私なりに整理して、これでよろしいか、という質問をいたしますので、御返事をいただきたいと思います。

この日野市老人見舞共済条例の第２条に、満70歳以上のものがすべて対象になります

よ、とこういうことですから、要するに、いつの時点でも、70歳になって入院すれば、それは対象者なんだ、こういう理解でよろしいと私は思っているんですが、それで間違いないか、というのが１点。

それから、財源の問題と、その開始時期の問題が話になっておりますけれども、まだ提案されておりませんけれども、特別会計の入院の共済事業特別会計を見てみますと、いわゆる2,000円分の会費は1,520万、それから市が一般会計から繰り出すお金が2,632万9,000円、合わせて4,153万でスタートをする。したがって、９月15日に2,000円は入ってきますけれども、入ってこないお金については、繰越金のこのお金が、当初、原資になって、この老人救済事業がスタートする、とそういう理解をしているところなんですけれども、それで間違いないかどうか。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　第１点でございますが、４月１日から70歳以上、この70歳になった方は全部対象でございます。

その次の、この事業に当たりましての繰り出し、それから会費ということでございますが、そうしますと、制度そのものが動き出します、４月１日から。そうした場合に、この繰出金をもちまして、2,632万9,000円です、これを運用していくということで御了解願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　今の土方議員と夏井議員、さらには福島議員の方から出されましたんで、９号、10号、関連しますけれども、もう少し理解を深めたいと思いますので、質問をさせていただきます。

現在、日野市の財政事情、税収増ということで、大変高水準で推移をしているわけでございますけれども、先段、消費税導入というものを柱にして、税制改革が昨年の12月31日をもって施行されたという、この消費税導入の要因の一つに、高齢化社会の対応、そのために財源確保が必要であるというような、こんな１項もあったわけでございます。

そこで、２点ばかり質問したいんですが、まず１点は、共済事業というものをどのようにお考えになっておられるのか、これが１点。

もう１点は、この今提案されている内容が煮詰まるまでに、庁内でどんな論議があったのか。例えば、健康手当１万円以内で、500円なり1,000円を取って共済事業をやろうじゃないかという、こんな案もあったんじゃないか、こんなふうに思うわけです。

と申しますのは、健康な方もいるわけです、いろいろね。実際に70歳以上というと、

まだ５％までいっていないと思うんです、日野市の人口の中の。先ほど市長は、高齢化社会になって、老人が、老人が、ということを言っています。なかなか見舞金等が必要だよ、入院費が払えないよ、と。払う立場になって考えてみますと、いろんな論議がされてしかるべきである。どんな論議がされたのか、この辺の内容をお聞かせいただきたい。

とりあえず、以上２点について、御答弁願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　１点目の共済ということはどういうことか、ということでございますが、先ほど来の互助の精神、お互いに助け合っていく、ということでございます。

それでは、その共済ということは現実にはどういうことかといいますと、御存じのように、共済の会員の方々の負担を取りまして、それに基づきまして会員の方々に給付事業、いろいろ病院の見舞いもありましょうし、それから傷病見舞い、あるいは誕生日の、これはあれですけれど、それのお祝い金だとか、そうしたものが給付事業でございます。

それからもう一つは、共済事業の大きな一つは、私は、この二つがあるかと思っておりますが、福利厚生事業でございます。こうした福利厚生事業におきまして、それは健康管理、それから健康増進、あるいは機能回復、そうしたものがある。ほかにも多々あるかと思いますが、私が今考えておりますのは、そのような共済事業でございます。

しかして、今御提出申し上げております共済条例といたしましては、この給付関係をとりまして、これを制度化していきたいということで、これをお願いしておるわけでございます。

２点目の、庁内におきましての討議ということでございますが、これは私が来る－去年の11月20日に厚生委員会で可決になったということでございますが、その間、１年間、厚生委員会の方々との熱心な御討議によりまして、このものが検討されたということでございます。そうした中で、それを受けまして、この実現に向かいまして、それ以来、いろいろのケースをもちまして、検討していきました。そして、先ほど申し上げましたような、４月１日、それからそれに基づく９月15日の問題、の間、そうした問題をどうするか。それから、それらに基づく過去の入院者の数だとか、そういうものをもちまして、そして委員会の決定に基づきまして、この制度を最少限度のものでスタートしようということで、スタートしたわけでございます。

それですから、先ほども夏井議員さんからおっしゃられております、その性質、それ

から今後の衰退していく方向というものは、非常に危惧されるものでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、会員相互のものから、それを求めていくとなると、こういう共済制度でスタートせざるを得ないんじゃないか、と思います。そういうことでやってまいりました。ですから、庁内につきましても、それらのけんけんがくがくの話は、いろいろケースはあったんですが、ここにまとめたということでございます。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　部長のおっしゃられること、わかるんです。

ただ、共済事業というのは、そんなもんで終わらせてもらっては困るわけです。市長が、よく財政の効率的な運用を進めていくということを、しばしば言われている。そういうことになると、簡単に１万円を１万2,000円にした、ということは言いたくないんですけれども、例えば、ここに日野の福祉というのがあるわけです。立派なものが。毎年これは出るわけですけれども、この中に、老人のいろんな事業があるんです。敬老事業とか、あるいは健康とか、ケアとか、この中に敬老金を出すとか、あるいは理美容券を出すとか、いろいろある。現金だけで配られているのが、数億、２億近くあるわけです。

こういうものを一つの基金として共済事業をやったんであれば、もっといろんな方に行き渡るんじゃないか。そういう総枠の中で、一つの基金としてそれをプールしておいて、では理容券も出しましょう、美容券も出しましょう、要らない人もいるわけですから、さらには入院見舞金も出しましょう、困っている人には貸し付けも低利でやりましょうという、こういうトータルのものが、これからの高齢化社会では、共済事業としてやらなければならない一つの大きな仕事じゃないか、とこんなふうに考えるわけです。そういったものが、庁内で出たのか、出ないのか、その辺も一つお聞かせいただきたいんですが、これだけに、入院見舞金だけにスポットが当たっていますから、それだけ以外ないようですけれども、少なくともこれに固執するんじゃなくて、これから本当に高齢化社会になって、今までと同じようなやり方で本当にいいのかどうか。税収も、このまま順調に伸びるのかどうか、これも非常に疑問です、日野市の場合には。本当に長期的に、そういうものを、展望に立って考えていらっしゃるのかどうか。

市長が、何でもかんでも、悪い言い方をすれば、ばらまけばいいというもんじゃない。本当に納税者のためになって考えていただいているのかどうか。当然、市長は、考えている、というふうに答弁されるんでしょうけれども、私はもう少し、もっと熱い答弁をいただきたいんです。さっきからのやりとりを聞いていますと、何か非常に冷静になっ

ている。そんなもんじゃないんです。どうしてもこれだけは認めてほしい、ということであれば、声を大にして言ってもいいんじゃないんですか。その辺のところをどう考えているのか、市長に、ちょっと御答弁願います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉の中で、特に弱者に対します社会保障、社会奉仕、高齢化社会に向かっても、またいろいろな当事者の心配事があるわけでありまして、また、その中でも病気ということは、極めて大きい心配であり、入院は必ずしも医薬料だけではなくて、いろいろな経費がかかる。そういうことが我々の一番基本的な認識でありますし、それから、請願審査に当たりましては、付託委員会、厚生委員会で、大変長い期間をかけて御審議をいただいたという、我々のまた共通認識がございます。

したがいまして、例えば、つまり財政ということも一面考える立場から、やはり将来は何らかの共済的な仕組みが必要であろう。そのようなことも、他市の例、あるいは我々の老人福祉協議会の中で、議論をいただいた経過がございます。

日野市で行っておる他の共済見舞事業、交通災害共済事業というのがございます。これは、公費で、70歳以上のお年寄り、それから小・中学校の児童生徒、公立幼稚園、あるいは障害者も対象だと思うんですが、これは公費負担をやって、災害共済に充てております。

そのことを考えますと、老人の場合にも、公費で共済制度をスタートとして組むということは、私は、日野市の今の能力として、あるいは地域の将来に向かっての地方行政として考えてよろしいんじゃないか、というふうに思考を到達した。そのことをまた、委員会にも、こういう考えでおりますということで、お話を申し上げ、請願の採択が行われた、ということでございました。

もちろん、すべての提出議案につきましては、我々の方に責任があることはもちろんでございますが、私もこの施策は、決してばらまきとかいうことではない、という深い決意で、御理解をお願いをしたい、とこのように思っておるところでございます。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　私は厚生委員でないんで、余り強く言うと、厚生委員の皆さんに御迷惑をかけるんで、言いたくないんですけれども、前期は厚生委員であったわけです。そのときにも、この入院見舞金の審査をいたしました。そのときは、理事者側からは、こういう財源はございません、という答弁がはっきり出されたんです。１年ちょっと前にね。

そのときに、では何とかそれをひとつ総枠の中で考えられないのか、とこういう意見も出しました。でも、それは検討する、という程度で、前期は終わっているんです。後期になって、私、メンバー変わりましたんで、その後のことは違う委員からいろいろと聞いておるわけでございますけれども、スタートに当たって、市長は今、これを何とか認めてほしい、これしかないようなことを言いますけれども、では将来的にはどんなふうに考えているのか、ということになるわけです。

ですから、私がばらまきという、あえてそういう言い方をしたのは、単発的に何かをどんどこどんどこ出してもらっては困ります、もう、そういう時代ではないんです、ということなんですよ。市長自身も、もう福祉はただということは、御認識されていないと思うんです。もう、一部有料であるということは、お認めになっているわけです、それは当然、昨年も言いましたから。

であるならば、単発的にこういうものを出すんじゃなくて、トータルで、これも出しますけれども、今こんなことも考えています、次回にはこんなふうに、今、さらによくするように考えている、とこういうことがどんどん出てくれば、なるほどわかった、ということになるんですけれども、これだけ１本、出てきますから、あえてばらまきという表現を使わせていただいたわけでございますけれども、いずれにしても、またこれは予算委員会等もありますし、あとは厚生委員会の方に十分御論議をお願いするとして、大体、考え方はわかりましたので、以上で結構です。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　２点ほど、お伺いいたします。

第１点は、この政策は、それは市長が自信を持って、いい施策だ、ということでございます。そのことについては、その市長の認識がそういうことであれば、それでよろしいと思うんですが、ただ、私は、いろいろ議論をしていますけれども、ふと冷静になって考えたときに、いわゆるお年寄りの皆さんの立場になって考えるわけですけれども、健康管理手当を１万円から１万2,000円に上げる。そうしますと、これはやはりあくまで１万2,000円というものを、対象のお年寄りの皆さんにきちんと支給すべきだ、というふうに考えるわけです。これは当然、今度はお年寄りの皆さんは、それは健康管理手当ということで１万2,000円になるわけですから、これはこれで、やはりきちんと支給すべきだ、というふうに私は思います。

その上で、この今言われる共済事業－共済事業ですから、強制ということはあり得ないわけで、任意だと思うんです。その辺の選択が、１万2,000円の健康管理手当をいただいたお年寄りの皆さんが、どういう財源で供出しようとも、それは個々の事情によろうかとも思いますけれども、お年寄りの皆さんの意思で共済事業に加入していただくというのが、本当の思いやりじゃないか、というふうに思うわけです。

手当を上げてあげるんだから、その分は、上げた分をそっくり共済の方に強制加入ですよ、というやり方は、本当にお年寄りの皆さんの意思といいますか、いうものを尊重した政策かどうかということを、そういった点が、ちょっと私は疑問に感ずるわけであります。共済事業そのものは、いい政策だと思いますよ。これは決して否定しません。

ただ、実際にお年寄りの皆さんに対して対応する場合に、このやり方といいますか、というものについて、ちょっと検討を加える余地があるんではないか。健康管理手当１万円を１万2,000円に上げたという、本来の健康管理手当は、健康管理手当の目的があるわけであります。その部分の、上げたことはきちんと支給すべきだ。別の次元で、この共済事業－入院見舞金という別の次元での共済事業を必要と考えるならば、これは別の次元として取り組んで、その加入については、お年寄りの皆さんの任意で年間2,000円の共済金を払うにしても、これはやはりお年寄りの皆さんの意思に従ってさせるべきじゃないか、というふうに思うんです。それが筋ではないか、ということ。この点についての考え方を１点。

それから、思いやりの政策ということで、そういう観点から、例えば、この条例の規則の中に、遺族の範囲というのがあります。条例第６条第１項に規定する遺族は云々というふうにあるわけですけれども、つまり、対象の方がお年寄りであるために、皆さんが入院されて、元気で退院されればいいんですけれども、不幸にしてお亡くなりになる場合もある、ということで、市側もそのことを想定して、規則の中に遺族の範囲というふうな形で設けて、規則の中に入れてあるというふうに思うんですが、ここで、思いやりがあるんであれば、いわゆる見舞金の請求という、この位置づけの中で、不幸にして亡くなった場合には、弔意金というふうな形に、自動的に切りかえる位置づけといいますか、しかも金額も、増額といいますか、そういうふうな形で対応するのが思いやりではないか。既に亡くなられた家族の入院見舞金という形での請求というんでは、これはいささか遺族の心情といいますか、いったものを考えた場合、入院見舞金を後から請求というような形じゃなくて、弔意金というような形での位置づけがよろしいんではないか、というふうに思うんですが、その考え方について。

以上、２点について質問をしたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　１点目の、きちんと１万2,000円は支払いなさい、そしてその加入はやはり自由意思であるべきだ、ということでございます。

これは、この条文については、特に強くはうたってありませんが、ただ、70歳以上のものとする、ということで、説明いたしましたように全員加入を目的とする、ということはしております。それを、自由意思で、それで何が何でもということになりますと、そこに問題はあるかと思いますが、その点につきましては、御本人の了解をなるたけ得るというような制度でやっていきたい、と思っております。

弔意金につきましては、国保の方での弔意金等ございますので、今回は、この中にはそういうものをちょっと考えてはみませんでした。

以上です。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　第１点ですけれど、では、健康管理手当を2,000円上げるというのは、健康管理手当本来の目的のために2,000円上げるのか、違う目的なのか、それの辺をはっきりしていただきたい。そのことが、第１点。

第２点目の質問の、考えておりませんでした、ということですが、考える余地はないのかどうか。

その点、２点、御答弁いただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　１点目の……１点目って、何だったか……。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　部長は、なにか大分お疲れのようですので、もしあれでしたら、ここで休憩をしていただいて、私の質問を改めて部長に伝えておきますんで、整理していただいて御答弁をいただきたいと思うんです。

今の状態では、答弁不能と思いますので、休憩をしていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　部長、今の質問の内容はわからなかったですか。答弁ができないということなんですか。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　失礼しました。

１万2,000円、2,000円上げる理由として、健康管理手当なのか、それとも共済の方なのか、というお話でございますが、あくまでもこれは健康手当をもとにして、そして共済制度というものを、それをつくっていくということでございますので、この2,000円は共済に充てていきたい、ということでございます。

２点目の弔意金の考え方でございますが、今後ということでございますが、現段階では、やはり給付ということを重点に置きましたので、今後については、また検討していきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、私もここちょっと、財源的なことは１年前から委員会で討議された、という経過があるということでありますので、そこまで詳しくは私も委員会の議事録を見ておりませんでしたんですが、ありますので、その財源との見合いというものもありますので、十分に検討させてもらいたいと思っています。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　部長、私は、そういう答弁じゃ、納得できないんです。健康管理手当、聞こえによっては、健康管理手当上げました、共済事業をつくりました、とこういう宣伝だけが先走りするおそれがある。

健康管理手当の本来の目的は、その目的として、今の１万円が不足だから１万2,000円に上げる、という形で条例改正するなら、納得できるんですよ。そしてまた、共済事業は共済事業で、また別のとらえ方で提案されたらどうか、というふうに思うんです。

なにか一つの、何といいましょうか、たとえが非常に難しいんですが、ある意味では（「選挙がある」と呼ぶ者あり）そうです、選挙が前ですから、私も慎重に言葉を選んで発言しているわけですけれども、手当をアップしてあげるから、その分はもう共済に入れなさい、というふうな、出す側の、ある意味では強みといいますか、いうみたいな部分もあるわけなんです。本来の健康手当の精神というものを、ゆがめることになってしまうんじゃないですか。健康手当を１万円から１万2,000円に上げる必要がある、というあれならば、それは健康手当１万2,000円という形で、きちんと支給すべきだと思うんです。その辺を、なぜ分けてできないのか。納得ができない。

整理できませんか、その辺のところ。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　健康管理手当ということで、論議をいただくわけでありますが、私は、入院加療も、これも健康管理の内容である、というふうに考えてよろしいと思っております。積極的に健康を保持する努力も大切でありますし、また、不幸にして病気になったために、入院のやむなきに至ったというのも、これも、つまり回復しようということでありますから、やっぱり健康を回復していただく、こういうことで考え得る範囲だ、とこう思っております。

○議長（市川資信君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　部長、健康管理手当の目的は、趣旨は何ですか。もう一度、教えていただきたいと思います。（「勝負あった」と呼ぶ者あり）けんかしているわけじゃないから、誠意を持って。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　老人の福祉条例によりまして、健康管理というのがありますんですが、一般的なことでございますが、条例にもありますが、結局、老人の福祉の増進、これを掲げて、それには、その方法として、第何条ですか、健康管理手当というものが位置づけられております。（「それだけじゃないよ。生活の安定」「休憩して、ちょっと整理してもらおうか。条例の目的を読んでくれませんか」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時30分　休憩

午後４時３分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑の中で、福祉部長の答弁のところで休憩に入ったわけですが、福祉部長、いかがでございますか。

○福祉部長（山崎　彰君）　時間をとらせて、まことに申しわけありません。

それでは、御質問の福祉条例に基づく福祉、健康管理というものについての目的は何か、ということでございますが、第９条で改正をお願いしております、この高齢者福祉条例の第５条に、この健康管理手当がございまして、その条例の目的は、ここにありますとおり、お読みいたします。

日野市高齢者福祉条例でございます。この条例で、第１条です。目的は、老人福祉法の理念に従い高齢者に対し敬老の意をあらわし、その生活の安定に資し、あわせて健康の保持増進の指導に努め、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

以上が、目的でございます。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　いろいろ議論を積み重ねてまいったわけでありますけれども、お互いに自己主張ばかりで突っ張るということじゃなくて、私自身もある程度整理して、もう一度申し上げますんで、御検討いただきたいというふうに思うわけでありますが、

要するに私は、再三申し上げているのは、健康管理手当と老人入院見舞金の共済事業と絡めるからおかしくなるんだ、ということを申し上げているわけであります。

したがって、議案の第９号の方は、旧、いわゆる今までの第５条の金額のところが、１万円のところを１万2,000円ということで、アップするということで、管理手当は管理手当としてアップするという形にすれば、それこそ企画財政部長が言っているように、すっきりするわけであります。

こういう条例の中に、１万2,000円とし、うち2,000円は日野市老人入院見舞金共済の会費に充て、なんというふうなことを入れるから、いろんな議論が出てくるわけなんです。だから、政策そのものは決して悪い政策じゃないから、ただ、この取り組み方がおかしいということを言っているわけであって、市長、ですから、健康管理手当は１万円から１万2,000円に引き上げるということは、大変結構なことでありますから、それはそれとしての条例改正をする。

それから、老人入院見舞金の共済事業も、これからの高齢化社会に向けて必要な事業だということで、これも意義ある事業だというふうに、私自身もそれは思うんです。ですから、それはそれとしての条例制定で取り組めばいいんではないか。したがって、共済の掛金の、加入についても、会費の支払いについても、４月１日からこの条例を施行するということでありますから、その４月１日からこういう共済事業ができますよ、会費が2,000円ですよ、ということで、任意加入を呼びかける。これがやっぱり普通の姿じゃないか、というふうに思うんです。そこら辺のところを私は申し上げている。

したがって、老人入院見舞共済条例の会費のところの第３条の２項を、ここの項目を削除すればいいわけでありまして、会費を納付する者は毎年９月15日現在、前条の資格を有し健康管理手当を受給できるものとする、というふうに、会費の欄のところに、これ、入れてありますけれども、あるとらえようによっては、いわゆる会員の資格みたいな感じもするわけですけれども、この項目が、大きく切り離す、削除して、老人入院見舞金共済事業は共済事業として独り立ちしていくような政策、いうことが私は必要ではないか、というふうに思うわけなんです。

健康管理手当の支給される９月15日、そのときに会費をいただくというふうな、いわば健康管理手当の支給を人質に取るといいますか、言い方は悪いですけれども、そういうふうな形でやらないで、９月15日までは、いわゆる一般会計からの繰り入れの中で、仮払いをして、９月15日に精算するということだろうと思うんですけれども、そういう形じゃなくて、４月１日から健康管理手当は健康管理手当として2,000円アップしてあ

げて、それはそれとして支給する。それから共済事業は、2,000円の会費なら2,000円の会費として、４月１日から加入したいという人には2,000円払っていただいて加入していただく。いわゆる会費の捻出は、それぞれの御家庭の都合でよろしい、と思うんです。市長の精神といいますか、いわゆる2,000円、その分の2,000円をアップしてあげているんだという精神は、それはそれで理解できると思うわけでありますけれども、実際の運用については、そういうふうな形でやるのがすっきりするんではないか、ということを私は再三申し上げているわけなんです。

したがって、これは答弁を求めても、またいろいろ議論の延長という形で、とことんしてもいいんですけれども、最終的には市長の判断ということになってまいりますし、あるいはまた、この議決そのものは議会の判断ということになるわけでありますから、委員会で付託された折に、この辺の私の問題指摘を踏まえて御検討いただければ、大変ありがたい。それが、お年寄りの皆さんのためにも私はなると信じて、この質問をしたわけであります。

質問を終わります。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　厚生委員ですので、簡単に１点だけ質問したいと思うんですけれども、この新しい事業を進めるに当たり、職員はどういうふうに対応されていくと考えられているのかという、その点だけお答えいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　職員につきましては、この事業がＰＲから始まりまして、事業として今の老人福祉課の中でふえてまいりますので、これらに対しまして、職員増ということでなく、それらを監督しながら、パートでこれを補っていきたい、というふうに思っています。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　わかりました。

いろいろ、こういう事業、やり方があると思うんですけれども、今の定数の中でやろうとすると、非常に簡便な方法というようなことも、一つ考慮に入れられるんではないか、というふうに思うんです。もし、任意加入など、やられるというようなことになりますと、この事業だけで一つの事務所をつくらなくちゃいけないような大きな事業にもなっていくわけですし、そういうような点も十分配慮されている施策ではないか、というふうに思います。

続いては、委員会の中で討議したいと思いますけれども、一言意見を述べさせてもらいました。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第11号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第11号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、体育施設の使用料を改めるため、日野市体育施設条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては教育次長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　それでは、議案第11号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件について、御説明を申し上げます。

これは、体育施設条例に規定をされております体育施設のうち、市民陸上競技場及びテニスコートにつきまして、施設の改善を行いました。それに伴って、条例別表の使用料について、改定を行うものでございます。

議案書の新旧対照表で御説明を申し上げます。６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。

まず、別表第３の８条関係の３でございます。日野市民陸上競技場使用料のうち、一

般使用となっております部分について、区分の変更をいたしました。今までは、一般使用は時間帯で区分をされておりましたが、それをまず小人、大人というふうに区分を変えまして、このうち小人の部分は無料と、そのままいたしますが、大人の部分について１回100円という形で改めるものでございます。

市民陸上競技場につきましては、完成後、トラックやフィールド部分に、オートバイとか自転車等の乗り入れがある、というようなことで、その防止について、いろいろ検討をしてまいりましたが、昭和63年度に、グラウンドの周囲にフェンスを設置する工事を行いました。こうした関係で、個人の利用の場合についても、秩序ある利用を行ってもらうために、大人１回100円という使用料をいただくことに改めたい、という内容でございます。

中学生以下の小人さんの個人利用は、従来どおり無料、それから貸切使用については、変更はございません。

次に、８ページ、９ページをお開き願いたいと思います。別表第３のうち、４、その他の体育施設使用料の改正でございます。ここには、体育施設使用料のグラウンドとテニスコートの規定がございますが、まず、テニスコートについて御説明を申し上げますと、多摩平の第一公園テニスコートと旭が丘の中央公園テニスコートについては、１面１回100円というふうな形になっておりました部分を、１面１回２時間で400円、３時間で600円に改めるものでございます。

なお、テニスコートにつきましては、条例８条の規定を受けて、施行規則第４条によりまして、従来、使用料を免除しておりました。今回の改正を機に、免除規定を削除して、有料化するという形にしたいというふうに思っております。

使用料の額につきましては、近隣の市町村の実態の調査の上で、標準的なレベルで設定してございます。

もう一つ、グラウンドでございますが、多摩平の第一公園グラウンドと旭が丘の中央公園グラウンドについて、従来、１面１回500円という形になっておりました。これにつきましても、実際には、テニスコートの場合と同様に、施行規則第４条により使用料は免除してまいりました。こうした実態もございますし、一方、多摩川市民グラウンド、それから東光寺グラウンドが無料になっている、ということとの整合性をとるため、この際、グラウンドについては、すべて無料とするように改めるものでございます。

なお、この条例の施行は４月１日とするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　１点だけ聞きたいと思うんですが、この、今、使用料を直されたということは、なにか施設を整備されたということも、ちょっと今、次長は申されたけれど、整備されたそのことより、いろんな各施設の不合理なところをただした。

それから、当然、なにか大衆のお使いになるようなことと、他の施設の矛盾があった点を直して、それからクラブ組織のような特定な人が使うという言葉は、適切でないかもしらんが、いわゆるクラブ組織のような形の人がお使いになるところを有料した、とこういう理解でいいかな。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　ただいま御質問の中にございましたように、いろいろ体育施設の中で、矛盾点も現実にはもちろんございますけれども、長い間の経緯その他もございますので、私どもとしては、施設の整備等の機会も含めまして、そういう矛盾点については解決をしていきたい。

現在、確かに、例えばテニスコートの場合で言いますと、市が所有しておりますのは９面でございます。これに対して毎月抽選会をやって利用の調整をやっておりますけれども、かなり希望者が多いというようなこともございますので、他の市の状況等も調査をした上で、やはり一定の負担をしていただくのが妥当である、ということで、今回の改正になったわけでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　では、つまり、このことの改定によって、使用料が、収入がふえるというのは、何ぼぐらい予定しているんですか。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えいたします。

今まで無料でございましたので、今回の改定によりまして、予定をしておりますのは、約280万円ほどの使用料収入を見込んでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　陸上競技場の使用料、これまで一般使用が無料であったところに、大人については１回という、そして100円というふうな、有料制にするということ

ですが、その理由の説明の中に、オートバイが入ったり、暴走族といいますか、そういうたぐいのものが入って壊すから、というふうなこともあったように思うんです。

では、今まで一般使用として無料で使っていた方々が、例えば、非常に悪い使い方をした、とそういうことがあったんですか、具体的に。そういうことがあって、だから有料にするんだ、というんであれば、理由づけとしてはわかるんだけれども、そうでないところの、本来、陸上競技場を使用するとかじゃなくて、例えば、有料の施設であろうと何であろうと、入ってきちゃう者がいて、それが暴れたから有料になった、というんであれば、ちょっと理由づけとしておかしい、と思うんです。

というのは、私の誤解でなければいいんですが、これまで早朝とか夜間、かなり定期的にランニングをしましょうという、女性から、それからお年寄りから、私なんかも時たま走りましたけれども、自由に入れて、自由に出られるような構造であったわけですよね。今度は、きちっと入り口を閉ざしてしまいましたから、そういう人が非常に不満を感じているんです。それで、さらにこれで100円だということになると、一体何のためにあの陸上競技場がつくられ、市民の施設として有効に機能をしている、というふうなことが言えるのかという気がするわけです。

というのは、個人個人が利用するのを、こういうふうな形で規制してしまいますと、結局は、ある大会だとか、運動会だとか、そういうものには、あの会場をよく利用できるけれども、そうでないときには余り利用しないというふうな、せっかくつくっても、市民のなじみが薄くなってしまう、というおそれを非常に感じるんです。

そういう点で、一体どういうふうなお考えで、教育委員会サイドでは、この100円という有料にしたのか。もう少し、理由づけを教えていただきたい、と思います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　先ほど申し上げましたけれども、陸上競技場にフェンスをつくりました主な目的というのは、オートバイ、自転車等のいろんな乗り入れによって、フィールドなりトラックなりがかなり壊されてしまう。実際問題として、陸上競技場にオートバイ、自転車等で乗り入れて何か使うということは、もともと予想をしている事柄ではございませんので、したがいまして、フェンスを設置をしたわけでございます。

それまでにも、掲示等をしたり、いろいろやってはきているわけでございますが、実際問題として、公園の一部をなしておりまして、広いグラウンドでございますから、どこからでも入れてしまう、というようなことがあって、フェンスを設けたわけでございます。

先ほど、説明の中で、個人使用についても、もちろん陸上競技場といえども個人で、普通は団体で貸し切りで使う場合が、一番、陸上競技場の使い方としては適しているわけでございます。それでも、あれだけのグラウンドでございまして、個人も当然使うということも予想されますし、また、それはそれとして大いに進めたいということも考えているわけでございます。

現実に、私どもが今まで調べた範囲でも、月の単位で、大体六、七百人ぐらいは、延べで言いますと確かに使っていただいております。

ただ、あれは公園の中にございますので、通常の、例えばジョギングですとか、そういったもので言えば、周辺の公園でも十分に間に合うわけでございます。

ただ、やはり陸上競技場のトラックなり何かを使って、個人としてもいろいろ短距離の練習をするとか、いろんなことも当然考えられます。そういった場合については、もちろん積極的に利用を図っていただくわけでございますが、やはりそこの中に入ってやる方と、そうでない方との、秩序ある関係も維持しなけりゃならん、というようなことで、内部のトラック、フィールドを使っていただく場合には、やはり有料という形でけじめをつけた方がいいんではないか、という形で、今回は100円ということでございますけれども、設定をさせていただいた、ということでございます。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　基本的なところで、よくないなと思うんです。もともと、あの陸上競技場がつくられるときに、なぜああいうオープンの形の、要するに余り観客席がなかったり、自由に、山を越せば行けるというふうな形のものをつくったか、という大きな、あの場所をつくったときの理由づけがあると思うんです。そのときには、だれでもが自由に入れて、自由に使えて、もちろん、ある企業とか団体が特定の使用をしている場合は別でしょうけれども、そうでない場合が圧倒的に多いわけですから、そういう場合には、自由に市民が出入りをして、ある者は斜めの斜面のところで休んでいるだろうし、ある者は走っている、というふうな、そういう姿を思い描いてつくったと思うんです。

ところが、この形というのは、そうじゃない。正式な陸上競技場なんだ。この中に入るには有料の、要するにお金を払わなければ使っちゃいけないんだ、というふうにするわけです。根本的な思想が変わっていると思うんです。

こういうやり方をしますと、今まで自由に使っていた、今お話に出た、月に600人ぐらいですか、自由に出入りをして、自由に自分の意思で走って、適当にやって帰ってい

くという、そういう方々への対応は、一体どういうふうにしようと思っているんですか。みんな、100円くださいと、こうやるわけですか。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　もちろん陸上競技場の中に入っていただくときに、名前は、あるいは入場券というような形になろうかと思いますけれども、そういったチケットを買っていただいて使っていただく、という形になろうかと思います。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　ぜひこれ、委員会でじっくり審議をしてもらいたい、と思うんです。果たして、そういうことでいいのか。せっかく市民が自由に使っている、月に集計すれば600人からの市民が、朝あるいは夕方、三々五々集まってきて自由に使っているものが、あるとき突然、きょうからは100円ですよ、というふうに言われてしまう。それで、公の施設としていいのかな、という感じがいたしますので、ぜひ文教委員会の中で、この市民陸上競技場の使用料、特に一般使用についての有料化ということについては、慎重なる御審議をお願いしたいと思います。

以上で結構です。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　今の馬場議員の質問を聞いていまして、ほとんど同感でございます。やはり旭が丘のグラウンド、多摩平の総合グラウンド、あるいは東光寺のグラウンド、こうしたところの、朝早く利用したり、夕方利用したりする人が多いわけです。それで、スポーツウエアを着て、小銭入れを持っているというのは、余りないんじゃないか、と思うんです。

そういった面から考えますと、ぜひそういう判断に立ちまして、今、馬場弘融議員の言われたような方向での議論を、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第11号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

これより議案第12号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第12号、昭和63年度日野市一般会計補正予算第4号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市一般会計補正予算第4号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3億312万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を347億9,399万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま提案しました、議案第12号、昭和63年度日野市一般会計補正予算第4号でございます。

まず、補正額につきましては、30億312万9,000円という数字でございます。

なお、1表の歳入歳出予算の補正については、後ほど主たるところを説明させていただきます。

第2表の中では、債務負担行為の補正でございます。

なお、第3表は、地方債の補正をお願いするものでございます。

それでは、要所要所だけを御説明をさせていただきます。

まず、2ページ、3ページでございます。第1表の歳入歳出予算の補正でございます。歳入の中の款の1の市税の中での項の1の市民税のところでございます。補正額につきましては、ここに記載のとおりでございますが、内容としては、法人の伸びによる補正の増額でございます。

なお、7の分担金及び負担金でございますが、この補正額の歳入増につきましても、八王子市の負担分の確定によるもの、という内容でございます。

10の都の支出金の関係で、項の2の都の補助金でございます。減額数字が9,392万4,000円ございますが、御承知のとおり、国土利用計画法の委任事務を、この年度から始めたわけでございます。かなりの事務量を想定しての歳入でございます。最終的には、件数の減による歳入減ということでございます。

なお、12の寄付金のところでございますが、補正額の増額につきましては、当初の見込みより総体的には21件の寄付金によるものでございます。

なお、15の諸収入のところでございますが、補正額の増でございますが、資金運用に伴うものでございます。

なお、３ページの歳出でございます。総括の中で、款の２の総務費でございますが、項の１の総務管理費の補正額９億6,459万2,000円、これは積立金ということでお願いするものでございます。

次の４ページのところをお願いしたいと思います。８の土木費でございます。項の４の都市計画費、これは補正額、減額でございますが、繰出金の減ということでございます。

なお、５ページの第２表、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。事項につきましては、ここに掲げた２件でございます。仮称高幡特別養護老人ホームにつきましては、契約が完了しております。そういう中での金額の補正、あわせて当初の予算の中で、１億5,400万という数字を一般会計の中でお願いしてきました。これにつきましては、前金払いの額ということでございます。その限度額いっぱい払いまして、残り分を補正後の限度額にお願いしたい、というものでございます。

下の分につきましては、三中の部分でございます。すべてをマイナスにお願いしたい、というものでございます。

なお、第３表、地方債の補正でございますが、おのおの、ここに記載した内容でございます。契約差金、あるいは変更等に基づきます限度額の変更をお願いするものでございます。

ただ、２番目の記載の目的の中で、都市計画道路２・２・５号線の用地、これは限度額ゼロということで、補正をゼロにさせていただくものでございます。予定の未買収、という内容でございます。

それでは、内容に入らせていただきます。10ページ、11ページの歳入からでございますが、目の２の法人の増の理由でございます。先ほども申し上げました、法人企業関係の回復による法人税割の増という理由でございます。

なお、14ページ、15ページ、目の１の電気税でございます。補正額を増額をお願いするものでございますが、使用料による増加でございます。

18ページ、19ページ、目の民生費負担金でございます。節の中で、５のコミュニティ費の負担金でございますが、説明欄に記載のとおり、東部会館の関連事業の中での八王

子市の負担分が、このように決定しましたので、ここに歳入するものでございます。

なお、26ページ、27ページでございます。款の２の国庫補助金でございます。目の中で、民生費、土木費、教育費、あるわけでございますが、すべて確定によるものでございます。先ほど、目の３の土木費の国庫補助金の中で、３の都市計画費の補助金でございます。説明欄の記載のとおり、買収が不可能でございましたので、債務の方を補正、お願いしたわけでございます。これにつきましても、補助金の減額をお願いするものでございます。新年度予算の中でお願いするわけでございますが、現行におきましては、既にこの料金につきましては解決済みである、ということをつけ加えて、説明をさせていただきます。

なお、30ページ、31ページでございます。目の２の民生費都の補助金の中で、節の一番下でございます。８のコミュニティ施設費補助金でございます。説明欄のところで、川北の地区センターの増改築、これは当初に計上しておりませんので、ここに歳入にするものでございます。

なお、次のページの32、33。目の５の土木費の都の補助金の中での、節の４の都市計画費の補助金でございます。一番下のところで、先ほども申し上げましたが、国土利用計画法の委任事務に伴う届け出件数の減によるもので、ここに歳入を減にするものでございます。

６の教育費の都の補助金につきましては、記載のとおり、これは当初、計上しておりませんので、新たに歳入にするものでございます。

なお、36ページ、37ページでございます。目の２の利子及び配当金でございますが、補正額増額でございます。説明欄、おのおの記載をしておりますが、資金の運用によっての増額補正をお願いするものでございます。

なお、38ページ、39ページ。目の１の一般寄附金でございます。ここに、補正額増額をお願いするわけでございますが、21件。その内容としては、公共施設費の関係で15件、公益施設費の関係で12件というものでございます。

ただ、この内容としては、中身の中では、トータルでは21になるわけでございますが、ダブっている公共施設費と公益施設費との両方の関係、単独のもの、というような内容でございます。

なお、42、43ページでございます。目の１の財政調整基金繰入金でございますが、当初に繰り入れを予定していたわけでございますが、この取り崩しを予定をしないで、ここに減額をさせていただくものでございます。

なお、44ページ、45ページにつきましては、目の１の繰越金でございます。62年度の繰越額総額を、ここですべて開くものでございます。

なお、50ページ、51ページ、項の１の市債でございますが、民生債、土木債、教育債、おのおの額の確定額によっての補正をお願いするものでございます。

それでは、52ページ、53ページ、歳出に移らせていただきます。特にこのところでは、説明するところはございません。

54ページ、55。まず、この歳出すべてでございますが、目の一般管理費の中で大枠を説明させていただきますが、この補正の全体の中では、増減額はあるわけでございます。特に、この増減の理由の中に、大きなものとして、人件費関係の増になったところ、あるいは減額はすべてでございますが、そういう操作があるわけでございます。これにつきましては、１年間の人事異動等の関連等もありまして、ここに減額、あるいは補正増というふうにお願いするものでございます。すべての関係が出てきますので、ここで御説明をさせていただきます。

なお、その他の節の中では、大きな問題としては、需用費の中での電気料の減額部分、これは御承知のとおり、大口関係の電気料の値下げ、というような問題がありますので、大きな減額が出ております。

その他の不用額につきましては、契約あるいはすべての事業の完了等の見通しをつけた中での減額をお願いするものでございます。

58ページ、59ページにお願いしたいと思います。目の６の財産管理費の中でございます。これは、補正の増でございます。節の中での積立金、一般寄附金、あるいは公共施設関係の積立金をここにお願いするものでございます。

60ページ、61ページ。特に目の11の、市史編さん費の中では、ここに本年予定していました11の需用費の中でございますが、通史編の発刊につきましては、減額をここでお願いし、次年度におくらせていただくものでございます。

なお、66ページ、67ページ。目の１の戸籍住民基本台帳費でございます。節の中では、12の役務費の170万の主たる減額理由でございます。御承知のとおり、昨年、印鑑手帳をカード式にしたために、この通知を周知徹底するため、郵送代を計上いたしました。３回というような計上をしたわけでございますが、２回にして、広報によっての各登録者へのＰＲで、ここに残額が出たために補正をお願いするものでございます。

なお、70ページ、71ページでございます。目の指定統計費の中での減額でございます。右の節の欄に、三つの統計調査費が載っておりますが、これにつきましては、当初の調

査員の減による関連のすべての予算の減をお願いするものでございます。

なお、78ページ、79ページ。目の６の老人福祉施設費でございます。おのおのの関係が出てきますが、13の節の中では、委託料、あるいは15の工事請負費、19の負担金補助及び交付金の中で、減額をお願いする部分として、仮称高幡特養老人ホームの関係予算の減額をお願いするものでございます。

なお、80ページ、81ページでございます。目の８のコミュニティ費の関係でございますが、これも節の中に関連するすべての13、15、17の節の部分でございます。東部会館の新築工事に伴う関連の契約差金。もう一つ、17の中では、公有財産購入費として、平山苑の地区センターの用地取得、これは既に公社で買っておりますが、それを市で買い受けるものでございます。

なお、続いて90ページ、91ページ。項の１の保健衛生費でございます。２の予防費の中での減額が出ておりますが、内容的には、11の需用費の主たる減額でございます。医薬材料費、インフルエンザの任意に伴うワクチンの減が主でございます。

３の健康管理費の中の減額の大きな理由としては、13の委託料の一般診査、個別式、集団式がありますが、この診査に伴います人員減の理由でございます。

なお、96ページ、97ページでございます。目の中では、１の清掃総務費でございます。11の需用費の中で、光熱水費で電気料1,449万5,000円の減をお願いするわけでございます。これは、電気料の改定もありますが、当初の見込み等の自家発電による部分と、値下げの影響による減、両方でございます。

なお、100ページ、101ページの項の１の農業費でございます。３の農業振興費の補正でございます。これにつきましては、説明欄に記載しているとおりでございますが、産業まつりの農業展、25周年記念行事、これは実施ができませんでしたので、全額、減額をさせていただきます。

次のページの目の２の商工振興費の中にも、産業まつりの200万がございます。これも、同じような、両方一緒にやる予定での予算でございました。

なお、110ページ、111ページ。目の１の都市計画総務費でございます。補正額はあるわけでございますが、国土利用計画法の届け出減というような関係に伴っての、関連の節の中での予算減が大きなものでございます。

なお、112ページ、113ページ。２の区画整理費の中では、ここに、当初の見込みより大幅に区画整理の管理費、あるいは土地区画整理事業の補助金の増のための繰出金の減という内容でございます。

なお、3の街路事業費の減額につきましては、右の節の中の17の公有財産購入費の2・2・5の路線用地でございます。

なお、116ページ、117ページの目の2の住宅建設費の補正額の減でございます。15の工事請負費の中で、説明欄におのおの記載をしておりますが、主には工事請負の契約差金の内容でございます。

なお、124ページ、125ページ。目の4の学校建設費でございます。補正額につきましては、減額でございますが、委託料、工事請負費等に関連する契約差金の内容でございます。

なお、132ページ、133ページ。目の3の文化財保護費でございます。ここで減額をお願いしておりますが、この13の委託料につきましては、埋蔵文化財の発掘調査を予算計上しておりました。道路未買収のための調査ができませんので、ここに減額をさせていただくものでございます。

なお、140ページ、141ページでございます。公債費でございます。目の中では、1の元金、民生債、土木債、教育債、おのおの予定どおりの償還を行いました。この中には、当初予算の中に、繰り上げ分として1億3,800万ほど含んでいたわけでございますが、なお、当初の償還予定に繰り上げて、一部繰り上げ償還を、交渉が成立しましたので、ここに補正額の増額をお願いするものでございます。

なお、最後に142ページ、143ページでございます。目の1の開発公社の助成費でございます。節の19の負担金につきましては、利子の補助でございます。

なお、21の貸付金につきまして、土地開発公社の現在の借入額に対して、ここに補正をお願いし、銀行に一時、返還するものでございます。

以上、説明は終わりますが、よろしく御審議をいただき、御承認のお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　1点だけ伺います。

公害対策費の関係で、1,362万ほど減額をしておりまして、これについては、歳入の都の補助金の関係でも908万ほど減額をされておりまして、特に対象として、たしかこの63年度からですか、出てきた事業か、というふうに理解しているんですが、結果的に、華々しく、要するに緑と清流を取り戻そうというふうな中で、大変いい施策であるし、これは東京都の補助金でもあるわけですが、そういうところに期待をしていたところ、

今、減額というようなことで出てきました。ここら辺に、特にＰＲ不足であったとか、市の取り組みが悪かったのか、わかりませんので、そこら辺の事情を御説明をいただければありがたい、と思います。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　御質問の点は、合併浄化槽の設置の補助金の減額と承っております。1,362万の減額でございます。これにつきましては、現在、申請の受け付けは3件でございました。これは合計で、23人槽でございますので、残りの227人分槽は、一応減額ということでございます。

昨年の10月から施行ということで、ＰＲをしたわけでございます。市の広報、それから関係機関の市の管理課、それから産業経済課－用水に関係がありますので、産業経済課、それから都市計画課、それから東京都の建築指導事務所、それから南多摩建設事務所等々、協力の依頼をしてございます。

特にＰＲの不足があった、というふうには感じておりませんけれども、他市の状況を申し上げますと、例年、年度途中でございますので、やはり初年度については成績が悪い、という情報も入っております。これにつきましては、平成元年度につきましては、極力このＰＲに努めまして、成績を上げていきたい、とこのように考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

土方議員、よろしいですか。（「了解です」と呼ぶ者あり）

石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　131ページの幼稚園費のところで、減額補正が1,300万円、予算から占める減額が多いんではなかろうか、ということなんで、1点は、給与が今年度の上程される－平成元年の予算が上程されていないんですが、それが人員が1名足らなかったのかどうなのか、ということが1点。

それから、心身障害児の介助費というのは、400万減ということなんですが、実際にいなくて、こういう予算的な措置をされておったのか。いろんな今の運用の方法に、多少難しさというか、いろんな介助の、介助員手当というのは、なかなか都の基準なんかに

しても、難しかったり厳しかったり、市の方のも非常にあれなんですけれど、その辺のところをちょっと説明願いたい。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

まず、幼稚園の人件費でございますけれども、年度の当初で、１人欠員が発生をしたということが、この人件費で減額が大きくなった一つの理由でございます。その間、臨時職員等で補充をしてきた、ということであります。

それから、賃金の心身障害児介助員の減額が400万ほどあるわけでございますが、予算は、当初７人で、介助を必要とする員数を７人で見ておりましたんで、現在、６人でございます。

介助員がパートでございますので、いろいろな都合で介助員の方がお休みにならざるを得ない、というようなこともあったりしまして、その分で、当初予算に比べて400万円の不用額が出た、補正を、減額する、という内容でございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　私、ここで質疑はもう、何て言うか、これは委員会付託しないんでしょう。ちょっと私、各公立の幼稚園のいわゆる職員の、第一幼稚園なり第二幼稚園のいわゆる職員の園児数と、その職員の状況、それから今介助員と、介助を必要とする人員等で介助されているお子さんというか、介助員のあれをひとつ、資料として御提出願いたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　資料については、作成をして提出したいと思います。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　１点、お尋ねいたします。

一つは、保健衛生費の中の予防費のことなんですが、ページで言いますと91ページのところですけれども、予防接種関係で、インフルエンザ関係の御説明があって、受ける方が少なくて、というようにお聞きしたんですけれども、その辺、もう少し説明していただきたいのと、任意でということの中で、という話もあったんですが。

それと、あともう一つ。学校関係で、幼稚園と、それから、中学校はあれですが、小学校と幼稚園では、かなりインフルエンザの予防接種を受けるパーセントが違う、というふうにもちょっとお聞きしているんですけれども、その辺、わかりましたら教えていただきたい、と思います。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　予防費の関係でございますけれども、11の需用費、医薬材料費でございますけれども、これは先ほど言いましたとおり、インフルエンザの接種減によりますワクチン、そのほかございます。注射器等の分担があるんだとか、その他のワクチンとの差金等もございます。その関係でございます。

なお、委託料の減につきましては、児童生徒の減少によります。出動されました医師の方が少なかったということで、減でございます。当初、見込んでおりました生徒数よりも少なかった、ということでございますので、特に問題があって少ないということではない、こう考えております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　ちょっと前に、インフルエンザを受けた方がいいのか、受けない方がいいのか、ということが、迷いが、お母さん方にありまして、受けても余り効果がないんじゃないかとか、受けないんだったらその方がいいとか、これは微妙な制度として、今、来ているんだ、というふうに認識をしているんですけれども、その辺の、受けさせるお母さん方の迷いが、こういうふうな数字になってあらわれているんではないか、というふうに理解をしたんですが、そういうことではないんでしょうか。

それと、あと幼稚園と学校で受ける場合の、インフルエンザの受け方が、若干、小学校の場合ですと、さっきの見舞金の話じゃないですけれど、なにか受けなければいけないような、任意性ができないような形で受けてしまう形になってしまって、パーセンテージが高くて、幼稚園の場合には、その辺の任意がかなり表面に出て、表に出て、受けなくてもいいというふうな形を、それ、どっちか逆になっているかもしれません。その辺、把握をされていれば、教えていただきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　ただいま、御質問でございますけれども、ちょっと手持ちに資料等がございませんので、後ほど調べまして御回答したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　２・２・５の関係で、ちょっとお伺いいたしたいんですけれども、この２・２・５号線につきましては、公有財産購入費が減額になっておるわけです。そこで、いわゆる減額になったということは、さきの説明ですと、この土地が買えなかった、ということなんですけれども、この２・２・５号線については、大分前から土地の買収を始めているわけなんです。

それで、その最初の買収費と、平米当たり、または坪でも結構です。それと、61年、62年、63年という形で、どのような形で市が買収されたか、ということをお伺いしたいんです。

なぜならば、今年度の２・２・５号線の334平米ですか、約、それだと、単価が平米当たり約46万になっているわけなんです。そのあたりにつきまして、ひとつ、どのような経過であるか、教えていただきたい。

以上です。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　それでは、ただいまの御質問について、お答えいたします。

細かくなりますけれども、昭和58年度で最初の買収をいたしました。このときの単価は、平米当たり19万8,900円でございます。

次に、59年度で２件買収をしております。まず、１件目でございますけれど、平米当たり13万8,000円でございます。それから２件目でございますけれど、平米当たり18万4,600円でございます。

次に、昭和60年度でございます。60年度についても２件ございました。平米当たり18万2,000円。同じく２件目も18万2,000円でございます。

次に、61年度でございます。２件ございました。平米当たり17万3,200円です。あと１件目でございますけれど、17万6,800円でございます。

昭和62年度の方でございますけれど、62年度については２件ございました。１件は、平米当たり６万9,603円でございます。２件目でございますけれど、45万3,700円でございます

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　それで、ただいまの回答をちょっと見ますと、非常に単価の差がある。これは、確かに場所等によりまして単価の相違はある、ということはわかっておりますけれども、このいわゆる課税標準価格等からいって、どのような差異があるか、

そのあたりも、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　ただいまの御質問でございますけれど、先ほど、年度別の平米単価の資料がございましたんですけれども、今の２点目の方の御質問については、ちょっとこちらに資料がございませんので、後ほど資料で報告させてたいだきたいと思うんですが、よろしいですか。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　それでは、後でよろしいですから、図面と、ひとつ、見ないとわかりませんので、それで資料を出していただければ結構だと思います。

○議長（市川資信君）　　ただいまの谷　長一君の資料要求については、後ほど整備していただきたいと思います。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　整備させていただきます。

○議長（市川資信君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第12号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第13号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ２億1,541万円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億5,508万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、議案第13号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について、御説明を申し上げます。

まず、予算書の８ページ以後から御説明をいたします。

まず、今回の補正の主な理由でございますけれども、一つには、国保の財政運営が厳しい中で、保険基盤の安定制度の創設ということで、国と都道府県、それから保険者の負担割合によって創設されたものが、今回、この補正の中に入ってございます。

２番目としましては、要するに医療費、保険給付費です、これが当初の伸び、14％程度見込みましたけれども、これが全国平均、伸びが予想よりも低くなりまして、これの減額補正もお願いをするものでございます。

３点目としては、若干の計数整理を行うものでございます。

それでは、８、９ページから御説明いたします。

まず、歳入の国民健康保険税でございますけれども、これは一般被保険者と退職被保険者等の補正ですけれども、これは年度中の課税が決定された中で、計数整理をお願いするものでございます。

次の10、11ページでございます。国庫支出金でございます。１億7,277万3,000円の減額でございますけれども、これは、先ほど言いましたように、医療費の伸びが予想以上に低かったための減額補正、国の負担分の減額補正でございます。

次の12、13ページでございます。２目の財政調整交付金でございます。これは、改正前の保険税の軽減費の交付金ということで、６割、４割の軽減を行っていたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、保険基盤安定制度の創設で、この交付金が廃止されました。これによる減額でございます。

14、15は、計数整理でございます。

次の16、17ページでございます。１億7,179万8,000円の補正減でございますけれども、まず、１節の保険基盤安定制度繰入金でございますけれども、先ほどから御説明していますように、保険基盤の安定制度、これは国が２分の１、それから都と保険者、要するに市町村でございますけれども、４分の１の負担ということで、これを、まず一般会計の方に繰り入れをお願いしまして、そうして一般会計の方の歳出から国保の特別会計の方に入れるものでございまして、今回は2,680万7,000円の補正でございます。

それから、その他一般会計繰入金、これは当初５億4,000万お願いしましたけれども、先ほどから申し上げますように、医療費の伸びが比較的低かったということで、一般会計より１億9,860万5,000円いただかなくとも運営ができるということで、補正減にするものでございます。

18、19ページは、前年度からの繰り越しでございます。

20、21ページの歳出でございます。

まず、一般管理費の447万。これは、職員が１名減ということで、減額補正でございます。

次のページは、計数整理でございます。

24、25ページは、国保運営協議会の関係でございまして、これも費用の整理を行うものでございます。

次の26、27ページでございます。保険給付費でございまして、先ほどから申し上げますように、一般被保険者療養給付費の分は、当初、見込んだ分よりも低かったということで、これを減額し、なお、２目の退職被保険者等療養給付費は、前年度18.1％伸びたということで、増額補正をいたすものでございます。

次のページ、28、29ページは、前ページと同様の内容でございます。

30、31ページ。これも、概算で計上いたしました計数整理でございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第13号、昭和63年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第14号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ３億5,157万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億4,965万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、議案第14号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号につきまして、御説明申し上げます。

53億円につきましては、ただいま市長が申し上げたとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、40、41ページをお開きいただきたいと思います。

国庫補助金でございますが、まず、万願寺区画整理補助金でございます。これは、減額の分でございますけれども、通常の補助金が減になりまして、新たに地方道路整備臨時交付金が増になったものでございます。国の補助額の関係で、交付金に移行した、というものでございます。

その下は、豊田南区画整理事業の補助金でございます。トータルいたしますと、１億4,035万円の補正額でございます。

次が、42、43ページでございます。都の補助金でございますが、国庫補助金で申し上げました内容と、ほぼ同様でございます。国の補助金の裏負担ということで、御理解をいただきたいと思います。

次が、46、47ページでございます。一般会計の繰入金でございますが、特には、万願寺土地区画整理事業の繰入金をゼロにいたしてございます。このゼロになりました経過

につきましては、後ほど歳出等で御説明を申し上げます。

次が、48、49ページの繰越金でございます。補正額１億7,721万6,000円を足しまして、総額で２億7,791万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

50、51ページでございます。これは、１目の保留地処分金でございます。説明欄にございますように、１億8,588万9,000円の増でございますが、これはトータルいたしまして、万願寺の保留地の処分を3,903平方メートルを、区画にいたしまして24区画処分する。その差分の補正でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次が歳出でございますが、歳出におきましては、人件費その他事業の執行残でございまして、特には、60、61ページでございます。予備費でございますが、ここに万願寺区画整理費５億4,404万5,000円ございます。これは、当初見込んでおりました国、都の支出金が増になりまして、年度末になりまして、歳出は当然、新たに出てこないわけでございますので、今回、万願寺区画整理分として、この金額を予備費に計上いたしまして、次年度に新たに予算計上する、とそういうものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第14号、昭和63年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第15号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ３億8,346万円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億8,026万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、議案第15号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号につきまして、御説明申し上げます。

65ページでございます。第１条につきましては、市長がただいま申し上げたとおりでございます。

第２条の地方債の補正でございますが、順を追って御説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。

72、73ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。使用料でございますが、説明欄にございますように、3,556万5,000円の減でございます。これは、南多摩処理区の中に東電学園がございまして、この東電学園を、年度早々に全部公共下水に切りかえる予定で、算入をしておりました。この東電学園につきましては、井戸水と、それから、いわゆる都水がございまして、都水の接続が１年延期になりましたので、この分が使用料として減になる、というものでございます。

74、75ページでございます。国庫補助金でございますが、まず１目の公共下水道費国庫補助金でございます。これは、管渠埋設の事業費の、いわゆる対象額の減によるものでございます。

次が、２目の都市下水路費国庫補助金でございますが、これは２・２・10号線の都の用地買収が若干おくれましたので、事業量が、来年度におくる部分がございます。そのための補助金の減でございます。

次が、78、79ページでございます。これは、一般会計の繰入金でございます。これは、補助金記載等の全体の中での操作になるわけでございます。１億58万3,000円の減でございます。

市債でございますが、82、83ページでございます。これは、ここに記載しているとおりでございまして、若干の、当初よりは減額になっております。

次が、歳出でございますが、84、85ページの中段でございますが、２目の管きょ管理費でございます。説明欄に、多摩市維持管理負担金がございます。これは、南多摩処理区の日野市の管が、一部は流域幹線、一部は多摩市が建設した汚水管に接続されております。その多摩市の管の管理費、日野市が流入している分を負担をする、というものでございます。これは、若干、過年度分も入っておりまして、58年度分から現年度分の不足分ということでございます。

次が、86、87ページでございます。１目の管きょ建設費の、15節、工事請負費の１億2,704万円の減でございますが、これは、２・２・５号線の下に、雨水の排水管を埋設する予定でございました。用地買収が遅延をいたしましたので、来年度執行するよう、準備しているものでございます。本年度につきましては、減額をする、というものでございます。

歳出につきましては、以上でございまして、ページ67ページでございますが、第２表の地方債補正でございます。これは、ここにございますように、補正後といたしましては、若干の限度額の減額をしている、というものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第15号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）の件

を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第16号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号であります。補正予定額は、収益的収入及び支出に3,064万4,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を26億7,617万8,000円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　それでは、議案第16号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号について、御説明申し上げます。

95ページでございますが、第２条の収益的収入及び支出につきましては、それぞれ3,064万4,000円を追加補正するものでございます。

恐れ入りますが、２枚ほど飛んでいただきまして、98、99ページをお開き願います。まず、収入でございますけれども、医業収益のうち外来収益がふえてきておりますので、患者１人１日当たりの収入を5,720円と見込みまして、2,264万4,000円を補正するものでございます。

また、医業外収益におきましては、資金運用による利息分の増加がございましたので、800万円を計上いたしております。

なお、支出の方でございますけれども、支出におきましては、材料費でございますが、薬品費並びに診療材料費にそれぞれ不足をいたしておりますので、補正させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託

を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第16号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第17号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第３号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3,271万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億7,880万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　それでは、議案第17号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計補正予算についての御説明を申し上げます。

105ページでございますが、歳入歳出等に3,271万8,000円を減額いたすものでございます。

主な内容といたしましては、人件費160万の増額、動力費の740万の減額、工事請負費の2,420万の減額でございます。

まず、108ページ、109ページをお開き願いたいと思います。まず、歳出でございますけれども、歳出のうち浄水費でございますが、11節の需用費、動力費が300万の減額となっておりますけれども、これにつきましては、施設改造に伴いまして、浄水場の使用停止をいたしましたので、これに伴う動力費の減額でございます。

同じく15の工事請負費でございますが、473万2,000円の減額でございます。これにつきましては、下水道関連工事の、翌年、事業内容の変更がございましたので、これに伴

う減額でございます。

次に、２目の配水費でございます。11の需用費で、やはり動力費が440万の減額になっておりますけれども、これも三沢浄水場の施設改造に伴う浄水場の停止等でございます。

次に、110ページ、111ページでございます。同じく15の工事請負費でございますけれども、この配水管の移設につきましては、不用額でございます。

次に、少し飛ばしまして、116ページ、117ページの建設改良費でございます。１目の水道改良費のうち15の工事請負費でございますが、まことに申しわけございませんが、ここに印刷ミスがございまして、説明の排水管の新設となっておりますけれども、これは、配水管の配が排除する、退ける方になっておりますが、これは配る方でございますので、排水の排を御訂正を願いたいと思うんです。これにつきまして、1,254万の減額でございますが、これにつきましては、万願寺土地区画整理事業の翌年度への工事の繰り延べの関連でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第17号、昭和63年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第18号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計補正予

算第２号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第２号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に322万7,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を2,152万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第18号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第２号につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、昭和63年度農業共済事業の実施計画のうち、その一部に計数等の変更が生じましたことと、農業共済事業が平成元年４月１日から南多摩地区各４市の共済事業と合併することに伴いまして、必要な予算措置をするための補正をお願いするものでございます。

補正は、農作物共済勘定、家畜共済勘定、園芸施設共済勘定、並びに業務勘定についてでございます。

補正予算書の124ページ、125ページをお開きいただきたいと存じます。実施計画でございます。これは、農作物共済勘定でございます。今回の補正は、農作物共済の引き受け確定に伴います減額と、合併に伴います予算措置が主なものでございます。

目の１でございますけれども、農作物共済掛金の減額については、当初に予定しておりました事業予定量に満たなかったためでございます。

目の２の農作物保険金につきましては、共済金支払い財源として、連合会から支払われるものでございますが、事故が少なかったことによる減額でございます。

それから、支出でございますけれども、目の１の農作物保険料の減額は、収入で申し上げましたとおり、当初の予定量に満たなかったためでございます。

それから、目２の農作物共済金は、風水害等の事故による共済金として支払われるものでございますが、当初の見込みより事故が少なかった、ということによるものでございます。

それから、目の４でございますけれども、農作物責任準備金繰入でございます。これは、麦の引き受けでございますが、12月に行いまして、６月ごろまで共済期間が２年度にまたがることによるもので、これは引き受けの確定によります補正でございます。

それから、目の５の業務勘定繰入でございます。５万6,000円でございますけれども、

これは農作物勘定の収支の残を、翌年度以降の事故に備えて、剰余金の処分をするわけでございますけれども、４月から合併によりまして、翌年度以降の共済金支払いは新組合で対応する、ということでございますので、この農作物の共済の残は、業務勘定に一たん繰り入れまして、業務勘定から新組合に払い込むための今回の補正の措置、ということでございます。

次の126、127ページをお開きいただきたいと存じます。これは、家畜共済勘定でございますけれども、これも農作物勘定同様、引き受けの確定に伴います減額でございます。

次の128、129ページでございます。この園芸施設共済勘定でございますけれども、これも引き受け額の確定によるものでございます。なお、これは支出の方で、業務勘定繰入とございます。３万6,000円でございますけれども、これも農作物勘定同様、園芸施設共済の残を業務勘定に繰り入れまして、業務勘定から新組合に払い込む、というための措置でございます。

130、131ページをお開きいただきたいと存じます。業務勘定でございます。これは共済事業の、事業の確定に伴います減でございます。収入、支出でございますけれども、収入については、先ほど、事業の確定に伴います減、それから支出につきましては、不用額の減ということでございます。

132、133ページでございますけれども、お開きいただきたいと存じます。この中で、６の負担金というのがございます。関係機関負担金でございますけれども、これは事業勘定により受け入れた剰余金を新組合に支払いするための費用として、増額をお願いするものでございます。

なお、今後、当農業共済事業特別会計は、３月末で精算いたしまして、それ以後は新組合に引き継がれるということになります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第18号、昭和63年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、昭和63年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第19号、昭和63年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億6,600万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億6,235万9,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは、御説明申し上げます。

ページ141ページでございます。歳入の部でございますが、この減額でございますが、これは、当初、想定いたしました医療費の伸びが15％で伸びを見ておりましたんですが、今現在、推移しておりますのは10％ということでございますので、ここで減額をいたすものでございます。これは支払い基金の70％分が入ってくるものであります。

続きまして、国庫支出金でございます。これは、国の負担分でございまして、これは20％、支払いが70で、こちらが20ということで、減額をさらにしていくものでございます。

次のページの146、147でございますが、これは都の支出金でございます。都の支出金は、やはり支払い金が70、国が20でございます。それから都の方が５％ということでございます。この５％で、この減額をいたすものでございます。

続きまして、繰入金でございます。これは、市の繰入金でございます。都と同額、プラスの自己負担分を合わせましての減額でございます。

続きまして、諸収入でございますが、150、151ページでございますが、これは、第三

者納付金といいまして、交通事故の件数でございます。ふえております。

次のページの歳出でございますが、152ページ、153ページでございますが、これも、先ほど、収入と見合いが同じでございまして、当初、伸びが15％伸びを見込んでおりましたが、やはり10％の平年並みのパーセントでございますので、これで減額をさせてもらうものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　今、第三者納付金につきまして、これ、件数といいましたね、どのくらいあったのか、教えてください。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　件数は、ちょっと今、持ち合わせておりませんので、後ほど。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしましてしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第19号、昭和63年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時51分　休憩

午後７時14分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第20号、平成元年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第20号、平成元年度日野市一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、356億5,456万4,000円で、前年度に比較して40億8,305万4,000円、12.9％の増となっております。

歳入は、市税が68.3％を占め、次いで都支出金、国庫支出金、利子割交付金等で構成されており、一方、歳出を見ますと、民生費26.4％、土木費が19.6％、教育費が18.0％、総務費が11.6％の順となっております。

内容の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為、第３表地方債の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、平成元年度日野市の一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

既に提案の中に、計数等は提案したとおりでございますので、まず、１ページの中でございます。第１条の関係につきましては略させていただきまして、第２表以下、別表で説明をさせていただきたいと思います。

まず、２ページ、３ページをお願いしたいと思います。歳入につきましては、前年度対比では12.9％ということで、金額は、40億8,305万4,000円でございます。特に市税の中での伸び等もあるわけでございますが、変わった点の項の中での４番目、市たばこ税ということの名称になっております。この項目につきましては、63までは、たばこ消費税というものでございます。これが、項目として変わっております。

なお、款の２の地方譲与税でございますが、１の消費譲与税として、新たな新設でございます。

なお、３の利子割交付金につきましては、昨年対比で相当の伸びがあるわけでございますが、詳細につきましては、歳入の中で御説明させていただきます。

特に、この中の２ページ、３ページは、主だったところで、略させていただきます。

なお、４ページ、５ページでございます。歳出部分で、まず、基本的な歳出の考え方を申し上げておきますが、一つは、この予算編成に当たっての、日野市の基本計画に基づく事業の予算化を図った、ということでございます。

なお、消費税の転嫁されると考えられる項目について、13節の委託料、14の使用料及び賃借料、15の工事請負費について、転嫁されると見込まれる内容についての対応をしてあることを、申し添えておきます。

なお、特にこの中では、４ページの中で、民生費28.4％の伸びでございますが、高幡の特養の老人ホーム、東部会館、高齢者センターの予算化をしました。

４の衛生費の中では、粗大ごみの処理施設の改造、市立病院の負担金、支出金の増という内容でございます。

なお、５ページの款の10、教育費でございますが、小・中学校の建設及び改修、文化財センター、百草児童館工事の負担金、あるいは公民館の改修が、主だった増の内容でございます。

それでは、６ページに移らせていただきます。６ページにつきましては、第２表の債務負担行為でございます。これは、ページの498ページの中に詳細が記載しておりますので、この債務負担行為を平成元年度にお願いする項目でございます。

なお、７ページにつきましては、第３表の地方債でございます。６点の記載の目的等につきまして、事業を実施するにつき、起債申請、総額９億2,220万という限度額をお願いするものでございます。

以上でございますが、歳入に入らせていただきます。

ページは、10ページ、11ページ。特に、目の個人税収の関係でございます。個人、２の法人関係につきまして、伸びがあるわけでございますが、大きな伸びとしては、既に補正の中でも御説明を申し上げております。それを前年対比で伸び率を、法人におきましては59.1％というような対比になります。

なお、12ページ、13ページ。目の１の固定資産税でございますが、これは固定資産税の伸びとあわせて、下の国有資産の関係、この伸びにつきましては、土地あるいは地目変更、旧国鉄分の制度改正による、当然、固定資産の増という内容でございます。

なお、16ページ、17ページ。目の１の市たばこ税でございます。先ほど申し上げましたとおり、新しい目として、ここに申請するものでございます。

20ページ、21ページでございます。目の１の消費譲与税でございます。この譲与税につきましては、旧のガス税、電気税等の案分もあるわけでございますが、新設という内

容でございますので、申し添えておきます。

なお、22ページ、23ページ。目の１の利子割交付金でございます。前年度の当初予算からは大幅に伸びております。提案の中にもありましたとおり、既にこの額につきましては、東京都の方から予算編成に当たっての数字を示されておりますので、ここに、当初予算の中に計上させていただきました。

なお、少し飛ばさせていただきますが、40ページ、41ページ。項の２の国庫補助金でございます。目では、１の民生費の国庫、２の衛生費の国庫、３の土木費の国庫でございます。右の説明欄の中に記載のとおり、仮称高幡特養老人ホームの新築、あるいは、廃棄物処理施設等の改造、あるいは、交通安全施設の整備費の補助金、これは新たなものとして、ここに新しい節を設けております。

次の42ページ、43ページでございますが、目の４の教育費国庫補助金でございます。

３の小学校防音施設費の補助金でございますが、かなり前年対比では10倍強の伸びをしております。おのおの４施設に対する防音の施設費の補助金でございます。特に、第五小学校の改築というような工事の補助金をいただく内容が主でございます。

なお、52ページ、53ページまで、飛ばさせていただきます。目の２の民生費都補助金でございますが、比較の中で増となっております。１の節の心身障害者福祉費の補助金でございます。各施設の補助金の増額とあわせて、この説明欄の上から４番目でございます、心身障害者（児）通所訓練事業、たんぽぽの家、これがランクの、Ｂランクから Ａに繰り上げになって、補助金の増、というふうな内容でございます。

なお、64ページ、65ページでございます。目の１の総務費の委託金の中で、節の４の選挙費委託金でございます。説明欄に記載のとおり、新たに選挙費の委託金の増額がなされる、ということでございます。

なお、72ページ、73ページをお願いしたいと思います。目の項の中で、１の特別会計の繰り入れでございますが、目の中で、３会計ございます。一つは、科目存置でございます。おのおの、ここに記載のとおりでございます。

なお、下の項の２の基金の繰入金等につきましては、おのおのの基金の取り崩しを、今年度、公共施設建設基金繰入と、下の目の２番目の関係をお願いするものでございます。

歳入の最後のページでございますが、82ページ、83ページ。市債の関係でございます。目の民生債から教育債までありますが、おのおの債務のところでも説明したとおり、説明欄のとおり市債の歳入を予定するものでございます。

なお、歳出に入らせていただきますが、84ページ、85から、歳出でございます。既に新しい事業等についての説明をさせていただいておりますので、かなり省略させていただきまして、計数等申し上げず、その中身について、主なところだけ申し上げたいと思います。

特に、平成元年度の予算につきましては、この人件費、各節にわたるわけでございます。給与改定部分として、２％見込みの計上を各節ともしております。もちろん職員手当、共済費等につきましては、参考にページの511ページの中で、款別に記載をさせていただいておりますので、参考に見ていただきたい、ということでございます。

なお、この議会費の中の大きな、主だった新しい事業としては、マイクロバスの購入、議員さんの海外研修の新しい事業が加わっていることを申し添えておきます。

それでは、90ページ、91ページでございます。款の２の総務費全体では、減額マイナスの2.0％になっております。この内容等につきましても、ページの505ページに内訳がありますので、御参照いただきたいと思います。

なお、92ページ、93ページのところの、93ページの節の９番の旅費の中で、下から２番目、研修旅費ということで579万5,000円をお願いしておりますが、職員の海外研修として、５人分、計上をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、104ページ、105ページでございます。105ページの節の中の11の需用費でございます。広報関係の中で、上から３番目の印刷製本費の額は、かなり伸びております。平成元年度４月以降は、８ページの広報を発刊していきたい、というふうに考えております。

なお、112ページ、113ページ。目の７の企画調整費の伸びでございます。委託料の増加によっての伸びでございます。節の中では、13の委託料、新たにこのような計画を進めていきたい、という予算を計上させていただいております。

なお、次のページ、114ページ、115ページ。目の企画調整費の中の節の19の負担金、補助及び交付金の一番下でございます。外国人留学生修学援助ということで、１人１万円、20人を基礎とした算定をしております。

なお、132ページ、133ページ。14の諸費でございます。節では、19の負担金、補助及び交付金、社会教育センターの維持管理補助金でございます。この内容につきましては、条例に基づき計上をさせていただきました。事務費につきましては、平成元年度を除きましてお願いするものでございます。

なお、146ページ、147ページ以降でございますが、特に、目の１の選挙管理委員会費と、その次ページ等、新しい選挙等を含んで、参議院あるいは都議というような予算計上を、おのおのさせていただいております。

特に、ここで申し上げたいのは、152ページと153ページの関係でございます。最初に、目の市長選挙費の中でございます。節の中では、18の備品購入費、この中の一番上に、投票用紙自動交付機７台ということで記載をしておりますが、自動交付機を最初の選挙から使っていきたい、というものでございます。

特に、関連の補助金がありますので、参議院で８台、都議選で８台ということで、これを合わせまして、23の投票所をすべて自動交付機にする、という考え方でございます。

180ページ、181をお願いしたいと思います。目では、社会福祉総務費でございます。節の一番上の負担金、補助及び交付金の中で、一番上で、障害者雇用促進助成ということで、昨年は年度途中で補正をお願いしました。平成元年度は、年度当初から、ここに人員を見込みまして、月３万円の計上をさせていただいております。

なお、188ページ、189ページでございます。４の心身障害者福祉施設費の、比較の中の増でございます。内容としては、13の委託料の中で、つばさ学園の管理運営ということでございます。機能回復をやっております。送迎用のバス、タクシー等を利用した予算を、ここに送迎用として、委託料として計上させていただいております。

なお、次のページの190ページ、191でございます。目の５の老人福祉費の中で、増額になっております。この内容につきましては、細かくは略させていただきますが、増額の理由としては、老人入院共済制度の新設、高齢者センター扶助費等の関係での大きな増でございます。

なお、高齢者センターにつきましては、２階建ての414平方メートルでございます。

なお、206ページ、207ページでございます。目の８のコミュニティ費の比較の中の増でございます。各節の計上の中で伸びているわけでございますが、特に東部会館関係の経費、すべてが平成元年度に予算計上とさせていただいております。中身としては、委託料、工事費、備品購入費、東部会館関係の増が、主たる増額内容でございます。

なお、240ページ、241ページでございます。目の６の学童クラブ費でございますが、増減の中では少額でございますが、平山、七小の学童クラブの借り上げ、あるいは、平山小学校への移設、日野台の改修等が入っております。特に、平山学童クラブを駅前から平山小学校へ移設する経費が含まれております。

なお、258ページ、259ページ。特に258ページの目の３の健康管理費の、この減額理

由でございます。比較の中で減額になっている理由としては、今年度の予算の中では、前年度は休日、準夜の診療所の新築があったわけでございます。その工事を63で終わりますので、この減額が主な理由でございます。

なお、減額は大きな理由でございますが、次の260ページ、261ページの中の上から4行目の中で、1歳6カ月児健康診査の雇上等を含んで、これは内科検診までを充実する健康診査に関連する保健婦だとか、心理判定員、栄養士の雇用等の予算を、ここに賃金として計上させてもらっております。

なお、そのほかには、267ページの中で、13の委託料の中段でございます。新しい事業として、肺がんの検診、乳がんの検診、おのおの説明欄の対象人員等、記載のとおりでございます。これは、新しい事業として充実したものでございます。

なお、284ページ、285ページ。目の2のじん介処理費でございます。比較の中で増でございますが、内容的には粗大ごみ処理施設の改造、あるいはごみ収集の運搬委託料の増額が、主な増額理由でございます。

なお、294ページ、295ページの目の1の病院費でございます。比較の中で伸びております。これにつきましては、院内学級の新設工事、事業の充実等を含めまして、市立病院の繰出金が、負担金、補助及び交付金と、投資及び出資金の方の増額になっている理由でございます。

あと、310ページ、311ページをお開き願いたいと思います。目では、5の農地費でございます。19の負担金、補助及び交付金の中で、下から説明欄の二つ、新しい整備事業、あるいは用水の整備をする、というような内容の新規事業でございます。補助金として支出するものでございます。

なお、324ページ、325ページでございます。目の3の道路新設改良費の中での、比較の伸びでございますが、節の15の工事請負費。この中で、29.2%の伸びを示しているわけでございますが、おのおの三つの道路、舗装、側溝等の新設、改良等を進めていく内容でございます。

なお、330ページ、331ページ。目の7の橋りょう新設改良費でございます。13の委託料でございますが、ここに記載のとおり、平成2年度で債務を多少お願いしておりますが、平成2年度の完了を目指して、ここに主に平成元年度の予算でお願いするものでございます。債務では、1億5,450万ほどの残り部分がございます。

なお、338、339。目の3の河川新設改良費。この中の節の15の工事請負費。一番上でございます。多摩川関係の遊歩道でございますが、日野橋から鉄橋まで1,350メートルという距離でございます。

なお、344ページ、345ページ。目の3の街路事業費でございます。節の中では、15の工事請負費、17の公有財産購入費、おのおの2・2・5の築造、用地買収費をここに計上させていただいております。

なお、350ページ、351ページでございます。7の公園整備費でございます。減額につきましては、南平丘陵公園の用地、あるいは築造の関係の減もあるわけでございますが、新しい事業として、節の17で、公有財産購入費、北川原公園用地の買収費をここに計上させていただいております。これで、3分の2の買収が完了するものでございます。なお、既に買収の終わったところにつきましては、逆になりましたが、その一番上の工事費の中で、北川原公園臨時広場整備を、面利用をさせるための整備を、1,545万計上させていただいております。

教育費の方に入らせていただきます。376ページ、377ページ。款の中での10の教育費の伸びは、17.0%ということでございます。中身としては、新しい事業として、384、385ページの節の19の負担金、補助及び交付金の中で、下から7行目のところに、補助金と書いてあります。これは、新しい事業として、指導法の改善研究ということで、学校、学年、先生個人を対した指導法の研究を図る、という予算でございます。

なお、386ページ、387ページにつきましては、目4の林間施設費でございます。比較の増につきましては、主に委託料の増でございます。おのおの乗鞍高原の林間施設の設計・地質調査・測量、大成荘との関係の委託料が主でございます。

なお、404ページ、405ページ。特に説明をさせていただきますが、節の中で11の需用費でございます。一番上の消耗品費の中に、食器の買いかえということ、ランチルームをつくっての買いかえの予算が、この中に消耗品として含まれていることを申し添えておきます。

なお、406ページ、407ページにつきましては、4の学校建設費でございます。大幅に比較の中で伸びておりますが、工事請負の中で、各校の施設の充実ということで、15の工事請負費の説明欄のとおりでございます。

なお、408ページ、409ページでございますが、目の学校防音施設費につきましても、節の中で、15の工事請負費の第一小学校の問題、第五小学校の防音、この2校の事業費の伸びでございます。

なお、424ページ、425ページ。目につきましては、4の学校建設費でございます。節の中では、15の工事請負費、第三中学校の大規模改造と、第三中学校の給食室・食堂の

新築の予算をここに計上させていただいております。

なお、446ページ、447ページ。節の15の工事請負費。文化財センターの新築でございます。倉庫、事務所、２階建てを考えております。完成後は、床面積が920平方メートルでございます。なお、18の備品費の中には、そのセンターの開設備品を計上させていただいております。

なお、456ページ、457ページ。節の中で15の工事請負費でございます。中央公民館の改造を、中身としては、保育室、陶芸室、非常階段、電気設備等の改造を行っていく予算でございます。

なお、464ページ、465ページでございます。目の図書館費の中でございますが、節では19の負担金、補助及び交付金でございます。負担金の中で、一番下の欄でございます。（仮称）百草図書館内装設備工事ということでございます。総面積739平方メートルでございます。２階を中心的に図書室に利用したい。これは、全くの駅前を、民間の建物を借用し、その負担金を出して内装の設備工事をやるものでございます。

なお、474ページ、475ページ。節の15の工事請負費。おのおの、ここに第三中学校関係でございますが、工事費として計上させていただいております。

なお、476ページ、477ページ。節の13の委託料でございます。委託料の一番下欄の部分で、市民プールの改築基本計画、これを平成元年度に駒形公園内の敷地を予定して、計画を進めていく予定でございます。

なお、次のページの479ページの15の工事請負費の中で、上から３番目、多摩川グランド管理棟の新築を考えております。これには、当然、シャワー室、トイレ等をあわせて工事をするものでございます。150平方メートルのプレハブで考えております。

なお、482ページ、483ページでございます。おのおの項の公債費でございます。目の１の元金等につきましては、ここに記載のとおりでございます。多少の繰り上げを見込みながら、ここに計上させていただいております。

なお、説明の最後になりますが、484ページ、485ページの中での、一番下のところでございます。款の13の予備費。項の１の予備費。この予備費につきましては、通年、3,000万ずつ計上させていただいておりますが、それに４億円をプラスして、４億3,000万を平成元年度に計上するものでございます。

なお、説明欄等の一部訂正箇所等があるわけでございますが、お手元にお配りしておりますので、大変申しわけありませんが、御訂正をお願いし、以上をもって説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　先ほどの条例案の審議のときにも、一番話題になりました、老人入院見舞共済制度の件なんですけれども、ちょっと、ことしの目玉の事業だということで、新しい特別会計がつくられたりするということで、いろいろ調べたんですけれども、ちょっと数字が、これ、あるいはプリントがミスしたのかなという感じもするんですけれども、合わないところがあるので、ちょっと指摘をして教えてもらいたいと思うんです。

それは、197ページの健康管理手当、20番の扶助費の６行目ぐらいですか、１万2,000円掛ける7,900人というふうになっていますね。これ、後ほど出てきます特別会計の方を見ますと、まだ出てきませんから、あれですけれど、7,600人という想定をしているんです。これは、単純なミスなのか、あるいは政策的に何か意図があって、こういうことになっているのか、ということなんです。

というのは、新聞等でも報道されているし、先ほどの質疑でもわかるように、対象者全員が加入するんだという、初めての方式をとるということだとすれば、１回、ある人数を想定すれば、こちらの健康手当の１万2,000円のうちの2,000円は、全員、その対象者に行くはずであるし、その2,000円をもとにしてつくられる共済会の会費も、同じ人数でやられなければいけない、というふうに私は思うんですが、これについて、どういう事情でこういうふうな数字になっているのか、ということを、大変細かいところで恐縮なんですが、先ほども申し上げましたように、これは目玉の事業なんです。一番ＰＲをしたいというところだと思いますので、あえてお聞きをします。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　お答え申し上げます。

197ページの健康管理手当でございますが、7,900人。これは４月１日の予定でございますので、このような計算の方法をとりました。

それから、指摘がございます特別会計の老人入院共済事業特別会計の積算根拠でございますが、これは、９月15日現在での予定ということで、7,600。300人の違いを持っております。これらについても、原則的には、今、御指摘になりますような、両方同じでなければいけないんじゃないか、ということだと思いますが、このときの計算方法は、そういうふうな考え方で計算をさせてもらいました。

○議長（市川資信君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　先ほども何人かの議員の方から、ある基準の時点、例えば９月

15日とか、４月１日とか、年度でとかと、いろんな議論がありまして、どこで、その70歳というふうなところを切っていくのか、というふうなお話があったと思うんですが、たしか先ほどの説明でも、その年度で70歳になれば、それ以上の方は全部該当するんだというふうな、そういう弾力的なお話があったかに私は聞いているんです。また、そうしなければおかしいし、もし、先ほどのありました条例を厳密に解釈をして、その年度、４月１日から９月15日までに誕生日を迎えて70歳を超えた方は該当するけれども、それ以降の方は該当しない、というふうなことをしますと、この共済は１年１年、１年度１年度ごとにやっていくと思うんで、その９月16日以降の方が、なにか変なふうになるな、というふうな感じを持ったんです。

そういう点を考えれば、私は、ものすごくこれ単純な、両方の計算のミスというか、十分なすり合わせができなくて、こういう状況が出たのではないか、というふうな感じがするんですけれども、今の御説明だと、ちょっと違うように説明をされているんです。ちょっと、よくわからない。もう１回、よく教えてもらいたい。

できれば、これ、市長に聞きたいと私は思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　今申し上げましたような積算で、４月１日と15日でやりましたんですが、もう一つ、考え方としまして、老人入院共済事業特別会計は歳出でありますので、歳出につきましては、ある程度、厳しい数字で予算化している、その必要があるんじゃないか、というような見方で、この数字が出てまいりました。300との違いが。

それで、ちなみに、この数字が、今、資料でございますが、こういう数でございます。現在の数字からいきまして、62年度が老人の、これは70歳以上ですけれど、7,005人ということでございますので、それらの数字と合わせながら、この7,600ということでございます。そうした推計で、この数字を出してあります。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　数字の点は、今、担当者が答えているような解釈で考えたものであります。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　あのね、いろいろ言いたくないですけれども、おかしいですよ、これ。どう考えても。厳しく見積もるんなら、同じようにやっぱり厳しく見積もっていいはずだし、何人だけれども、そのうちこれだけは限定条件がつくだろう、というふうな制度であれば、全員加入方式ということは、言わないはずですよね。

つまり、１万2,000円、健康管理手当、差し上げますよ。でも、希望者だけは2,000円をバックしてもらって、新しい共済制度をつくりますよ、という説明がなされているんであれば、納得します、私。このぐらいかな、という感じがするんですが、初めからそうじゃなくて、もうともかく１万円しか相手には行かなくて、2,000円は自動的に天引きされて、市が新しくつくる共済制度の中に振り込まれるんだ、というふうな御説明を受けているわけです。

とすれば、何も厳しいも何もないんでね。こういう7,900人というものも、一般会計で見積もったならば、やっぱり特別会計の方でもそういう数字で見積もるべきであろう。これが予算を立てる者の筋だろう、というふうに思うんです。

そういう点で、もう１回、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく実勢の数字を使うということも大切だと思いますし、また、ある程度のゆとりを持って、人数を考えるということもあり得ることでありますので、そのあたりは、これからの運用の中で処理をしていきたい、とこのように考えております。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　これが、例えば、市長が各会派に今度の予算を説明しますよ、というふうな中の、トップの方の事業、これは５番目ですね。のっている、要するに大きな事業なんです。そうでなければ、私、こう、くどくど言わないんです。ただ、ちょっと計算ミスがあったな、というくらいであればいいんだけれども、一生懸命これを宣伝しようという、大きな事業でありながら、よく調べてみると、こんなとんでもないところに積算のミスといいますか、十分整合されていなくて出されてきている面がある。だから、割と問題にしたいと思うんです。

本会議の場ですから、委員会の場ではないので、そうくどくど申し上げたくはないんですけれども、これ、市長、やはりどっちか、すり合わせをして、訂正か何かした方がいいんじゃないか、と私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　考え方は、今申し上げたようなことですが、なお検討してみたいと思います。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　さすがに、４期16年おやりになった市長のしたたかさといいますか、立派だな、ということを改めて思います。これは大変なことだと思いますけれども、それにしても、これ以上、申し上げませんが、この数字、300人の見積もりの違いといいますか、これを変な理屈をつけて通すのではなくて、今のリクルートの問題じゃないですけれども、早く、ああ間違えました、ごめんなさい、と言ってしまった方が、これは市民にとっていいことであろう、というふうに感じますので、ぜひその辺のところは、後ほど特別会計も上程されますし、本会議が終われば、各予算委員会が開かれるわけですけれども、それまでの間に十分御検討をいただきたいと思いますし、ぜひ、今後、今後といっても、果たしてあるかどうか私もわかりませんが、大きな市の、目玉の事業のときには、このくらいのやっぱり整合はきちんとやってもらいたい、というふうに申し上げておきます。

以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　東京都の補助金で、市立幼稚園児保護者負担軽減費というのがございます。これは、毎年、東京都がレベルアップをいたしまして、着実に増額されてきているわけですが、市もそれに伴って、４歳児、５歳児についてはスライドをさせている。３歳児については、日野の場合には、かなり低額に抑えられているわけでありますが、今回、４歳児、５歳児、それから３歳児については、昨年と同額の3,500円ということで、ここに数字が列記されております。

ところが、私どもが承知をしております東京都の予算書を見ますと、500円アップが決定されておりまして、月額4,000円ということに、４歳児から５歳児、そしてもちろん３歳児についても500円の増額が、もう決まっているわけです、予算の中できちんと。

ところが、この日野の予算書を見ますと、依然として3,500円ということで、重大な間違いではないか、と私は思うんですが、この点について、御説明をお願いをしたいと思います。

それから、社会教育センターの補助金について、お尋ねをしたいと思いますが、前年度、それから前々年度、いろいろこの補助金のあり方について、議会でも議論がございました。その中の一つの主要な点は、人件費の補助まで行うというやり方が、果たして適切か。また、条例で規定のない補助のやり方というものに問題がないか、という点からの私どもの指摘でございました。

ところが、今回は維持管理費ということで、維持管理についての補助金ということになっておりまして、人件費の補助というのは立ち消えになっているようでありますが、市が今まで社会教育センターに対して、いろいろ運営、経営上、改善すべき点が多いということで、社会教育センター自身がまとめた改善項目についても、市も重大な関心を寄せて、その方向を見守ってきたと思うわけでありますが、今回、従来ついておりました補助金の形がなくなったということは、改善が進んだということで、今回、平成元年度はのっていないのか。

それとも、やはり従来の補助のあり方が問題が多いということで、そのことに留意をして削除をしたのか。その点について、お尋ねをいたします。

また、資料の要求を１点しておきたいと思いますが、社会教育センターには、さまざまな形で事業の委託が行われております。それぞれの部、課にわたっているわけでありますが、平成元年度、社会教育センターに委託をされる事業の一覧を、ひとつ資料として御用意をいただきたいと思います。委員会の提出で結構でございますので、お願いをいたしておきます。その点、可能かどうか、御答弁をお願いいたします。

それから、乗鞍高原の安曇村に計画をされます林間施設について、前議会でいろいろ議論がございました。私たちは、もっとゆとりのある施設をつくるということで、用地の拡大について、意見書をまとめたわけでありますが、共産党は、そんな広いものはつくらない方がいいということで、反対をいたしました。

しかし、議会の大方の意思は、できるだけ日野市民のために余裕のある、ゆとりのある施設をつくるということで、用地確保、つまり拡大について、さらに市当局に努力をするようにということで、議会としては、その意向で努力を求めたわけでありますが、この点については、どのような取り組みがなされて、平成元年度の予算編成が行われたかどうか。

以上の点について、お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の、幼稚園関係の補助金の関係でございます。これにつきましては、東京都の経過もあるわけでございますが、私の方も、本来なら当初予算で計上すべきだと思いますが、この予算計上の時点、また予算の作成時に非常に間に合わなかった、というようなことでございます。ミスということでなくして、各市の対応も、かなり苦慮したところでございますが、既に予算編成ができ上がった後の、東京都の復活、そういった経緯がある中で、対応を平成元年度、しておりませんが、これは補正の中で対応していきたい、というふうに考えております。

私も、説明の中で、冒頭申し上げればよかったんですが、その点につきましては、大変失礼いたしました。

２点目の関係でございます。社会教育センターの維持管理費の補助金の中でございますが、人件費云々、事務費の補助の問題でございます。御承知のとおり、当初、私の方も補助金を支出した中では、社教センターの状況等も、るるお話ししました。２年続きまして、大変回復しております。そういう中で、当然、社会教育センター自身の努力もあるわけでございますが、そういう中で事務費の打ち切りをして、従来の形に戻させていただく、ということでございます。

もう１点、乗鞍高原の議会の付帯条件等を踏まえた要望でございます。対応としては、私の方、議会終了後、安曇村に行きました。これは、いろんな実施設計等をやる中での、各職員の現場の視察等もあったわけでございますが、その時点で、付帯条件につきましては、再度申し入れを、それ以上の敷地をというような申し入れはしておりますが、なかなか現在の予定の施設等を考えて、一定の議会にもお話ししたとおり、目的の1,000平方メートルの面積を提示、建物としてはしております。そういう中では、村としては、別にまた高度に利用していきたい、という考え方はありますが、申し入れについては、私の方も議会の意見を尊重して申し入れた経緯だけ御報告しておきます。

以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君

○24番（古賀俊昭君）　今、助役がいらっしゃらないので、この資料の件については、各課にわたると思いますので、御答弁がなかったのかもわかりませんが、もう一度この点、委託事業がこの予算書の中にいっぱい出ていますので、それを一つにきちんとまとめて、その内容を記したものを作成いただきたいということで、この点、お願いをしておきます。可能かどうか、御答弁をお願いいたします。

それから、私立幼稚園児保護者負担軽減費については、今まで私が議会に参画をさせていただいて、予算書に東京都の毎年の改善された額が、補助金が出なかった、ということはなかったと思うんです。ことしが初めてだと思うんです。何か予算編成のずれが、そのように、印刷上、単なる間に合わなかったということだけで載っていないのかどうか、非常に不思議な気がするんですが、もう少し、時間的な何かずれがあるのであれば、具体的に教えていただきたいと思うんです。

それから、林間施設の用地のさらなる拡充については、付帯意見が議会で議決をされましたので、それを受けて、安曇村には申し入れをされた、ということですが、これからいろいろ設計に入ったり、どういう具体的な建物をつくるかということで、そういった検討も入っていくわけですね。

ですから、用地がどのようになるかということは、非常にベースになる問題ですから、議会としては、一部そんな土地は、広い土地は必要ない、という人たちもいましたが、議会全体としては、さらに隣接の未利用地の確保を考慮して、拡充を検討しなさい、というのが議会の意向であったわけです。ですから、申し入れをしたならば、その申し入れに対する回答をいつごろまでにもらうのか、ということをきちんと決めておかないと、言いっ放し、聞きっ放しで終わってしまう可能性も強い。交渉であり、お願いであれば、いつごろまでに御返事がいただけますでしょうか、ぐらいの話の詰めは必要ではないかと思うんですが、そこまではおやりになるつもりはないのかどうか、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の委託料の一覧でございます。これは、もう予算書の中に載っておりますので、それを整理して１表にしたいと思います。後ほど提出させていただきます。

なお、２点目の関係でございますが、幼稚園の補助金でございます。私の方も、最後の東京都の予算、財政課長会の中で発表があったわけでございますが、その中身の時点では、東京都がいろいろ部局との折衝をやっていることは承知しておりました。

しかし、私の方の予算を積み立てる時点では、ちょっと決定の時点がずれたために間に合わなかった、というふうに私は理解しております。恐らく東京都の復活の中で、最終の決定を見た、というふうに私自身承知しておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

３点目でございますが、既に私の方も申し入れをし、村におきましても、もう村の全協等も開かれたようでございます。しかし、なかなかふやすという部分については不可能だ、ということの状況だけ、まだ電話での調整でございますので、確実に回答をもらったということではございません。現行の面積の中で、なお多少、村の議論もあるようでございますが、正確に私の方も現行を把握しておりません。

しかし、今までの面積の中で、1,000平方メートルというような建物を当初から計画しておりますので、建蔽率２割ということでございますので、もし高度制限の13メーターはあるわけでございますが、500平米あれば、２階建てで1,000ではないか、というような村の議会の中では、議論が一つあるように聞いております。

そういう中では、拡大というものもあるわけですが、むしろ、もう少し村としては効率的な用地を運用していきたい、というようなことも議論されているように、状況として把握しておりますが、ただ、問題は、今までのお借りした場所に、この一定の目的の建物をつくるというような実績を進めていきたい、という考え方でございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　資料の点は、お願いをしておきたいと思いますが、東京都の補助金については、鈴木知事は、御承知のように、私学の振興、また多摩地域の発展のためにも非常に意を注いでおられると同時に、この私立の私学の振興にも非常に理解があるわけです。それで、毎年、かなり早い時期に、この私立の幼稚園児の補助金については、私もかなり早い時期にアップが決まった、ということは聞いたわけですが、各市そのような同じような状況で、予算書の中には各自治体、載っていないのかどうか、ちょっと疑問に感ずるわけです。

しかし、これ、事務的なことで他意がないということなのかもわかりませんが、既に東京都で決まっているものまで予算書の記載が違う場合には、やはり説明の段階で、きちんと私は触れておくべきであった、というふうに思います。それ以上、きちんとした説明があれば、お聞きをしたいと思います。せっかく、もう決まっているものを、我々が市民に知らせることができないというのは、ちょっとおかしいと思うんです。この点、指摘をしておきたいと思います。

それから、安曇村の委員会説明につきましては、企画財政部長がいろいろ言葉を並べて、何とか納得、私どもがするようにということで、おっしゃっているんだろうと思うんですが、議会がやはり議決をしたことについては、尊重していただかなければ困るわけです。申し入れをして、その申し入れについて、向こうが難色を仮に示したとすれば、やはり議会が議決をして、我々もできれば少しでも面積、広い土地を確保していきたいということで、協力を仰いでいるので、無理であれば、やはり文書か何かで回答を求める、というふうなことを、申し入れをされるのが、私は妥当なやり方ではないか、と思うんです。いろいろ、やりとりが、ああだこうだありました、こういう話をしています、電話で話しました、というんでは、ちょっと納得しがたいんです。

隣接地も、かなり斜面の部分が残っておりましたし、それから、ほとんどの区画は、もう既に利用されておりましたので、安曇村としても、地続きで日野市が用地を拡充して使ってくれれば、そう迷惑な話として、向こうは受けとめられることはないと思うんです。ぜひ、その点、お願いをしておきたいと思います。また、予算の審議の中で、議論されるかもわかりませんが、それを注目したいと思います。

御答弁があれば……。なければ結構です。あれば、お願いします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東京都の予算編成に当たりまして、最終的に復活をお願いをする項目に、いつも病院のベッドに対する助成、それから私立幼稚園の父母負担の軽減の問題が、ほぼ出すわけでありまして、また、復活をお願いしたものには、ほぼそのとおりこたえていただいた、というのが、今までの実例でございまして、今回も同様でございます。

したがいまして、前回も、私はたしか補正で、そのような措置をとらせていただいたと思っておりますし、あらかじめ議場に報告をするというのは大切なことだ、とこのように思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

それから、安曇との交渉につきましては、またいろいろ先のことも考えまして、村長さんに礼を尽くしながらお願いをする、という考え方でおります。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　聞くまいかと思ったけれど、今、市長があえて東京都の補助金のことを申されますけれど、私は、少なくても市長会が、いわゆる父兄負担軽減に、そう強い意欲を持っているとは、むしろこれは、特に、しかられるかもしれないけれど、自公民－自民党、公明党、民社党さんの議員が、非常になにか強い要望をされて復活された、とこういうふうに私はあえて申し上げる。

こういう点にいけば、日野では、与党が形成されている機関で、この話を当然と聞いていないということはないと思うんです。そういう面でいけば、日野の予算編成のときに、我々はどうも言いにくいんですよ、はっきり申し上げますと。それは当然に、こういうニュースがあるけれどどうだ、といわれるのが至当ではなかろうか、ということをあえて私は、市長がそう言うなら、申し上げておきます。余り内情を言って、それで少なくも電話連絡を私は担当したわけですよ。そうしたら、余り補助金を出すと、いわゆる公立の幼稚園に有利になるというか、補助金の方が高くなるという、こういうアプローチを受けたこともあるんです。

しかし、公立と私立の入園金とか、いろんな、公立は入園金はゼロですよ。そういう点で、やっぱり消費税の弱者が云々というんなら、まだまだこの格差というのはあることが事実なんで、東京都がおやりになっていて、そんな消極的な物の考え、いわゆる時

間的なずれというのを、それは市長、ちょっと、弁解も、もっときちっと、いわゆる説明が足らなかったら足らなかった、今後それはしません、というならいいけれど、どうなんですか、はっきりしてくださいよ。格好のいいことを言ってもだめですよ。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都の積み上げがわかったのが、我々のこの印刷するのに、印刷といいますか、予算を最終的にまとめる時点に、ちょっと時間的な差があったということで、必ず後日、補正をする。補正でその形をあらわしていく、と申し上げておるわけであります。

4歳、5歳、それから3歳に対しましても、当市としても積み上げをする、とこういうことにいたしております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　市長、だから、こういう時間的に間に合わないということじゃないと思うんです、私は。今のこれだけ機械化になっているのに、都が、最終、知事が裁断したのは2月6日ですよ。例えば、日野が製本に印刷をやったとしても、私は十分、またしかし、直しても、ちっとも差し支えない。ほかのことをあれだけ急がれているなら、いうことを言っているわけです。古賀議員の、恐らく指摘しているのは、そういうことだと思うんですよ、私は。

だから、いわゆる修正を出したっていいんですよ。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の点は、十分我々もその他の取り扱いについて、もっと積極的に慎重を期する、こういうふうにお答えをさせていただくところであります。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　2点ばかり。330ページの二番橋の新設の件なんですが、これは、去年あたり出てきたのは、4億円ぐらいでできるということだったんですが、これ、随分ふえてきているもんですから、実際、つくるとこれだけかかっちゃうのかどうか、ここのあたりをちょっと教えていただきたい。

それと、もう1点。公園整備費で、四ツ谷下東公園改良というのが出ているんです。3,090万で出ていますけれど、ここを、3,000万も直すには、やはりあの公園で、おトイレがなくて、大変困っているわけです。そういうのもつくっていただけるのか。それまで入っているかどうか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　1点目の、二番橋のお金はどのくらいかかるんだ、というような御質問でございますけれど、当初の基本計画をつくったときと、構造そのものを、建設省の方へ委託しましてから、構造そのもの等がいろいろ変わってまいりまして、最終的な今金額では、約10億ぐらいお金がかかる、というふうなあれが出ております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　公園の方がもう一つだ。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　四ツ谷下の工事の内容でございますけれども、植栽の関係の、植栽の高木と低木がございますけれど、それの改良、要するに植えかえとか、それからまた、それに対しての、ふやす、というふうな工事が主でございます。

○議長（市川資信君）　建設部長、トイレを設置されているかどうか、というようなことが質問の中に入っているんですが。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　今の設計の中では、トイレはまだ含まれておりません。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　だから私も言いたいんですよ。

特に橋とか、そういうものについては、やはり国や東京都の方に、予算をしっかり要求して、もらえるようなものをつくらないと、10億円だって、15億円だって、かかっちまうわけです。河川敷なんていうのは地盤が緩いわけですから。そういう面で、私は、すごく、日野市の財源をどう思っているのか、とこのように思うわけです。

そういう面で、当然、車が通る橋だったら、補助金はつくわけですよ。歩道だけの橋だからつかないわけですよ。そういうものを日野市で市長がこういうものがいいといってつくるわけですから、やはりそのあたりもしっかり、日野市の財源を使うということについては、もう少し真剣に考えながらやっていただかないと、我々が大体、笑われちまうわけです。そのあたりを、もっとしっかりと詰めてやっていただきたい、とこのように思います。

それと、四ツ谷下の公園の木をかえるのはいいけれども、やはり木なんか、かえたって、地域の人は喜ばないですよ、これは。喜びませんよ。木をかえたからといったって、その公園が使いやすくなるわけじゃないじゃないですか。おトイレがなくて、困っている子供たちが実際いるわけですから。

やはりそういう面で、使いやすい、皆さんが、地域の方が使いやすいようなものをつ

くるということが、私、一番必要じゃないか、とこのように思うんです。市長、どう思いますか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公園にはトイレが欲しいということは、確かに一理あることでありますが、大きな公園には付設するところもありますけれど、児童公園という程度では、まだそこまで配備が整っていない。こういうことですから、これからの努力の課題にさせていただきたい、と思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第20号、平成元年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第21号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第22号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成元年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第24号、平成元年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第25号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第26号、平成元年度日野市老人保健特別会計予算、議案第27号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました７議案につきまして、それぞれ提案の理由を申し上げます。

議案第21号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算について。本議案は、平成元年度日野市国民健康保健特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の41億4,854万8,000円より１億5,093万7,000円多い、42億9,948万5,000円とするものであります。

議案第22号。本議案は、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の36億274万円より９億4,565万9,000円多い、45億4,839万9,000円とするものであります。

議案第23号。本議案は、平成元年度日野市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の44億8,542万4,000円より７億9,867万4,000円多い、52億8,409万8,000円とするものであります。

議案第24号。本議案は、平成元年度日野市立総合病院事業会計予算であります。

収益的収支及び資本的収支の予定額を、前年度の25億7,156万5,000円より２億8,437万8,000円多い、28億5,594万3,000円とするものであります。

議案第25号。本議案は、平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の16億3,890万円より679万3,000円多い、16億4,569万3,000円とするものであります。

議案第26号。本議案は、平成元年度日野市老人保健特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度の39億8,625万4,000円より6,760万3,000円多い、40億5,385万7,000円とするものであります。

議案第27号。本議案は、平成元年度、新たに設置します、日野市老人入院共済事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は4,153万円とするものであります。

以上、７議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。説明に当たっては、簡明に願います。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、私の方から、議案第21号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算について、御説明を申し上げます。

まず、歳入歳出の前年度との比較は、3.6％の伸びでございます。

それでは、６、７ページの事項別明細から御説明いたします。

まず、歳入で、国民健康保険税でございます。これは、歳入全般に占める割合が34.7％でございまして、一般の被保険者国民健康保険税は、前年、比較しまして、1.36％。それから、退職被保険者が18.75％で、内容は前年と変わりません。

８、９ページでございます。国庫支出金でございます。構成割合としては、歳入に占める割合は31.6％を占めてございます。２目の療養給付費等負担金でございます。これ

は、前年対比をしますと3.1%の減でございますけれども、老健法の規定によりまして、医療費の拠出金の昭和63年度と平成元年度の２年間の算出方法が改正されまして、これの減でございます。

次のページ、10、11ページでございます。国庫支出金の２目の財政調整交付金でございます。これは、前年に対比しまして2,219万3,000円の減でございますけれども、63年度の補正予算で御説明申し上げましたように、６割、４割の軽減分です。これが、国が負担をしてございましたけれども、保険基盤安定制度の導入によりまして、廃止されました。それの減でございます。

それから、12、13ページ。これは、療養給付費交付金でございまして、前年と対比しますと17%の伸びでございます。説明欄にありますように、医療費総支出額から保険税を引いた交付金、退職被保険者等にかかわる交付金でございます。

14、15ページでございます。都の補助金でございます。これは、前年対比で25%の減額でございます。平成２年度の改正がどのようになるか、この時点ではわかりませんけれども、当面、昭和63年度と、それから平成元年度の２年間分は、従来、２分の１方式でございましたけれども、23区並みの８分の２として計算いたしてございます。そういうことで、激変緩和分として、なお３分の２の上乗せをしていくということで、計数は、62年度分の実績の75%を予算計上してございます。

次の16、17ページ。共同事業交付金。これは、63年度から発足したものでございまして、高額医療費の共同事業に実施するものでございまして、交付基準が、１件当たり80万円以上の医療費に対してのものでございます。

次のページの18、19ページでございます。上段の繰入金でございますけれども、これも、先ほど、63年度の補正で御説明いたしましたように、先ほどの６割、４割の軽減の制度が廃止されまして、保険基盤安定制度の繰り入れでございまして、国と都の、それから市の分で、一般会計から繰り入れるものでございます。

その下の、その他一般会計繰入金でございます。これは、前年度と対比しまして９%の増額でお願いをしているものでございます。

その下は、繰越金で、科目存置でございます。

あと、歳入では、特に御説明するところはありません。

歳出でございます。歳出の24、25ページでございますけれども、総務費でございます。これは、国民健康保険の事務の執行に要する費用でございまして、前年対比では2.3%マイナスでございます。

次の26、27ページでございます。これは、特段、御説明するところはございません。

28、29ページでございます。これは徴税費でございまして、国民健康保険税に賦課する費用でございます。

30、31ページは、１目の運営協議会費でございまして、通常、今年度は６回の委員会を開くということで、お願いをしているものでございます。

32、33ページでございます。保険給付費でございますけれども、国保の会計で占める割合が、保険給付費が一番多うございまして、この割合が70.5%を占めているわけでございます。内容としては、例年と内容が特に変化はございません。

次の34、35ページでございます。この高額療養費、これは2.1%を占めていまして、全体の割合では6.4%の構成比を占めているもので、特に前年と内容が変わっているところはございません。

38、39ページでございます。これは、老人健康医療費の拠出金でございまして、構成比25%ということで、13.5%、前年に比較しまして、伸びでございます。

40、41ページでございますけれども、これは、昨年から始まりました共同事業拠出金で、先ほど、歳入で御説明した内容のもので、東京都の国保連合会に支出し、そこから支払われるものでございます。

42、43ページでございますけれども、13の委託料でございます。先ほど、一般会計の御説明がありました中で、乳がん検診、肺がん検診、これを健康課にお願いをして行うものでございます。

あと１項、特に御説明するところはございません。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　議案第22号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

57ページでございます。まず、第１条の予算規模でございますけれども、前年対比26.2%の増でございます。

第２条の債務負担行為でございますが、第２表によりまして、後ほど御説明申し上げます。

第３条の歳出予算の流用でございますが、記載のとおりでございます。

それでは、歳入から、事項別明細によりまして、御説明を申し上げます。

まず、64、65ページでございます。国庫の負担金でございます。説明欄のとおりでご

ざいまして、１・３・１号線の公共施設管理者負担金でございます。面積といたしましては、1,740平方メートルを予定しております。全体で、この予算を執行いたしますと、86.6％執行したことになるわけでございます。

次が、66、67ページでございます。これは、都の補助金でございます。記載のとおりでございます。

次が、繰入金でございますが、68、69ページでございます。総額では、12億9,505万4,000円を予定しております。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

特に、豊田南土地区画整理事業につきましては、前年は１億9,000万円でございましたけれども、本年は９億356万5,000円を予定をしております。

次が、70、71ページでございます。繰越金でございますが、特に２節の万願寺区画整理費繰越金でございます。これは、補正予算第３号で申し上げましたが、前年度の予備費に計上いたしました５億4,404万5,000円を、繰越金として計上しています。

次が、72、73ページでございます。諸収入でございますが、この中で、上段の万願寺区画整理事業保留地処分金でございます。面積にいたしましては、5,020平方メートルを予定をしております。

歳入につきましては、以上でございます。

歳出でございますが、74、75ページにつきましては、経常費でございます。

76、77ページでございますが、一般管理費の19節、負担金、補助及び交付金の下欄の方でございますけれども、助成金がございます。下河内、それから南平、四ツ谷前と、３地区の区画整理事業がございますが、これは組合施行等の事業でございまして、記載のとおり助成をするものでございます。

下河内につきましては、現在、事業を実施しておりますし、南平につきましては、本年４月に組合の設立認可をいただく予定になっております。四ツ谷前につきましては、面積７ヘクタールでございまして、平成元年度中に組合の設立をいたしたい、というものでございます。

次が、事業関係に入りまして、万願寺区画整理費でございます。80、81ページの３項の事業費でございます。特に、この中で、13節の委託料でございますが、区画整理事業業務というのがございますけれども、これは新都市建設公社に委託をするもので、内容といたしましては、整地作業等でございます。

その下欄の埋蔵文化財発掘調査がございますが、これは面積にいたしまして３万954平方メートルでございます。

それから、15節の工事請負費でございます。説明欄にございますように、延長4,400メーターを工事を行う予定でございます。この4,400メーターを行いますと、道路延長で進捗率を申し上げますと、75％に達する予定でございます。

次が、82、83ページの22節の補償、補塡及び賠償金でございますが、最上段の建物移転補償でございます。この棟数につきましては、全部で967棟ございまして、本予算では、177棟を予定をしております。

次が、84、85ページですが、これは高幡区画整理事業の区画整理費でございます。経常費でございますので、省略をいたします。

86、87ページでございます。事業費が計上されているわけですが、この高幡区画整理事業につきましては、万願寺土地区画整理事業と委託の内容が変わりまして、都の補助金が直接、新都市建設公社に流れるような仕組みになっておりまして、その事業の内容を申し上げますと、本年度、いわゆる元年度、道路につきましては、1,175メートル。水路につきましては570メートル。建物移転につきましては、16戸を行う予定でございます。

次が、88、89ページ、それから次の90、91ページでございますが、豊田南区画整理費でございます。豊田南につきましては、主なものは、来年の１月に仮換地の発表を予定をいたしまして、現在、換地の計画をしているところでございます。主なものは、その地主でございます。

92、93ページにつきましては、予備費でございまして、説明欄のとおりでございます。

59ページに戻りまして、第２表、債務負担行為でございますが、豊田南土地区画整理事業に伴う業務委託ということで、新都市建設公社に委託をするものでございます。期間といたしましては、平成元年度から平成元年５年度でございます。限度額につきましては、128億4,339万9,000円でございます。

以上で、土地区画整理事業特別会計の説明を終わります。

次が、議案第23号、平成元年度日野市下水道事業特別会計予算でございます。

第１条の予算規模でございますが、前年対比17.8％の増でございます。

第２条の地方債でございますが、これは第２表のとおりでございまして、後ほど御説明を申し上げます。

第３条につきましては、予算の流用でございまして、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、112、113ページでございます。下水道の使用料でござい

ます。前年対比6.8％の増ということでございます。

次の114、115ページでございます。国庫補助金でございますけれども、目のところに書いてございますように、公共下水道、あるいは都市下水路、公債費の国庫補助金でございます。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

次が、116、117ページでございます。都の補助金でございますが、国庫補助金の裏負担というふうに御理解をいただきたいと思います。

繰入金につきましては、前年度対比25％の増ということでございます。

122、123ページでございますが、市債でございまして、この市債は、管きょ埋設、それから流域下水道建設負担金、それから都市下水路の整備費の市債でございます。前年対比13％の増、都市下水路については、マイナスの5.8％でございます。

次が、歳出でございますが、歳出の中で、124、125ページ、13節の委託料の最下欄でございます。下水道事業住民ＰＲ用映画制作でございます。これは、いわゆる各地域の設計、測量、それから工事の説明会、それから供用開始になりますれば、供用開始の説明会等の必要が生まれるわけでございまして、いわゆる16ミリ映画をつくりましてＰＲをしていきたい、というものでございます。時間にいたしましては、15分ないし16分、20分程度のものでございます。

次が、126、127ページでございます。２目の管きょ管理費のうち、13節、委託料の下から２番目でございます。旭が丘排水区浸水対策調査でございます。これは、豊田駅の西側の踏切の、少し西側でございますけれども、都市下水路が、いわゆる線路の下を通っているわけでございますが、その上流が溢水をするということで、関係の調査をし、抜本的な解決策、あるいは当面の対策等を生み出そう、というものの調査費でございます。

次は、処理場費につきましては、経常費でございますので、説明は省略いたします。

132、133ページでございます。管きょ建設費でございます。13節の委託料でございますが、浅川処理区管きょ埋設実施設計でございます。これは、延長にいたしまして、３万3,200メーター分でございます。

次が、浅川処理区。括弧といたしましては、万願寺土地区画整理区域内ということで、これは新都市建設公社に汚水管の埋設をお願いをしております。延長にいたしまして、5,862メーターでございます。

それから、15節の工事請負費でございます。この南多摩処理区につきましては、わずかでございますが、浅川処理区につきましては、延長といたしまして3,105メートル。秋川につきましては、9,677メーターの工事を行う予定でございます。

136、137ページでございますが、都市下水路費でございます。これは、神明上都市下水路の整備費でございまして、元年度で予定しておりますのが、延長131メーターでございます。

この内訳といたしましては、現在、甲州街道から多摩川までの２・２・10号線について、東京都が道路工事を行っているわけでございますが、その中で、２カ所、用地買収等がおくれまして、管きょの埋設ができない部分が、約56メーターあるわけでございます。この部分と、川崎街道から東へ75メーター施行するものでございます。

138、139ページにつきましては、公債費及び、次のページが予備費でございますので、説明は省略をいたします。

大変恐縮ですが、110ページに戻っていただきまして、第２表の地方債でございます。起債の目的に書いてございます３事業と、それから限度額につきましても、この金額、起債の方法、利率、償還の方法についての御承認をいただきたい、いうものでございます。

以上で、下水道事業特別会計予算につきましての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

それから、申しおくれましたけれども、区画整理並びに下水道事業の関係で、消費税との問題でございますけれども、歳出の中で、13節委託料、14節使用料及び賃借料、15節の工事費につきましては、３％の消費税が上乗せされております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　それでは、議案第24号、平成元年度日野市立総合病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

本予算は、第２条に掲げました業務予定量に基づきまして、予定額を算出したものでございます。収益的収入と支出の予定額は、前年比２億3,535万増の9.5％の伸びでございます。

156ページの資本的収入及び支出でございますけれども、収入の方が7,805万2,000円、資本的支出の方が１億3,753万2,000円でございまして、その差につきましては、内部留保資金で補塡させていただくものでございます。

160ページ、161ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収入でございますけれども、医業収益のうち、入院収益につきましては、ほぼ前年並みでございます。外来収益につきましては、前年比5,747万7,000円増の7.2％を

見込んでおります。

それから、医業外収益でございますけれども、目の２、他会計補助金、これは病院運営に対する一般会計からの補助金でございますが、前年比１億5,337万9,000円、44.9％の増でございます。

下段の東京都の補助金でございますが、このうち備考欄に書いてございます市町村公立病院運営費補助金でございますが、１ベット80万円の計算で出ておりますが、平成元年度の東京都の予算の内示がございまして、増額が予定されております。今後の補正で措置したい、と思っております。よろしくお願いします。

次に、162、163ページでございますけれども、上段の負担金交付金でございますが、前年度比779万1,000円の増となっております。

なお、次の患者外給食収益でございますが、備考欄に記載間違いがございまして、まことに申しわけございませんが、正誤表がお手元に配付してございますが、御訂正をお願いしたいと思います。つまり、職員1,200食とあるのは、1,200食掛ける12月、それから付添600とあるのが、600食掛ける12月ということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、164、165ページでございます。支出でございますが、医業費用は、前年比２億3,799万4,000円、9.7％の増でございます。

目２の材料費でございますが、前年比9.8％の伸びでございますが、これは、外来収益が伸びておるものに見合う薬品費、あるいは材料費の伸びでございます。

次のページ、166から169ページにかけては、目３の経費でございますが、ここでは19％の増となっておりますが、特に増となっておる項目は、賃借料に、新しくコンピュータを借りる、ということの費用でございます。

それから、委託料で、検査の委託がふえておりますのが、主な原因でございます。

なお、この賃借料、使用料、委託料につきましては、消費税を見込んでございます。

168ページ、169ページの下欄の目４の減価償却費でございますが、これも前年比16％の伸びとなっておりますが、医療機械備品の買いかえによります財産価値の引き上げによります減価償却費でございます。

次に、174、175の資本的収入及び支出の方に移らせていただきます。

資本的収入の方では、前年と比較しまして、2,559万6,000円の増となっておりますが、これは支出の方の建設改良費に見合う一般会計からの支出金の増でございます。

175ページの支出でございますが、主に建設改良費でございます。工事請負費の中で、

院内学級新設工事3,450万5,000円とございます。これは、現在の病院が手狭となっておりますことから、人工透析、あるいはミニドックというようなサービスの拡充が望まれている中で、スペースを確保するために、現在ございます院内学級を別棟として100平方メートル建築する費用でございます。

そのほか、病院内の、特に病室などの壁が汚いというようなこともございますので、これを塗りかえる費用、あるいは、診察室の間仕切り等の営繕的な工事費を見込んでございます。

目の２の有形固定資産購入費でございますが、ここ二、三年、5,000万から6,000万をお願いしておりますけれども、平成元年度におきましては、Ｘ線の診断装置、あるいは脳波計、乳房撮影装置、それから手術室のＸ線透視装置というようなもので、主に買いかえが主体でございます。

次に、看護婦の貸付金につきましては、昨年、条例改正していただきました金額をもって計上させていただいております。

なお、176ページ以降につきましては、付属資料でございますので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　それでは、議案第25号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算の御説明を申し上げます。

まず、197ページをお開き願いたいと思います。総括によりまして、歳入歳出ともに昨年対比679万3,000円の増、0.4％の伸びでございます。

特に、今年度は、昨年と違いますのは、総予算の中に３％の消費税分4,793万3,000円を含んでおります。したがって、16億4,569万3,000円のうち、実経費15億9,776万円でございます。先ほど申しましたように、消費税分がそれに加わりまして、16億4,500万になる、ということでございます。

これは東京都の指導によりまして、全体の予算に３％の消費税を上乗せしております。

次に、198、199ページでございます。歳入でございますけれども、都の支出金でございますが、水道事業の委託金、これは昨年と比較しますと、37万3,000円の減でございます。

また、２款の諸収入のうち１目、下水道使用料の徴収事務委託金でございますけれども、これは昨年対比で45.64％の増加となっております。

次に、200ページ、201ページでございます。歳出でございます。歳出のうち、１、受託水道事業費のうち水道管理費の１目、浄水費でございますけれども、これは浄水事業経費を計上しております。昨年対比マイナス2.4％の減ということでございます。

特に、この中で御説明申し上げますことは、15節の工事請負でございますけれども、昨年対比で1,899万1,000円の減でございますが、これにつきましては、事業量の関連－下水道区画整理事業との関連事業の減でございます。

次に、202ページ、203ページ。２目の配水費でございます。この中で、特に御説明申し上げるといたしますと、15の工事請負費でございますが、これが昨年対比14.2％の増ということでございまして、これの理由といたしましては、下水道工事に伴う施設関連工事が増加しております。

次に、204、205ページ、お開き願いたいと思います。３目の給水費でございます。この給水費は、給水事業経費を計上してあります。特に御説明申し上げるべきことはございません。

４目の受託事業費でございますが、これは、昨年対比1,066万8,000円の増加、87％の増加となっております。事業量の増大に伴うものでございます。

次に、206、207ページでございます。５目の業務費でございます。これは、業務経費を計上しております。

208、209ページに、役務費がございます。12節の役務費の中で、手数料の口座振替、これは、水道料の検針表の改正によりまして、63年度は1,031万4,000円ほど計上しておりましたのが、140万に減額になっております。これは、改正によりまして、領収書をかねて検針表を発行する、とこういうことで、２カ月に一遍の検針表の中に領収書を組み込みましたので、それの郵送料が減になったために、１通について40円の減額ということで、減額になっています。

次に、210ページ、211ページに、28節の繰出金がございます。ここに繰り出しましたのは、一般会計への繰出金1,691万円でございますけれども、これは職員の退職手当分といたしまして、退職金への積み立てをするものでございます。給料の８％を積み立てる、ということでございます。

次に、212ページ、213ページでございますが、ここには、建設改良費を計上しておりますが、水道改良経費に関するものでございます。

15の工事請負費につきましては、昨年対比で8,500万ほどの減になっておりますけれども、これは、三沢、旭が丘浄水場の多摩平庁舎への統合によりまして、設備改善費が

減少したために、減額となっておるものでございます。

214、215ページには、職員給与の説明がなされております。御参考にお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは、議案第26号でございます。平成元年日野市老人保健特別会計予算でございます。事項明細のところで御説明いたします。

228、229ページでございます。歳入でございますが、支払基金からの交付金でございます。補正でも申し上げましたように、これ、70％が、この基金の交付金でございます。前年度に対しまして、1.67％の増でございます。手数料については、この事務的手数料でございます。

次のページの230、231でございますが、これは国庫支出金でございます。国からの負担金につきましては、説明欄にありますように、同じ基本額でございますが、20％の割合で、ここで出ております。これは1.7％の増でございます。

その下の３の都の支出金でございますが、負担金でございます。この割合は、都と市と５％ずつでございます。その５％をここに計上したもので、1.7％の増でございます。

次のページでございます。232ページ、233ページでございますが、これは市の繰入金でございまして、金額にいたしまして、都の同額がここにのせてございます。多少、自己負担がありますので、負担しておりますが、1.7％の増でございます。

繰越については、科目存置でございます。

次のページの234ページも、科目存置でございます。

諸収入につきましては、預金利子でございます。４万円の預金利子を計上してあります。

次のページ、236ページでございますが、諸収入の雑入でございますが、第三者納付金以下につきましては、同じく科目存置でございます。

歳出につきましては、238ページでございます。これは、歳入との見合いでございまして、この医療給付費１目、それから２目の医療費支給費を合わせますと、最初、支払金から出されます40億4,005万2,000円の金額になるはずでございます。こうした数字でお願いしております。委託料につきましては、事務手数料でございます。

次のページの240ページにつきましては、諸支出金でございます。償還金の項目でございます。あと、科目存置でございます。次の繰出金も科目存置でございます。予備費

につきましては、100万円の予備費を計上してございます。

以上でございます。

続きまして、議案第27号、平成元年日野市老人入院共済事業特別会計でございます。これは新設でございます。事項明細書のところで御説明申し上げます。

248ページでございます。歳入でございます。これは、会員の方々の会費でございます。1,520万円でございます。先ほど御指摘にありましたように、2,000円掛ける7,600人という計上で、かたいあれでこれを出した、ということでございます。

次は、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金をお願いしております。2,632万9,000円でございます。

次のページの250ページにつきましては、諸収入でございます。預金利子を計上しております。

次が、歳出でございます。252ページでございますが、事業費といたしまして、一般管理費で、これは事務費と委託費でございます。

次が、事業費でございますが、実際の事業で、これが共済見舞金の項目でございます。19の負担金、補助及び交付金として、これを行うものでございます。3,869万5,000円でございます。説明欄にあります数字でございましして、トータル的に対象者を一応絞りまして、1,398人の予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　一番最後の、老人入院共済事業特別会計にかかわる質問をさせていただきます。

先ほど、一般会計のところで出ましたんで、あれなんですが、様子としては若干つかんでいるんですが、そのときの中で、私もちょっと聞き漏らしたんで、再度、質問させていただきます。

たまたま、1月1日では、たしか私、7,005人とかというような数字だったか、というふうに記憶をしております。そして、4月1日の時点で見ている数字は7,900人ということ。それから、老人、この共済にかかるものでは7,600人。それぞれ数字の上では、あとの二つは間違いなく言われていたと思うんですが、4月1日の7,900人というのは、柔らかい見方だというようなとらえ方で、今の説明でも、7,600人がかたい数字だとすれば、一般会計の方に問題があるな、ということで、承知をするわけですけれども、実際、そこら辺はまた馬場さんの、さっき最後に300人の差については、検討を云々というようなことで、最後がちょっと聞き取れなかったんで、もう一度、その関係だけをはっきりおっしゃっていただきたい、というのが1点。

それから、歳出関係で、一般管理費の委託料が組んであります。231万7,000円。これは、どこにどのような形で、何を、まあ共済事務ですから、事務委託ですけれども、どこへ事務委託を考えているのか、この点を1点。

それから、入院見舞金が大変細かく、確かに7,600円がかたい数字なのかなと思うわけですが、入院の率は、これまで、これだけ細かい、要するに対象者数を250人とかということでは、大体いいなと思うんですが、6人、3人、5人、8人、1人というようなことで、大変綿密に精査をされて数字が出てきた、というふうに理解をしているところでありますので、老人の、要するに保健の特別会計等の当然、入院率等をとらえていらっしゃると思うんですが、ここで見る入院の率は、どの程度の数字にとらえていらっしゃるのか。

この3点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　1点目の、7,005人というのは、この数字を申し上げまして、62年度ということで申し上げてあります。

それから、それに基づきまして、これを検討するのか、ということでございますが、先ほど申し上げましたように、特別会計では、そういうふうに300人を落としております。それから、一般会計では300人多い、ということでございます。これらにつきましては、やはり予算、先ほど申しましたように、原則的にはそれは同じものでなきゃいけないと思いますが、予算ということで、予算はあくまでも予定である、ということの中での対応の仕方ということで、先ほど申し上げました、私どもの方の特別会計につきましては、かたく見積もった、というようなものでございます。

2点目の、入院見舞金の方の、入院委託料でございますが、これはパートの金額をのせております。先ほども中谷議員さんから、これら事務費、どうするんだ、ということでございます。非常に、7,000人というような規模でございますので、これに基づきまして、委託料といたしまして、パートの事務をのせまして、この委託先を、一応高齢者事業団に考えております。

次の、入院率でございますが、今、手元に持っております入院率でございますが、実績でございますが、パーセンテージは、入院、外来を合わせたもので今までトータルしておりますので、ここに持っておりますが、入院率としては、実績をもって計上した、

ということでございます。

受診率は、ちょっと……。両方合わせますと40.7%、あるいは、ほとんどその前後の数字でおります。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　最初の件の、私の理解の仕方は、一般会計が先でしたから、7,600人の数字が出たのは、通常、7,900人ということであれば、少なくともそれから70歳に到達していく人が多くなるわけですから、少なくとも8,000人、7,900人がもとの数字であれば、もう8,000人を超えるような数字が、この対象者にならなければいけないという理解に、もともと立っていましたから、数字が少ないなということはおかしい、というふうに私はとらえていたんですが、余りにも市のとらえる数字が、本会議場で、今、こういう中ですから、あれなんですが、一貫性がないということを指摘をしておきたいと思います。

いずれにしても、予算をそれぞれの委員会で検討するわけですから、どれが正しい数字かによっては、丸っきり算出の基礎のもととなる人数の数字ですから、大変重要な位置を占めている、ということを申し上げておいて、この点は、ほかの各委員さんにゆだねていきたい、というふうに思います。

2点目の、パートの関係、確かに中谷議員もあれでしたけれども、高齢者事業団ということで、委託をされるということですけれども、これについては、金銭の取り扱いについては、一切、考えてはいないということですね。特に重要なのは、先ほど、まだ明らかになりませんでしたけれども、要するに加入の手続の問題ですとか、そういったところまで、そういった人にやらせるのか、どうかなということ。特に懸念をするのは、その2,000円を預かるというようなことまで、高齢者事業団の方のパートの人にやらせるということは、非常に問題があるかな、という点もございますので、その点は確認事項にしたいと思います。

3点目の、今、最後にちょっと40.7%という数字はわかりましたけれど、それは入院と外来の分の関係も出たのが40.7%だということですが、要するに、入院について、これだけ細かく数字をとられたのは、やはり入院だけの数字、ある程度持っているんじゃないですか。再度、お伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　では、お答えいたします。

2点目のパートでございますが、先ほども申し上げましたように、あくまでもパートということでございますが、パートにいたしましても、守秘義務というのはございますけれど、私が先ほど申し上げましたように、その関係係の指導を受けながら、ということを申し上げておりますので、今、御指摘のありましたような責任の分野の問題がございますので、その点には十分注意していきたい、と思っております。それは全体のパートの使用において、そういうふうな慎重な態度をしていかなけりゃいけない、と思っています。税金とか、そういうものについて、特にそういうことです。

それから、入院でございますが、過日の私のあれで持っておりますのは、17%という数字でございます。失礼しました。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　17%という数字を割り返しますと、7,900人に近い数字になります。これは、要するに、今のこれをトータルしますと、1,398人ですから、18.39%という数字が、入院の率になるんです、逆に。7,600人に対する入院率が18.39%ですと、ここにある数字の割合になりますので、今、部長がおっしゃった17%云々という数字ですと、7,900人という数字が、まあ900人でありませんけれども、17.7%が7,900人ですから、実数を言いますとね。そこに、今のお答えにも矛盾が出てきているんです。

要するに、もともと7,900人と見たのが正しいんじゃないか、ということが、今の質問に対する答えからすると、7,900人がもともとあった数字じゃないかというふうに、17%を使いますと、出てくるんです。ぜひ、こんなことが今、矛盾として指摘をされましたんで、特に先ほども説明の中では、4月1日に7,900人と見たという数字の説明が、4月1日に惑わされておりましたけれども、4月1日じゃなくて、1万2,000円も9月15日に支払われるときの人数でございますので、ぜひ、そこら辺をもう一度、一般会計のとき、あるいは特別会計、そして各委員会において、十分に検討されることを希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　今の問題は、ちょっとやりませんけれども。

受託水道事業の関係なんですが、私、後ほど一般質問で、ちょっと消費税の関連を聞きたいので、その前提としてお伺いをしたいんですが、この予算は、東京都は、実は当初は消費税を転嫁する予定だったんですよね。2月の16日までは。

ところが、いろんな政治的な思惑とかがありまして、2月の20日になって、要するに、まず値下げをして、合理化を図った上で転嫁する、最終的には都民の負担はありませんよ、という、少し安くなりますよ、というふうな形にしたんだけれども、この当初予算

を組んだ段階では、都は転嫁をする、といっている段階だったと思うんです。ですから、この予算組みというのは、消費税がちゃんとのっかっている予算組み、というふうに考えていいのかどうか。それを教えてもらいたいと思います。

○議長（市川資信君）　水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　今の御質問は、ちょっと二つに分けて考えていただいた方がいいと思うんです。

上水道料につきましては、東京都の考え方は、４％現行料金を下げて、それに３％の消費税を上乗せをする、とこういう考え方で現在進んでいると思います。

しかしながら、それとは別に、要するに公営企業の受託水道ですね、そういうような公営企業法に基づく受託事業につきましては、これは消費税については、一法人とみなす、ということで考えている、とこういうことで、すべての経費にわたって３％の課税がある。受託事業としてです。こういう考え方に基づきまして、予算はすべて３％上乗せをする。要するに、事業全体を、人件費を含めてすべて３％上乗せして、東京都は計算をしてきております。

したがって、一般会計と違いますのは、受託事業の公営企業法に基づく受託事業は、３％の課税を予算の中に含んでいる、とこういうぐあいに私どもは考えております。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　では、要するに、現状のこの予算組みは、消費税分が転嫁をされた、含んだ予算組みになっているということですね。それは、一つわかりました。

それ以後、変わった状況によって、例えば、将来、補正によって減額をされるとか、そういう状況は起こり得るのか、起こり得ないのか、それも教えてもらいたいと思います。

○議長（市川資信君）　水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　将来といいますか、年度末に人件費の３％分を公課費として支払うかどうか、という結論がはっきりすると思うんです。これについては、人件費の中に３％、既に含まれておりますので、これは今年度内に払うか、あるいは来年度中に払うか、というようなことについては、まだ明確な指示もいただいておりませんし、明確なことがわかっておりませんので、それについては、殊によれば不用額として残るか、あるいは年度内に、公課費の中に組み入れて支払いをするか。このようなことになるんじゃないだろうか、と思っています。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　くどいようで申しわけないんですが、本当に基本的な問題なので、よくわからないんですけれども、では、水道事業のこの委託金、委託金そのものには、東京都のこの２月にあった態度の変化にかかわらず、変化することはない、というふうに考えていいわけですね。

○議長（市川資信君）　水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　上水道料の変化にかかわらず、この予算全体の組み込みの中の３％は変化しない。

ただし、一部人件費については、まだ未確定の部分もある、こういうことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第21号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第22号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成元年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第24号、平成元年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第25号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第26号、平成元年度日野市老人保健特別会計予算、議案第27号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約について130億7,776万5,800円で、財団法人東京都新都市建設公社と委託契約を締結するもので、

地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　御説明申し上げます。

議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結でございます。

まず、件名でございますが、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託でございます。

契約の金額でございますが、130億7,776万5,800円でございます。この中には、消費税額３億8,090万5,800円が含んでおります。

豊田南土地区画整理事業につきましては、61年８月19日に事業認可をとりまして、面積といたしまして87.1ヘクタールでございます。総事業費といたしまして、262億円で事業を現在進めているところでございます。

そのうち、その総事業費に対しまして、49.9％に相当する額を、ここに書いてございます東京都八王子市高倉町49番地の３、財団法人、東京都新都市建設公社、理事長、横田政次に委託をするものでございます。

委託の期間でございますが、契約の翌日から平成６年３月31日までででございます。

その内容でございますが、次のページ、２ページでございます。委託業務の概要といたしまして、まず、幹線街路工事でございますが、これは全事業費の70％を公社に委託をする。区画街路工事につきましては、70％。水路築造工事も、同じく70％。公園施設工事につきましては、100％。整地工事につきましても、100％。雑工事につきましては、上記の雑工事費ということでございます。建物等の移転につきましては、30％。調査設計につきましては、70％。事務・その他について80％という内訳で、委託をするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理

事業に関する業務委託契約の締結の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第29号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第29号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件についてでありまして、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所、日野市多摩平三丁目18番地の３、氏名、山内　滋さん、生年月日、大正３年１月13日、と記入くださいますよう、お願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第29号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第30号、人権擁護委員の推薦の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第30号、人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の推薦の件についてでありまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

委員の人名は、記載のとおりであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第30号、人権擁護委員の推薦の件は、これに同意することに決しました。

これより日程第37、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩農業共済事務組合議会議員に

一　ノ　瀬　　隆　君

谷　　長　一　君

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました一ノ瀬　隆君、谷　長一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました一ノ瀬　隆君、谷　長一君が、南多摩農業共済事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました一ノ瀬　隆君、谷　長一君に、本席より会議規則第32条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

これより日程第38、農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

住　　所　　日野市下田174番地

生年月日　　大正15年９月11日

氏　　名　　柴　崎　亮　助

君を指名いたします。

お諮りいたします。柴崎亮助君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって柴崎亮助君を推薦することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後９時40分　散会

3月8日　水曜日　（第3日）

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第3号）

3月8日　水曜日　（第3日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簇野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

26番　市川資信君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成元年3月8日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時18分　開議

○副議長（一ノ瀬　隆君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員18名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を努めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、多摩平団地の建て替えに関して市長の見解を問う——ひとりも泣く人を出さないために——の通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　ただいまより一般質問を行わせていただきます。

多摩平団地の建て替えに関して市長の見解を問う——ひとりも泣く人を出さないために——私は、多摩平の建て替え問題に関しましては2回目の質問になりますが、今、都市整備公団の手によって、全国でも建て替え問題が大きな問題となり、そして、その中で反対する、一致しない、そういういろんな部分も出てきておりますので、私は、ぜひ今の市長の見解をお聞きし、そして、その後の、またこれからの活動に皆さんと一緒に生かしてまいりたいと思います。

多摩平団地は、今、一日6万人が乗り降りするという大変大きな住宅地になりました。多摩平自治会が発行いたしました20年史、「多摩平自治会の20年史」によりますと、この豊田の駅は、明治の19年に甲武鉄道が新宿・八王子の間の鉄道建設を計画してからずっとつくられまして、日野宿有志の請願で日野駅が、現在の駅より少し豊田寄りに開設され、そして豊田駅は、明治34年に豊田村の熱心な要望と、駅の敷地及び建物を地元が寄付するという中で桑畑の中に開設された、というふうに言われております。

その当時、日野駅の乗降客が70人ということですから、今、日野と豊田の違いはありますけれども、豊田が1日6万人ということで、市内にも各大きな企業や、そしてまた大学の誘致などがありまして、団地の住人、また地域の方たちの利用する豊田の駅になっているわけでございます。

そして、そういう中で豊田の駅前を降りますと「核兵器廃絶平和都市宣言」の立て看板が建ち、そして最近は、横には、「都立美術館を誘致しましょう」とこういう立て看板も出てきております。

毎年5月の子供の日が近づきますと、豊田の駅前に鯉のぼりが泳ぐようになります。これは、16年前革新市政が誕生したときに、森田喜美男市長が日野の子供たちにという

ことで保育園や幼稚園にプレゼントされ、その一つが豊田の駅前に泳いでいるわけでございます。16年前の、これを上程されたときに自民党のある議員、今、一生懸命選挙活動をやっていらっしゃる、元議員になりましたが、その方が雨にぬれた鯉のぼりを見て「革新市政というものは冷たい市政だ」とこのように本会議の席上おっしゃったことを私は毎年５月にその鯉のぼりを見るたびに、そのことを思い起こすわけでございます。

しかし、そのこいのぼりを見ながら、ここで子供たちが育って、そして大きくなって結婚をし戻って来る、という、こういう時代にもなったわけです。それだけ長い多摩平の歴史があるわけでございます。

そして、自治会の方たちも、ここの中で主に主婦の方、男性の方が自治会を一緒につくりながら、この地域の中で活動を進めてきたわけです。当時は、まだ団地も全国にも数が少なくて、多摩平が非常に全国的にも注目される、そういう団地の中で多摩平に移って来た方たちは、その当時、大変住宅難でございましたので、都内のアパートに住んだ場合には、子供が生まれたら出て行きなさい、という、私もよくそのことは承知しておりますけれども、そういう時代でもありました。

そして、多摩平に移って来て、とてもよかった、ほっとした、というそういう声もありますし、働きながら、子供を育てながらこの地域の中で保育園をつくり、幼稚園をつくり、学童保育をつくって、そして今日に至っている、こういうお母さんたちもいらっしゃるわけです。

その当時は、お医者さんもいなくて、八王子にまで氷枕を買いに行った、ということや、今でもよく言われますけれども、雨が降ったらぬかるみで、どろんこで、雨靴を履いて、そしてまた電車に乗ったら普通の靴に履きかえる、そういうことなども今でも語りぐさになっているんですけれども、こういう中で多摩平では保育園の運動、そして、今、多摩平の保育園ができました。それから第一幼稚園、これも幼稚園の運動、これは、古谷太郎町長のときに保育園の予算で幼稚園の建物を執行する、という、こういうでたらめなことがありまして、住民を分断するという、こういう中で自治会が間に入りながら保育園も幼稚園も同時につくらせる、こういう運動へと展開したわけでございます。

そしてまた、学童クラブ、今あります多摩平の第一さくら学童クラブは、私も一緒に運動をやりましたけれども、当時、森田喜美男市長も市会議員でいらっしゃって紹介議員になった、という、私、そういう思いもするわけでございます。

そして、都立高校の誘致も八王子東高校、日野台高校、そして、団地の方たちのお子さんたちも日野台高校へと通う、こういう状況にもなってきております。

そういう中で私たちは、地域の中でお友達をつくり、そして、老後を安心して暮らせる多摩平ということで本当に近隣関係をよくしながら、この中で老人クラブをつくりサークル活動、そして、団地でも運動会や団地祭という、今でも老人の敬老大会などが引き続き行われているわけでございます。

こういう多摩平が国の方の状況のもとで、政府、公団の基本方針のもとで臨時行政改革調査会の答申が、83年の３月に最終答申が出まして「賃貸住宅については管理の適正化を行うとともに土地の高度利用を図るため、または新しい住宅事情に対応するため既存住宅の建てかえ、改築を推進する」こういうふうに答申が出たわけでございます。

そして、行革審はこれを受けて、民活による建てかえ、都市開発をねらい、そして採算性、合理性を繰り返し強調しているわけでございます。全国でも30年代の建てられました団地、これを建てかえていく、という、こういうことで東京の建てかえ対象団地も43団地、３万4432戸、そして、23区では28団地、多摩でも15団地になっております。

建てかえになりますと、団地住民の追い出し、これは戻って来られると言いますけれども、高家賃になり、そしてまた、これがほかの団地の家賃が高くなる、こういうこともつくり上げてまいりますし、私たち、この多摩平でもつくり上げてまいりましたふるさとのこの団地、子供たちが戻って来るこのふるさとの団地を壊してしまうという、そしてまた、長年、私たちが一緒に住民自治を貫いてきた、こういうこともつぶされてしまうわけでございます。

この建てかえ問題に対しましては、国会議員では上田耕一郎参議院議員が取り上げましたし、中島武敏衆議院議員もこの問題を国会でも取り上げております。

私どもが手に入れました資料によりましも、多摩平では64年に800戸、66年には残りの1992戸を建てかえる、こういう計画がある、というふうに言われておりました。しかし、その前にも緑町、柳沢、府中や新川や、いろいろありましたけれども、運動が非常に高まりまして、公団のこういうねらい、あるいは、また建設省のねらい、こういうものを住民の中に入れていく中で、反対運動の強い、そして住民がまとまっている、こういう緑町が一番早く62年来るのではないか、と言われておりました緑町を避けて、運動の、割と比較的弱かった柳沢団地、こういうところに今公団の方の指定を受けました。

しかし柳沢団地では、先般も都丸市長が第４期の市長に当選されまして、革新市政はこの住民を守る、という、こういう立場で、今、公団との交渉をやるという立場を貫き、柳沢団地の方たちは大変喜んでいるわけでございます。こういう建て替えによって住民を追い出すような、こういうことのないように私どもは進めていかなければならないと

思います。

多摩平団地の方たちの意見をいろいろお聞きいたしますと、多摩平自治会にも「建て替え対策委員会」が設置されまして、ニュースも独自に、自治会ニュースとは別個に「建て替え対策委員会」のニュースが配られておりますし、また団地の西集会所、東集会所、南集会所、三つの集会所です。この三つの集会所で住民の皆さんに呼びかけまして集会が持たれました。そして、いろいろと意見が出されております。生活権や居住権、生存権を脅かすことはだれにもできないはずである、とか、あるいは、引っ越し費用を出すと言っているけれども、公団はさまざまな口実を持ち出して拒否することもある、というふうに聞いているとか、土地の有効利用などと言っているけれども、日照権、こういうことはどう考えるのか、とか、どうしても建て替えるのならば家賃は最小限におさえてほしい、とか、あるいはまた、市の住宅を建ててほしいとか、高齢者対策としては福祉的な住宅を斡旋してもらいたい、こういう意見や、高家賃の源になっております土地の再評価、今住んでいる土地、もう既に私どもは三十数年住んでおります。高層の4階建ての住宅は、70年という償却期間があるわけですから、まだ半分以上住める状況であるにもかかわらず、高層住宅も建て替えるのが公団住宅のねらいであるわけでございます。

こんな建て替えは許せない、最後まで私どもは、自治会の「建て替え対策委員会」の皆さんと一緒にやっていく、という、こういう声も寄せられております。

私たちは、憲法を市政に生かす日野の革新市政のもとで、ぜひ、土地のこういう今のいろんな要求を公団の方とも話していく必要もありますし、多摩平では400人以上の70歳以上の方がいらっしゃいます。この年金暮らしの方たちが、大変、今つらい思いをして暮らしていらっしゃいます。そして、また若い方たち、300世帯の年収200万以下の方たちもいらっしゃると思いますし、また、この後、5年後、そして10年後、今、家賃を払えても、この10年後、年金暮らしの人たちにとってはどうなるか、という、家賃が大変高くなる。現在から比べますと蓮根団地や、あるいはまた亀有団地、そういう団地の家賃の公団が示したものを見ますと、最終的には、10年後には12万7,000円とか、その住宅の大きさによって変わりますけれども、約13万近いお金が、この後建て替えられますとかかってくるわけでございます。

年金暮らし、政府がなかなか年金に対しての金額を上げていかない。支給金額を上げていかない。そういう中で老後をこの多摩平で安心して暮らしていける、という、そういう思いで長く住み続けていた方たちが、突如として住宅公団、あるいは、また政府の

方針によりまして建て替えが進められる。母子世帯もありますし、障害者も住んでいらっしゃいます。こういう方たちが、どういう思いでこれから老後をこの中で暮らしていけるかという、こういう中で私は、ぜひ、何としても革新市政のもとで市民を守っていただきたい、というふうに思います。

公団住宅は、昨年の10月、家賃の一斉値上げをいたしました。そしてまた、すぐ、ことしの4月から消費税の実施に伴って消費税分3％を上乗せするこの家賃の価格を、一軒一軒の住宅に内容証明書付で送られてきております。消費税のこの上乗せによってまた二重の家賃の値上げというふうになったわけでございます。私どもはこういう公団住宅が、都市整備公団がほかのところでは家賃の上乗せをしない。例えば東京都の公社住宅なども見送りという中で、いち早く公団住宅は、どこも言わないうちから真っ先に名乗りを上げて自民党が進めるこの消費税を押し進めるということは許せない、というふうに思います。私どもは、そういう意味で、ぜひ、反対運動が全国的に起きまして、その中で公団は、建て替えが今とんざする、こういう状況にもなってきております。

そういう中で、建て替え事業推進の新制度、こういうものに住宅公団の方では建て替えが進められなくなった、たくさんあった団地の中で、蓮根団地は764戸のうち219戸が同意しないという、こういう中で、スムースに進むと思われておりました公団住宅の建て替えが、今、何とも、にっちもさっちもいかなくなるという、こういう中で何を出してきたかと言えば、これに同意しない人には優遇措置をやらない、という、こういう格差をつけてきたわけでございます。

そういう中で、多摩平団地の建て替え問題が、今、住民自身の手によってどういう多摩平をつくっていくか、このことが検討されておりますが、住宅公団は、ことしの4月市長選挙の後に話しに来たい、というふうに市の方には言ってきております。このことは、大変大きな意味があります。

多摩平は緑も多く、そして、地域の中で三十数年お友達をつくり、町をつくり、子供たちを育てて、そして、住民運動の発祥の地としていろんな地域の中でかかわりを持って、保育園運動、幼稚園運動、そして公団家賃の値上げ反対運動、さまざまな市民の暮らしを守る、そういう先頭に立ってきた多摩平が、みすみす自民党の手によって破壊されてはならないというふうに思います。

私は、森田喜美男市長がぜひ5期目も再選されまして、団地住民の意向を酌み取っていただきたいと思います。多くの皆さんは森田喜美男市長に大変大きな期待をかけております。緑と清流を取り戻す日野、そして多摩平は、どこの団地に比べましても緑が大

変豊かに実っております。４月になりますと桜の花が満開になり、現在は、多摩平の第一公園の中では桃の花がきれいに咲いている状況です。秋になりますと駅前の道はイチョウの並木道、黄色一色に道路も埋まる、という大変いい、こういう団地の中で、私どもは、暮らしを守るためにも森田喜美男市長にもぜひがんばっていただきたい、というふうに思います。

武蔵野の例を少し述べてまいりたいと思いますが、武蔵野市は第２期の長期計画の中で、64年から69年の長期計画案、第２期の長期計画案の中には、「本市にある住宅都市整備公団住宅は、更新時期を迎えつつある。これがどのように建て替えられるかは影響が大きいので、注意深く対応して市の要求を適宜反映させるようにする」こういうふうに市の要求を適宜反映させるようにする、ということで、住民の意向がどうなのか、ということを私ども疑問に思います。

それに比べまして、日野市の、昨年1988年３月に発行いたしました「日野市の基本計画」これには「都、公社、公団が管理する老朽木造住宅や不良住宅の建て替えを促進し、居住者の意思に基づいて居住水準の向上を図るとともに生活環境施設の改善を図るよう関係機関に要請していきます。」こういうことをおっしゃっておらます。

そして、多摩平の「建て替え対策委員会」の方たちが企画財政部長にもお会いして、市の状況、市民の要求を聞いて公団との話を進めるかどうか、という、こういうことに対しましても、きちっと住民の皆さんと自治会の方たちを窓口にしながら市民の意向を聞き、そして公団と対応する、このようなはっきりとした姿勢が示されたわけでございます。

この中で私は、どうしても森田喜美男市長が――今度の市長選挙が、この多摩平の建て替え問題、あるいはまた暮らしを守る上でも大変重要な時期にある。そういう中ではぜひ森田喜美男市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　経過について、少し御説明を申し上げたいと思います。

過去、他の議員さんから公団の建て替えにつきましては、何回か質問を受けております。今、質問者の中にもるるありましたが、多摩平団地ということを含んででございますが、公団では昭和30年代に、管理する賃貸住宅17万戸について、年１万戸のペースで建て替えをする方針を確立しております。多摩地域におきましては、31年から33年にかけての団地を対象とする、ということでございます。もちろん建て替えの対象１万戸については、平成元年度にも計画をしていく、というような情報はとらえております。

東京支社関係におきましては、3800戸を対象にして今後説明等、あるいは自治体との協議に入りたい、というような意向でございます。既に日野市の「建て替え問題対策委員会」の中でも、当然、現在居住されている皆さんの不安の中から、今後の対応として自主的にアンケート調査等を取りまとめている実態は、私の方も状況として把握をしております。

今後、まだ現状では、公団からは正式に何ら指示は、話はありませんが、当然、今までの議員さんの質問も受けて、公団に対して私の方も申し入れをしております。必ず自治体の方に一番に話がある、というふうに考えておりますし、強く公団にも申し入れている経緯があるわけでございますので、あわせて東京支社に対しては、常に情報を速やかにいただきたい、ということも申し入れております。

今後、住民の意向等を十分聞きながら、また行政の中では庁内の調整会議も進めながら、今後対応していく考えでございます。もちろん、公団からの話があった時点での対応と情報をいただいた中での対応の仕方という考え方で進めている、という状況だけ御報告させていただきます。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の発展過程が、30年代、多摩平団地の造成入居によって市政を敷くほどの段階ができた、そういう意味で多摩平団地の市民が日野市に多数入って来られた、ということは、極めて大きな出来事であったわけであります。

その後、国内の経済成長がまさに人口の都市集中を招き、特に南部の丘陵地が民間造成によって開発をされた、いろいろな経験を経てきておるわけでありまして、まさに40年半ばごろは、市としての指導の権限も不十分で、また意欲の欠ける面があった、と言わざるを得ないんですが、乱開発の状況がかなり進んだ。その後の開発指導要綱等の施策によりまして、一応秩序のある方向を進めてきておるわけであります。

また、自治体が住民生活を守る、住民の権利を守るということは、全く第一段階の義務でありますから、日野市民がいかなる場合でも泣きを見る、というようなことを傍観することはあり得ない、こう申し上げられるわけであります。

多摩平団地の、いわゆる建て替えということは、公式にはまだ聞かないわけでありまして、一般的な情報として、30年代に建てられた建物を17万戸というようなとらえ方で

建て替えを進める、もし、それが計画として具体化するとすれば多摩平団地も、あるいは該当することになるかもしれない、とこれは推測できるわけでありまして、住民の方々が心配をされる、ということもあり得るかと思っております。

しかしながら、我々が都市整備公団とやや具体的に知り得た情報経過としては、豊田駅の駅前に接続しております公団所有地に何か建物を建てて土地の有効利用を図りたい、というふうなことについての協議の申し出はあったわけであります。

結論といたしましては、日野市の描いております、特に豊田南の開発との整合性のことを考えまして、その建物は取りやめていただく。かわって、市が別の場所との市有地交換によって間もなく換地が完了する、こういうことになっております。その際に、つまり駅前の中高層の団地ができた当時の建物が、商業的な意味、あるいは事務所的な意味で建物があるわけでありますが、これらについては地域の振興のために、あるいは公団の、より有効な土地利用のために新しい構想をむしろ積極的に持ってほしい、ということは申し入れてあるわけであります。

それから、別の話でありますが、特に千代田自動車跡、旭が丘工業団地に住宅ができておりますが、これは職住近接ということで地元に活用させてほしい、ということを強く申し入れをいたしました。大体その方向に募集の形が進められておる、ということを承知しております。

多摩平団地のいわゆる建て替えにつきましては、まさにまだ新しい課題と言いましょうか、今まで申し上げましたように現在住まっておられる方に何か心配をかける、というようなことが本来ないはずでありますが、あるとすれば、それらは、十分市民を守るという立場での対応を進めてまいります。これは、行政の当然の務めである、というふうに考えます。

今申し上げられることは、そういうことでありますが、なるべく早く情報を知って、そうして早期に事前の必要な対応は図らなければならないと思いますし、それから住民の方々にも、そう不安を持つ必要はない、というふうにお答えをしたい、と思っております。必ず町の将来に対する秩序のある発展ということと、住民生活を基本的に守る、ということは、これは自治体の当然の務めでございますので、そういう立場は、もちろん貫きたい、このように考えておるわけであります。

時期が来ましたら、これからも積極的に意向を引き出していきたい。また、その際には基本的な、また市の立場も伝えておきたい、こう考えております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

今、市長の発言を聞きまして、どうしてもこれは、第５期も森田喜美男市長でやっていただかなければならない、というふうに思いを強くいたしました。

多摩平をふるさととして呼んでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。この多摩平から出て行った方、こういう方たちが書いた「ふるさと多摩平」という、今、板橋に住んでいらっしゃる久保田智子さん、私、初期のころ自治会の役員を一緒にやってきた方の20年史をちょっと読ませていただきますと、「武蔵野の面影を残す木々に包まれた多摩平、３人の子らが生まれ育った地、私たち家族にとって多摩平は生まれ故郷であり、なつかしい人々が住むふるさとです。自治会の一員として、役員として公団や市に要求して実現した遊び場、図書館、幼稚園、鉄棒や砂場にも思い出がいっぱい。第一次石油ショックのとき、雪の中を自治会灯油の確保にかけずり回ったこと、高原野菜の朝市や団地祭りの夜店、食品添加物の勉強会と生協設立、教育費や家賃問題等々、暮らしにしっかり目を向け安全で健康な生活を自分たちの手でつくり出すこと。自治会の活動に参加して得たものが、とても大きく今も私たちの暮らしの中に生きています。もし、多摩平を仮の住まいと考えて活動に加わらなかったならば決して得られなかった貴重な経験でした。」こういうふうにおっしゃっております。

やはり私たちは、この久保田さんだけではなくて多くの多摩平に住む人々が、こうやって自分たちの町をつくってきたんだ、という思いが強いわけでございます。

そして、こういう中で今お年寄りが70歳以上が400人。ですから60歳以上になりますと、もっと多くなります。そして、まだ若い子育てのお母さんたちもたくさんいらっしゃいますし、非常に低い年収の方が子育てをしながらここで暮らしているわけでございます。

そういう中では、団地に住んでいる人すべての人が、本当にこれからの建て替え問題が今までつくってきたコミュニティをつぶして、そしてよその団地に行ってしまう。そして、それが戻って来られればいいんですけれども、今までのほかの団地を調べますと、半分は戻って来ません。高いから戻れない。そしてまた、今までは子供たちの世話にならない、ということで２人でがんばっている方、１人でがんばっていらっしゃる方も子供たちのところに行く、というこういう状況もあります。

そういう中で、環境が変わりますとお年寄りの皆さんは、ぼけが進む、ということでケースワーカーがおっしゃっている毎日新聞の投稿などもあります。また、子供たちも

いろいろと生活にも影響が与えられる、というこういう状況もあるわけです。

全国の自治協が６項目の要求を出して、住宅公団や建設省の方に出しております。その六つの中で、ぜひ私は、このことを市としてもしっかりと踏まえて、もし公団の方からものが言われるようなことがありましたら、これをぜひ、こういう立場でやっていただきたい、というふうに思います。

１．建て替え事業を新規住宅建設とみなすのではなく、現在の居住者にとって居住性の向上を目指す真の建て替えとなるように位置づけてください。

２．土地の時価評価分を家賃に算入することをやめ、戻り入居家賃を居住者の実態に合ったものにし、希望する人が住みなれたところに全員戻れるようにしてください。

３．建て替え対象に選定した団地の全体を画一的に建て替えるのではなく、実施方法に柔軟性を持たせ居住者に控除と選択の余地を保証してください。

４．建て替えに際しては基本的に賃貸住宅を中心に建設してください。

５．建て替えに対する補助金等の特別措置を実現してください。都や市等の自治体に必要な働きかけを強化し、老人世帯などに対する配慮を大幅に充実してください。

６．建て替えは、計画団体から自治体、自治協と十分話し合ってください、という、こういう６項目の要求が、それぞれのところで、これをもとにして地域で住宅公団と建設省と進められております。

日野の中でも、こういう６項目を守って、そして私たち市民の手で、どういう住みやすい多摩平をつくっていくのか、こういうことを私たちは、やっていかなければならないと思います。今の時価評価の家賃、こういうことになりますと大変高くなるわけですから、こういうことでない、この自治協の６項目をぜひ掲げて市の方としても対応をしていただきたいというふうに思います。

第５期目の革新市政の継続発展を切に願いまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって１の１、多摩平団地の建て替えに関して市長の見解を問う――ひとりも泣く人を出さないために――の質問を終わります。

一般質問２の１、高速道路騒音問題に対するその後の対応についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　高速道路騒音問題に対するその後の対応につきまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

昭和42年12月15日竣工で開通いたしました中央高速道路、日本の産業の一つの動脈としての利用が年々高まってまいってきているわけでありますが、最近の交通量は、上り線で２万8000台、これは一日であります。下りは２万4000台で、一日平均５万2000台の自動車が通過している、と調査されております。

御承知のように中央高速は、定期便の往復、あるいは乗用車、バイク等も含めての利用ではありますが、特に中央高速の利用によります産業の発展に伴って、定期トラック便の交通量がふえてまいってきているわけでございます。これは、種別の調査交通量がございませんので、詳しく種別台数を御報告申し上げるわけにまいらないのでありますけれども、これは、中央高速を毎日のように使っての産業の維持、発展を図ろうとする産業分野の拡大が広がってまいってきているわけでありますから、大型トラック便の交通量の増大というのは容易に想像もできるわけでありますし、また、現実、付近住民の皆さん方の生活実感からも、そのことが伺えるわけであります。

こういたしまして、中央高速道路の自動車による騒音問題というのは、当初、予測したかしなかったかは明らかではありませんけれど、少なくとも住民の皆さんには予測できなかったような、今日、騒音を中心とするさまざまな公害問題を生じさせているわけであります。

私も、中央高速の比較的近いところに住んでいる住民の１人といたしまして、毎日のようにこの騒音問題を身近に感じて生活をしているわけであります。10年余になりますけれども、住んだ当初の交通量、交通騒音と比較いたしましても、今日の方がはるかに騒音の増大を感じる毎日であります。

そこで、私も住民の皆さんのこうした要望などをとらえまして、防音壁の設置を要望した経過がございます。もう10年以上も前の話でありますけれども、旧庁舎にいるころでありました。当時、高速道路の八王子支局長が、わざわざ庁舎に見えまして私と面会して、中央高速道路の騒音問題についての道路公団側の考えを説明されたことがあったわけであります。

そうした経過なども踏まえて、姥久保高架部分の南側に防音壁が設置されました。それ以外、日野市域外でも次々と防音壁が設置されたことは、一度ならず通過された方々は、よくおわかりになれるはずであります。こうして南側に防音壁を設置する場合は、日照問題を余り気にすることはないわけでありますけれども、北側に防音壁を設置するということになりますと日照問題が生じてまいります。そのために防音壁が思うように設置されない、という箇所も出てくるわけであります。日照問題の解決を経て部分的な

防音壁の設置が行われた、という箇所もございますし、恐らく中央高速道路の建設計画が進められた当初、こうした防音問題のことも含めて検討されているならば、今日自動車騒音問題というのは、もっともっと軽減されているはずであります。

こういう経過をたどってまいりました騒音の問題も、先ほど申し上げましたように大型トラックの交通量の増大に伴いまして、新たな騒音の問題を発生してまいってきているわけであります。いわゆる高架部分のジョイントのところから発生する騒音であります。この騒音は、もちろん当初からありましたけれど、大型トラックの通行量が比較的少なかった時点では、そう大きな公害としてのとらえ方はなかったわけでありますけれど、しかし、大型トラックの交通量の増大に伴いまして、ジョイント部分から発生する騒音というのが相当のものになってきている、ということであります。

例えば、高速道路直下の住宅などには、このジョイントから発生する騒音が一つの振動となって家屋内の人間の身体にも響く、こういうものでございます。特に最もひどいのは、夏の期間、比較的窓を開ける期間が多いわけでありますけれども、こういうときに、このジョイントから発生する騒音が屋内にももろに影響する、ということでございます。

夜間の振動に至っては深刻であります。詳しく申し上げるまでもなく、それは想像できるわけでありますが、こうした新しく発生してくる騒音の問題に、それなりにやはり対応しなければならない、ということになってくるわけでありますから、従来の騒音対策だけでは、当然間に合わなくなってくるわけであります。

道路公団もこれらの苦情を受けまして、調査、研究なども独自に行っているようでありますし、建設省の調査、研究などの協力も得まして対応を考えてまいっている、という御説明も行われてまいりました。しかし、抜本的な対応と解決策が、今日まで見出し得ないままに至っているわけでございます。

3年前になりますけれど、10月の25日でございました。日野市役所1階の101会議室をお借りいたしまして、道路公団のこの騒音問題についての説明会がございました。住民の方や市の公害防災課なども御出席されたわけでありますけれど、道路公団の現在まで取り得る対策として幾つか対応案が示されたわけでございます。

このことをきっかけといたしまして、住民の皆さん方も署名運動を展開して、市を通じて道路公団に騒音解決の対応策早期実現を要望したわけでございます。

その後、私は、これは一昨年でありますが、1987年の6月議会に一般質問で、この問題を取り上げました。市を通じての要望を行ったわけでありますけれども、その結果、

高架部分下に取りつけられてあります検査路のボルト締めが行われました。また、といの清掃なども行われまして、降雨の際、高速道路から水があふれる、ということがなくなってきたわけでございます。検査路のボルト締めは、特殊のボルトを使いまして、二次騒音の発生しないようになってまいったことは事実であります。

しかし、ジョイント部分の騒音そのものがないわけでありますから、依然として、この問題は未解決のままということになっている、と思うわけであります。

こうして住民の方々も、さまざまな方法を通じまして要望を繰り広げてまいったわけであります。最初に申し上げましたように、道路公団の説明会の際、署名の提出、要請書、あるいは国会議員、特に岩佐恵美衆議院議員を通じての要望なども行ってまいりましたし、市長、あるいは市側の公害課を窓口としての要望も行ってまいりました。これは、私が住んでいる身近なところだけではなくて、沿線すべてに通用する対応でもあるわけでありますが、特に日野市内の4.3キロにわたります高速道路の、この範囲内で高架部分の場所というのは、すべて共通するこの問題を抱えているわけであります。

私たちも、いろんな角度から対応が行われなければならない、ということで、最近できました橋などの調査、外国の例等の調査も行うよう要望してまいってきたところでございます。

そして、市が発表いたしました基本計画の中で「公害のない健康な町」という説では、どういうふうに公害問題というのをとらえ今後の施策の発展方向を示しているのか、ということもまた大切なことである、と思うわけであります。ですから、私も若干この問題を御紹介した後、質問を行っていきたいわけでありますが、公害のない健康な町ということで「現状の課題」の中では、「生活環境に対する市民の要望は、ますます高度化してきています。したがって、公害防止や自然保護等のこれまでの施策をさらに充実していくとともに、今後環境行政をより快適な生活環境を積極的に創造する方向に向かわなければならない」こういうふうに述べているわけであります。

具体的な施策の方向といたしましては、交通公害対策というのがございまして、その中に「騒音、振動、排気ガスなどの自動車公害に対する調査、測定の充実を図るとともに、交通事情の改善と被害軽減の推進を関係機関に要請していきます」こういうふうになっているんですね。これは、従来も行ってきたことでもありますから、従来を繰り返していくことではなくて施策の方向が示しているように、より積極的な対応を示す、ということになっていかなければならない、と思うわけでございます。

こうしたことなどによりまして、市側の対応を期待するわけでありますが、ここで私

が質問に取り上げましたことは、1986年10月の公団の説明、一昨年の６月議会で取り上げました私の一般質問の経過などを踏まえて、これまでの道路公団側との折衝等、今後どういう積極的な対応を行おうとしているのか、について質問を行ってまいりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、高速道路の高架部分のいわゆる騒音についての御質問でございます。お答えをいたしたいと存じます。

板垣議員さんから前回質問がありまして、その後の対応でございますけれども、道路公団が数回にわたりまして話し合いを持っております。そうして、その中で、いわゆる橋梁部分にあります検査路の振動が強震をしている、それの対応をボルト締めでしっかりしたものにつけて、一応二次公害の対策はできておるわけでございますけれども、いわゆるジョイント部分の振動については、騒音についてはそのままに残っているわけでございます。

検査通路のいわゆるボルト締めによりまして、その後の騒音測定をしたわけでございますけれども、これは、２カ所にわたりまして騒音を測定を行いました。１カ所は、高速道路の真下にあります建設省総武国道事務所の隣、それから、もう１カ所は東京都の住宅供給公社の新坂下住宅南側でございます。63年の４月に行ったわけでございますけれども、その騒音結果によりますと、各地点での測定の値は、いわゆる要請限度内でございました。限度を超えれば公安委員会に要請をするわけでございますけれども、限度内でございますけれども、こういった市民の要望もございますので、その騒音の結果を公団に示しまして、いわゆる高架橋の道路のつなぎ目にある部分における防音、防振対策について、今後引き続いて改良工事を検討するように再度お願いをしていくところでございます。

積極的にというお話でございますけれども、現状では、強く要望するというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　騒音の調査を行った、と説明がございました。確かに市も調査を行ったわけでありますが、これは昨年の４月だったと思います。昨年の４月、調査を２カ所にわたって行いました。要請基準内の範囲だ、というお話でありますけれども、

要請基準内であれば問題はない、ということではもちろんないわけでありまして、ここが大きな、やはり住民の要望にこたえるかどうか、ということの一つの分かれ目になるかと思うんです。

というのは、この調査表にも、私もいただきまして見させていただいているわけでありますが、いわゆる早朝、昼間、夕刻、夜間、この四つに分かれております。早朝は、70ホーンが要請基準であります。昼間は75ホーン、夕刻が70ホーン、夜間は60ホーン、とこういうふうに基準値が定められております。

それで、この測定値をいろいろ検討してみますと、平均値で見てまいりますと、いずれも基準値内におさまっている、ということになっているわけであります。しかし、上限値、下限値という測定データーを見てまいりますと、一番問題なのは、やっぱり夜間の騒音がどうなっているのか、というのが当面大きな課題だと思うわけであります。

それで、このデーターによりますと、60ホーンを超えている上限値というのは、これは相当あるわけですね。夜間の23時から翌朝の５時までで、上限値というのは全部60ホーンを超えているわけですよ。これは、平均で人は聞いているわけじゃないわけですから、公害というのは平均で公害を発生させているということではなくて、強い音を四、　六時中発生をさせる、あるいは弱い振動音もある、ということじゃないかと思うんです。そういう実態から見るならば、60ホーンを超える上限値がやはりある、というのは、私は、これは大きな騒音を発生している、ということにとらえるべきだと思うんです。

そこで、こうした測定データーに基づいて道路公団に、どんな対応を要請しているのか、ということも問題になると思うんです。道路構造の今日の技術開発でジョイントの部分の改善や、あるいはジョイントにない道路構造に改める、ということなどが、どの程度まで可能なのかわかりませんけれども、要請内容が、一般的な騒音を解消してほしい、という程度のものであれば、私は、道路公団の対応というのも余り具体的にならないんではないか、こう判断するわけであります。どんな内容で公団に対応を要請しておられるのか、内容をひとつ御紹介していただきたいと思うんです。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　ただいまの要請基準でございますけれども、もちろん下回っているからといいまして、それでいいというわけではございません。確かにおっしゃるとおり上限、下限値があるわけでございます。したがって、この結果ですべて解決というわけではございません。この結果を踏まえて、いわゆる上限、下限を踏まえて公団に申し入れを行ったところでございます。

その内容でございますけれども、いわゆる騒音が出ないように抜本的な対策をお願いしたい、ということでございます。公団でも最新の技術を投入いたしまして、鋭意検討している、ということでございます。公団でも、十分、住民の皆さんの状況はよくわかる、ということのお話でございます。

とりあえずジョイント部分のつなぎ目、いわゆる鋼鉄製でできております。それと、いわゆるアスファルトのコンクリートの道路部分、これの音がします部分に、音がしないような対応、そういったものをしているわけでございます。

しかし、それが抜本的に解消に現在つながっていない、ということでございますけれども、公団といたしましても十分――先ほど言いましたけれども、最新の技術を駆使して、試行錯誤になるかもわかりませんけれども、そういう対応はしておるところでございます。

したがいまして、抜本的な対応は当面できないかもわかりませんけれども、公団としても一応の努力はしている、このようには、一応考えているところでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　公団の対応もいろいろ考えている、ということでございますが、公団の代弁をするわけでは当然ないわけでありますから、市民の生活の実態、そして、騒音の被害の実態をもとに公団に対応していただく、ということが重要だと思うわけでございます。

いろいろ住民の方々にお話を伺ったりしておる中で、さまざまな意見が出てくるわけであります。その意見すべてが、今、即実現するということでは、もちろんないわけでありましょうが、しかし、専門家の専門的な検討が行われる、ということとあわせまして、素人と申しますか、住民の率直な生の声に基づくことを一つのヒントとして、さまざまな改善が行われる、というような例は、幾らでもこれはあるわけでありますが、例えば482メーターの姥久保高架部分というのは、距離にして長いようでも、しかし、余り長くはない、という見方もできると思うんです。ここにジョイントの部分が6カ所ぐらいあるわけでありますけれど、この鋼橋鈑桁という構造の鋼橋の長さをもっと長くしまして、私は、500メーターぐらいの長さにしてつなぎ目のないものにすれば大変いいんじゃないか、というふうな気もするんですけれど、しかし、それができないということであれば、できるだけ少なくする、鋼橋部分を長くする。1カ所か2カ所のつなぎ目にする、ということであれば騒音の部分の発生は、極端に言うと半分、あるいは3分の1に減る、ということにもなるわけであります。

さらに、今日の本州、四国架橋の架橋技術などにも見られますように、相当長い距離のジョイントのない橋げたというのがつくられてまいってきているわけであります。20年以上の経過を要しております当時の技術であったわけでありますから、今日の距離といいますか、橋げたの距離ということになってまいってきているのでありましょうけれど、やはり、新しい技術を駆使して公害のない高速道路に改善していく、ということが重要だと思うわけであります。

最近つくられました、例えば都道などの橋の部分に加わるジョイント部分、これは上からのものでありますけれど、車で通ったときの振動音が非常に少なくなってきているという部分もあるわけであります。技術の改善、改良などが積み重なってまいってきているわけでありますし、高架の橋の建設には、必ずこのジョイントの部分というのは細心の注意を払って建設されてきている、というふうにも伺っているわけであります。

20年前の技術を依然維持する、ということだけではなくして、今日の進んだ技術を取り入れて改善を行っているということなども、公団側にも一つの住民の意見として、私は積極的な提言として行っていくことが必要ではないか、と思うわけであります。このことが、基本計画の具体的な施策の方向に示している一つの公害処理問題に対する市の対応姿勢ということになっていくんではないか、と思うわけであります。

従来の要望ということだけにとらわれないで、さらに市政全体が住民の福祉、生活環境、暮らしを守る、こういう立場での、より積極的な対応が望まれるんではないか、と思うわけであります。

こうしたことを踏まえまして市長の考えを伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほどの質問にもお答えをいたしましたわけですが、自治体行政は、特に市民生活に直結をする安全や秩序を守る、ということが大きな務めでありますので、市内の地域公害、これらに対しましても、その基本姿勢に立って解決をしていくべき課題であるわけであります。

そこで、この新坂下のいわゆる高速道路の騒音のことは、取り組んで長いわけでありますが、ある部分は、解決を多少できた、路面の水のことでありますとか、それから、ある程度の騒音の対策はできた、というふうには承知しておりますけれども、まだ抜本的な状況が改善されてない。技術のこともありましょうが、道路公団にも、十分住民の立場になりかわって私どもも整った主張をし、解決を求めていく、このようにこれからも積極的に努めてまいりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　市長の、住民の立場に立っての対応を行ってまいりたい、ということでございます。私は、その点が非常に大切なことではないか、と今答弁を聞いて受けとめたわけでございます。ぜひ、そうした姿勢を貫いて公害問題に対する積極的な対応を行っていっていただきたいと思います。

４月から消費税の３％課税が行われるわけでありますが、中央高速道を初めとする高速道路に対する使用料金の課税も行われると思われます。こうして、自動車利用に対する課税もさらに強化されるわけでありますが、一方、騒音公害に対する対応が、例えば期限を区切って、この何年度までには必ずこの対応を実施する、あるいは解消する、こういうことは１回も明らかにされたことはないわけであります。住民や、あるいは自動車を運転し高速道路を利用する国民に対しての課税は強化されても、こうして公害問題の解消への取り組みは、やはり地元の自治体、あるいは住民等からの強い要望によって初めて解決への道が開かれるのではないかと思います。

そういうことなど、今後担当部局におきましても鋭意論議を重ね、具体的な、積極的な騒音解消のための対応を行っていただきたいことを最後に強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって２の１、高速道路騒音問題に対するその後の対応についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時28分　休憩

午後１時４分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、南平地域のまちづくりについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　　南平地域のまちづくりについて質問をいたします。

南平地域のまちづくりの問題については、ダイクマ南平店の出店問題や南平の都立高校の誘致、そして用地の取得、南部地域への総合病院の誘致運動、南平の丘陵公園の造

成と多摩動物公園の南平口の開設、さらに浅川の親水公園計画など、そのときどきの市民要求との関連で一般質問や予算委員会、決算委員会を通じての審議、請願審査等を通じて、市民生活優先の立場からまちづくりについて、さまざまな論議が繰り返されてまいりました。

遠くさかのぼりますが、16年前、森田市長が市政を担当するようになった際、設置されていたあの地域の公共施設は、七生中学校と木造平屋の市営住宅だけではなかったかと記憶をいたしております。当時、潤徳小学校の校庭にはプレハブ教室が立ち並ぶすし詰めの超マンモス校としてその解決が迫られていました。南平への新設校の用地確保がまさに緊急の課題でありました。

ところが、４月の市長選挙を前にして仮契約までこぎつけていた用地買収交渉が暗礁に乗り上げ、仮契約破棄、交渉は振り出しに戻ささざるを得なかった、そういう最悪の事態で森田新市長に引き継がれてきたわけであります。

南平小学校の買収予定地の関係地主さんは、その多くは土地の交換、代替地を要求しておりました。買収交渉がなかなか進展しない状況が続く中で、当時自民党の議員は、革新市長に協力をする地主は１人もいない、革新市政じゃ学校は建たない、と盛んに攻撃を繰り返し、議会では、時価相場20万円だったら倍の40万円出したらどうだ、そうでなければ土地は１坪も買えないぞ、とこう無理難題を押しつける、といった、いやがらせ質問まで行われていたわけであります。

潤徳小学校の超過密状態を一日も早く解消するために、南平小学校の早期実現を求める全市的な署名運動が、民主教育を進める父母、教師を中心に取り組まれ、１万6000有余の署名が集約される大きな運動として発展してまいりました。こうした広範な市民の運動を背景に森田市長は、南平小学校用地取得問題を一挙に解決するために、京王線南平駅東側の約3000坪に及ぶ都有地を代替地として払い下げるよう東京都と直接交渉し、用地問題の早期解決に成功したわけであります。

都営住宅用地を新設校予定地の代替地として払い下げを受けることに成功した森田新市長の政治的手腕が高く評価されたことは、申し上げるまでもありません。革新日野市政における南平地域のまちづくりは、南平小学校の用地取得からスタートした、と言っても決して言い過ぎではないだろうと考えております。

その後、自民党政府による高度経済成長政策の破綻によって深刻な地方財政危機がもたらされましたけれども、大企業の法人市民税の適正課税による新財源の確保など積極的な財政対策が講じられ、財政難を克服する努力が払われてまいりました。

南平小学校の用地取得に伴って、南平の市民体育館、たんぽぽ学童クラブ、南平西部地区センター、そして、老人農園などが次々設置をされてまいりました。さらに、南平五丁目地域への排水管の埋設工事、七生中学校への夜間照明施設の設置、ゲートボール場の開設、さらには南平駅周辺への自転車置き場の配置、公園やちびっこ広場、地区広場等の適正配置、南平都立高校の誘致など数多くの公共施設が設置をされてまいりました。現在、南平丘陵公園の造成工事が進められ、向川原市営住宅では建て替え工事、第３期の工事が進められつつあります。

南平地域のまちづくりについて、主としてこれまでの公共施設の設置を中心に、簡単に経過と現状について指摘をしてまいりましたけれども、以下、当面する課題について４点にしぼって質問をいたします。

第１は、南平整備計画策定調査が63年度予算、550万円が計上されてまいりました。その結果がどうであったのか、その成果をまず１点伺いたいと思います。

２点目は、多摩動物公園の南平口の開設についてでありますけれども、その後、具体的にはどのような取り組みがなされているのか、伺いたいと思います。

それから３点目は、これも何回か、これまで質問してまいりましたけれども、南平の霞堤への架橋計画がその後どうなっているのか、伺いたいと思います。

それから４点目ですが、テレビの共聴アンテナの設置の問題でありますけれども、この問題は、十数年前から市民とのかかわりで問題になってきた経過があります。ごく最近、１月の16日に南平の六丁目で東京電力による説明会が開かれました。そこでは、このテレビの共聴アンテナ、つまり東京電力の原因によるテレビの電波障害の対策として共聴アンテナが設置をされてきた経過があるわけですけれども、その共聴アンテナを利用するのに加入の手続き、加入工事費として３万9,100円の負担が強いられる、こういうことであります。

これは、これまでの歴史的な経過からいって、ちょっと東電側のやり過ぎではないか、もともと東京電力の鉄塔の倒壊、そして電圧のアップということで電線の張りかえ工事が行われました。それに伴う電波障害が問題になってきた、そういう経過があるわけです。そういう経過を踏まえてみますと、一方的に東電側が金を取って共聴アンテナの組合といいますか、組織に加入させる、こういうやり方は、私は納得できません。これに対しての市側の見解を伺いたいと思います。

以上、まず４点についてお伺いをいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部

長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、第１点目の南平整備計画の策定調査につきましてお答えをいたします。

本件につきましては、当初予算で予算計上いたしまして、昨年の12月に株式会社バル街づくり研究所に調査委託をいたしました。委託の期間は４カ月で、３月に――今月でございますけれども、完成ということで作業が進んでおります。現在のところ、まだ完成しているわけではございませんけれども、調査報告の内容といたしましては、柱だけ申し上げますと、調査の背景とねらい、地区の現況と課題、地区の目標、市街地整備の基本方針、実現方策、今後の課題、このような形でまとめてもらう予定でございます。

いずれ、報告書ができた段階で関係者には配付をしたい、というふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点目の多摩動物公園の南平口の開設について具体的な取り組み、という御質問でございます。

この件に関しましては、過去、市長並びに関係部長が、所管である東京都建設局長と東京都立多摩動物公園の園長に、開園の当時に実施されていた裏門についての開設のお願いを行っております。また、その中でも多摩動物公園の園長に昭和61年の１月の時点で文書によって、また開設のお願いもしてあります。

この件の回答でございますけれども、動物園側の方では、市の道路の方の整備ができれば開設も可能である、というふうな回答もいただいております。

そこで、南平口の開設に当たりまして、そこに通じる市道七曲がり１号線がございます。その整備を先駆けて、昭和61年の１月から昭和63年の１月までにかけて公共用地の境界確定の作業を進めてきました。七曲がり１号線のこの中で、休閑部分が公図と現況の位置が著しく違っている、ということがございまして、この関係の権利者の承諾が得られないで不調に終わっている、ということでございます。

なお、引き続きこの不調になっている権利者と折衝を重ねて実現に努力していきたいと思います。

それから３点目、３点目の霞堤の架橋工事についての計画はどうなっているか、という御質問でございます。

これにつきましては、昭和61年度の第１回定例市議会においても建設部長の答弁がございました。その方向で建設省と協議をいたしました。建設省の方の考え方は、簡易な

木の橋では認めない、というふうな回答を得ております。そこで建設省の中の承認の中では、公共下水道の雨水排水の枝管の設置が前提である、というふうなことも出ております。

こんなふうなことによりまして、一応計画をしておりましたけれども、やむを得なく中止をした、という次第でございます。

なお、この場所につきましては交通対策の要望もありますもので、それにあわせて今後対応策を検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　4点目の、南平地域の電波障害の問題でございます。

通告をいただいた後、庁内の中での今の実情、現状、問題の把握等、いろいろ関係部と調整したわけでございますが、実情、今御質問の中にあった問題について把握できない。そういう中で、私の方も直に東京電力を呼びまして、その状況を聞いたわけでございます。

今、質問者の中にもありましたとおり、この高圧線下の問題につきましては、平山の東京西線の建設工事に関連しての問題で、ちょうど50年の時期でございます。議会においても東京電力に対する送電線建設工事の安全性確保、その他に関する決議等が議会の中で出されております。市議会としても東京電力に対する要望、あるいは、それにつけ加えまして市長名を持ちまして、50年6月2日、東京電力の社長あてと二通りの、もう一つは、通産省の広域事業局長あての文書を送っているところでございます。

こういう経過を踏まえまして、この時点で、この地域に対する住民の対策としてテレビアンテナ、テレビの共同アンテナというような設置の問題がクローズアップした経過があるわけでございます。このときには、50年の6月でございますが、高圧線の東京西線の建設に関連して、共同受信施設の設置等をつくるために一定の地域をつくりまして、その中で組合運営がされた経緯がございます。

その地域の中には、今、具体的な御指摘の部分については南平の北側の松風自治会の地域だ、というふうに私どもも理解しておりますが、この自治会が、この地域に含まれていない、というような現状があるわけです。よって、ここで送電線の取りかえによっての障害でございますので、松風地域の住民からは、やはりこれに対する、東京電力に対して対応を、ということで1月の16日ですか、地域に対して東京電力は説明会をやりました。今、質問の中にもありましたとおり、その負担金としては3万9,100円というようなことを提示して、その個々の負担を求めたことを確認しております。

しかし、その前の経緯といたしましては、既に組合でやっていた地域の中にも、後から新しく建築された方々の一部負担をしている部分もあるわけでございます。

こういった問題を考えながら、前段の議会の議決、あるいは市長の要請等を踏まえながら私の方も今後の問題として、この負担金について今までの関係との整合性を持たせながら、もう少し詳しく調査をし、そういう調査を積み重ねた中で検討し対応していきたい、というふうに考えております。

この具体的な南平地域の場所で入ってないのが、今、松風自治会である、というふうに私どもも確認しております。この問題が、具体的な問題としてここにクローズアップしていることを確認をいたしましたので、今後、なお一層検討しながら努力したい、というふうに思っております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

1点目の南平の整備計画策定調査でありますけれども、現在その調査委託した作業が進行中で、今月中にそのまとめがされる、とこういうことであります。そのまとめを待ちたいと思いますけれども、今後の取り組みですけれども、もちろん、この計画策定調査に基づいて今後の取り組みが具体的化されるかと思いますけれども、要は行政側の取り組みと、それから関係住民の意向をどう整合性を持たせていくのか、これは、単にこの種の計画の策定だけでなくて道路の建設や区画整理事業、その他さまざまな公共施設の設置等々、周辺住民とのかかわりが当然出てくるわけですけれども、その際に、必ず住民側の要望や意向が、最終的には行政側の構想や計画とすり合わせといいますか、整合性を持たせなければならないことは、言うまでもないわけですけれども、その辺の手続きといいますか、民主的なまちづくりに向けて計画の段階から、どう地域住民の意向を反映させていくのか、これは、いつもあれこれの計画には、ついて回る問題でありますけれども、今度の南平のまちづくりに向けての取り組みでも、その点が非常に重要なかぎではないかと思います。

その点についての行政側のお考えを伺っておきたいと思います。

それから、2点目の多摩動物公園の南平口の開設でありますけれども、境界確定の作業の中で現況と公図面が、かなり大きな隔たりがある、ということ、そして、権利者との話し合いも必ずしもスムースに行ってない状況が、今答弁されました。権利者との話

し合い、合意が前提になるだけに、その困難性は十分理解できるわけでありますけれども、当初、この多摩動物公園の裏口といいますか、南平口の開設の問題がこの場でも議論されて、相当年月が経過をいたしております。もう少し早いテンポで取り組めないだろうか、とこう思っております。

今後の取り組みについての姿勢といいますか、構えを改めて伺っておきたいと思います。

それから3点目ですが、南平の霞堤への架橋工事でありますけれども、今の答弁でもちょっと紹介がありました。61年の3月に、当時の伊藤部長がこういう答弁をいたしております。

霞堤につきましては、たしか市内に数カ所、霞堤があるわけでございますけれども、南平の霞堤につきましては、61年度、本年度事業で調査設計をしまして、面的に架橋の整備を図っていきたい、こういう答弁をしております。しかし、建設省から諮問の枝管の設置が条件になる、ということから計画を中断した、とこういう説明がありました。

しかし、私は今現地へ行って、だれが見てもあのままでいい、というふうには考えられない。ヘアピンといいますか、交通事情、特に最近ダイクマの出店に伴って、あの堤防道の車の交通も多くなってきております。そこへもってきてヘアピンの状況がそのまま放置されている、という現況からいって相当、この霞堤に橋をかける問題も長い間の課題であります。建設省から言われて、そのまま計画を中断しています、とこういうことでは、いつまでたっても霞堤に伴う交通難といいますか、その問題が解決できないだろうと思います。

建設省に、過去に私も京浜事務所へ直接行っていますけれども、60年の、たしか5月だったと思いますけれども、行って、この霞堤の問題も直接、当時の副所長に建設省側の考えを聞いた経過があります。建設省側では、堤防の保全ということを前提にしながら、市の方の計画が出ればそれは積極的に前向きで検討する、という話も伺った経過があります。

もう少し積極的な、つまり問題の解決という立場から具体化が図れないだろうか、交通対策として今後の課題という言い方をしていましたけれども、計画を思いとどまるといいますか、中断したまま何らの手も打たずに経過している、というのは、ちょっと私は――常に部課長が入れかわるなんていうことも、そういう事情もあるんでしょうけれども、もう少し一貫した取り組みが必要ではないか、とこう思います。

もう少し突っ込んだ見通しといいますか、やる気といいますか、その点を示していただきたい、こう思います。

それから、4点目ですが、今のテレビの共聴アンテナ問題、電波障害の問題については、過去の経過について部長からもちょっと触れられました。私も簡単に触れておきたいと思いますが、49年の4月12日に1回目の議会の決議がされております。「送電線建設工事の安全性確保、その他に関する決議」これは、この勘どころは「テレビ電波障害に対しては、関係住民の要求に誠意を持ってこたえること」というところであります。

2度目の市議会の決議は、50年の9月30日「東京電力の鉄塔、送電線工事によるテレビ電波障害除去に関する決議」ここでは、「東京電力が関係住民に対して一切の負担をしわ寄せすることなく、原因者負担の原則に立ち返ってこの問題を解決するよう強く要望し、右決意します」ということで、もともと原因が東京電力にあるわけですから、住民の負担で解決を図るというのは筋違いではないか、というのが、一致した市議会の意思であったわけであります。

こういうことからいって、4万円近くも負担をしなければテレビが見られない、というような状況を放置しておくことは、絶対私は許せないと思います。平山公社住宅、南平都営住宅、平山都営住宅の3自治会は、東京電力と直接交渉をやりまして、いまもって、すべての負担を東京電力の責任によって行え、一銭も住民負担はかけておりません。これは、当然であります。

したがって、これまで市議会の二度の決議、それから市長の、先ほど紹介がありましたけれども、東京電力に二度、要望書を提出をし、通産省の広域事業局長に対しても49年の5月7日にしかるべき適切な行政指導を行うよう要望書を提出してきた、こういう経過があります。近く関係住民と東京電力との話し合いを行う予定にしておりますけれども、市当局も、ひとつこうした歴史的な経過、そして事の成り行きといいますか、原因を改めて見極めて、ひとつ、きちっとした市民の暮らしを守る立場からの対応を強く求めておきたいと思います。

この点についても、ひとつ今後の取り組みに対しての決意を伺っておきたいと思います。

以上4点、再質問をいたします。

○**副議長（一ノ瀬　隆君）**　再質問への答弁を求めます。都市整備部長。

○**都市整備部長（前田雅夫君）**　第1点目の今後の取り組み方でございますけれども、現在調査しております区域が、約30ヘクタールでございます。この地域の東西を概観いたしますと、まず西の方から申し上げますと、2・2・6号線からの東でございますけれど

も、これは組合施行によりまして約13ヘクタールでございますけれども、区画整理事業が終わっております。いわゆる基盤整備が完了している、ということでございます。その東には、平山及び南平都営住宅がございまして、ある程度の、何ていいますか、将来的には大きな市街地整備としての手をつける必要はない区域になっている。

今回調査いたしますのは、その東側から都市計画道路2・2・5号線までございます。この2・2・5号線の東側につきましては、現在南平の組合施行で区画整理が準備されている約４ヘクタールでございます。

この地域のさらに東側につきましては、市立の体育館でありますとか、あるいは南平小学校、それからシェルの職員研修所ということで、大体北野街道から北側、それから京王線の南の地域については、そういう状況に今現在なっている。そういう中での南平駅、ということになるわけでございます。その30ヘクタールの中の課題でございますけれども、いわゆる公共施設の整備、これはハードな面の道路、公園、その他排水施設等の整備も必要でございますし、あるいは文化的な施設の整備も今後考慮しなきゃいけない、という問題もあるわけでございます。

それから、駅周辺につきましては、商業業務を中心にいたしまして、将来どう発展させるか、ということもございますし、また、北野街道の沿道につきましては、道路の整備とあわせて今後の整備計画、それとあわせて、この道路から入りましたところの住宅地をどう保全するか、とそういう課題があるわけでございます。

そういうものをこれから実現するということになりますと、ただいま質問の中にもございましたように、地域の権利者と密接なコンタクトをとりまして実施の計画を立てなければいけない、というふうに考えております。この調査報告ができ上がった段階でさらに庁内で検討するとともに、地元の商店でありますとか、あるいは、お住まいの方等、関係する代表の方とひざをあわせまして、意見調整をしながら今後の方策を詰めていきたい、そのように考えている次第でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　２点目の今後の姿勢ということでございますけれども、これについては、積極的に不調の権利者に当たりまして解決できるように努力いたしたいと思います。

それから、３点目の件でございますけれども、御指摘のとおりでございまして、今までの考え方は、あくまでも浅川利用計画の中でサイクリング道路というような位置づけもございますもんで、そういう中で一つの橋をつくる、というふうな考え方を持っておりましたけれども、先ほど御答弁したような枝管の問題、そういう問題も出てきておりますもんで、これを待つということになりますと長い時間もかかる、というようなこともあると思うんで、先ほど、１点目で都市整備部長がお答えしましたように、この南平周辺の地区整備計画の策定の調査の中で、この問題も取り上げていただいて、今後こういう問題の解決ができるように庁内の中でも協議をしていきたい、ということでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　４点目の再質問でございます。

共同受信施設の組合運営当時の経過もあるわけでございますが、今、決議、要望、要請等を踏まえて、やはり今の問題点を速やかに解決するために、再度住民の立場に立った申し入れを具体的に東京電力にしていきたい、というふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　１点から４点までの再質問に対する答弁をいただきました。あれこれ挙げると不十分な答弁、という気がいたします。今のやりとりを聞いて、市長から、それぞれ感じたままの答弁をちょっといただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今の質問課題は、南部地域の大体南平を中心とする範囲で質問が出され、また、それにお答えをした、ということであります。日野町、七生村、１町１村の合併を行って、その後に東京都の指導によりまして、多摩の地域の道路を主にする、そういう都市計画が組まれた経過があります。三十六、七年から40年にわたった間だったと思っております。

それで、日野市の要請地区域、つまり南部の旧、元七生の地域、これには、川崎街道と言われております都道について拡幅の都市計画があるわけでありますが、その他につきましては、特別の指標になる都市計画が存在しないわけでありまして、日野町の方には区画整理事業が30年代後半から行われたことによって、いわゆる日野市都市計画が基準となり指標となって市街地整備が行われてきた、とこういうことでありますが、残念ながらその点で、南部地域には人口が急増はしたわけでありますが、いわゆる民間開発が大部分でありまして、それに対する基本的な指導の行える根拠を持ち得なかった、こういう残念な事情があったわけでありまして、特に南平の地域は、一番橋とのへその緒という関係が、豊田と南平の関係にあるわけでありまして、今そこを基点にしてといいましょうか、中心にして大きな変化を、都市整備上の変化が進みつつある。つまり2・2・

5を、これは市道でありますが、長い懸案でありましたこの市道が、いよいよ用地問題で完了できましたので、これから具体的に道路を築造をしていく、いずれ橋もかけかえることになりますし、それから、もっと南の都道に至る間も大きい変化が伴ってまいります。道路の拡幅、それから京王線の立体交差、そのまた橋の北側には1・3・1路線、こういうかなり日野市内の大きな変化の要素があるわけでありまして、そのことに伴って南平地域が特にクローズアップされてくる、こういう事情になってまいります。

それから、先ほど南平小学校を――確かにこれは、私が市長就任の第１号の事業と言える母体校であります潤徳小学校が、千六、七百人もいる、という、こういう過大な状態を解決するために、何といっても南平小学校をつくらなきゃならない、この緊急課題に当面いたしまして、先ほど、この用地の確保の手段としての例えば代替地、これは東京都が都営住宅用地として、ばら買いのしてあった農地がありました。それをいただいた、ということでありまして、つまり、南平小学校を買うのに私も不思議に思えたぐらいですが、つまり、２校地分近い面積を使った、ということでありまして、それらの土地の入れかえによって今日の学校の校地ができ、あるいは南平体育館をつくる場所ができ、また西方にも多少の用地が残っておる、ということでありまして、都からその用地がいただけたというのは、当時、東京都の都営住宅をつくる際に自治体に対しまして、戸数1,000戸に対して１校地を提供する、無償であります。それから、戸数2,000戸に対して同じく中学校校地１校分を無償提供する、こういう大きな政策が行われたもんですから、日野市の場合もそういう施策に与かった、ということが、南平小学校校地問題を解決する大きな手立てになった、ということは明らかであります。

その残った土地が、まだ幾つか公共施設の用地にもなっている、こういう事情でありまして、これから、いわゆる南平地域の地区計画をつくる、あるいは環境整備を行っていく、少々遅きに失するわけでありますけれども、その時期が到来をする、というふうに言ってよろしいと思っております。その間には、南平高校をつくったことによって山寄りの側、今、南平丘陵公園を間もなく完成をするという形で工事が進んでおります。大きな公共事業の変化をつくった、という経過はあるわけでありまして、今御質問のいわゆる南平地区計画、今、事務的には担当部長からお答えをしたとおりでありまして、これは、あくまで素案を、行政側としての素案を持つことでありまして、そのことを地元に提示をして十分検討を経、御理解を得て、すべて何事も合意の上で、ということになるわけでありますが、それによって、まちづくりの方向づけをしていこう、こういうことになるわけであります。

その間の部分的な質問として動物園の南口、南平口、これは、部長は今、七曲がりコースのことをお答えをしておるわけでありますが、七曲がりコースは、もとの裏口と言われた時代に歩く通路ということで使われておったわけでありますけれども、今日は、つまり現状と公図が全く違う、つまり土の採取等があったためにその道路部分が陥落をしてしまった、そういうことによることのようですが、結論は、とても通路として修復できない、ということでありますので、別のルートをつくろう、ということに思い立っております。それが、南平丘陵公園の今築造しております道、これを一部使うことになると思っております。

そして、上は200メートルぐらいな距離になるようでありますけれども、ハイキングコースを使う、つまり動物園のふちの道がありますので、その道を使って南平口を開くことができる。これは、動物園御当局からも、そういう通路ができたら十分市の要求にお答えいたします、という回答はいただいております。

我々も、この市内のいろんな意味での交通事情、なるべく動物園には京王線で、見物の方は来られて、車で来ない、ということになれば市内の渋滞もかなり解決をする次第になるわけであります。そういうもとのハイキングコースを一部使って、そして南平コースを開きたい、こういう考え方で進みつつあります。

南平丘陵公園が完成をいたしますと、その北側の動物園との間にちょっと都の管理する土地の部分がありますので、これらを協議、解決することによって上のハイキングコースにつなぐ。そして、もともとコアラ舎の西方に当たりますが、もと開かれておった裏口がある。裏門と言われた当時の出入り場がありますので、そこに復活をしていただきたい、このように了解をされております。

それから霞堤をどうするか、これは専門的に言えば、確かに樋管を設けることと、それから伴って行わなければならない橋をかける、ということになると思いますが、今回の南平地区計画とあわせて、もう一つは、これは北側、つまり豊田との、中央線の豊田駅、京王線の南平駅、両線の一番距離の短い部分であります。この関係を従来から北の豊田南の計画に整合させまして、歩道橋、すなわち仮に言えば豊南橋と言えるような、そういう橋を橋でつなぐ、こういうことが考えられます。

そういうこととあわせて、南北、特に豊田と南平の地域に一つのまた臍帯をつくる、つなぐへその緒をつくる、こういうことで非常に意義が大きい、このように思っておりますので、それらとあわせて、ひとつ設計をしたい、ということを私は政策として今回も提起をしておる次第がございます。

テレビアンテナのことは、ちょっと私も認識不足でございましたが、本来、加害の側にある側が責任を持つというのが解決の道だと思いますから、よく状況を調べまして、そして、日野市内には、今、余り広範囲に電波障害のあるところはない、というふうには考えておりましたが、部分的には共聴アンテナによって解決を図る、というところもあろうと思いますから、それらにつきましては十分原因者と、それから被害を受ける側との関係をよく整理いたしまして、そして、だれが見ても納得されるという方法で解決を図る、というのが従来の方法でもございましたし、これからもまた、当然そうあるべきだ、とこう思っております。

南平の地域に、これから、やはり地域的に言って何かまた公共施設を位置づける、ということもあり得ることでありますし、また、それは可能だ、というふうに考えております。

以上のことをお答えをしておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　南平地域のまちづくりに関連して、当面する四つの課題について質問いたしました。それぞれ大変重要な問題であります。ひとつ、これからも積極的に取り組んでその実現を図っていただくように強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって３の１、南平地域のまちづくりについての質問を終わります。

一般質問４の１、なぜ、今職員数を増やす必要があるのかの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（古賀俊昭君）　この平成元年第１回日野市定例市議会は、平成時代における最初の議会であります。ここに日本共産党を除く議員の皆様とともに心を新たにして、新しい時代の課題と試練に取り組む決意を表明したい、と思います。

昭和天皇の崩御に際し、日野市議会としての弔意の表明がかないませんでしたので、この場で御在位62年の長き間、世界の平和と国民の幸せをひたすら願われ、混乱と激動の時代にあっても常に国民とともに幾多の困難を乗り越えてこられた今は亡き昭和天皇の御遺徳をしのび、心から哀悼の意を表したいと存じます。

それでは、具体的に森田市長に質問を行ってまいります。

よく言われますように、高齢化、情報化、国際化の今日の潮流は、行政に対する要望や需要を一段と多様化させつつあります。こうした時代を背景にして、地方公務員の数

は昭和50年代の半ばまで増加を続けてまいりました。これは、地方行政の要望の増高など、しかるべき事情があってのことと考えます。一般行政部門では、昭和57年に初めて減少を示し、以後今日まで、連続してその数を減らしてまいっております。

一方、地方行革の推進を求める世論にこたえて臨時行政調査会の第五次答申、つまり最終答申では、地方行政体制、及び地方行政の減量化、効率化に関する行革方策を次のように提言をしております。「地方行政の減量化、効率化については、我が国行政の大きな部分を地方行政が占めていることにかんがみ、地方公共団体の事務事業の合理化、組織機構の見直し、定数や給与、退職手当の適正化を図るなど、徹底した行政の減量化を進めることが重要な課題である」と述べております。

一方、日野市の場合にはどうか、という点であります。

先般、市職員の皆さんに対して配付をされております市職員の「日野市職」という機関誌を見てみますと、今年の６月議会で定数増を合意をした、ということが触れられております。私も、昨年の12月議会で、この点について市の考え方を問いただしたわけでありますが、総務部長の答弁では、はっきりしたことは明らかにされなかったわけであります。本日は、その点について質問をしてまいりたいと思いますが、森田市長に日野市政がかわりましてから今日まで、どのような職員定数の推移を続けてきたか、その点について若干触れておきたいと思います。

森田市長が市長に初当選をいたしました昭和48年、職員定数は1022名でありました。これは、今日昭和63年の市議会に市長が提案をしました６名の定員増は、議会の良識によって否決をされましたので、現在の職員定数の総数は1444名であります。この間、16年間で422名の定数増を市長は図ってきたわけであります。41％の職員増であります。

先ほど申し上げましたように、国も行革の国民世論にこたえて、国家公務員の数を現在減少させつつあります。第七次の定数削減計画でも向こう５年間で５％の国家公務員の削減を計画しておりますし、地方公務員については、先ほど申し上げましたように漸次職員の地方公務員数は減少してきているわけであります。

ところが、日野市のみ、このようにこの16年間41％もの職員増を図ってきた、ということは、どうしても解せないわけであります。

そこで具体的に質問を行いますが、今、私が申し上げました職員組合の機関誌に述べられている職員増要望の数、また定数については、どのような内容で市当局にに対して要望が出されているのか、その数と内容についてお答えをいただきたいと思います。

２番目に、市職組の機関誌や昨年の組合のビラによれば、６月議会で定数増が合意し

た、と伝えられているわけでありますが、この点をお尋ねをいたします。この内容の当否は別として、それは、合意は事実なのかどうか、また、具体的なその内容はどのようなものか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

次に、私どもは定数の抑制、欠員の不補充の考えに立って、市の考え方をただしてまいりましたが、現在、市のお考えでは、現行定数の枠内で各部、各課の定数見直しを行う考えは全く見られません。現在の森田市長の頭の中には、定数増、つまり市の職員は可能な限りふやし続ける、という考え方しか持っておられないように見受けるわけでありますが、市長のこの点についてのお考えをお聞きをしたいと思います。

次に、昨年の12月議会でもお尋ねをした点でありますが、現在の日野市の職員数の多寡を論ずる場合、一定の客観的な基準が必要となるわけであります。その資料となるべきものとして定員モデルを挙げておきました。全地方公共団体に共通して、所要人員の認定に使用可能な指標として開発された「人口段階別標準団体定員及び団体別定員試算式」であります。このもととなります数値については、12月議会ではまだ発表されていない、ということでありましたので、今議会に望みをつないでいたわけでありますが、この点についての資料は整っているのかどうか、この点についてもお尋ねをいたします。

以上４点について、まず御答弁をお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　総務部長、お答えを申し上げます。

まず第１点の、定数の件でございますけれども、御質問の中にございましたとおり、今から15年前の48年５月１日現在では、定数が1022名でございます。そして15年後の63年５月１日には、これが1444人になっております。この人員増につきましては、主としてその原因は、新しい施設、あるいは施設の建て増しなどによる内容の充実、それから新規事業などが原因となっております。

具体的な例を申し上げますと、保育園は、48年５月１日当時８園だったものが12園になっております。ここで、増員が94人。それから、小学校につきましては13校が20校になっておりまして、127が160になっておりますので33人の増、それから、図書館につきましては６館が８館になっておりまして、16人の増、さらに市立病院につきましては132人が190人になっております。これは、歯科ですとか脳外科の新設でございますけれども、こういう理由によりまして58人の増員、そのトータルが、御質問の中にございますように422人の増になっているわけでございます。それぞれ、こういった理由がございます。

それから、２点目の職員増の要望の数でございますけれども、組合から出されました要望の数につきましては、106名でございます。106名の数が組合から出されております。この数をそのまま私どもは、うのみにはいたしませんで、それぞれの所属長、部課長の認識がどうであるか、それにつきまして２月末から３月初めにかけまして聞き取り調査を行いました。この数字につきましては、現在整理中でございます。調整を加えながらそのトータルを出してまいりたいと思いますけれども、業務の内容でございますとか、そのほかのいろいろな条件、ことに私どもが一番欲しいのは、客観性を持った基準値です。こういう仕事の量に対して、一体適正な職員の人員はどのくらいであるか、そういった客観性を持った基準値が一番欲しいわけでございます。

しかしながら、これが余り完璧なものがございませんで、よく例に出されますのが、人口1000人当たり職員は何人要るか、こういう表現で出されます。それを借りて申し上げますと、日野の場合、人口1000人当たりの職員数は9.0人でございます。立川の場合は9.4人でございます。それから、武蔵野の場合は9.3人、小平へまいりますと、これが6.6人、三鷹が7.9人。したがいまして、日野の人口1000人当たりの職員数につきましては、立川、武蔵野よりは低い。しかしながら小平、三鷹よりは多い、こういう結果になるわけでございます。

しかしながら、この人口1000人当たりと申しますのは、一体その市でどんな行政が行われているか、例えば、小平、三鷹につきましては市立病院がございません。日野の場合には市立病院がございます。この市立病院がある、ということだけで、既にもう200人の人員の違いが出てまいりますので、1000人当たりというのは、一応の目安にはなっても正確な職員の適正な数、これを表現するには少し足りない面があるのではないか、私どもは、このように考えております。

こういう中で、昨日上程をいたしました区画整理でございますとか下水道特別会計の予算案、この二つをトータルいたしますと98億円の金額になります。この98億円の金額を使って仕事をやっていくわけでございますけれども、下水道とか、それから区画整理とかの仕事は、下水道、区画整理だけの問題でとどまらないわけでございます。

例えば、広大な範囲の区画整理の計画ができますと、その区域の中に埋蔵文化財はないだろうか、当然、少しはひっかかってまいりますので、そういった埋蔵文化財の調査が必要になってまいります。それから下水管を埋める。区画整理の道路ができますと、竣工図に基づきまして道路台帳も整備しなければなりません。それから、下水管の埋設による上水道管の切り回し工事も相当な量に上ってまいります。

聞き取り調査の中で知ったことでございますけれども、水道部の管の新設がほとんど横ばい状態であるけれども、この区画整理、下水道絡みの切り回し工事が、工事全体の64%であった、とこういうこともわかったわけでございます。

一方、そういったハードの面をさておきまして、ソフトの面で考えてみますと、相談事業、事業ではございません、市民の皆さんがいらっしゃいまして、いろいろ相談を持ちかけられる、その相談の対応の時間というのが非常に多い。特にお年寄りの場合には懇切丁寧に教える関係もございまして、それにとられる時間数が非常に多い、こういう事情も出てまいります。

したがいまして、以前でございますと多少余裕のある部所から余裕のない部所に人員を配置し直す、そういうことが可能でございました。昨年5月に、実際に現在のそれぞれのセクションから11名を浮かせまして、忙しい部所にその11名を再配置をいたしました。そういうように内部のやりくりでやってまいったわけでございますけれども、それぞれの部課長からの聞き取り調査の中では、一部を除きまして人員が必要だ、そういう認識を各部課長さん方が持っております。したがいまして、この内部のやりくりにつきましても、もう既に限度いっぱいになっている。これは、どうしても人員をある程度ふやさなければいけない。そういうことで、この聞き取り調査を2月の末から3月にかけてやったわけでございます。

一体、幾らになるのか、という御質問には、まだ現在の段階ではお答えできませんけれども、これを精査いたしまして、さらに、優先順位といたしましては、法律に大まかな規定が載っておるようなところ、こういうところには、法律違反にならないような人員配置をしていかなければならないのではないか、このように考えております。

それから、12月議会の折りの資料の件ですけれども、人口段階別標準団体定員モデルでございます。昨年のころは、3月か4月ころにはこれができ上がって私どもの手元へ届くようなことを聞いておりましたけれども、現在まだ届いておりません。これができますと、先ほどのお答えの中でも申したとおり客観性を持った基準も、ある程度期待できるのではないか、こういうものも参考にいたしまして、十分、科学的客観性を持った人員というものを割り出してまいりたい、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　一通りお答えをいただいたんですが、職員組合の機関誌にあります6月議会での云々という定数についての合意の内容が、ちょっと私、不明だと思うんですが、その点について再答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　総務部長、お答え申し上げます。

組合と話し合いをいたしました。増員の場合には、何人増員をするか、それについては、組合側の要求を一方的にのむことなく、関係部課長から事情を聞き取って、必要な人員増をお願いしたい、こういう内容のものでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長から特に答弁はなかったんですが、初めに増員ありき、という市長の考え方がある以上、各部長にそれぞれの権限を持たせて各部での定数の見直し、欠員についての取扱い、考え方をまとめると言っても方向が決まっている以上、厳しい抑制方向での対応というのは、どうしても不可能だと思います。定数を縮減していく、合理化していく、というのは相当な努力、決意が必要なわけで、最初に定数をふやす、という結論をもって進められている今の定数管理のあり方には、強く抗議をしておきたいと思います。

いずれにしましても、先年、電算化が図られて、事務もかなり効率化しているにもかかわらず、以前から触れられておりますように具体的な効果があらわれていない、こういった点も甚だ不満であります。いろいろな背景、事情が述べられましたが、やはり総定数の中で、現在の持っている定数の中で、まず対応していく、という姿勢が最初に私はあるべきではないか、と思うんです。

森田市長と同じように共産党の市長として有名な、大阪、羽曳野市の市長も、欠員は一切補充しない、現在の定数の中でやりくりしていく、ということで、今日、いろいろ時代は多様化して、さまざまな潮流はあるわけですが、その中で、現にそうした努力を行っている人もいるわけでありますので、同じ仲間にそうしたお手本になる市長もいらっしゃるようですので、ぜひ参考にされることを進めておきたい、と思うわけであります。

地方公共団体において極力定員を抑制していく、ということは、これは市民の声であります。事務のO・A化を進める。事務事業を可能なものは民間委託を行っていく。またパートタイマー等を活用して、積極的にそうした事業を進める。定員の合理化、適正化を図らなければならない。また、今見直されておりますボランティア等の活用も積極的に検討していく。こういったことが、今後求められると思いますが、新たに市政を担う人は、今日のような増員で職員定数を対応してきた、考えてきた市長の後を担う人は非常に大変であります。

しかしながら、市民の声、また国民の声のあるところを十分踏まえて、おやりになる

ものだと思いますが、今日の森田市政の職員増の16年間については、強く抗議をしておきたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって４の１、なぜ、今職員数を増やす必要があるのかの質問を終わります。

一般質問４の２、なぜ、森田市長は選挙公約を実行しないのかの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君）　森田市長は、過去４回、市長選を戦い抜いてきております。日野市の選挙公報を過去４回ながめてみますと、改めて見るまでもなく言えることだと思いますが、幾つかの興味深いことが浮かび上がってまいります。

先日の議会の冒頭でも、公共下水道に関する質疑が若干行われております。何か森田市長は、さきの市長に責任の一端があるかのような発言をしておられましたが、これは事実に反するとんでもない暴言であります。昭和48年４月22日に執行された日野市長選挙の選挙公報によれば、革新統一市長候補として市長選に臨んだ森田喜美男市長候補の選挙公報には、下水道の「下」の字も出ておりません。

一方、現職として当時市長選を戦った古谷　栄市長の選挙公報では、まず最初に「生活環境の整備について」という項目が設けられ、その中で、「特に公共下水道の充実と公害の除去に努め、市内に残された緑地の公有化を行いたい」と書かれております。公共下水道の推進のみならず、今日、市長が緑化事業をいろいろ進めておりますが、既に当時、緑地の公有化も古谷　栄市長は公約の第１に掲げていたのであります。

この点については、森田市長の選挙公報には片言すら触れられておりません。この点を持ってすれば、下水道の整備が何か遅れたことを他の人に押しつけるような市長の発言は、事実に基づかない発言でありますので、この点は、選挙公報に基づいて私の方から反論をしておきたいと思います。

その後の選挙公報をいろいろ見てみますと、市長の公約は、きれいな言葉はたくさん並べられておりますが、４回の市長選挙の公約を総じて言えることは、大体打率は１割程度だと思います。しかも、ホームランを含む長打は全くありませんので、凡打に近いヒットを時たま打った、という程度のものではないかと言えるわけであります。

ところで、市長選挙の選挙公報の中で、最も新しい選挙公報を見てみますと、幾つかの市長の公約が、重点公約として書かれているわけであります。その点について幾つか今回は質問をしてみたいと思います。

市長は、今回、立候補の表明に当たって、みずから憲法を市政に生かそうということをスローガンにしてきた、ということをいろいろ述べております。私は、具体的にその憲法が市政の中に生かされたかどうかをひとつお聞きをしたい、と思うわけでありますが、日本国憲法の第１章には、天皇が設けられております。この第１条「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」このように書かれているわけであります。日本国憲法の一番最初に書かれておりますこの第１条について、市長は、16年間どのように市政の中に反映をされてきたのか、この点についてお尋ねをいたします。

次に、幾つかお聞きをしたい点がありますが、本日は教育委員の準公選制について、もう１点はお尋ねをいたします。

昭和60年の市長選挙の選挙公報には、重点公約の２番目に――２番目が一番最初です。教育委員の準公選制ということをうたっております。この点について、市長はどのように現在まで取り組んできたのだろうか、と私は若干疑義を持つわけであります。これもまた、準公選の当否はまた後で述べるとして、具体的に市民に対して約束をした以上、何らかの形でそのような動きが、市内のどこかに見受けられてもいいのではないかと思いますが、さっぱり見当たらなかったのではないか、と思うわけであります。

ちなみに、先日東京都の中野区で第３回目の準公選に関する区民投票が、２月行われました。市長は、この中野区の選挙結果について承知をしておられるかどうか、感想があればあわせて準公選の取組とともにお答えをいただきたいと思うわけであります。

以上、公約について市長のお考えを２点について求めます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　さきの質問の中で冒頭言われました人口、就任当時十万数千、今日16万ということで、５万人を超える人口がふえた期間でありましたが、私は、日野市ぐらい、よく自治体らしい仕事を市民サービスに向けて最も手抜きなくやっている、こういうふうに言えるかと思います。

それは人口が急増したために、つまり全く新しい町が、言うなれば時間をかけてだんだんと発展したという経過でなく、団地造成あるいは宅地開発によって人口が急増した、したがって、市民要求にいかに適切にこたえなければいけないか、ということから始まったと思うのでありますが、まず、保育園を幼児施設として他市に先がけて、と言いましょうか、公営という形で、つまり市立という形で行われておる、ということがあります。

それから、医療機関の欠落にこたえて、つまり住民要求にこたえて病院を経営するこ

とになった、いろいろ後々の問題は伴うわけでありますけれども。あるいは、図書館活動をまず巡回車によって始め、すぐ住民要求にこたえる手段をとった。いろんな意味で日野市は、急速に人口を迎えた都市として大きな実験を果たした、しかも住民要求に最も真正面からこたえた、ということが言えると思っております。

そういうことに伴いまして、特に行政職の領域にある職員というのは、かなり少ない数で仕事を果たしている、ということは、もうだれしも見るところでありまして、そういうことから町の発展ということを市民みずからよく理解されておる、ということでありまして、私は、たまたま40年代後半、言うなれば無秩序な団地づくりでありますとか、あるいは宅地開発につきまして市民生活を守るには、つまり憲法に準拠する生活を守るには、あるいは市民の権利を守るには、やはり憲法を基準にして行政を行う。当たり前のことでありますけれど、このことを特に強調する必要がある。

それから、大変困難な道ではありますが、いわゆる緑と清流を取り戻す、という表現でもって自然環境を保全しながら、しかも将来日野市に恵まれておる水のことにつきまして、やはり清流を取り戻すという大きな政策こそ、まちづくりの特色であらしめる、こういうことが政策の根幹として位置づけた、ということでありました。私は、大変適切妥当な柱であった、また、今後もそれで十分柱足り得る、ということをつくづく感じております。

そういう意味で、今、教育のことについては準公選のこと、質問ですから答えなきゃなりませんが、準公選、その前は、教育委員の公選ということが行われておったわけでありまして、私どもは、その状態がずっと継続しておれば教育の問題も非常に民主化され、よく地域社会の中に耕された形で定着をする、本当はそうあるべきだ、ということをつくづく考えるわけでありまして、憲法の教育に約束しております内容も、またそのあたりにある、こういうふうに考えておりますので、制度として公選制が戻ること、あるいは、方法として準公選という手段があるならば、それも適切な手段だろう、とこのように考えておるということであります。

中野で、日本で唯一その姿が保たれておるわけでありますが、その教育の問題を本当は政治のことに、政治が介入してはいけない、ということが本来的な姿であって、あたかも中野の準公選に対しましては政治が介入をし、いたずらに不統一な状態がつくられておる、ということについては、その考え方の建前としては本質を失わせている、このようには言えるのではなかろうか、と思っております。

そういう、ごく断片的ではありますが、これからもこの市民生活を守る、あるいは地

方自治を守る、発展させる、という立場から憲法の平和の理念、また主権在民の民主主義の理念、そうして人権を尊重するという仕事こそ我々地方自治に、また市民が期待をする、負託にこたえるべき一番基本姿勢である、ということを心から信頼をしておるわけであります。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私が聞きました２点について具体的に、特に第１問については全くお答えにならなかった。やっていない、というか、心がけていないことは当然できないだろうと思うんですが、もう一度お答えがあればお聞きをしておきたいと思います。まことに心外な答弁です。

それから、教育委員の準公選については、市長が準公選を支持するということは、わかっております。そうした考え方がある。しかし、それを考えるだけではなく市長選に立候補し、なおかつ市長になって準公選を実施したい、実行したい、という意思があればこそ公約に掲げたのだろう、と私は信ずるわけです。であれば、実行のための具体的な行動がなくてはならない。ただ、支持団体や支持者を喜ばすだけの公約では、主権者を欺く、ということになるわけです。具体的に何か取り組みましたか、ということを私はお聞きしたのであって、市長の準公選に対する思い入れを聞いたのではありません。

中野区のことについては結構でありますので、もう一度答弁があればお答えをいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道のことについて触れなかった、ということだろうと思います。下水道は、この間も申し上げましたとおり――（「下水道は公約にはなかったんですよ、１回目は」と呼ぶ者あり）いやいや、緑と清流を、ということの中には、下水道ということがなくて成り立つはずはないでしょう。

準公選は、私は市民運動とともに成り立つものだ、と思っております。そうして、地域の教育力ということで市民の方には訴えをいたしまして、教育に対します基本的な、市民とともに、より民主的かつ耕された形の、と言いましょうか、市民のみんなが参加できる、そういう仕組みをつくることが望ましい。これは、しかし制度そのものでありますので、制度を一方的にどうこうはできませんが、精神的には、私はそういう形で行うべきものだろう、とこのような気持ちでこれまでもやってまいりましたし、これからもまた、やりたい、と考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私が二度重ねてお聞きしている点について答えないんですね。ぬけぬけとそれで答弁が終わったと思われちゃ困るんです。

市長は、憲法を市政に生かそう、というスローガンについては、よく私も承知をしております。憲法の第１条にあることについては、私が先ほど読みました象徴天皇制についての条項でありますが、この点については、市長は、どのように市政の中で生かすために取り組んできたのですか、ということをお尋ねしているんです。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私は、その憲法の示されておるとおりに日本国の象徴ということで今までも理解をしてまいりましたし、また、そのことが何一つ行動の上で矛盾することはありません。全く憲法を尊重するという以外の何物でもありません。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　市長は、先ほど選挙公約のことに触れて「緑と清流」という中に含まれている、というふうなことをおっしゃったんですが、16年も前のことだからお忘れになっているかもわかりませんが、森田喜美男市長候補の選挙公報には「緑」の一字もありませんよ、「下水道」の「下」の字もありませんよ。古谷　栄市長候補の選挙公報は、先ほど読みましたように公共下水道の充実ということで触れられておりますし、市内に残された緑地の公有化を行いたい、ということで、下水道にも緑にも触れられております。しかし、市長の当時の、48年ですよ、選挙公報には、緑という言葉もなければ清流という言葉もないし、下水道という言葉もありません。何か市長の出任せを聞いて喜んでいちゃだめですよ、その辺は……。

よく自分の約束したことは覚えておいていただきたい、と思うんですね。選挙公報は単なる紙切れじゃないんです。その点はよく――わからないはずもないんですが、ただ言いっぱなしでは困るんで、その点、何か誤解があってはいけません。何かひいきの引き倒しで、その辺で喜んでいるようだけれども、そうじゃないんですよ。どこにも書かれてないんです。よくチェックするんだったら、しなきゃ出てないんです、そういうのは。市長、ひとつその点、自分で約束――このときは何もしてないんです、市民に対して……。前の市長のせいにしたりするんじゃない、ということを私は強く言っておきます。事実ですから申し上げておきます。

それから中野区の準公選のことなんですが、これは、市長が具体的に何もやらなかった、ということはよくわかりました。支持団体や、その政党でこれを認めている人は、この公約に踊らされたかもわかりませんが、実際は地域に教育をどうのこうの、という言葉だけで一応お茶を濁してしまった、さっぱり実行されなかった、ということで、この点についても重大な公約違反を犯しているわけであります。

ちなみに、中野区の準公選については皆さんも御承知のように、昭和56年の第１回の投票のときには、お祭り騒ぎのせいもあったのでしょう、43％という投票率でありました。ところが、昭和60年の第２回目の投票のときには、市民のかなりの有権者の方がこれを、投票を行いませんでした。投票率が27％と急落をしたわけであります。そして、今回２月の15日に開票が行われておりますが、このときの、平成元年の第３回目の投票率は、何と25.64％、４人に３人が投票しなかった、ということで、中野区民は、ほとんどそっぽを向いたわけです。それだけ一緒に教育を考えて教育に取り組むという準公選が、市民に支持されているということであれば、廃止の声が出る、というようなことは到底ないでしょうし、投票率がこのように下がる、急激に下がってしまう、ということは、なかったはずであります。

過去８年間に、全国でただ一つ中野区だけが、この違法な準公選を続けてまいりました。中野区をお手本にしよう、という市長の考えはわかりますが、実際にお手本にしてこれを実行する自治体は、どこにもなかったわけであります。市長自身も何もやらなかった。内心わかっておられるのではないか、と思うわけでありますが、準公選についても市長の目玉であっただけに、私は、この公約の不実行、公約違反をここで挙げておきたい、と思うわけであります。

これ以上、いろいろ取り上げてやりたいこともありますが、一応これで終わりにしたいと思うわけでありますが、森田市長の在任16年間、功を多とするわけにはまいりませんが、その労は、一応多とすることにやぶさかではありません。平成時代、最初で恐らく最後の森田市長に対する私の一般質問になると思うわけでありますが、16年間、身にたまったあかをよくこの後、身を洗い清めて過ごされますよう、この後のかさんをお祈りして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって４の２、なぜ、森田市長は選挙公約を実行しないのかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時42分　休憩

午後３時18分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問５の１、下水道推進、交通渋滞解消、バス路線充実のために、都市計画道路の建設に全力を尽くせの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（福島敏雄君）　　それでは、下水道の推進、それから交通渋滞解消、バス路線充実のために都市計画道路の建設に全力を尽くせ、と題して質問をいたします。

その前に、先ほどの古賀議員さんからの質問に対しまして、坂本総務部長から大変明快に論理的な答弁がなされました。特に定数問題についてでございます。

それで私は、時間が過ぎると、また忘れてはいけないので、ここで若干要望しておきたいと思うことがあるわけであります。定員をふやす、ということについて市の職員組合から要請がある。それを総務部の方では、各部課長さんにヒヤリングをして今いる、というお話でございました。段取りとしては大変いいことだな、というふうに思うわけでございますが、市民の感情からいきますと、いまひとつ民間の手法なり仕事ぶりというのを、どう役所の中では勉強されて取り入れようとしているのか、というところに市民要望の定数問題に対する要望があろうと思います。

したがって、今後、議会に定数問題を提案されるに当たりましては、できればその辺のところも勉強をしていただいた中で結論を出していくようにお願いしたい、と思います。特に部課長さんからヒヤリングを聞く、ということでございますが、今までの仕事の延長線の中では、確かに人手は足らない、ということになろうかと思います。そういった意味で、実際足らないのかもしれませんけれども、もっと工夫すれば何か方法があるのかな、というその辺の勉強もした上で、できれば定数問題に労使の合意を図っていただきたい、ということをお願いをしておきます。

それから、本題に入るわけでありますが、私は６年前に、昭和57年の12月議会に都市計画道路の完成に向けて努力せよ、と質問をしております。当時の質問の要旨は、現在計画をされております25本の都市計画道路の完成率というのが、33.8％でありました。昭和57年であります。事業予定分も含めますと47.2％、とこういう状況のときに、早く残りの計画を明らかにするように市側の見解を正したわけであります。現在、63年３月付で日野市都市計画道路基本計画調査報告書というものが発行されまして、手元にある

わけであります。これを見ますと、それから６年たっているわけでありますけれども、都市計道路の完成率を見ますと、57年が33.8％のものが、これを見ますと63年の４月時点で34.4％でございまして、0.6％の完成率のアップでございます。

したがって、ほとんど、完成という面からいくと、都市計画道路は完成がふえていない、とこういうことが数字から言えるわけであります。

それから、事業中のものを含めた割合からいきますと、昭和57年が47.2％でございましたけれども、63年の４月１日時点では52.1％、と約５％ふえております。これは、恐らく万願寺地区を中心とする区画整理の中におきますそういった進展の度合いだろう、というふうに思うわけでありますが、都市計画道路、特に下水道都市計画道路の都市基盤整備が、市民の中での要望の上位にランクされている中で、下水道につきましては、かなり展望がはっきり見えてきたわけでありますが、この都市計画道路については、やや下水道に比べればまだ不透明な部分が多い、というふうな観点から質問をしていきたい、と思うわけでございます。

昭和59年の６月には、日野橋及び国道20号線の交通渋滞対策の強化を、ということで質問をしておりまして、このときには2･2･10号線の早期建設を中心に訴えてきたわけであります。当時の結城部長は「63年４月に片側通行、65年４月には前面開通というつもりでやっております」という御答弁がありまして、若干遅れましたけれども、そのとおり進展をしている、ということで、これは一定の評価をしたいと思うわけであります。

それで私は、この都市計画道路を建設をしてほしい、という市民の皆さん方が考えるポイントは、幾つかあろうと思いますけれども、大きくは三つだと思います。

今、表題にも使わせていただきましたけれども、早く下水道を建設してほしい、という観点で必要な都市計画道路は整備してほしい。

二つ目は、国道20号線にも見られますように交通渋滞解消のために早く必要な都市計画道路を建設してほしい。

それから三つ目が、今、市内の南北交通を中心といたしましてバス路線も一定の前進は図られているわけですけれども、まだまだ住民要望は多い。こういうことを考えますときには、都市計画道路を使ってバス路線の充実を図ってほしい、とこういうような私は三つぐらい、この都市計画道路の必要性という中で具体的なニーズがあるものだ、というふうに考えております。

したがって、そうした観点に立ってぜひ都市計画道路の建設に全力を尽くしていただきたい、ということであります。私が全力をという意味は、一担当部局がやるというこ

とではなくて庁内みんな関係部所、力をあわせてこの都市計画道路の建設に力をあわせて建設に進んでほしい、という意味合いで全力という意味を使わせてもらっております。

そういう意味で、この都市計画道路基本計画調査報告書を読んでみますと、これは日野市の長期計画、基本計画にも載っている内容とほぼ同じなわけでありますけれども、ここでは、昭和70年ということは平成７年ということですか、までに完成、または着手する路線、これを前期事業化路線と名づけていまして、ここに記載がされております。

それから、昭和71年度、平成８年から昭和90年度、平成27年度までに建設する路線、これを後期事業化路線に分けておりまして、ここにそれぞれ建設する予定が書かれているわけであります。そういった面で、これからやる、やらなければいけない路線についてそういう計画を出される、ということについては、これは評価をして、これから質問をするわけでございます。

質問の第１点目でございますけれども、先ほど言いましたように63年３月時点の完成率、今、日野市の中で25本あるそうでありますけれども、完成率が34.4％であります。計画延長が57.6キロだそうでございまして、完成しているのが19.8キロ、事業中が10.2キロということでございます。この完成率を、今34.4％平均でありますが、国が施行すべき事業路線、３路線ですか、これが13.8％の完成率、それから、東京都が受け持つ９路線が27.2％の完成率、市が施行すべき路線の完成率が68.2％、こういうふうに説明を受けております。

したがって、私は、まず質問の１点目では、現在完成したのが19.8キロメーター、事業中が10.2キロあるそうでございますが、この事業中の10.2キロが完成するのはいつなのか、ということと、完成したときの国、都、市、それぞれの達成率というのはどうなるか、というふうな質問をまず一点させていただきたいと思います。

それから、質問の２点目は、下水道、それから交通渋滞対策からみても1・3・1号線の果たす役割は大変大きい、と思うわけであります。特に甲州街道の交通渋滞、特に栄町方面からも最近は甲州街道が渋滞している、ということで、信号が青になっても栄町の方から出て行けない、という信号何回待ちというふうな形になっておりまして、せっかくバスが通っておりましても、すぐそこに日野駅が見えながらバスの中で足踏みをしたくなるような感じなぐらいなわけであります。

そういうような感じの交通渋滞を早く解消する、ということを考えますと、1・3・1号線、この建設というものは、日野市内の全市的な立場に立ってみれば大変重要なことだろうと思うわけですが、この報告書によりますと、区画整理事業からはずれた分、2・2・

5から1・3・2に合流する部分ですね、要するに区画整理事業で面的整備をする中でできていく1・3・1というのは、区画整理事業の中で今も始まっているわけですけれども、区画整理事業からはずれた部分については、これは前期の着手の中に入っていない、というふうに書かれているわけです。

私は、やはりそういった重要な路線というものにつきましては、着手を早めていく必要があるのじゃないか、特に1・3・1号線については、区画整理事業からはずれた地域についてどう建設するか、ということは、問題が多いのかもしれませんけれども、着手を早めるべきじゃないか、という観点で前期に入っていない理由をお聞きをしたいし、ぜひ前期に着手をすべき路線として、これから計画の中に入れていってもらえないだろうか、という意味での質問をさせていただきたいと思います。

それから、質問の３点目でございますが、細かい話になるかもしれませんけれども、この報告書では、この事業計画は財政的な裏づけがありますよ、という意味での書き方もされております。

その中では、市施行分というのは、前期の事業は21億円とみなしております。総事業費が、ですね。それで昭和70年、要するに前期というのは昭和70年まで、ということになっておりますので、これの日野市の歳入総額の見込みというのを試算をしておりまして、歳入が年率6.3％でふえていくという仮定をいたしますと、70年までには3,810億円になりますよ、前期の事業費総額が21億円ですから、その割合はコンマ６％です。したがって、もう財政的には何の問題がなくこの計画は達成できます、と、こういうふうに書いてあります。

後期分につきましては、99億円が総事業費でございまして、平成27年ですか、昭和90年までの歳入見込みを見ますと、80年以降は若干景気がスローダウンするような見方をとった場合、3.2％の年率上昇というような見方をしますと、平成27年までの歳入総額が２兆1,145億円、それに対する99億円がコンマ５％ですから、これも財政的に見て何ら問題のない事業になります、とこういう書き方がされております。

しかし、ここで問題なのは、一番初めにも御紹介いたしましたように、まだ国の完成率が13.8％、東京都の完成率が27.2％という中で、市の方の財政は、そういうふうに大丈夫ですよ、とこう言っていますが、国及び都の施行路線は、第十次道路整備５カ年計画、東京都の第二次長期計画で示される事業化計画等により、ある程度の全体投資規模が想定可能でありますが、各市、町ごとへの投資量は明確に把握できない、ということで、国部分、あるいは東京都の部分は、お金がこれでできるかどうか、ということにつ

いて結論を出さずに逃げている、ということでございます。私は、それはある面では、やむを得ないところがあるかもしれませんけれども、それでは、この市内に計画されております都市計画道路の国並びに東京都が事業をすべき路線について、果たしてこの計画どおりにできるのかどうなのか、さらには、この計画にさらに前倒しをさせるとか、そういうようなことについては、市側は、どういう対応をしようとしているのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、質問の４点目は「今後の課題」というところに書かれているわけですけれども、特に国並びに東京都、国の方がしっかりしているのかもしれませんが、都と市がやるべき事業区分について調整を図る必要がある、というふうに書かれております。

したがって、今、東京都がやるべき路線、日野市がやるべき路線というものは区別がついているのでしょうけれども、ここで書かれているのは、さらに都と市がやるべき路線について調整をしなくちゃいけないんだ、とこう思う、こう書かれているのは理解ができないわけでございまして、私は、そういう調整が必要なら今までに早くやってこなくちゃいけなかった問題だろうし、もしそういうのがあるならば早くしなくちゃ、これからの事業に支障が出るんではないかと思いますので、その辺についての市側の見解をお聞きしたいと思います。

それから質問の５番目でありますが、「今後の問題」の中に先行取得、用地の先行取得ということが大変重要だ、というふうに書かれておりまして、私も全く同感でございますが、この事業の先行取得に対しまして、現在の先行取得制度の拡充が必要であります、というふうに書かれております。私がそれを読んで理解するのは、今の制度の中では、先行取得が大変難しいんです、とこういうふうに言っていると思うわけです。これから先行取得をしなくちゃいけないという時期に私の理解としては、もう制度はある、後は、要は行動あるのみだ、というふうに理解をしておりましたけれども、まだその制度が不備なんだ、とこう言われてみますと大変がっかりするわけでございまして、そうした意味では、先行取得をする上の何が欠けているのか、制度の中で。それを早く、先行取得をしやすい制度にしていく、していってもらいたい、という願いからこの辺のところの質問をいたします。

それから、質問の６点目でございますが、やや路線も具体的になりますけれども、2・2・11号線の中央線以西についての具体的な質問なんでございますが、63年度から平成元年度にかけて東京都が測量を始める、ということで、栄町地域の土地を持った方々も大変関心を示してきているわけでございますが、私は今後の建設をできるだけスムースにしていきたい、というのが、そこに住む議員の１人としての願いでございます。

そういった意味からいきますと、2・2・11号線を区画整理手法以外であけていく、ということになるわけでございますので、一部は、区画整理が組合施行であるわけですが、あけていく、という方法を考えてみますと、どうしてもそこに47戸、家がのっているということを聞いておりますが、そうした方々の行く先を心配する、ということが遅い、遠回りのようで早道だ、というのが私の持論でございます。

ですから、そういった意味では、代替地、代替地の確保について相当考えなくちゃいけない、というふうに考えております。この辺について市側は、どのような決意を持っておられるか、ということと、これは前にも福島盛之助議員が質問をしたことを記憶にあるわけですが、特に古い、旧道の近くを通る、というようなときには、今までの用地が若干はみ出るような形になる場合があります。したがって、用地を有効活用するという面でいけば、その言葉しかわかりませんけれども、その買収する、ある両サイドに限った沿道の区画整理というんですか、沿道区画整理という手法があるそうですけれども、こういった手法の研究をしていく必要があるのではないかな、という感じがしております。そういうことが、遠回りのようですが、結局、建設についてスムースに進むことになろうか、というふうに思いますので、代替地の確保についてどういう決意をお持ちか、あるいは沿道区画整理という手法について一歩突っ込んだ研究をして、住民の皆さん方にこういうものですよ、というのを検討素材として出していく方がいいような気もいたしておりますので、できれば、その辺の御見解をお聞きをしたいと思います。

それから、最後の質問になりますが、交通渋滞対策の中で1・3・1の早期建設ということについて期待をしている、ということは、さっきから述べているわけでありますけれども、1・3・1架橋、あの橋、橋が一番問題だと思うわけでございます。したがって、早く橋をかければ万願寺区画整理の中を通って対岸に渡れる、という方途も日野市内の中にできてくるわけでございますので、この1・3・1架橋についての、今どのような見通しになっているのか、ということと、この橋をかけることについて市側がどのような決意を持っておられるか、お聞きをしたいと思います。

以上、７点でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　第１点目の前期事業中の10.2キロの完成した場合の進捗率が幾らか、これは市施行分の御質問でございますが、83.1％ということになるわけ

でございます。いつごろ完成か、ということなんですが、この中には、区画整理手法で行うものと、それから直接買収の手法で行うというものがあるわけでございます。区画整理事業が若干先に来た場合には、この平成５年というのは先にずれ込んでいく、ということになるわけでございます。

それから、２点目の1・3・1号線の、いわゆる未着手の部分でございます。

これは御指摘がありましたように万願寺区画整理の区域の西側の2・2・2号線から、豊田南区画整理の東境、2・2・5号線までの区間でございます。国及び日野市の考えもそうでございますけれども、本来的には、この1・3・1号線を市内全線開通をする、というのが一番いいわけでございます。また、そのような構想ももちろん持っているわけでございますけれども、当面の方法といたしまして、1・3・2号線から、いわゆる万願寺の境の1・3・1号線につなぐ、これが約900メーターございます。この区間をまずつなぎたい、ということで考えているわけでございます。

数年来、建設省を初め市とともに地元対応をしてきたわけでございますけれども、なかなか調査等の作業に地元の了解が得られず現在に至った、ということでございます。しかしながら、このままで放置するわけにもいきませんので、本年度でございますけれども、とりあえず万願寺区画整理の西側、いわゆる宮地区から川崎街道まで、これが延長340メーターあるわけでございますが、この区間の事業化をまずしよう、ということで現在建設省におきまして測量を行っている、ということでございます。

それから、３点目の財源の問題でございます。

まず、市で事業化ということで考えておりますのは、前期では2・2・9号線と2・2・5号線、それ以外につきましては区画整理の手法で、ということになっております。特に財源的な問題で言いますと、2・2・9号線と2・2・5号線でございますが、まず2・2・5号線につきましては、本年度、用地買収が終わりまして、元年度から工事着手をする、ということで、いわゆる2・3・3から都道までの区間は、これは計画どおりいく、というふうに考えております。残る2・2・9号線でございますが、これは日野台三丁目から東光寺方面へ行く都道でございます。この道路につきましては、現在のところでは東光寺上と称しておりますけれども、あの第１の区画整理の話も出ているわけでございます。区画整理が実現いたしますれば、この区画整理の中でこの道路をつくっていきたい、というふうに考えております。

それから、都及び国の関係でございますけれども、確かに財政上の問題があるわけでございますけれども、現在この道路行政の中で一番頭を痛めておりますのは、道路をつ

くる場合の用地買収でございます。この用地買収が計画どおりいくか、いかないかで、この事業が決まってくるわけでございまして、私は、財政の問題も確かに大きな問題ではありますけれども、この計画実現は用地取得にあるんではないか、というふうに考えている次第でございます。

次が、４点目の、いわゆる施行区分についてまだ決まってない、いわゆる道路管理者が決まってない部分がある、これを早急に決めたらどうか、ということでございます。

都市計画道路につきましては、法律の建前で原則的にはすべて市が施行する、という建前になっているわけでございます。しかしながら、その都市計画道路の内容といたしまして、道路の性格、あるいは、その自治体の財政上の問題もあるわけでございますから、それらを考慮いたしまして、道路管理者を都、あるいは国、市、こういったもので三者で協議をして決めていく、ということでございます。

この決める段階は、いつか、ということになるわけでございますけれども、通常の方法は、事業化を行うときに協議をして行う、ということになるわけでございます。

例えば、今お話に出ております1・3・1号線で申し上げますと、国施行部分の事業化の問題が出たわけでございます。当面、万願寺区画整理の区域から川崎街道までの340メーターは、国が管理者になりまして施行しよう、ということで事業の調査に入ったわけでありますけれども、それから以西の区域につきましては、まだ法律的には白紙でございます。今後、こういった問題について市と国と協議をしながら実施のめどをつけると同時に、道路管理者を定めていく、ということになるわけでございます。

それから、５点目の用地取得制度の拡充の問題でございます。

用地取得の関係につきましては、大前提は、何と言いましても地権者の理解が一番大事でございます。その辺を踏まえて、ちょっと法律的なことを申し上げますと、道路をつくる場合に限定いたしまして関係法令をちょっと申し上げますと、都市計画法がまず挙げられます。いわゆる、これは事業認可を取る、という問題でございます。それから都市計画法の事業認可を受けないで道路事業として、いわゆる道路法の道路事業として行う、そういう方法も一つある。

それから、用地の確保といたしましては、公有地拡大に関する法律、これは、通称公拡法と称しているもんでございますが、これらについての先買いの制度もある。

それから、国土法がございます。御承知のように国土法は、現在は地価だけの問題のような、そういう印象を受けておりますけれども、これは、地価のチェックと土地利用が適正に行われているか、いなか、という、そういうことと、それから、公拡法と関連

があるわけでございますけれども、公共用地として必要なものについては、先買いができるような制度も中に付加されておるわけでございます。そういうことで、国土法も関係してくる。

それから、収用法でございます。そのほかには、税法の中で所得税法、あるいは租税特別措置法が関係する、ということでございます。こういったものを駆使しながら用地の取得、あるいは先行取得を行っている、ということでございます。

それから、大きな項目になりますけれども、２点目は、市の土地開発公社の活用でございます。これは、都下26市の中では、公社の、いわゆる何といいますか、事業内容というのは、かなり上位である、というふうに考えている次第でございます。

それから、代替地の用地を確保する。この代替地の用地確保は、市の開発公社の先行取得にあわせまして、昨年の第３回の定例市議会でも保留地を、いわゆる優先的に公共用地確保の代替地も与えるような、そういう明文化をもさせていただきまして、現在その運営を図っている。

それから、最後に残ります問題は、用地買収担当部局の執行体制の質、量ともの強化だろう、というふうに考えている次第でございます。都の多摩地域都市計画道路基本計画、あるいは、市の報告書の中で先行取得制度の不備ということがうたわれておりませんけれども、私の推測では、地価高騰の中で考えますと、私権制限、いわゆる公共用の優先の問題でありますとか、それから、現在日野市では積極的に公社を活用して用地の先行取得をしておりますけれども、東京都におきましては、非常に先行取得を厳しく運用をしているわけでございます。そういうことから考えての制度の不備、ということを言っているんではないかな、というふうに推測をするわけでございます。

ただいま申し上げましたいろんな法律、あるいは項目をあわせまして、現在日野市は積極的に用地確保に取り組んでいる、ということでございます。

それから、６点目の2・2・11号線でございますが、これは中央線以西の問題でございます。御指摘にもありましたように薬王寺周辺につきましては、組合施行の区画整理の話が進んでおります。その以西につきましては、現在、東京都が測量等を行っておりますけれども、用地確保の手法といいますか、そういうものは、まだ確定をしていないわけでございます。この道路をつくるには、一つは直接買収、それから、一つは御指摘のございました沿道区画整理街路事業ということが考えられるわけでございます。

まず、その直接買収におけるところの代替地の確保でございますが、これは、一応事業主体、いわゆる道路管理者が東京都になるわけでございますので、まず一義的には東京都が、その生活再建のための、いわゆる代替地の確保をしなきゃいけない。こういったことについては、市が強力に都にお願いをしていく、そういう立場にあるわけでございます。

しかしながら、地元市といたしましても、できるだけこの権利者が円滑に他の地に生活再建できるようなことを考慮しなきゃいけないわけでございますので、市の保有している用地の斡旋でありますとか、あるいは先買いを進めるべきであろう、というふうに考えております。

さらには、この道路に沿いまして神鋼電機の社宅の跡地があるわけでございます。この土地につきましても、どれだけ確保できるか、全くまだ見通しがつかないわけでございますが、東京都に今後交渉をしていきたい、というふうに考えている次第でございます。

それから、沿道区画整理型の街路事業でございますが、これは、新たに道路をつくる場合、あるいは既存の道路がありまして、それを拡幅整備する場合に非常に有効な手立てであるわけでございます。今後、こういうものが市の中で導入できるかどうか、十分検討いたしたい、というふうに考えております。

それから、最後、７点目でございますが、1・3・1号線の架橋の問題でございます。早急に架橋を、ということでございますが、現在市が考えておりますことをちょっと申し上げますと、この1・3・1号線につきましては、まず反対側の国立分の、いわゆる道路用地の確保が必要でございます。これは一部区画整理、一部直接買収ということで進んでいるわけでございますが、これらの、いわゆる進捗を国及び建設省に図ってもらわなきゃいけない、ということが一つでございます。

それから、日野市側で言いますと北川原公園の間に約270メーターでございますが、これが直接買収になっております。この道路用地の確保が、まだ完全にできておりません。先ほど、先行取得の話が出ましたけれども、市の代替用地の提供などをしながら今建設省が用地買収に取り組んでいる、ということでございます。

それから、この架橋の問題にあわせて、ある程度の幹線道路に1・3・1号線がつながりませんと、万願寺区画整理区域内で車両がかなり飽和といいますか、かなり混雑をするということが十分予測をされるわけでございます。これを最小限度回避するには、まず万願寺区画整理区域内の2・2・11号線、さらには11号線の南に当たります高幡東踏切の立体化の問題、それから、あと１本は2・2・2号線でございます。これは、将来は日野橋南詰めから高幡橋に直結する道路でございまして、これが区画整理の中で高幡橋にまずつ

ながる、という。

それから、西側へのアクセスが当然必要なわけでございます。先ほど申し上げましたように神明上の区画整理境まで来ております1・3・2号線に――これは900メーターでございますけれども、つながることが、一番現時点ではいいわけでございますけれども、それが、まず不可能な場合には、少なくも川崎街道までつながなければいけない。これが340メーターあるわけでございます。

こういったものを総合的に進めながら1・3・1号線の開通をしていただきたい、というふうに私ども考えまして、建設省もその辺を考慮いたしまして努力をしている、ということでございます。したがって、道路と橋の供用開始をめどにおきまして、今後作業を進めていく、ということになるわけでございます。

現在建設省におきましては、平成７年ごろまでには何とかこの道路を接続をしたい、というふうな意向を表明をしているところでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　ありがとうございました。

私は、できるだけ質問の中の具体的な質問要旨の詳細というのは書いているつもりでございます。大方、それに沿ってお答えをしていただいたんですけれども、質問の１点目の、この事業中10.2キロというのは、これは市の施行部分ですから、というお答えがあって、今、10.2キロというのは答弁から推察すると、これが完成すると市の68.2％の完成率が83.1％になります、ということで理解をしたわけです。

したがって、今、事業中の延長の中で東京都と国が完成部分として延びるものはないです、とこういう理解をしたんですけれども、それで間違いないものかどうか、お聞きをしたいと思います。それが、質問の１点目の再質問でございます。

それから、質問の２点目でございますが、今考えられていること、特に1・3・1の区画整理以外のところの問題については、1・3・2号線を早く万願寺の区画整理の中の1・3・1とつなぐことを考えたい、とこういう御答弁でございました。その方針については、私も理解をいたします。ぜひ、そういう面で900メートルですか、直接買収区域が900メートルとかいうお話ですけれども、これに努力をしていただきたいと思います。

この1・3・1の2・2・5号線、要するに豊田から堀之内の方へかけていくことにつきましても、私は「下水道の推進」という表題も使わせてもらっているわけですけれども、特に平山地域の下水道の幹線が、こう行くんじゃないかと思うわけですね。そういった面からいって、この1・3・1号、そういう虫食い状態にしておいて下水道の推進が平山の方まで行けるのかどうなのか、というのが、ここでは疑問が残ります。旧道を通っていけば、掘って行けばいいや、というお話が返ってくるかもしれませんけれども、先ほど、総務部長の御答弁にもありましたように、旧道を掘れば水道をどかしたりガスをどかしたり、相当のまた費用もかかる、というようなお話にもなるわけでございまして、ここでは、これにひっかけまして、特に都市計画道路が予定されているところで、下水道の幹線の予定されている都市計画道路で、下水道計画の事業に整合しない路線についての考え方を、ここではあわせてお聞きをしたいと思います。

それから、質問の３点目に入るわけですけれども、要するに事業に対する財政的な裏づけの見通しについて企画財政部長は、都や国は、さほど問題はないです、むしろ用地が確保できるかどうかです、こういう御答弁でございました。私も、そういう用地が確保できれば国、あるいは都の道路事業も進展するんだな、という感じを受けとめているわけでありますが、これに関連をいたしまして、その下の区分のところがあるわけであります。施行区分のところがあるわけです。

本来――今、私も不勉強で申しわけなかったんですけれども、都市整備部長の御説明ですと、この都市計画道路も原則としては市がやるんです、とこういう御答弁がございました。今までは、今25本ある日野市内の都市計画道路は、国が３本、東京都が９本、日野市が残り、とこういうふうに聞いていましたから、もうやる部分は、そういうふうに区分けされているものかと思って、じっと見ていたんですけれども、これは、市がみんなその気になってやらなければ都も国も動かないな、という答弁だった、というふうに思いますので、大変この辺は、都市整備部長の答弁は、私も参考になりました。国がやるべき路線だから、東京都が施行すべき路線だから、ということで手をこまねいていたんでは、市内の都市計画道路はできない、こういう感じに今受けとめましたので、この辺は、やはり――特に市長には、今までの答弁を聞いていましても若干用地確保の問題などは、都ですから、国ですから、というお話がありましたので、この辺のところは認識を新たにして、国であろうと都であろうと、必要な区画整理のところは日野市が出向いて用地買収を交渉して、さあ、どうぞ、国やってください、都やってください、と言わなきゃできないんだな、というのが私の今感想でございますので、この辺の御決意は、後ほど市長からお聞かせをいただきたいと思います。

それから、用地の先行取得制度については欠陥はない、要は、これもやるのみだ、というふうな御答弁をいただきました。私も、多分そうだろうな、とこう思っているんですけれども、若干税制のところとか、そういうところはあるかもしれませんけれども、

「今後の課題」の中の４番目に「用地の先行取得制度の拡充」というのが書かれておりますので、「不備」と書かれてないから確かに不備はないのかな、と思ったんですけれども、この拡充をする上では、何か障害があるから拡充できないのかな、と思って不備というふうに書いたわけですが、不備はない、ということで、制度はいろいろあるよ、という御見解でございますので、ぜひ、いろいろな、ある取得制度を生かしていただいて、先ほどの国、都の完成率を上げるという意味からも、日野市がこの先行取得に積極的に立ち上がる、こういう御決意を、先ほどと関連しますけれども、これも市長の方からお聞かせをいただきたいと思います。

それから、中央線以西の問題につきましては、若干、ここでは企画財政部長は、代替地については、基本的には都が見つけなければいけないことです、都にお願いする立場です、とおっしゃられまして、やや、初めの答弁と――私の受けとり方が違うのかもしれませんけれども、やや違うような感じがしております。

それにしても、一つ考えられる神鋼電機の社宅跡地について、同じ都の施行する事業でありますので、ここを替え地として都の方に今までも要求してきたけれども、今後もやりたい、という決意でございますので、ぜひそういう立場で、この代替地の東京都に対する要望を進めてもらいたいと思います。

さらには、あの地域で、やはり遺産相続ですとか、そういったことが出てくるケースが考えられますので、そういった面では、私どもも情報の提供はできるだけ、地元に住んでいるということで、したいと思いますけれども、土地を持った人が手放したい、ということがありましたらば前向きに、そのほかの土地でも代替地として購入をしていくように今までもやってもらっておりますけれども、一層の御努力をお願いしておきたいと思います。

それから、沿道区画整理の研究ということについては、私も、どう具体的にやるのかわかりませんけれども、都市整備部長からは大変有効な手法だ、ということで検討したい、ということでございますので、ぜひ、そのやり方について御研究をいただいて、こういう方法もありますよ、というのを御提示していただければ一つの参考になるんではないかな、というふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、質問７点目の甲州街道の交通渋滞対策という面から、1・3・1の架橋というお願いをしたわけですけれども、結論からいくと大分がっかりをいたしまして、問題が国立の方には用地確保は、これからしていくことだ、橋の向こう側は、ということでございました。これ、今の都市整備部長のお話では、国並びに建設省の方に働きかけをしていきたいんだ、こういう話ですけれども、この辺では、市長に対する要望で御見解を聞きたいんですけれども、特に、この都市計画道路については広域行政ということがあろうと思います。道路をつなぐというのは文字どおり広域行政でありますので、日野の都市計画道路を建設するということは、隣接する市との協調ということが大変重要になってくると思うので、この辺、今の都市整備部長の御答弁を聞いていますと、国立市にもぜひ働きかけをお願いすると同時に――そう言いますと、今度は日野市側はどうか、と言われると直接買収部分が残っている、ということで、こういうことも言えない状況にあるかもしれませんが、結局、直接買収部分を早いこと確保して、まだ向こうが遅いという面であれば国立に働きかける、ということの方だろうと思うんですけれども、この辺のところは、大分遅れますと、この甲州街道の渋滞ということ、あるいは、その他の渋滞もあろうかと思いますけれども、相当本腰を入れていきませんと、やっぱり後世に悔いを残す、という感じがいたしますので、ぜひお願いをしたいと思います。

要は、表題に戻りますが、難しいことを言おうとしているわけではありませんで、行政に携わる人、もちろん議員もそうでありますけれども、市民の要望を解決するためには下水道の観点、交通渋滞対策の観点、バス路線の充実の観点から必要な都市計画道路には、みんなが力をあわせて取り組もうよ、というのが質問の趣旨でございますので、そういった質問の趣旨に対しまして、再答弁も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

第１点目の、事業中の10.2キロメートルの答弁でございますが、少し、はしょりまして大変恐縮しております。少し詳しく御答弁いたします。

10.2キロの内訳をまず申し上げますと、区画整理事業関連で事業を行っておりますものから御説明を申し上げます。

まず、万願寺の３路線でございます。これは、1・3・1号線、2・2・2号線、2・2・11号線でございます。この延長が3283メーターでございます。これは、万願寺の区画整理事業にあわせて完成ということですが、この国道の1・3・1号線については全体の、いわゆる先ほど話が出ました橋の問題、それから橋以遠の問題もあわせて考慮しながら本格的には完成をしていく、ということになるわけでございます。

それから、豊田南の区画整理区域内でございますが、４路線ございます。これは1・3・1号線、2・1・2号線、2・2・3号線、2・2・5号線でございます。この延長が3243メーターでございます。

それから高幡でございますが、３路線ございまして、2・2・11号線、2・2・12号線、2・2・13号線でございます。この合計が888メーターでございます。これらの路線につきましては、区画整理事業にあわせて完成をする。

それから、この中で高幡東踏切の関係につきましては、この工事は、東京都が都施行の中で行う、というものでございます。

それから、いわゆる買収方式で行うところの道路でございますが、まず、市施行でございますが、これは2・2・5号線でございます。延長といたしまして199メーターでございます。この完成は、順調にいきますれば平成３年度ということになるわけでございます。

それから都施行につきましては、2・2・10号線1025メーターでございます。これは、片側の供用開始を本年４月に行いまして、あと本格的な完成までには、まだ２年ほどかかるのではないか、というふうに見ております。この２年といいますのは、本線はもっと早くでき上がるわけでございますけれども、関連の附帯工事等もございますので先に若干行く、ということでございます。

それから1・2・1号線でございます。これは、動物園通りから明星大学及び中央大学の中間を多摩センターの方に抜ける都道でございまして、モノレール関連の道路でございます。これが日野市分が460メーターでございます。（「部長、答弁中で大変恐縮なんですけれども、通告のとおりにあれしていただいて結構なんですけれども、10.2キロが完成しますと、市、都、国の完成率は、それぞれ何％になるのか、というのが質問なんですけれども」と呼ぶ者あり）わかりました。10.2キロのちょっと内訳を申し上げたんですが、あと一つでございますので説明させていただきたいと思います。

それから、あと落川地区に現在東京都が施行しております1・3・4号線、1100メーターでございますが、これの計画につきましては平成５年度に完成をしたい、ということで取り組んでいる。この総延長が、１万198メーター、約10.2キロメートルになるわけでございます。

これらの事業を行いますと完成率がどうなるか、ということでございますが、現在、市施行分でございますが、68.2％、都施行分が27.2％、国施行分が13.8％でございます。これが、ただいま申し上げました10.2キロメートルが完成をいたしますと、市施行分が83.1％、都施行分が45.3％、国施行分が33.4％ということになりまして、全体では、現在の34.4％から52.1％になる、というものでございます。

それから、２点目の都市計画道路と下水道との関連でございます。これは、浅川中央幹線というのが一つございまして、この浅川中央幹線につきましては、1・3・1号線の用

地を使いまして、堀之内、豊田、西平山の方に延びる幹線でございます。現在、御承知のように豊田南、及び西平山の区画整理が進んでおります。この事業に整合させるような形で、この幹線をつないでいかなきゃいけない、ということでございます。

そういうことから考えますと、現在、未施行分の堀之内地区の道路、いわゆる1・3・1号線の施行を待って幹線を上部につなぐ、ということは、非常に時間的な大きな差が出てくるわけでございます。これは、かねてから、この区間の1・3・1号線が下水道事業に整合しない場合にはどうするか、という調査、研究を部内で行っております。その辺の対応については来年度あたりには、来年度といいますのは平成２年度でございますけれども、２年度ごろには結論を出したい、というふうに考えているところでございます。

それから、多摩川中央幹線、2・2・11号線に埋設するところの汚水管でございますが、これは処理場から1・3・1を通りまして、2・2・11を通って東光寺方面に行くわけでございますが、万願寺区画整理区域内は、もちろん計画どおりまいりまして、中央自動車道からいわゆる西の部分になりますが、まず、甲州街道までの区間につきましては、万願寺第２の区画整理で道路をつくり汚水管を入れていく。

それから、東町地域の2・2・10までございますが、この道路につきましてはモノレール道路でもございます。2・2・11が、すべて今申し上げた道路はそうなんですが、これも東町の区画整理を行いまして、いわゆる生活環境の整備にあわせて、この幹線道路をつくり、この下に幹線を入れていく。この多摩川中央幹線のルートにつきましては、ＪＲ中央線までのルートはこれ以外にない、ということで、区画整理の手法を持ちまして幹線を持っていく、という計画でございます。

問題は、中央線以西の問題でございます。これが、どの程度の工事日程でいくか、ということになるわけでございます。中央線まで汚水管が行って、それから以西のいわゆる中央幹線が延びない、ということでは、栄町、新町の公共下水道の布設ができないわけでございますので、まずは、現時点では、いわゆる都管理者、いわゆる都道といたしまして道路を早急につくる、市ももちろんバックアップをするわけでございますが、それに努力をいたしまして、万が一これが下水道計画と整合しない場合には、何らかの方策をそこで考慮をしなきゃいけない、というふうに考えている次第でございます。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野市の人口急増期を脱却をして、今、ここ10年来、ハードな面のまちづくり、いわゆる都市計画事業を遂行しよう、ということで、区画整理手法

等の方法を大きく地元に御協力をいただきながら取り組んでおる、という事情であります。

御指摘のとおり、市民生活を快適にするための下水道の推進、それから交通渋滞の解消、またバス路線の充実というような観点からも、この都市計画事業が早く遂行されることを市民からもまた期待され、我々も全力を挙げて取り組んでおる、とこういう状況であります。

自分の町の都市計画事業は、まず自分の町のまた意思決定、あるいは住民要望として積極果敢に行っていくべきものであることは、言うまでもないことでありまして、その際に、先ほど部長が触れましたごとく国の管理、あるいは都の管理、あるいは地元自治体の管理、大まかには見当がつくわけでありますけれども、事業に取り組むという段階におきまして事が決まる、このことは、私は2・2・11の事業にとりつく際に特に痛感したところでありまして、2・2・11、つまり市内の循環路線に当たるべき都市計画道路が、市施行でやるべきものか、都施行になるのか、ということで、かなり強く都施行、いわゆる今の「市民の森スポーツ公園」の北方の道をつくる際に一つの焦点になってまいりました。その際に、ぜひ、都においてこの道路に取り組んでいただきたい、ということを強くお願いをいたしまして、そのことの決定となった次第でありました。

区画整理事業で国道、あるいは都道、市道、いずれの管理道路につきましても、その用地をあけていくということが、この事業自体の大きな事業内容でもございますので、それらをそれぞれの省、庁に的確に協力を求めながら、あるいは率先して取り組んでいただく、要請をしながら今までやってまいっておるところでございまして、とりわけ、この用地の確保ということにつきましては、それぞれの管理者の責任区分はあるわけでありますけれども、市内のことでありますから、また、一番市民から頼られる地元行政でありますから、その先頭に立ってその折衝に当たり理解をいただくことと、またそれを解決する対策に取り組んでいくということは、もう当然のことでございますので、これからもそういう気持ちで、早くこの日野市の都市計画事業が推進をされ、その結果、下水道も支障なく管渠が埋められる、あるいは交通渋滞が、いろいろなネックもあるわけでありますけれども、これらをひとつ、都道につきましては都へ、あるいは国につきましては国へ、ということでお願いをしたというのが、例で申しますならば高幡東踏切の区画整理によって必要な用地をあけ、具体的な事業は都でやっていただく、こういうことで進みつつあるわけでありまして、甲州街道につきましても立川、日野橋ロータリー、これは日野市の発言で、ぜひ一番解決する手段として効果がある、と思っておりますので、それも今お願いをしておる、ということであります。

1・3・1路線、特に橋でありますが、橋のことにつきましては、架橋は数年を要する事業でありますから、ぜひ早く着工をしていただく。国立にもよくお願いをして国立側の路線をあけていただきますとともに、日野市では区画整理事業で、幾つかの区画整理事業をつなぐことによって、八王子まで日野市の責任で土地をあけてまいります、とこのように申し上げておるわけであります。一部分、直接買収のところもありますが、その直接買収の部分につきましても、市が十分誠意を尽くして先導的な役割を努めていく、という決意でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　どうもありがとうございました。

いずれにいたしましても、私どもも、やはり協力できるところは協力していく、という立場でがんばっていきたいと思いますので、ぜひ、市長以下、市の職員の皆さん方の一層の御努力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって5の1、下水道推進、交通渋滞解消、バス路線充実のために、都市計画道路の建設に全力を尽くせの質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時27分　散会

3月9日　木曜日　（第4日）

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第4号）

3月9日　木曜日　（第4日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
5番	山口達夫　君	6番	天野輝男　君
7番	福島盛之助　君	8番	福島敏雄　君
9番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簏野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成元年3月9日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時18分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

一般質問6の1、南平駅周辺の諸問題についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（旗野行雄君）　4月23日の市長選を前の3月議会で、私といたしましても、野党議員としての立場で一般質問をするのは、これが恐らく最後ではないかと、こういう願いと期待をこめまして、一般質問をさせていただきます。タイトルは南平駅周辺の諸問題についてということで、幾点か質問させていただきたいと思います。

まず第1点は、これは昨日、米沢議員も触れられた問題でありますけれども、正式には南平駅周辺地区整備計画策定調査と、こういうことであります。これは63年度予算で550万円の予算がついて、すでに実施段階に入っているそうであります。日野全域を見ますと、すでに都市整備につきましては区画整理方式で、かなりの地区がすでに整備、あるいは整備中であるということが言えると思います。古くは多摩平、あるいは森田市長が当時反対同盟といいますか、居住者同盟を率いて活躍された旭が丘地区、あるいは吹上、神明上にさらに今工事中の万願寺、あるいは豊田南、工事予定の西平山、東平山、あるいは万願寺の2期等があるわけであります。この地域については、ある程度都市整備については見通しがついているといってよいかと思います。

問題は浅川南側について将来どうなるかということであります。高幡地域については、規模は縮小されたとはいえ、すでに区画整理が実施段階に入っている。あるいはごく少数の地域、平山、下耕地、あるいは金田地区、こういうところが区画整理が済んでいるということはあります。また丘陵地帯については、開発行為である程度整備が済んでいるということが言えるかと思います。

今回取り上げましたこの南平駅周辺と同じような状況の地域が、南部地域には多くあるわけであります。俗な言葉で言えば、旧部落地帯と言えるかもしれませんけれども、平山から百草、落川区域まで、将来のまだ見通しがはっきりしない都市整備について、地域が数多くあるわけであります。南平駅周辺の今申し上げた調査につきましても、それを前提にして将来どうするかということの計画、あるいは調査であるかと思うわけでありますけれども、昨日この地域、担当部長の説明によれば、約30ヘクタールだそうでございますけれども、どういうことが現市長が、過去10年間したかということを取り上

げられましたけれども、言われることは地区センターをつくりました、ゲートボール場を整備しました、こういうことだそうであります。これは市長がやった仕事として取り上げれば、取り上げられるわけでありますけれども、いかにもこれだけでもう用が足りたということではないわけであります。むしろ問題が数多く残されているから、このような整備計画が必要なわけであります。

この問題点はどういうところにあるのかということについては、昨日の担当部長の説明では、現状調査までも含めて、将来計画等をこの調査によって調べたいということだそうでありますけれども、数多く問題が残されているから、こういうような整備計画の策定調査をするわけでありますので、私、重複は避けたいと思うんですが、主なるこの地域の問題点はどういうことかということだけを御答弁を願いたいと思います。これでこの問題はとどめておきます。

次に御存じのとおり長い間紛糾を重ねてきましたダイクマの開店が、昨年の秋、実現しました。たしか60年だったと思いますけれども、この問題については議会に反対、あるいは賛成の請願が提出されまして、私、所管である建設委員会に属しておりまして、１年間この問題の対応に追われたような記憶が今でも生々しく記憶しているわけであります。いわゆる大店法というのがあるわけであります。これは、百貨店法というのは、前にありました。その思想を受け継いで、スーパー等の進出による混乱を防ぐために設けられた法律であります。こういう問題は大店法によって最終的には処理される問題でありますけども、この第１条に、こういうことがうたわれております。いまさら私から申し上げることもないわけですけれども、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業者の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする、こういうような大店法の趣旨が第１条にうたわれているわけであります。

大店舗自体が非常にぬえ的な法律だということがよく言われております。いわば二律背反的な面があるわけであります。この反対、あるいは賛成の両請願が出てきたように、一方では消費者の利益を保護しろ。一方では小売業の適正な正常な発達を図りなさいと、こういうようなことがうたわれているわけであります。いわば行政施策に負いますところが多いわけであります。これの経過の中で、最終的には多少の制限をつけて、開店ということになったわけでありますけれども、一番の問題点は、北野街道、通称川崎街道といいますけれども、あの道路の交通渋滞で非常に迷惑するんではないか、こういうこ

とが言われておりました。いま一つは、この第１条にも言われておりましたように、競合する日野市内の業者の打撃が大きいんではないかと、非常に商業活動が混乱するんではないかと、こういう二つの問題点があったわけであります。

すでに数カ月たっている、まあ言い方を変えれば、まだ数カ月きりたっていない段階で、まだはっきりした見通しがたたないということも言えるかと思いますけど、この二つの問題点ですね、交通渋滞の現状はどうなっているか。あるいはこれに対する対応はどうなのかと、言われたような交通渋滞が果たして今あるのかというような点。

それから開店によって隣接する商店、あるいは日野市内の競合する商店に対しての影響はどうなのか、まだあまり日時が経過していないので、はっきりしたことは言えないかと思いますけども、わかる段階で、現在この辺がどうなのかということを調査してありましたら、御答弁願いたいと思います。

次に七生土地改良区の問題であります。何か土地改良区といっても、あるいはピンと来ない議員さんもおられるかと思いますし、またこの問題はこの南平周辺だけに限った問題ではないわけであります。問題はこういうことなんです。七生土地改良区というのはどういうことかといいますと、これについては定款なり、規約があるわけでありますけれども、この規約によりますと、大分これは古い問題ではありますけれども、その目的が「農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良事業を行い、食糧増産に寄与することを目的とする」ということであります。もう大分前、この規約ができたのは昭和28年ごろだそうであります。今とはいろいろ状況がすっかり違ってきておるわけでありますけども、改良区の事業というのは、いわば農地の基盤整備——今の言葉で言えば、が目標であり、さらに言えば実際はあそこの幹線用水路の整備が目的であったわけであります。区域は滝合橋に用水の取り入れ口がありますけれども、あれから百草地区まで一連の地域、川崎街道の南側と、簡単に言えばいうことになるそうでございます。この幹線用水路の整備を目的として国なり、あるいは都の補助金の受け皿として、この改良区というのが設立されたわけであります。そして今と違って事業は直接施行で、補助金をいただいて、他の業者にやらせるのではなくて、改良区自体で幹線水路の整備をしてきたわけであります。まだ私も若い時分、組合員として改良区の組合員として、幾日も幾日もこの改良区の工事に駆り出された体験があるわけであります。およその経過は今申し上げたとおりでありますけども、最近になって一つ問題点が出てきたということは、いわゆる公共用地の査定の問題があるわけでありますけれども、今申し上げた改良区の地域については、都ではタッチしない、改良区自体でやりなさいと、こういう

ことになったわけであります。法的なことは私、あまり詳しくは知らないんですけども、制度的に改良区がある地域については、本来改良区自体でやるのが建前だ、こういうことだそうでありまして、公共用地の査定は、都ではもう手を引いたというのが現状だそうであります。

いろいろ宅地化に伴って、公共用地の査定の必要は数多くあるわけでありまして、今のところ、この区域の公共用地の査定はストップしているわけであります。そういう現状の中、改良区自体がもちろん公共用地の査定をするような資料もありませんし、その能力もありません。改良区ということ自体については、これは市に直接責任はないと言えば言えるわけでありますけども、今、用水路の整備というのは、市で御存じのとおり直接やっておるわけであります。そもそも改良区についても七生村当時の事業でありまして、半ば半官半民といいますか、事務所も当時の七生村役場の中に設けられておったわけでありまして、全然市では関係ありません、自治体では関係ありませんというわけにもいかないわけで、この対応をどうするかということが一つのまず問題点となってくるかと思います。

筋道から言えばどう対応するかという問題につきましては、すでに改良区自体がその使命を果たしたということ、いま一つはもうここ数十年と言ってもいいかと思いますけども、実質的には何も事業をしていないわけであります。役員自体もすでに高齢化して、中には死亡される方も出てきて、規約どおりの役員は現存していないような実情であります。そういうことで基本的には早く解散という、私に言わせれば解散しなければならないということでありますけれども、またこの解散については非常な事務処理が必要なわけであります。どういうことかと言いますと、幹線水路の改修に伴いまして、この水路に面して非常に多くの未処理の土地が残っている、小間切れ的にあるわけであります。すでに登記済みの土地もあるし、あるいは分筆だけして、登記を終わっていないというような土地がありまして、非常な経費と整理するには手間がかかる、とても改良区自体の手には負えないというのが、実情のようであります。ほおっておけばとても解散できない、解散の手続きは終わらないというのが、現状のようであります。何とかこの辺について市の手助けなりが必要だと思われます。この辺についての対応をどうするかというのが、大きく言って第２点の課題であるわけであります。改良区については以上です。

さらにあそこの南平駅北側に、松風地区という、これは皆さん南平高校開設の用地買収についてお聞き覚えの方は多いかと思いますが、鈴木独歩という方がおられます。その方が昭和40年ごろ手がけた造成地であります。この財産処理について数多くの問題が

残されております。この問題は調べてみましたら、まだ一昨年の12月議会で、小山議員が一般質問で取り上げておられまして（「そうだ」と呼ぶ者あり）、問題点なり、今までの経過というのはかなり正確に把握されている、質疑を通じてですね、浮き彫りにされてきました。議事録を私読んでみまして、問題点がこういうことだというような認識を持っております。その前に、これは新都市計画法が昭和44年に施行されたわけでありまして、それ以後については開発についても、このような、これから申し上げるような問題は、まず起こらないだろうと思います。それ以前の日野市内にも造成された地域が数多くあるわけであります。例を挙げて申し上げますと、梅が丘ですね、あの地区でもいろいろ問題がありました。これは昭和62年、63年にまたがって、市が多少の予算をつけまして、問題が公図訂正というような形で解決されたようであります。

さらに南平九丁目、通称南平台というところがありますが、あれが旧法による開発地域でありまして、中にまだ市道があります。その問題が残っており、平山地区にも平山苑というところがありますが、あそこでも比較的古く造成された団地でありまして、私道のままでいるわけでありまして、数多くの問題点を抱えているわけであります。

戻りまして松風地区の問題ですけれども、こういうことのようであります。開発されたのは、昭和42年から約44年だそうでありまして、ところが工事完了告示が10年後の昭和54年に出ていると、これには幾つかの問題点があって、このようにおくれたようでありますけども、この点については直接関係がありませんので、触れません。二つ問題点があるわけなんですけども、一つは中の道路がまだ個人名義であり、私道が残っている、市に移管されていない、こういう問題があるわけであります。中に、現状市の制度ではどうなっているか知りませんが、児童広場的なものがあるわけでありますけども、これが依然として開発者の名義で残っているそうであります。

さらに１番の問題点は、公共用地の中の整理がなされていない。整理がされてないまま、開発者から個人に売り渡されて、宅地になっている。依然として中はまだ公有地のままだと、こういうことのようであります。この問題について事情を調べるために、代表者の方にも最近お会いして、いろいろ事情も聞いてみたわけでありますけれども、非常に皆さん困っておられる、行政にも何回も何回も過去も長い期間かけて交渉した経過があるようでありますけども、どうもはかばかした対応はしてくれない。まあ問題は問題でありますし、担当者が次々にかわってしまって、らちがあかないという面も確かにあるかとも思いますけども、最近はあきらめたような気持ちも持っているようでありますけども、何とかぜひ解決したいという熱意は、確かにあるわけであります。中に排水

路と廃道、あるいは東側について水路敷があるわけでありますけれども、その処理がなされていないということのようであります。これについては、たしか昭和49年、50年にかけて、この水路敷、あるいは廃道敷については、市の手で現況測量がなされたようであります。その結果測量についてはほぼ確定したといっていいかと思います。この面積が491平米、想定という数字が出ております。また関係する戸数は、22戸だそうであります。この処理について、小山議員の一般質問の質疑を読んでみますと、すでに国有地でありますし、大蔵省の普通財産――水路敷については、なっておりまして、手続き的には払い下げ申請をして、今までの貸付料、あるいは払い下げ代金、あるいは登記料を負担する。本来これは開発者がなすべきことが今まで放置されていたので、筋から言えば開発者にやってもらいたい、こういうのが当然であるわけですけれども、それが全然見込みがないということで困っているのが現状であるわけであります。

ただ行政で全面的に、では肩がわりしてやってやろうかということについては、さっき申し上げたようにこれからもいろいろ同じような問題が他の地域でも出てくるわけでありまして、それとの兼ね合いもありまして、難しい面もありますけれども、ただできるだけの行政としても、市民が困っているわけでありますので、お手伝いはすべきではないか、こういうふうに考えるのであります。ただある条件といいますか、この地域につきましては、これは関係者にお聞きしたときに出た問題でありますけれども、市独自で整理すべき問題も何点か残されておるわけであります。その辺の整理の関連もありますし、無条件というわけにはいかないわけですけども、手続きの援助、手続き面の援助ですね、これは個人では払い下げ申請をする以上、非常にわからない面が多いわけですから、事務的な面については市の援助は当然すべきだと思いますし、あるいは経費についても無条件というわけにいかないにしても、多少の面倒を見てもいいような状況もあるのではないかというようなことも感ぜられるわけでありますけども、（「そうだ」と呼ぶ者あり）この中の道路の上地、あるいは今言った問題、放置されている公共用地の払い下げについて、どう対応を考えているのか、この辺が４番目の松風地区の問題については、まず質問として取り上げたいと思います。

次にこれは同じく昨日米沢議員が取り上げた問題ですけども、駅の北側の霞堤の問題です。これについては、昭和63年の３月だったかと思いますけども、あの地区の自治会から要望書が出ております。短い文書ですから、これを読み上げさしていただきます。

要望書、これは提出者は南平連合自治会長、田中連合自治会長です。市長あて。「南平地域は今日まで市による基盤整備事業が行われた地域はなく、もっぱら民間による宅

地開発が進められてきました。そのため幹線道路としては北野街道（都道）があるのみで、補助的な役割を果たす道路は皆無であります。もし北野街道に事故が発生した場合、南平地域は当然のことながら広範囲な地域にわたって、都市機能が麻痺するばかりか、都市防災上、最悪の状況が予想されます。このような都市機能上欠陥がある南平地域の解消のために、平山橋から一番橋に至る浅川堤防道路の整備を早急にお願いします。特に南平駅付近は用水路の放水口のため、堤防が開渠となっております。そのため道路としての機能が果たしていない状況であり、用水路のふたかけ等で道路の接続を１日も早く実施していただくよう地元の住民として切望いたします。」以上です。

米沢議員の質問にもありましたように、俗に言うあそこは霞堤になっておりまして、堤防がとぎれているわけであります。法的にはたしか平山橋からその霞堤まで来る道路、あるいは霞堤から一番橋まで抜ける道路については、公道にはなっていないはずでありますけども、住民が相当数あの道路を利用して通行しております。ただその霞堤の部分はちょっと言葉では言いにくいんですけども、カーブ、それも細い道路のカーブをしなければ一方の道路から一方の道路に抜けないというような事情があります。この要望書でも申しているように川崎街道、北野街道といいますか、都市計画上は拡幅の予定があるわけですけども、都へ行っても今のところ全然計画はありません、このような答弁が返ってくるわけであります。補助的な道路として、日常道路として使われているわけですから、ぜひあそこの整備を早急にやってもらいたいというのが、この要望書の趣旨でありますし、私の要望でもあるわけであります。

あそこは都市下水道というのがありますね、あの排水区の関係ですけども、南平、西排水区の終末点にもなっているわけで、将来的には樋管の設置がどうしても必要なところであります。担当者に聞いてみますと、樋管の設置については、これは浅川のあの地域についても上流から数えますと、滝合橋の下に一つ樋管があります。それから平山橋のちょっと下にも、京王住宅からの排水路について樋管がある。きのう帰りがけにあそこを通ってみたわけですけれども、都営住宅の東側にも小さな樋管があります。ほかにも樋管が今までの建設に対しての例はどうなっているかを担当に聞いてみましたら、黒川下水路の樋管がありますね。それからいま一つ、高幡橋の上流に樋管が一つあるわけであります。いずれも補助金はあるにせよ、工事はこれは市でやったというような事情のようであります。堤防については、もちろんこれは都負担ということになるかと思いますけども、その辺の関連もあるにしろ、何とかあの辺の整備を早く進められないものか、こういうのがこの霞堤についての私の質問です。まず以上のことについて、答弁を

お願いいたします。

○議長（市川資信君）　　簸野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　それでは第１点目の南平駅周辺の、現在整備計画の調査をしておりますけれども、その調査区域の課題と申しますか、問題点がカラフルである、この点についてお答えしろということなんですが、詳細に当たりましては、この報告書が出てまいりますと、明らかになるわけでございますが、現在感じておることを申し上げますと、まず道路問題が挙げられると思います。これは北野街道でございます２・２・12号線でございます。これは都市計画法上は、都市計画決定している幅員は16メーターでございます。この16メーターの構造は一般的に申し上げますと、対向２車線で、両側に車の停車帯を設けるということでございます。現在のこの都道におきましては２車線で、車がいわゆる対向を走るだけの幅員でございまして、荷物の積みおろしでありますとか、あるいは車の故障で停車をしているときにつきましては、車の通行に大きな障害が出ているということでございます。これらの問題が一つ挙げられるのではないか。

それから道路の中で生活道路の問題でございます。調査区域は30ヘクタールございますけれども、この中の道路につきましては、従前水田でございましたので、その水田のあぜ道がいわゆる生活道路と化しているわけでございます。これらの道路を整備をする必要があるということでございます。

それから２点目は排水の問題でございます。これは特には雨水の関係でございますが、集中豪雨時におきましては、現在の排水路が、従前の用水路でございますので、完全に排除できないという問題があるわけでございます。

３点目は公園でございますが、この30ヘクタールの中で考えますと、児童公園であるとか、あるいは近隣公園が不足するであろうというふうに考えております。しかしながらいま少し区域を広げてみますと、現在つくっております南平丘陵公園等もありますので、広い意味では充足する、そういう状況ではないかというふうに考えております。

それから４点目は、駅周辺の土地利用の問題ではないかというふうに考えます。これは一つは、商業等の関係と、一つは駅の広場、及びその駅に来るところのアクセスの問題でございます。現在、いわゆるバスでありますとか、タクシーとか、あるいは歩行者の道路としては完全な、まあ不完全な状態でございますので、こういった問題についても今後の大きな課題ではないかというふうに思っているわけでございます。

それからあと一つは、30ヘクタールの中には当然幹線道路の中には住宅地があるわけでございます。こういった幹線道路の後背地の住宅環境の保全ということも一つの課題

になるんではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　２点目のうちの１でございますけど、ダイクマ開店後の交通状態の現状はどうかということでございます。これについてお答えをいたします。

ダイクマの開店後の交通状況は、定期的に現地の調査を行っております。最近の状況では、特に問題になるような交通の渋滞はございません。なおこの件についても引き続き現地の状況を調査していきたいというように考えております。

○議長（市川資信君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　それでは２点目の２番でございますけども、ダイクマ出店に伴います近隣商店への影響との御質問でございます。私どもで調査した、つかんだ状況でございますけども、ダイクマが商工会の会員にもなりましたし、また市の電気商組合にも加入したということでございます。特に今のところ、商工会等にも問い合わせたところ、今のところ特に問題はないという答弁でございました、というお話を聞いております。

それから３点目の土地改良区のことでございます。土地改良区は昭和28年に東京都の認可を受けまして、設立しております。その後また30年には地域を広めまして、現在の七生村土地改良区という名前に変更して、事業の拡大を図ってきております。昭和30年代までは事業に努めておりましたけども、40年に入りまして、一応の目的を達成したという経過がございます。そして昭和41年の総会におきましても、事業の終結が図られております。東京都の指導によりまして、解散の準備が進められていたわけでございますけども、いろいろな諸般の事情といいますか、現実には解散に至らずに今日に来ているのが現状のようでございます。

しかしながら時代を経過するに従って、解散ということが非常に困難になるわけでございます。先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、役員の高齢化、あるいはなくなられた方ということがございますので、早急な解散が必要であるということで、昨年の10月でございますけども、指導機関でございます東京都労働経済局、農林水産部、農地課を窓口といたしまして、現在解散準備を進めているところでございます。市といたしましても東京都に協力いたしまして、１日も早い解散を推進してまいりたいと考えております。

なお御質問にございました解散にかかる費用の件でございますけども、現在土地改良区の財産がどうなっているのか、どのくらいあるのか、不明でございますので、何とも

言えませんけども、不足するような場合は、東京都の協議の中で何らかの対応を経なければ、市としてもしなければならないのではないか、このように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　それでは４点目の松風地区の公図の整備という中で、お答えをさせていただきます。

この件に関しましてはもうすでに御存じのように、事業主は東南アジア資源開発連盟の代表者、鈴木重信氏の宅地開発造成をした区域でございます。完了後の財産処理がまだ未処理になっているということで、この中でも分譲宅地内の従前の公共用地、先ほど御指摘がございました道路敷、水路敷が公図上に残っておりまして、まだそれが処理されていないということでございます。

市ではその後、これらについて整理するために昭和59年度と60年度で、測量を実施した、資料の方の作成も行ったということでございます。その後、地元関係者並びにこの事業主の鈴木重信氏と、３者で処理について協議を進めてまいりました。まだこの解決には至っておりませんけれども、なお引き続きこの関係者及び関係機関と協議を進めていきたい。まあ御質問の趣旨を踏まえた中で、早急に処理ができるように検討していきたいと思っております。

それから５点目でございますけど、駅北側の霞堤の改良についてということでございます。これについてお答えいたします。この地区の基盤整備の事業は、とりわけ平山橋から一番橋に至る浅川の堤防道路の整備でございます。従来からこの件については議会の指摘や、先ほど議員さんがおっしゃっいました地元の要望が出されています。この上流と下流を結ぶ霞堤の部分の改良については、昨日の米沢議員さんの御質問に対してもお答えいたしましたけど、建設省といたしますれば、樋管の設置が前提であるということで、この樋管は設置する場合には河川管理上非常に厳しい条件がついてくるわけでございます。また堤防上の道路についても、この当該区域の堤防が現状は未改修であるということでございます。将来、この堤防の計画でございますけども、将来計画でございますけども、将来は計画の断面の変更が現況からすると、予想されるというような状況の推移でございます。こういう点を見守りながら、今調査中の南平駅周辺地域の整備計画の策定の調査をしておりますんで、この中に含んでいただいて検討されるように協議を進めていきたいというように思っております。以上です。

○議長（市川資信君）　　旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君）　　それでは順次再質問をさしていただきたいと思います。

市長のこの定例会の冒頭の発言の中でいろいろ申されたわけでありますけども、その中で基本的にこれからの社会として、物の豊かさよりもむしろ心の豊かさを求めることが必要であると、そういうことが行政の課題になってくるであろうと、こういうような発言があったわけであります。今、この１番についての問題の中で、公園の問題について触れた点がありました。たしかあそこに南平丘陵公園というのが、近くにできるわけであります。ただ今言った――コミュニティー施設の整備という面から申しますと、あれは丘陵公園は丘陵公園なりの使命はあるかと思いますが、そのほかに地域に小さな児童公園なりなんなりの設置がどうしてもこれから必要になるかと思います。そういうところで、例えば子供を遊ばせるにしてもなんにしても、どこもそういう施設がないということでは困るわけであります。家庭の中はとにかく、地域で人と人の触れ合い、連帯意識を持つということについては、どうしても地域の人たちの交流の場を設ける、こういうことが大前提ではないかと、私、こう思うわけであります。私の周辺でも児童公園的な施設は全然ないわけであります。それじゃ小さい子を連れてどこに行くかといったら、四丁目の、今度区画整理区域内にこれが、区画整理の事業の一つとしてできたわけであります。あのはるか向こうまで行かなければ、子供が一緒に遊ぶような施設が私の区域には一つもないというようなこともあるわけであります。ひとつ早急に、言うはやすく、行いは難しいということもありますけれども、ぜひその面を心がけていただきたいと思います。

それから２のダイクマ問題、開店問題のその後の状況についてですが、交通状況は確かに今部長の答弁にありましたように、当初心配されていたほどの渋滞は見られないようであります。これはあそこの、これまでは――この本会議という公開の場で言うのは、差し支えがあるかと思いますけども、来客数がどうなっているかという問題、もう一つはありますし、あの店舗へ来るお客が電車利用の人が多いというようなこともあるようでありますが、一つは駐車場の設備、あるいはそこへ張りつける案内係の配置が適切であるかどうかというようなことも、大きく交通問題については影響するのではないか、こういうふうに考えます。

それから周辺の商店街に対する影響についても、現段階ではまだ日も浅いわけですが、さほどの影響は見られないというような答弁だったかと思います。何か市長選に関係して豊かなどうのこうのという会議がありますね。確かに今の日本の経済状況からいって、所得については、すでに勤労者１人当たりの所得が、円高の影響もありますが、世界一

になった、アメリカをも抜いた、こういうような実情の、統計的にはあります。

しかしながらその割りには生活の豊かさの実感がない、それをどうするかというのは、これからの大きな行政の課題だと言われております。どうして――その原因はどういうことなのかというと、一つは生活物資が高くなって、国際水準に比べて非常に高い、生活物資、あるいはサービスが国際水準の約２倍だと、こういうようなことが言われております。もちろん住宅問題もあるかと思いますが、それを解決するには、市の豊かさを追求するにはどうしたらいいかということが、今の行政の大きな課題なわけですけれども、一つは農産物を初め国際的に割高な物資の自由化という問題があります。一つは食糧自給という問題もあるわけでありますけれども、生活物資を安くするということが、長期的に見ればこれからの課題ではないかと思うわけであります。

どうしてそんなことをきょう言うかということは、生活物資を安くするという一つの手段として、流通業界の合理化という問題があるわけであります。今、平均的にいって、製造者から消費者の手に渡るまでに、流通経費がどのぐらいかかっているかということですが、約平均して50％だ。つまり製造原価の50％増しで、消費者の手に渡るというのが、平均的な現況のようであります。

なかなか円高差益の消費者還元といったところで、今のような流通業界の現状では、難しい面が多いわけであります。大店舗法の改正の問題も出ております。商業振興というのも、確かに大きな、いわば産業振興の一つとして、市の行政の大きな課題でもあるわけでありますけども、商店街の環境整備ということも一つの手段かと思いますけども、根本的に見ればいかに消費者に安価な良質の商品を、安価に提供するかということが基本的な問題ではないかと思います。今、よく日野市内の商店の現状を見てみましても、そういう面でスーパー化、それからチェーン・ストア化、セルフ・サービス化、こういう面が急速に進んでいるわけであります。これは時代の要請で、流れで、やむを得ない面であり、消費者にとっては、相当なメリットがあるのではないか。生活の豊かさを求めるためには、流通業界の合理化ということでは、必然的な流れではないか、このように私は考えております。

いろいろ商業対策についても考えられているかとも思いますが、基本的には他市の商業と対抗するには、また消費者の利益を守るためにも、いろいろの面で商店街の整備ということと、商業の近代化ということが、今言われたような良質な品を安価に提供するというのは、これは商業の基本的な課題であるわけですから、そういう面の市の対応も必要ではないか、こういうふうに考えられますけれども、市長はそれについてどう考えていられるか、答弁をお願いしたいと思います。

いま一つは土地改良区の問題であります。一つは担当部長の説明でほぼ了解したわけですが、私の質問についての答弁が一つなかったのは、今の境界査定の問題ですね。それについてどう考えられているか、今のところ冒頭申し上げたような事情で、都では手を引いて、境界査定があの地域でストップしているといってもいいかと思いますけれども、それについて行政としてどのような対応を考えているか、この面を１点答弁していただきたいと思います。

松風地区の問題につきましては、これは一つはさっき言ったように道路の移管の問題、一つは公有地の払い下げの問題があるわけでありますけれども、この開発者との交渉というのも、確かに全面的解決に至るまでには必要かと思います。しかしこの払い下げ問題については、開発者との同意なり何なりは、手続き上は必要ないはずであります。ぜひこれは、小山議員の一般質問の中を読んでみましても、まず市長の言うことには、関係者の熱意が必要だと、それを市側でお手伝いするんだと。これ確かにそうかもしれません。私が幾日か前に、あそこの代表者の方にお会いしたときには、それを解決したいという、あるいは多少負担してもぜひ解決したい、こういう熱意は全然今もって変わらないんだ。ただ幾ら行政側にお願いしても全然といっていいほど、進展は見られないんだ。まあ59年、60年にわたる測量の問題は確かに一つの進歩かもしれませんけれども、どうも快い対応がないんだ、いわばもうあきらめ気分だ、ムードだというようなことを言われているわけであります。また関係者が市にお願いに来るかと思いますが、その辺の対応をぜひきちんとお願いしておきたいと思います。

次は霞堤の改良問題ですけれども、これについてはこの一番の整備計画の問題が都の関連もあるようであります。また建設省との負担の工事にかかるとなると、負担の問題もあるようでありますけれども、ぜひ市長、先頭に立って建設省なり国サイドと交渉していただきたい。そしてさらに、なるべくできるだけ早くこの要望書にもありましたような地域の皆さんの要望でありますから、ぜひこの問題を解決ないし実現していただきたい、この点についても市長の見解をお願いしたいと思います。以上です。再質問。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　諸問題の解決に先頭に立てということでありますので、全くそのつもりでおるということを申し上げておきたいと思います。

それで南平駅周辺のことにつきましては、きのうの米沢議員の質問の際に、総括的な見解につきましては申し上げておきました。南平地域に自転車置き場をつくったとか、

ちょっとした集会所をつくったなんていう範囲ではなくて、まず南平小学校をつくったということから始まりまして、あの地域全体の施策にはかなり努力を注いでまいったということを申し上げておきたいと思います。

御指摘の質問の範囲に入りまして、駅周辺、30ヘクタールの将来の環境整備を目指す基本調査ということに、今取り組んでおりますので、それらの報告を待って、十分地元に素案を説明をして御了解をいただく、こういう手順で、全体の事業を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

それから、具体的にダイクマ問題、騒いだほど、大きい影響はないではないかという御指摘のようでありますが、これはまあ時間がまだ短いことでありますし、恐らくお店が余りはやっていないということから出てくる、想像したほどの騒ぎ（「市長の言うこと、お粗末」「お粗末極まりない」と呼ぶ者あり）には、現在のところなっていないというふうに見てよろしいかと思っております。

それから土地改良区のことでありますが、土地改良区のことは、長い歴史を持っております。私は土地改良区の機能というのは、仕事はほぼ用水管理が必要なる時代のことでありますので、現在は土地改良区の仕事はほぼ終結をしておる。したがいまして、財産権ということで財産の主張をあまりなさることなしに、市に移管をしていただくという意思がおありならば、まずそこから解決が始まっていくというように思っております。公共事業でありますから、水路にいたしましても、あるいはそれに伴う用地のことにつきましても、ひとつ市に移管をしていただくということで、大きく問題の前進を図っていきたい、解決を図っていきたい、このように考えております。

消費者と流通の関係につきましては、考え方はそう変わるわけではないわけでありまして、消費者になるべくいい消費財を正しい流通で提供する、その仕組みは都市の中に秩序を持って行われるということは、私も同感でありますし、またそのような施策を進めていくということで、地域の消費生活とまた消費財の流通について、つまり間に立つ商業という手段について、適切に環境整備等を図っていただく。また商工会にも時代にかなう事業を営んでいただくというふうに御指導したいと思っております。

問題の松風地区、つまり鈴木重信という方が開発して宅地提供をした、後遺症が大きく残っておると、こういうことでありまして、私は開発事業の数々の後遺症を適切に、つまり当事者の方々が積極的な意欲を持ってもらうということで解決ができたように思っております。私水道の場合もしかり、あるいは梅が丘の地図混乱のことも同様でありますし、やっぱり当事者の方々に、一定の組織を持った個人個人の御要望を、地元でまとめて、そうして行政と適切に対応していただく。こういう関係で解決は可能でありました。解決することができました。松風地区にも公有地をどのように整理をし、現在の指導者の方に、現在宅地として使っておられる方に提供できるかということをもう一遍整えて、整理をいたしたい、このように思っております。このことについては最後に残る一つの課題ということでありますので、私も積極的に対応をいたしたい、このように考えておるところであります。

それから霞堤につきましては、きのうもお答えをしたとおりでございますが、豊田との関係もございますし、今回の調査機関に求めております調査報告によって、今後の適切な対応をしていきたい。やはり樋管をつくるということが前提になりますので、樋管のことにつきましても十分京浜工事事務所と協議をし、御指導をいただきながら、なるべく早期に一番日野市に適切に、適応する方法で解決をしていきたい、このように課題として持っております。

日野市の市民憲章第１節には、今お話のとおり、心豊かにということを申し上げておるわけでありまして、物の豊かさから、それに伴って心の豊かさがこれから地域社会に、特に市民生活の意識に、そのような傾向のある、行政はそれに対しまして、適切な対応のできる、つまり行政サービスのできる状態をつくる、こういうことが目的だと思っておりますので、そのように取り組む考えでございます。

○議長（市川資信君）　　旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君）　　改良区の問題について、境界査定についてのこれからの問題点があるわけですが、それについて何か建設部長さっき答弁いただきましたか。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　ただいまの問題については、先ほど答弁しておりません。先ほど土地改良区については、生活環境部長の方からるる御報告がございましたけども、私の方は一応前提は先ほど市長が答弁いたしましたとおり、やはり事務的な整理、改良区の問題が整理された後に、そういう問題についてを我々がやっていかなければならないということでございまして、今その点についても各内部で協議をしております。以上です。

○議長（市川資信君）　　旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君）　　任期満了間際の市長にあまりこうああしろ、こうというような約束を取りつけても仕方のないことでありますので、あまりこれ以上申し上げませんけども、松風の問題については、これからのどんなふうにして解決するかというような段

取りは、一昨年の12月の小山議員の質問の中ですでに（「そうだ」と呼ぶ者あり）伊藤部長の答弁の中ではっきりしているわけであります。あとは実行あるのみなんです。そのとおりなんです。ひとつその辺を考慮に置いていただきたいと、こういうことなんです。

いま一つはあの松風の開発区域から東の方へ伸びる道路があります。たしか４メートルから６メートルぐらいの道路ですが、あれは七中の敷地まで依然としてとっぱずされたようになっているわけです。あの処理を全然済んでいないわけです。これは住民の方から聞いたわけですけれども、いわばその辺、あれは39号線とかいいましたけども、あれはどこまで延長されているのか、私、まだ確認はしてないんですけども、実質的には市道の機能を果たしているわけです。また契約上がどうなっているか、それも私確認してはおりませんけども、あの状態をいつまでも放置しておくと、12月議会でしたか、例の日野台地区の道路の和解の案件が出てましたね。あれと同じ問題が将来発生するんではないかというような懸念もあるわけです。どうしてかというと、登記簿上恐らくあそこに借地権や何かを市で設定しているわけじゃないかと思うんです。となると、善意の第３者にあれが登記簿上名義を移されると、市ではそれについての対抗手段がないわけですね。単純な私の法律的な知識から言うと、恐らくそういうことになるかと思います。その辺の――あのまま放置しておくと、何かそんな心配が出てきやしないかというふうに、私心配するわけです。その辺何か所見がありましたら、伺っておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほど、まあ申し上げましたとおり、土地改良区ということで、水路管理が行われた。その事業が水田の非常に少なくなったことに伴って、あるいは組合自身が規約でしょうか、あるいは法規に基づいた事務処理が停滞をしたというふうなことで、多少処理に困難をする面がある。しかし基本的に行政にひとつ財産も――権利を主張ということでなくて、処理をするということに重点を置いて、そして財産等についても適切な御判断がいただけるならば、私は解決のきっかけが生まれてくると、こう思っております。財産権をというようなことで、何か登記されているものを主張されますと、なかなか解決が難しい。

そこで基本的な姿勢、まあ東京都の御指導もいただかなければなりませんが、これまでも公共の用地として使われているものですから、公共用地としてひとつ処理に向けていただく、こういうことで御判断がいただけるならば、私は処理のきっかけが生まれてくる、このように申し上げたいわけであります。

○議長（市川資信君）　　旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君）　　今、私が再質問したのは、改良区の問題じゃないんです。松風地区の開発されたところから、七中の敷地までに開発者の名義の土地の道路がある、それの処理をどうするか、何か見解があったら聞きたい、こう言っているわけです。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　松風と言われる、いわゆる鈴木重信さんの開発し、宅地を提供した地域の範囲に、そういう未処理の問題がある。これらはやっぱり一挙に解決を図ることによって、処理が完了ということになると思いますし、よく聞いておりますのは、あそこの遊び場としていよいよ残されている宅地にまで、ときどき商品的な見方をする人がいる、こういうふうに申しますから、周辺の方に私は十分その点は監視しておいていただいて、そしてそれらを一括して、もう独歩さんの持ち物ということはもう本質的にはない。ただ名義が残っているということですから、そういう形でみんなが理解をし、またみんなで共同でそういう対応する、このことについての行政が間に立って、あっせんをしたり、処理をしたりすることをしていただきます。こう申し上げておるわけであります。

○議長（市川資信君）　　旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君）　　改良区の問題については確かにもう使命を果たしているわけです。あのまま存続することは将来ますます解決を不可能にするということは事実であると思います。できるだけ早い機会に、改良区自体で財産処理は不可能なことですから、市でその辺手伝っていただいて、処理していただきたい。あの改良区の財産、多少なり、あちこちに水路の未処理があるわけですね。これはお渡しすることがどうとか、そういう気持ちは全然組合員なり関係者にはないかと思います。ぜひその辺をお願いして、また引き継ぐなりなんなりしていただきたいと思います。まだちょっと申し上げたいこともありますけども、あまり時間もないようですから、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市川資信君）　　これをもって６の１、南平駅周辺の諸問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分　休憩

午後１時20分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の１、日野市長期計画の事業は予算の確保はできているのか？の通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（天野輝男君）　議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

日野市内の土地区画整理事業や、国道・都道の工事が進捗する中で、21世紀に向かっての日野市内の町も新しい時代を迎えていることを強く感じております。第２次基本構想では、日野市の目指す都市像を緑と文化の市民都市と定めております。この都市像実現に必要な施策は５本の柱を基礎として展開され、施策の大綱、現実の市政の中で具体化するものとして行政の各分野で立案した計画を予算編成の上の資料として毎年度作成した全体計画、及び事業計画をもって、実施の指針としておりました。

昭和63年度作成されました日野市基本計画を計画書を見る限りでは、私自身納得できない面が多くあります。長期計画の目的はどのようなことが必要でありましょうか。日野市内における市民の有効に、しかも利用できる大規模な施設が一番必要じゃないでしょうか。この施設は多額の予算が計上されます。日野市内には、日野市全体が利用できるような大規模な総合体育館等はありません。このような施設をつくるためには、長期計画のもとに予算の裏づけが必要であり、市民の要望、利用する市民の意見をも生かすために必要な配慮がなされなくてはなりません。

３年前になりますが、総合体育館建設の件で一般会計予算委員会での説明がありました。質疑に対する市側の答弁、お答えは、仲田緑地、保留地内の総合体育館については、体育館と住宅公団の高層建築を合併したものを考えておると、このような説明がなされました。私はこのことを聞いたときに、自分の頭を固いものでたたかれたようになりました。そのくらい大きいショックを受けたわけであります。私は当然市側の構想には反対せざるを得なかったわけであります。そのときの森田市長の答弁を今も忘れることはできません。市長の説明ですと「仲田の留保地、蚕糸試験所等の国有地の払い下げには約100億円以上の費用がかかり、仲田の留保地3.4ヘクタールの払い下げにつきましては、大蔵省の管財課では土地利用計画書を添えて提出しなさい。しなくちゃならないとのことであります。そのためには1.4ヘクタールの半分を住宅整備公団に処分して、総合体

育館の建築費の一部に充てるとのことであります。

そのとき市長の説明は、この100億円の予算のめどが立たないために、この仲田の留保地を買って、体育館をつくるということについては、やはり一部処分をやむを得ないのだということでありました。その後、本町北地区基本整備計画報告書の中では、仲田の3.4ヘクタールの留保地の一部に対しては、やはり公団住宅の高級住宅を計画しております。私はこの問題についてもやはり恐らくは市長は日野市には、三つの核をつくってその中にこの施設もつくるということを再三、私は聞いてきたわけでありますけれども、やはり日野市の場合、どう考えても総合体育館というものをつくるということは、仲田の緑地以外ないと、私は思っていたわけであります。そういう面で、私はこの仲田の留保地以外に総合体育館をつくる場所はないなと思っておりましたもんで、私は市長に、この件について質問したことがございますけれども、やはりこのところにつくるということになりますと、日野市の住民が、市民が十分利用できるようなものでなくてはならない。将来20万の人口が予想されているならば、やはりこの21世紀を迎えて、道路網が整備された場合には、恐らく日野市内の利用者が車で来ることも予想されます。そのために駐車場も確保しなければならないと思っておるわけです。そういう面で私はこの総合体育館の件について大変興味深く、日野市基本計画をながめていたわけであります。といいますと、この基本計画書の中には総合体育館の予算が入ってきていないわけであります。日野市の体育連盟から、請願や陳情が出されてきております。市長はこの仲田の緑地総合体育館をどのような計画をしていらっしゃるかどうか、まずお聞かせを願いたいと思います。

私がこのようなことを質問しておりますのは、長期計画の事業計画については、市民が有効に利用できる施設であるということが、一番大切であります。21世紀に向かっての十二分利用できる建物であるかどうかということが、一番問題ではないでしょうか。７年間の長期計画の中では、日野市のおくれております区画整理事業、下水道事業、道路事業等が優先されることが、先決ではありますけれども、やはり私は他市と比較しても、やはり今日まで公共施設をつくったその建物というものは、やはり使いづらい面もあると思うんですね。そういう面で総合体育館というものはほとんど、恐らく26市のうちに立派なものができております。そういう面でぜひこの市民の要望にもこたえるためにも、やはり立派なものをつくらなきゃならないと、このように考えているわけであります。

日野市の将来像というものを考えた場合には、日野市民のすべての人々が、できるだ

け平等で、地域差を感じさせないような建物が必要であります。そのために土地利用の面から考えていくことが必要じゃないでしょうか。昭和57年度の土地利用現状報告によれば、当市の用途別土地使用率は、宅地が最も多く、36.7%、続いて農地は16.7%、道路、鉄道等の用地が12.4%、原野が9.8%、三多摩26市の平均と比較しますと、宅地はやや低くなっております。原野の比率が他市と比べて著しく高いのが特徴である。樹木別の土地面積を見ると、61年度には田が6.5%、畑が7.6%、宅地が36.1%、山林が５%、その他が42.8%となっております。日野市市内の土地利用状況は、人口急増期に農地や山林の宅地化が進み、大きな変化を示しております。35年度と比較しまして、宅地が３倍以上に増加した反面、田畑、山林の合計は３分の１に減少しております。

これらから私が理解できますことは、市内の土地区画整理事業を通して、土地利用をできる土地は、だんだん限られてきているわけであります。そういう面でこの公共用地というものもやはり市民、地域の当事者たちがやはり一番必要であるというようなものを考える必要があると、私は思うわけであります。私はそういう面で、やはり21世紀に向かってやはりこの国際化ということが、大変叫ばれているわけであります。やはりこの国際化を迎えるということについては、やはりスポーツを通して、そして市民であるという誇りと、そしてそのスポーツを通して教育していったり、やはり政治や宗教というものに左右されないような、国際的な人材を育てるということが、大切ではないかと私は思うわけであります。そのためには、体を動かして、そして汗を流しながら、お互いに友情を深めるということが必要ではないでしょうか。

長期計画の中には、私が期待していたようなこの総合体育館というようなものもないわけであります。私はこのあたりが一番日野市において、危惧しておるところであります。やはりこの区画整理事業を通しながら、日野市のもっと市民が有効に利用できるようなものを、優先して考える必要があると私は思います。そしてこの区画整理に当たっては、当事者の意見を一番尊重するということが、必要ではないかと思いますが、この２点について市長からの答弁を求めたいと思います。

○議長（市川資信君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の主題は、日野市長期計画の事業は、予算の確保ができているか、まあ予算の確保ということは、財源計画が伴っているかということでありますので、そのような考え方で一段階の答弁をしておきたいと思います。

今、御指摘の日野市の基本計画、これはいわゆる前期３年、後期４年の７年計画ということでありまして、長期計画というよりもその前段の中期計画というふうな位置づけ

であるというふうに、お考えしておいていただきたいと思っております。そしてこの計画書の末尾にも伴う財政計画、これも記しておりまして、この計画の裏づけに財政計画も十分支えられる内容を持っておるというふうに、御認識をいただいておるものと思っております。そこで今総合的な質問の中の特に体育館のことと、それから区画整理のことについて、私より答えるように質問がございましたので、その点にしぼってお答えはしておきたいと思います。

いわゆる桑園跡地にかつて約10ヘクタールと言われたものでありますが、東西にわたって道路２・２・11の道路敷をすでに予定をしていることは、御承知のとおりであります。そうしてその南の部分、4.2だったと思いますけど、これは市民の森スポーツ公園としてすでに施設が完成をしておる、こういう事情でありまして、いわゆる北側の留保地、3.4ヘクタール、これの利用に伴って、いわゆる総合体育館の計画が存在をいたしております。３年ほど前だったと思いますけど、私は南方の市民の森スポーツ公園の完成に続いて、残るいわゆる保留地、3.4ヘクタール、管理当局は、大蔵省財務局にあるわけでありますが、また財務局の国有地処分に伴う審議会におきまして、将来の都市像の見通しとともに、この留保地を処分をすると、こういうことになっておりまして、一応都市像が見通せるということで、日野市にぜひこの用地を払い下げていただきたいということは、引き続きお願いをし、また御当局もそのように認識をいただいておると、こういうことであります。

ところで、その具体的な当該地の利用計画、当時私も総合体育館をぜひ従来の考え方に沿って、8,000平米ぐらいのメインになる体育館、これを建てたいという計画を生かしたい、このように考えて、その方策を立てたことがあります。つまり土地を買うにも、その当時でも恐らく30億円ぐらいはかかるかと、また体育館に十五、六億ないし20億近い金がかかること。したがって50億という大体の財政見通しをしなければならない。こういう事情でございましたので、その方策として住宅都市整備公団に協力をしていただくということを思い立ち、ある程度の建物をつくらせるということを条件にして、そして東方にあたる部分に体育館もあわせてつくりたい、この割合は3.4ヘクタールの面積は、体育館用が２ヘクタール程度、それから住宅用にして1.４ヘクタール程度と、こう考えておりました。地元でも特にその方面からの議員の御意向も必ずしもそれに直ちに賛同ということでもないようでありますし、まあ緑地を残したいということ。とりわけ樹林を残したいということと、いろいろとの整合性を考えてまいってきております。そのことに加えて、特に加わった事業といたしましては、モノレール構想、いわゆる新都

市交通システムと言われるモノレール構想が立日橋を渡って、甲州街道の方向に向かい、まあ新都市交通システムの構想が東京都の方から導入をされ、我々もそのことは日野市に大きく南北交通の打開ということで、利益にもなり、また日野市として協力すべきだと、こういう判断に立って、そのこともあわせ一つの要素になってまいっております。その後特に南北道路の２・２・10でありますが、この２・２・10、あるいはモノレールコースを完成させるためには、相当な用地買収が必要である。これ国有地以外の部分、民地が必要でありますので、そのこととあわせ考え、この留保地と言われるこの部分もあわせて、新しい町づくり構想、このことをその考え方を発展させたわけであります。そしていわゆる東町地域の区画整理手法によって行うことが適切ではなかろうかということが、30ヘクタール区画整理構想になっておるわけであります。国有地もその中に編入いたし、あるいは日野橋に近い羽田ヒューム管もその区域に入れて、30ヘクタールという面積構想が出ておるわけでありまして、その区画整理の操作、換地の中で、体育館用地に使うべき部分、あるいは緑地を残す部分、そうしてある程度の建物を高層住宅が建てられる部分、つまりこれは川寄りを考えるわけであります。

そういうことで今総合体育館構想は、少し――少しというよりもかなり先になる、こう言わざるを得ません。区画整理事業に取り組み、換地が決まり、使用収益が開始できるというのは、相当の時間を要することになりますので、そちらの方に具体的な課題をかけてきた、こういう状況であります。

それからしたがいまして、総合体育館はいずれはこの東町地域に所在をいたします、まあ仲田地域といってもいいわけですが、桑園跡地を予定地として目指すということには、何ら変更はございません。そういう経過によりまして、体育館構想は中期の計画には必ずしも明確には描かれてない、こういうことは御指摘のとおりであります。したがいましてもう一方の、つまり区画整理事業はもちろん住民の方々、権利者の方々の完全合意を得なければならないわけでありますし、近く計画決定、事業決定の手順を進めるための、また地元説明会も予定をいたしておるところでございます。

大きな計画でございますし、新しい日野市の玄関をつくる、ないしは市内に所在する国有地を確保することによって、いろいろな意味の将来の展望に立つ、もちろん市民に使いよく、また総合的に使われる、御指摘のとおりの、また国際的に役立つ面もあるでありましょう。そういうことで将来の展望を持ち得ておるというふうに御理解をいただければ、幸いでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　市長の考え方が、要するに桑園の跡地ですか、そこに総合体育館をつくりたいという気持ちは変わらないということでありますけど、ただ３年前と大分市長の考え方も変わっておられるんですよ。私はこれ３年前質問したわけですから、そのとき市長の答えは、多分記憶のいい市長ですから、覚えていらっしゃると思いますけれども、この要するに桑園の跡地の留保地の部分と、そして蚕糸試験所等のあの国有地の払い下げのことで、まあこう考えると、夜も眠れないんだ、心配でですね。眠れないんだということであったわけです。だからそのためには特に仲田の留保地を払い下げしていただいて、体育館をつくるということにどうしてもやはりその一部分を処分しないことにはできないんだという考え方であったわけです。確かに変わってもあのあたりも、おかげさまで、変わってまいりました。そして確かにこの東京都との交渉があるでしょうし、また東町という道路と、そして――この道路というのは要するに２・２・10、また長期構想によって、遮断されてしまい、一つの部落が三つにも四つにも分かれてしまうというような、そういう日野市でも一番の問題を抱えている地域であると、私は思うわけですね。そういう面から見まして、やはり日野市だけの考え方じゃなくて、確かに東京都の考え方も取り入れて、こうやっていただくということは確かに理想であると私も思いますけれど、やはりこれらの総合体育館をあそこにつくるということになりますと、確かにもう本当に３年や４年じゃとてもとてもできるものじゃないと思います。確かに今回出てまいりました長期計画、日野市の基本計画を見ましても、やはりそういう面で見まして、本当に大した事業でないといったら失礼になるかわかりませんけれども、やはり一番大きい事業というのは、やはり区画整理事業であり、その中で向川原の団地の建てかえとかあります。その中で特に私は東部会館とか、また特別老人ホームとか、そういう出てきたものがございますけれども、やはりもうちょっと地域計画であると言われたら、それまでであると思うんですね。しかしながら日野市で、いいか悪いか初めてこういう計画が出てきて、事業も進めてきているわけです。そして私はこの長期計画書を見ても、すごく何と言うんですか、これは初めは年次計画でやっていたわけです、事業を。年次計画でやっておりまして、そしてその年の決算でこのものをやっていたわけですね。ここに一番考え方が、主になって入ってくるというのは私は、この計画書を見ておりまして、市長の意見というのはやっぱり強いんだなということを、強く感じたわけであります。そういう面で私は今後、この日野市の総合体育館、恐らく私、仲田と言えば仲田の用地以外に、私ないと思うわけです。そういう面でこの体育館につきましては、やはりもう少し長期的な考え方を持って、そして意欲的につくっていただき

たいというのが、私の願いであります。

そういう面で私は――この年次計画によって市長がものをつくっていくということを申しました。その中で当然高幡の区画整理事業もあるわけです。その中で市長は12月の議会では、この公共用地は、病院の建設の予定地として与えるということを出してまいりました。当然私たち反対したわけであります。こういう問題についてはやはり私は、市からこういうものをつくるんだというような考え方であってはまずいなということを思うわけです。やはり地域の方々が確かにもう15年も20年前に区画整理終わったところと、これから始めるというところは、当然格差があるから、うちも早くやっていただきたいなという地権者はたくさんいるわけです。そういう中であっても、やはり地域の住民の意見が一番尊重されなけりゃならないんじゃないかなということを強く感じるわけです。そういう面でこの基本計画書の中見て、特にそのあたりも私は一番疑問に思うわけです。それと私、この中でもう一つ、一番橋、歩道だけの橋をつくるという構想が、これ二つつくるような計画で、これ載っていると思うんですね。それで、橋というものについては、やはり河川にかけるわけですから、当然調査も必要であるし、専門的な視野が必要なわけですよ。そういう中で歩道だけの橋をつくるといって、そんなことできるのかなと、疑問に思っていたわけであります。特にあそこは高幡不動の北側ですね、区画整理が残されてしまった場所であるし、やはりあのあたりの開発ということになると、高幡不動のこの駅の改築というものを考えながら話をしたら、私はあのあたりももう話がついたんじゃないかなというふうに感じるわけですね。それにはどうしても、今この川崎街道は車で渋滞して動けない状態なんですから、やはりあそこに車が走る道路をつくって、バスでも運行できるような形であるならば、これは京王帝都だって私は利用して、またその橋をつくる意味で、この周囲費用の一部を出してくださったかわからないと思うわけですよ。

そういう面において、当然あそこには特老ができて、道路が狭いために、あそこの道路を曲がりくねってくる人たちに対しては、あそこに住んでいる住民に対しては、大変御迷惑がかかると、こう思うわけです。そういう面から見てまして、歩道だけの橋をつくるということはわかるけれども、この要するに中軸になる橋げたとか、ものはやはり道路ができて、車が走って、十分耐えられるだけのものをつくるならば、これは当然補助金だってもらえたわけです。そういう面から見まして私は、日野市の行政で、まあ市長の意見が強いと思うから、私あえてこういう質問しておるわけですけれども、やはりこの地域の住民の意見が十分生かされてないなということを強く感じているわけであります。そういう面で私は、見積もりが合わなかったと言えばそうであるし、またこの問題はやはりこの基本計画の中にある予算では足りないわけですよ。だから私は大丈夫かなということを、大丈夫じゃない部分を見つけ出して質問をさせていただいているわけでありますけれども、やはりこの契約書に載ってくる限り、この十二分な調査と、そしてこれで大丈夫だというこの計画の中から載せてくることが、順当じゃないかなということを、まずは私は感じているわけであります。

そういう面で当然この橋についても、市長は高幡区画整理事業で公共用地ができるところには、病院をつくるということを議決しているわけですから、当然そのようなお考えでいると思いますけれども、やはりこういう問題は、一つ一つ私たちの意見も取り上げていただきながら、考え直す必要があるんじゃないかなと思うわけですよ。そのあたり市長はどのように二番橋の橋の件ですかと、高幡不動に抜けるところですね、公共用地についてどのような――もう何が何でもこれやるんだというだったら、仕方がないと思いますけれども、そのあたりをちょっとお答え願いたいと思うんですけれども。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、議員さんからの質問の中で長期計画、あるいはこの基本計画に基づく考え方の問題、あるいはこれをつくるまでの経過等についての私の方、事務レベルの中で、一つの考え方を御説明申し上げたいと思います。

一つはこの基本計画を組み立てるまでには、各庁内の組織、その中での各部局の調整、でき上がった原案をある程度市民全体にも意見を求めた経緯があるわけでございます。その中には当然施策の方向、あるいは具体的になるものについては、実施計画というような形で、前期、後期に分けまして、編集をしてきました。よって平成元年度は、前期3年の最終年度になるわけでございます。当然その中には財政的な問題、62年度から前期分の都、国、それと補助金の関係、財政レベルの積算もしてあるわけでございます。平成元年度の予算につきましては、82事業の150億9,000万というような、この実施計画に基づく予算編成を行いました。

今具体的な御質問もあるわけでございますが、施策の方向で掲げた部分につきましては、今後後期の中でこれから検討できるものについては、当然庁内の中で再度検討をし、具体的に詰めた中での実施計画を、今後の問題として作成していく考え方でございます。よって施策の方向の中では、具体的に煮詰まらない部分について実施計画の策定が前期ではできなかったというような内容でございます。今の現状、市民の立場、あるいは議会からの意見等を尊重した中で、あらゆる問題を施策の方向の中に、ある程度導入して

いるというふうにお答えしておきます。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の部分にお答えをしたいと思います。

つまり中期計画、長期計画、またその中にも短期計画といいましょうか、新しい事業も組み入れていかなければならない、こういうこともあるわけでありまして、つまりそれらにすべて財政的に対応できるか、適合できるかということが、心配だということで、質問をされているものと、思っております。

日野市の自治体としての能力といいましょうか、これは財政規模、人口規模、あるいは面積規模、あるいは地域としての立地の特色、非常に私は恵まれているというふうに考えております。あまり楽観視ばかりはそりゃできないということも当然でありますけれども、自治の仕組みというのは、私は市民要望の、また将来展望の選択の中で、優先順位がおのずから伴うわけでありますけれども、その能力を図りながら、適切に１年、１年の事業を積み上げていくということで、非常に可能性は大きいということを日ごろ感じております。

そこで具体的な二番橋、仮称二番橋という言い方をしておるわけでありますが、浅川を境にしまして、北側の万願寺地域、それから南の高幡というところを歩く橋、人道橋でつなごうということでありまして、都市計画的にできております橋はすでに既存のとおりであります。かつて大きい交通は既存の都市計画道路、あるいは高幡橋、新井橋、それらの橋に依存していただく。もっと小さな交通、つまり歩いたり、自転車で交通をするのも、これは市民生活の大きな部分でありますから、特に川に橋をかけて南北をつなぐ、これは私は心の触れ合い、心のつながりに大変役立つだろうと、このようにも思うわけでありまして、単なる交通のさばきだけを目指すということではなくて、新しい、ゆとりのある、また潤いのある郷土をつくるための手段の一つというふうにお考えをいただきたいと思います。

この経費のことでありますが、確かに私も――実施に近づきますと、かなり経費がふえていくという感じはいたしますけど、これまたよくできたものでと申しましょうか、これは万願寺の区画整理で、かなり御協力がいただける、こういうことになっております。したがいまして、財政的に何か突発的要素が加わって、他の事業に圧力がかかるとか、あるいは先送りするという要素にはなっていない。大丈夫、やれますということだけは、お答えをしておきたいと思います。

体育館は確かに早くやりたいわけですけれど、やっぱりあの地域の土地のこれから将

来に向けての様相を定めておかないと、特にモノレールコースが入ってきたものですから、たまたま用地買収はとても不可能でありますので、区画整理をする、あわせてその実績に含めて、財務当局、大蔵の了解も得て、将来の展望に位置づけておると、こういうことであります。御心配の趣旨、あるいは御指摘の意味は我々も十分尊重し、慎重にも慎重を期してまいらなければなりませんが、私は日野市という自治体には大きな展望がある、またそれは市民の合意参加によって、具体的に今までも実行してまいりましたし、これからも実行できると、このように考えておるということをお答えしておきたいと思います。（「高幡区画整理の公共用地の……」と呼ぶ者あり）

これは日野市内の医療についてお考えになると、よくわかると思うんですが、確かに市立病院を西・北の位置、つまり多摩平に持っておるわけでありますけど、市内全域には交通事情等の方もあって、十分使い切れてない。市民の需要にこたえ切れてないということは伴っております。そのことから多分南部地域に医療機関がほしいという地域住民の御要望、つまりそういう意識が非常に高いということは、これはもう行政の当然の課題でありまして、解決すべき課題であるということでありまして、前の議会におきましても十分請願等の審査の中では判断をいただいたと思っております。請願採択もされましたし、請願採択をされたということは、住民にとりまして大きな期待が持てるということでありますので、私はその実現について、取り組まなければならないという使命を感じております。それが高幡区画整理事業の中で用地を確保するという一つの考え方をまとめたということになりまして、一応地元でも賛成がいただける、こういう事情でございますので、これからまず区画整理の中で、用地の確保、これを一段階として進めていこう、こういうことでございます。

すでにまたその用地は市が持っておる土地が３分の２でありまして、六千数百平米のうち、4,000平米ぐらいは、もう市がすでに持っておるというのを換地するわけですから、あとは若干の保留地、あるいは地権者の方々の御協力をいただく、こういうことで実現できると、こういう事情であります。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　この二番橋につきましては、万願寺区画整理事業の延長であるという答弁でありますから、多分予算の裏づけができるんじゃないかなと思います。ただ私は、この橋についてもやはり車を通す橋であるならば、恐らく補助金がつくんじゃないかなと思うわけですよ、車が通れば。ただまああそこ行きどまりだから、そのあたりが一番難しい面もあるわけですけれど、やはりこの当然――橋げたの主なる部分は車

が通るということで、人道を日野市で余分な金をかけてつくるにしても、やはりこういう橋をかけるとか、予算を予定を立てて、事業計画を立てて、そして請求した場合には、もらえるものは、私は国でも都でももらうのが筋じゃないかなと思うんですね。それで建設部長、今特別聞いて申しわけないかわからないけれど、道路の行きどまりの場合には橋かけて、道路が行きづまりで、将来ずっとつながるという見通しがない道路では、補助対象にならないのかどうか、そのあたりちょっとわかりませんでしょうかね。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問についてお答えいたします。

基本的なことでございますけど、都市計画道路で、橋をかけて道路を通じるという場合には補助金が出ます。それから公園と公園を結ぶような場合には、これは都市計画法の中から、そういう補助金制度があります。今回の場合は、先ほど市長答えたように、一つは浅川の利用計画という大きな計画があるわけでございます。その中で人道橋という位置づけをしておりますもので、そういう関係の中で、単費で施行しなけりゃならないということでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　そういう面では――ただ、私が思うことは、この計画書では、そんな要するに10億もかかるなんということは載ってないわけですね。この間聞いたら、10億かかってしまうということなもんですから、やはりもう少し人道橋でも何でもつくるということで計画を出した以上、この諸経費、その橋にかかるところの財源は十分正確なものであってほしいなということを強く感じているわけであります。そういう面でぜひこの橋については、今後十分討議していただいて、こういう誤りがないような方向にしていただきたいと思います。

この高幡不動の区画整理の中でできてくるこの、要するに用地、病院としての用地、この問題について触れたいと思いますけれど、市長は再三南平に、南部病院を考えていたわけですね、南平に。そしてダイクマの地権者にもここに病院をつくらせてくれないかということを言った経緯があるように、その当時聞いておりますと、要するに病院をつくっていただける方には、その土地を提供してもいいんだ、よろしいんだということを、私は、私の記憶に間違いがなければ、そのようにお答えしていたと思うんですよね。その気持ちを今もあそこ高幡の区画整理事業で出てくる公共用地について、病院をつくる方がいらっしゃれば、その土地を提供してもよろしいと、市長は考えていらっしゃるのかどうか、このあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、医療機関を設備することは膨大な経費も伴うわけでありまして、行政の立場で市民の安心をいただくために、医療機関が不足であるということは、これは数字の上で、はっきり言えるわけでありまして、まあ一つの市内ですから、あまり地域性のことにこだわることも適当ではないかもしれませんが、いわゆる南部地域の方々の医療に対します施設の希薄ということで、施設が少ないということで、大変御心配が多いということは、もう年来の課題であります。

その際になし得る方法は、どういう方法で誘致ができるか。つまりある程度の条件は提供しなきゃならない。東京都の場合でもいわゆる多摩地域の南部病院ということで、公設民営と言われております。つまり土地は提供し、建物もつくって、そうして民営にゆだねるということでありますが、私どももかなりそれに近い方法で、少なくも土地は提供しないと、提供ということは、ただであげるということじゃありません。お貸しする、あるいは賃貸をすると、こういうことでありまして、それを合理的にまた計画をすべきものであります。

用地の確保はできております。計画と、それから意欲のある医療機関にぜひ出向いてほしい、これは土地があってはじめてそういう条件提起ができるわけであります。過去の経験で言いますと、南平高等学校は用地があったからはじめて都を動かすことができた、こういうことでもあると思っております。私は、高幡の区画整理に公共事業をもう一つお願いをする、こういうことで地権者の方々に御理解をいただきたい。こういう考え方でございまして、日野市の持つ土地になるわけでございますが、しかしそれは誘致をする条件、そのための公共、つまり医療機関という大きな公共事業に一歩前進をさせる、こういう意味ですから、用地はお貸しする、具体的にはそういうことになると思っております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　先ほど市長が優先順位を持って、事業計画するんだというお話でありましたけれども、確かに、私は、もし優先順位をつけるとするならば、私はこの病院についても市長と考え方、ちょっと違うわけですよね。ということは、確かに南部の医療は不足しておりますけれども、やはり今の市立病院だって中途半端なわけです。そう言っちゃ申しわけありませんけれども。それをまた中途半端なものを積み上げちゃったという場合には、日野市の財源はどうなるのかということを、私自身心配しておるわけです。そういう面で、私は市立病院をもっと、南の方に持っていくなりして、そして

もっと大規模なものですね。特に今後の医療というものは――森田市長はベッド数の確保で、東京都の方に行かれたと聞いておりますけれども、やはり今後の病院というものは、この考え方が変わってきておるんですね。厚生省の考え方が変わってきておるわけです。なぜ変わってきているかというと、この長期に入院している患者さんが一番医療費を食ってしまうわけです。去年の国家予算の57兆数千億の中で18兆円以上もの医療費がかかっているというのは、病院で10年も８年も長期的入院している人たちが、18兆円近いお金を食っているわけです。この人たちの医療費をどうするかということが、今後の課題だったわけです。そのために、たしかにこの老人病院はだめですよ、そのかわり政府では考えていた建物があるわけです。その建物が中間施設というものですね。要するに老人保健施設という建物ですよ。これをつくって、これを各都道府県に二つずつとりあえずつくって、その中に医療費は要するに１人の患者の機能訓練にさせたり、お年寄りを面倒見ていただくためには、国では21万出しましょう。お年寄りからは５万持っていただいて、26万でやっていただきたい、あとの余分に諸経費がかかったものについては、一切お支払いいたしませんというのが、国の政策の一つであります。何でも請求するのに対して、払っていたら、確かに今の医療費が破産してしまって、医療費だけで国の予算がなくなってしまうようなことにもなりかねないわけです。そういう面で私は、この国の政策というのはそのように展開しつつあるんです。そして10年後、20年後には、老人病院よりもそして機能的に、要するに訓練させるようなそういう施設が次から次に出てくるというのが、現状なわけであります。そういう面で私は、この病院の経営ということについて、やはり日野の市立病院を主体に、どうしても日野市を動かさなきゃならないと思うわけです。それには日野市の医師会の方々が協力していただいて、日野市に、日野市の市立病院に、要するに検査を送っていただける。そしてこの検査が終わったら、またその開業医に返してあげるという、お互いに協力態勢ができるならば、市立病院そのものが赤字なんていうことは、おかしいんですよ。そういう面から見まして私は、この病院については、確かに市長のお考えが変わらないというなら、それは仕方がありませんけれども、やはり日野市全体像から考えるならば、また市の予算面から考えたならば、やはり市立病院の建てかえというものをまず考えながら、そして南部の医療にも十分手が届くようなものをつくるということが、一番必要であるということを感じております。

そして私は日野市の基本計画書を見まして、確かにきめ細かいところまでは、本当にやっていらっしゃるわけです。そしてこの中の一つ一つとってみても、やはり時期が来

たから、やらなきゃしょうがないというようなものが多いわけですね。そういう面から見まして私は、今後のこの中期計画、また長期計画なるものが出てくるということについては、やはり日野市内の有効土地利用というのをどうあるべきかということを、まず長期の柱にして、そして当然道路網等を整備していくならば、この距離感というのはなくなるわけですから、日野市はそんなに土地があるわけじゃありませんから。そういう考え方に立って、そしてこの長谷川部長も日野市の、基本計画の中には市民の意見も十分入っておると言っていらっしゃいましたけれども、やはりまだまだ日野市の市民の意見が全部入っていると、私は必ずしも思えないわけです。このあたりを十二分にとらえながら、この町づくりを進めていくということが、私は一番必要であると、このように思うわけであります。そして私は、市長の考えが大分変わってきておりますもんで、この仲田のスポーツ公園については時期をまつといたしますけれども、そのときには市長は、要するに予算づくりができないんだ、だからここでこのように留保地の土地を処分せざるを得ないんだということを言ったわけです。だから私は、それだったらなぜもっと長期的に計画を立てて、財政を組まないのかということが一番不満だったわけです。そしてこの計画書を見るならば、それが載ってない。どういうことを考えているのか、私もちょっと理解ができなかったことでありますけれども、今市長の説明を聞いて、私なりに納得いたしました。そういう面でどうか今後の日野市の要するに土地利用する場所というものは、もう限られてくるわけです。そして当分、当然この区画整理が終わって、公共用地ができる、そういう中には十二分に地域の地権者や、住民の意見が生かせられるような、そういう施設をぜひつくってほしいんです。そしてそういう施設であるならば、本当にどなたからも自由に利用していくと思うんですね。そのときに私は日野市の市民の輪ができてくるなということを感じているわけです。

今、私、日野市内にいっぱいお友達がいますから、あちこち行きますけれども、やはり考え方はばらばらなわけですね、日野市の場合は。だから地域の方々の御意見を聞きますと、やはりみんな少しずつ問題を持っているわけです。持っているその問題を、みんな問題を抱えているわけですよ。それはやはり今までは一番大きかったのはやはり下水道の問題でありましょう。それとかバスが、道路が狭くて、車が走れないとか、バスがないから、タクシー代が夜帰ってきて大変だとか、そういう苦情がいっぱいあるわけです。そういう面で私はぜひ今後の区画整理の事業というものについてはやはり地権者の意見を聞いていただかなきゃならない。このように思うわけであります。そういう面でぜひ今後のこの日野市の町づくりについては、本当に市サイドでこういう形でやるん

だというんじゃなくて、もっと意見を問いながら、また参考になる場所があるならば、やはり見て、見学に行きながら、そして本当に市民も協力してよかったというようなものをつくっていただきたいなということを、強く感じているわけであります。そういう面で私は今後日野市のこの町をつくるに当たっては、私たちなりにも努力して、協力していかなきゃならないということを感じておりますけれども、やはり森田市長そのものを、５期目に出馬してまだ意欲を持って仕事をやりたいんだという意欲がある以上、やはりそのあたりを考えながらやっていただきたいと、私たちはこの問題については、十分森田市長に対抗するために、私自身、今いろいろ考えているわけです。そして、森田市長そのものが、大体16年やって、20年目もやるなんと言ったら、私たち大体笑っちゃいますよ。そういう面から見まして、私のことを共産党の人が、討議資料に六つも七つもと載せておりましたから、その辺については、一つ一つ私討議してあげますよ。そういう面で、そして私は日野市にどうしても新しい流れをつくらなければならないということを強く感じているわけであります。そしてこの日野市の新しい町を、そして私たちの手で一歩一歩築いていきたいというのが、私の願いであり、私たちの同僚の願いであるということを感じておりまして、私は代弁いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって７の１、日野市長期計画の事業は予算の確保はできているのか？の質問を終わります。

一般質問８の１、第五期革新市政にのぞむこと「住むことが喜びであり、誇りであるまち」をめざしての通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（中谷好幸君）　９番、共産党の中谷好幸でございます。

市議会議員になって初めて市長選挙を控えた議会を体験するわけでありますけれども、この時期どういうふうな質問をしたらいいのかということをいろいろ考えましたけれども、やはり革新市政の到達点をどのように評価すべきか、また到達点を踏まえて、革新市政をどのように発展させるべきか、今日の課題と展望について、自分の考えを述べ、市長の見解をお聞きするというのがふさわしいことではないかと思いまして、標題の質問を通告いたしました。

ところで、革新市政に反対する方が森田市長に対決して出馬を表明されているのですけれども、せっかくの機会を外して、みずからの姿勢についての見解を議会を通して、市民の皆さんに全く表明されていないのは大変残念なことだと思います。革新市政を倒

して、市政の方向転換を図ろうとされるならば、正々堂々と、市政のどこに問題があって、どのように方向転換をされるのかというようなことについても、明らかにすべきだと、私どもは考えます。

その一方で、今「自由新報」などというビラを通して、革新市政を共産党市政などというような攻撃をされております。とんでもないことであります。政策で対決をしないで、共産党を出したら、何かあるんじゃないかというような考えは、大変甘いし、残念であります。反共宣伝というのは、みずからの無力を表明するもので、決して市民の支持を得られるものではありません。日本共産党は森田革新市政を一貫して支持し、その発展のために奮闘してきました。それは革新市政が一党一派に偏ることなく、市民本位の市政を目指してきたこと。憲法と住民自治の立場を貫いてきたからこそ、私どもは革新市政を支持してきたわけであります。

自民党の皆さんもこれまで、基本的には革新市政の予算や決算に、99％賛成されてこられました。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これはいろいろ意見の違いがあっても、全体として革新市政の施策が、市民の要望や意見を反映したものであることをお認めだからだと思うわけでございます。（「何言ってるんだよ」と呼ぶ者あり）本当に共産党一党が牛耳る市政であると考えておられるなら、とてもそういう態度はとれないと思うのであります。

さて革新市政の16年間と一口に言いますが、この16年間の市政は量的にも質的にも大きな発展を遂げました。私はこの16年間の市の財政がどのように変化を遂げてきたのかを、概観するために、革新市政が誕生する前の１年、1972年から５年ごとの決算を、こういうグラフにあらわしてみました。まず財政の規模でありますけれども、革新市政が誕生する１年前の決算額は、約54億円であります。1987年、昭和62年の決算では、329億円、15年間で財政規模は６倍以上になっているわけであります。単に財政の規模が大きくなっているというのを言いたいわけではありません。内容について大きな変化が見られます。歳入について見ると、歳入に占める市税の割合は、革新市政の１期目の最後の年度で42.4％であったものが、1987年、62年の決算では65.3％と変化をしております。いわゆる自主財源の比率から言えば、３割、４割自治と言われる状態から、６割、７割自治と言われる状態へと財政力を強めているわけであります。

歳出について見ますと、もっと大きな変化が見られます。革新市政の１期目の最後の年、といいますか２期目の最初の年、1977年度の決算では教育費の占める割合は、決算全体の38％、４割近くを占めています。民生費は16.1％、教育費と民生費をあわせると、

44.1%、予算の半分近くを占めていたわけであります。これは驚くべき数字であります。

1967年昭和37年から1977年、昭和47年の10年間に、日野市の人口は７万5,000人から13万1,000人、２倍近くふくれ上がっているわけであります。高度経済成長で、東京に人口が集中する、それが三多摩に流れ出す。世界の歴史上ないような人口急増、恐らく10年間に人口が２倍になるというのは、戦争などによる難民の流入など以外考えられない、そういうふうな体験を日野市はしたわけであります。乱開発と人口急増、この中で学校が足りない、保育園が足りないという事態となり、市民の要求や怒りが住民運動となって噴出する、保守市政では対応ができないということになり、全国的な地方政治の革新の流れの中で、日野市でも革新市政が誕生したと言えるのではないでしょうか。

今見た1977年度決算で、教育費、民生費が予算の半分近くを占めるという事態となったのも、革新市政が住民の学校が足りない、保育園が足りないというこうした要求に真っ正面からこたえた、こたえなければならなかったということを示しているわけであります。この苦しい時期に全力を挙げて住民要求を実現した。このことが今、日野市の幼児教育やあるいは保育、日野市の福祉や教育が三多摩でもトップクラスだと言われている基礎を築いているものだと考えます。また日野市民の革新市政に対する根強い支持を形成したのも、この時期ではないかと思うわけであります。

さてその後、歳出ではどのように変化をしたのかといいますと、人口増の鎮静化とともに、教育費の占める割合は1982年には、22.2%、1987年、昭和62年度には15.0%と小さくなってまいりました。民生費は16.1%から19.4%へと、少しずつふえ続けました。大きくふえたのは、土木費であります。1977年度、決算全体の９.2%しか占めなかった土木費は、1987年度62年度には20.5%と、大きくふくれ上がっているわけであります。今年度の予算で、下水道区画整理事業の特別会計は、90億を超える規模にふくれ上がっておりますけれども、人口増の鎮静化とともに、学校建設など教育費の割合が下がり、予算の多くを下水道や区画整理事業など、都市基盤整備に投入が可能になってきたことを示していると思います。

ここに自民党が出したビラがあります。大変よい資料が出ておりますので、これを活用させていただいて、質問を続けさせていただきます。自民党が出しているビラ、「共産党市政に異議あり」というビラですけれども、この中で「昭和62年度、類似団体別市町村財政支出表」という統計資料が使われております。資料そのものは大変よい資料でありますけれども、使い方が間違っているわけであります。このことは、この統計資料の前書きにもこの資料の使い方について、単に人口規模によって検討してもだめだ、それぞれの自治体のさまざまな自然的、社会的条件、特性を踏まえなければ、この資料を使う意味はないんだということが書いてありますけれども、自民党のビラはこれを全く無視しているわけであります。例えばここに市民１人当たりの民生費の支出のグラフが書いてあります。１位は立川市の７万4,000円、２位は三鷹６万3,000円、３位府中市５万7,000円、４位武蔵野市５万5,000円、日野市は26市中19番目で、４万5,000円、これが福祉だ、だから日野市の福祉水準は低いということが書いてあるわけであります。とんでもありません。民生費の支出と福祉施策のレベルは別次元の問題であります。ここに東京都都市統計という資料がありますけれども、三多摩26市の生活保護率は高い順に、１位立川市、17.9パーミリ、２位三鷹市、12.8パーミリ、３位府中市、12.2パーミリとなっています。26市の平均が9.0パーミリ、日野市はグンと低くて、5.4パーミリとなっています。立川、三鷹、府中の生活保護率は日野市の２倍から３倍になっております。老人人口比率、65歳以上の人口を見ますと、トップは武蔵野市で、10.53%、それから三鷹市が高くて9.44%、26市平均は7.67%、日野市も高齢化を迎えたといっても、7.07%、三多摩平均よりかなり低くなっているわけであります。仮に同じ内容、レベルの施策を行ったとしても、低所得者層の厚い自治体ほど、老人人口の多い自治体ほど、民生費がふくれ上がるのは当たり前の話です。このグラフで民生費の一番高い１位の立川市は生活保護率も１位、民生費の２番目に高い三鷹市は生活保護率も２位、生活保護率の３番目に高い府中市は、民生費の支出も３番目に高い。ぴったりと一致しているわけであります。

このグラフを正しく解釈すれば、どういうことを示しているかと言えば、日野市は生活保護率が低い、低所得者層の割合が低い、老人人口も他市と比べて低い。したがって厚い施策を行っても、市民１人当たりの民生費の負担率が軽くなるということを意味しているわけであります。いわば市民の活力、行政の活力の高さを示しているグラフなわけであります。

よく自民党の議員さんなどが、森田市長は福祉を重視し過ぎる、財源は大丈夫かと質問されるわけでありますけれども、このグラフはまだまだ大丈夫だ、もっともっと財源を投入し、福祉を充実することはできるということを示しているのではと、私は考えます。

さて革新市政の到達点について、主として財源的な面から概観したわけでありますけれども、一口に言って革新市政は世界の都市史上類を見ないような乱開発や人口急増を住民運動や、住民自治に依拠しながらよくこれを制御し、市民・市政発展の基礎を築い

たと言えるのではないかと思います。そして日野市は住民自治に依拠した市政を展開する限り、極めて可能性に満ちた将来を展望することができることだと思います。

最近ある学者が「日野市は乱開発でぼろぼろになった土地に、おいしい子羊を育て上げたのだ」こういうふうに言われるのを聞きましたけれども、かつて乱開発でぼろぼろにされたように、このおいしい子羊を横から来て食べられてしまうのか、これを市民の力で大きく育て上げることができるのか、今度の市長選挙で市民が一番問われるところではないかと思います。

さて革新市政が当面する課題についてでありますけれども、３点にしぼって市長のお考えをお聞きしたいと思います。第１に高齢化社会への対応についてであります。日野市の場合、他市と比べて老人人口は先ほど申しましたように、かなり低くなっております。基本計画によれば老人人口は４年後の昭和68年でも、8.6%程度、その先についても他市に比べると、そう高くはならないだろうと言われていますが、それでも高齢者人口は確実にふえています。老人人口が比較的低く、先ほどにも述べましたように、財政的にも充実し、活力がある現在こそ、本格的な高齢化対策をとっておくことが重要になっていると思います。日野市こそ、ここに今、大きな思い切った力を入れ、他市の先駆けになるような先進的な施策を進めることができる条件が生まれていると思うわけであります。一つはすでに今年度も予算化されておりますけれども、高幡に特養老人ホームがつくられることになりました。寝た切り老人など、介護の拠点がつくられるわけでありますが、こうしたケアサービスのシステムのネットをつくることが大事になっているわけでありますが、もう一つこれよりももっと大事なことは、高齢化は避けられないけれども、高齢化しても生まれてくる障害が少なくて済むような、障害を緩和できるようなシステムを今からつくり出していくことだと思います。先ほどの自民党のビラで、三多摩で市民当たりの老人福祉費が一番だと言われている武蔵野市は、三多摩で老人人口が10%を初めて超えた市でもあります。ここでは単に老人人口が高いというだけでなく、世帯構成で見るとひとり暮らし老人、あるいは２人暮らし老人が大変多くなっており、これが問題を深刻にし、また民生費の支出も大きくしているわけであります。

本格的な高齢化社会の当事者は、現在の働き盛りの我々の年代であります。これから10年、20年先を展望して、そのころ１人暮らし、２人暮らしの老人世帯をつくり出さないようなくふうを、今から町づくりの中にも貫いていかなければなりません。寝た切り老人をつくり出さない健康づくりや、地域医療についても、大変大事な高齢化社会の対策になってくると思います。このような点も含めて森田市長が高齢化社会対策、高齢化

社会にどう対応するのか、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

二つは日野市民が日野市の町に望んでいるイメージ、町づくりに望んでいるイメージの問題です。今日野市はかつての高度経済成長時代の乱開発に比べものにならないような巨大な波を受けようとしております。東京一極集中政策、東京が国際的な多国籍企業の情報センター、経済活動の拠点になるということで、東京圏全体がその流れに巻き込まれようとしているわけであります。日野市が今、住民自治を守り、日野市らしい町づくりを進めることができるのかどうかが問われているわけであります。企業の活動の陰に市民の生活が隠れてしまうような、町のきらびやかな反映の陰に、子供たちや青年、お年寄りの生活、市民の暮らし、息づかいがなくなってしまうような町にしてはならないと思うわけであります。

日野市民が今、日野市のどんなところに愛着を感じているのかと問いますと、高いビルがほとんどなく、緑と調和した家並みが見渡せるところに、愛着を持っていると答えます。ラブホテルやギャンブル場などの目立たない町だというふうに言う人もいます。それから自転車で図書館に通える町だ、こういうふうにも言います。やはり日野市のこのようなところを、町づくりの中に生かし、ふくらませていく、市民生活に活気をもたらすような町づくりを進める必要があると思います。町づくりのイメージについて、市長の見解をお聞きしたいと思います。

三つ目には、職員の問題について聞きたいと思います。革新市政は今述べたようなこれまでに体験しないような大きな課題に当面しております。革新市政の施策の前進を切り開いてきたのは、住民自治の力、市民の力でございますけれども、この中でいわば住民運動の事務局員である市の職員の皆さんの果たしてこられた、大きな役割があるのだと思います。こうした新しい課題に対応するために、職員の皆さんが大きな力を出していけるかどうか、出していただけるかどうか、革新市政の前進の一つの大きな要になっているのではないかと思います。その中でも最も大きく、そして切実な問題が、政府が進めております臨調行革路線、地方行革に基づく定数抑制問題ではないかと思います。昨日も総務部長の答弁の中で、革新市政の16年間で、人口は10万から16万に、予算の規模は下水道区画整理事業だけで98億円にものぼるにもかかわらず、職員は41%しかふえていないという報告がありました。今度入院見舞金共済制度というかなり大きな事業が始まるにもかかわらず、老人福祉課の中で、職員を１人も配置できずに、実施していくのだという報告もなされているわけであります。

行政のサービスはお金や、物のサービスではなく、中心は人によって行うサービスで

ありますから、人員が抑制されていることは、さまざまな矛盾を職場の中にもたらしているに違いありません。また職員の能力、とりわけ今、市の職員の中堅層は、団塊の世代と言われる人々が担ってきております。もっともっと意欲と能力が充実し、最も意欲と能力が充実したこの中堅職員層が厚く存在しているわけでありますけれども、この力を発揮できる市政運営が、今望まれているところではないかと思います。こうした問題についても、市長のお答えを、お考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。

○市長（森田喜美男君）　お答えを用意する以上の大きい質問をいただいたように思います。（「過大評価だ」と呼ぶ者あり）

高齢化社会への対応ということは、すでに幾つかの事業で実施しておるわけでありますが、御承知のとおりここ２年間、老人福祉協議会という諮問機関を設けまして、そしてそこに諮問をいたしましたのは、高齢者福祉施策の体系化ということを御討議いただいて、報告もまた、立派な御報告を寄せられております。すでに資料として差し上げたことがあると思っておりますけれども、まあ高齢化、すでに高齢化しておる方だけを特別に対象にということではなくて、やっぱり高齢化社会を日本の社会としてしっかりと支えられる、こういうことから始まることであるわけでありますが、なおまた１人ひとりは健康を生涯、なるべく健康に保てる、あるいは生涯教育という形で、生きがいを持って終始できる、こういうふうな両面の条件が必要であるというふうに言えると思います。

衣食住という個人的な部分につきましては、特に老人の場合、機能が衰えますと、食事のこともケアしなければならないわけですが、特に住という問題が、住まいの問題がかなり深刻になってまいります。単独、ひとり暮らしになる、つまり介護者が欠ける、あるいは所得がふえないということはもちろんでありますし、場合によったら、減るということに、物価が上がれば、減るということになるわけであります。そういうことに対します住の対策、つまり老人アパートから始まりまして、老人ホーム、あるいは老人特養ホーム、こういう段階の住政策、こういうことが必要だというふうにも思っておりまして、まあ我々の基本計画の柱で言いますと、生きる喜びをつくり出す健康と福祉の町という表現に総括をしてあるわけでありますけど、やはり健康をつくる、そして生きがいをつくる。それに、どのように行政が施策を提供できるか、こういう考え方で臨むべき問題である、このことをつくづく感じております。

すでに具体的に展開している仕事では、まず将来の高齢者福祉に取り組む大きな組織といいましょうか、システムとして、日野市が福祉事業団を持った、これは区部、市部

を通じて、まだ早い方でありまして、区部では１市、台東区が割合似た施策を進めておられるということを、東京都を通じて聞いております。この日野市福祉事業団、これはいわゆる福祉六法の行政的な福祉はもちろん、行政に直接してあるわけでございますが、なお地域の力、地域の能力、こういったものを大きく参加をしていただくことによって、またその成果が変わってまいります。そういう意味におきまして、高齢化社会への対応は、行政福祉、あるいは日社協に依頼いたします地域の福祉、つまりボランティア活動であります。もう一つは福祉事業団が、施設を経営する、事業としては、給食サービスでありますとか、また在宅ケアでありますとか、こういうことを有機的にネットワークさせながらやっていくことが、これからの大きな地方自治体としての対応である、このように考えるわけであります。

それから町づくりに臨むイメージ、すでに日野市は、私はすでに基本姿勢として日ごろ唱えておるわけでありますが、ちょうど川とか水を骨組みにして、またその上に緑というイメージが、まさに日野の町を語る自然環境だというふうに考えます。そこに市民生活がある。つまり社会環境というものが、落ち着いて位置づけられる。その中にはまた産業活動があり、教育やスポーツ、いろいろな文化活動があるわけであります。つまり市民自治の町という市民意識の上に、この緑や清流という環境を十分取り入れた、そういうハードとソフトの面を両立させる、こういうことが町づくりに臨むイメージであろう、それをつくるものはやはり私は人間尊重の精神、市民こそ主人という態度が、日野市のまた特色をなすものだと、このように考えております。

それから職員の問題でありますが、これは地方自治のいわゆる担い手でありますプロである能力と、それから基本となる自治に対する正しい認識に立って、サービス精神に燃える、こういうことが基本になると思っております。端的な言葉で言いますと、まあ私は１人１人の心構えとしては、親切であること、そうして身を持するに清潔であること、そしてまた仕事に対しては能率があるということを日ごろ職員にもよく話すわけでありまして、その職員のやる気をいかに育てるか、能力をいかに引き出すかということが大きな課題だと思っております。職員の能力開発、そうして共同精神に立って頑張る、そういう職員像を描きたい、このように考えております。不十分ではありますが、以上のようにお答えしたいと思います。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　市長の御答弁で、私の気持ちとぴったりいたしましたので、再質問はしないようにしたいと思います。

やはり市政のかじ取りは、今後の大きな市政の課題を解決していくためにも、森田市長でしかないんではないかというふうに思います。いずれにしても革新市政の施策の前進をかち取るためには、今政府が進めている日米軍事同盟強化の路線、大増税と大軍拡、福祉・教育切り捨てと地方自治破壊の政治と対決すること、そして消費税とリクルート汚染のこの自民党政治を変えることを抜きには、語れないと思うわけであります。今自民党の政治と国民の間の矛盾は、一挙に吹き出すような様相を呈しているわけでありますけれども、今国民の側から、自民党の政治に決算を求められている。決算が迫られている。こういう政治の中で戦われる、地殻変動の始まったこの時期に戦われる市長選挙に全力を尽くして、何としても革新市政の前進を切り開きたい、このことを決意表明いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって８の１、第五期革新市政にのぞむこと「住むことが喜びであり、誇りであるまち」をめざしての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時55分　休憩

午後３時33分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、保健衛生に関して（先天性代謝異状児検診を公費負担で）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（宮沢清子君）　保健衛生に関して、（先天性代謝異状と検診の採血料扶助を全新生児に）と題して、一般質問をさせていただきます。

先天性代謝異状等検診は、昭和53年３月より東京都が母子保健法第５条及び第13条に基づき、実施されたものでありますが、検査の対象となる症病は、フェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、シスチオン血漿、ホモシスチオン尿症、ガラクトース血漿、先天性甲状腺機能低下症の６種類で、放置すると精神薄弱などの症状を来たしますので、新生児について血液によるマス・スクリーニングの検査を行い、異状を早期発見することが、後の治療と心身障害の発生を防止することを目的としたものでありますが、フェニルケトン尿症は、フェニールアラニン・シドロキシダネという酵素に異状があるため

に、フェニールアラニンやフェニールピリビン酸のような中間代謝新生児について血液によるマス・スクリーニングの検査を行い、異状を早期発見することが、後の治療と心身障害の発生を防止することを目的としたものでありますが、フェニールケトン尿症はフェニールアラニン、シドロキシダネという酵素に異状があるために、フェニールアラニンやフェニールピリビン酸のような中間代謝産物が蓄積し、その毒性のために脳障害や皮膚、毛髪の色素欠乏を来すと考えられています。以下それぞれの症状は、メープルシロップ尿症は生後一、二カ月のうちに重い精神薄弱を来たし、そのほとんどの症例が死亡、ガラクトース血漿は精神薄弱に肝障害や目の障害を生じ、ほとんどの症例が乳児期に死亡しております。シスチオン血漿は、軽い言語障害を伴う機能障害と、ホモシスチオン尿症は、心身の発達のおくれ、目や骨格の異状、血栓症によるけいれん、先天性甲状腺機能低下症は骨格の成長の遅延、肉体的・精神的無気力、皮膚・毛髪の異状、これらのように新陳代謝が生まれながらに著しく異状となるものです。

そして遺伝症の一つとも言われておりますフェニールケトン尿症に見られる、知恵おくれは、普通生後４カ月ないし６カ月ごろから表面にあらわれ、脳の発育の最も盛んな生後１年の間に、大きな害を受けるもので、一たん脳に永久的に障害を起こしてしまえば、正常な知能への回復には望みがなく、したがって治療は早ければ早いほどよく、生後５歳から８歳を過ぎれば、例えどんな治療、食事を与えても、知能の向上ははなはだ困難となるなど、ドイツのピッケル博士の治療例でも明らかになっております。

先天性代謝異状等検診は一般的には生後５日から７日目の新生児の足の裏から、ごく微量の血液を採取して検査することにより、早期発見ができ、低フェニールアラニン食を重点とする食事療法によって、およそ100％近い治療効果が期待できるというものです。アメリカでは多くの州が、州の法律ですべての新生児が検査を受けるよう義務づけられており、法制度が広く浸透し、早期発見、早期治療の結果、フェニールケトン尿症のため精薄施設に入所する児童がなくなったと言われております。

さて、心身障害問題に関する解決は何といっても発生原因を究明し、その発生を未然に防ぐことにあります。しかし実際問題として、発生を完全に予防することが困難な現段階では、早期療育による障害の治療軽減を図るため、障害の早期発見が重要な対策となっております。日野市におかれましては、現在検査料と治療費は公費負担となっておりますが、採血料は残念ながら自己負担となっており、検査も医療機関に直接申し出によるもので、受診率も確実には把握できないものが現状であろうかと思われます。検査の持つ重要性からも啓蒙かつ被検査者症に対する救済措置、つまり採血料の扶助を全新

生児に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

フランスの文豪のユゴーは、「女は弱し、されど母は強し」と言われた名言はあまりにも有名であり、母親としての本質を見事に喝破していると言えるのではないでしょうか。女性の一生において、子供を生み育てる母親の仕事ほど崇高にして、誇り高き任務ではないかと感じます。生まれた子供を全魂を込めて育てあげる苦労と喜びは、母となって初めて実感することだと思います。このような視点に立ちまして、私はこの一般質問をさせていただきました。以上の点について御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それではただいまの御質問にお答えしたいと存じます。

先天性代謝異状症の件でございますけども、これは早期発見、早期治療ということで東京都が先ほど言われましたとおり、52年から新生児のマス・スクリーニング検査法ということで、この検査料を全額都が負担をしているところでございます。個人負担につきましても、議員さんのおっしゃるとおり、採血料は個人負担でございます。現在、1人2,000円から3,000円でございますけども、これの公費負担はできないかという御質問でございます。このことにつきましては、他市にも実施している例もございますし、母子保健の充実と、その上からも趣旨現状、こういうことが社会の要請であろうと、このようにも考えております。

現在、他市の実態や地元医療機関との調整を踏まえまして、実現を目指していきたいと考えております。なお東京都市長会、それから26市の衛生担当部課長会とともに、現在都費の負担化につきまして、提言運動中でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　ありがとうございました。1人2,000円から3,000円の御負担になるわけなんですけれども、国からも助成が出ているんではないかと思います。私、3月1日に国の婦人問題の予算の説明会に臨ませていただきました。そのところで、この予算関係の御説明も受けまして、東京都も実施し、また今も御答弁ありましたように、数市で先駆けてやっているところもございますので、今後の検討課題にはなるかと思いますが、ぜひ実現の方向に向かって、御検討をお願いしたいと思います。本当に21世紀を担う乳幼児たちが健やかに成長していく、その成長の鍵を握っているのは、お母さんの思いであり、愛情と清らかな生命で、未来の子供たちを育てていくことは当然でありますけれども、その中において日本では30世帯当たりに1人の脳性まひとか、精薄、奇形等の異状児が生まれていることも聞き及んでおります。さらに死産や未熟児を加えると、出産4万人に対して6,000人の異状児があることが、国立公衆衛生人口学部の調査で明らかにされております。生まれたときの赤ちゃんが健康であるかどうか、また奇形があるかどうかの基準といたしましては、仮死状態でうまれたかどうか、新生児が生まれてから、1週間のうちに体重がふえていく傾向にあるかどうか、そういった傾向を診たり、また黄疸が正常になったかどうか等の点が一応正常児としての判断の基準となっておりますが、ぜひこのことにつきましても、御検討していただき、予算の実現に向かって、御検討をお願いしたいと思います。市長さんのお考えもお伺いしておきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新生児の先天性代謝異状症、私どもあまり知識を今まで持たなかったところを指摘されたわけでございまして、十分実情を学びまして、御指摘のとおり、子供の成長のため、またお母さんの安心のために積極的に取り組んでいくよう検討させていただきたいと思っております。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって9の1、保健衛生に関して（先天性代謝異状児検診を公費負担で）の質問を終わります。

一般質問9の2、豊かな福祉社会建設へのビジョンを！の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○2番（宮沢清子君）　続きまして、豊かな福祉社会建設へのビジョンを！と題しまして、質問をさせていただきます。

第1点目といたしまして、地域健康づくりのネットワークについてお伺いいたします。人生80年時代を迎えた今日、健やかに老いることが高齢社会の課題になってまいりました。栄養、運動、休養の健康の3要素をもとにしての健康づくりを積極的に推進して、不安がなく充実した人生を生き生きと過ごすことのできる社会を築いていかねばならないと思います。がん、心臓病、脳血管疾患といった成人病の増加などにより、健康に不安を持っている方が多くなってきておりますことは、周知のとおりでございます。こうした現状に対しまして、生涯を通じて健康を確保するのには、自分の健康は自分で守るという個人の自覚とともに、健康度や年齢層に応じた体系的な健康づくりが必要になってまいります。保健所、保健センターを核として、病院，その他医療施設が連携した地

域健康づくりネットワークを形成していただきたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

第２点目といたしまして、市民全員が生涯にわたって定期的に健康診断を受け、その情報を健康手帳制度、ＩＤカード、またはＩＣカードに記録をして、さまざまな健康管理に活用できる「生涯健康管理システム」を提唱したいと思い、そのお考えをお伺いいたします。１枚のカードで生まれてから死ぬまでの健康管理ができる健康カードシステムを日野市におかれましても、関係機関等と協力をなされて、その実現に向けて研究をしていただけないでしょうか。ＩＤカード、ＩＣカード、光カードとそれぞれの特色がありますが、ＩＣカードはマイクロコンピューターの機能を持ち、ＩＣを内蔵しますので、磁気方式のキャッシュカードや、クレジットカードに比べて、100倍以上の記憶容量があるそうです。また機能性や安定性にもすぐれていて、次々にデータを打ち込み、それを好きなときに取り出せますので、個人の健康に関するデータを１枚のカードに記憶させれば、一々カルテを保存する手間が省けます。

また例えばカードを常時携帯できますので、出先で病院に担ぎ込まれても血液型や病歴がわかりますので、適切な応急医療措置を受けることができます。その他プライバシーの保護対策等のこともありますが、データを書き込むときに特別な符号を用い、さらに本人が申告をする暗唱番号を入力しておきますので、拾得したカードのデータを読み取ることはほとんど不可能だそうです。したがって内容がだれにでも読めるわけではありませんので、この点は心配ないようです。以上のような利点を御説明させていただきましたが、この点についてもお考えをお伺いしたいと思います。

第３点目の質問といたしまして、公設の地域総合アスレチックセンターを建設していただきたく、お考えをお伺いいたします。大きな希望を持ち、生きがいを広げ、みずからの生活をつくり上げることのできる社会をつくっていけるよう、季節を問わずに利用できる施設の充実を図っていただけたらと考えます。家庭の主婦が手軽に楽しめる施設が少なく、サークル活動も一部の人たちが地域の中で行っている現状でありますので、自然に親しみながら、楽しく、健康増進が図れるよう、南平丘陵公園の緑地や浅川の河川堤防を利用したフィールドアスレチックを初め、１、ランニングトラックや、フロア、プールとトレーニングジム、筋力トレーニング機器、２、体力、最大酸素摂取量測定のための機器、３、救急時の応急処置のための機器などの設置、４、健康チェックと体力測定用機の整備、５、食生活などの健康づくりに関する相談室を備える等々の設備のすぐれた施設を検討していただきたく、このことをお伺いいたします。

第４点目の質問といたしまして、61年の９月、第３回定例議会のときに私は質問をさせていただいておりますが、誕生日月検診の実施の実現と、大腸がん検診について、再度お伺いさせていただきます。生活・保健センターの開設を機に、相談事業であります医療相談、健康相談、家庭看護教室、歯科相談等の相談事業の充実を初め、１歳６カ月児健康審査や、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診等の健康診査の拡充が図られてまいりましたことは、周知のとおりであります。この中で私は子宮がん検診や、乳がん検診等について、自営業者の方や中小企業等で働く従業員の方、主婦や老人の方等に、誕生日月検診、または５年ごとの節目検診をしていただきたいことを提案させていただきました。

その後検討を重ねられ、平成元年度から実施される旨の計画をお伺いしておりましたが、従来どおりの申し込み、受診制度と併用して、節目ごとの誕生日月検診が本年度から実施していただけるかどうか、確認をさせていただきます。

また大腸がん検診についてお伺いいたします。以前このことにつきましても、質問をさせていただきましたが、東京都の予算の中で、区市町村に対して、検診事業の助成をしておりますので、ぜひ大腸がん検診につきましても実施の方向で御検討していただきたく、そのお考えをお伺いいたします。

第５点目といたしまして、市立病院の建てかえ、あるいは公立病院等の建設の位置づけの中で、がん予防センターの建設もあわせて御検討いただきたく、提案をさせていただきます。がんの危険因子の除去、すなわち食塩の取り過ぎが胃がんに、脂肪の取り過ぎが大腸がんに、お酒は肝臓を悪化させ、喫煙は肺がんの危険因子ではないかと言われ、これらの除去が健康審査による早期発見、早期治療の重要ながん予防の柱となっております。自分の健康は自分でつくる、このことがこれからの人間の幸せの基本となりますが、政治は未来を予測して、幸せな社会を築くところに使命があり、それは健康を保つための予防医学の視点と共通するものと考えます。この点についても、提案ではございますが、お考えをお伺いさせていただきます。

最後に小さな要望で大変恐縮ですが、川崎街道方面から高幡橋寄りを通りまして、車で参りますと、生活・保健センターの駐車場が中央高速下の信号を左折しますので、入口のところに左折する目印と、保健センター区の駐車場がわかるような工夫をこらしていただいて、設置をしていただけないでしょうか。わかりにくいとの要望もありましたので、ささいなことではございますが、市民の声として御検討お願いいたします。以上御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは順次お答えをいたしたいと存じます。

第１点目の地域健康づくりネットワークでございます。市民の方が健康で快適な生活を営むためには、まず自分の健康は自分で守るということが基本でございます。しかしながら、一つには健康であるためには行政が条件整備はもちろんでございますけども、各医療機関、専門家等の協力、支援がなければ十分とは言えません。したがいまして健康づくりは御指摘のとおり、組織的な対応が必要かと存じております。現在、市には医師会、それから市議会の代表、それから学識経験、それから一般の市民によります、「日野市地域保健協議会」が設置されております。そこで保健行政の全般的な事項が審議をされているところでございます。この協議会が中心になりまして、健康づくりの各種業務を展開していくことが望ましいと考えております。また健康づくりは単に個人の健康診断にとどまらず、日常生活上の環境及び社会条件を整備していくことが、必要欠くべからざることだろうと、このように考えております。健康づくりは御指摘のとおり、スポーツ、レクリエーション、施設まで含まれる、実に広範な問題を含むものと考えているところでございます。

現在、保健センターを中心といたしまして、保健所、産医師会、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、それから商工会、自治会、老人クラブ等の連携を密にいたしまして、いわゆるヘルス事業の充実を、力を注いでいるところでございます。いわゆるネットワークの基礎づくりはできていると考えております。これからもこの協力態勢を密にいたしまして、今後進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから２点目の市民の健康管理の御質問でございます。現在、保健センターを中心といたしまして、老人保健法に基づく医療以外の保健事業を行っているところでございます。健康審査等も各種実施しております。一般検診、それから胃がん、子宮がん、それから結核検診などでございます。特に平成元年度には、新規事業といたしまして、乳がん、肺がんの検診についても実施できるように、その準備を進めておるところでございます。

こういった現在のところ、これらの検診の結果につきましては、単年度ごとに５年間、整理保存をいたしております。必要なものには、血液を採りまして、貸し出しをしている状況になっております。市民の健康管理、大事なことでございますけども、できるだけ多くの市民の方に受診できるような方法と、態勢をつくりたい。その検診の結果については、経年的に記載される方法、いわゆる受診者の健康状態が連続的に把握できるようなシステムを現在検討をいたしてございます。

市の基本計画の中にも掲げておりますけども、住民健康管理態勢の充実ということで、具体的には個人台帳の作成でございます。住民基本台帳に入力してございます電算機を利用して、その台帳の作成、あるいはパソコンによる台帳の作成等々やってございます。

ただいま御教示をいただきましたＩＤカードによる健康管理でございます。なかなか長所を持ったシステムのように存じておりますけども、画期的な方法であると思いますけども、私どもが現在得ております情報では、まだ実践段階には至ってないというふうに承知をいたしております。それにいたしましても、技術は日進月歩でございますので、システムとして確立し、その機器が普及してくれば、健康管理上有効だと、このように考えております。今後それらの情報について収集に努めまして、今後検討していきたいと、このように考えているところでございます。

それから３点目の総合アスレチックの建設の件でございます。この方につきましても、まだ検討の中に入っておりませんけども、今後の検討課題だろうと、このように考えております。十分に検討させていただきたいと存じております。

それから誕生日月検診の実施の件でございます。61年の９月議会で御指摘があったと思います。現在の検診方法いろいろございますけども、対象者の年齢的に特定いたします５歳ごとの、いわゆる節目検診というのがございますし、また通年的に誕生日月にするとか、一定の年齢に達していればいつでも実施できるというふうなもの、あるいは当市の現状のように年間を通じて健康種目を設定している通年種目別とか、各自治体の条件の中で、いろいろ、まちまちであるのが実情でございます。

当市、日野市の場合でございますけども、これまで健康種目の確保に重点を置いてきております。先ほども申し上げましたけども、基本健康審査、それから胃がん、子宮がん、それから結核、それに新年度からは肺がん、乳がん検診というように、検診の科目に今重点を置いているところでございます。

市町村が行っております住民検診の趣旨は、当然のことながら早期発見、早期治療ということがもちろんでございます。自主的に定期的な健康診断を習慣化するということが主眼になりますので、誕生日月検診の方法は、その趣旨が明確に生かされる利点がございます。したがって今後はこういう現在の種目の確保から、御提案のございました御要望等も、まあ内部態勢の問題等もございます。また医師会等の医療機関との関係もございますので、新年度、平成元年度の中では従来どおりな方になるかと思います。内部態勢等も整えまして、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

それから大腸がんの検診でございます。現在行っております住民基本健康審査におきまして、老健法審査項目というのがございます。11項目検査項目があるわけでございますけども、これに大腸がんの検診を加えることができるかと思っております。簡便な一般の検便と同じような方法で、免疫学的鮮血反応による大腸疾患検査法というのがございますので、これを採用することができるのではないかと、このように考えております。ただこの検査方法でございますけども、現在、日野医師会でも、導入検討に入っているところでございますけども、まだ足並みがそろっての実施段階にまだ至っておりません。これにつきましても、同一歩調を見極めまして、これの実施を図っていきたいと、このように考えております。

それからがん予防センターの建設でございます。これにつきましても重要な案件でございますので、今後十分検討をさせていただきたい、このように考えております。

それから保健センターの駐車場の入口がわかりにくいという御指摘でございます。早急にこの件につきましては、見直しいたしまして、対応を考えていきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　すみません、ちょっと１点確認させていただきたいんですが、数点の御答弁は、今すぐという問題でもございませんので、いろいろと御検討していただいて、前向きな対応をお願いしたいと思いますが、誕生日月検診、まあ節目検診ですけれども、５歳ごとに節目検診で、個別に通帳を出していただくということでお願いをしてありまして、それと同時に従来行っております希望受診制度というんですか、それを両方併用されて、本年度実施をしていただくというか、御検討ということで、お話を以前伺っていたんですが、個別に通帳出してというところまでは、まだ御無理ということなんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問でございますが、細かい内容につきましては、確認しておりませんけども、恐らく現状と同じような方法ではないかなと考えているところでございます。もし間違っておりましたら、また訂正をさせていただきたいと存じますけども、以上でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　私もこの質問をさせていただきましたし、また社会クラブの福島議員さんも、この趣旨に沿ったような質問をされておりました。また同じような御答

弁いただきまして、64年度から５歳年齢ごとに節目検診をいたしまして、通知はこちらから差し上げていきたい、誕生日月に通知を差し上げて、お知らせをしたい、そのように考えております。そのために63年度、１年をかけまして、内部検討、及び所要経費の確保に努力をしてまいりますけれども、もう少し具体的に申し上げますと、30歳以上の御婦人を５歳間隔で30歳、35歳、40歳、まあ65歳、さらには70歳というふうに、そういった節目ごと、５歳の節目ごとに、その方の誕生日月に受診票、それから検体採取容器などをお贈りするものでありますと、そういったことを御答弁いただきまして、さらにはＰＲの方法といたしまして、節目ごとに誕生日月に通知をする方法と、それからいままでの申し込み受診制度、この二つの方法を併用していくのが、よろしいんではないかと、そういった結論を持っておりますということで、64年度から実施という方向で御答弁をいただいているんですが、その点については、時期尚早と申しますか、準備に至らなかったというんでしょうか、そういったことをお伺いする中で、今後ぜひ実施の方向で御確約をお願いしたいと思いますが、この点についてはむしろ市長さんの方に予算つきをお願いするものですから、お伺いした方がよろしいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　個人の健康管理は個人で、いろいろなデータを持って正確な指導、あるいは認識のもとにやっていただくということになるわけでありますが、そのデータを提供するいろいろなシステム、あるいはいわゆるそれが保健所の仕事であり、我々の健康・保健センターの仕事であるということだというふうに認識をいたしております。したがいまして今具体的な個々の施策について御提言をいただいて、大変ありがたく思っております。なおまたお約束をしたことは、これはもちろん検討を経て、実施をするという前提で行うことでございますので、その実現になお一歩前進する。そして完成になるべく近づけるということで取り組ましていただきたいと思っております。その他、いろいろと具体的な提言をいただきましたので、私は地域保健協議会にまた一つの諮問事項としても総括的な意味で御相談をしたい、このようにも思っております。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　私があえてこの以前の御質問をさせていただいたのは、この１月にお２人の方を亡くされて、お葬儀に出席をいたしました。そのときにお母さんと別れるその姿にとっても何とも言えない、その幼子を残していった心情というか、その思いに立ったときに、今再びもう一度、このことを質問させていただこうという思いで、

質問させていただきました。どうかそういった思いを酌んでいただきまして、さらなる御検討をお願いしたいと思います。以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって９の２、豊かな福祉社会建設へのビジョンを！の質問を終わります。

一般質問10の１、国の補助削減と生活保護受給の推移について問うの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（谷　長一君）　それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。10番、国庫補助削減と生活保護受給者の推移について質問をいたします。

国の生活保護補助率は、10分の８から、10分の７に削減されたのは、この昭和60年であると、私は記憶いたしております。それに伴いまして、福祉の窓口審査が幾分厳しくなるのではないかということは、当然考えられるわけであります。受給資格者の審査が厳しくなるということは、この高齢者、弱者いじめと言われても、私は仕方がないのではないかと考えております。また日野市におきましても、申請そのものを受け付けない対応をしているのではないかということは、私が以前生活保護を受けていた方を福祉事務所の窓口まで連れていったときに、ケースワーカーがそのような対応をしていたというように、本人から承ったこともあるわけでございます。

それと同時にまた昨年、生活保護を受けておった経験者は、福祉事務所の窓口で暴れたというようなことも思い出される。事件は振り返ってみると、内容はともあれ、採用等は前回と相違したというようなことがあったのではないかと考えられるわけであります。福祉事務所というのをどういうものかということを考えてみると、やはり弱者、高齢者等は本当に困って、困って仕方がなくて、それこそ最後のよりどころとなって、福祉事務所の窓口を訪れると、私はこのように考えております。真の困窮者に対してはやはり懇切丁寧に、困窮者の身になって対応するということが、私は大切であると考えております。そこですべての国民は健康で文化的な最低生活を営む権利を有しているわけであります。健康で文化的な最低生活ということは、一体何かと考えてみると、非常にこれは難しいわけですけれども、抽象的、または相対概念等に基づいて、それを具体的内容はいろいろあります。これは複雑でありますけれども、やはり簡単に言いますれば、この概念的な考えでいくと、文化の発展、国民経済の進展、その他多数の不確定要素を総合的に考慮しまして、初めて決定されるものであると、私は考えております。

その認定の判断というのは、裁量権等の限界というのはあると思います。その限界はやはり越えてはならないという認識を私は持っております。そのような観点に立ちまして、やはりこの第１番の質問といたしまして、この生活保護費に対する国の負担が60年度より、10分の８から、10分の７に削減された。これがどのように自治体に影響を与えたかということを当然聞かざるを得なくなるわけであります。

その次は、この２番目としまして、このような結果、国の負担率が削減してから、生活保護受給者の推移はどうなっているかということも、やはり聞かなければならないというふうになるわけでございます。

それでこの３番目としましては、生活保護の生活扶助費には、いわゆる消費物価の指数などは、一体どのような形で反映されているかということも聞いておく必要があるのではないかと私は考えております。この日野市の基本計画等を見ましても、日野市の市民の生活水準等にも触れておりますけれども、これらにつきましてはまた後ほど触れるといたしまして、ここでこの３月に発表されたサラリーマン世帯の可処分所得、これらについて、ちょっと見てみますると、この消費項目の推移、これは前年と比較しまして、実質的にはかなり伸びているわけです。62年度に比較しますと、63年度は食料費とか保健医療費、または教養娯楽費等についても、総合的に入れますと、15％近く伸びているわけです。そのようなことも考えると、これらについては当然消費税にも及ばなければいけませんけれども、ここではまだ消費税は申し述べません。これらは、この可処分所得というのは、一体何かということになると、税金、それから社会保険料など差し引いて、サラリーマンの世帯が自由に使える金と、こういうふうに覚えておいてもらえば結構だと思います。そこで、この可処分所得というのは、62年度等にもあったんですけれども、多くなったんですけれども、やはりこの63年度等においては、特に景気がよくて、実収入が伸びたということがあるわけであります。62年度等を見ると、やはり伸びた伸びたというのは、実際には伸びていますけれども、特に目立って伸びたというのは、いわゆる株や土地が非常に上昇したから、金を持っている人は、この伸びたと、資産効果がここに発揮できたということは、これを如実に物語っているわけであります。しかしサラリーマンはそのときに、いわゆる手をしゃぶって見ているようなものだったということが、多くの人の言われることでございます。が、しかし63年にもなると、幾らかサラリーマンに対してもその恩恵が１年おくれて出てきた、財布もふくらんできた、これは何かということになると、景気が多少なりともよくなったということが、やはり財布がふくらんでこなければ実感としてそのような感じを味わうことができないんであり

ます。しかし一方市役所等見ると、この採用や何かを見ると、採用しても、受かっても、また出ていく。職員にならないんですよね。これは何かと言いますと、やはり賃金が安いから来ないんですよ。高いところへ流れていってしまう。本当ですよ。職員の採用試験を受け持っている職員課等においては、一番よくわかるんじゃないかと思うわけです。まあそれらを考えてみると、非常に難しい面もある。そうなると、今度は一体予算上ということで、本年度の平成元年の給与はどうなっているかと見ますと、これは３％の上積みがなされているだけですよ。本当に少なくきりなっていないわけですよ。少ないですよ。そうなるとやはり、いわゆる所得増を図る上におきましても、やはり憲法の範囲内におきまして、これを当然図ってもよろしいんじゃないかと、私はこう考えているわけですよ。平成元年の政府の経済見通しによりますと、ベ・アやボーナス増も１人当たりの雇用所得の伸びとともに、4.2%伸びるわけですよ、これは。伸びるということになっているわけです。それで63年度だって、やはり実質的な見込みは3.7%というふうに、非常にいいわけなんです。恐らくこの見通しというのは、そんな間違いは、国が発表しておる数字ですからないと思うわけです。そのようなことを考えてみますると、どうしても３番目の生活保護者への生活扶助費には、消費物価指数などはどう反映しているかということも、当然聞かざるを得ないということで、ここで質問をするわけでございます。

さらには、いわゆる生活保護者ということになると、非常に生活水準の低い方、困窮者ということになっているわけですから、やはり生産農地に対しては、宅地並み課税の減免措置がとられているわけなんです。そうなると、農家なんというのは非常に土地はあるけれども、売らなければ金がない。生産農地というのは非常に収入がないわけですから、収入がなかったら、当然宅地並み課税の減免というのは、当たり前なんですね。当たり前なんです。それですから今度は、生活保護者に対して、受給者に対してはやはり消費税もどんな形かで、結局救済をするというか、減免をするというか、そのあたりは私は取るなということじゃないですけれども、検討に値する問題ではないかということで、そのあたりにつきまして、４番として質問をいたすわけであります。そのような観点に立ちまして、この４点につきまして、最初に質問をいたし、その回答によりまして、順次また再質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは１点目からお答えいたします。

１点目の生活保護法による国の負担が60年度から10分の８、そして10分の７に、その

影響はどうかということでございますが、国の負担につきましては暫定措置として10分の８から、10分の７が削減されて、いつかそれが直るというような形ではきていたわけですが、その60年度分につきましては、金額でございますが、その差が１億１,330万8,000円という数字が出ております。それから61年度でも１億766万8,000円、それから62年度が9,734万円という数字でございます。それで63年度におきましては、さらに少し減りまして、9,781万2,000円という数字が減額でございます。

その減額された10分の８は、結局10分の７になったわけです。そうすると10分の７に対しまして、都と市との関係におきましては、10分の３、都がふえ、あるいは市がまたそれと同じように10分の３というような形でふえてきておりました。しかし今年度、平成元年におきましては、10分の７から、予算でもまた御説明いたしますが、0.5伸びまして、10分の7.5という割合に復活されているということで、暫定措置がこれが変わってきたということでございます。そして、その増額といたしましては、今試算でございますが、5,497万1,000円の増額になる予定でございます。

それから次の２点目の国の負担率が削減されてから、生活保護受給者の推移はどうなっているかということでございますが、これは60年度から、推移につきましては表を持っておりますが、世帯数で申し上げますと、615の世帯でございます。それが61年度には563、それから62年度には506、それから現在63年度、まだ２月末現在でございますが507ということで、この60年度から、62年度に対しまして、大体100世帯の方が少なくなったという結果が出ております。表はこれにつきましては、減少しております。それは国の制度が改正に基づきまして、このような数字が出てまいりました。と申しますのは、障害者の１級でございます「愛の手帳」をお持ちになっている方の年金が、大幅に引き上げられまして、それに基づきまして、扶助費が障害者年金をもらっている方が上だと、金額的に、そういう数字でございますので、ここで出てきた数字でございます。これはまた単身で入院している方でございますが、そうした数字が出ております。

それから３番目の生活扶助の物価指数でございますが、確かに今御指摘のように60年から統計をとってまいりますと、60年度で３％、それから61年、2.0、それから62年度で1.7、63年度で1.4、そして平成元年、この本年度予算におきましては、4.2の物価指数できております。そうした形で現在は推移しております。そのため生活扶助費等につきましては、国で額が決定され、それを執行しているものでございます。なお、今言いましたような数字で、その4.2%という数字が増額されております。月額にいたしまして、これも試算でございますが、13万6,443円になる予定でございます。そのような経

過でございます。

それから４番目の件でございますが、これは非常に今ふえております消費税関係でございます。これにつきましては、今私どもの財政部長も御説明申し上げてありますが、本年度予算につきましては、日野市の予算関係としては、委託料、あるいは使用料、あるいは工事料については歳出ですね、３％、載せてあるというような形の中で、御指摘の宅地並み課税の減免にとられている。こうしたものにつきましての消費税はどうなのかということでございますが、現在、市民部長と打ち合わせしましたときには、まだはっきりした答えが申し上げられないというのが、現状でございます。以上です。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　今、懇切に丁寧な説明があって、ある程度はわかりますけれども、やはりこの影響というのは、最初は大きくて、障害者年金が大幅に引き上げられたということで、この生保の方は減ったというふうに、私は理解しているわけですけれども、やはりこれらを見ましても、生活保護のこの申請ということなり、それが受け入れられたということになりますと、これは日野市の福祉、63年度等を見ましても、男33歳、女が29歳、子供が４歳の世帯構成というのは、標準世帯ということになっているわけです。それで一般生活費として、13万94円というのが、標準家庭だともらえるわけですね。そういうふうになりますと、やはりこれらを見ると、最低生活ということになると、やはり本当に最低生活を営む程度のお金だというふうに、私は理解しているわけであります。そうなると当然伸び率等を見ると、確かに前年比に比較しまして、伸びていることは伸びているけれども、その途中におきまして、ことしは4.2、伸びるということになるようですけれども、やはりその差がいつも後送りというんですか、そういうふうになっているわけなんですね。そのあたりもやはり考えて、この生活つなぎ資金等もありますので、そのあたりをよく市におきましては考えていただいて、最低生活者の保護ということにおきましては、万全を期していかなければならないと考えているわけでございます。特にこの身体障害者等を見まするると、非常に心身ともに障害のある方というのは、口では言われないものがあるわけであります。そのようなことを考えてみると、最低生活費の収入ということによって、生活が営まれているということになると、やはり他から見るのではなくて、本人そのものが、何となく肩身が狭い。その思いというのは、やるせないものがあるのではないかと考えております。そのようなことを考えてみると、やはり可処分所得というのが、このサラリーマン世帯の可処分所得の主要消費項目の推移と、これは前年度実質伸び率、何％ということでここに発表されておりますけれども、

非常に可処分所得がふえているわけですね。どうしてかといいますと、税金が昨年は減ったでしょう。また減るわけでしょう。そうなると、伸びるのは当然なんです。当然なんだけれども、それがどのように生活保護費に移行しているか、ある程度移行しなきゃいけないと思うんですよ、私は。そのあたりを考えてみると、いわゆる減税はあったにしても、また消費税等が出てくると、やはり我々健常者は、ある程度の負担には耐えられると思いますけれども、生活保護者に対しては、やはり何とか考えてあげなければいけないというふうに当然なるわけであります。そうなると、この13万、所得が――13万9455円、前年度に比べて伸びていますけれども、やはりこの13万945円に対して、３％の消費税がかかっちゃうわけですよ。もろに。そうなんですよ、そういうふうに考えていいわけです。どうしてかと言いますと、税金や学校教育費や何かは、かからないわけですよ。全部が可処分所得とみなしてもいいわけなんです。そうなると、やはり実質的にはふえても、今度は消費税がふえてくると、収入は減になっちゃうわけなんですよ。それですから当然やはり何らかの措置を講ずる必要があるのではないかと言わざるを得なくなるわけです。私は強い人に対しては、消費税なんというのはうんと払えと言えますよ。もっと払ったっていいんですよ。が、しかし生活保護の方に対しては、どのようなことがあっても、手厚い保護、困窮者に対しては思いやりのある行政というのが、特に私は必要ではないかということでですね、この点につきましては強調せざるを得ないわけであります。そのあたりにつきまして、市長は63年――この間配られました日野市の福祉には、かねがね自治体行政はどのような分野であっても、結局は主権者である住民の幸せ、福祉へつながるものがなければならないと考えていると。そのように努めてまいりました。近年は高齢化社会の進行に伴い、これまでの発想ではとらえられない多くの課題が生じ、行政の総合的な対応が求められているようになった。できる限り広い視野から、社会保障、社会福祉の諸制度を中心に、関連する施策を紹介して、その理解に供しなけりゃいけないというふうになっているわけなんです。それを考えてみると、私が今まで述べたようなことに対しましても、ある程度の見解というのは、当然お持ちではないかと思うわけです。また日野市の福祉等を見ましても、また日野市の市民生活というのを見ましても、私は日野市の市民生活水準は、都下26市と比較しても、決して低い水準ではない。高い水準にある。全体としては確実に高い数字を維持しているといっても、私は過言ではないわけであると考えています。そのような観点に立って見ても、やはりその中におきまして、所得の格差というのは、非常にあるわけなんです。これは「統計　日野」を見ていただければ、私が申すまでもなくよくおわかりだと思っており

ます。生活基盤の弱い階層も、少なくないということは、確実に言えるわけであります。病気、身症者、高齢者など、心身的、または経済的困窮者に対しては、やはり市の責任において、憲法を市政によく生かすということでありますから、最低限の生活はぜひともこれを保障していくことが、私は必須の条件であると、私は考えてます。そのようなことを考えてみると、いかに行政責任はこれからが重大であるか、また今も重大であるかということが、言えるわけです。やはり私は、森田市政の過去というのをよく見てみますると、私も盲目ではない。やはり盲目であってはならないということを考えながら、ひとつ市長、どのようなお考えを持っていらっしゃるか、御答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のこと、全く同感であると思っておるところであります。憲法25条、すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利がある、これが福祉の政策、施策の源であるというふうに考えるわけでありますし、国はまたそのために、社会保障、社会福祉の面でも、その実績が維持されるように努力しなければならない、こういうことになっておるわけでありまして、我々の地方自治体の立場に置けばなおさら、市民生活を目の当たりにし、また生活の困窮者を直接に権利を守るという仕事で、努めておるわけであります。

このたび御指摘のとおり、特に生活保護の状態にある方々の給付に対して、また課税が行われるということでありますので、消費税の設定に伴う対策本部を設けたゆえんも、そのあたりにあるつもりでございました。つまり弱者に対してどのような影響があるかということを十分見極め、最小限のまた施策は行わなければならない、こういう認識でおります。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　以上をもって質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって10の１、国の補助削減と生活保護受給の推移について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時40分　散会

３月10日　金曜日　（第５日）

平成元年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第５号）

３月10日　金曜日　（第５日）

出席議員　（29名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（１名）

26番　市川資信　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成元年3月10日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時10分　開議

○副議長（一ノ瀬　隆君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員17名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問11の1、七生地域のまちづくりビジョンを問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　七生地域のまちづくりの将来展望につきまして質問をさせていただきます。

私も日野市全域のまちづくり、これに強い期待を抱いておりますが、本日は七生地域に限って見て、まちづくりビジョンということを質問してまいりたいと思います。

七生地域のまちづくりにつきましても、しばしば私自身も取り上げてまいりました。また今定例会におきましても、南平については米沢議員が、また全市的な問題については中谷議員が、そして平山方面の駅などについては小俣議員が、というふうに取り上げております。そういう点で、私は、百草、程久保、三沢、高幡、こういうあたりを中心にいたしまして質問を行ってまいりたいと考えております。

七生地域における現在までのまちづくりの到達点と今後の展望を今確認することも非常に重要なことであると思うわけでございます。そして、今後の大きな発展は、当然、第5期目の革新市政に期待がかかっているわけでございます。七生地域と申しますと、どういう場所か。これは平山、南平、高幡、程久保、三沢に落川ということであることは既に御承知のとおりでございます。これに明治22年——1889年の七生村合併におきまして、多摩村から百草が入ってきて現在の七生村、七生地域へと発展をしてきたわけでございます。

まちのこの発展ということにつきましては、日本の歴史の中では大体城下町というところが大きく発展をしたわけでございます。そのほかは大体門前町、こういう感じで発展をいたしてまいっております。日本の古い時代の経済力では、そういう形でしかまちが発展していかなかったものというふうに思っているわけでございます。七生地域も高幡不動尊の門前町という形で、古くから一定のまちが形成をされていたわけでございます。そして、大きな発展の契機になったのは、恐らく60数年前に玉南鉄道、1925年にこ

れが敷設された、このことも一つのきっかけになっていると思います。そしてまた1965年前後に分譲住宅、団地等が次々と造成をされてきた、これが次の発展段階になっているのではないかというふうに思っております。

自民党の町政、市政のころには、七生地域についてのまちづくりのイメージというのが、まちの広報あるいは市の広報等で市民に宣伝をされております。それによりますと、七生地域は公園と緑地と大学のまちにしたい、こういう希望を自民党は、保守市政は、保守町政、保守市政は持っていたというふうにうかがえるわけでございます。そしてさらに保守の市政のころには、七生地域のこういう展望とともに、下水道をつくりたいという要望も古いときにはあったようでございます。ところが、この七生地域の保守時代の展望にもかかわらず、公園と緑地と大学のまちというイメージを守り抜くことはできなかったわけでございます。次々と丘陵地が住宅地として開発をされた。そして革新市政以前のまちの開発におきましては、公園どころか、子供の遊ぶ空き地あるいは公共用地、こういうものを用意しないで次々と資本の流れ、あるいは当時の日本の政府の国土の政策、こういうものに応じて、いわゆる乱開発が行われてきたわけでございます。

下水につきましても、しばしば議会でも明らかになっておりますように、ついに下水道計画もできず、わずかに多摩平における公団による下水処理場ができたにとどまっていたわけでございます。そして、そういう動きがあった後、百草園のがけ崩れなどがよく起こるあの地域に、七生地域では初めてのマンションなどができたりしまして、だんだんと現在のような七生地域になってきたというふうに、簡単に歴史をいえば言えるというふうに思います。

そして、きのうも、きのうまでにも共産党の市議団の一般質問等で明らかにもなり、また市長の答弁などでも明らかになってまいりましたように、革新市政以後は次々と住民要望にこたえて、七生地域を自然と調和されたまちづくりという形で発展をしてきたところは、これも明らかになっているところでございます。下水道につきましても既に百草、落川地域の供用開始を初めとして、七生地域では次々と下水道の供用開始も展望が開かれてまいるに至ったわけでございます。

七生地域のまちづくりを考えるにはいろいろなことも配慮しなければいけないというふうに思っております。それは日野全体における七生地域の位置づけというものも特徴があるように思います。また、今、鈴木都知事等が進めている東京の再開発等を中心とする住民の生活を無視した形のまちの発展、こういうもののしわ寄せが七生地域にも向かってくる。こういうことにも配慮をして住民の生活環境を守りながらの七生のまちづ

くりということも考えなければいけないと思います。

日野市は大体工業を中心とする地域、これも重要な地域を占めております。そしてまた旧商店、それから古くから農業を営んできた方々、こういう地帯もあるわけでございます。そして、それに人口急増による住宅地の展開。大体、日野市のまちはこういう大きな特徴を持っているというふうに思います。生産のまちであり、文化のまちであり、住宅のまちである、こういう特徴を備えていると思います。そして、これにいい条件としてあるのが浅川などの緑と清流の客観的な条件でございます。

日野市は御承知のように、基本計画を定めました。この基本計画の中には、よく住民の今までの要望などを取り入れましてでき上がっているというふうに、私は読むほどに感心する次第でございます。（「細か過ぎるんだぞ、大きくはできないんだぞ、あれは」「そんなことない」と呼ぶ者あり）今までのそういう概括的なことをお話ししまして、具体的な質問に入っていきたいと思います。

その第１点は、この基本計画に基づく進捗状況についての答弁をいただきたいと思います。

私がこの16年間の革新市政の実績を今申し上げました七生地域の一部に限りましても大変なものを積み上げてきているわけでございます。例えば緑を守る、この点についてはどうか。あの百草団地等の開発によって荒れたままになっておりました百草団地の横の荒れ地がございました。ここに住民と市、そして革新の森田市長等が協力をいたしまして、百草台自然公園をつくり上げたわけでございます。以前は、瓦れきの山でございましたが、今は三多摩じゅうの植物を集めまして大変市民に愛好されるすばらしい自然が復活をしつつあるわけでございます。既に住民の努力によりまして、蛍も百草台自然公園では夏には飛ぶような条件もでき上がってまいりました。

これは、どのようにすばらしいかというのはＮＨＫが取り上げまして放映したくらいに大変すばらしい場所であるわけでございます。ＮＨＫのアナウンサーが解説の中で言っておりました――団地の横にこんなすばらしい所があるまちというのは本当にいいですね、ということを解説していた次第でございます。そして今、元旦になりますと、百草台のてっぺんは日野市で一番高い部分にあり360度のパノラマが望めるわけでございます。初日の出を見ようということで毎年毎年盛大に日野市全域から市民の方々が集まっていらっしゃる、そういう名所にもなってきたわけでございます。そして、水を治める者は天下を治める、というのはよく言われる古い言葉でございます。森田市長も、あの程久保川が大変はんらんをして住民が困っておりました。市職員などと力を合わせまし

て程久保川の改修も完全に終わりまして、今住民は安心して暮らす状況になったわけでございます。そうして、さらに今建設中の南平丘陵公園へと発展をいたしてまいっております。

文化、教育の点はどうか。これも数え上げれば切りがない実績をつくってきているわけでございます。学童クラブを各地につくり、保育園もつくってまいりました。学童クラブ建設や保育園の建設のときには、保守勢力も含めましてさまざまな妨害がございました。しかし、これも住民と市長、担当の部長、課長、職員の皆さんが一生懸命努力をして、見事にあの地域は豊富な学童クラブと保育園の建設、これが進んだわけでございます。また高幡の保育園の改築などにおきましても住民のさまざまな御意見がございました。これらを見事にくみ尽くしてあの保育園も改築に成功し、今では付近住民の皆さんから大変喜ばれる状況になっております。小学校、中学校も大いに改善をされてまいりました。潤徳小の問題等は今までに指摘されたとおりでございます。これも解決を見てきたわけでございます。そうして、さらに南平には東京でも有名な南平の都立高校の誘致にまで成功をいたしてまいったわけでございます。そして、さらに文化の施設といたしましても、七生公会堂でございますとか湯沢会館、高幡図書館、数え上げれば切りのないさまざまなことがこの16年間で実現をいたしてまいりました。

市民の人たちは高幡駅から百草団地まで歩いて来る中で、森田道路とか、そういうことをおっしゃる方はなかなかまだおりませんけれども、市民ロードというふうに呼んでいらっしゃいます。住民運動によって、これほど七生の地域が変わったかということの実感を込めて、こういうふうに呼んでいらっしゃるのではないかと思うわけでございます。

そして人間の人間性を尊重する、住民参加を尊重するという点でも今申し上げましたとおり、非常に革新市政は柔軟に努力を積み重ね解決をしてまいりました。例えば百草団地、日本信販の間を通る16メートル道路問題というのがあったわけでございます。このとき市と住民が対立をしたり、あるいは自治会ごとに対立をするというようなことがございました。しかし、この際にも森田市長が中心となって、各団地の代表者などが一堂に会して話し合いをしたり、市長と住民の間にもさまざまな行き交いがございましたけれども、最終的には住民参加によって、住民合意によって、あの地域のまちづくりも完成をしていったわけでございます。そして、今では広い歩道と緑豊かな緑道として、生活道路としてあそこが守られてきている状況にございます。

このような16年間の革新市政による七生のまちづくり、本当に私は基本計画の路線を

地で行ったような形で実現をしてきているのではないかと思うわけでございます。そういう点で、今、進捗中の七生地域での主なる事業計画の進展状況につきまして、また、その見通しについてお答えをいただければと思います。

次に質問の第２点は、これは第１点も市長だけでも結構ですけれど、各部長さんからの御答弁もいただければ結構であると思います。第２点は、特に市長に質問をしたいと思う点でございます。

それは、このように市長、市職員、住民参加、こういう形でまちづくりが進んでまいりました。しかし、まだまだこれから先も七生地域に残されている課題は多々あるわけでございます。これらの点について市長の今後の展望、ビジョンといったものをお聞かせいただければ幸いだと思う次第でございます。

例えば緑を守るという点についていいますならば、高幡不動尊の緑、程久保の緑、そして百草園の緑、あるいは万蔵院と倉沢部落等にもまだ残っている緑、こういったものを今後どういうふうにして守り、守っていくか。また開発を行わざるを得ない場合に、自然との調和をどういうふうに考えておられるか、こういう点などについてお答えをいただきたいものでございます。

あわせまして、これは第１問のところでも結構でございますけれども、程久保川の緑道計画あるいは浅川の親水公園の計画、こういうものも今後どういうふうに行おうとされているかお聞かせをいただきたいと思います。

そしてまた次に、利便の問題で生活の利便の問題でございます。

高幡不動駅の立体交差の展望、モノレール等の設置の今後の展望、こういったものなどについてお聞かせをいただきたいと思うわけでございます。そしてまた多摩動物園並びにダイクマ等の進出によりまして、日曜・祭日等の川崎街道と多摩動物園通りの混雑は大変なものがあるわけでございます。

これらについてもしばしば私どもも取り上げ、市も努力をいただいております。また建設委員会等でもしばしば審議が行われております。これらの交通渋滞等の解決についてもお考えがあればお聞かせをいただきたい。

そしてまた、バス不便地域が残されております。これらに対する解決の展望というものがあるならば、そういうことについてもお聞かせをいただきたいわけでございます。

そうしてもう１点は、日野市全域のバランスの問題でございます。

これらについても先ほど列挙いたしましたように、七生地域にも次々と文化施設、福祉の施設ができてまいりました。ある意味では、もう七生地域に格差はなくなったとい

うようなことも言えるかとも思います。しかし、さらに今後、何らかの形で考えていらっしゃるとすれば、そういうことにも触れていただきたいと思うわけでございます。

今、町々を宣伝カーが行き交っております。これらのスポットを聞いておりますと、なるほど、これからのまちづくりに対する二つの流れがあるなということを感じるわけでございます。一つは革新の宣伝カーのスポットでございます。これは、守ろう暮らし、つぶそう消費税、と訴えておられます。それから、緑と清流を取り戻そう、と訴えておられるわけでございます。そしてまた、人間のまち・日野を住民参加でつくろう、と訴えておられます。非常に気持ちのいいスポットが日々流れているわけでございます。また、そういう側から出されているチラシを見ますと、非常に具体的なまちづくりの発展計画が記されておりまして、市民から大層歓迎され、期待を呼んでいるのが現実でございます。

一方、保守の方の側の宣伝カーは、どういうスポットを流しておられるか。まず中心は、革新市政の当たらぬ非難中傷の言葉もございます。マンネリであるとか何とか、そういうような、もう聞いて飽きがくるようなスポットも繰り返し流されております。じゃあ政策的な点は何があるかと考えてみますと、政治の流れを変えましょう、働ける若さと行動力、大きな視野で未来を見ましょう、都市基盤の整備、浅川の清流を何とかしましょうと、これはちょっと革新系にも似ておりますが、こういうのを繰り返されるだけでございまして、極めて抽象的で説得力がない、ということが感じられるわけでございます。パワー君などというステッカーなども方々にやたらと張りめぐらされているようでございます。

どうも、やっぱり私は宣伝カーの二つの流れを見るだけでも、革新の側、これはやはり人間本位のまちづくりを進めようとしているなということが直観的にわかるわけでございます。そして保守側の宣伝カー、これはまちづくりではなくて、新たな第二の乱開発へと導くまち壊しの感じを市民が受けるのではないかという、そういう印象を受けている次第でございます。

そういうことで、ひとつ市長には今後の基本計画に沿いました方向での七生地域のまちづくりの展望をお示しいただきたい。

以上、2点質問をいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　都市整備部関係につきましてお答えをいたします。

ただいまの質問のありました中で下水道の関係でございますが、南多摩処理区につきましては昭和62年度にほぼ100％汚水管の埋設が終わりまして、63年度、接続に向けての努力をしているということでございます。

浅川の、浅川処理区でございますけれども、この浅川処理区につきましては、浅川処理場の完成が、いわゆる一部供用開始でございますけれども、平成4年に予定をしております。この供用開始に合わせまして、できる限り接続できるような、そういう今、準備を進めているということでございます。

それから高幡の区画整理でございますが、面積は16.8ヘクタールでございます。61年から平成5年までの工期で今事業を実施しておりまして、現在、平成元年度の予算を執行いたしますと、全体事業ベースで申し上げまして26％を進むと、そういう状況でございます。

それから高幡不動東踏切の立体化の問題でございますが、これは大部分の用地を高幡土地区画整理であけまして、残る部分を東京都が一部直接買収をして事業を進めるというものでございます。この件につきましては、このルートが多摩・都市モノレールのルートにもなっておりまして、本年度、この前後を含めまして東京都が測量調査等に入っているということでございます。区画整理の進捗に合わせまして、この立体化が進むよう現在努力をしているものでございます。

それから川崎街道の問題でございますが、特に動物園周辺ないしは高幡の交差点の付近を中心に申し上げますけれども、この辺の問題を解決するには、高幡東踏切の立体化の問題、それから動物園通りの拡幅の問題がございます。要するに、これは都市計画道路2・2・11号線でございまして、先ほど高幡東踏切の立体化で申し上げましたけれども、浅川新井橋から動物園の入り口の先でございますけれども、この区間の測量等をしておりまして、拡幅整備する予定になっております。

それから川崎街道の高幡不動踏切から高幡橋南詰までの区間につきましても混雑の解消を図ろうということで、本年度でございますけれども、現在行っているという意味でございますけれども、東京都におきまして現況測量等の調査に入っているということでございます。

それからモノレールの関係でございますが、この日野市内のルートにつきましては区画整理、それから一部動物園通りにつきましては直接買収になりますけれども、平成9年の供用開始を目途に今東京都が事業を進めており、また市もこれに協力をしているという状況でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　御質問の中に浅川の親水計画ということでの質問でございます。お答えいたします。

浅川の親水計画は御承知のとおり、水に親しむ公園として親水スポット及び遊歩道の三つのフレームで構成されております。

第１の水に親しむ公園でございますが、豊田の南区画整理地内の日野の田園公園につきましては、これは区画整理事業の中で完成がされます。駒形公園のところに予定されております日野の清流公園につきましては、平成元年度にプロジェクトをつくりまして事業を進めてまいりたいと思います。

それから平山橋のところの平山の清流公園につきましては、河川敷内であり建設省の改修工事の問題もありますけれども、まだ着手のめどがついておりませんが、早期に実現を目指して努力をしたいと思います。

それから第二の親水スポットでございますけれども、これも国の改修事業との整合が必要ですので、まだ具体的な計画は立っておりませんけれども、後で述べますけれども、河川敷の活用の問題に合わせて検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、現在、仮称二番橋の工事を行っておりますが、この工事の中で浅川の右岸側でございますけれど、親水スポットとして、第１号といたしまして階段式の親水護岸がここで誕生ができるということでございます。

第三の遊歩道につきましては、現在までに71％、距離にいたしますと9.５キロが整備済みになっております。残りの3.９キロにつきましては、平成５年度までに完成の予定でございます。

それから、次に歩道橋についてでございますけれども、仮称二番橋につきましては平成２年度完成の予定でございます。今現在、工事を進めております。もう一つの歩道橋でございますけれども、これは豊田の南の区画整理区域の日野の田園公園です。それと南平を結ぶ位置に予定されておりますが、これにつきましては、公園築造に合わせて事業を進める予定でございます。

最後になりますけれど、河川敷内の活用については、御説明いたしますと、この問題は河川管理者である建設省にとりましてはかなりの難問題がございますけれども、京浜工事事務所と平成元年度から、この計画をつくるために協議を始めていきたいということでございます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　文化面についての御質問も中に含まれていたと思いますので、若干お答えをしたいと思います。

一つは、スポーツ施設については基本計画の線に沿いまして、元年度中に三中にナイター設備を設けて、校庭の地域開放を充実したいというふうに考えております。

それから図書館につきましては、市の東部に当たります百草地域について、長年にわたる市民要望もございましたし、それから利用圏域内の対象人口の数等からいきましても非常に優先順位の高い地域でございます。そういうこともございますので、百草駅前に民間ビルのフロアを借り上げる方式で分館を設置する予定でございます。平成２年度中にはオープンできるというふうに考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　七生地域のまちづくりビジョンという質問でありますが、具体的な事項につきましては今それぞれの担当がお答えをしたとおりであります。

私は日ごろ考えますに、今日の日野市という市域の形成、つまり１町１村の合併、当時、日野町と七生村が合併をし今日の日野市行政区域ができておる。非常にいい選択であったというふうに考えます。つまり、まちの真ん中に川を擁して、特色のある地形がそこから生まれておるわけでありますし、また、多摩川側には古くから甲州街道あるいは中央線、こういう交通手段によって東西交通が栄えたところであります。また、南方の七生地域は、今日の京王電鉄並びに川崎街道と言われる中級の街道が走って、古くからの生活文化を形成する基本になってきたと、このように言えると思います。

今日の人口分布、川の北側に恐らく55％、南方が45％という程度の配分だと思いますが、つまり南方――七生地域が非常に人口がふえた。特に民間造成はほとんど七生の側で行われた。つまり、これは自然地の丘陵を土がやわらかであったためにブルドーザーが使える。そういうことが大きな理由ではなかったかと思いますけれど、日野の、今日の日野の行政区域の中で、あれだけ山が開発し尽くされたと言っていいぐらいに手の入れられたところは珍しいんではないかと思います。

しかし、それは乱開発ということにはなったわけでありますけれど、今日になれば、やはり大切な日野の定着した、定住した方は日野市民でございますから、残されている条件を最大限に将来展望に向かって活用し、また整備を図っていくということが我々の行政の仕事にかかわってきたわけであります。

治山治水、これはまさに小規模ではありますけれど、七生村の場合に特に丘陵地でありますだけに重要な事柄でありました。治水におきましては、日野の地域におきまして

も根川を下流から新しくつくってくる、重要河川としてつくっていったことによって、今日いわゆる川の北側、日野の市域では浸水地点がほとんどなくなったと、こういう大きな事業を行うことができたと、このように考えております。南方の七生地域におきましても、これは都の管理する川ではございますが、程久保川の改修、それらによって、一応治水は行われた。まだ小部分に治山上の問題は幾つか残っておるわけでございますが、これらも適切な土木工事によって、いわゆる山を治めるといいましょうか、地崩れの状態をなくする、あるいは緑地をもっと緑化を図って地質地形を安定させると、こういうことが大切だと考えております。

とりわけ日野市の大きな特色であります水と緑の自然環境は七生に依存するところが大きいわけでありまして、まさに七生は日野市の宝と言える大切な部分でもあると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そこで、緑を守るということにつきましては、とりわけ基幹緑地が七生、動物園を中心として、今日幸いにも残っておるわけでありますので、その基幹緑地をなるべく公有化することによって守っていきたい、こういう考え方が大切であると思います。程久保緑地はとりわけ重要でございますので、将来の動物園の拡張の範囲として、あるいはその一部を都立美術館を誘致する用地として地主さん方に御協力をいただきたい。その手段にはまた緑地信託制度等を活用することによって信頼関係をつくっていきたい、また財産の引き継ぎといいますか、処分と引き継ぎについても信頼関係を明確にしておきたい、こういう考え方が重要な手法だと考えております。

モノレールのことは今申し上げたとおりでありまして、モノレールコース、つまり南北の新しい交通システムが導入されることによって、日野市も非常に大きい影響を受ける、むしろ他市の場合もかなり、この間、アセスについての意見聴取がございましたが、具体的には問題ないようでありますが、日野市の場合は割合理解が早くて、特に問題となる指摘はないような状況であります。その間の高幡東踏切の立体交差、これは、もう間もなく着手着工される、こういうふうに都にお願いをしておるところであります。

動物園を中心とする市内の交通渋滞、これは特に川崎街道あるいは２・２・11に相当いたします動物園コースに甚だしいわけでありますので、渋滞のポイントを立体化するということとあわせて、先日も御質問がありましたが、なるべく動物園には京王線を使っておいでいただく、その中の一部分の方には南平駅コースを開くことによって一つのルートを新たにする。したがって、なるべく車を使わない形の交通の流れというものを試作してみたい、こういうことが一つの渋滞解消の手段になるというふうに考えております。

バス不便地域につきましても、これは京王線が東西に走ってはいるわけでありますけれど、今、団地が、いわゆる丘陵地に十数団地数珠つなぎにあるわけでありますから、これらを何か横断をする、そういう交通手段も必要かというふうに考えるわけでありまして、京王バスにもそのことを十分検討していただいておると、こういう状況であります。

私が市長に就任いたしました１期目の終わり、あるいは２期目の初めごろだと思っておりますが、いわゆる七生地域に人口が急増し、しかも行政施設あるいは文化施設に乏しいということによって、南部の整備計画というものをつくったときがあります。その主なる対象が今日できております支所と、それから七生公会堂の設立、それから図書館の、高幡図書館の分館を大きく、かなり大きいものをつくったということ、もう一つは南平体育館を設けた、そういうことを一つのバランスの、南北の行政バランスの材料にはしたわけでありますが、今後とも南の地域には丘陵地を利用して、先ほど申し上げましたような大きな文化施設ができれば幸いということであります。

もっと八王子寄り、つまり平山とか南平にも基幹緑地を中心として丘陵地を活用できる、緑の、つまり自然環境を守りながら市民生活に寄与できる、こういう状態をつくり出すことも必要なことを考えております。これから緑地として、よく自然の確保法として、もし処分をされる樹林地があれば努めて買い取って、公有の形で保存をすると、こういうことに努力をいたしたいと思っております。

その他、まだ言うべきことが多数あると思っておりますが、七生地域も奥行き短い関係上、東西に長い、住民もたくさん居住しておられることでありますので、これらのバランスを十分考えながら、また平山にも例えば駅前の地区センターを新たに建て直す、かなり大きなものができる見込みがあります。そういうことによって、日野市をバランスよく、しかも市民生活に十分、いわゆる生きる喜び、あるいは誇りとできるようなまちということに整備をしていくのが、これからの仕事だと、こう考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　大変ありがとうございました。私も七生地域に住んでよかったと、きょうは痛切に感じた次第でございます。

私は昔、ある本屋さんに勤めておりまして、明星大学が創立されまして、そのころ、あそこに仕事で本を売りに行ったことがございます。まあ、こういうところかと思いまして、そのときはいろいろと感じたことがたくさんあったわけでございます。しかし、こちらに住んでまいった後のこの革新市政のあの地域に対するさまざまな問題解決、こ

れにも非常にしばしば感動をいたしてまいっております。

例えば多摩動物園線が延長されて敷かれたわけでございますが、この明星大学と開設が同じころであったわけです。多摩動物園線の駅はできたけれども、保守の時代には遠回りをして明星大学に通学したり住宅から通勤をしたりと、こういう状態などがございました。これも森田市長と住民運動の力によって、見事に裏口開設という形が進展して大変住みやすい地域になったわけでございます。そのほか、あの地域で解決された問題はここで言い尽くせないほどたくさんあるわけでございます。

そういう点で、今後とも私はこの基本計画を中心とする革新市政の手で、より一層住みよい七生地域を実現してまいりたいと考える次第でございます。

市長のただいまの答弁も七生地域の独自性、緑が豊富に残っている、日野市の宝である、こういう位置づけのもとにまちづくりを進めるという御答弁を聞きまして、まことに同感の意を強くした次第でございます。

現在、七生地域のすぐ隣の八王子、多摩市を見てみますと大変開発が進んでおります。そのためにちょうど日野の市境まで開発が進んでまいりまして、以前、あちらにすんでいた鳥が生活の場を失ったわけでございます。このため、今、倉沢地域、百草団地等にもうさまざまな鳥が大変集まってまいりまして、すむようになってまいりました。特に去年、ことしと――そういう特徴があらわれているわけでございます。日野市は革新市政になりまして、お年寄りの方々あるいは障害者の方々が他の市町村あるいは23区からたくさん移り住んでいらっしゃるということも聞きますけれども、鳥さえもこの日野に集まってくるというのは、いかに日野市がやはり自然と調和のとれたこの日野市の特性を生かしながら、まちづくりを進めているかということの大きな私は証明であるといういふうに思っております。

そして、既に革新市政の手で今後のまちづくりの基本政策といたしまして、緑と清流、太陽を尊重していくこととか、文化、教育、福祉を大切にするとか、人間性を尊重して住民参加でまちづくりを進めていく、この三つの基本を踏まえたレールは既にどっしりと敷かれたわけでございます。これを第５期革新市政の実現によって、さらに私は豊かなものにしていくことができる、こういうふうに思います。そうすれば次の第５期革新市政においては、今、程久保川がまだ汚れた部分がございます。徐々にフナやコイが上流まですむようになってまいりました。セキレイも来るようになっております。そういう中で、これが多摩テックのところまで最終的には程久保川もきれいになってくる、そして緑道もできてくる、そして、ついにはまた蛍の自然復活という現象も私は夢ではない、こういうふうに確信をいたしております。

今後とも市長の答弁にございましたような方向で、七生の住民を守っていただくように心から期待をいたします。そして、森田市長の第５期革新市政を目指す健闘を強く祈る次第でございます。また、ともにその目標に向かって戦うことも決意を表明いたしまして、本日の私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって11の１、七生地域のまちづくりビジョンを問うの質問を終わります。

一般質問12の１、森田市長は真に市民福祉を考えた市政執行をしているのか問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（土方尚功君）　議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を進めていきたいと思います。

森田市長は真に市民福祉を考えた市政執行をしているのか問う、という一般質問でございますが、私、ただいま体の一部に不調を来しておりまして、持ち時間のいっぱいまで立ち通せるかどうか、ちょっと不安でありますけれども、よって質問を端的に行うつもりで進めますが、もしもの場合にはいすをお願いをするか、自席において続行させていただくことがあるかもしれませんので、事前に了解を求めておきたいと思います。その折には議長には特段の御配慮をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入っていきたいと思います。

今回の質問を提出した後に、即表題が誤ったなということで気づいた次第であります。というのは、余すところ２カ月にも満たない任期である革新・森田市長に対して、今後の市政の取り組み等を伺うのは間違いだろう、長年の御苦労に対して、御苦労さまでした、というねぎらいの言葉をかけるのが本筋であろうと、こんなことで確認をしているところでありますけれども、しかし、私も、地域そして市民の代弁者として、また市民の負託にもこたえなければならない、そういう意味から頑張って取り下げることもなく、体の痛さに負けることなく、ひとつ頑張っていこう、こういうことでございますので、よろしくお願いします。

今回の市民福祉という言葉の持つ意味合いの幅というのは、単に狭義の福祉ということにとらわれないで、広く市民生活全般にかかる意味合いとして考えているところでありますし、今議会における各議員の一般質問そのものすべてが市民の福祉につながるも

のと解釈をしているところであります。今回の質問提出後に、それぞれ各部署、部課長さんを通じて、どんな内容でやるのか、その対応のためにぜひ聞かせてほしいというような問い合わせもありましたが、今回は市長に直接質問をぶつけるので、特段にその配慮は必要ないというようなことでお答えをした次第であります。

先ほどは私なりにとらえる市民福祉という考え方であり、市長はどのように市民福祉をとらえ、推進をしているのか、今さらという感の質問になろうかと思いますけれども、まず１点、ここで市長にその点についてお答えをいただければ――それから順次入っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。（「全般的な考え方でいいです」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　　行政はすべて住民福祉に寄与するという大前提で行われるものでありまして、それは、行政管理の手段といい、あるいは都市整備の手段といい、すべての建設事業、また福祉の施策、教育、すべてが住民の福祉の向上を目標とする。これはもう質問者議員の方も承知尽くしておられることだと思いますから、改めて答えるまでもないと、このように思っております。

したがいまして、すべての行政執行は住民福祉のために展開をしている、何一つ福祉を対象としないものはないということが大原則であります。

そういうことでよろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　大変私の感ずるところと市長の感ずるところ、全く同じということで、殊さら市民に関する問題は、保守も革新もないんだなということで、これはだれもが一致する点だと思います。

しからば、視点を少し変えまして、具体的にそれを執行していくという面についての質問に入らせていただきたいと思いますが、早速具体的に入っていきます。

地方自治体の自主性ということは、どこでも認められているところでありますけれども、その執行に当たって、市長は東京都や国に頼る部分、例えば補助金の獲得や陳情、また事業の推進に当たってスムーズに事が運ぶという遂行のために、いろいろな諸手当てというか、手だてがあろうかと思いますけれども、一体、市長はどのくらい今日まで東京都や国に足を運んだか、こういった点を、とらえ方がいろいろあろうかと思います、１年とか今まで16年とか、それは市長の考える範囲で結構でございますけれども、そういった点を、まず１点お伺いしたいと思います。

それと、今日まで行政を進める中に、助役が不在ということで、我々１期生がこの議場へ入ってからもう既に３年をたちますが、一度も助役ということに面したことがないわけです。（「つぶしちゃったんじゃないの」と呼ぶ者あり）このことについては職員に与える影響というものが大変大きいかなというふうに感じるところですが、そういったその影響の点や、それから不便さといいますか、そういったものをどのように考えていらっしゃるか、２点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問への答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　行政執行のことで質問ということでありますが、私はもう誠心誠意日野市の市民の要望あるいは市の発展に寄与するために、あらゆる努力をしてきたということが御理解いただけておると思っております。

その仕事をする手順として国の援助を受ける、あるいは都との理解を進めると、これらのこともちろん大切なことでありますので、必要なことにつきましては事を欠いたということはないと思っております。また、一個の自治体でありますから、一つの見識を持って事は運ばなければなりません。

したがいまして、足を運んだ数とか、あるいは革新市政の姿勢というようなことで差別があるなんていうことも本来ないわけであります。必要なことはすべて行ったというふうに理解をしていただきたいと思います。

助役はいた方がいいと思います。あるべきだと思ってはおります。ただし、今不在は不在の理由があるわけでありまして、したがって、その欠落した部分は極力市長の仕事において補い、また職員の皆さんの協力を仰ぐということで大きい欠陥はない、このように思っておりますが、これからはきちんとした人員整理の中でもっと大きい仕事に法を的確に取り組んでいく努力はしたい、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　ありがとうございました。いつもの答えしか返ってこないなというふうに、特段に期待は申し上げておりませんけれども、市長の言う一般的にとらえる格好よさといいますか、そういった意味では、言葉の上では確かにあらゆる努力をしております、また例えば一つ問題が出れば、こういった審議会にも答申をしたいというような姿勢はいつも見せていただいているわけですからいいんですが、今、不規則発言で足の運んだ回数云々じゃないというようなことも言っておりましたが、やはり本当に仕事を進めるという意味では、昨日、一昨日ですか、例の１・３・１の路線の問題等も質問に出ておりましたけれども、こういった一つの市だけでは済まない、要するに１・

3・1をとってみても、近隣の国立や、あるいは八王子や、そういったところを市長みずから調整に足を運んだり、そして、そこに求められる財源的な手だてのために市長がやはり飛んで回るというような、どちらかというと、今の市長はほとんど庁舎内にいるという方のイメージが強いわけですから、少なくとも我々が感じるところはもう少し東京都や国に大いに足を運んでいないからこそ、本当の福祉の充実にならないのではないか、こういう視点から今回質問をしたわけであります。

特に一例としても、国立の市長も実は前回の統一の市長選のときにも応援にも駆けつけて市長もみずから話もしました。そういう中、話をしても、いや、この問題はもう前の滝瀬さんの時代や市川さんがいるときにそういった話も議員同士でもしてますし、お話は十分承知してます、国立については区画整理あるいは一部については確かに買い上げの問題があるけれども、根本的なことは日野市の市長が、それに向けた行動を一つも起こしてないんじゃないか、ぜひ革新市政を倒して保守市政にして、より手を結んだ中に大きな行政が進んでいくんじゃないか、土方さん、ひとつ頑張ってくれよ、というようなことと、あわせて、そこに上にいる三田都議にしても、私のはとこであります小沢

潔代議士にしても、そういったことは十分承知をしている、頑張れ、というような言葉をいただいてきたところであります。

そういった、少なくとも日野市のそれだけの体制がとれてない、市民にとって、ほかの市長、市民からもそういうことが言われる体制であっては、本当に日野の発展がないというようなことをつくづく感じさせられた一面でもあります。そして、ちょっと問題を離れても、我々が議員になる前には確かに遺跡調査使途不明金というような問題やら管理職の造反の問題やら高校用地の問題等、大変多くの問題を抱えて市政が行われてきた。そして我々が入ってきた議員になってからも、モニュメントの問題に絡んでの予算の修正、自主的な修正でありますが、幼児教育センターの設置の問題あるいは今質問した助役の不在の問題、40人学級、変則の40人、学習グループの問題、特養老人ホームの建設、安曇村の青年の施設、こういったものが突然と出てくるような市政であってはいけないわけであります。今回の基本計画にもないような問題が突然とあらわれる、こういう体質は、裏返して見れば、市民そのものの福祉だという名のもとに、一定の特定の人から言われたことを即格好よさを求める限りの中で出てくる問題であったかなというふうにとらえております。

私もこの議員になる前に、昭和38年から60年の12月まで22年８カ月、行政の一員として全くこの日野のために全力を職員としては尽くしたつもりではありますけれども、ちょ

うど前の市長選のころから、これではとってもこの日野の発展にはつながらない、こういうことで職員をやめ、内部で培った能力を別の角度から市民に還元をすることが、より地方自治の発展につながるであろう、こういう視点から、あえて職員をやめてこういう立場に立ち入った状況にあるわけです。

ですから、なおさらいろいろ出てきた条例の問題等も、本当にベテランの市の職員であれば、こんな条例が議会で通るわけがないんじゃないかというふうに思っている職員あるいは部課長さんも多いことであろうというふうに私は思っているところであります。だからこそ我々は慎重に審議をして、その条例が本当に市民のためになり、よく市長が言う憲法を市政に生かそう。それが市であれば、条例がやはり基本になってくるわけですから、そういった条例こそ慎重に我々は審議をしなければいけない、こういった責務があるというふうに思っているところであります。

ですから、なお一層、我々未熟でありますけれども、そういった点を勉強に勉強を重ね研さんを積んだ中に、やはりチェックをしていく、こういったことをやっていく、これは今の時点で我々がまた考えていく必要があろうというふうに思っております。

いろいろ申し述べましたけれども、まず、やはり市長はよく意欲と能力の開発の中に共同の精神を持って職員とともに仕事を進めて、要するに発展を、というようなことでおっしゃっていますけれども、大変、基本的には幾らそうは言っても、かつての61年の第３回定例会にも後ろに座っております一ノ瀬議員が、市長よ驕るなかれ、全くそのとおりの質問を（「だれが言った」と呼ぶ者あり）されていたわけであります。市長の与党である一ノ瀬議員でございますので、全く与野党にかかわらず、こういった考え方、すばらしい中に喚起を促したなというふうに大きな拍手を送ったところであります。この中にもおっしゃっておりました、市長と違った見解を持った人は嫌いなようです。素直な職員がお好みのようです。何十年も市役所で働き、ベテランの人も多い中、市長よりも何事も詳しいんじゃないか、そういった人もいるというようなことでおっしゃっておりました。やはり職員にやる気を起こさせない市長のやり方、職員を信用しない、信頼しない市長に大きな不満を持っている、こういった職員が多いというようなことでおっしゃっておりました。

ぜひそこら辺をもう一度視点に考えていただいて、我々はこの４期のところでぜひピリオドを打っていただくというようなことで、新しい流れをこの日野の発展のためにやっていくということで決意をしているところでありますけれども、そのときの前の一ノ瀬議員もおっしゃっていました。武蔵野市長の後藤市長を大変信頼をしている、この市長

が４期をやった。しかし、考え方の中には３期までで十分だと、これ以上はやるべきでない、そういう持論の中にたまたま後継者の問題から１期だけやって、つまり４期をやりまして、きっぱりやめていったというようなこともおっしゃっているわけですし、ぜひこういった考え方に立って、市長もまだ遅くありませんから、ここで身を引いていただいて新しい流れをつくるために御協力をしていただくことが、より市民の福祉の向上につながるというふうに思っております。そういう中で、ぜひそういったことを肝に銘じていただくようにお願いをし、今までの質問であれば通常質問を出して即次の行政の中に反映をされるような質問をさせていただいた中でございます。

革新市長の中での最後の質問とさせていただくために、ぜひ今の点をもう一度御検討いただいて、新しい日野の発展のために御協力をいただくようにお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって12の１、森田市長は真に市民福祉を考えた市政執行をしているのか問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時20分　休憩

午後１時５分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の１、消費税の導入により市政及び市民はどんな影響を受けるのかの通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（馬場弘融君）　議長のお許しがございましたので、通告に従いまして質問をいたします。

昨年の12月24日に国会で可決成立をいたしましたいわゆる税制改革関連６法によれば、減税分は所得税、住民税、法人税それと相続税など直接税の減税分として５兆8,000億円、既存の個別間接税の廃止等によりまして３兆4,000億円の減税、合わせて９兆2,000億円の減税額になっております。他方、増収分は有価証券取引課税の見直しなど課税の適正化により１兆2,000億円の増、今日、問題といたします消費税の創設により５兆4,000億円の増、合わせて増収額は６兆6,000億円となりまして、差し引き２兆6,000億円の

純減税ということになっております。このうち所得税、住民税などについては、既に先行的に63年分から大幅減税が実施をされておりまして、これは皆様御承知のとおりであります。

今回の消費税は先行した大幅減税を穴埋めする意味からももう後戻りできない、こういう状況をつくった後の導入ということになります。私も社会や経済の大きな変化の中で、福祉目的税的な色合いを持つ今回の消費税の導入がやむを得ない面もあった、いずれは時がたてば評価をされる時も来るだろう、とは頭で理解をするところではありますけれども、いかんせん急ぎ過ぎた。その弊害があらゆるところから噴出をしている現状かと思います。

新税は悪税なり、ということが格言のように言われておりますけれども、現状はまさにそのものずばりだと私も考えます。強行採決に持っていった政府・自民党に６割方の責任があるとはいうものの、リクルート疑惑の追及にのみ精を出し、国会という討論の場で税制改革論議を十分闘わすことを避けた社会党や共産党にも、これまたかなり重い責任があると思います。（「公明、民社はどうだ」と呼ぶ者あり）税制改革関連６法案が国会に提出をされましたのは昨年の７月29日であります。成立まで何と５カ月もあったわけであります。リクルート疑惑の追及、これも大切なことだと思います。それはそれで徹底して追及してしかるべきだとは思います。しかし、なぜこの５カ月間それと並行して税制改革論議を、特に国民になじみの薄い新税・消費税について十分なる審議を尽くすことができなかったのでしょうか。私も国会の選良たちを選んだ国民の一人として、改めて強い憤りを覚えるところであります。

もし社会党や共産党が同じ土俵の上で議論を闘わせていれば、もっと早く具体的な問題点が浮かび上がってきたと思いますし、実施を20日後に控えた今になってさえ業界団体や消費者はもとより、何と担当の税務署までが大混乱をするような事態は避けられたはずだと思います。例えば１年間はじっくり討論を尽くして国民各層に周知徹底する、こういう方策も考えられたでしょうし、課税方法の再検討もあり得たでありましょう。返す返すも急ぎ過ぎた政府・自民党とともに、審議拒否を続けた社会党、共産党にも国会の存在意義をどう考えるのか、厳しく追及をしたいところであります。

さて、過ぎたる国会の話はともかく、税制改革６法は既に成立をしております。リクルート事件の推移によっては、まだこの先一波乱も二波乱も起こるかもしれませんけれども、この際は、４月１日より消費税は実施されるという前提に立って話を進めてまいります。

既に市長は、市が徴収するすべての公共料金について、当面は消費税を上乗せしないで、市が肩がわりをすると発言をしておりますし、それに先立って、庁内に市長を本部長とする消費税対策本部が設置をされ、市財政への影響と市民生活への影響に分けて調査あわせて対策も検討中と伺っております。これらの経緯を踏まえまして質問に入りますが、ポイントは５点であります。

第１点、市長の消費税についての考え方及び使用料等の公共料金に上乗せしないという市長の意気込み、それと対策本部での対応について伺いたいと思います。

第２点、市の財政はどのような影響を受けるのか。減収総額はどれほどになるのか伺わせていただきたい。

歳入面では、住民税の減税、減額から、電気税、ガス税、たばこ税や新設の消費譲与税などの関連。歳出面では、影響の出る項目についてそれぞれ伺いたいと思います。さらには一般会計及び各特別会計に分けて対応を伺いたいと思います。

第３点、市民に払っていただく使用料などの公共料金には転嫁をしないというけれども、それでは、市民にとってはどんな影響がなくなり、また、それでもどんな影響が残ってしまうのだろうか。例えば工事請負費などの関連について伺わせていただきたい。

第４点、所得税、住民税減税の恩恵を受けることのない低所得層や生活保護世帯などへの対応を市はどう考えているか伺いたい。これは新たに新設をされた消費譲与税というものを、どう使うのかという問題にもなります。

第５点、市民に転嫁をしないということは、その分、市が肩がわりをするということになるわけでありますが、どのような内部努力、行革努力を考えているのか伺いたいと思います。

以上５点、お伺いをいたしまして、あとはお答えに応じて再質問をいたします。よろしくお願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方から基本的な部分をお答えさせていただきたいと思います。

まず１点目の消費税の関係でございます。

御承知のとおり大変私の方も予算編成に当たって苦慮した部分でございます。現状におきましてもまだ不明確部分等が一部あるわけでございます。当然、消費税の導入等に伴いましては今後の推移があるわけでございますが、一つは、２月１日に消費税対策本

部の要綱の設置を行いました。本部の発足を２月の７日に行い、本部会議等を開催したわけでございます。よって、その中には専門部会として市民生活対策部会、もう一つは行財政部会、二つの専門部会を８名ずつの課長の構成によって16名の委員をお願いしました。現在、数回にわたって議論をしているところでございますが、今後の４月１日以降の状況また現状の各市の状況等を踏まえながら、この本部の専門部会の活動をしているところでございます。

２点目の具体的な問題でございますが、歳入部分、財政の影響でございます。

具体的に申し上げます。市政に平成元年度における予算編成の問題としては、先ほども冒頭申し上げました。大変この転嫁が予想されるというような問題を含んで検討してきたわけでございます。一つは歳入部分として、市税関係の関連部門で、先ほども議員さんからお話がありましたとおり、個人、法人の市民税の減税分、市たばこ消費税の税構造の改正部分、電気、ガス税の減額というような歳入部分の中では４件あるわけでございます。その総額が６億9,700万という数字でございます。具体的にあわせまして、それ以外の当然歳入部分で市が転嫁しろという条例関係含んでの問題でございますが、一般会計の条例では12条例、２規則――二つの規則、特別会計では、下水道、病院、合わせまして16の関係の条例規則改正が必要になってくるわけでございます。そういう中での歳入部分の使用料、手数料が主でございますが、総額2,100万という数字でございます。

なお、歳入部分の中でもまだ不明確な部分が多少はございます。使用料、手数料の中に完全に転嫁されないものという部分については、市立幼稚園の使用料等を含んで数件あるわけでございますが、現行の平成元年度の予算編成の中では、まだ疑問の部分が一部残っているということをつけ加えて御説明を申し上げたいと思います。

そういう歳入部分の総額と具体的に歳出部分の考え方でございます。歳出につきましては、平成元年度の予算の提案の際にも多少御説明いたしました。転嫁されるというような予測できる部分として３節を一応現行の予算の中に計上させていただきましたということでございます。委託料、使用料賃借料、工事請負費。工事請負費につきましてはすべて３％を計上させていただきました。そういう中で、支出の中での一般会計の総額は１億9,700万、あわせて特別会計にも３節あるわけでございますので、特別会計部分で１億6,000万という数字でございます。よって、その合計は３億5,848万7,000円という数字になるわけでございます。

しかし、当初予算の中では３節だけでございますが、それ以外に転嫁されると思われ

る節が５節あるわけでございます。五つの節があるわけでございますが、これにつきましては、今後の対応の中での検討課題というふうに申し上げておきます。その内容は、報奨費の問題、11の需用費、12の役務費、原材料、備品購入費、この５節が歳出の部分でも影響があるだろうと――すべてではございませんが、その内容によってかかるということでございます。

そういった状況を踏まえまして最終的には、歳入、歳出部分の中で予測部分を含んで総額の支出分では合計で４億4,700万というような数字になるわけでございます。よって、歳入部分の関連のマイナス部分６億9,000万と申し上げましたが、当然その部分として消費譲与税としての振りかえがあるわけでございます。差し引きしまして減収分と歳出部分を合わせますと約６億9,000万、それが影響する財政上の問題でございます。

なお、３点目の関係の公共料金の影響ということで工事関係ということですから、後ほど総務部長の方からお答えいただくことにしまして、現在の平成元年度の予算の中には、工事の総額の中にすべて３％を現状では上乗せしているということをお答えしておきます。

なお、４番目の低所得者の関係でございます。

本議会にもいろいろ、きのうもお話があったわけでございますが、４月１日の税制改正とあわせまして消費税の導入等の関連で市民に対する影響というのは、まだ具体的に私の方も不明確な部分があります。しかし、今の現状の中でも、低所得に対する影響はかなり明確になっている部分があります。これは、もちろん市民対策部会の中で現在整備をしているところでございます。他市が既に対応をした部分もあるわけでございますが、今後、そういった状況を把握した中で、低所得者に対する対応を専門部会として結論を出し、行政に反映していくつもりでございます。

なお、５番目の問題でございます。市民に対する問題あるいは内部の問題でございます。

すべての問題を総合して、今後、消費税の導入によって市民に与える影響をもう少し我々専門部会あるいは担当としても専門的な行政官を現在養成し、いずれ勉強会も考えているところでございます。そういう分野をもう少し具体化した中で、今後の問題としては、その対応、市民影響あるいは行政の問題をあわせて検討をしていくつもりでございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　工事請負費に関しまして私からお答えを申し上げます。

契約の事務におけます消費税の取り扱いにつきまして、工事請負費につきましては、すべて消費税３％を加えた価格を契約金額として契約を締結してまいりたいと思っております。また、このことは年間の課税売り上げ3,000万円というのがございますけれども、これを超えるものについても、それ以下のものについても同様に取り扱ってまいりたいと思います。

課税、その最低価格、見積もりをいたしますときに契約希望金額の100分の３、103分の100ですね、103分の100の金額を入札します。その最低価格の入札者を落札者と決めます。この103分の100と申しますのは、表現を変えますと消費税分を抜いた金額になるわけでございます。この契約の締結に当たって契約書に記載する請負代金額は、入札書に記載価格をのせますときに３％加算した額といたします。請負代金額は幾ら幾らです、うち取引税にかかわる消費税額が幾ら幾らですと、別個に表示することにいたしたいと思います。そして、このことはまた消費税の転嫁を確実にしていくことにつながろうかと思います。

これらの取り扱いにつきましては、この業者への指導と申しますか、こういうことは指名の折に、あるいは現場説明の際に十分徹底を図って混乱を防ぐような方法をとってまいりたいと思っております。以上でございます。（「病院はないかね、病院事務長、ないですか」と呼ぶ者あり）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　特別会計への影響という中で、病院も特別会計ではどんなような内容かと申しますと、病院におきましては、一般の診療収入につきましては今回の消費税は非課税ということでなってございますが、診療以外の自由診療といいますか、検診あるいは差額ベッドあるいは歯などの保険適用外の材料、それと分娩料、このようなものは課税の対象になります。

そういうような課税の対象が27億の平成元年度の予算の中で１億5,000万円ぐらい見込まれます。それに対して３％ということになりますと450万ぐらいの転嫁になるわけでございますけれども、これは仕入れのときにも消費税は支払われておりますので、450万がそっくり税になるんではなく、病院として消費税の支払いには450万とすれば90万、つまり360万は既に流通過程の中で支払われているというような計算になります。

それで、収入の方はそうでございますが、歳出の方で、支出の方では、やはり人件費は対象にはなりませんけれども、いろんな診療材料が――薬あるいは注射器とか、そういうような材料が消費税の対象になっておりますので、それが転嫁されてきますけれど

も、これは約3,000万ぐらい、３％ずばり転嫁されれば3,000万ぐらいになろうかというふうに計算しております。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　少しまとめてお答えをいたしたいと思います。

税制改革に対する市の対応ということでありますが、消費税は、福祉、教育、医療の一部を除くすべての消費サービスに３％の税金がかかるもので、これを負担するのは消費者であり、またすべての国民ということになるわけであります。当然、市が行う各種サービスの提供、つまり使用料、手数料等でありますが、そのサービスについても構成上、原則として課税対象とされ、消費者である市民の負担となり、また市が購入する物についても消費者である市が負担をすることになるわけであります。

消費税の導入と所得税、住民税の減税を柱とする税制改革に伴う市民生活への影響については、所得階層において増減税がアンバランスであり、特に年金生活者の多い低所得者層などには所得税等の減税効果が薄く、消費税の導入に伴って増税になるとの分析もあるようであります。また、消費者物価の上昇についても、政府経済見通しでは２％となっているが、消費者団体等では3.48％の予測を立てられており、消費税と物価上昇要因が重なってインフレも心配をされる、市民生活においても大きな影響を及ぼすおそれがあります。

市財政についても平成元年度予算において、歳入で約２億5,000万円の減収、歳出で約４億4,000万円の影響が出るものと予想されております。市では、市民生活は無論のこと、自治体の行財政にも不的確な要因とともに、さまざまな影響が予想されるところから、この影響を調査し適切な対策を講ずるために消費税対策本部を発足させたところであります。この対策本部では市民生活、特に弱者対策と行財政に係る緊急かつ当面の課題として、本市の使用料、手数料の転嫁の取り扱いについて、調査、検討をしていく考えであります。

なお、市が行うサービスの提供に対する消費税の転嫁については、もともと市民の負担、これは税でありますが、その市民の負担によって施設の運営、また維持管理が行われているものでありますが、しかも極めて公共性の、あるいは福祉性の高いものでありますので、消費税の導入に伴うコストの動向等を十分見きわめなければならないと考えております。

したがって、行政報告でも申し上げましたように、消費税の導入に伴う市の使用料、手数料への消費税転嫁につきましては、準備期間も短く、しかも市民生活に対する影響

も十分配慮して対応する必要があると考え、４月１日実施は見送りました。今後、都及び各市の動向等も勘案をし、鋭意検討を進めて結論を出したいという考えであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　用意された答案をきれいにお読みになったわけですけれども、第１点から順番に再質問をいたしますが、公共料金を上乗せしないというのは当面ということなのか。新聞の一部の報道によると１年間やらないというふうな報道もあるんですが、どちらが正しいのかということと、それから、特に市営住宅の使用料ですかね、についてはどういう手続をとって転嫁をしないとか、するとかということをお決めになるのかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問への答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　転嫁しないという当面の考え方を１年に置くか、あるいは３年ぐらいに置くかと、これはまだ東京都でもいろいろと論議のある状況でもありますし、我々もそのあたりにまだ検討中というふうにお答えをしておきたいと思っております。

（「市営住宅は」と呼ぶ者あり）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市営住宅につきましては、まだ対策本部もまだ検討中ということであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　実は先般、この議会の始まる前ですけれども、市営住宅管理運営審議会だったかな、第１回目の審議会が開かれたんですね。当然、私は、この消費税に対して市はどういう対応をする、市営住宅についての使用料はこういう対応をするんだということをあらかじめ了解してもらうといいますかね、そういうふうな会議であろうと思っていたんですね。ところが、今、市長がおっしゃられたような話は全く出ませんで、むしろこれまでの市営住宅の状況、過去の経緯、現状はどうなっているかというふうなお話しかなかったわけですね。全員が参加をしました。よほど私は言いたかったんだけれども、そういう審議会を去年の３月でしたかね、議会がさんざんいろいろもんだ中でおつくりになった。

最も、そういう審議会が一生懸命機能して審議しなければならないときに、そういうお話がないといいますか、御相談がないといいますか、これを市長はどう考えているのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市営住宅管理運営審議会、これは昨年の年度、６月か、消費税より以前の時期にこれからの市営住宅、いろいろと問題が生じてまいりますので、そのことについて一定の諮問機関を設けて、時期が来たら項目別に諮問をさせていただく、こういう考え方で設けたのがその審議会であります。

したがいまして、この間、その発足の顔合わせをしていただき、現在の市営住宅が数として、あるいは質として、あるいは使用料としてどのような状況にあるかということを資料として御説明をしたと、こういう経過がございます。

私もそのときのあいさつの中で、いずれ消費税のことも、というふうに申しかけたような気がしておりますけれど、消費税のことを抜きにまた市営住宅の問題が推移するわけではないと思っております。

ただ、対策本部といたしまして、まだそこまでの検討を行っていない。また関係都営住宅あるいは他のまちの市営住宅、これらにつきましても動向が把握できておりません。そういう意味で、今すぐ論ずる課題ということでは預かっていないわけでありますが、これから十分検討をし、必要な際には諮問としてお願いをする、こういうふうにいたしたいと思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　せっかくつくった審議会なんですから、この市営住宅の家賃をどうする、使用料をどうするという重要な問題であります。例えかける、かけないにかかわらず、どういう意味合いでこうなんだというふうな説明なり御意見を求めるなりですね、ぜひ、する必要があろうと思います。そうでないと、一体何のためにあの審議会がつくられたのか、何のために２月の押し詰まった段階で、３月の議会を前にしてその会合が開かれ、しかも全員が参加をしたのかという意味合いが、ただの顔合わせであったということでは余りにもお粗末だという気がいたします。ぜひ有効に使ってもらいたいというふうな感じがいたします。

それはそれといたしまして、２番目の市財政への影響ということで、それに入る前に確認をしておきますが、企画財政部長、市の一般会計にかかわる消費税分ですね、これは特別な条文があって、市は課税業者ではあるけれども、一般会計の分については申告義務、納税義務がないんだというふうなことだそうですけれども、それでよろしゅうございますか。確認をしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　全くその理解で結構でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　ということは、こういうところにも、この消費税というのがよく議論されてない欠陥が出ているんですけれど、例えば市が一般会計分の使用料等、公共料金ですね、をもろに３％転嫁すれば、仕入れにかかる分の３％との差額は全部市の財政に入っちゃうといいますか、納める必要がないわけですから、そういうことにもなるんですね。ですから非常に細かいところを詰めていきますと、なかなかこれは難しいというか、きちっとできていないものだなという感じが、改めて拙速だなという感じをするところなんですけれども、ひとつ確認を今しておきました。

それからもう一つ、今市長選挙を前にしまして、いろいろそれぞれの陣営でいろんなビラが配られているところですけれども、結構うそが多いわけでして、人間のまち・日野、森田喜美男市長を推薦をするグループの大きな消費税廃止へといったことを書いたビラですけれども、市財政は10億円の持ち出しです、と書いてある。市財政は10億円の持ち出しです。今の企画財政部長のお話を皆さんよくお聞きになったと思いますが、６億9,000万円ぐらいであろう。いかにこういったものがかなりごまかした数字をるる並べたものであるかという例を一つだけ申し上げました。

それと、市の財政への影響という面でもう一つ市長にお伺いをしたいんですが、今回のこの税制改正全般に言えることですが、地方自治体の税源がだんだん少なくなって、国の税源といいますか、まず国が集めてしまうという税金がだんだんふえてきているわけですね。例えば電気税、ガス税は、これまでは国へ一回入って戻ってくるんじゃなくて、自動的に市に来たんです。今度の消費譲与税というのは、その分は見ますよと言っていながら、結局は日野市のような財政力のあるといいますか、そういう自治体にとっては、市が稼いだというとおかしいですけれども、市民の皆さんがお使いいただいた消費に対応する税金が返ってこないんですね。そういう形で非常に地方自治そのものへもかなりの影響がある税制だと思うんですけれども、これについては市長はどういうお考えをお持ちでしょうか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のとおりでありまして、地方自治体に対しましては、特に都市自治体に対しましては、いわゆる税源としての従来から後退をするわけでありますから、当然反対の立場をとらざるを得ない、あるいは補てんを正当に要求するまた必要があると、このようになるわけであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　後ほど今後どういうふうなことをやってもらいたい、どういうことをやるつもりかというお話は出ますけれども、今の市長の認識をぜひ忘れないでいてほしいと思うんですね。これは政党がどうのこうのということじゃないんですね。事は地方自治の問題ですから、大変重要な問題ですから後ほどまたその議論はいたします。

それで次に３番目の市民への影響の中で、ちょっとお伺いをしておきますが、一応、今回市は公共料金全然転嫁をしないと言っていますから影響は出ないんですが、例えば幼稚園の使用料というのは、これは課税対象なんですか。ちょっと教えてもらいたいと思うんです。外ですか、小学校の何か授業料とかなんかは、ずっと上へ行きますと対象外だというんだけれど、幼稚園という字が列記されてないんですよね。幼稚園は対象外ですか、内ですか、どうですか、ちょっと……。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　その他もあるわけでございますが、先ほども御説明申し上げましたが、市立幼稚園の使用料は対象外です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　わかりました。

それから総務部長、先ほど工事請負契約についての転嫁の方法についてるる御説明をいただきましたけれども、ちょっと内面的な、内部的な問題ですけれども、分切りという制度があるんですね。制度というとおかしいかな。何というんでしょう。悪しき慣例といいますか、それが３％ちょっととか４％とか、そういう金額なんですよね。これは、これまで消費税３％が上乗せされてない段階であれば、中だけの価格の問題でよかったのかもしれないけれども、今回、この３％が上乗せをされて決まるでしょう。それからまた分切りで、例えば３％下げたと、下げなさいとかということになると、税金をまけなさいというふうにとられるおそれがあるだろうという気が私はするんですよ。その辺のところはどうなんでしょう。そういう心配はないでしょうかね。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

最近の工事の落札の状況を見ておりますと、いわゆる現場の作業員の数が不足をいたしまして、それが工事金額全体を上へ押し上げている、そういう傾向がございます。したがいまして、工事の請負契約を結ぶ前に設計金額が出ますが、その設計金額を最大限尊重いたしまして、現在では分切りはほとんどやってないと、そういうことでございます。

しかし、契約をするときには、最低落札者の落札金額に３％を乗せて契約をいたしますので、業者には影響はないように思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　今、最近では分切りがないというふうなことですから、それはそれとしまして、例えば外税であっても内税であっても、その価格を３％安くしなさいよとやれば、どうももろにその金額に引っかかるおそれがあるなというふうな心配をいたしまして、そうなりますと業者いじめじゃないけれども、そういうおそれがあるなという心配をしたものですから申し上げました。現状ほとんどないということであれば結構だと思います。

それから、さらに市民への影響で民間の貸し家をお持ちの方、お家賃ですね。これ実は今非常に困ってます。というのは、住宅都市整備公団は丸々消費税を転嫁するそうです。一方、都営住宅は現状のところ転嫁をしないで、やはり市と同じように審議会ですが、そういう場があるんですけれども、そこに諮って、ということを都知事さんはちゃんと言っているんですね。相談して決めていきたいということを言っていますので、現状、転嫁をしない。市営住宅も今初めにお話があったように転嫁をしない。よその都道府県でも、例えば大阪府でも府営住宅は転嫁しないとか、いろいろばらばらなんですね。

そういう中で民間のたくさんのあれを持っているお宅は課税業者になるでしょうから転嫁、自動的にできる。できやすいですね。うちはたくさんありますからというんですから自動的になります。

ところが、よく御承知のように、3,000万、課税売り上げが、２年前ですけれども、3,000万円以下の方は納税義務がありませんよと、ということは納めなくていいですよということをみんな知っちゃっているわけですね。で３％取りなさいということを国はある面では指導してるんですね。市は取らない。非常に悩んじゃっている数少ないアパートとか貸し家をお持ちの大家さんが悩んでいます、今すごく悩んでいます。これは税務署とか、私も青色申告会なんてやっていますけれども、一番大きな今の弱小なそういう企業者といいますか、企業というと当たらないと思うけれども、の悩みなんですね。

こういう者に対する何ていったらいいのかな、市の対応といいますか、何かやってあげられないのかという気がするわけですけれども、この辺については市長、どう考えますか。悩み、わかりますか、今私が申し上げた……。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　該当の方は確かに判断に悩まれるということはわかります。

ただ税制そのものが国税でありますから、市がかかわる領域はむしろ少ない。つまり理解はするが、どうすればいいかということは、国に対してやっぱり税をやめてくださいということも一つの方法ではないかと、こういうことであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　何といったらいいんでしょうね。国税の問題だと、非常に冷たいといいますか、市民に対して法律で一応決まってことがおりてくるわけですね。困っているなという人がいるときに、どういうことでお困りですかということぐらいは言ってもいいと私は思うんですね。それが市民本位の市政だと思うんですよね。

そこで先ほどの大事なところの議論に戻るんですが、あのね、市長ね、今度の予算の事前の説明とかなんかを受けた中で、残念ながらもう消費税が実施されるということはよくわかっているにもかかわらず、恐らく今市長がおっしゃったように、あれは国税の関連だからという意味だろうけれども、消費税によってお困りになるであろう市民に対してこういう対応、こういう施策を考えてますよ、ということは全くないんですね。非常に私残念なんですよ。

例えば川崎市、消費者からの苦情や相談に答える専用電話を設置しますとか、こういう対応を既にしているんですよね。今の市長の答弁だと、何も国がやったことじゃないかと、こちらがやることは何もない、そして市民が困るならしようがない、ほうっておくということでしょう。そういう態度で果たしていいのかという気がするわけですね。非常に残念なんですね。

さらに低所得者層への対応という面で伺います。これ、４点目ですね。

きのうも谷　長一議員の質疑の中でありましたように、国は今回の消費税で３％影響が出るから、ということで生活保護の基準を既に平成元年度から３％以上上げるということを決定しております。つまり、その分がそっくり、きのうの谷議員ではないですけれども、可処分所得になるとしても３％分以上は上げますよということをやっているわけですね。近隣の市の対応なんかを見ますと、狛江と立川、これ実は両方とも財政力等の関係かと思います。あるいは法だからということかもしれませんけれども、課税を公共料金についてもする市ですけれども、狛江と立川、低所得層に狛江の場合、消費税の救済のために一律3,000円を給付するという非常にきめの細やかな施策を考えているんです。この方は保守系の市長です。個々の市民が悩んでいるときに、個々に対応していくというのが本当の温かい行政だと私は思うんですね。木で花をくくったような、これは国のことだから国がおやりなさいよというふうな姿勢では、市民本位の市政ではないなということを思うんです。

立川はやはり弱い者に対する対応ですが、障害者手当というものを増額しております。おおむね月額500円ないし1,000円ぐらいアップをするんだということを新年度からやるということでございます。やはり、これも立川市も保守陣営の市長でしょう。こういう個々のお困りの方に個々に対応していくいう、そういう柔軟さが森田市政には欠けるなということを今改めて感じたようなところでございます。

それで、最後の５番目の内部努力というところですね。

実は、御承知のように東京都が水道料金、上下水道料金について企業努力によって３％以上まずコストを下げるといいますか、安くする。それに消費税を転嫁をするということで、多少安くしているわけですね。これについて、この消費税のいろんな悪い面もたくさんあるわけですけれども、消費税が転嫁をされたということによって、ある面ではなかなか進まなかった地方自治体の企業努力といいますか、内部行革が進む面も皮肉であるけれども、あったんだと、あるんだということを言う識者もおります。

これについても、国はかなり厳しい指導といいますか、対応を迫っているわけですね。恒常的な財源の削減、財源というかな、歳出の削減ですね、それをしなければだめだ。一時的に税収がいいからといって、それで転嫁をしちゃだめだよということを厳しく言っていますね。ですから、例えば水道局の職員のかなりの削減だとか、そういうことが具体的にもう数字で求められているわけですね。都も出しております。

となると、日野市も当面転嫁をしないということであるとすれば、都とはスケールは違いますよ、かなり具体的な内部努力をすることによって、その肩がわり分を影響が出ないようにしていくんだという、かなり明確なあれがありませんと、結局は市民が何ていうのかな、使えるお金がだんだん減ってくるというふうな勘定になってくるわけですね。この辺についてもう一度さらに具体的なところで内部努力についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　我々が消費税対策本部を設けたという意味は、いろんなことを調査をして、そうして、それに対応するための基本的な見解をつくり出そうということでありますから、とりわけ弱者対策ということについても真剣に今後の施策で出していかなければならない、こういう考え方に基づいております。

一つの例として、そのアパート経営の話が出たわけでありますが、国税だから要するに何か金銭的な援助ということはちょっと考えられないという意味でありまして、いろ

んなそれに対します御心配事や理解に悩んでおられる点についての御相談事は、これは一般相談でも、これまでやってまいっておりますし、関知しないなんていう気持ちはないわけであります。

それから内部努力の課題でありますが、これらにつきましても当然伴う問題ということでありますので、これまた対策本部の中で十分討議を尽くし、行える手段を追求していくと、こういうことで考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　ほとんど具体的なものが出ないんで、よそでやってなければ私もあれこれ言いませんが、一生懸命考えている方は事前に対応するんだということを重ねて申し上げておきたいと思います。

それから、ちょっと、これ事前に言ってなかったのでお答えができるかどうかわからないんですが、先ほどの１点の前の質問に戻るんですけれども、理美容券というのを出してますね。これ理容も確か上がってくるわけですよ、３％ね。そういうのは市が負担するんでしょうかね、それとも個人負担の方がふえてくるんですかね。ちょっと教えてもらいたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　理美容券につきましても、もちろん課税分に対して検討しなきゃなりませんが、現在、既に一部個人負担もあるわけでありますから、そういうこととあわせて検討いたしたいという課題だと思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　それでは、理美容券をいただいている方は、消費税は個々の方々が負担をしなさいということだというふうに（「検討すると言いました」「よく聞きなさい」と呼ぶ者あり）――現状では判断をいたします。

それと、あと今後の対応といいますか、市長もここで任期が切れるわけで、結果どうなるかというのは神のみぞ知ることで、私どもにはわかりませんけれども、とりあえず今後の問題として、初めに私申し上げましたように（「……じゃないでしょ」と呼ぶ者あり）――黙って聞きなさい。共産党だとか自民党というランクで私言っていませんからね、今この際。ともかく市民にとってどうなるかという立場で私はやっていますから、もうちょいと聞いてください。

何を言おうと思ったのか忘れちゃった――非常に拙速で十分審議をし尽くされていない税金なんですよ。細かいところで本当に具体的に対応すればするほどわかんない。わ

かんなくて八王子税務署の担当者の方に聞きますと、いや、私にもそれがわからないんだ、というのが随分あるんです。実際わからない。おっしゃるとおりでね、税理士さん、会計士さんごとに話が食い違ったりするのが非常に多いんですね。という中で、この４月１日の実施というのは果たしていいのかなということを思うんですよ。国民のほとんどがそう思っているんですね。

実は公明党さんあたりは、１年間凍結したらどうか、ということを公式におっしゃっているそうです。私、じかに聞いたことじゃないですけれども、実は、いろんな業界の方々のお話なんかを聞きますと、本当にこれは１年間ぐらい延期してもらわないとどうしようもないぞ、という声が非常に強いわけで（「竹下内閣打倒」「そうだ」「消費税をぶっつぶせ」と呼ぶ者あり）そういう実施の延期ということも、実は毎年この予算議会の国会の場合は、租税特別措置法とか昭和何年度の、平成何年度の所得税の減税の法律とかというものが必ずつくられるんですよね。今、審議これからできるんですね。そういう中に、ちょっとそういうものを法律そのものは通ったけれども、課税については１年猶予するとか、そういうふうな条項をつけ加えるとか、そういうことが今の状況では可能性があると思うんですね。

そこで市長に申し上げたいんですけれど、私はつぶすとは言いません。国民の多数が選んだ人が通したことですから、つぶすとは申し上げませんけれども、ただ実行についてもっと皆さんにわかってもらってからやりなさい、ということを言っているわけで、とすれば、市長はともかく現状でそういった行動を、やっぱり自治体の行動は起こせると思うんですね。前に売上税のときにはすごい行動が出たんですよね、事前に。まだ決まろうか決まるまいかというときに。その辺のことは、もちろん私ども議会も意見書というもので対応はできるけれども、いかんせん議会の意見書というものは果たしてあれが有効なものかどうかということが非常に私も不安を感じるところなんですけれども、それはそれとして、ともかく市長も現状、可能性があるものについてはやってみると、とにかく今苦悩している市民の方々を何とかしてあげるという方策としては、やはり１年間ぐらい延ばすということが私なりに見ても一番いいなという気がするんですね。

ですから、そういう意味での行動を起こすべきではないかと私は思うけれども、市長のお考えを伺います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そもそもが公約違反から出た性格の税制でもありますし、やはり国民に信を問うということが大前提ではないかなというのが国民の今の世論だろう

と思うんです。

もちろん我々は国会で決まったことをまた直ちに実力行動で反対するなんていうことはできないわけでありますから、議会の意思決定にあわせて、ひとつ日野市でやりましょう。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　国民に信を問うね、その辺の発言というのはお気持ちとしてはよくわかりますけれども、最後にちょっとやりましょうと言ってくれたからいいんですけれども、国民に信を問うというくらいじゃあ、今の悩んでいる問題は全然解決しないんですね。（「解散」と呼ぶ者あり）解散をしたって消費税は動いちゃうんですよ。（「廃止すればいいんだ」と呼ぶ者あり）廃止をするには、それだけの勢力が必要ですから現状では無理ですからね……。（「国民はわからない……」と呼ぶ者あり）

いずれにしても、この消費税というものは本当に私も業者の一人として非常に悩んでいるわけで、今、小山議員がおっしゃったように、消費者はまだわかってないんです、ほとんど。業者は自分が課税業者ですから、課税を申告しなければいけないというので一生懸命今覚えようとしてますから、ようやくわかりかけているんですね。国民の多くはまだわかっていないんですね。その辺がわかってくると、もっともっと大変だなという気がいたしております。

そういう点で、市長はぜひこれは選挙云々とは関係なしに一人ひとりの市民の立場を守るという態度で対応をしていただきたいというふうに思うところであります。

それで、いろいろ難しい時期に難しい質問をしたわけでございますけれども、それはそれとしてぜひ私のいろいろな業者としての立場、いろんな面を御了解をいただきたいところでございますが、質問をまとめるに当たりまして（「共産党、森田市長と対決だ」「何の対決」「消費税廃止だっていうんだから……」と呼ぶ者あり）――ちょっと静かにお願いをしたいと思うんですが、まとめに入りますので……。

私が議員としてこの場に出させていただきましてから丸７年になります。当初から森田市長に対してかなり厳しい言葉を、重箱の隅をつつくような言葉を言ったことも何度もありますし、ある面ではもっともっと夢のある行政をやれよ、と言ったこともあります。いろんな意味でいろんなことを申し上げましたけれども、その都度、市長からは、いろいろ市政のベテランとして教えてもいただきましたし、市民にとっても市長は一生懸命それなりにおやりになってきたんだろうというふうには思います。

ただ、それぞれ政治的な立場というものはあるわけでございまして、思想信条は自由

でございますから自分は自分たちのグループでこうしていく、こちらはこちらでやっていくということは当然あってしかるべきであります。いよいよ市長もあと１カ月半ぐらい、半もありませんか、１カ月10日ぐらいでその戦場へ赴くわけでありますけれども、私どもの方は私どもの方で山口達夫君を立てまして正々堂々と一騎打ちをもって市民の中に論を闘わせつつ勝敗を決したいというふうに感じているところであります。

私も山口達夫君の事務局の事務局長といたしまして精いっぱい別の立場で戦うわけでございますけれども、どうか森田市長におかれましても77歳の御高齢でもございます。健康には十分留意をされまして、どうか戦いの場で正々堂々とやり合おうではありませんか。どうぞよろしくお願いをいたします。以上で終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって13の１、消費税の導入により市政及び市民はどんな影響を受けるのかの質問を終わります。

一般質問14の１、公共料金に係わる消費税について市長の考えを問うの通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（川嶋　博君）　それでは、公共料金に係わる消費税について市長の考えを問う。

税金については10人が10人、それぞれの立場、見方によって考えは異なることについてを前置きしておきたいと思います。今、私たち市民生活の中で、大きな課題の一つに、この４月より実施される消費税という間接税であることは明らかであります。竹下首相の言われるところによれば、税制改革は税制のゆがみを直し、国民の税に対する重い負担感、不公平感をなくすることが最大の目的と言われ、消費課税制度を思い切って適切な形に改め、物品やサービスの消費に対し、広く薄く公平に課税する消費税がぜひとも必要であると強調しております。

しかし、私は消費税という税金は所得税に比べて不公平な税金であると思います。ちょっと考えてみてもわかるように、何といっても消費税は生活保護者、生活困窮者には課税しない、というような個人個人の生活の実情に応じた思いやりのあるきめ細かな配慮がないということであります。生活が苦しい人も、収入も少ない人も多くの収入がある人も全く同じ税率で一律３％の税金がかかることになるからであります。消費税はすべての商品やサービスに対して一律に課税するために、結果的に税金は所得の少ない人にはより重く、所得の多い人にとっては、所得から見て大した額ではないといったことになってくることが明らかであります。

現在行われている所得税制、法人税制という直接税に大幅な減税を実施したとはいえ、

まだまだ不公平なひずみがあると多くの方々が言われております。この４月から消費税という間接税を実施して消費一般に対し税金をかけたとしても、税の公平という角度から見たならば、所得税制そのものを是正しない限り所得税の不公平自体は少しも改善されたことにならないと思われるのであります。

現行の税制にはクロヨンとかトーゴーサンがあると言われておりますが、これは一言で言うと業種、職種によって納税額にアンバランスがあり不公平になっていることを言ったものであります。サラリーマンの場合は、所得は源泉徴収できちっと明らかになりますが、自営業や農家は申告納税であります。サラリーマンは全額または９割までが所得がガラス張りになっているのに対し、事業所得者は６割とか順に政治家を加えたのがトーゴーサンピンとか報道されたことを私は記憶しているのであります。

これから日本は急速に高齢化社会に向かっての財源や現行の税制に不公平があるなどと言われ、だからこそ間接税――消費税に移行するのだという説明がなされるわけでありますが、しかし、もし本当に不公平税制を是正しようというならば、消費税に移行する前に、最初に税制そのものをガラス張り、内容を明らかにし、所得税の問題のある中身の不公平を徹底的に是正すべきものと私は思います。具体的に言って、利子所得、配当所得、譲渡所得などが考えられるので、その例であります。

これからの税制を考えられるには、私たち市民一人ひとりが公平感を持って納税できる抜本的な税制改革を行う必要があると私は思うのであります。そして、その税金がむだのない正しく使われるのかどうかチェックする必要があると思います。報道によりますと、所得税3,000万円以下の中小企業、消費税の支払いを免除するとか、個人タクシーの例を挙げてみると、同一地区同一賃金とする政府の指導もあって、しかし、私たち市民の利用者から見れば、料金にプラス消費税３％を支払い、国へ３％をする業者と、個人タクシーのように同一料金を支払っても3,000万円以下の所得の企業には消費税を免除することについては、それはないと思うのであります。経費などがかかると言われ、しかし、一般市民の利用者から見ると理解し切れないまま４月１日より消費税が実施されるのであります。

そこで市民の方々の一番心配しているのが公共料金の問題であります。身近な水道料金、下水道料金、市営住宅の家賃、市立病院の医療費、市民会館等の使用料などについて、４月１日から実施される消費税との関連についてどのような考えがあるかお答えをいただきたいと思います。

ただいま馬場議員の方からの消費税の問題も重なりますが、ひとつ要領よく答弁をお

願いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君）　それでは、水道料金について消費税施行後の状況はどうかということでございますが、これは東京都の条例で定めていることでございますので、都議会に都知事から提案される内容といたしましては、現行料金を４％引き下げて、それに対して個々の料金体系ですね、３％を上乗せしたものを新料金として改正をすると、これが都議会に提案される予定の内容でございます。これが都議会で審議される予定であるということでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、水道の関係につきましては都条例でございますので、他の関係につきましては私の方から総括して御説明申し上げます。

今御指摘の部分につきましては、考え方としては使用料、手数料の条例改正は行わない、また４月１日からは実施しないということでお答えしているとおりでございます。特別会計の中、一般会計合わせましての数字が４億4,700という数字も申し上げておりますが、特にその内容を申し上げますと、失礼しました。これは歳出部分ですので大変申しわけありません。歳入部分の中では一般会計で約、対象になる平成元年度の予算としては３億ぐらいございます。なお、下水道会計、病院会計の中で、下水道の中では２億5,000万、病院会計では１億5,000という数字の中での単純に３％を掛けた場合に2,100万の減収になるという数字でございます。

基本的には、歳入部分の考え方としては先ほども申し上げましたが、４月１日からは取らない。よって関係条例16、規則を含んでの16については、ここでは提案せず、ただ試算の中での影響額としては2,100万ということでございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　下水道の使用料の関係でございますが、御承知のように下水道の使用料につきましては昨年の４月１日から料金を改定いたしました。表上で18.6％、実質18％の改正をしたわけでございます。

それから２点目は、先ほどからもお答えをしておりますけれども、市民生活への配慮、それから他市の動向でございますが、現在のところ、26市、今回の議会への提案は見送っている。それから日野市の下水道使用料の現在26市の中の水準でございますが、現在のところ、中位の水準にある。そのようなことを考慮いたしまして、今回のいわゆる使用料への新たな転嫁を見送ったということでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　病院の内容につきましては、その方針としては市全体が４月１日からは転嫁、ところしないということで、同一でございますが、診療報酬が非課税扱いにはなっておりますけれども、毎年診療単価という改正がございます。これが消費税転嫁分も若干含んでいるということでございますが、４月１日からは診療報酬として、これは国全体での医療の報酬として決めておるのが0.76％の診療報酬のアップという、その消費税を含む診療単価の改正は行われます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　それでは市長にお伺いいたします。

日野市として、平成元年度は消費税を法律で決まった以上、税金として企業努力、内部努力によって市民から税金を上乗せをしない考えであるか、市長にお伺いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　川嶋議員さんの前段の消費税に対します御認識並びに、また意見につきましては私も全く同感でございます。結論といたしまして、当面、消費税の導入に伴います市民生活に及ぼす市関係の使用料、手数料等につきましては転嫁をしないという方針で申し上げておるところでございます。

なお、これからの弱者対策等につきましても引き続き対策本部で十分検討を行いまして、弱者が泣くことのない、そういう態度で臨みたいと、こう考えております。

とりわけ、この消費税は、言うなれば消費財すべて、これは金持ちであろうと、あるいは貧乏人であろうと、これは基本的人権として当然衣食住の生活には同じ権利があるわけでございますから（「貧乏人というのはよくない」と呼ぶ者あり）適正でない税制ではないかということをつくづく感じておりますので、そういう見解に立ちまして、今後も地方自治体としての努力を鋭意進めていきたい、このようにお答えをしたいと思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　ただいまの市長の答弁の中で、これからの対策委員会を立てて、それに対応するというような市長の答弁でございました。

日野市の市営住宅については、低所得層でありますので、福祉的な意味合いも非常に強いものでございます。また、市民側に立って、これから公営企業その他の合理化に努力していただいて、健全な経営を確立をしていただきまして、今後の消費税に対する市

の適切な対応をお願いいたしまして、私のこの消費税に対する質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって14の１、公共料金に係わる消費税について市長の考えを問うの質問を終わります。

一般質問14の２、ＪＲ西豊田駅早期実現をの通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

○11番（川嶋　博君）　さきの議会でもＪＲ西豊田駅早期実現ということも出ております。私が今回質問するのについて、それについて日野市の西部地域に位置する旭が丘、西平山等の住民の現行の交通面に対する不便さの問題があります。また、旭が丘には工業団地が多くありまして大勢のＪＲ利用者がおりますが、その方々も西豊田駅ができますと非常に利便がよくなります。

この点について住民からも強い要望がありますので、この点について現在どの程度の進捗状況か答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

既に12月の議会のときにも中山議員さんからも質問があったわけでございますが、この新駅の計画についての経過等につきましては60年７月から今日まで至っているわけでございます。

具体的な最近の状況としては、63年の７月には設置の一定の報告書の完了に基づいて、ＪＲ本社に提出した検討資料の提出を行ったという経緯があるわけでございます。その後の市長の要請行動、先般は議会、交通対策特別委員長からも議会の行動としての要請行動等もあるわけでございますが、そういう状況の中で、もちろん我々担当部としてもＪＲに対して積極的な対応をしております。

しかし、なかなかその調査資料について折衝もしているわけでございますが、補足の資料等の提出あるいは考え方の、ＪＲ側の考え方のまとめ、そういった問題の提示がありまして、現在、ＪＲの企画課の工事課を窓口として進めております。まだ具体的に結論に至っておりませんが、そういった資料等の添付あるいは向こうとの協議を重ねながら、なお一層努力するつもりでございます。

私の方も他の市の中で埼玉ではございますが、47年から新駅の新設の計画を同じような形でやっている経緯も現在調査研究、今までの経過も聞いております。そういったものを含みまして、非常に埼玉の場合は47年から今日まで至っておりますが、私の方は、

この新駅を計画することによっての一つの区画整理事業等の関連もあるわけでございますので、なお一層の努力を図りたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　　ただいま企画財政部長の答弁で了承いたしました。

住民側からしてみますと、やはり一日も早く交通対策に求めたいという気持ちが非常に強いものがございます。行政側といたしましても、都市計画を含めて将来に向かって使いやすい新しい駅をつくっていただくことを強く要望いたしまして、ＪＲ西豊田駅早期実現の一般質問を終わります。（拍手）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって14の２、ＪＲ西豊田駅早期実現をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時31分　休憩

午後３時14分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、税制改革の地方自治体に与える影響について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（奥住日出男君）　　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

休憩前にお二人の方が同じような内容の質問をしておりますので、しつこいなというふうに言われるかもしれませんけれども、それだけ問題が大きいということをひとつ御理解をいただきたいと思います。簡単にやらせていただきますので……。

税制改革の地方自治体に与える影響について問う、というテーマでございますけれども、この消費税導入を柱とした今回の税制改革、好むと好まざるとにかかわらず国会でもって正式に決定をしたわけでございます。したがいまして、決まった以上、これに従わざるを得ないというよりも、従うことが正しいやり方であるという認識のもとにいろいろ課題はあるにせよ、それの内容について質問したいと思います。

私ども従来から不公平税制の是正ということで多くの機関を通じて国に対して異論を

唱えてきたところでございますけれども、とりわけ勤労市民にとっては直間比率というそのアンバランス、実際には72対28というような実態、これを何とか是正しなければたまったものじゃないという、こういうことで来ておるわけでございます。

今回、主に消費税の導入という柱になったわけですけれども、反対する方あるいはやむを得ないという方、さらには賛成する方、いろいろあります。しかしながら、少なくとも現在の税制に対して満足をしている人は一人もいないわけです。ほとんどが不満であるという、個人的にいえば、今回間接税の中で消費税が導入されたことは若干直間比率が見直されたのかなというふうに考えておるわけですけれども、しからば、それが先ほど川嶋議員がトーゴーサンピンという数字を使って表現しておりましたけれども、あるいはクロヨン、これがじゃあどうなるのかという、これは何か３年ぐらいたたないとよくわからないそうです、数字的には。

しかしながら、今までお茶を濁したような所得税減税だけではもう勤労市民、大きくいえばサラリーマンはもう納得しないというところにも来たと、さらには高齢化社会に向けても直接税一本の負担だけではどうにもならないという、こんなところにも来て壁にぶち当たったんじゃないかなというところで、ある方は、あめをくれといて後でむちだというふうに言いますけれども、私はそうはとらない。確かに300万未満の方は消費税が導入されることによってすべて負担をするということになりますから、言ってみれば消費者物価が３％アップという、そういうことにもなるわけでして、そういう面では弱者という面でとらえれば、ふえもあるかもしれませんけれども、９割方の勤労市民がそれによって恩恵をこうむるという、こういう結論になっているわけですから、一歩前進かなというふうに感じるわけでございます。

資料によりますと、今回の税制改革でもってマクロ経済に与える影響、これが経済企画庁から資料として出されております、試算でございますけれども、それによると、実質ＧＮＰ、コンマ２％ばかりアップ、すべてアップになっているわけですね。きのうですか、いつでしたか福島敏雄議員が消費支出の問題かなんかでもって、ちょっと話されたような気がするんですが、その中でも結果的にはそういう最終消費支出もコンマ２％ばかりアップになるということで、トータルでもってコンマ２％程度は今回の税制改革の持つ効果であるというふうな、こんな試算も出ているわけでございます。

平成元年度の実質経済成長率４％というふうに言われています。中身を見ると内需でもって4.7、外需がマイナス0.7ということ、実質4.0。さらに4.0の中身を見ると、消費支出が2.4ですか、のような感じになっております。寄与率ですね、内需の寄与率

が、個人消費が2．5、それから2．0が民間設備投資というようなことになっておるわけでございます。少なくとも今回の税制改革がマクロ経済に与える面ではマイナスではないよと、そうすると、今のままいい状態で今後経済は推移するのかなという。マクロ的にはこんな受けとめ方をしているわけでございます。

そこで、しつこくなりますけれども、４点ばかり通告をしてございます。この点についてわかりやすく、前のお二人の質問者の整理も含めてお答えをいただきたいと思います。

まず１点は、市長にお伺いするわけでございますけれども、今回の消費税導入を柱とした税制改革、どのように受けとめておられるのか、16万市民の生活を預かる長としての御見解をお伺いしたい。

２点目は、東京都を初め多くの地方自治体が公共料金及び公共サービスの手数料あるいは使用料への消費税転嫁を見送ったり、さらには延期をするという動きが出ております。日野市の考え方、対応について具体的にお聞かせいただきたい。

三つ目は、平成元年度の予算案、この説明を受けたわけでございますけれども、歳出のみ消費税３％が計上されております。歳入では、よくわからないということで見込んでない。

間違っていたら訂正していただきたいわけですけれども、消費譲与税、これはたしか５分の１を東京都が11分の６、市町村が11分の５という形でもって還元されてくる。これはガス税、電気税等々ですけれども、こういったきちっとした決まったことを実施しなかった場合には、こういった面に何か影響が出てくるんではないかな、ペナルティー的なものも含めて。それと、常々市長は、財政運営の中で、入りを図って出るを制す、ということを言われております。こういう考え方で財政運営を行っています、ということをいつも言われている。そのとおりだと思うんですね。であるならば、歳出のみ上乗せして、歳入を見送る、あるいは今検討中ということでございますけれども、こういった状況を納税者に対してどう説明をつけるのか。これが３点目でございます。

最後に、まちづくり及び市民生活に与える影響についてどのように整理されておられるのか、お聞きをしたい。

以上、４点について御答弁を願いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、今の４点につきまして私の方から説明をさせていただきます。

まず１点目の問題でございますが、消費税の導入を柱とした今回の税制改革をどう受けとめているかと、事務的な部分でございますが、この税制改革につきましては当然納税者の立場に立った３原則に沿って進めることであろうというふうに考えております。政府は、この原則の中に国民の重税感あるいは不公平感の解消ということで高齢化社会に向けての抜本改正、抜本改革だというふうに言っているわけでございますが、受けとめ方の中では（「公務員だから」と呼ぶ者あり）一つは大型間接税導入の問題、不公平税制の問題あるいは消費税導入により物価上昇や税率の引き上げ等の問題もあろうかと思います。市財政の自主財源の問題におきましてもいろんな体系のあり方等の論議、こういった問題を考えながら、やはり総合的な税制改革を私の立場では痛感しているということを１点だけお答えしておきます。

なお２点目につきましては、公共料金の問題でございます。

手数料、使用料への消費税に転嫁の見送りということでございますが、先ほども市長から答弁の中にありましたが、消費税は、福祉、教育、医療、その一部を除いたすべての消費サービス３％の負担がかかるということで理解しているわけでございます。当然市が行う各種のサービス提供の一部を除いて使用料の手数料等については当然課税されるということでございます。

その中では、当然市民負担あるいは市の購入部分については市の負担が伴ってくるわけでございます。そういう状況を判断した中で、私の方も物価上昇あるいは政府の経済の見通し等の関係を考慮すると、消費者の現在の市民負担と、団体の見通しの相違が多少あります。政府の見通しと消費者団体との見通しの相違が考えられるわけでございますが、市民の負担影響をどう対応するかということで、今後都道府県レベルの問題あるいは他市の動向等を十分見合わした中で、先ほど来申し上げているとおり、本部あるいは専門部会の中で検討を進めていく考え方でおります。

なお質問の３点目でございますが、予算案の中の歳出面の中での問題でございます。特に消費譲与税の影響ということでございます。

消費譲与税につきましては、御承知のとおり電気、ガス税の廃止に伴う補てんであるというのが原則論でございます。よって現行の中では、この消費譲与税につきましては歳入になるというふうに考えております。

しかし、今後の問題としてその消費税分の部分としては他の市でも、また新聞でも発表されているとおり、このペナルティーという問題については消費譲与税ではないとい

うふうに信じておりますが、その制裁措置としては他の交付金が予測できるというふうに考えております。もちろん今後市民の与える影響等考慮し、東京都あるいは各市の動向を勘案した中で進めていきたいというふうに思っております。

最後の４点目の問題でございますが、まちづくり及び市民生活に与える影響ということでございます。

当然、現在の市民生活に与える影響ということについては税制改革あるいは消費税導入部分の影響額はかなり不明確な部分がございます。そういう中では、やはりこの庁内での議論あるいは職員の勉強等もこれから専門部会の中で進めなければならないというふうに思っております。それを踏まえた中での市民生活への対応を考えているわけでございます。

あわせて、まちづくりの影響ということもあるわけでございますが、平成元年度の予算の概算で、歳入あるいはその歳出の影響は６億9,000万というような数字は先ほど申し上げました。そういった状況も当然概算であります。工事請負費については契約差金あるいは実質はもう少し減額になるだろうというふうに予測しておりますが、こういったものを整理しながら今後の本部の中での対応等を踏まえて実現方に努力していくと、このまちづくりについては負担は出ますが、この事業に推進に努力していきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　おおむねお答えをしたわけでありますが、最初に御質問のありました税制改革についてどう考えるか。この制度を導入するに当たりまして一番国民の間に不信の残っておりますのが、一つには、かつての政府・自民党当局の大型間接税は導入しないという言明があったと、そのことに対します国民の合意が得られてないという不満が基底にあると、我々もまたそのことを感じるわけであります。

それから不公平税制の是正が十分でない。これもよく論議に言われるところでありまして、控除の引き上げによって、その中堅サラリーマンにとっては減税になった面があるわけでありますが、一方では低所得者層、つまり年金生活に入っているような方々も含まれるわけでありますが、すべての世帯に対する減税ではなくて、この効果がアンバランスがあるということも言われております。また国民の税の不公平だと言われているところのキャピタル・ゲインに対する対応が不十分、また、みなし法人への課税でありますとか他の優遇税に対します抜本的な税制が行われてない、このような不公平感が解消されてないということが論議されていることにも注目をすべきだと思います。

所得に対する逆進性あるいは物価上昇や税率のその引き上げにつながるおそれもある、市民生活に重大な影響を及ぼすという懸念があることも事実だと思っております。

言われる御指摘のありました自治体経営におきましても、その財政的な扱い方には、入るを図って出るを制すると、これは経済の一つの大きい原則であるわけでありますけれど、具体的にはまたそれぞれに理由を持つものでありますので、これらにつきまして矛盾があるということは大いに感じるわけでありまして、必ずしもまた税制の内容そのものが我々にもまだ明確になってない部分も多くありますので、消費税対策本部を設けまして専門部会を定め、これの中で十分討議をし一定の見解と施策をつくり出していきたいと、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。確認をしながら再質問をしたいと思います。

ただいま１点目の質問で、市長が市民生活に重大な影響を及ぼすというような御発言、御答弁、さらには、まだクリアになってない部分がかなりあるということで消費税対策本部をつくったので、そこで検討していきたいというようなお話、さらには、言ってみれば国の総理の公約違反的なニュアンスの御答弁もあったわけでございます。ただ、国会で通過をして成立をしたという、こういう事実、これはもうきちっと認識をしなきゃいかん、そういう税制改革の全体像の中でどうなんだということになるわけでございます。

まず１点目の、その対策本部でございますけれども、２月の７日に発足をしたという先ほどの御答弁がございました。いつまでに何をやられるのか、これをもう一度御答弁をいただきたいということ。

それから、国でもって法律は確かに成立をした。じゃあ、しからばそれを日野市としてどう市民生活を勘案しながら影響のないようにやっていこうかという、これが自治体としての仕事になるんだろうと思うんですけれども、６億9,000万という財源、これは概算でしょうけれども、いずれにしてもこれだけの影響が出てくるわけです。確かに転嫁はしないとか見送るよ、とかいうことになりますと、一時的には市民にとってそれがうれしいのか、うれしくないのか、よくわかりませんけれども、先送りになる。ただ、本来、利用者に転嫁すべき消費税であるわけですね。それを何にもしないということは、言ってみれば住民全体でもってそれを払うという、負担をするということになるわけですね。住民全体に転嫁するという、こんな感じになるわけですよ、今回の日野市がとろ

うとしている措置は。

例えば民間企業の場合には、期間が短かろうが長かろうが、４月１日からもう消費税を払わなきゃいけませんから、仕入れる物、あるいは売る物にもし、また今までに物品税がない場合にはそれが転嫁されるわけですから、そういうことをやらなきゃいかん。非常にやりにくい、でも、やんなきゃいけない。公共団体みたいにちょっと待とうとか、そういう余裕はないわけです。

確かに３％アップというのはいろんな面で痛いですけれども、何でもかんでも歳出面にすべて３％のせて計上したよというのが果たして正しいのかどうか。どうしても、これだけは市でもって負担をする、ある期間だけは。だけれど、これは市民負担でもって何とかやらなきゃいけないんじゃないか、そういう部分があると思うんですね。そういう面の細かいメスの入れ方をどんなふうに今お考えになっているのか、その辺も御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと２点目の企画財政部長の御答弁でございます。いろいろとほかの動き等見ながら今後対策本部の中で専門部会等でもって検討していく、ということであるんですけれども、神奈川県の長洲知事が、東京都方式はおかしい、というようなクレームをつけております。私も同感でございます。期間が短いから、よくわからないから、ちょっと先送るよ、あるいはほかのところがやっているからやるよという、逆に東京都の場合には水道料、４％コストダウンして３％転嫁するという、実質１％減という。日野市の場合にも一般会計でもって733万円という水道料金を計上している。これが１％またショートするわけですね、返ってくるわけでございますけれども、４月から。

皮肉にも、今回の消費税導入が公共団体の、言ってみれば何というんですか、合理化努力を促す結果になってしまったという変な結果になっているわけですけれども、やればできるじゃないかと、じゃあ今まで行政改革だ、合理化だと言っていたのが、なぜできなかったのか、こんなことにもなる。マスコミの報道だと、７月に都議選がある、したがって、その前だからどうも価格転嫁はやりにくいなという、上程してもそれが否決されちゃうんじゃないかという、こんな報道もございます。じゃあ選挙終わったらすぐ転嫁をするんじゃないかという、こんな懸念も出てくるわけですね。そんなものじゃないわけですね、こういうものは。わずか１カ月かそこらでもってコストダウンなんていうのは簡単にできるものじゃないんです。こういうところが自治体の甘さを追及する一因にもなるわけですけれども……。

したがって、日野市として具体的にどう考えて、どう対応していくのか。ほかの自治

体はいいです。八王子は何かかなりの額を１年間見送るとか、国分寺も言っていますけれども、日野市としてどうするのか、もう少し具体的に御答弁願いたい。市民にわかりやすいように、納税者にわかりやすいように。

それと３点目で消費譲与税、これはガスとか電気税だよということで４億3,000万ぐらいですかね、日野の場合には。税制改革、消費税が導入する前よりも若干多く還元されるようでございますけれども、きちっとしたことをやらないと、自治省と政府では言っていることが違う。きちっとやらないと、何かそういうペナルティーのものが出てくるんじゃないか、先ほど企画財政部長は、交付金でもって何か影響が出そうだよということを言っている。

今、今年度の予算が40数億という対前年度比でもって税収アップになってきているんだけれども、もし、これがマイナスだったらどうなるのか、全然税収が伸びなかった、あるいはショートしたとしたら、本当にこういうことがとれるのかどうか、とれたのかどうかということももう一度御答弁願いたいというふうに思います。

４点目のまちづくり、市民生活、これも先ほど来るる御答弁いただいておりますので、確かにいろんな面で不公平になっているんで重大な影響が出るということ。

ところが、公共団体だって納めるものは納めなきゃならないということになってますから、必ずそれが影響してくるわけです。でも、本当に今計上されてるような形でもって取り組んでいいのかどうか。ちょっと甘いんじゃないかな。もう少し12月24日に決まって既に３カ月が経過をしようとしております。先ほどの馬場弘融議員の御答弁で企画財政部長が、専門部会等でもってるる議論を重ねてきているということでございます。現時点でどのような議論が展開され、中間的な御報告でも結構ですから、今こんな状況になっていますという、その辺もありましたらお聞かせいただきたい。

今、市民は非常にこの問題を重要視しています。当たり前のことなんですね。家庭の主婦に聞くと、パートしているお母さんに聞くと、今度食事に行ったら、ラーメン食べたらどうなるんですかとか、レストラン行ったらどうなるんですかとか、もう払っているのかとか、いろんなことがきているわけです。こんなことを言うと御婦人には大変失礼ですけれども、どっちかというと余り税金には詳しくない、そういう層が非常に意識をしてきている、大変いいことだと思うんですね、それはそれなりに。それだけに市民に対して納得いくような、やっぱり施策を展開しなきゃならん。

そういう意味でさらにもう少し理解を深めたいということでございますので、４点目については、もっともう一歩突っ込んだ御回答をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問への答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　それでは、４点にわたる再質問につきましてお答えしたいと思います。

まず１点目の関係でございます。本部を２月７日に設置したということで、その内容は、目的は、というような時期の問題とあわせての問題でございます。

当然この消費税対策本部の設置につきましては、一つの要綱を定めまして、その所管事項を掲げております。一つには、市民生活及び市の行財政に対する影響の調査をまず第１にするということでございます。また、その本市の対応策を、そういった調査の前提に立った対応策の検討等を進めていくというのが部会あるいは本部の一つの考え方でございます。

そういう中で現在進めているということで、後ほど４点目にありますので、そこは略させていただきますが、なお、その関連の中で６億9,000万の歳出分３節だけを歳出分で考えたということでございますが、当然、歳出分の中では先ほど来、13、14、15の節を申し上げております。これはすべて市がある程度負担をしておきませんと関連の業者に伴うものでございます。具体的には、工事費等につきましては工事は工事で総額がやりますが、その３％を上乗せして別個に払うという形になるわけで、よって、その支出面について３節の影響のある部分について予算化をしたということでございます。

なお、他のまだ検討すべき問題としては五つの節もございますが、これについては先ほど来、私の方も具体的にまだ明確になってない、あるいは税務、国税庁当局もまだ照会しても結論が出ないというような実態もありますので、その辺は現在留保している状況でございます。なお、そういった対応を考えながら今後の問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

２点目の問題でございます。東京都方式ということでしょうか。市の具体的にどう対応していくのかということでございます。

先ほど来申し上げておりますが、現在、私の方が事務局になってこの本部を推進しながら進めております。しかし、具体的な問題としては、この動向の見きわめが大変困難でございます。そういう中では、なお一層我々も勉強しながら皆さん、市民に対しての対応を考えていかなければならないというふうに思っております。

３点目で、私、最初のときに消費譲与税の関係につきましては、その振りかえだと、あるいは補てんだというふうに申し上げました。ただ予測できる、また危惧される問題

としては交付金、そういったものがあり得るのかなというようなことを考えております。あくまでも危惧される問題として考えているということでございます。

なお４点目の本部の議論の内容の問題でございます。

具体的には市民対策部会の中におきましては、現状の弱者を中心とした福祉関係の事業の整理、それにあわせて先ほど来ありますが、他市で一部対応を導入したところがございます。そういったものの整理をやはり段階的にはやるべきだろうということで、現在、調査促進しているところでございます。

なお、財政部会の中におきましては各条例、規則、16案件につきまして、その中身につきましての対応、具体的な問題としては単純に申し上げますと、消費税を３％掛けて現行の条例から100円のものを103円取ることがいいのかどうか、それをどうすればいいのか、また市民に理解できるかどうかというような問題と過去の経緯を踏まえて、現在内容の整理をしているという状況でございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。対策本部のことで今いろいろと企画財政部長から御答弁いただいたんですが、いつまでにやられるんですか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　大変申しわけありません。お答え落としました。

私の方は、この設置をした各専門部会の中で、先ほど来ちょっと申し上げておりますが、税制改革の問題、消費税の導入の動向等を見きわめる問題もありますので、各専門部会では４月末までに考え方を一応一定のものを出すという方向で今進行している状況でございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。先ほど市長が、医療、福祉、教育の一部しかどうも恩恵がないようなお話がございました。そのとおりだと思うんですね。

特に社会福祉事業の中の第二種事業ですね、これはもう原則課税ということになっています。とりわけ在宅福祉サービス、寝たきり老人のそういうホームヘルパーの派遣料、こういうものは全部課税になるわけです。これが年間で6,000円以上の負担増になるというような数字も出ております。いずれにしても、何でもかんでもじゃなくて、そういう中身の、よく市長が弱者の問題あるいはお年寄りの問題、困っている方の問題等々言われますけれども、そういったところにもきめ細かいメスを入れていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、この税制改革６法、既に成立をしておりますから、４月１日からスタートするわけです。馬場弘融議員が野党の問題を取り上げて、もっと早くこういう直間比率あるいは間接税の問題についてテーブルについてやっておれば、いろんな論議をしておれば、もう少しすっきりした形で結論が出されたんじゃないかなというような話がありました。私も全くそのとおりだと思うんですね。国民の一人として、市民の一人として、食べず嫌いの論議なんていうのは税制改革について語る資格はない。このように思うわけでございます。国民としてもっとなぜ自分たちはこう考えてるとか、そういう政策論をぶつけて堂々とやらないのか（「やってるじゃないか」と呼ぶ者あり）こういう国民の声が連日聞こえてきております。もう少し本当に国民のためにやるんであれば真剣に論議をしてほしかったなと、こんな気がいたします。私、政党関係者じゃございませんからその辺はよくわかりませんけれども、ただ納税者の一人として大変残念な結果になってしまったと、こういうふうに思います。

ただ先ほども申し上げましたように、これはきちっとした国会でもって成立をしたわけでございます。今後、消費税の税率の将来にわたる固定化とか、あるいは逆進性の対策等々あります。まだ不公平税制も完全に是正されたわけじゃございません。そういう面で今後、政党関係者についてはそういうこともっと堂々と論議をしてほしいなということを機会がありましたら訴えたいと、こんなふうに思っていることを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって15の１、税制改革の地方自治体に与える影響について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、３月13日、月曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時54分　散会

３月13日　月曜日　（第６日）

平成元年
第１回定例会　**日野市議会会議録　（第６号）**

３月13日　月曜日　（第６日）

出席議員　（30名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簇野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成元年3月13日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（議案上程）
日程第2　議案第31号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3　議案第32号　日野市の休日を定める条例の制定について
日程第4　議案第33号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案第34号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6　議案第35号　日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7　議案第36号　日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8　議案第37号　昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定について
（請願上程）
日程第9　請願第1－1号　下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願
日程第10　請願第1－2号　消費税の導入に関する陳情
日程第11　請願第1－3号　年金制度改革に関する陳情
日程第12　請願第1－4号　リクルート疑惑解明に関する陳情
日程第13　請願第1－5号　日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願
日程第14　請願第1－6号　宮公園設置を要望する陳情
日程第15　請願第1－7号　町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情
日程第16　請願第1－8号　日野市に置ける私立幼稚園の諸問題に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第1から第16まで

午前10時40分　開議

○議長（市川資信君）　　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、28名であります。

一般質問16の１、ゴミ問題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○12番（馬場繁夫君）　　それでは議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ごみは人間が存在し、活動する限り、あらゆる場面で、家庭で生み出されております。人々はまた、産業が集中し、諸活動が活発に行われております都市におきましてはごみが大量に発生し、この膨大なごみ処理は短期間でも停滞は許されないところであります。都市の、一日たりとも欠かすことのできない、基礎的な事業であります。

東京都全域で発生したごみ量は、昭和59年では473万5000トンで、対前年度比0.6％の増加であります。この傾向が55年より59年まで続いてまいりましたが、昭和60年度は496万3000トンで、対前年度比4.8％増、61年度は7.8％増、62年度は5.3％の増加と、高い増加率を示しております。59年から62年まで、都全体のごみ増加量は89万5000トンで、この量は62年度におきます名古屋市で発生したごみ量、89万トンをやや上回るごみの量であります。円高により、安い輸入資源の利用拡大により、古紙等の再生資源価格の暴落によりますところの回収事業者の転業、廃業等によるものとされているところであります。

最終処分場は、一度確保すれば、未来永劫に埋め立てできるものではありません。確保した最終処分場を少しでも長く使う努力こそ、清掃事業の課題であり、また地球資源を浪費しない環境保全のためにも、中間処理施設の充実や再利用、資源化の推進等により、ごみの減量を図ることが極めて重要な課題であります。

質問といたしましては、59年第２回定例会で一般質問をいたしました、資源ごみ回収事業協力団体に対して、ごみの収集量に応じた奨励金を支給する制度についての、今年度予算にも計上されておるところでありますが、それについてのお考えについて、また今後の御計画について、お伺いいたします。

質問第二点目といたしまして、一部地域でドラム缶を設置し、カレットの分別収集を行い、奨励金を支給をしている地域もありますが、今後もごみ減量のためのカレット、生瓶の収集計画についての考え方について、お伺いいたします。

第三点目としましては、ごみ減量と市民にごみ減量のＰＲの面より、一般家庭で生ご

み処理器や焼却炉の導入に対する補助金を出すことについてのお考えについて、お伺いいたします。

第四点目といたしましては、ごみの減量、リサイクルにおきましても、市民を抜きでは考えることができません。清掃行政におきましての啓蒙、ＰＲを欠かすことはできません。今後ますます市民啓蒙の重要性が多くなってまいります。小学生を中心とした見学会、また広報、ちらし等での市民啓蒙は行っているところでありますが、ごみ減量のポスター展、標語の募集、さらにはごみ減量のためのごみ展、リサイクル展等のイベントも考えられるところでありますが、今後のごみ行政の広報活動についてのお考えを、お伺いいたします

さらに昭和57年度に、新ごみの焼却炉が建設するためのプロジェクトチームを発足いたしまして、59年度に工事の着工をし、62年３月に竣工に至りました。処理能力は１日に110トンの炉を２基備えているものであります。62年度のごみ処理状況といたしましては、総量４万8818トンで、焼却は４万2564トンになっております。60年ころよりごみの高い増加率を示しておるところでありますが、この増加率から考えますと、何年くらい先にごみの量が新炉能力で処理が不可能な状況になるのか、その辺の予測について、お伺いいたします。

以上、五点についての御答弁、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　一点目のカレット、それから資源ごみの回収についてお答えをしておきたいと思います。

現在、日野市では奨励金を出して実施しております、資源ごみと言われる物は、瓶、カレットだけを１キロ３円で補助しているところでございます。ちなみに、62年度の奨励金は17万4000ばかりになります。回収団体は、延べ24団体がこれに当たりました。これは御存じのように、市内の業者から支給されるドラム缶を設置しまして、ガラス業者が月１回収集に当たるという実態でございます。

それで平成元年度の予算におきまして、今まで瓶だけでございましたものを、古紙、それから金属類、それから布類、金属の中にはアルミも含みますけれども、このようなものも予算化させていただいて、少しでも市のごみの減量になるように、働きかけていきたいと思っております。

当然、要綱等も改正させていただいて、今、検討中でございます。改正させていただいて、幅広くやっていきたいというのが、我々の考えでございます。

それから二点目のコンポスト化と言いますか、それから家庭における焼却炉の状況でございます。この考え方ですけれども、日野市では現在、生ごみ処理機コンポスト、それから焼却炉については実施しておりません。先日の新聞等には、府中市が元年度から補助金を出してやりたいということでございます。

ただ御存じのように、23区はもとより、26市も都市化が進みまして、いろいろな問題点が予測されます。その辺をどうクリアしていくかが、我々に課せられた課題だろうと思っております。

ですけれども、広い意味でごみの減量と、それからそれをうまく生かしていくという面からすれば、このコンポスト及び焼却炉については、前向きに考えていかざるを得ないと思っております。

我々も、よその市とこういう問題についても話し合いをしているわけですけれども、コンポスト化は数は少ないのですけれども、大分普及しているところがあるのです。焼却炉は、今のところ残念ながら府中市、及び実際やっているところは秋川市と武蔵村山の市でございます。これについても、前向きに検討をしていかなければいけない時期に来ていると思っております。

それから市民へのＰＲ、こういう減量化していくために、またそのための資源化を具体的にＰＲしていくには、今、議員さんがおっしゃっていましたように、我々としてはどう市民の皆様に理解していただいて、また協力していただくかということが大きな問題であるわけです。それにはどんな有効なＰＲ方法があるかと言いますと、議員さんがおっしゃったような内容になって、目新しいものはないのですけれども、63年度を見ましても、広報紙に大きく８回ばかりいろいろな形で文書を出して、市民の理解を呼びかけているところでございます。これをますます広めていきたいと思いますし、できれば清掃部としての考えとしては、広報紙の一面に載せていただければありがたいなと思っております。

それからやはりパンフレットなんかもわかりやすく、また親しみやすいパンフレット等を作成して、市民の皆様にお配りしていきたい。これは実際、実施はしておりますけれども、なお一層、中身の問題について、充実させていきたいと思います。

それからやはりこれは小学校３年の社会科の学習の中に、３年生は市内の施設見学をやっております。その中で、私たちのクリーンセンターを見学をされまして、63年度も約10校、人数にしましても約1000人以上の生徒さんが勉強に来ていただいている現状でございます。そのような形で、ＰＲには、力をますます入れていかなければいけないと

思っているところでございます。

それから今、62年度に完成しました新炉の焼却能力の関係でございます。御存じのように、110トンの焼却炉が２基存在するわけです。私たちとしては、炉を長持ちさせていくためには、また今の１日当たりの焼却トン数、62年度を見ますと約118トンくらいになりますから、その炉をうまく利用して交代交代、交互に使うようにして長持ちをさせていく。ですから毎年オーバーホール等は、念を入れてやっているところでございます。将来展望としては、今の炉を、少なくても15年から17、８年は整備をしながら使っていきたいと思います。

ただ御存じのように、ごみの中身がだんだん高熱化するものが多く入っておりますので、その辺の関係で、高熱になりますと、御存じのように炉が焼却能力が落ちてくるということが言われておりますけれども、そのようなことを技術的にクリアして、少なくとも今言ったように、15年くらいは今の形で使っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

それでは何点か、再質問をさせていただきます。

第一点の、資源ごみの回収事業団体に対して、平成元年度から奨励金を出すということでありますが、奨励金につきましても、今までは回収団体につきまして、団体が発足したときに１万円を助成しているという制度でありましたが、回収事業団のごみの量に応じて奨励金を出すということに、平成元年度から変わっているわけでございますが、この制度を導入することによりまして、およそどのくらいのごみの量が具体的に減量化できるか、それの予測を教えていただきたいと思います。

またこの制度を導入するに当たりまして、市民の多くの団体の方々に、また市民の皆さんに十分啓蒙をいたしまして、この制度が十分活用できるようにしていきませんと何にもなりませんので、この辺につきましても、今後の計画につきまして、お伺いいたします。

それからごみの減量をするためには、どうしても奨励金制度は、この制度につきましては古紙とか布とか金属を中心とした部分でございますが、今までもカレットをキログラム当たり３円の中で奨励金を出しておるのですけれども、やはりごみの中には相当カレット類とか、生瓶等が含まれていると思いますので、この辺の瓶につきましてもう少

し、奨励金の制度が１キログラム３円という金額ではなく、もう少し金額も補助金額をアップしながら、生瓶をリサイクルできるような方向も、今後必要かと思うのですけれども、この辺の将来予測ということについて、あわせてお伺いいたします。

それからごみ減量のためのコンポスト、ないしまた焼却炉につきまして、前向きに考えていかざるを得ない状況になってきているのだという御答弁がありましたので、積極的に、なるべく早くこれは導入をしていただきたいと思います。特に、確かにこの補助金制度を設けても、極端なごみの減量にはつながりませんけれども、市民の皆さんに対するごみの減量という意識の高揚なり、また相当、ごみの減量に対するＰＲにもなってまいりますので、この制度をただごみの減量だけにとどまらず、ＰＲの面でも活用しながら、施策を遂行していただきたいと思います。

それで四点目には、ごみの減量の啓蒙ですけれども、非常に啓蒙運動が大事な面が多いわけでございます。結局、今まではどうしても広報を中心とした、ごみ行政の内容を市民の皆さんにお伝えしていくことが中心でありましたけれども、やはりこれだけではなかなかごみの理解度が深まりにくい部分もありますので、これからもう少しイベントとして、大きな市民の皆さんの意識の高揚を図れるようなイベント方式をとるなり、例えば先ほど申しましたようにごみ展とかリサイクル展とか何か設けながら、一つの事業の位置づけをいたしまして、年１度定期的に行っていくということも、本格的に取り組む必要があるのではないかということであります。

また今、緑と清流ということで、ポスター展等もやっておりますけれども、こういう一つの市民の位置づけを深めながら、例えばごみの日というものを設けながら、総合的なごみの啓蒙運動を深めていく必要があるのじゃないか。特にまたビデオの活用も十分活用しながら、総合的な部分を考えていただきたいと思いますので、この辺につきましても、さらにお考えをお伺いいたします。

あと新炉につきましても、今の御答弁の中にありましたように、15年ないし17年先まで、できれば今の炉を整備しながら使っていきたいということであります。しかし、当初、炉を計画した時点よりも、相当量のごみが今ふえてきておりまして、このままのごみの増加現象が続いてまいりますと、新炉におきましても能力がなかなか追いつかないということが、もう間近に来ているような状況にもなっているかと思いますので、この辺をもう少し総合的な観点から、ごみの減量化というのを取り組む必要があると思いますので、あわせてこれも、さらにお伺いいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　　馬場繁夫君の再質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　一点目の、減量化はどのくらいになるかということでございますけれども、今まで62年度を見ますと、大体990トンくらいが資源ごみになっています。ですから、平成元年度予算では、その実態等から見まして、少なくとも全部、金属とか古紙とか含めまして、一応当初予算では1300トンくらいの予測をさせていただきます。

これは確実な数字じゃないのですけれども、もしか資源回収がふえるようになったら、またその中で補正等をさせていただいて、団体を奨励していきたいと思っております。ですから、そのためのＰＲは広報を初め、わかりやすいように、今でも190団体以上の団体がございますので、また新しいそれ以外の団体が、団体といっても自治会とか子供会という形が中心になりますけれども、その方々にも何らかの形でＰＲをしていって、より普及をさせていきたいと考えているところでございます。

それから資源になるごみはいろいろあるわけですけれども、私たちは一応元年度予算では古紙について、それから金属類、瓶についても、今まで３円であったものを５円にさせていただいて、それを奨励金として出していきたいと思っています。アルミについては、御存じのように、キロ当たりが少し高いので、できれば25円くらい奨励金として交付したいと考えているところでございます。

それから確かにおっしゃるとおり、ＰＲが大事なわけでございますから、それに努めていかなければいけないわけです。昨年も、あそこの生活保健センターで消費者展なんかやりましたら、リサイクルセンターから出した自転車、また家具が、抽選会を開かなければいけないほどやはり好評であったということ一つとっても、そういう機会があるたびに、せっかく使えるものはやはりごみにしないで、再利用していくという観点からも、いろいろな形のＰＲをしていきたいと思いますし、今おっしゃったように、展示会とか何かいいイベントがあったら、そういうところにできるだけごみ減量、限られた資源でございますから、その再利用という形の啓蒙を――啓蒙というと大げさでございますけれども、働きかけていきたいと思っております。

それから新炉のことでございますけれども、技術者の目から見ますと、厳しい目で私たちに報告は上がっているわけです。公表220トンの能力がございますけれども、実際、一番理想的にあの炉を使っていくには、厳しい見方をしますとせいぜい年間５万3000トンくらいを考えていきたいということです。それを365日、これは単純比較になってしまうのですけれども、そうするとやはり150トンくらいが最高能力だろうというのが、

今、我々がいる技術者の考え方でございます。

これは数値のとり方によっていろいろできるわけですけれども、そのような方法で、できるだけ今おっしゃっていただいたように、一方では減量、減容化に努める方策も考えていきたいと思っていますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　どうもありがとうございました。

例えば新潟県の三条市の場合、不燃ごみにつきまして調査したのですけれども、その不燃ごみの中に空き瓶が大体44.6％あった、金属類が28.6％含まれていた。こういうふうな不燃ごみの中の実態というのが、調査によって明確になりまして、そして空き瓶と金属を今度不燃ごみの中から取り出して再利用していこうという中で、金属につきましてはなかなか採算が難しいので、実際はできませんでしたけれども、空き瓶につきまして、モデル地域をつくりまして、そして２年間データをとりまして、その結果、全市におきまして空き瓶のリサイクル運動をされたわけなんですけれども、そして不燃ごみのうちの約半数の1000トンが回収された、ということが言われております。

また、空き瓶の回収をすることによりまして、一般のごみも徐々に減ってきている。市民の皆様の意識が非常に高まってきている。結局、ごみの出し方も大きく変わってきて、結果的には一般のごみまでも、可燃のごみまでが減少化している、そういうことも言われておるわけであります。

今の部長の御答弁によりますと、確かに資源ごみの回収につきまして、いろいろな一つの奨励金制度を設けながら、平成元年度としまして、1300トンの減量ということを今お考えになっておるところでございますけれども、今、日野市の状況から見ますと、この制度を考えましても、非常に大きくごみの減量にはなかなかつながらないという事態になるような気がしておるわけでありますし、また新炉の状況を見ましても、ほぼ今の状況が、炉を長く利用する場合に一番理想的な燃やし方をするためには、今ほぼそういう限界に来ているという見方もあるようであります。

ですから思い切って、ごみの減量につきましては対策を立てておきませんと、ますますごみが多くなって、土壇場に来まして何か対策を考えざるを得ないというような最悪の事態が、今の状況から考えますと、予測ができるような気がします。

それで、特に市長にお伺いしたいのですけれども、ごみの減量もしくはごみ行政につきまして、基本計画にも大きな具体策というのはないのですね。回収事業団体を、少し奨励金を出してやっていこうということはありますし、またごみにつきまして、破砕機

等を含んだ中間処理施設を効率よく整備していくとか、またごみの収集の機器の高度利用化というような部分は基本計画の中でもうたわれているのですけれども、ごみ減量の思い切った施策については、具体的な方法についても何ら指摘もありませんし、このような状況が続きますと、やはりごみ問題も大変行き詰まってくることは目に見えていますので、この辺を含みまして、市長のお考えについてお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごみ問題につきまして、現状とそれから将来に対します心配の予測を含めて、質問をいただいております。大変ありがたく存じております。

ごみ問題は、とりもなおさず市民の日々の生活のいわゆる生活廃棄物として排出されるごみと、そのごみをまた収集して焼却処分をする、あるいは最終処分地に灰やあるいは不燃物として搬出する、こういう大きな資源のサイクルの中に成り立っておる、こういう事情があるわけでありまして、豊かな生活、あるいは消費は美徳なりということは、今は直接には余り言われなくなっておりますが、経済のいろいろな、所得との関係も当然伴うわけでございまして、ごみは今後とも経済成長の中で、ほとんど減ることのない傾向が伴うということも、よく反省をしておかなければならないと思っております。

現状におきましては、一応日野市のごみ行政、市民の御理解と、住民自治に対する御協力の形で一応の成功を保ち得ておるわけでありますが、なお今後一層の総合的な努力を要する、そのことにつきましては、全く御指摘のとおりだと思っております。

最近、60年以降、いわゆる経済の変動に伴いまして、つまりリサイクルをするよりも原料として直接輸入なりに頼る方が、生産コストとしては有利である、こういう別の条件が作用してきているのが、特にごみをふやしている原因になっている。つまり古紙で収集するよりも、生チップで輸入をした方が、ランニングコストとしては有利であるというような状況が伴っておるわけでありまして、その点で、この問題の難しさを物語っておるというふうに思います。

期待するところは、消費生活の循環の中でなるべくむだをしない、ごみ問題は資源問題であり、また環境問題でありますから、それらのことを十分日常生活に理解をし、取り入れていただく、こういう方策を国民みずから、あるいは市民の立場として御理解をいただく手だてを講ずるということが、結局問題解決の大きな根拠になるわけであります。またそういう努力を、なお行政として重ねる必要があるということには、全く御指摘のとおりと感じております。

近隣市で、最近、補助制度の改善でありますとか、あるいは焼却炉を設置される方に

助成をするとか、あるいはコンポストの装置を助成するとか、こういうことも一つの手段ではあると思いますけれども、都市化の中ではなかなかこれも言うべくして難しい、つまり効果がどの程度期待できるか、難しいことでありますけれども、これらも一つの有効な手段というふうに考えたいと思います。

それからいわゆるリサイクル、特にガラス、瓶あるいは破砕をしたカレット、これらを再利用することによって、埋立地に搬出をする量が非常に影響を受けるわけでありますから、なるべく瓶類はカレットとして、あるいは生瓶として抜き取るということが、量の上では大変効果があるわけであります。

ただ、瓶の場合は、埋立地に持ち出しましても、公害の源になるというわけではないものですから、比較的安易に考えられておるわけでありますけれども、一つの対象として、つまりごみ減量の、あるいは重量を減らす対象として大きな役割に値する、このように考えますので、もっとこのリサイクルシステムを強化を図っていきたい、こういうことを消費者運動の方々にもお願いをし、また具体的には地区センターに今、有害ごみの収集容器を設置しておりますが、あわせてガラスを収集する容器を配置したい、こういうことを、担当の方にも検討を求めております。

市民意識と申しましょうか、消費者あるいは一般の日常生活に当たりまして、ごみに対する配慮をしていただくという意識的な訴え方、これはイベントであれ、あるいはポスターを募集をいたしますとか、いろいろなことを多少はやっておりますが、なおこれらにつきましてももっと効果のある方法、あるいは回数をしばしば行うというふうなことで、間接的に市民意識に訴えるということをやっていく理由と、それから方法があると思っておりますので、それらも検討させていただきたいと思っております。

限りある原料をいかに有効にリサイクルさせ、また大気や土壌や水質の中に公害物質を出さないということが、ごみ行政の大きな根幹でもございますし、大変これは息の長い課題ではございますが、なお一層ＰＲ努力、あるいはクリーンセンターを市民施設としてたびたび見ていただけるような、あるいはその場で勉強もしていただけるような、交通の手段も含めて、これから努力をいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

例えば昭和59年のごみの処理、焼却ごみが３万3392トン、59年度の時点では焼却しているわけですけれども、62年度実績になりますと４万2000トン、大変です。焼却するごみがふえているわけです。例えば炉の設計につきましては、１人当たり１日のごみの量

が611グラムで設計しているわけなんです。実際62年度の実績でいきますと、市民１人当たりの処理量は845グラムという、非常に急激に、円高等の影響を受けまして、ごみの量がふえてきているわけです。

先ほど部長の答弁にありましたけれども、炉が、大体１日の処理能力というのは110トンが２件ありますけれども、やはり実質的には145トンが大体１日の焼却する能力だ、それが実際270日から280日くらい１年間で稼動しているということが現状なんです。例えば、じゃ、１日145トンの処理で365日フル回転いたしましても、約５万3000トンという実態になるわけです。

そうしますと、現在の焼却量が４万2000ですからあと１万、今までの実績にしますと１万くらい焼却のごみがふえるのは、もうここ数年で達成してしまう。実際365日フル回転というのはできませんから、やはり交互運転しながらオーバーホールしたり、また修理しなければいけないし、先ほど部長も触れていましたけれども、やはり今、日野市の生ごみの中に高分子類が大体11％から13％くらい含んでいる。そして今、古紙が非常に多くなってきている。ごみそのものが非常に高カロリー化しているということが、現実にあるわけです。ますます高分子類がふえたり、また古紙等がふえていきますと、結局１日の処理能力が145トン以下になってしまうということも、実際あり得ることですから、そうしますと、もう数年先には、365日フル回転してもごみを焼却することが限界を超えてしまうという実態にあるわけです。

ですから市長から、いろいろな角度がらリサイクルについて強化していくのだというお話を伺いましたけれども、これだけでは現実的には対策としては、厳しさがあるわけであります。やはり今の清掃の事業をそのままに活用しながら、それぞれの施策をさらに深めていきながら、今の清掃業務とは別に、リサイクルセンター的な部分を今後設けていきながら、並行してごみの減量化、またごみの資源の有効利用ということを、本格的に早急に行政として取り組んでいきませんと、なかなか市民の意識も高揚していただくまでには、どうしても長い時間もかかりますから、炉がパンクになってどうしようもなくなりましてからあわてて対策を考えても、現実的には対応できなくなりますから、今、早急に取り組む大きな課題ではないかと思います。

また、最終処分場も年々ごみがふえてきておりますので、期限が決まっていますし、また次の最終処分地を探すにしても、なかなかいろいろな諸般の事情がありますから、そう簡単にいきませんし、今まで使っています最終処分地をいかに少しでも長くしていくかという部分と、大事な地球自身の資源でありますから、いかに資源を有効に活用し

ていくかという方向を踏まえながら、もっと積極的な行政の対応を強くお願いいたしまして、この問題を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって16の１、ゴミ問題についての質問を終わります。

一般質問16の２、水道問題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○12番（馬場繁夫君）　東京都の水道事業は23区及び25市町村の約1154平方キロメートルの区域を対象といたしまして、約1116万人の都民に給水をしているところであります。

62年度におきます総配水量は17億5600万立米で、１日の最大配水量は566万立米であります。配水管の総延長は２万164キロメートルで、世界でも有数の規模となっているところであります。

多摩地域におきましては、昭和30年代以後急速な都市化の進展に伴いまして、区部との間にさまざまな行政上の格差が顕在化してきたために、昭和48年11月１日より、水道事業の統合が行われました。計画対象は30市町でありますし、そのうちの25市町の水道事業の統合が、今、実現しているところであります。

日野市におきましても、昭和49年６月１日、統合いたしたところであります。三多摩でも５番目の年間配水量、1780万4800立米で、１日平均配水量は４万8600立米になっておるところであります。都水道の水源として利用されております河川は、利根川、宇田川、多摩川、相模川とほぼ関東一円にわたっておりますし、その流域は１都７県にまで及んでおります。これらの河川につながります中小の河川は、合わせますと400余りにも上り、産業排水や生活排水の流入は、年々水道水源の水質汚濁をもたらしているところであります。最近では、水道中のトリハロメタンや地下水を汚染しているトリクロロエチレンなど、有機物質等の問題を生じているところであります。

このように、水道水源を取り巻く環境は、楽観視できない状況にまで来ておるところであります。

問題、一点目といたしましては、地下水汚染につきまして、昭和60年度の第１回定例会におきまして、質問をさせていただいたわけでありますが、この時点におきましては、日野市内の19本の井戸からは検出されていないとの答弁でありました。東京都の昭和62年度におきます地下汚水実態調査の結果によりますと、八王子市と日野市の隣接区域は、水道水の暫定基準0.03ppmの180倍に相当いたします、5.4ppmのトリクロロエチレンが検出されました。市内の19本の井戸から、市内水道の約30％が給水されているところでありますが、地下汚染の状況に対しましての調査状況を、お伺いいたします。

質問、二点目といたしましては、鉛化ビニール管の普及以前には、施工しやすい利点

のため、鉛製の水道管が使われてまいりました。厚生省は、給水衛生問題検討会を、昨年の11月28日に開催いたしまして、水の滞留と鉛の溶出の関係についての調査を開始しているところであります。

鉛管設置状況と、鉛の流出につきましての日野市の方での調査がありましたら、その辺につきましての状況を、お伺いいたします。

三点目といたしましては、水道検診は株式会社宅配が委託されているところであります。年ごとに増加する水道業務を合理化するため、電子計算システムの導入について検討されたことがあるかどうか。また今後の方向性について、お伺いいたします。

第四点目といたしましては、都全域の内径2700ミリから400ミリの水道本管、並びに350から50ミリの配水の小管が２万164キロメートルにわたりまして、公道下に網の目のように敷設されている状況でありますが、市内におきまして、住宅がまだ少ない時期に連合管を設置いたしまして、急激に人口の増加に伴いまして、連合管が数本、同一の公道下に敷設されたり、また連合管から水を取るために水圧が大変に下がってしまったり、諸問題が地域にも起きているところであります。安定した給水が確保できますためにも、このような連合管の敷設を都水道の管に敷設がえの現状と、今後の計画についてのお考えを、お伺いいたします。

以上、四点についての御答弁をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　それでは、何点かの御質問に、逐次お答えをいたしたいと思います。

まず第一点の、地下水の汚染の状況についての御質問でございますけれども、本市の水道水は河川を水源といたします都水と、市内の深井戸からの地下水源からの２種類の水によって賄われております。

本市の地下水源は、19本の深井戸から揚水を行い、大坂上の浄水場に５本、多摩平の給水場に９本、三沢給水場に４本、南平配水場に１本ということで、揚水を行っております。

１日の平均の給水量は、先ほど御指摘ございましたけれども、約５万立米でございます。そのうちの地下水の給水量は約35％、１万7500立方メーターでございます。昨年の暮れ、北八王子工業団地の周辺で発がん性の疑いがあるとされておりますトリクロロエチレンとテトラクロロエチレン等が、民家の井戸から検出されたという報道がなされました。

その汚染源につきましては、金属機械部品の洗浄用、あるいは化学工業溶剤、またはドライクリーニング用の溶剤等の有機塩素系の化合物と考えられております。除去方法といたしましては、不燃性で揮発しやすい性質を利用しまして、水と空気と接触させて空気中に気散させるという抜気式の処理、または沸騰させまして処理するのが一番いいとされております。

本市の地下水の主要な各給水線で、年２回の有機化合物の検査をしておりますけれども、その中で62年の検査結果では、大坂上の浄水場経営の給水線のみで0.04ミリグラム・パー・リッター、１リッター当たり0.04ミリグラムということでのトリクロロエチレンの検出がされております。その他の18本からはゼロという検出結果でございます。

この0.04ミリグラムと申しますのは、厚生省の定めました基準値の0.03ミリグラムの約10の１でございまして、かなり低い数値でございまして、問題はございません。

なお今後の対応については、63年度の検査結果を見まして、さらに検討をしてまいりたいというぐあいに考えています。

それから二点目の、鉛の汚染についての御質問でございますけれども、日野市の水道は、昭和35年に給水を開始いたしました。鉛管は、給水装置の配水管から各戸に取り出している道路部分と、それからメーターの設置箇所の上下部分の１メーターに、鉛を使用してまいりました。昭和53年度からは鉛管の使用を禁止いたしまして、ビニール管に切りかえました。その後、昭和56年度には全面的にステンレス鋼管に切りかえて、現在に至っております。

昭和53年度以前の給水戸数の３万8900軒は、鉛管使用戸数でございますけれども、そのうち漏水に伴う取りかえまたは配水管の敷設がえ支障による移設、連合管の改修等の工事と、建物の建てかえによって、現在鉛管の使用戸数は２万9400戸と推定しております。これは給水戸数６万1000戸の48％に相当いたしまして、過半はもう既に、ステンレス管に切りかえを終わっている、またはビニール管に終わっているという状況でございます。

日野市の鉛の混入につきましては、給水系統別に選定いたしました蛇口で水質検査をしておりますけれども、鉛の含有量は、現在のところは検出されておりません。

なお、水質上問い合わせにつきましては、朝一番の水とか、長期間水を使用しない場合には、念のためにバケツ一杯程度の水につきましては、飲料水以外に使っていただくように、お願いをしているところでございます。

なお、この点についてのＰＲも、さらに徹底させていきたいというぐあいに考えてお

ります。

次に、第三点目の水道検診の、電子計算機の導入についての御質問でございます。これにつきましては、調布市で２月から実施するというような情報も出ておりますけれども、現在、当市の検診方法は東京都水道の受託事業として検診方法が出され、統一化されております。調布市は単独で水道事業をやっておるところでございますが、日野の場合には25市町の一つとしての、統一区間の中で実施しているわけでございます。

現在は、検診員が使用者台帳に使用量を記入して実施するわけでございまして、今まで調布市が行っていた方法と同じ状況でやっているわけです。今後どういうぐあいに省力化を実施するかということについての御質問でございますが、現在、東京都で考えておりますのは、４月１日から水道料金の口座振りかえ済みのお知らせを検診表という、兼用の表にして電算作成をする、そして検診員に個別に配布することによって、経費の削減を努めるということでございまして、これによって約10分の１の経費になっていく。実際のところ、今までは45円の経費がかかっておりましたものが、５円の経費に削減されるということでございます。

これは検診と領収済みを一本化することによって可能になるわけでございます。現在、金融期間から郵送されています水道料の料金の領収書は、従って廃止になります。このような形での合理化努力を、現在、しておるところでございます。

調布の様式は、小型コンピューターの問題は承知しておりますけれども、現在のところは統一賦課を行っている市町村では、まだこれは時期尚早ということで、実施ができないという状況でございます。25市町の足並みがそろう状況までの間、当分、先ほど申し上げた方法で実施をしていくということでございます。

それから四点目の水道管の敷設の状況でございますけれども、63年度の配水管の新設、改修全体でございますが、これは約１万8000メーター、うち新設が8000メーター、改修その他、これは区画整理事業等でございますけれども、それに伴って１万メーターの敷設をしております。

先ほど御質問にありましたように、水道管は幹線である配水管と、それから家庭に引き込む給水管とに分かれておりますが、まず一つ、配水管の敷設につきましては、監視は現在ダグタイル鋳鉄、これは内側にセメントを加工したものでございますが、硬質鋼でございます。これを使用しております。敷設、埋設で特に石綿の使われておりますセメント管については、耐用年数、漏水多発地域を考慮して、敷設がえを実施してきております。

配水管の新設につきましては、道路の新設による路線内の敷設、それから２番目には公道で出水、不良管の管を太くする増径工事、３番目には、公道内連合管を解消するための新設、４番目には管網を整備するために必要な地域等の配水管の敷設ということで、実施しております。

また給水管につきましては、配水管の敷設工事かえ支障移設工事、道路内の漏水修理箇所等についての、道路内をステンレス鋼管に切りかえるということで、このようなことは公費で行っております。それ以外の場合は、給水管は個人財産ということでございますので、お客様の負担で実施するということでございます。

今後、日野市の場合には下水道の敷設、それから区画整理事業の一層の拡大によりまして、同時並行的に水道管等の敷設、また給水管の公費によるステンレスへの切りかえ等を実施しておりますので、今後ともこれについては一層努力をしていきたいというぐあいに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　まず再質問する前に、ちょっと御確認させていただきたいのですけれども、大坂上の井戸のみが0.04ミリグラムですか、0.004ミリグラムですね。——はい、わかりました。

それでは再質問に入ります。

まず第一点の地下水汚染につきましては、今の答弁の中に大坂上のみが0.004ミリグラムのトリクロロエチレンが検出されたということで、水道水の基準の約10分の１以下であるというような話がありました。

今、八王子市と日野市の行政境の分につきましても非常に大きな数値の、基準の180倍ものトリクロエチレンを排出されておりますし、その後周辺の市町村につきましても、かなり排出されておりますので、これにつきましても、１本のみだけというのも、周辺は全部出ていますので、なかなか信じがたい状況であります。もう少しこの辺につきましても、周辺が出ておりますので、慎重に調査をしていただきたいし、また基準以上の数値が出るようであれば、何らかの対策も考えていただきたいということであります。

第二点目の鉛管につきましては２万4900戸、全体の48％に鉛を使った箇所があるという御指摘でありますが、やはり今、鉛の検出はされていないのだということでありますが、確かに鉛の検出は朝一番の水とか、またある程度長時間水を使っていなかったときに鉛が溶け出して検出されるということになりますので、その検査方法について、もう少し各家庭の水につきまして、実態調査を進めていきたいと思っております。

その調査方法を、鉛が検出しやすいような状態の中で検出しませんと、幾ら調査いたしましても検出はできないかと思いますので、その鉛の出やすい状況というのを含んだ上で、市内全域の数点のポイントを考えまして、定期的に長期間にわたりまして、ひとつ調査を続けていただきたいと思います。

先ほど、朝一番の水については、バケツ一杯くらいは飲まないで、洗濯等の飲料水以外に使ってほしいということについて、お願いしておるところであるというような、今、御答弁でありましたけれども、これの徹底については余りされていないような気もしますし、また市民の多くの方はその辺の認識もありませんから、その辺の注意事項については、今まで以上に多くの方に知っていただくような方法をとりまして、周知徹底を図っていただきたいと思います。

また、鉛の管を使っているところについては、なるべく早く、公共の地域についてはまたステンレス管にかえるなり、努力を積極的に遂行していただきたいし、また個人につきましては、個人的な負担になりますが、市民の方に、敷設がえを行えるようにいろいろな啓蒙を深めていただきたいと思います。

それから三点目の電算機の導入についてですけれども、三多摩の都水道の計画部分につきましては、今後、市の方からどんどん提案しながら、事務容量の改善を含んだ分が、大きい分がありますので、積極的に導入できるように、また働きかけていただきたいと思います。

第四点目の連合管につきましては、確かに区画整理等の面につきましてはそういう計画がありますけれども、それ以外区画整理がない地域とか、かなり区画整理に時間がかかるような場所につきましては、もう少し連合管の解消なり、積極的に、もう少し具体的な取り組みをしていただきたいと思います。南平六丁目の方も、水道の水圧が下がって、特に朝とか夕方の、たくさんどなたも使う時期につきましては、大変水が細くなるという苦情も聞いておるところでありますので、これをもう少し積極的に対応をしていただきたいと思いますので、この辺、ちょっと答弁を、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君の再質問に対して、答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（高野　隆君）　まず第一点の、１カ所、大坂上のみの検出については、もう一度よく再調査しろということでございますので、そのような63年度の結果をさらによく検討をしてまいりたいと思っております。

日野の水の中での地域水源、要するに井戸の利用率は下がってきておりますけれども、

地下水汚染あるいは水源の枯渇等の心配から河川利用の都水の利用率が高まってきておりますので、これを進めると同時に、地下水の安全確認をさらに進めてまいりたいということで考えております。

また二つ目の、鉛の検出については朝、長期間不在のときに出やすいので、これの時期に検査を実施したらどうか、こういうことでございますが、これについてはよく検討いたしまして、できるだけそのような御指摘を参酌しながら考えていきたいと考えております。

また三点目の問題、これについては、積極的に今後とも合理化努力を進めてまいるつもりでございます。

四点目の御指摘でございますけれども、区画整理事業までの期間、あるいは下水道敷設までの期間がちょっと外れているようなことですね。この辺のところにつきましては、できるだけ連合管の切りかえ、あるいは連合化の支障を早期に切りかえるように、努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

地下水汚染につきましても、今、水道水の水質基準ということで、先ほどお話がありましたようにトリクロロエチレンを0.03ミリグラムだというふうに言われておりますけれども、最近厚生省の方から、発がん性有機物質につきましては、規制が、日本におきましては欧米に比べて大変立ちおくれているのだ、こういうことがありますので、水道水の水質基準を根本的に改定する考えを明らかにされておるところであります。非常に有害物質がいろいろな地下水に含まれているところがありまして、市民の皆さんにも不安感も一部出てきておりますので、今後継続的に調査を深めて、安心して飲めます水道を確保できるように、積極的に対応していただきたいと思います。

以上をもちまして、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって16の２、水道問題についての質問を終わります。

一般質問16の３、消防水利についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○12番（馬場繁夫君）　それでは続きまして、質問させていただきます。

災害どきに被害を最小限に食いとめるためには、災害どきに利用する消防水利施設を計画的に整備し、消火活動が十分できる体制にすることが必要であります。

この考えのもと、消防委員会が消防水利の現状及び整理計画をまとめ、昭和60年３月に市長に提出しているところであります。平常時と防災時に分類し、消防活動に必要な

消防水利が満たされているかを検討するため、市全域を１辺の長さ250ミリの正方形に区切り、市内501カ所のメッシュ内にどの程度の消防水利が整っているかであります。平常時の195メッシュに消防水利不足をしていることが指摘されて、303カ所程度の消火栓が必要とされているところであります。

また震災時の消防水利不足につきましては、貯水槽等のメッシュ内数は145メッシュでありまして、そのうち危険度２以下のメッシュ数が99、危険度３以下のメッシュ数は50となっております。199カ所の貯水槽の整備が必要とされているところであります。60年の一般質問でも取り上げたものでありますが、平常時と震災時に分けて、整備状況と今後の経過について、まず第一点としてお伺いいたします。

第二点目といたしましては、昭和62年の第２回定例会での自主防災組織と、同報無線についての一般質問をいたしましたときに、答弁といたしましては、自主防災組織の主としての考え方は、不断に市民の皆様を啓発いたしまして、なるべく自主的に、上から与えた防災組織ではなく、自分たちの街は自分たちで守る、自分たちの自治会は自分たちで守るのだ、そういうような自主的な発想のもとに組織されることの方向でもってまいりたいと思います。

現在、この自主防災組織を置いていない市は７市ということでございます。ただいま申し上げた線で、今後、進んでまいりたいと思います。また、同報無線関係につきましても、経費の面におきまして検討いたしました結果、現在の80局体制をもう少し有効に当面使っていこう。同報無線につきましては見合わせて、80局体制を有効にしていこう、民間放送局に放送の時間帯を買って、あらかじめ契約しておいた情報をそこで流す方法が不可能かどうか、そういう線で今後も検討を進めたいと考えているというような答弁もあったわけですけれども、この自主防災組織と同報無線につきましては、市長の答弁をお願いいたします。以上。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、一点目につきまして、お答えを申し上げたいと存じます。

第一点の消防水利の現状でございますけれども、現在、消火栓、それから防火貯水槽、受水槽、プール等の人工水利がございます。それと河川とか水路、池等の自然水利の二つに大きく分かれるわけでございますけれども、約1620カ所設置し、または指定をしているところでございます。

これらの水利を平常時、一般の火災、それから地震等の災害時、この二つに分けまして、平常時におきましては、この消防水利でございますけれども、消火栓で原則として100ミリ以上の水道管に今、設置をしております。市内約1300カ所ございますので、ほぼ充足しているのではないかな、このように考えております。

それから、地震等の災害時でございますけれども、これの水防水利でございますが、防火貯水槽、それから受水槽、プール、河川等で約320カ所、指定してございます。もちろんこれは平常時、一般の火災等にも消防水利となるわけでございます。

しかし62年11月に、市内を250メートル正方形に区切りまして、これを標準メッシュ501になりますけれども、調査いたしましたところによりますと、約60カ所が不足している状況でございます。

特に危険箇所として２カ所、現在、あります。これらについては、順次整備計画に合わせまして、また開発工事等による設置等に努力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

それから二点目の、自主防災組織でございます。

○12番（馬場繁夫君）　それは、時間がないから、市長だけでいいです。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の自主防災組織、あるいは同報無線ということにつきましては、かつて問題点の提起をいただき、また我々も検討を進めるということを申し上げております。

自主防災組織というのは、市が住民に組織するという形は、私はなかなか無理がある、つまり災害というものはいつ発生するかわかりませんし、それは何か考え方どおりに行動できるということよりも、むしろ狭い範囲、小さな範囲で個人あるいは御家族、御近所というふうなことで、これまでも申し上げておりますとおり、まず避難をしていただく、そうして命第一に行動のできる日常的な心構えと、それから訓練をしていただくということが大切だというふうに考えております。

つまり、防災という言葉は、私は行政用語だと思いますし、命を大事にしていただく、つまり避難をしていただくということを住民の方にはお願いをする、それが災害時の本当の初動段階の行動だというふうに考えておりますので、毎年の防災記念日のころには、そのようなことを特に強調をして、パンフを配ったり、注意をお願いをしておる、こういう状況でございます。

災害時に何らかの緊急広報のできる手段が欲しいということは多年の念願でございますし、その際、同報無線の限度ということもおのずからありますので、私は今後、地域

に考えられますニューメディアと言えるようなシステムによりまして、そうして要するに携帯ラジオのような形で、一番身近な情報を確認していただける、あるいはその手段によってお知らせができる、そういうことを開発をしていきたい、このように考えております。

まだ検討段階が続いておりますが、以上のような考え方で進みたいと思っております。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

消防水利につきましては、今後もさらに積極的に平常時と震災時の両面にわたりまして、整備を促進していただきたいと思います。

市長の今、答弁いただきました自主防災組織につきましても、市長の言われていることもよくわかるのですけれども、実際、命が一番大事だし、すぐ避難することが当然なことでありますが、やはり地域の皆さんと協力しながら、自分だけ避難するのじゃなく、近所の方も含んで、お互いに助け合って避難していく、そのためには、普段からそういう意識的な部分がありませんと、なかなかいざとなったらできるものじゃないわけでありますし、また市の方が組織すればいいということは、御指摘のように市の方で組織すればいいということではないのは当然のことでありますが、行政の方が、市民の皆さんにそういう啓発なりしていきませんと、いつまでたっても市民の中からは、そういう意識があってもなかなかできていけるところではありませんので、その辺については、やはり行政ももっと積極的にそういうものを、市民意識高揚できるような部分を、深めていかなければいけないということであります。

特に自主防災組織につきましては、第２次の日野市基本構想の中にも、市民の防災意識の向上を図り、一人ひとりが防災に立ち向かい、相互に助け合う地域体制づくりを目指しますということがうたわれておるわけでありますし、基本計画の中におきましても、地域防災体制づくりというのの中にも、現状と課題という部分につきましても、自分たちの街は自分たちの方で守るという防災意識を検討して、自主的な地域防災組織の育成にも努めなければなりません、というふうにうたわれております。

また施策の方向の中におきましても、地域防災体制づくりにおきましても、各地域の実情に合った自主防災組織の育成に努め、行政機関と連帯し、活動をマニュアルを定めて、市民の協力と適切な行動により、二次災害による被害の発生を最小限度にとどめていくようにしていきますという、自主防災組織の育成について、具体的に言われておるのですけれども、いまだかつてなかなか日野市の方では、そういう方向が見出せていけない状況なのであります。

今後、市長におきましては、いろいろな考えもあるでしょうけれども、やはりもう少し具体的に地域の、より生命の安全という観点から、モデルケースを設定するなり、何らかの方法をとらえながら、もう少し積極的に対応すべきだと思います。

また昭和36年に災害対策基本法が制定されておりますし、その基本法の第５条ですか、市町村の責務の中で、自発的な防災組織の充実を図るよう努めなければなりませんと、そういう規定があります。また、こういうこともありますので、もう少し大局観に立ちまして、市長も対応していただきたいと思います。

それでまた同報無線につきましても、市長は何かニューメディアのシステムを導入しまして、携帯ラジオ等を開発をしていきたいのだということも、今、答弁いただいたのですけれども、61年の６月１日の広報の中でも、市長は、市内地域にパニック防止のため、短く、言葉で伝える声の緊急広報の必要性があることに思い至りました、そしてその検討に入っているところです、よりよいシステムをつくるため、電気通信関係の専門家に御意見をいただければ幸いです、ということが、61年の６月１日の広報で言われておるところでありますが、もうそれから３年を迎えるに至って、同じように開発をしていきたいのだというような、同じようなことを再度述べているわけでありますけれども、もう少し確実に、同報無線が遂行できるような方法を、早急に考えていただきたいと思います。

市長自身も、同報無線についての必要性はお認めになっているのでありますので、ニューメディアということも大事な部分でありますが、やはり現実の中でできる範囲を、早急に対策を考える必要がありますので、これにつきまして、市長はいつまでにどうするのか、もう少し、あと時間は６分ありますので、その中でひとつお願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　声の緊急広報ということを、たまたま日野市内に、おそい雪のために停電地帯が市内の４分の３という範囲に及んだというときの苦い経験を持っておるわけでありまして、そのときに一番頼られるべき行政側が、停電に対します、つまり東電の状況が把握できない。幾ら東電に電話をしても、電話が受けられない。応答が得られないということで、本当に残念であったことを記憶しております。

そのときから、何らかの方法ということで、東電に対しまして、停電につきましてはホットラインの電話をつけてもらいました。つまりいつでも日野市から問いただす際には応答をしてもらう、こういう電話の設置をいたします。

それからもう一つ、広報車にアンプの高い発声装置と申しましょうか、そういう広報車を整備いたしまして、それによって地域には緊急に出動して、広報車によって、声で直接お知らせをする、こういう方式はできております。

それからその当時、いわゆるニューメディアという発想でございますが、日野市を一つの地域とするＣＡＴＶの装置ということも、いずれ取り組まれるべき課題でもございますし、そういう手段が一番普遍的であり、また安全な方法であろう、こういうことでございまして、課題としては十分まだ検討中ということで、申しわけない面もありますけれども、なお一層取り組みを行いまして、同報無線あるいは声の緊急広報等という手段に、一定のめどをつけたいと思っております。

なるべく早い時期に、実現をしたいと思っております。

○議長（市川資信君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

なかなか厳しい御答弁でありました。ＴＶ装置を設けましても、いざ災害が起きましたら停電になったり、十分効力が発揮できないという部分がありますので、やはりその辺も含んで、現時点においては同報無線が一番効果的だということで、各市町村も積極的に導入しているところでありますし、その点、日野市は随分おくれているということが、指摘されるわけであります。

また、今、広報車を改造しまして、整備をいたしまして、広報車によってやっていきたいというお話もありましたが、現実的には、いざ災害になりますと、なかなか全地域をカバーすることは難しいし、また道路交通につきましても、橋が破損して通れなかったり、いろいろな部分がしますので、なかなかそれも現実的には限界があるということであります。

やはり同報無線ということが、現時点におきましては最大効果がある。確かに問題点もありますが、やはり現時点においては、どこの市町村につきましてもこの方法をとっておりますので、こういう手法も、もう一度考えていただきたいと思います。

自主防災組織につきましても積極的に対応していただきたいと思いますので、強くお願いをいたしまして、この質問を終わりといたします。

○議長（市川資信君）　これをもって16の３、消防水利についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後12時９分　休憩

午後１時34分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、ＪＲ中央線西豊田駅実現についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（小俣昭光君）　17の１、ＪＲ中央線西豊田駅実現についての質問をさせていただきます。

日野市は都心より約30キロメートルに位置していて、首都圏のベッドタウンとしています。豊田駅、八王子駅間に予定している新駅南側は、西平山区画整理事業が予定され、人口増が予想されています。また豊田団地に入居された方の多くの方は、新しい駅ができると言われて入居して、いつか駅ができるものと話されている。こういうことの中での問題であります。調査報告書によると、鉄道利用者は昭和70年に約１万5,000人、昭和90年には、現在の豊田駅と同じ、同等の約２万5,000人に達することが予測されております。このように順調な鉄道利用者の伸びが期待され、また拠点都市としての発展が望まれる本地域には都市基盤施設としての刺激がぜひとも必要であると述べられているのであります。西平山区画整理が予想され、区画整理によって新たに人口も8,200人増加と、西豊田駅を中心とした町づくりが良好な町になることは明らかではないでしょうか。

西豊田駅北側の平山工業団地や学校に、現在約3,000人以上が豊田駅を利用しています。そればかりでなく、八王子工業団地に通勤に利用する人も、２・１・３号線を使ってのバス路線ができれば、可能性は大きいと思います。現在の朝夕の20号線、大和田橋周辺の交通渋滞は大変なものであります。西豊田駅から、八王子工業団地まで３キロ以内と至近距離になり、利用客はさらにふえるものと思われ、いっときも早く実現が望まれます。

報告書によると、昭和70年の開業と言われているのがどのような段取りで実現するのかわかりましたら、お聞かせいただきたいと思います。それが第１点であります。

報告書によると、南口駅前広場は3,000平米は区画整理で用意すると言われていますが、住民の方で、区画整理によって駅前広場を用意することは、何か一部の人が犠牲になると誤解をしていると思われますが、区画整理の説明会でそのような意見も出たかと

思いますので、どのように説明をされてきたのか、またどのような意見が出されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

そして北口の駅前広場、2,000平米の広場はどのように確保されるのか、以上３点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の御質問に対してお答えしたいと思います。まず１点目の御質問でございますが、段取りというような内容でございます。経過等につきましては、略させていただきますが、現在のＪＲ本社へ提出した書類の問題等につきましては、御承知のとおり一定の調査目的を持ちまして、内容についても新駅を設置した場合の利用者数の推計、あるいは駅の施設計画等を含んで、５点ほどの内容をもって調査表をまとめたわけでございます。目標年次を70年ということを目標におきまして、その間には63年３月５日には地元平山地域の住民の新駅設置への要望等も出されているわけでございます。そういった経過を踏まえまして、昨年の７月の25日、ＪＲ本社に提出し、新駅建設への検討等をＪＲでお願いしているところでございます。もちろんこの検討という中には、ＪＲもある程度は検討を進めた中で、現在、私の方との協議の中では、提出しました書類に対しての内容の部分についての、一つは新駅を設置する曲線の問題，新たに考えている両面の問題、新駅を中心とした両サイドの問題、そういった中をＪＲ側は検討しております。

そういったことを新たにもう一つ、整合性を持たせる場合、新駅をもう少し曲線のところを使わないで、具体的には位置を振ったらどうなんだというような中での、新しい駅への考え方、その整合性の問題、あるいは利用者の調査表に基づく内容の状況から見て、ＪＲの意見もあるわけでございます。その検討も手を加えているところでございます。なお国鉄側としても、今私の方の調査も新駅についての、その駅周辺の用地問題、まあ国鉄側の境界境、三つとも境界の問題、これは国鉄サイドの問題でございますが、そういったものの整合性、そういったものも、国鉄では調査を進めております。

両面から継続的に検討を重ねているところでございますが、そういう段取りの中で、まだＪＲとして具体的にこうだという見通しは当然出ないわけでございますけれども、今申し上げましたような内容を踏まえてＪＲと、るる協議を進め、またその新しい用件に対しての市の調査もまとめながら、今後ＪＲと協議を進めていきたい。よって、70年の目標とした考え方としては、できるだけ早いうちに、やはり求められた資料を早く出して、やはりＪＲ内部の問題も早く解決してもらう問題もあるわけでございますが、結

果を早く出してほしいというようなことを今後要望していきたい。もちろんそれには私の方の資料も早く提出して、再度加えて検討をお願いするというような段取りで現在進めているのが、状況でございます。以上です。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　第２点、第３点目につきまして、お答えをいたします。

お答えの前にこの駅の南側につきましては、西平山土地区画整理事業で進めるわけでございまして、若干概要につきましてまず御説明をして、御質問の内容についてお答えをいたしたいと思います。西平山につきましては、都市整備の課題といたしまして、まず道路関係が挙げられます。これは生活道路を中心といたしまして、区画街路の整備、それから駅前広場の設置、それから通称東京・八王子線と称しております都市計画道路１・３・１号線等でございます。それから現在非常に状況が悪い中ではございますけれども、雨水でありますとか、汚水の管の敷設、いわゆる排水環境を整備する。それから公園の設置、それから公共施設といたしまして小学校でありますとか、あるいは地域の住民の皆さんが使うところのコミュニティー施設の整備、いわゆる用地の確保、こういったものが挙げられるわけでございます。

面積につきましては、約92ヘクタールを予定しておりまして、権利者の数が約1,300人でございます。この区画整理の事業化を図るために、62年の秋に区画整理を行うということで、地域の権利者にお集まりいただきまして、計画の概要を説明し、以後調査、その他作業に入ったわけでございます。それで今年の２月の20、21日にかけまして、権利者の説明会を開きまして、今後の日程として計画決定を平成２年３月ごろ、常任委員会につきましては、平成３年初めごろを予定をいたしまして、現在作業中であるということでございます。

第１点の駅前広場の負担の問題でございます。これは現在予定しておりますのは、約3,000平方メートルでございます。それからこの駅設置にかかりまして、連絡道路が必要になるわけでございます。これは現在18メートルの道路を予定をしております。この道路は延長135メートルでございます。この駅前広場、及びこの道路の用地の生み出し方でございますが、まず都市計画決定、いわゆる都市施設としての都市計画決定をする予定でございます。都市計画決定をしたものに対する、財源上の問題でございますけれども、国道でありますと、いわゆる国が全額負担をする、都道扱いになりますと東京都が国の助成を一部仰ぎながら、100％負担をする。市が管理をする都市計画施設につきましては、用地確保及び築造費について東京都が２分の１負担をし、市が２分の１負担

をするというのが、一つの原則でございます。したがって、現在、駅広及びこの連絡道路につきましては、都市計画決定を行うということでございますので、財源的には都の補助金、それから市の負担金で賄うということでございますので、権利者への負担は直接行かないということでございます。

この道路、及び駅前の用地費、それから築造費がそういう形で負担をされますと、その費用は当然他の地域の道路整備でありますとか、あるいは家屋の移転等の費用に充てられる。言いかえますと保留地を設けた、保留地減歩を設けたと同じ意味になるわけでございます。したがって、この駅関連施設をつくることによりまして、関係の権利者に負担を増すということは、原則的にはあり得ないということでございます。

それからこの３点目の確保の方法、今あわせて行いましたけれども、当然公共施設でございますので、公共減歩で行うということでございます。もし、答弁漏れございましたら、また……。（「北口広場」と呼ぶ者あり）

北口の関係でございますが、これは先ほど企画財政部長からお答えしたように、まだ駅の位置が完全にＪＲと詰まっておりません。先般お配りしました報告書では、反向曲線を中心にいたしまして、ホームをとるということになっております。現在ＪＲの方では、具体的な要望として、いわゆる単曲線、これはあの部分が現在Ｓ字になっております。これは豊田寄りから申し上げますと、豊田寄りのカーブが半径、Ｒでございますけれども、600メーターのＲでずっと西へ行きまして、それから30メーターの直線に入る。それからさらに今度左にカーブをするわけですが、このＲが500メーターでございます。この両方のＲにかかることなく、単曲線で処理ができないかというような具体的なＪＲの提案があるわけでございます。こういったものが定まってこないと、北側の対応をどうするか、細かい北側の地区については詰まらないと、そういう状況でございます。

南側についてはおおよそ当初計画した位置が若干東西にずれるかもしれませんけれども、大体この計画でいけるんではないか。北側についてはいま少し、ＪＲとの交渉を見た中で、詳細的な詰めをしていくということになろうかと思います。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　２点ばかり質問させていただきます。

特に今、駅前広場、南口の3,000平米については、都市計画決定をして用地を生み出すというように言われて、答弁がありました。この区画整理事業の法律というか、そういうので見ますと、区画整理法で、用地買収をして、道路あるいは公共施設をつくる、出す場合に、買収費の80％以上を超えないというようなことがたしか言われているかと

思います。ですから都市計画道路、あるいは国、国道になれば、国が本来――例えば１・３・１についても買収方式で１・３・１を通す場合でも、それは80％、その分超えた負担はしないというんですかね、そういうようなあれがあるというようにも聞いています。

それともう一つは、実際に評価が建設費の80％ぐらいに対して、さらに80％を超えないというような、そのようなことで区画整理の場合なんかは、行われるというようによく言われております。そういう点では確かに、今回のこの豊田駅前広場や、それにつながる道は都市計画決定をされ、市と、あるいは東京都の負担ということになるのかもしれませんけど、その中でぜひ本来の買収した場合の金額というか、そういうぐらいですね、高額の負担をぜひ市でも行うようなそういう努力で、この駅前広場を確保していただきたい。この辺が今、区画整理とあわせて、この駅問題が――区画整理が、駅ができるということによって、駅前広場を住民の人たちが負担する、そういうことではないのかということで、疑問が出ていて、区画整理にも反対をするような考えもあると聞いていますので、ぜひそういう点ではその辺の話を十分納得できるように、住民側に説明をしていただきたいと思います。そのことによって、この区画整理と新駅の建設が大きく前進するものと私は思われますので、ぜひその辺について、もう一度お答えいただきたいというように思っています。

それともう一つは前後しますけど、今言われましたように曲線の部分、Ｓ字の線路について、どういう線路を移設して、真っすぐにして、そこに駅舎をつくるというような構想も、報告書には書かれております。そのときには北側のところに住宅が幾つか移転をしなければならないというような問題もありますので、もしその辺については十分住民の人たちにも納得いくような説明をしていただいて、そういうこともあり得るということもお話いただいて、この駅問題、実現をしていただきたいと思いますので、その辺について答弁があれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　第１点目のいわゆる地元負担、いわゆる権利者等の軽減の問題でございますが、西平山の土地区画整理事業の費用を大ざっぱに申し上げまして、約２分の１が国都補助金でございます。いわゆる支出金でございます。残る２分の１、ですから４分の１でございますけれども、これが保留地処分と、残る４分の１につきましては、市の負担金ということでございまして、区画整理そのものにも、膨大な市費を投入するということになるわけでございます。先ほど都市計画決定をして、駅広及び関連の道路の財源を都と市で負担をということでお話ししましたけれども、権利者の

立場から考えましても、その方法が一番いいんではないかということで、今その辺を中心に詰めているということでございます。

それから２点目の家の移転の問題でございますが、確かにＪＲが言うことをそのまま受け入れて、現在のＲがあるところを直線化して、駅をつくるということになりますと、家の移転が６ないし７軒ぐらいかかってくるということでございますが、これはあくまでもまだ調査の報告の内容でございまして、現在、市はＪＲの方に反向曲線をいわゆる中心にした駅の設置を第１順位にお願いをし、今先ほど申し上げましたように、ＪＲから単曲線でできないかということでの計画の見直しを言われておるわけでございます。現時点では家の移転等についての計画は、全く今考えておりません。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　市長に新駅、西豊田駅実現に向けての意気込みというんですか、それをぜひ答弁していただきたいと思うんですけど。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる認められているこれは、日野市という立場におきましては、市民生活の上にも、都市建設の上にも有意義な、しかも大きい施策だというふうに位置づけられる問題であります。そして西平山区画整理事業、このことを遂行いたします際に、最後の機会と言いましょうか、この域を逸しては、駅の条件整備ということは行いがたい。このときにこそ、新駅にかける期待を、区画整理のときにあわせて行うということで、事業の意義が一層確立できるものでありますし、また住民の方に、あるいは地権者の方にもそのことをよく説明をして、積極的な理解をいただくということが、きわめて重要であります。その作業を今進めつつあるわけでありまして、区画整理事業との関連におきまして、いろいろの論議も当然出るわけでありますし、それに明快な答えをしていくということが、また我々の務めであるというふうに考えております。

ＪＲ当局に対しましては、今答えておりますとおり、いろいろと交渉を進め、しかも日野市が提出いたしました調査条件は駅の新設を誘致するのに極めて有効なと言いましょうか、内容になっておるわけでありまして、他の、つまり実現が技術的に可能であるということ、それからＪＲ側の経営におきましても、将来大きい――スタートから赤字負担なしに経営できるという、そういう内容にもなっております。したがってＪＲが単なる私鉄会社としての物の考えではなくて、やっぱり地域の発展、開発と、それから国民要望にこたえるという姿勢を大きく引き出すためにも、私はこの運動は大きな意義があると、このように考えます。ＪＲ当局も決して背中を向けたということではなくて、慎

重ではありますが、地域要望にもこたえたい、またＪＲとしてのこれからの経営方針にも何か新しいものを打ち出したい、こういう考え方の伴っていることを知ることができるわけであります。

短い時間に単純に決まるという性格ではありませんが、市民の熱意を十分込めて、また我々行政当局といたしましても、その貴重なるゆえんをよく説き、またＪＲに対します公共事業としての責任感も十分考えていただくということにおきまして、今事務レベルにおきましての可能性を二、三の点を挙げて、新しい調査報告、あるいは伴う諸課題、それらのことが検討されておるということでありまして、十分当局に上ってもらってあるというふうに申し上げてよろしいと思っております。

そういう意味でありますので、日野市としては、今、市民的要望事項として、また地域の特に区画整理にかかわる問題といたしましては、十分説明のできる内容をもって、そして全権利者の方が積極的に参加をしていただく。そしてみんなでいい町をつくっていく、市の発展を図る、市民生活の向上を図る、こういう観点から、共通の合意のできる課題として積極的に取り組みたい、このように考えております、以上です。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　どうもありがとうございました。私は西豊田駅実現は次の市政をだれが担当するのか、大変に重要な時期と考えております。また西平山地域の区画整理も、20年前は東京都の手で行われるとしてできず、そして10年前は、住宅公団が計画され、住民の合意が得られなかった。今市施行によって区画整理が進められ、西豊田駅を取り入れた町づくりが住民の期待の中で進められようとしています。森田革新市政を第５期へと発展させることは、西豊田駅実現の第１歩と私は考えるものであります。

市長選挙を目の前にして、この議会で16万市民に市政の抱負を語れない、また12月議会では、豊田地域のことしか頭にない方に日野市全般を見通すことはできないこと、また西豊田駅実現は不可能という声が、私は聞いております。公約違反で国民の声を無視して、消費税を300の力で押し通す自民党政治の持ち込みと、リクルートで汚れた政治は、緑と文化の市民都市の日野市には似合いません。やはり市政を担当できるのは、自民党政府の悪政から、この16年間市民の暮らしを守るために全力で頑張り、福祉、教育、町づくりのために、奮闘してきた森田市長しかありません。私は第５期革新政治実現のため、全力で頑張る決意を表明いたしまして、西豊田駅実現のための一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって17の１、ＪＲ中央線西豊田駅実現についての質問

を終わります。

これより議案第31号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○**市長（森田喜美男君）**　議案第31号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は地方税法並びに地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**議長（市川資信君）**　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○**市民部長（大貫松雄君）**　それでは議案第31号、日野市市税条例の一部を改正する条例の御説明を申し上げます。

今回の条例改正については、提案理由にありましたように、地方税法の一部を改正する法律が昭和63年12月30日にそれぞれ公布されましたことに伴いまして、市税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の主なものは、電気税、ガス税及び木材引取税の廃止に伴う各節及び各条の繰り上げ、また年号、年度の改正と、「市たばこ消費税」が「市たばこ税」と改正したことによりまして、大幅な改正内容となってございます。

それでは議案書の15ページ以下の新旧対照表によりまして、御説明を申し上げます。まず16、17ページでございますけども、第２章普通税の中で、改正前は第４節で「市たばこ消費税」これは第91条から第94条の８まででございますけども、この名称が第４節「市たばこ税」というふうに変わりました。

それから第５節、「電気税及びガス税」それからその下の第６節「木材引取税」、これが消費税の関連によりまして廃止され、第７節の「特別土地保有税」、これが第５節に繰り上げをされました。

それから若干飛びまして22、23ページをお開き願います。第24条でございます。「個人の市民税の非課税の範囲」でございますけども、この改正内容は、障害者、それから老年者、未成年者、寡婦に該当する人が、前年中の合計所得金額が100万円以下の非課税を125万円以下と引き上げまして、新たに「寡夫」を加えました。

それからその下の第32条、「世帯員が資産所得を有する場合の計算等」でございます。この第32条については、全部を削除するもので、資産合算課税については、平成２年度より廃止されまして、この間は所得税法第98条の１項から３項の適用を準用するということでございます。

それから次のページ、24、25ページでございます。第32条の３で、「所得割の税率」でございます。現行の税率の７段階より、３段階とする改正でございます。

それから26、27ページの第34条の２でございます。市民税の申告でございまして、この改正の内容は、公的年金の申告を、給与所得から雑所得の区分に改正されましたことによりまして、公的年金のみのもので、社会保険、生命保険、雑損控除、配偶者特別控除等の控除を受けない者は、市民税の申告を必要としないというふうな改正になりました。

それから次の28、29ページの第４節「市たばこ消費税」、これは先ほど申し上げましたように、91条については、改正前の「市たばこ消費税」を「市たばこ税」というふうに改正するものでございます。

それから次のページの30、31ページの第93条でございます。「たばこ消費税の課税標準」、改正前ですね、そういう改正で、93条の課税の標準の改正でありまして、昭和63年度まで、たばこ消費税については、従価割と従量割の２本の方式でありましたけども、今回の改正で従量割のみの課税標準となりました。

32、33ページをお願いします。税率でございまして、第94条の税率については、従価割を廃止しまして、従量割の税率については、1,000本当たり350円であったものを、1,000本当たり1,997円とするものであります。

それからその下の改正前の第94条の２、これが新しく第95条ということになりまして、ここの改正は順序並びに字句の整理等を行ったものでございます。

ということで33ページから41ページまでは、特に御説明することはございません。

それから43ページでございます。改正前第５節で、電気税及びガス税、それから55ページの第６節の木材引取税、これは先ほど申し上げましたように消費税の関係で、全部を廃止し、削除いたすものでございます。

それから60、61ページの最下段のところの「付則」でございます。「付則」の――特に71ページまでは、別段の御説明するところは、特にございません。72ページ、73ページでございます。ここでは第16条の２で、「たばこ消費税の税率等の特例」を設けてございまして、この改正前におきましては、たばこ消費税の従量割の特例税率は1,000本

につきまして、640円でございましたが、この改正の税率の特例によりまして、紙巻たばこ３級品でございますけども、喫煙用の紙巻たばこの税率を1,000本につき、948円とする特例措置でございます。

それから飛びまして78、79ページでございます。第17条の関係で、「長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例」でございますけども、課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合、２分の１、総合課税の税率を平成元年度より5.5％の税率とする改正でございます。

それから82、83ページでございます。第17条の３「特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得」に対しまして、これは従来は一般を適用いたしておりましたけども、新しく分離いたしまして、昭和63年４月１日以降の同所得の課税の特例といたしまして、改正後の付則第――先ほど御説明いたしました17条の4,000万円を超える部分については、5.5％の税率を５％とする特例でございます。

それから84、85ページの中ほどの第17条の４でございますけども、平成元年度より一般の課税長期譲渡所得と分離して、課税所得金額が4,000万円以下の所得につきまして、税率2.7％、それから4,000万円を超える課税所得金額については、3.4％の税率をするものでございまして、なお63年３月31日以前の所得につきましては、一般の長期譲渡所得の税率と同様にするものでございます。

それから86、87ページでございます。第19条、これは新条例で「株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例」ということで、有価証券譲渡益に対して、平成２年４月１日より課税をするという内容でございます。

あとは特にございませんで、前にさかのぼりまして10、11ページの付則で、施行期日でございます。第１条で平成元年４月１日から施行いたしまして、ただし32条、資産合算課税でございます。それから第34条の２、第１項、及び付則19条の改正。それから２条の第２項及び第３項の規定は、平成２年４月１日から施行をするというものでございます。以上説明を終わりました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　中身のお話じゃないんですけれども、この種のときには大概私要望で申し上げているんですが、今市民部長提案の際に、どういうのが改正のポイントかと言われて、二つばかり挙げたんですけれども、もっと聞いているとあるわけですよ

ね。したがって、これ要望意見なんですけれども、これだけの議案きょう配られまして、追加提案ということで、わかってもらうという説明をするんであれば、改正のポイントを、今言われたポイントを別紙で出すべきだ、前々から言ってますので、再度申し上げておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第31号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第32号、日野市休日を定める条例の制定、議案第33号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第34号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第35号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第32号、日野市の休日を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は地方自治法の改正により、地方自治体の休日を条例で定めることが義務づけられたこと、並びに第２、第４土曜日の閉庁方式による週休制を実施するに伴い、日野市の休日を定める条例を制定するものであります。

議案第33号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は土曜閉庁方式による週休制を実施することに伴い、職員の勤務を要しない日の規定等を定めるため、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第34号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は土曜閉庁方式による週休制を実施することに伴い、勤務１時間当たりの給与額の算出の規定を改めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正するものであります。

議案第35号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は土曜閉庁方式による週休制を実施することに伴い、退職手当に係わる基準勤続期間の規定を改めるため、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正するものであります。

以上4議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　ただいま土曜日の閉庁に関連した四つの条例案につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

上程の理由の中にございましたとおり、地方自治法の一部を改正する法律が昨年の12月13日に公布されました。この自治法の一部改正の趣旨は、地方公共団体における休日の法的措置を明記したものでございます。条例で一定の日を地方公共団体の休日として定めなければならないことを内容としたものでございます。

また土曜日閉庁方式の導入のための法的措置でもございます。この土曜日閉庁方式導入に当たりましては、昨年来から26市の市長会を中心にしまして検討を重ねてまいったところでございますけれども、三多摩全体として東京都市町村閉庁問題検討委員会を設置いたしました。基本的には土曜日閉庁を進めることとしながらも、東京都の市町村ができるだけ閉庁、開庁の部門に足並をそろえて、統一的に行っていきたい、こういう申し合わせをいたしまして、検討を重ねてまいったところでございます。その結果、本年2月17日、議員様のお手元の報告書のようなものがまとまったわけでございます。

日野市といたしましても開庁する部門、閉庁する部門、これにつきましては各所属庁から聞き取りを進めまして、また同時に組合と調整を進めてまいったところでございます。その結果につきましても、お手元の開閉庁の部門別振り分けの内容になったわけでございます。こうした経過を経まして、このたび4件の議案の上程ということになりました。

それでは議案第32号、日野市の休日を定める条例の制定について御説明を申し上げます。本条例につきましては、地方自治法の改正に基づきまして、地方公共団体が日曜日、及び一定の土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末・年始における一定の日を休日とする条例を制定しなければならないために、制定するものでございます。その根拠といたしましては、地方自治法の第4条の2、第1項及び第2項に明記されているところでございます。

また地方公共団体の休日といたしまして土曜日を定める場合には国の行政機関の休日とされております毎月の第2土曜日、及び第4土曜日を定めなければならない、このように付則の第6条に明記されておるところでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。第1条に「日野市の休日」を規定いたしました。（1）といたしまして日曜日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日を休日とする。（2）といたしまして、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、これも日野市の休日でございます。それから（3）といたしまして、「12月29日から翌年の1月3日までの日」いわゆる年末年始の休暇でございますけれども、この日も日野市の休日として、規定をいたしてございます。

2項「前項の規定は、日野市の休日に日野市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない」、こういう条文を設けまして、第2条にまいります。「期限の特例」でございます。「日野市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが日野市の休日に当たるときは、日野市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし条例、又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。」、条例規則の優先を規定したものでございます。

付則といたしまして「この条例は、平成元年4月1日から施行する」こういうことでございます。

続きまして議案第33号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。改正をする点は4点ございまして、第3条の「勤務を要しない日」と第4条の「正規の勤務時間」、第7条の「休日」第15条の「勤務を要しない日の振替等」、この4条につきまして、改正をお願いするものでございます。

新しい3条につきましては、古い条例では4条にございました。新しい4条は古い条例で3条にございましたので、3条と4条が入れかわります。その内容につきましては土曜日閉庁方式の導入に伴う勤務時間制度の改正でございます。現在実施しております開庁方式の4週6休制を閉庁方式に4週6休制に対応した形をとるものでございます。したがいましてあくまで4週6休制の枠の中での方法の変更であると御理解いただきたいと存じます。4週6休制によりますと、休みとなる土曜日、及び日曜日を、勤務を要しない日、すなわち勤務時間を割り振らない日とするものでございます。

それでは６ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第３条でございます。「勤務を要しない日」の規定でございます。先ほど申し上げたとおり、旧条例ではこの３条が４条でございまして、日曜日を勤務を要しない日と定めておりました。改正案では、日曜日のほかに勤務を要しない日として、週休土曜日を４週間を基準とする期間内に２回設けることといたします。そして第２、第４土曜日の閉庁時に、一斉に休むこととするものでございます。ただし４週間の期間内に第２、第４土曜日のいずれか一つしかない場合、そういう事例がございますけれども、そういう場合には開庁時の土曜日に振り分けて休むことといたします。２、土曜閉庁できない職場は、職務に支障を来さぬように、週休日を割り振る必要がございますので、特例の項目を設けました。

第４条でございます。第４条につきましては、「正規の勤務時間」でございます。週休土曜日を指定することによりまして、これを指定された週は、５日となります。指定された週が５日、指定された週、指定されない週をそれぞれ規定いたしたものでございます。土曜日に閉庁が困難な職場につきましては、特例を設ける必要から任命権者が別段の定めをすることができる規定をあわせて設けてございます。

第７条の休日でございます。ここでは国民の祝日と年末・年始の休日をその性格によりまして、分類してございます。２といたしまして休日と勤務を要しない日が重なった場合、その日は勤務を要しない日とします。勤務を要しない日を優先させるわけです。休日のうち、国民の祝日に限って、他の日に振りかえを行う規定を設けてございます。

第15条でございます。８ページになりますが、「勤務を要しない日の振替等」でございます。勤務を要しない日、または休日に勤務させた場合、現行では代日の休暇を与えております。改正案につきましては、勤務を要しない日、または休日に勤務させる場合、あらかじめ別な日に勤務を要しない日、または休日を定めておくとする規定を設けたものでございます。

それでは次に議案第34号に参ります。日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。４ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ここでは第14条、「勤務１時間当たりの給与額の算出」について改正をお願いするものでございます。この第14条では勤務１時間当たりの給与額の算出について定めておりますけれども、この算出の基礎となる１週間の勤務時間が、週休指定日のある週と、ない週と違ってまいります。したがいましてこの平均をとるようにいたすために、従来の「１週間の」という表現を平均という意味を加味いたしまして、「１週間当たりの」というように改正をいたすものでございます。

それから次に議案第35号へ参ります、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この改正点は新旧対照表の４ページをご覧いただきたいと思います。第10条でございます。この10条には「失業者の退職手当」の項でございますけれども、改正をお願いする内容は、日野市を退職し、失業している場合、雇用保険の失業給付対象者とみなされ、失業給付日数を計算する必要が生じてまいります。この失業給付日数を計算する基礎といたしまして、勤続の期間がございます。この期間に含める勤務実績を従来は月22日以上となっておりましたものを、週休日が２日ふえたことに伴いまして、国においても20日とする改正をしておりますので、これにならいまして同様の改正を行うものでございます。以上４議案の説明を終わらせていただきます、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。

奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　確認を含めまして、１点お聞きしたいんですけども、現在、週休２日制を目指して、試行に伴う職員の勤務時間、いってみれば４週６休制ということをやっておるわけですけども、これはなくなるんですね、そうしますと、この規則は廃止されるんですか。それちょっと確認したいんですが。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　現在やっております４週６休につきましては、職免の形で勤務時間の中に入っております。今度の土曜閉庁方式では、休みとなりますこの２日間の土曜日については、これを勤務時間に入れないようになる予定でございます。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　それでは33号を主に質問したいんですが、週休２日制を目指して免除ということで、今隔週休みになっております。これが週休２日制になった場合の問題点を把握するというようなことになっておったわけです。したがいまして今まで、試行期間でどんな問題点があったのか、これをひとつ御答弁願いたい。と申しますのは、土曜閉庁になりますと当然サービスの面ということで、いろんな影響が出てきます。ただいまの部長の御説明だと、勤務を33号の第４条ですね、正規の勤務時間、これを見ますと、月曜から金曜までの５日間と、それ以外は土曜までの６日間ということになってますから、第２と第４は全員が休み、閉庁する部門はですね。あとは例えば週、月に――４月の場合には土曜日が５日間あるんですけども、１、３、５というのは全員が出勤するということになりますね。そうなると半分ずつ休んでいた職員がその週については

全員が出るわけですから、倍の仕事ができるということで、利用者にとっては大変待ち時間の問題等からいって、半分で済むという数字的にはそんな感じになるわけです。したがいまして今までの試行期間の中で、どんな問題点が出されて、その対策はどのようにやってこられたのか、この１点だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　今までの４週６休の試行期間は２年ほど続いておりますけれども、ただいま御指摘のように窓口部門におきましては、土曜日に市民の皆さんが殺到いたしまして、そこで出てくる職員はいつもより少ない、そういうこともございますので、大変混雑をしたことが今までの反省点でございます。

今後は閉庁方式をとりますと、月のうちの４週に２回は完全に閉めてしまいますので、そういうことはございません。あいているときに職員が対応いたしますので、人手不足というようなことはございませんで、待ち時間も少なくて、敏速な対応ができると考えております。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ただいまのその答弁が今までの問題点であったというふうに整理してよろしいんですか。そういうふうに理解していいんですか。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　問題点の一つとお考えになってよろしいかと思います。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　問題点の一つであるということです。それではほかにどんな問題点があったのか、お聞かせいただきたいんですが。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　今までの試行期間ですと、４週間に２回休むというローテーションを組んで、勤務時間の免除という形で休みをとっておりました。そういたしますと、完全閉庁と違いまして、出てくる職員、出て来ない職員とその割り振りもございましたし、いろいろローテーションを組む上での困難さも多少あったように思います。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。ほかに御質疑はありませんか。

福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　今の奥住議員さんの質問を聞いてて、総務部長の答弁があってないんじゃないかなという感じが、私なりに理解していますね。というのは、今度月２回土曜閉庁をやるということを実施した場合に、行政ではどういう問題があるか検討さ

れたか、それをあるとすれば今後どう対応していくのかという質問じゃなかったかと思うんで、そういう意味で私はもう一回総務部長の答弁、お願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　私は今までの試行期間中にどんな問題があったかという御質問と受けとめて、お答えをいたしました。

これから閉庁するについての問題点でございますけれども、行政サービスが低下するのではないかと、こういう声をよく聞きます。確かに今まで開いていた役所を月に２回閉めるわけでございますから、そういう意味ではサービスの低下という点はどうしても避けられないと思います。その分、普段の開庁日に十分なサービスを心がけていきたい、このように思うわけでございます。

土曜日の閉庁でございますけれども、その閉庁の中でも婚姻、死亡、その他、戸籍に関する届け出につきましては、受けられるような態勢をとっておりますし、それからそのほか閉庁についてのＰＲ、これにつきましては３月１日の広報で、すでに当分の間継続してお伝えをするということで、掲載してございますけれども、市民の御理解のもとに協力いただけるように、十分ＰＲにも努めてまいりたいと思っております。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　まだ坂本部長の答弁では、琴線に触れるところが返ってきてないんですけれども、この役所が土曜日閉めるということは、今言ったようなことだと思うんですけれども、例えば日野市の職員という人から見ますと、２日間休めない人がいるわけですよ。私はいるんだと思うんです。だからそういうところを本庁の職員なり、出先の職員と労働時間をあわせるとか、勤務体系をあわせていくとかいうことは、かなり難しい問題だったんだろうと私は思うんです。だから病院だの幼稚園だの保育園だの、こういうようなところに勤務している職員さんは、どういう扱いになるかというようなことは、これを進める上では相当問題点として論議され、その方向づけがなされたと思うんですけれども、私はそういうようなところを聞いているんですけれども、その辺について、大綱的でいいですから、お答えいただきたい。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　閉庁するところは大まかに申し上げまして、この本庁関係と御理解をいただいてよろしいわけですけれども、そうしますと本庁の職員につきましては、月に２回、土曜日と日曜、連休になります。ところが、清掃部ですとか、水道部、病院、そういうところで24勤態勢をとっているところにつきましては、この連休はとれ

ない、とりにくい、そういう事態になります。そういうことで組合との交渉が、そういう点に集中をいたしておりました。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　それで「いたした」のは当然だと思うんですけれども、それで市民サービスをできるだけ切り下げない、それから職員のそういった勤務との条件もあわせた形で、合意された形で私は、今度の土曜閉庁というものが提案されているという理解をしているわけですけれども、そういう判断でよろしいかどうか。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　組合とは合意に達したと、そういう御理解で結構でございます。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第32号、日野市の休日を定める条例の制定、議案第33号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第34号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第35号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第36号、日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第36号、日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、土曜閉庁方式による週休制を実施に伴い、市民会館の休館日を改めるため、日野市市民会館条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは議案第36号、日野市市民会館条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

当条例の一部改正でございますけども、これは土曜閉庁方式におきます週休制に伴います本庁等の勤務職員と市民会館職員の均衡を考慮いたしまして、市民会館の休館日を改めるものでございます。

議案書の４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表でございます。この第６条でございますけども、旧は「毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）と重なるときはその翌日）ということになっております。これを「毎週月曜日及び毎月の第２火曜日（月曜日及び毎月の第２火曜日が国民の祝日に関する法律に定める休日と重なるときはその翌日）ということで、月１回、第２火曜日を休館日と加えるものでございます。

なお２ページでございますけども、付則で「この条例は、平成２年４月１日から施行」ということで、来年の４月１日でございます。これにつきましては、現在の条例が、受け付け期間が１年ということもございます。予約等の関係がございますので、実施については、来年の４月１日からということでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第36号、日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第37号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第37号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は昭和天皇の崩御に伴う大赦及び復権の制定により、国において国家公務員等の懲戒免除に関する政令等が施行されたことに伴い、職員の懲戒免除等に関し、必要な事項を定めるため、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　議案第37号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

昭和天皇の崩御に伴いまして、大赦令及び復権令が平成元年の２月24日から施行されました。これに伴いまして地方公共団体においても、公務員等の懲戒免除等に関する法律によりまして、地方公務員の懲戒免除、及び職員の賠償責任に基づく債務の免除を条例の定めるところにより行うことができるようになりました。

当市の条例もこれを定めまして、職員の懲戒免除、及び職員の賠償責任に基づく債務の免除を実施するものでございます。第１条は「目的」でございまして、職員の懲戒免除及び賠償責任に基づく債務の免除に関する事項を定めることを目的としております。

第２条は「職員の懲戒免除」でございます。この職員につきましては、条例施行前に職員でなくなった者も含んでおります。地方公務員法、日野市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の規定によりまして、昭和64年１月７日前の行為につきまして、平成元年２月24日前に減給、戒告の懲戒処分を受けた者を、将来に向かってその懲戒を免除することを規定しております。

第３条は、「職員の賠償責任に基づく債務の免除」でございます。これにつきましては、地方自治法243条の２に該当いたしますような事柄でございまして、故意または重大な過失によって公のものをなくした、そのために賠償責任が生ずるわけでございますけども、その賠償責任に基づく債務で、昭和64年１月７日前における事由によるものは、将来に向かって免除する、こういうものでございます。

付則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行し、平成元年２月24日から適用する。」これが全文でございます。以上、御説明終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　確認を含めて、お聞きしたいと思うんですが、これはあれですか、この前の恩赦というのはそういうことがいつあったか、今の天皇が結婚されたときなのか、そのころなのか、私も定かでないんだが、例えば一例を言えば、市の職員で、例えば七、八年前か、10年前にいわゆるある事に問われて、懲戒免職をさせられて、やめざるを得なくなったと、こういう人に対して問われると、こういう理解でいいのか。それが逆にいって、そういう人が定年に達していなければ、じゃあ、もとの職場に帰ってくるということではないと思うんだが、その辺のところ。

それからこのことを、上からのあれで恐らくこういう条例をつくられるということなんだが、ほかに何か別に市でどうということではないのかどうか、その確認を含めて。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　前回のこういった恩赦の例は、沖縄復帰のときではなかったかと思います。それ以降はございません。御質問の中で、懲戒免職になったものが、また復職できるのかというお尋ねでございますけれども、今回対象になりますのは、懲戒処分のうちでも、比較的軽い方の戒告と減給でございます。戒告と減給についてのみ、懲戒処分の文字が履歴から抹殺されるわけでございます。減給で、それでは受けた不利益処分についても、補償するのかということも言われますけれども、そのことにつきましては補償はいたしません。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　それじゃやっぱり、市にもその該当者がいわゆる減給とか、何というんですか、戒告ですから、該当者がありと理解していいですね。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　該当者ございます。

○議長（市川資信君）　よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　今の関連ですからあれなんですが、今、ありということなんですけれども、しからば今の職員と、それから職員でなくなった者で、どのくらい、まあ該当者がいるのかどうかということが、数字的に出せれば、出していただきたいと思うんですが。それから、あるいはその賠償関係ですね、該当する人が――３条の方の関係で該当する人というのがあるのかどうか、そういうことです。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　３条の関係につきましては、該当者ございません。それから懲戒処分の方でございますけれども、在職者、退職者あわせまして、減給処分を受け

た者が５名おります。それから戒告処分を受けた者が、６名でございます。合計11名が、該当者でございます。

○議長（市川資信君）　　よろしいですか。（「結構でございます」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第37号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第１－１号、下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－１号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第１－２号、消費税の導入に関する陳情、請願第１－３号、年金制度改革に関する陳情、請願第１－４号、リクルート疑惑解明に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－２号、請願第１－３号、請願第１－４号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより、請願第１－５号、日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－５号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより、請願第１－６号、宮公園設置を要望する陳情、請願第１－７号、町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－６号、請願第１－７号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより、請願第１－８号、日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－８号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任、特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には、日程表に基づき、御参集願います。

次回本会議は３月27日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時７分　散会

3月27日　月曜日　（第7日）

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第7号）

3月27日　月曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
5番	山口達夫　君	6番	天野輝男　君
7番	福島盛之助　君	8番	福島敏雄　君
9番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成元年3月27日（月）
午前10時開議

日程第　1　　会期の延長について

本日の会議に付した事件
日程第1

午後4時46分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時47分　休憩

午後10時57分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件を議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を3月28日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会期は3月28日まで1日間延長することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時58分　散会

3月28日　火曜日　（第8日）

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第8号）

3月28日　火曜日　（第8日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　佐伯実和子君

議事日程

平成元年3月28日（火）
午前10時開議

日程第1　会期の延長について

本日の会議に付した事件
日程第1

午後4時47分　開会

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後4時48分　休憩

午後11時52分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、本件を議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月29日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は3月29日まで1日間延長することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後11時53分　散会

3月29日　水曜日　（第9日）

平成元年
第1回定例会　日野市議会会議録　（第9号）

3月29日　水曜日　（第9日）

出席議員　（30名）

1番	奥住　日出男　君	2番	宮沢　清子　君
3番	高橋　　徹　君	4番	土方　尚功　君
5番	山口　達夫　君	6番	天野　輝男　君
7番	福島　盛之助　君	8番	福島　敏雄　君
9番	中谷　好幸　君	10番	小俣　昭光　君
11番	川嶋　　博　君	12番	馬場　繁夫　君
13番	夏井　明男　君	14番	小山　良悟　君
15番	馬場　弘融　君	16番	高橋　徳次　君
17番	簏野　行雄　君	18番	一ノ瀬　　隆　君
19番	板垣　正男　君	20番	鈴木　美奈子　君
21番	中山　基昭　君	22番	秦　　正一　君
23番	黒川　重憲　君	24番	古賀　俊昭　君
25番	谷　　長一　君	26番	市川　資信　君
27番	石坂　勝雄　君	28番	名古屋　史郎　君
29番	竹ノ上　武俊　君	30番	米沢　照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君
速記者　村上紀子君

議事日程

平成元年3月29日（水）
午前10時開議

日程第1	議案第9号	日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の訂正について
日程第2	議案第9号	日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の再付託について
日程第3	議案第20号	平成元年度日野市一般会計予算の訂正について
（議案審査報告）		（総務委員会）
日程第4	議案第5号	日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第6号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第7号	日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第31号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第32号	日野市の休日を定める条例の制定について
日程第9	議案第33号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第34号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第35号	日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第37号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定について
		（文教委員会）
日程第13	議案第11号	日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
		（厚生委員会）
日程第14	議案第8号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第9号	日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第10号	日野市老人入院見舞共済条例の制定について
日程第17	議案第36号	日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
		（建設委員会）
日程第18	議案第103号	日野市緑地信託等に関する条例の制定について

日程第 19	議案 第 28 号	日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について （一般会計予算特別委員会）
日程第 20	議案 第 20 号	平成元年度日野市一般会計予算について （特別会計予算特別委員会）
日程第 21	議案 第 21 号	平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算について
日程第 22	議案 第 22 号	平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
日程第 23	議案 第 23 号	平成元年度日野市下水道事業特別会計予算について
日程第 24	議案 第 24 号	平成元年度日野市立総合病院事業会計予算について
日程第 25	議案 第 25 号	平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算について
日程第 26	議案 第 26 号	平成元年度日野市老人保健特別会計予算について
日程第 27	議案 第 27 号	平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について （総務委員会）
（請願審査報告）		
日程第 28	請願 第 1－2 号	消費税の導入に関する陳情
日程第 29	請願 第 1－4 号	リクルート疑惑解明に関する陳情 （建設委員会）
（取り下げ）		
日程第 30	請願 第 63－18 号	「宮」町名存続要望に関する陳情 （総務委員会）
（継続審査）		
日程第 31	請願 第 63－16 号	都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願
日程第 32	請願 第 63－28 号	鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願
日程第 33	請願 第 1－3 号	年金制度改革に関する陳情 （文教委員会）
日程第 34	請願 第 63－11 号	日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願
日程第 35	請願 第 63－14 号	再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情
日程第 36	請願 第 1－5 号	日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願
日程第 37	請願 第 1－8 号	日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願 （厚生委員会）
日程第 38	請願 第 62－19 号	東町地区公害に関する請願
日程第 39	請願 第 62－24 号	犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願
日程第 40	請願 第 63－3 号	保健、医療、福祉の拡充に関する陳情
日程第 41	請願 第 63－23 号	沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願
日程第 42	請願 第 63－24 号	放射能測定器設置の請願 （建設委員会）
日程第 43	請願 第 62－42 号	山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情
日程第 44	請願 第 63－9 号	日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願
日程第 45	請願 第 1－1 号	下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願
日程第 46	請願 第 1－6 号	宮公園設置を要望する陳情
日程第 47	請願 第 1－7 号	町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情
（継続審査議決）		
日程第 48		下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 49		スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 50		交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 51		市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）		

日程第　52	請願 第 1－9 号	年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願
日程第　53	請願 第 1－10 号	日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願
日程第　54	請願 第 1－11 号	南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願
（議案上程）		
日程第　55	議員提出議案第１号	東京都住宅供給公社住宅の定期的家賃値上げに反対する意見書
日程第　56	議員提出議案第５号	消費税の導入に関する意見書
日程第　57	議員提出議案第６号	リクルート疑惑解明に関する意見書
追加日程第１		会期の延長について

本日の会議に付した事件

日程第１から第20及び追加日程第１

午前11時32分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の訂正について、訂正理由を申し上げます。

既に提案いたしております本議案のうち、健康管理手当の改定支給額を１万2,000円から１万4,000円に訂正させていただきます。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは、提案されました第９号でございますが、今、市長から訂正の理由を申し上げましたが、２ページの条例改正でございますが、第５条を、お手元の次のように改めます。

健康管理手当は毎年９月15日に満70歳以上の者に対して支給する。その額は年額１万4,000円とし、うち2,000円は日野市老人入院見舞共済の会費に充てるものとする、ということでございます。

飛びまして４ページでございますが、やはり新旧対照表でございます。第５条の健康管理手当を、今申し上げましたとおりの条文に改正するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

これより議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の再付託の件を議題といたします。

本件については訂正されましたので、厚生委員会に再付託いたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に再付託することに決しました。

これより議案第20号、平成元年度日野市一般会計予算の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第20号、平成元年度日野市一般会計予算の訂正について、訂正の理由を申し上げます。

既に提案いたしております本議案の歳出予算額のうち、民生費及び予備費について、金額の訂正をさせていただきます。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま議案の20号につきまして、市長の方から訂正の理由を申し上げました。

平成元年度の日野市の一般会計予算につきまして、既にお手元に配付しておりますが、その中で、９号の議案との関連がありますが、197ページの扶助費の関係の健康管理手当につきましての増額を1,580万お願いするものでございます。

よって、その額を、予算書のページ484ページの予備費４億3,000万からの取り崩しを1,580万させていただきまして、予備費に４億1,420万という御訂正をお願いするものでございます。

なお、予算書の資料等の訂正分については、現時点では配付しておりませんが、予算書全般にわたって後ほど訂正いたしまして、皆さんに御配付していきたい、と思っております。

よろしく御理解いただきまして、御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件についてはこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第20号、平成元年度日

野市一般会計予算の訂正の件は、これを承認することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分　休憩

午後４時51分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時52分　休憩

午後７時18分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは、総務委員会に付託されました議案第５号につきまして、御報告申し上げます。

その前に、委員会条例第３条の任期満了によりまして、議長より委員長の指名が行われ、委員長より副委員長の指名の手順で選出がございました。委員長、夏井明男、副委員長、天野輝男でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第５号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての報告を申し上げます。

企画財政部長より、議案の説明をいただきました。質疑に入りまして、特別会計名に見舞いということが入っていないけれども、それ以外に入る事業、将来展望としては何が考えられるかという御質疑であります。答弁としまして、例えば老人の看護費用の貸付制度等も、将来考えられてくるということであります。

意見に入りまして、市民要望にこたえる条例制定でもあるし、本日付託された委員会で結論を出すべきという意見もございましたが、大勢として、議案10号の老人入院見舞共済条例制定の条例審議が厚生委員会に付託されておる関係上、この審議を見守って総務委員会の結論を出すべきであるとの意見が大勢を占め、本会期中に再度開催するということで3月27日に再開をされ、全会一致、原案可決に決した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第5号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第7号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは議案第6号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

総務部長より議案の説明をいただき、さらに質疑に入りました。質疑の内容としましては、この条例改正に対しては、改正の指摘があったという説明であるけれども、どの方面からの指摘であったかということであります。またこの条例の整理が今回になったということの過程の質疑であります。

議会からの指摘を踏まえ、今回の改正に当たっては、担当として、議会の反映をさせていただいたということであります。また資料として、新旧の比較表を、もう少しわかりやすい表にする工夫が必要ではないかということであります。書式とすれば、これ以外に表現する方法は現在のところ今の状態であるけれども、今後、検討をしてまいりたいということであります。

さらに委員会等の名称が追加、変更をされているけれども、現在の委員数はどれくらいであるか。さらに報酬等は一般会計等からの財源であるかという御質疑であります。答弁としまして、特別職で現在2081名、前年度より321名ふえている。一般財源で支出され、さらに一部を国都補助金が入っているということであります。支出総額では、2億2617万4000円ということであります。

意見に入りまして、特に意見はなく、採決の結果原案可決、全会一致と決した次第でございます。

引き続きまして、議案第7号につきまして御報告申し上げます。日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の審議の報告であります。

総務部長より説明をいただき、質疑に入りました。質疑の主なものとしましては、旅費の種類のうちの支度料についての金額であります。さらに旅行雑費というものの性質、内容であります。

答弁としましては、日野市の場合、旅行期間が15日未満ということを考えているので3万5035円、この基準は国の支度料に準じて規定をしたというお話であります。旅行雑費とは、国の基準では、日本人としての品位を保てる性格のものということを基準にしての内容ということであります。

支度料を現実に合わせて見ると少し安いのではないか、もう少し工夫はできないかということであります。今後、検討してまいりたいというお話であります。

さらに質疑としましては、国外で退職した場合は自費で帰るというふうな事態になるのかということであります。退職をしても、帰国するまでの旅費は考えているということであります。

意見としましては、できるだけわかりやすい条文例にすべきであるという意見がございました。

採決の結果、全会一致、原案可決に決した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第６号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第７号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第31号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第32号、日野市の休日を定める条例の制定、議案第33号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第34号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第35号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは議案第31号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御報告申し上げます。

市民部長より説明をいただき、質疑に入りました。

質疑の主なものとしましては、所得割の税率が７段階から３段階になったことにより、どれくらいの減額、減収になるかということであります。答弁として、7949万円ほどの減収が見込まれるということであります。

さらに質疑としましては、税率が３段階に改正されたことにより、非課税の範囲が変わったかどうか、また減税になったかどうかという御質疑であります。税率の改正と非課税の範囲とは別の改正というふうなとらえ方の中で、課税所得で500万円以下の所得の方々が減税になろうかという答弁であります。

各議員より改正前と改正後の税がどういうふうに変化するのか、事例を出しながら質疑をされました。

意見としましては、消費税が導入されるときの税制改正を受けており、今回の改正は累進税率を外したものであり、結果的には所得の少ない人たちには逆行するものであるという意見、さらに今回出された改正点をまとめた資料、本会議でも指摘された資料でございますが、資料はわかりやすい資料であるので、今後もこのような資料の提出を進めていただきたいという御意見がありました。

税全体を考えた上での改正であり、減税もあり、妥当な改正であるというふうな意見も出されました。

採決の結果、全会一致、原案可決と決した次第でございます。

引き続きまして議案第32号、日野市の休日を定める条例の制定の内容について、御報告申し上げます。

総務部長より議案説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものとしましては、年間の休日は何日くらいになるのかという質疑に対して、答弁としましては53日となるというふうなお答えであります。さらに土曜日が休めない職場はどういうふうになるのか考えているのか。答弁としましては、各職場の必要に応じて、さらに市民利用の観点を考えながら、職場によって休む日が変わってくる、そういうふうな対応だということであります。

さらに４週６休制の試行を現在してきて、その上で支障がなかったというお話であるが、土曜閉庁しても今後支障はないかどうか。今後、職員増が考えられるかどうかということであります。答弁としましては、仕事に支障のないような体制で進めてまいりたい。さらに職員増は、土曜閉庁と離して考えてまいりたいということであります。

さらに質疑としましては、フレックスタイムを使いまして開庁時間を延長し、市民サービスが図れないかどうか。フレックスタイム、月曜日から金曜日までについては、組合と話し合いをしてきているけれども、現在まで合意に達する段階ではない。今後も検討をしてまいりたいということであります。

意見としましては、全員が休むことは当然賛成であるけれども、フレックスタイムの導入を、やはり市民サービスのために願いたいという御意見がありました。

採決の結果、全会一致、原案可決に決した次第でございます。以上でございます。

引き続きまして、議案第33号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査報告を申し上げます。

説明をいただき、さらに質疑に入りまして、１月１日が日曜日になる場合と条例文にあるけれども、休日の扱いはどういうふうな性格になるのかということであります。これは休日と祭日の違いということの手当の支給の関係でそういうふうな形というお話であります。

特に意見もなく全会一致、採決の結果、原案可決に決した次第でございます。

引き続きまして、議案第34号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査報告を申し上げます。

総務部長より説明を受け、直ちに質疑に入りました。

質疑の主なものとしましては、年間のすなわち総労働時間、年間の実質労働時間は52週であろうかどうかであります。さらに１日当たりでどれくらいの単位アップになるか。答弁としましては、本年は52週で2112.5時間になるかと思う。さらに１週間の勤務時間は40時間37分30秒となるというふうな内容の答弁であります。

特に意見もなく、採決の結果、全会一致、原案可決と決した次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして議案第35号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、審査報告申し上げます。

総務部長より議案説明をいただき、質疑に入りました。

主な質疑としては、この改正で退職手当がどういうふうに変化をしてくるのか。さらに２日間の差はどういうふうなものかということであります。答弁としましては、土曜日２回閉庁による２日間の減になるものから来ている。制度的にあるもので、対象者はないというふうに考えている。これは月割りの算出に用いるものとして出ているというお話であります。

特に意見もなく、採決の結果、全会一致、原案可決と決した次第でございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本５件について、御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議案の第31号に関係いたしまして、意見を一言申し上げておきたいと思います。

けさの新聞でも、竹下内閣の支持率はわずか９％に下がったというようなことで、大変な支持率の低下で、日本の国民が非常に不信を抱いているということが報ぜられております。

この主な原因といたしましては、リクルート疑惑の問題もあるわけでありますけれど、何といってもやはり消費税を強行したということに対する怒りが、こうした竹下内閣に対する支持率の低下の主な原因になっているのではないかと指摘されているわけでありますけれど、竹下内閣が、さきの国会で中曽根前内閣を引き継ぎまして、国民の非常に強い反対を押し切って消費税を強行した。この消費税を中心といたします、いわゆる税制改革関連６法案というのが通ったわけでありますが、それに関連して、この議案第31号も提起されているということになっていると思うわけであります。

この国会での関連６法案の強行は、消費税はやらないという中曽根前総理の選挙公約があったにもかかわらず、いわば国民をだました形で獲得いたしました自民党多数議席を背景に、国会で強行したということがあったわけであります。

日野の議会を初めといたしまして、全国の地方議会で消費税導入に反対する意見書を上げてまいりました。空前の意見書だったということになっているわけでありますけれど、しかしそのことも無視して、いわゆる税制改革なる関連６法案の強行可決が行われたわけであります。

今回のこの税制改革の中心は、何といっても消費税導入というのが柱になっているわけでありますけれど、議案の中に示されておりますように、消費税導入に伴い例えば所得税法、法人税、相続税、贈与税等々、幾つかの税関係の減税、改定等が含まれていたわけでありますが、何といっても消費税の導入の増税と、大企業、大資産家に対する大幅な減税を行ったというところに、今回の特徴があるわけであります。

これまで議会でも何回か消費税の問題点を指摘してきたところでありますけれど、例えば消費税導入の影響を勤労世帯の家計で見ますと、標準世帯の場合で、片働きで年収500万以下、共働きで年収1000万以下の低中所得層は、所得減税があっても、すべて差し引き増税になるというものでもありますし、大金持ちは消費税の増税があっても、差し引き大幅減税になる、こういう内容のものであります。

先ほど委員長の報告の中にも若干あったわけでありますけれども、今回の税制改革の中で、例えば大資産家に対する累進課税というのが従来まであったわけでありますけれど、これが大幅に緩和されたというのが、また一つの大きな指摘される点でもあります。低所得者は、税率が引き下げられるのが少ない。ところが高額所得者は、実質の負担率

が大幅に緩和されたという内容のものであります。

それから大企業の法人税等の減税でありますけれど、これは政府の試算でも、法人税は差し引き１兆1000億円の減税になるというわけであります。減税の中心は税率の引き下げということでありますが、現行法人税に対する税率が42％から新年度40％、そして２年後には37.5％というような、大幅な減税が行われるわけであります。

しかしその一方、中小企業に対してはどうかということになりますと、その減税率が非常に少なくなっているということであります。協同組合等に対しては、逆に課税が実質強化されるという内容になっているだけに、中小企業や協同組合等の競争力は総体的に弱まって、大企業との格差は一層拡大するということが生じてまいるわけであります。

しかしこの税制改革によって、地方の財政がどういうふうになるかということも指摘せざるを得ないわけでありますけれど、今回電気・ガス税等の廃止があるわけであります。その他法人市民税の減税等もあるわけでありますが、消費税による増税分などを含めて、差し引き8835億円の減収になるというのが、政府の資料にも明らかにされているわけであります。

この減収になった分をどうするかということになるわけでありますけれど、政府は国が補てんするというのではなくて、基本的には地方が負担すべきものだ、とこういうふうに説明をしているわけでございまして、国税の非常に色合いの強い消費税の導入に伴う地方税収の減収に伴う補てんは、政府は基本的には見ないということが言われているわけであります。

もう一つ、地方財政に及ぼす影響が指摘されているわけでありますけれど、自主財源の比率が低下するということであります。消費税を導入をいたしまして、税制改革を行ったということになっているわけでありますけれど、しかし今日の税制の基本を築いたシャウプ税制では直接税中心主義、租税法律主義と申告納税主義を基本といたしまして、特に地方自治の強化を税制改革理念の大きな柱にしたというのが、大きな特徴でもあったわけであります。この立場から、地方自主財源の拡充や平衡交付金制度の創設等の画期的な改革が行われたというのが、シャウプ税制の特徴でもあったわけであります。

ところが今回の税制改革では、個人、法人、住民税の減収、電気・ガス税等の地方間接税の廃止で、地方の自主財源が減るのに対し、消費譲与税の創設、地方交付税の対象税目に消費税の一部を加えるというようなことなどがありますが、国を通じて配分される財源がふえたということになるわけであります。政府の地方財政計画ベースで、88年度と89年度を比較いたしますと、88年度の一般財源のうちの自主財源は、地方税の26兆

5005億円でありますけれど、89年度の自主財源は地方税の28兆6470億円というふうに下がってまいります。今回の税制改革等々で減税、増税分を差し引きますと、一般財源に占める自主財源の比率は88年度が70.4％、89年度は67.3％と3.1％下降するということになってまいるわけでありますから、戦後シャウプ税制以来続いてまいりました地方税の独自財源の拡充に逆行する、こういう内容のものであります。

地方の財源拡充、あるいは地方自治の一層の強化拡充が叫ばれている中で、こうした財政面からの国の締めつけ、あるいは一種の下請機関化するという方向が強まるだけに、多くの問題点を含んだ今回の税制改革だ、と指摘せざるを得ないわけであります。

議案第31号は、この法の改正に基づく条例改正の提案でもあるわけでございますが、一方、法律に基づく条例の改正提案という、行政執行上の立場と同時に、森田市長も従前より、消費税の廃止等を求める立場をはっきりさせてまいってきていたわけでありますが、私たちは多くの問題点を指摘しつつ、とても本来なら賛成できるような内容ではないわけでありますけれど、こうした行政執行上の立場等々を考慮いたしまして、問題点を指摘しておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本５件について、採決いたします。本５件に対する委員長報告は、原案可決であります。本５件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第31号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第32号、日野市の休日を定める条例の制定、議案第33号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第34号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第35号、日野市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第37号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは議案第37号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定についての審査報告を

申し上げます。

総務部長より議案の説明をいただき、質疑に入りました。

質疑の主なものとしましては、この条例は今後も残すのかどうかということであります。一つの大きな理由としては、証拠としての性格として、条例は残りますという答弁であります。対象者の行為は何かということでありますが、管理職の管理監督の不行き届き責任の処分、さらに飲酒運転による事故の処分等であります。対象者としては、在職者５名、退職者６名という御答弁であります。

さらにこの条例は何に基づくものか、根拠法であります。国の法令に基づくものであるということであります。

意見としましては特になく、採決の結果、賛成多数により原案可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　総務委員会で態度を保留しておりましたので、改めてこの議案に対する態度を明らかにしておきたいと思います。

議案第37号は、２月の８日でありますけれど、竹下内閣が、天皇の葬儀を機に行われております政令恩赦の閣議決定に伴った今回の議案の提出ということでありました。この２月８日の閣議で、恩赦の大赦令、復権令、特別恩赦の基準について閣議決定がされた、こういうふうに新聞では報道されておりますが、この恩赦の検討に当たって、小渕官房長官は、次のように説明をしております。

新憲法の実施に伴い、内閣としては大行天皇の御遺徳をしのび、人心を一新するため、とこういうふうに述べておりますけれども、この政令恩赦は、前天皇と竹下内閣の恩恵を示すというような内容のものであって、事実上、時代錯誤の明治憲法的発想に立つものだ、とこういうふうに言わざるを得ないわけであります。これは現行憲法の主権在民の原則に反し、天皇賛美、天皇元首化の策動の一環をなすものでありまして、日本共産党は反対の態度を明らかにしてまいりました。

しかもこの恩赦の内容というのが、いわゆる選挙などにおける買収、供応などの悪質な選挙違反を犯した者ほど救済が適用されるというような内容になっているというのも、また一つの特徴であります。例えば大赦には外れたものの、その対象に個別に実施する特別恩赦基準というのがありまして、それにはロッキード事件にかかわった元自民党の

国会議員も、その対象に含まれているということであります。

今、リクルート疑惑の問題等で国民から強い批判を受けております竹下内閣でありますけれど、こうした疑惑にかかわる国会議員などを恩赦の対象にするなどということは、とうてい国民感情からしても認められるものではないということは、言うまでもないと思うわけであります。

さらには、この大赦の対象には、当時マスコミでも伝えられておりましたように、田中角栄などのロッキード事件の関係者の救済を求める声なども出ていたというようなことなども、報じられていたわけであります。しかし国民世論の強い批判がありまして、こうした贈収賄を対象とするということはさすがにできなかったのでありますけれど、悪質な選挙違反者などを大量に復権を許すというような政府などの政治的な意図がありありと見えるような、今回の恩赦の適用ではないかというふうに言われているわけであります。いわば天皇を賛美し、制度を悪用するということなどが指摘されている今回の恩赦には、改めて反対の意を表しまして、この議案については当然反対ということで、共産党議員団の態度表明を行わせていただきました。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について、採決いたします。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手多数であります。よって、議案第37号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第11号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　それでは議案第11号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、文教委員会が審査いたしました内容につきまして、御報告申し上げます。

本議案は、今まで無料でありました陸上競技場の一般使用の大人と、有料にはなっておりましたが、施行規則により料金の徴収をしないテニスコートの使用料の改正を、有

料とするものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、陸上競技場をなぜ有料にするのか。9時以前と5時以後の利用はできないのか。テニスコートの全天候型改造について、関節等を痛めるという理由でしないと言っていたのに、なぜここにきて改造するのか。コートの使用料は、他市と比較してどうなのか等でございました。

これらの質疑に対しまして、執行部の回答は、競技場の有料についてはオートバイ、自転車などの乗り入れによりトラック内が荒らされるので、フェンスを設置し、他のグラウンドと比較してもトラック等の整備をしているので、この機会に有料としたということでございます。

また9時以前、5時以降の使用については、周辺の公園は構わないが、競技場は閉鎖するので利用できない。テニスコートについては、関節を痛める件については、技術の開発により解消されております。市内にコート数が少ないので、利用できる時間数をふやす意味で、全天候型に改良したとのことでございます。また使用料については、他市を調査し、同等に設定してあるとのことでございます。

意見といたしましては、競技場の5時以降の、または9時以前の利用もできるように検討すること。また利用料については、きちんとした考え方を整理してもらいたい。大幅な値上げはしないよう、努力していただきたい等が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　条例を制定して競技場の、またテニスコートの使用料を取るわけですから、特に陸上競技場の中で事故が起こった場合には、当然、保険に入っておると思うのです。入場料を払って競技の練習をして、けがや事故は当然あるわけですから、これの対応ができていると思うのですけれども、このあたりを委員長じゃなくて、関係部署の方からお答え願いたいと思うのです。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　グラウンドにつきましては、施設賠償責任保険に加入をしております。以上です。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　もし死亡事故とかそういう大きい事故があった場合、1人どのくらい入っているのか。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　ちょっと私、ここで今、明細、資料を持ち合わせておりませんけれども、通常の陸上施設等の入ります賠償責任の保険に入っておりますので、通常のレベルのものだというふうに理解をしております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　余り言うといけませんから、後で資料でも出しておいてください。以上でいいです。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　上程されたときにもちょっと問題提起をしたのですけれども、今、聞いていまして、委員長報告の中で、グラウンドを有料にした背景といたしまして、オートバイとかそういうものが入って荒らされてしまうので、フェンスでやって入れないようにする、こういうお話がありました。

ちょっとお聞きをしたいのは、開場してから、そういうオートバイ等で荒らされたための補修費といったものがどのくらいかかったという点で質疑が交わされたかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　文教委員長。

○文教委員長（高橋徳次君）　何回ぐらい荒らされたかという質疑はございましたけれど、それの補修費についてはなかったように思いますので、担当の方からお願いします。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　通常、トラック等については日常的な整備も当然行っておりますので、従来、特に開設当初、一つはもの珍しさもあったかと思うのですけれども、かなり乗り入れられましたけれども、その辺については、管理を担当しております課の方で、整備はしてございます。以上です。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　今、お聞きしますと、当初はそういうことであって、補修はしたけれども、内部の者がやったので費用は発生してないというような答弁だったと思うのです。

今、市民がどういうことで自分の体なり健康なりを鍛えたり、スポーツを楽しんでいるかという実態を、もっと把握すれば、私、文教委員じゃありませんからよくわかりませんけれども、こういうふうな形にはなりにくいのかなという気がしております。

というのは、あのグラウンドで朝早く行ってジョギングをする、あるいは夜あそこで

駆ける、こういうのはいろいろなところで今、街を歩いていてもそういう人が多いわけでして、それをせっかくつくったあの地域の立派なグラウンドを、そういう時間帯に締め出すという発想が、ちょっと理解できにくいわけでして、補修費が莫大にかかってきたということが明らかにあるとすれば、私はそういう防衛策として若干の理解はできますけれども、そういうことでいきますと、これからいい、立派な施設をつくりながら、そういう管理上を整えるということだけで使用を締め出すということだとすれば、若干市民サービスに逆行する形になるのではないかという感じがいたします。

したがってこの辺について、さらに委員会ではどのような質疑がされたか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　文教委員長。

○文教委員長（高橋徳次君）　委員会の中では、時間外の使用につきましては、極力利用できるように善処してほしいというような意見と要望が出されております。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　ありがとうございました。それでは、その意見に対してどういう理事者側の発言がなされたか。もしその場でなされていないとすれば、今お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　ただいま文教委員会の討議の中で御意見として出されておりました陸上競技場の５時以降の使用の問題につきましては、私どもの方として元年度そういう形で実現するように、最大限努めたいというふうに思っております。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　そうしますと、５時以降も使えるように配慮する、こういう理解をさせていただきたいと思いますし、９時以前につきましても、朝の、早朝の時間帯におきましてもそういう解釈をしたいと思いますけれども、特段それが間違いないかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　５時以降につきましては、実際には真っ暗くなってきて走るということは、実際的な問題としては余りなかろうかと思いますけれども、５時以降かなり明るいときも、特に夏場は多いわけでございますから、そういった点については、私どもとしてはその方向で元年度から努力をしたい。ただ、早朝の問題については、もう少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　今も質疑がございました陸上競技場の一般使用の問題でありますが、これは議案が上程をされるときにも、私、今、福島議員がおっしゃったと同じような意味合いで発言をしているわけですが、どうしても私、納得できないのは、有料化をするための理由づけといいますか、なぜ有料化をするのかという前提が、全然納得できないのです。

オートバイが入ってくる、要するに荒らすからフェンスをつくります、そういう人が入れないようにしますというのならわかるのだけれども、有料化をするという理由づけには全くなっていないと思うのです。有料化の理由づけをするならば、例えばこれからは利用する方々がそれぞれ、それなりの負担をする必要があると考えるから、多少、一部でも有料化をしていきたい、こういうふうな理由づけがなければならないと思うのです。

つまり、あのグラウンドをこれまで使っていた方々、善意で使っていた方々には全く悪意がないのです。悪いことをしていないのですよ。にもかかわらず、そういった方々が規制をされてしまうという、この理由づけには本当に納得できないものを感じます。

今の質疑にもございましたけれども、早朝あるいは午後５時以降といいますか、暗くなってから、つまり会社が終わってから、あるいは学校が終わってからあのグラウンドで、三々五々集まってきて走っている方というのは、結構いらっしゃるわけです。そういう方々を完全に締め出してしまうということが、果たして公の施設としていいのかなというふうに思うわけです。ぜひ夜使いたい方については、登録制をとるとか、お名前をきちっと把握させてもらい、それで使いなさいという形をとるとか、柔軟な姿勢で、市民本位の施設として有効に利用できるような方策を講じてもらいたいというふうに、強く申し上げたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第11号、日野市体育

施設条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定についての厚生委員会の御報告をいたします。

本議案は、54番目の地区センターとして、平山苑地区センターが新設されるに伴い、この施設を当該条例第２条の別表第１に加えようとするものであります。

所在地は日野市平山六丁目18番地の２、面積は489平方メートル、建築面積が114.3平方メートルであります。利用が見込まれる自治会としては、平山苑、さつき会、京王平山住宅の二丁目、川南第一、第二、久保山の六つの自治会、計1049世帯の地域が対象となります。

特に質疑、意見はございませんでした。

本件は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　共産党の委員長にお聞きいたしますが、この市立平山苑地区センターはいつ完成をするのか、使用開始はいつなのか、そういう御議論があったのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　厚生委員長。

○厚生委員長（米沢照男君）　お答えいたします。４月に入ってからの使用開始かと思いますけれども、特に何月何日という確認は委員会ではされてなかったと思いますので、必要なら担当の部長から答えさせます。（「必要だからお聞きしているのです」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　平山苑地区センターの完成時期でございますけれども、３月31日には完成すると考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　３月末に完成をする、地区センターがオープンいたしますと、関係者、地域の方々をお招きして、オープンの式典等が行われるわけですが、そういった日程は全くまだ未決定の状態なのかどうか。利用開始の日も今、御答弁なかったのですが、その点についてはいかがですか。お聞きいたします。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　工事は３月いっぱいには完成すると思いますけれども、若干の附帯の備品等がございますので、それがそろってから開所になるのではないかと考えております。なお、開所式のセレモニーと申しますか、オープンでございますけれども、大体４月の半ば、14日ころを一応めどには考えているようでございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　要するにまだ事務サイドでは使用開始も、それからオープンのセレモニー、式典の日も決まっていないということですね。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　まだ正確には、現状では決まっていない状況でございます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、そして第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定についての一括議題とし

ての、委員会の審査報告を申し上げます。

御承知のように、この議案第９号につきましては、再付託として委員会で審議をされましたので、この９号から説明、審査の報告をいたします。

この第９号の高齢者福祉条例の一部を改正する条例のもと議案は、御承知のように条例第５条に規定している健康管理手当の支給額の改定と、その一部を老人入院見舞共済の開始に充当させようとするものであります。

もとの案としては、改定額が１万から１万2000円にアップをし、うち2000円を入院見舞共済開始に充てよう、こういう提案でありました。きょうその一部訂正の提案がされまして、健康管理手当の改定支給額を１万2000円であったものを１万4000円にしよう、こういうことで再付託をされたわけであります。

この再付託された一部改正の条例案についての、まず質疑応答について御報告をいたします。５点にわたって質疑応答がされております。

まず１点は、改正前の第５条は、うち2000円は共済の会費に充て、１万円を本人に支給するものとするとなっていたけれども、改正後はうち2000円は共済の会費に充てるものとするとしてあるけれども、理由は何なのかという問いがありました。

これに対して部長の答弁は、１万円の部分を除いた理由は、条例全体を簡潔にしたということであります。あえて１万2000円ということとしなくてもよいという考えであった、こういう答弁がされました。

さらに２点目は、手当と共済制度を別立てにしてはどうかとの提案があったが、どうだったのか。答弁として、老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願が62年の９月に提出をされ、１年間厚生委員会にて審査をされ、63年の９月に委員会にて採択すべきものと決しましたけれども、この審査の中で、今回の議案の骨子となりました大枠が市長から厚生委員会に報告をされた。内容としては、共済方式というものであるという答弁がされております。

３点目は、今回、訂正がなされたけれども、他の項目でも対象として考えるところはなかったのかどうかという質問がされました。答弁として、理事者の意向もあり、訂正は必要最小限度のものとさせていただきました。御意見は、貴重な御意見として拝聴しておりました。制度については、充実をしていきたいと考えている。

またさらに、本制度の発足が健康管理手当から生じたものなので、70歳としましたけれども、今後充実をしていく中で、検討していくようだと考えている。生活保護受給者の方たちへは、本人たちにとってよいような形で実施をしたいと考えていますというこ

とで、生活保護受給者への配慮をした実施が示されました。

４点目としては、共済会費としての書類的なものはどうなるのか。金の授受があって領収書のやりとりがあると考えるけれどもどうなのかという質問がされました。答弁としては、市としては受給者の方から健康管理手当１万4000円の領収書をもらいます。市から受給者の方へは共済会費2000円の領収書をお渡しすることになります。お金のところは、職員が十分に説明をし、市民の皆さんの御了承を得たいと考えているという答弁がされております。

さらに５点目としては、生活保護受給者の方へも支給するのかという問いに対して、支給するという答弁がされております。

この第９号の再付託分についての質疑応答は、以上であります。

この質疑応答の後、それぞれ意見が出されました。意見を集約した形で、次のような意見集約がなされました。

老人入院見舞共済という新しい制度にかかわる改正だけに、不十分な点が多い。今後とも新制度の定着に向けて、次の点を中心に積極的な是正努力を図っていただきたい。

１、健康管理手当と共済制度との整合性に若干問題があるように思料されるので、今後、各般の整備をされたい。

２、見舞金の支給に当たっては、所得の多少によって制限を設けるよう努められたい。

３、年度間にまたがって入院している場合は、実情に合わせ、年度ごとに区切ることなく、弾力的な運営をされたい。

４、共済制度には60歳から加入できるよう、今後、改善に努められたい。

という意見の集約がされ、全会一致で、この再付託された議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について、可決を見ております。

さらに議案第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定についての審査の御報告を申し上げます。

当初一括で審議をされた関係から、議案の９号、10号、それぞれ区分することなく質疑応答がされておりますので、議案の10号をピックアップした形で何点か主な質疑について、御報告をしておきたいと思います。

一つは、共済条例第２条に言う共済への加入は任意なのかどうか。これは当初の議案だったやりとりでしたけれども、本人が１万2000円全額もらいたいといった場合はどうするのかという質疑がされました。これに対して答弁としては、何人かは加入しないという人もいるかもしれないけれども、説得をして全員加入を図りたいと思います。共済

制度の趣旨からいたしまして、受け入れてもらえると思っております。共済の趣旨を職員がお願いをして、100％加入できるようにしていきたいという答弁がされております。

さらに２点目としては、入院期間の計算は、共済制度の会計年度との関係から３月31日で区切るのかどうか。４月からまた１日、２日と計算をするのかという質問がされております。これはお見込みのとおり３月31日で区切りますという答弁であります。

さらに見舞金額はどのようにして決めたのかという問いに対して、府中市のシルバー入院共済制度を参考にしたという答弁がされております。

それから府中市のシルバー入院共済制度は、加入の仕方も当市のものとは異なっている、この辺の説明は、注意して市民に説明するようではないのかという質疑がされました。これに対して、共済方式ということと、入院日数によって見舞金額を区分するあたりは、府中市のシルバー入院共済制度と同じ考え方に立っている。異なった点としては、府中市のは開始も一律でなく、60歳以上からが加入資格とされているところなどが挙げられます。市民の皆さんへのお伝えは、パンフレットをつくる際、慎重に気を配りたい。こういう答弁がされております。

さらに入退院を繰り返している方がいる。重ねて受給する人も出てくると思うが、この辺はどう考えているかという質問がありました。定員は二つに区分けせず、一つの入院期間として算出するつもりでありますという答弁がされております。

さらに加入資格、この共済は70歳以上が加入資格となっている。70歳にはなったが、共済掛金を納入する前の方でも見舞金をもらえるのかどうかという質問に対して、答弁としては、70歳になったときから見舞金の受給ができる。見舞金算出のための入院日数は、70歳になってからの計算となるという答弁がされております。

さらに共済の会員ということに関連して問うたのだが、会費を納入していなくても給付を受けられることも生じることになるのかという質問に対して、70歳に達したら資格があります、９月15日というのは、会費を支払う日のことでありますという答弁がされております。

さらに給付対象者がふくれ上がり、拠出金が天井なしに上っていくのを防ぐために、給付限度額を設けるべきではないかという質問に対して、その都度お支払いしたい。今までの把握している範囲では、年10回もの入退院の繰り返しはほとんどありませんでした。そして現在それぞれの入院日数の想定人数が答弁されておりますけれども、入院日数７日から20日は想定人数250人、21日から40日は想定196人、41日から60日133人、61日から80日は145人、81日から110日が88人、111日から150日が135人、さらに151日以上

が451人、こういう想定で、上下はありましても、１割程度だと思います、こういう答弁がされております。

主な質疑応答は以上であります。委員会としては、この議案第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定については、全会一致で可決を見ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。箙野行雄君。

○17番（箙野行雄君）　９号議案の委員長の審査報告の最後に、集約された意見ということで何点か報告がありましたけれども、これは委員全員の合意の意見だと、こう理解していいのかどうか、これがまず１点。それからもしそうだとしたら、実質的には厚生委員会のこの条例案に対する附帯意見だ、こう理解していいのか、この２点を質問いたします。

○議長（市川資信君）　厚生委員長。

○厚生委員長（米沢照男君）　お答えいたします。一つは、先ほど私が紹介しました、審議を通じての委員会での意見の集約という形で４点にまとめたわけでありますけれども、これは委員全員の意思といいますか、意見をまとめたものと御理解いただいてよろしいかと思います。

附帯意見ということでありますけれども、委員から意見がありまして、附帯意見という表現については同意できないという意見もありまして、あえて附帯意見という表明はしない、審議を通じて出された各委員の意見を集約したもの、こういうことで委員長が報告するということで確認をされておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　箙野行雄君。

○17番（箙野行雄君）　大体わかりましたけれども、私の２番目に聞きたかったことは、全員の同意を得ている意見である以上、名称はともあれ、実質的には附帯意見と同じ性格を持っていると解釈していいかどうか、こういうことです。

○議長（市川資信君）　厚生委員長。

○厚生委員長（米沢照男君）　あえて附帯意見という表現は使わないということで確認されておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いた

します。

これより、本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第９号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市老人入院見舞共済条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第36号、日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第36号、日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定についての、委員会の審査報告を申し上げます。

本件は土曜閉庁方式による週休制の実施に伴い、市民会館の休館日を改めるため、日野市市民会館条例の第６条部分を改定しようとするものであります。

毎週月曜日、及び毎月の第２火曜日、申し込みは１年前からできるシステムになっている関係から、施行日は１年後からにしておかないと支障が生ずるため、本条例は平成２年４月１日施行とするとの説明であります。

審議に当たって、特に質疑、意見はございませんでした。全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第36号、日野市市民会館条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第103号、日野市緑地信託等に関する条例の制定の件を議題といたしま

す。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。本件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　議案第28号について、審査報告を申し上げます。

件名、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約締結について、であります。契約金額130億7776万5800円であります。そのうち、消費税額３億8090万5800円が含まれております。

委託期間、契約の翌日から平成６年３月31日までであります。契約の相手方、東京都八王子市高倉町48番地の３、財団法人、東京都新都市建設公社であります。委託業務といたしましては、幹線街路工事2273メートル、区画街路工事１万4944メートル、水路築造工事1506メートルであります。また公園施設工事３万8800平米、以上であります。

当委員会といたしまして、反対意見もなく、全会一致原案可決であります。以上、御報告申し上げまして、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　実はこの委託契約に関してでございますけれども、新都市開発公社が街路等の築造等を行ったりなにかをしまして、一部の契約をしない小さい区画等、仕事をやれとかなんとかいうことが、各所において起こっているようです。それと同時に、あと一つは、業者に対する金の支払い等が非常におそいというようなことも聞いておるのですけれども、それらのことが建設委員会において詳細に審議されたかどうかと

いうことを、お伺いいたします。

○議長（市川資信君）　建設委員長。

○建設委員長（川嶋　博君）　御報告申し上げます。

道路工事の内容及び支払い等の問題につきましては、審議がございませんでした。これにつきまして、担当部長の方からの答弁を求めます。お願いします。（「答弁はいいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　答弁は――意見としてちょっと。（「質問じゃないか」と呼ぶ者あり）質問と両方かな。実はこのようなことが本当にあるのですよ。それでやはりこれは日野市の地元業者の育成というようなことも、以前に再三行われたわけであります。そのようなことを考えますと、どうしてもやはり区画整理等において、業務委託契約等について、何がなんでも新都市建設公社でなければだめだなんというようなことじゃいけないと思うのです。

そのあたりにつきまして、どのような審議がなされたかどうかということも、あわせてお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　建設委員長。

○建設委員長（川嶋　博君）　ただいま谷議員からの質問でございますが、その関連した質疑はございませんでした。もし内容につきまして答弁が必要でしたら、担当部長の方からしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「答弁いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第28号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後８時45分　休憩

午後９時13分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第20号、平成元年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○一般会計予算特別委員長（夏井明男君）　それでは、一般会計予算特別委員会に付託されました平成元年度一般会計予算についての審査報告を申し上げます。その前に，特別委員長に議長より私が指名され、副委員長に土方尚功議員が指名をされました。そのもとで、全特別委員の方の御協力の中で審議をさせていただきました。３月17日、20日、22日、さらに29日にわたりまして、延べ約30時間を費やし、慎重審議を行いました。

その経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成元年度日野市一般会計歳入歳出予算の総額は356億5456万4000円でございまして、前年度に比較しまして40億8305万4000円、比率にいたしまして12.9％の伸び率となっております。

質疑は多岐にわたりまして数多くございましたけれども、主なものを申し上げたいと思います。

まず歳入全般の質疑内容でございます。４人の方から御質疑がございまして、12項目にわたりました。逐一申し上げます。その中では、民営化に伴い、ＪＲは固定資産税の緩和措置がとられていると思うが、ＮＴＴはどうなっているか。さらに地方税の改正があったにもかかわらず、個人市民税の平均税率が昨年と変わっていないのはどういうことか。さらに財産収入で昨年より件数がふえているのに、計上額が減になっている理由はどうか。さらに生活保護費が、10分の７から10分の7.5に変わっているけれども、どうして10分の7.5に予算化できなかったのか。

以上のような内容が、歳入全般にわたる主な質疑でございました。

次に歳出でございます。ここでは五つに分けて審議を進めさせていただきました。延べ42人の委員の方から、139目に及ぶ質疑が行われております。

まず議会費、総務費の中でございます。外国人留学生に補助金を出すことになるまで

の経過について庁内での話し合い、留学生等の意見の反映等であります。さらに多摩平四丁目３番地ブロック整備基本計画721万とあるが、整備の将来像を聞かせてほしい。さらに豊田保育園ほかの土地借上料があるけれども、貸付料とのバランスで変化はないか。研修講師謝礼の研修内容、例えば民間の仕事の進め方を研修してもらい、事務改善に役立ててもらいたい。さらに多摩平四丁目３番地ブロックの見通しはよいが、幼稚園、保育園、多摩平支所をどうするのか。利用者の意見を聞いてもらいたいが、まとまる時期はいつごろになるかということであります。

次に民生費の質疑であります。

第１として、婦人活動推進費のカウンセラー謝礼の中身はどういう内容か。２、ゲートボールコートに水道、トイレをつけることはできないか。３、老人アパートについて、住宅費が増大する中で進めるべきと思うが、内部論議の状況はどういうふうに進んでいるか。４、生活保護費の内容は、健康で文化的生活が営まれているということであるが、その中身を具体的な現在の形でどうか。５、理美容券、敬老金、健康管理手当は所得制限もないので、三つの制度とも敬老金と基本的には同じ性格であり、一括して施策をしてもよいと思うがどうか。６、福祉タクシー補助は、八王子のようにガソリン代にしてほしいという要望がある。従来から検討するといっているが、切りかえられるかどうか、その見通し。７、生活保護の中に消費税の３％が見られているのかどうか。８、老人健康管理手当の2000円を入院共済とすることは、事務量も多くなり、大変であり、他市の例を見ても共済は共済で分離している。趣旨はよいと思うが、健康管理とまぜるのはどうか。９、在宅介護事業で、ことしの２月にみのり会をつくり交流したというが、内部的にはいろいろ問題があるようだ。大勢会員がいる中でプライバシー問題、有料、無料、名前だけで入っている等、整理できているのか。10、老人給食事業を身体障害者の方にも拡大するべきではないか。11、はくちょう学園とつばさ学園の位置づけと活動状況、さらには活動に及ぼす消費税はどうなっているか。12、老人入院見舞金の内容がちぐはぐであると思うが、提案までに庁内でどういうふうな論議の経過がなされているのか。13、生き生き体操教室の委託先と内容を、具体的に説明してほしい。14、健康管理手当の7900人と共済事業収入7600人の違いはどういうことか説明してほしいということであります。

次に、衛生労働費についての報告であります。

１、労働相談の実施方法を効率よくできないだろうか。２、三多摩広域処分場はあと数年でパンクになるという状況を聞いているが、管理者の方でどのような話し合いがなされているのか、その状況について。３、航空機騒音測定器の設置場所と具体的なメリットはどこにあるのか。４、保健センターの炊飯器は料理教室に利用できないというふうに聞いているが、その理由。さらには今後配慮すべきではないか。以上が衛生労働費の主な質疑内容でございます。

次に農業、商工、土木、消防費についての質疑の主なものを御報告申し上げます。

１、豊田南再開発の進捗状況について説明してほしい。２、流水の現況調査について。浅川と多摩川の高低等への影響等、さらに調査の対象地域についてどうか。３、公園内屋外美術品制作設置についてであります。立日橋から日野へ入り、モニュメントが目に入ると、とてもすばらしいと思うが、電柱等の景観から考えて、周辺の配慮をすべきではないか。以上が主な質疑の内容でございます。

次に、教育費、公債費、諸支出、予備費についての御報告を申し上げます。

１、林間施設検討委員会の具体的な流れを聞きたい。２、給食食器の買いかえは何校であるのか。希望に沿った食器に変えていく意向が将来あるのか。３、巡回指導員の賃金についてだが、どのようなことを具体的にしていくのか。４、日本の国旗は日の丸、国歌は君が代と80％近くの人がそういうふうな形で考えている。学校教育の中で統一されていないようだけれども、どういうふうに考えているのか。５、学区検討委員会について、試案が出たと聞くけれども、どのように検討していくのか、その見通し。６、幼稚園援助費で、都が500円アップをしたけれども、補正で処置をするということになるのか。７、燃料費の軽重油はリッターどれくらいの単価で計上をされているのか。

最後でございますが、総括に移りまして、総括の主な質疑内容について御報告申し上げます。

１、消費税は市の財政に大きな打撃となっていると考えるが、消費税に対する市長の考え方はどうか、基本的な考え方を聞かせてほしい。２、電算、ＯＡ化に伴い、現在その状況がどこまで進展しているのか、現状報告。さらに今後どのように将来のことを考えて施策を進めていくのか。３、第一小学校の校庭の整備をするというふうに聞いているけれども、埋蔵文化財があった場合、工事が難しいということを聞くが、どのように具体的に進めてまいるのか。４、都市計画審議会委員の任期と、委員長の選任の方法について。５、老人入院共済制度の天引きは賛成できない。65歳以上の任意にすべきであると考えられないか。６、千代田自動車跡地に建設される公団の通学路関係、例えば信号の問題、駐車場の問題、ガードレールの設置、擁護員、さらにはスピード取り締まり等の総合的な対応についてどういうふうに手を打っていくのか。７、明治21年、町村制

公布から100周年を迎えるが、その100周年を節目の、例えば記念植樹等の行事等を考えてもいいのではないかということであります。

以上のような質疑を踏まえまして、採決に入る前に、長時間の休憩をとりまして29日に再開をされ、その席上、市長より二、三の訂正の申し入れを受け、さらにその訂正の説明を担当の部より受けました。それに対し質疑を受け、採決に入り、全会一致、原案可決と決した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　予算特別委員長にお尋ねをいたします。

消費税ほか何点か熱心な審議がされた模様、よくわかりましたが、質問項目をお挙げいただいたということで、簡潔にという議場の声もあったからだと思いますが、答弁の内容等は直接お聞きできませんでしたので、あえてお尋ねをさせていただきます。

まず市長の消費税に対する考え方でありますが、市長はことし４月１日から施行される消費税に対しては反対の意思を表明しておられるやに私は判断をしているわけでありますが、本平成元年度の予算を見てみますと、消費譲与税については、歳入で４億4198万5000円が計上されております。また歳出の中でも、各種経費に消費税分がきちんと上乗せをして計上されております。消費税にもし反対をするという立場を堅持しておられるとすれば、消費税を歳入歳出に見込むということは、市長の考えについて疑問を差し挟む余地が、ここで多分に出てくるわけであります。市長は一体本当に消費税に反対なのかどうか。その点、お尋ねをいたしたいと思います。委員会での質疑の中で答弁があったと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それからこれも触れられておりましたが、社会教育センターの事業の中に、委託費ということで、今回新規の生き生き体操教室というのが登場いたしました。新しい事業であります。かねて社会教育センターの経営、運営については、さまざまな建設的な批判が寄せられていたわけでありますが、急遽昨年度、また前年度も人件費の補助という、条例にない補助の形をとり、補助金を支出してまいりました。

これに対する批判がかなり手厳しかったということもあったのだと思いますが、今回は社会教育センターの総務管理費の中の補助金は、維持管理費だけ2379万2000円が記載されているのみで、従来の人件費補助はございません。ところがこの人件費がなくなったと思いましたら、突如、大体同額の委託費がここで計上されたというふうに見ざるを得ないわけでありますが、生き生き体操教室は一体どういう事業なのか。その委託事業

の内容について、お尋ねをいたします。

次に平成元年度、市内の小中学校の給食調理員室に冷房装置がつけられるということを聞いておりますが、この点、予算委員会の中でどのような意見の取り交わしがあったのか、この点についても、お教えをいただきたいと思います。

次に、福祉事業団についてお尋ねをいたします。関係の経費です。

福祉事業団の事業については、市長が理事長ということで、さまざまな事業団の事業に市も大いに支援の手を差し延べているわけでありますが、この事業団の事業に職員としてかかわっておられる、昭和61年３月に定年退職をした女子職員の方が、長くこの事業団で老人給食を担当して働いてこられました。この方はもう３年間経過をしているわけですが、今回また形を変えて再度雇用されるということで、平成元年度以降もいろいろな職員の方の意見があるようでありますが、これからも続けていくということで、福祉事業団でどういうお仕事をなさるのかわかりませんが、採用の形態を形式上改めただけで、引き続き勤務をされるということを聞いております。この点については事実はどういうふうに推移をしてきて、平成元年度採用が行われるのか、お仕事をなさるのか。こういった点、予算委員会の中で質疑があったのであれば承りたいと思いますし、もしなければ、担当者より御回答をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（夏井明男君）　それでは逐一、答弁の概要になると思いますが、それで不十分な場合には、ここにも市長初め担当の部長、教育次長もおられますので、説明をお願いしたいというふうに思います。

それでは第１点目の総括の中で出ました、消費税は市財政に大きな打撃となっている。消費税に対する市長の考え方はどうかということであります。

それに対して市長の答弁としましては、日野の市民生活を守るために責任があると考える。さきの国会で大型間接税は導入はしないことになったにもかかわらず、国民を裏切ったという形である。マイナス影響のある消費税は、国会の場で廃止されることを期待したい、こういうふうな対応の趣旨でございます。

さらに第２点目の生き生き体操教室の委託の御質問ですが、これは社会教育センターへの委託である。具体的には市内７カ所で月１回、60歳以上の方を対象にしていくものである。その中身は主に人件費である、こういうことでございます。

それから御質問の第３点、冷房施設の関係、さらに第４点目の福祉事業団の職員の方の立場、雇用の関係等につきましては、関係の次長、部長より、答弁をさせたいと思い

ます。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　小中学校につきましては、従来各校とも保健室にのみ冷房機を設置してまいりましたけれども、学校における教職員の勤務に必要な環境条件を整えていく整備の一環として、やはり冷房機の必要なところには設置をしていきたいということで考えておりまして、今、御質問のございました学校の給食調理室の休憩室について、一応考えているところでございます。

学校にはいろいろのスペースがあるわけでございますけれども、一応考え方としては校長室、事務室及び給食調理室の中の休憩室について、順次、約３カ年くらいの間に冷房機を設置するようにしたいと思っております。

基本的な考え方としては、学校の中でも特に環境条件の悪いところから優先的に設置していきたいというふうには考えておりますけれども、その点については各学校の校長、あるいは校長会等と十分協議した上で、私は決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　福祉事業団の職員の件について、私からお答え申し上げます。

61年の３月に退職した女子職員ということでございますけれども、１人しかおりませんので、特定ができます。退職後は再雇用の嘱託員として、良好な勤務成績で勤務をしてもらっております。主として老人給食ですとか、本部会計などに携わっておりましたけれども、61年の３月からでございますので、今年の３月いっぱいで丸３年になります。再雇用の嘱託員につきましては、一応２年間というめどがございます。３年をたっておりまして、本人からことしの３月31日付で退職をしたい、そういう申し出がございますので、４月１日からの新しい雇用関係はございません。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　よくわかった点とわからない点がありますので、再度お聞きをいたします。

市長にこれはお答えいただかなければならないと思いますが、消費税については廃止されることを期待するということを予算委員会で述べられたということであれば、予算編成に当たって、消費税を認めない姿勢をやはり貫くべきではなかったかと思うのです。

消費税に対して反対という方向をみずから示しておきながら、平成元年度の予算で、

歳入にも歳出にもきちんとこれを取り入れて、現に計上している。これは支持者に向けてのアピールもあるのかもわかりませんけれども、逆に裏切りでもある。市長が本気で反対をしているのかどうかが、私にはさっぱりわからないわけでありますが、市長の本意を、ここでお聞きをしたいと思うわけであります。

ただ平成元年度もし消費税分を、現に容認しているという事実がこの予算書の中にあるわけですから、仮定の話は後の質問に回した方がいいのかもわかりませんが、仮に消費税を課税をしないで、各種使用料、手数料というものを、今後行政執行の中で市長が堅持していくということになると、消費税を乗せて各経費に充てる分も既に見込まれているわけですから、歳出において非常に大きな負担を市が背負い込むということに、結果的にはなってしまうわけですね。工事請負費等には含まれているわけですから。その点はどのようにお考えになっているのか。

市長は、自治体の予算はどんぶり勘定でいいというふうに、前、この本会議場でお答えになったことがあるのですが、今もそういうお考えでいらっしゃるかどうか。この点も、あわせてお答えをいただきたいと思います。

次に、社会教育センター生き生き体操教室でありますが、今、夏井委員長のお答えでは、市内何カ所かを月に１回生き生き体操をして回るということで、お年寄りが対象になっているようでありますが、社会教育センターの委託事業の一覧を、私、議会の冒頭に要求しておりまして、それをいただきました。皆さんも委員会でごらんになっていると思いますが、それを見てみますと、従来からの事業で、社会教育費の中に健康体操教室というのが出ているわけです。健康体操教室と生き生き体操教室はどう違うのか。同じような名称で、社会教育センターに二つの事業が委託をされている。この点、ちょっと理解ができないわけでありますが、ただ主管課が違うということだけで、別々の事業でございますでは、ややいいかげんではないかと思います。健康体操教室、社会教育費の中にございますが、これとはどう違うのか、この点、お尋ねをいたします。

さらに、社会教育センターに委託をするということで生き生き体操教室、これがもしどうしても必要な事業だというのであれば、教育委員会には教育長も教育次長も御存じのように、日野市の体育指導員が、現に優秀な方が大勢いらっしゃる。こういう方にお願いをして、体操教室を市が催しても一向に差しつかえないと思うわけです。現にそうした人材は市が持っているわけです。しかし体育指導員では当てにならないから社会教育センターへ委託をするのかどうか。体育指導員をなぜ活用なさらないのか、この点、お答えをいただきたいと思います。

次に、給食調理員室にクーラーがことし、平成元年度つくということでありますが、市内には28校、小中学校があります。向こう３年間で事務室、校長室につけていきたいというお話でありますが、３カ年計画の中で給食調理員室の休憩室には何校、平成元年度に設置をされるのか。事務室には何校か、校長室には何校なのか、その予定をお聞きをいたします。なお、予算書のどこにこの冷房装置の取りつけの工事費が出ているのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

それから福祉事業団の事業に携わる職員の件でありますが、再雇用の期間は２年間であるという一つの基準、決まりがある。しかしながら、この方は市長のそばでずっと長いこと秘書課で仕事をしてこられた。そういう理由や背景があってかどうかわかりませんが、１年間おまけをしてもらって３年間、勤務をした。福祉事業団の老人給食の事業に携わってこられたということでありますが、ここで４月１日からは雇用契約はありませんというふうにおっしゃったので、なるほどプラス１年おまけをした形で終わりかなと私は思いたいのですが、市の職員の方の中には、この職員の方に対する不満が渦巻いていますね。

私がこの話をちょっと聞きましたときに、だまされちゃいけませんよと、何人もの職員の方から言われました。実態は、雇用の形を変えるだけではないかと思うのですが、一たん高齢者事業団に身を置きかえて、それから派遣をされて、再び同じ場所で同じ机で、同じ仕事をするというふうに、ある何人かの職員の方から私は聞いたのですが、この点、全くもう市役所には４月１日からいらっしゃらない方なのかどうか。何か、市長がやってもらいたいと言っているから、私はやりますというふうにおっしゃっているそうですが、そうしたことが許されていいのかどうか。もし私の言っていることや、このことについて強い関心を持っている職員の方が誤解をしているのであれば、本会議場で解いていただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　消費税関連につきまして、お答えをいたします。

市民生活を守り、また自治体日野市の発展に取り組む市長という立場におきまして、私は消費税に対しましては全く反対ということを、はっきり言うべきだと思っております。

本来の、国民に対しました公約を裏切る形で制定が進められ、そうしていろいろな矛盾をはらみ、国民のまた多くの不満、批判を浴びておる現状から見て、なるべく早い機会に国会において廃止をされるべき税制であろう、このように心から感じております。

日本は法治国でありますから、国の定めた制度も、尊重もしなければならない一面も伴っております。したがって、最も消極的に本年度の予算の歳入、あるいは歳出におきまして、いかなる場合にでも対応できるという判断のもとに、特に歳出の、物を買う際の物価が上がる、従って事業が執行できないということでは困りますので、歳出面にはそのための用意はしておる、こういう事情があります。

一方にまた歳入には転嫁をしない、なるべく使用料、手数料等に転嫁をしないということで、当初予算は組んでおるわけでありまして、私の基本姿勢はそのように予算の内容にも示してある、このようにお答えをしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　２点目の生き生き体操でございますが、私どもの方は生き生き体操、今、御指摘の健康体操につきましては、また企画の方でお答え願いたいと思いますが、この内容につきましては、委員長がお答えいたしましたように、新しい事業で、高齢者を対象にした健康づくりということで７カ所を予定しまして、講師の方２名とそれから指導員の方２名ということで行う予定でございます。

この趣旨といたしましては、高齢者の健康づくりというのが主眼点でございまして、これに基づきましていろいろの体操、レクリエーションを実施していくという中で、その内容はどういうものかということは、今、考えられておりますのは、歌いながら体を動かすとか、あるいはお年寄りのスポーツに合ったものをやっていくとか、あるいは言葉を出して、そして声を出す体操、こういうふうなものをやっておるわけでございます。

それでもう一点ございました、教育委員会にもこうしたものがあるのじゃないかということでございますが、今、申し上げましたように、あくまでもお年寄りということでございますので、福祉部がこれを受けまして、後援的には日野市の老人クラブ連合会の方々、あるいは福祉協議会の老人部会というような方々の後援も得ながら、これを実施していきたいという趣旨のもとに、ここに計上させてもらったわけでございます。以上です。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　予算書のどこにその経費が含まれているかということでございますが、予算書のページの順で申し上げますと、まず小学校費の中で395ページの学校管理費の備品購入費、説明欄でいいますと管理備品というところでございます。この中に小学校に設置をします冷房機の経費が含まれておりますが、12カ所分でございます。ここでは特に校長室、事務室等の区別はしてございません。これらについては、今

後学校側と協議をしながら詰めていきたいというふうに思っております。12カ所分でございます。

それから次に407ページ、同じく小学校費の中の学校保健給食費、やはり407ページの最上段の18、備品購入費の学校給食用というのがございます。この中に、いろいろ学校給食用の備品類が含まれておりますが、冷房機についても含まれております。ここの部分では、19カ所分でございます。

それから中学校費の方に移りまして413ページ、学校管理費の備品購入費でございますが、最下段のやはり説明欄に管理備品という部分がございます。これはやはり校長室、事務室、両方含んでおりますけれども、6カ所分でございます。

それから中学校費の学校保健給食費の中で425ページ、18、備品購入費のやはり説明欄の学校給食用という部分の中に含まれておりますが、これが7カ所分でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　再雇用の嘱託員の件でございますけれども、一応期間は2カ年ということで定着しつつございます。この者につきましては3カ年、御質問のとおりでございますけれども老人給食を担当する。ほかに適当な方がいらっしゃらなかったこと、並びに非常によい勤務成績であったこと、そういうようなことから1年間延長をした、そういうふうに聞いております。今後につきましては、なるべく公平性を保ちますように、2年間で終了させたい、このように考えております。

なお、この方が高齢者事業団に登録をしてというようなお話でございますけれども、大変申しわけございませんが、私どもはそういうことを把握しておりません。ただ申し上げられますことは、本人がもうやめたい、そういう希望でございますので、新しい嘱託員としての採用はなくなるということは申し上げられると思います。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　もう一度お尋ねをします。

まず消費税についてでありますが、市長は基本姿勢を予算書に示したというふうにおっしゃった。その示された基本姿勢が書いてある予算書には、歳入にも歳出にも消費税が書かれている。市長のおっしゃる、国会で廃止をされるべきということと、基本姿勢というのは、今おっしゃっていることは一致しないと思うのです。

26日の日曜日には、わざわざ多摩平の商店街で消費税廃止という大きなたすきをかけて、署名活動までおやりになった。これが本当の姿勢かなと思ったら、基本姿勢は予算

書に示したと、その予算書にはきちんと消費税が書かれている。まあ支持者もそんなに愚かじゃありませんので、そうだまされる市民ばかりじゃないと思いますが、余り市民を愚弄するようなことはなさらない方がいい。市長の基本姿勢は消費税是認だということが、予算書からはっきりするわけでありますので、その点は指摘をしておきます。

それから生き生き体操教室でありますが、新しい事業としてこの事業の位置づけ、意義を福祉部長、声を出して体操するとか何かおっしゃっておりましたが、黙ってやる体操というのはないですね。無理に意義づけをしたという経緯があるのではないかと思うわけでありますが、市の体育指導員ではそういった指導はできないのかどうか。市の体育指導員には、そうしたレベルの人はいないのかどうか。だから社会教育センターに委託をするのだということならわかる。その点、何も触れておられなかった。この点について、お答えをいただきたいと思います。答弁漏れのないようにしてください。

それから給食調理員室のクーラーの取りつけ、学校の事務室、校長室も含むわけでありますが、これは委員長にちょっとお尋ねをしたいのですが、一般会計の予算書の中には小学校、中学校の説明欄に、冷房のれの字もないのです。説明書というのはかなり詳しく、例えば消火機を点検するとか、害虫を駆除するとか、ミルク代がどうのと、いろいろ細かく書かれているから説明欄なんですが、この冷房取りつけについては一切——管理備品ということではわからないですね。この点、説明がきちんとあったのかどうか、委員長にお答えをいただきたいと思います。

それから冷房機をつけるということは構わないのですが、今の次長のお話では、校長室、事務室にもこれからついていくということ、しかし3年計画なので、ことしは、はっきりした計画はこれからつくるというようなことで、具体的な内容はおっしゃらなかったのですが、予算計上されている以上、何校分、どこから手をつけていくということくらいは検討されたのではないかと思うのですが、給食調理員室については、大体何割くらいつく予定なのか。それから事務室についてはどの程度なのか。校長室はどうなのか。このくらいは、予算をお組みになったのですからおわかりだと思います。予算書には全く出てこないのです。書いてないのです。その点、御説明をお願いしたいと思います。

それから福祉事業団の事業に携わる臨時職員の方が、2年間という再雇用の原則を、だれの御意向があったかわかりませんが、大変大幅に延長してことしの3月31日を迎える。これで終わりますということですが、高齢者事業団の方に籍を移して再度同じ仕事をするということについては、何かおわかりにならないということでしたが、これは市の職員の方のいろいろな批判や、いろいろな意見を察知をされて、全く後輩の方や別の

方にこうした再就職の機会を譲っていきたいということで、そういう御判断をなさったのかどうかわからないのですが、私が聞くところによれば、引き続き雇用の形態を変えて同じ仕事をするというふうに聞き及んでおります。

この点、市の目玉の給食サービス事業、お年寄りに対するこの事業に、直接携わる方がどなたで、どういう方が４月１日から今度は交代してやるのかというのがわかっていないというのも、ちょっとお粗末な気がするのですが、福祉部長はどういうふうに承知しておられるか。

それから１年間延長された理由に、勤務成績が大変よいということをおっしゃったのですが、この方は運転免許を持っておられないので、運転手つきで給食の代金を徴収しておられる。普通は、職員の方は大体免許を持った方が御自分で担当者33山梨や大阪までドライブするわけじゃありませんから、よく熟知しておられる市内をめぐるわけですから、運転手つきで給食サービス事業の費用をいただいて回るというのは、ちょっと待遇がほかの職員の方と比べて――みんな、じゃあ、ほかの方も何か徴収とか出張とかなさるとき、全部運転手つきで行きたいというふうに思われてもまずいと思うのです。しかし何か勤務成績がよかったからというふうにおっしゃっているのですが、市長も福祉事業団の理事長として、この間の経緯、今後のこの方の進退についてはよく御存じだというふうに私は判断をするわけですが、市長からはっきりお答えをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　老人給食という新しい仕事に取り組む職員として、一人ひとりの該当者をよく知って勤めたということで、成績はいいというふうに言えると思っております。

それから相談員が今、いろいろな相談ケースにも当たり得る状況となっておりますので、特にこの給食の仕事は、今後もっと発展をさせていく必要がある、そのように考えております。

今、御指摘の女子職員の後のことは、今、総務部長がお答えしたとおりでありまして、そういうことだというふうに承知をしております。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　生き生き体操になぜ体育指導員を活用しないのかというような御質問ですけれど、予算書の471ページ、そこに体育指導員の報酬という項が載っております。体育指導員というのは、一応体育事業の普及振興ということで、１カ月8000

円の報酬で勤務していただいている。

この方々は、それぞれ専門的な分野でバスケットとかサッカーとか、あるいは陸上、バドミントン、いろいろ市民のいわゆる体育技術の向上ということを中心にしながら、体協の各種行事等に参加をしている。そういう中で、今、お話に出ております生き生き体操という、お年寄りを対象にしたスポーツといいますか、レクリエーションといいますか、そういうものに適合しているような形の指導が、果たして行えるかどうかという問題も含めまして、これは正式に体育指導員そのものの、今の事業の中におけるところの位置づけ、そういうところからいきますと、やはり専門的な分野での体育技術の向上にこの体育指導員が当たっている、このようにとらえているわけです。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　まず冷房機を設置する給食調理室の休憩室の部分に関しましては、これは各校１カ所でございますので、数としては一応26校を予定をしております。

それから校長室、事務室に関しましては、両方設置をしますと、１校２カ所ずつになってまいります。したがいまして小学校、中学校合わせまして、もし各校に校長室もしくは事務室の１カ所ずつだとすれば18校分になろうかと思います。

この辺につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、基本的な考え方としては環境条件の悪いところ、特に高温多湿であるとか、あるいは通風が悪いとか、常時そこに職員がいて仕事をしているとか、そういうふうな条件を十分に検討した上で設置場所を決めていくという形で考えておりますので、特に校長室、事務室の関係につきましては、先ほども言いましたように、当該学校の校長先生なり学校の校長会と十分協議をした上で、どういう順序で設置をしていくかということは決定をするようにしていきたいと思っております。

それから学校によっては、電気容量の関係ですぐには無理な場所も中にはあろうかと思いますし、また当面、今年度あるいは来年度について大規模改修を考えている学校については、その時点でというふうに考えておりますので、その辺については外して考えていくというような形にしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（市川資信君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（夏井明男君）　今、古賀議員から、予算の中で調理室及び校長室等の冷房における予算説明があったかということですが、多少記憶的に申し上げますので、テープも入っているわけですが、その辺、次長の方から説明をいただいてお

りますので、若干申し上げますと、先ほど次長の方から説明いただきました小学校、中学校の備品購入費の中の学校給食用ということで予算計上されておりますが、この説明の中では、いわゆる学校給食の食器の説明をいただいたということで、質疑等についても今、見たところですが、説明を受けなかったというふうに記憶をいたしております。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私がいろいろ聞き及んでいる範囲で、今議会は余り私は質問していないのですが、多少この点だけははっきりさせておくということが私どもの責務だろうというふうに思いまして、今、お聞きをしているのです。

社会教育センターのこの新規の事業は、明らかに人件費の補助金を、名目を変えて引き続き出すということにほかならないわけです。この点、生き生き体操教室と今までやっていた健康体操教室の差というのは、ほとんど感じられないし、わからないですね。ただ、対象が高齢者であるというようなことで、こじつけは行われておりますが、その点、非常に理解しがたい。

今、お聞きしたことで若干触れられたのですが、体育指導員には無理だというふうな判断を、今、教育委員のお立場でおやりになったのですが、体育指導員に対してこういうものを事業として新しくやりたい、やれるかどうか、また対象として体育指導員を考えるかどうかということを検討されたかどうかということが、私は非常に大事だと思うのです。

初めに社会教育センターに委託をするということが既に決まっていて、この事業が計画されたのであれば、当然市の体育指導員の出る幕は全くないわけです。今、教育長がおっしゃった、体育指導員にはいろいろ報酬の関係とか、理由を挙げてこの事業に携わることは困難だというような理由づけがなされたのですが、体育指導員との折衝があったのかどうか。その辺、検討されたかどうか、正直にお答えをいただきたいと思います。

それから給食調理員室ほか、学校の各事務室及び校長室に対する冷房機の設置でありますが、これだけ膨大な予算を使って新年度おやりになる事業について、予算委員長も説明がなかったのじゃないかというふうに今、お答えがありましたし、私どもの同僚の委員に聞きましても、触れられてなかったというのが真相、真実のようです。

なぜこういうことが、予算説明書にもこれだけ書いてない、しかも予算を審議する委員会の場でも飛ばされている。簡単にやれという声があったから飛ばしたじゃ済まないわけです。これだけ大きな予算を使うのですから。

今おっしゃった数字を見てみますと、給食調理員室については小学校19、中学校７という数字が出てきますので合計すると26、五小は今、改築を予定されておりますので当然つかない。それからまだ給食を実施していない三中の場合には、これが対象から外れるということで、給食調理員室には差し引き26校、全部一度につくということに計算上はなります。これで間違いないかどうかです。ところがこの説明は、議会の場では全くなされていない、不思議な話です。

事務室、校長室の場合には、トータルで18だと思います。この18というのが校長室も含むようなニュアンスにもとれるし、今後検討するということですから、非常にあいまいなわけですが、はっきりしていることは、まず給食室にはことし全部つける。その次に、18についてはこれから検討をしながら、校長室、事務室の割り振りを行っていくということですから、３カ年計画の中でこれから決めていくと最初におっしゃったことは、実質的には訂正をされたわけですね。給食室はもう既に全部やるわけですね、平成元年度に。ですから、残りの校長室、事務室についてどういう計画かということで、残り２つについての検討がなされるということになるわけです。

この点について、今、次長のお答えの中では、はっきり私、わからなかったのですが、まず給食調理員室の休憩室にはつけましょうということはわかりましたが、校長室については、ことしはどうなのかということは、はっきりしませんね。この点、今、ある程度のものが何か検討されていると思うのですが、もう一度その辺のことを教えていただきたいと思います。

それと、なぜこれを予算書の説明欄に具体的に書かなかったのか。そして予算委員会及び本会議の上程の際に、この説明は省かれたのかどうか。大した事業じゃないということにしては、大きな金額であります。その点について、お尋ねをいたします。

それから福祉事業団の件については、これはだれが見ても、職員の皆さんの中に不満が渦巻いているということは、市長も幹部職員の方も百も承知なはずです。２年で普通はみな、市の職員の方は関係の外郭団体のようなものは市の場合少ないわけですから、後進の方にやはりそういうチャンスを皆さんが気配りをして、そういう権利を分かち合っていくというのが原則だろうと思うのです。

ところがさきのかしの木荘の例にもありましたように、森田喜美男後援会の副会長を３年余にわたって、これも臨時職員の採用要綱に反して採用を続ける。議会で指摘をされて急遽おやめをいただく、こういうことが行われて、果たして清潔な市政だろうかと私は思うわけです。後のことは知らないというふうに今、市長はおっしゃっているので

すが、こういう方が、皆さんがそういう視線でごらんになっている職員の方の心理というのが、長く市にいらっしゃった方ですからわからないはずがない。何かやはり本人をそうさせる動機となり得るものがあるというふうに判断せざるを得ないわけです。しかも理事長として、老人給食という大事な事業の担当者がこの後だれがやるのか、新規事業の当時から3年携わった人が交代するとなれば、当然だれがやるかを承知していなければおかしい。だれがやるかわからないということじゃ済まないと思うのですよ。この点について、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　体育指導員と生き生き体操の件について、検討した機会があるのかという御質問でございますけれど、その辺の福祉部の方からの要請とか依頼、こういうものは教育委員会の方には寄せられておりませんので、体育指導員に、こういうことにも協力してもらえないかという面での話を投げかけたというような機会はございません。

ただ、体育指導員の方々というのは、それぞれお勤めを持ちながら市の体育の普及活動という面で協力をしていただいているという状況でございまして、先ほど申し上げたように、相当専門的な分野にわたって、体育協会の傘下でお仕事をしている、そういう状況でございますので、その辺の話は改めて相談があれば話を体育指導員の方々に投げかけるということもありますけれど、福祉部の方から直接そういう形の要請は受けておりませんでしたので、話し合いは持たれておりません。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　校長室と事務室に設置する部分につきましては、先ほども申し上げましたように、各校1カ所ずつ設けるとすれば18校という形になりますので、この分につきましては、いずれにしろ各校に2カ所ずつ、校長室と事務室に設けなければいけないことになりますので、3カ年で順次やっていきたい。

その中で校長室に先に設けるか、事務室に先に設けるかということでは、事務局サイドの方では事務室を優先して考えた方がいいんではないかという考え方もございますけれども、いずれにしろそれぞれの学校の中の例えば校長室の置かれている条件、それから事務室の置かれている条件、そういったことも違いがございますので、その辺のところを十分斟酌しながら、校長会、そこの学校の校長先生なんかと十分に協議をした上で、初年度の設置場所は決めるようにしていきたいというふうに考えております。

それからいずれも備品購入費のところに予算が計上されているわけですが、例えば管

理備品という中に、この冷房機も備品として購入を、今回の場合しますので、クーラーも含んでその他の学校用の備品も全部その中に含まれております。それから保健給食費の場合には、学校給食用という説明欄の中に、かなり大型の給食用の機器の入れかえ分だとか、そういったものは全部この中に含んでおります。今までもこういう形で計上をさせていただいております。

主要な点について説明をするということでございましたので、特別に他意があったわけではございません。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　最後の福祉事業団の件でございますが、今、総務部の方のお話もありました。そうした人でございますが、ここで3年ということで再雇用の件はこれで終わります。

それで、福祉事業団といたしましては、そのほかに今年度おやめになる方でも、ほかの場所ですが、定年でおやめになる方で高齢者事業団にお入りになって、それから高齢者事業団の方からパート、臨時職員という形で来られる方がおられます。そうしたものを踏まえまして、この方も高齢者事業団にお入りになって、そしてそれからパートの形で、賃金はずっと安くなりますが、これを1年間お願いしていきたいというふうな希望は持っておりますが、じゃあいつ採用するかということにつきましては、一応ここで再雇用で切れますし、そういうあれですから、少し時間を置いてしていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　ちょっと私も、常識とか良識というものが通用しない話じゃないかなという気がするのです。

社会教育センターの場合には、市長の意図がありありとわかる。人件費の補助というのは違法性があるという指摘を受けて、急遽これを生き生き体操教室というもっともらしい名前をかぶせて、同じような事業を社会教育センターに二つ出すということで、体裁を取りつくろっているわけです。

当然そうした事業であれば、福祉部の方でもし新しい事業を興すということになれば、体操、体育ということが念頭にまず置かれれば、市の体育指導員というものの制度を、職員の方が御存じないはずがない。最初から投げかけて相談した機会はないと、今、教育長はおっしゃったのですが、最初から体育指導員の方は外れているのです。初めにもう結論が用意されている。こういったことはだれかの意向がなければできないことです

から、この社会教育センターの生き生き体操教室、悪いことじゃありませんが、こういった予算の支出について、企画財政部長もはい、そうでございますかと言わざるを得なかったのは心中察しますが、ちょっとやはり問題があるのじゃないかと思います。反論があればお聞きをしたいと思いますが、どうでしょうか。

それから調理員室の冷房機の取りつけ、これは高温多湿の中で仕事をなさる方に、良好な職場環境を提供するということで、これは当然計画をされ、検討されてしかるべきだと思います。しかし、学校の各施設で働いておられる校長先生を初めそれぞれの職員の方、みな自分の分野で全力投球をしておられる。まず給食調理員室に全部つけて、その後ぼちぼち3年かかって校長室にもつけていこうという発想は、私にはちょっと理解できない。総合的にこれを考えて、これから3年計画で当たっていきますということであれば、その中でたまたま給食調理員室が多くなったり、少なくなったりすることはあるでしょう。しかし3カ年計画なのに、最初の年にまず給食調理員室に全部つけてしまって、あと校長先生方にはぼちぼち涼んでもらえばいいということの発想は、私にはちょっと理解ができない。

こういった点、教育委員会は当然のことだというふうにお考えになっているかどうか、この点、お尋ねをいたします。

それと、予算をあえて説明しなかったということで、従来もそうだからということなんですが、ここで改めて全校の給食調理員室に全部冷房機をつけるというのが、従来は数字がなかったわけですから説明しなくて当然ですが、約7000万円近くの関連予算があるわけです。ほかの備品ももちろんあるわけですが、その中の冷房機設置が一言も触れられないということは、やはりおかしいと、だれしも思うはずです。委員長もお聞きにならなかった。予算委員の方も、一部の人は知っていたかもわからないけれども、聞く機会がなかった。

こういった点は理事者側、ないしは教育委員会、市側に予算審議について必要な情報を十分提供していない、こういうことが言えると思いますので、こういうことは最後にしていただくように指摘をしておきます。

それから福祉事業団の、この老人給食サービス事業に携わる職員の方についてですが、総務部長は4月からは恐らく、これで契約はおまけの年も終わったので終わりますというふうにおっしゃった。市長も、総務部長が言っているとおりだと思うということで、これまた知らぬ顔の半兵衛を決め込んでおられる。しかし福祉部長はよく御存じで、続けて来てもらうのはちょっとまずいから、高齢者事業団に一たん現住所を移して、そこ

から元通りまた来てもらうということをおっしゃるわけです。

職員の方の中には、やはりこういうことは好ましいことじゃないという空気が満ち満ちているのじゃないかと私は思うのです。私どもの耳に入るくらいですから。これを市長を初め、与党の議員は何とも思わないというのはよくわかるのですが、良識ある人は、こういうことは好ましからざることだというふうに、普通考えるはずです。こういうことについては、何も疑問を感じないのかどうか、市長にちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、何か特別な御関係がおありなのかどうか。この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　老人給食という大切な仕事ですから、信頼のできる人が仕事に携わるということが一番望ましいことであります。職員に不満があるなんということは、私は思いもよりませんでしたが、もしそういう状況があるとすれば、均衡性を失しないように、適正な判断をしていくということは、言うまでもありません。

しかし、特に何か特別な関係があるとか、そういう言い方でこの事業を円滑に遂行することに支障の起きるようなことは、なるべく我々は考えないわけでありまして、すべての仕事が円滑に、人材を得て適正にやれるということを望むわけでありまして、その一方にまた、職員の再雇用等の均衡性も十分配慮するということで考えていきたいと思います。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長もいろいろ頑固になられて、こういった正論が耳に素直に入らない。こういうことを最もだと言っているような人は、そう市長のことを本気になって考えている人じゃないのですよ。良識ある声というのは、たとえ届かなくてもきちんとやはり聞くだけの、市長は耳を持たなくては私はいけないと思います。

再雇用の期間が決められている。しかしそれが守られない。今度はわざわざいろいろトリックを使って、所属を変えてまた来てもらう。どういう職員の方が見てもこれはおかしいと思うはずですよ。こういうことを改めることをはばかるというのは、ちょっと私は理解できないわけですが、あえて予算審議の場でありますので、このことを指摘をし、早急な改善を求めておきたいと思います。

また給食調理員室のクーラーの取りつけについては、ある検討期間が設けられてそういうふうに決まったのかもわかりませんが、しかしやはりつけるということであれば、その間の検討経過はある程度お知らせをしていただく、予算の審議の場に、せめて今度は、来年度給食調理員室に全部冷房機がつきます、校長室はこの後ぼちぼちやりますく

らいの説明は、ちゃんとおやりにならなければいけないと思います。この点も、指摘をしておきたいと思います。

それから給食調理員室には、御承知のようにタイムレコーダーが置かれていない。いつお見えになっていつお帰りになったか、だれもわからないわけです。いいかげんな勤務をなさっているというわけじゃありませんが、市の職員の大方の方はきちんとタイムレコーダーを押しておられる。特別な職員の方で、タイムレコーダーを押してない職員が先年ございました。これは私が指摘をしましたら、改まったようでありますが、同じ地方公務員として市の行政サービスに携わっておられる職員の方が、ある人はタイムレコーダーを押すけれども、別の人は押さなくてもいいという職場環境は公平でない、この点もあわせて指摘をしておきたいと思います。

御答弁いただければ私はありがたいと思ったのですが、この点に絞ってお聞きをしましたので、この点は指摘だけしておきます。

社会教育センターについても同様でありますが、センターの運営、またセンターの事業の進め方等について、市長みずからもやはり改善が必要だということは認めているわけです。しかしながら、こういう名目を変えて引き続き予算を支出していくという、しかも何かつじつま合わせが見え見えの予算措置、こういうことは議会が仮に指摘をしなくても、恥ずかしくてできないはずです。しかし今回は行われて、現に予算の体をなしているということでありますので、こういったことも至急改善の措置をとられるように、議会から一々指摘を受けなくても、だれが考えてもおかしい話です。ぜひ早急な、心を据えての取り組み、対応をお願いしておきたいと思います。

予算委員長、御苦労様でございました。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。土方尚好君。

〔４番議員登壇〕

○４番（土方尚好君）　自由市民会議を代表いたしまして、平成元年度一般会計予算を最も消極的に認める立場から、意見を申し上げます。

私ども自由市民会議では、毎年その年の予算に対して要望を出しているところでありましたが、今年度は市長改選を間近に控えていることもあり、当然骨格予算であろうとの見通しから、特別に要望を出さなかったのであります。

提案された予算案によれば、選択的施策に属する余裕を見ているとは言いながら、引き続き市政を担当するような姿勢を持った予算組みが随所に見られるとともに、新規事業も数多く取り入れており、新市長に政策を反映させるための財源も、申しわけに予備費に残している程度で、選択的施策の余地を残していない現状であります。

このような中に、内容の面に入って数点指摘をしてみますと、歳入面での国、都の支出金等で市に入ってくる部分のうち、幼稚園費に係る都補助金について、予算編成時にとらえられたというようなことの部分があるわけで、特別会計――これは範囲が別になりますけれども、同様に、補助金に見込みを当然とらえられる部分もあったわけであります。今後早い時点でとらえ、当初予算に反映されるよう、強く要望をします。

また支出面で、議長のあっせんにより予算の訂正という現実があったわけですけれども、民生費のうち老人福祉費に係る老人入院共済見舞制度について、さきの厚生委員長の報告の意見の集約という中にもありましたとおり、今後、検討改善を求める点が多く出されているところであります。予算の上でも不安定な部分があるところですから、また一般会計と特別会計の算出基礎の数値に、整合性が保たれていない一面も見受けられるわけです。

このようなことから、今後の予算編成に当たっては、以上申し上げたような点に十分配慮していただき、補正予算が極力少なくなるような予算編成をされるよう、強く要望、指摘するとともに、このような点に十分配慮をしていただきたい。また予算編成に取り組む職員には、ワンマン市長の指示に従わざるを得ない現実の状況を踏まえ、大変御苦労が多いかと思いますけれども、一層の努力を希望して、意見といたします。（拍手）

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

〔20番議員登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、1989年日野市一般会計予算に対し、賛成する立場で意見を申し上げます。

日本共産党市議団は、1988年11月12日、昭和64年度日野市予算編成に対する要望書を森田喜美男市長に提出いたしました。大軍拡と大増税を進める竹下内閣のもとで、地方財政と市民生活をめぐる情勢は一層厳しく、それだけに市民の革新市政に対する期待は高まり、公約違反の消費税の廃止、削減された国庫補助金の回復を求める運動を進め、市民の切実な要求実現に積極的に取り組むよう、要望いたしました。

一つは、暮らしを守り、健康で安心して暮らせる福祉都市を。これが37項目です。

二つ目には豊かな教育、文化、スポーツをはぐくむ文化都市を。これが31項目です。

３番目に、自然を守り、快適で住みよい町を。35項目。

4番目に、中小工業、農業、消費者がともに栄える活気ある都市を。これが19項目です。

5番目に、市民とともに核兵器廃絶、平和、民主主義擁護の都市を。8項目。

合計130項目となりましたが、すべて市民の切実な要求であり、今回の予算の上にも反映されております。

森田市長は、市長に就任した16年前より憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守ること、緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくることを市政の中心に置き、市民参加の地方自治を打ち立ててまいりました。

新年度の予算編成方針の中で、森田市長は、この長い期間には幾多の試練を経験したことも事実ですが、市議会の御指導と市民の御理解によって難局を克服し、大過なく市政のかじ取りを進めることができましたことを、感慨深く感謝しておりますと述べておられます。

私は、この言葉の持つ深いものを考えますと、革新市政が誕生したそのすぐ後に取り組んだ南平小学校の開校、15の春を泣かせない南平高校の誘致、平和モニュメント、幼児教育センター、特別養護老人ホームの建設など、数え切れないほどの数々の自民党の妨害がございました。

こういうことについて、市民運動を背景に、また私心、私心なければ恐れるものなし、これを信条とする森田喜美男市長は、一つ一つの困難に対処し、事業を進めてこられました。多くの市民の期待や励ましの中で、（「だれが妨害したのだ、はっきり言ってみろ」と呼ぶ者あり）市民の要求にこたえてきたことが、この言葉の中から私は酌み取れるわけでございます。

今、竹下内閣の支持率は、歴代の総理大臣の最低というところに来ております。今日の毎日新聞の世論調査によりましても、9％台に落ちております。不支持が63％ととなっている、こういう状況でございます。（「そうだ、共産党万歳」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（市川資信君）　御静粛に願います。

○20番（鈴木美奈子君）　それでもなお権力の座にしがみつき、リクルート疑惑を解明せず、消費税を国民に押しつけ、4月1日からの実施を前に、日本じゅうは大混乱に陥っているところでございます。

3月19日に行われました千葉県知事選挙では、共産党の推薦する新人の石井正二さんが78万6000票余りを取り、竹下内閣に大きな打撃を与え、この結果はマスコミでも多く

取り上げられたところでございます。庶民には消費税で増税を押しつけ、自分たちはリクルートでぬれ手にアワ、もうこんな政治は嫌だという、こういう声がたくさん上がりました。

日野市も同じでございます。弱い立場の人々を守る森田革新市政は、消費税の導入によりこれらの人々への援助をどのように進めていったらいいか、また地方自治体への影響はどうか、この対策のために、日野市消費者対策本部を設けたことは市民から歓迎され、市長自身が消費税反対のたすきをかけて街頭で訴えましたけれども、これは自民党市長にはできないことでございます。

今、地方自治体への消費税導入に関連して行われました地方税改正により、日野市でも法人市民税減税分、たばこ消費税の減収、電気税の廃止による減収、ガス税の廃止による減収で、合計6億9779万5000円となります。消費譲与税で補てんされますけれども、歳入で影響額が2億5581万、歳入歳出合わせまして、日野市でこの影響は7億9299万1000円となります。4月1日からの消費税導入を前に、全国の自治体で廃止、見直し、延期の意見書が続々と政府に上がってきております。

朝日新聞の調査によりましても、3月24日現在、全国で1府36市30町4村、東京の4区、今後も20以上の地方議会で、こうした意見書が可決される見通しというふうに報道されております。日野市も既に意見書は上げておりますけれども、きょうの最後の日も、日程に上っているというふうになっております。

読売新聞の調査でも、4月1日から公共料金に転嫁をしない、こういう市が121市にも上ってきております。新年度予算の中に消費税が含まれているために、各地方自治体ではこの対応で大変で、議会での審議の結果、それぞれ出ておりますけれども、この責任はすべて竹下内閣にあり、政府自民党にあることでございます。

消費税導入の最大の口実が高齢化社会のため、こういうことでございましたけれども、ところが消費税が通りましたならば、すぐに今度は厚生年金の大改悪、そして支給年齢を60歳から65歳と、5年間もおくらせるということも出されております。お米、郵便、電話料金、公団家賃、ＪＲ、私鉄、新聞代、いろいろなものがこの4月から、生活にかかわるものにすべて3％の消費税がかかり、高齢者のみならず、一般の家庭でも大きな影響が出ます。

また、この3％は保証がありません。外国の例を見ても、一たん導入されますと何％か上がることは、今までの例でも明らかでございます。さらに地方自治体に追い打ちをかけるように、3年間の期限つきでありました保育所、福祉施設、あるいはまた生活保

護などに対する補助金の一律カット、これが恒久化する補助金等整備合理化法案が、政府に３月27日、趣旨説明が行われました。地方自治体でもこの回復を求める運動や、議会での意見書決議が次々と上がっておりますが、私ども日野市でも、意見が上がっております。

昨年１年間だけとってみましても、665の市のうち延べ710件、そして町村議会では2133団体、82.4％に上っております。47都道府県議会の、この補助金カットをもとに戻せという意見が、全国的な声となってきておるところでございます。地方自治体は国庫負担金カット、消費税、この二つで89年は約３兆円の収入減、そして補助金カット以来、５年間で削減額は６兆2000億円にもなり、生活保護世帯は厳しい政府の指導で９万4000世帯も減らされ、保育料も国庫負担率が48％から24％に半減しております。

さらに老人保護費、教育費の補助金削減、教材費の国庫負担金の廃止などを行う一方、大企業、大金持ちには大減税となっております。松下幸之助、松下電器産業相談役は約２億1000万、上原昭二大正製薬会長、約１億9000万円であります。生活保護を打ち切られ、幼い子供を残して餓死をした札幌の婦人、そしてまた自殺した二人の荒川のお年寄りの皆さん、次々と家計を圧迫する自民党の政治を、国民はもう見限っています。だからこそ、日野市のこの革新市政16年間の継続、発展を心から望んでいるわけでございます。

本年度の予算は一般会計356億5456万4000円で、前年度対比12.9％、40億8305万4000円増となっております。予算は、日野市民が豊かに健康で暮らしていけるよう、五つの柱を立てて組み立て、それぞれのところで市民の要求が反映されております。

一つ、生きる喜びをつくり出す健康と福祉の町。

二つ、豊かな人間性を育てる教育と文化の町。

三つ、自然と調和する安全、快適な町。

四つ、活気ある産業と豊かな消費の町。

五つ、参加と連帯でつくる市民自治の町。――でございます。

この市民本位予算は、どこを突いても反対できない中身の濃い内容となってきております。

歳出では総務費に触れますけれども、平和フィルム３本分の購入、平和祈念行事参加費補助は、広島、長崎に続きまして、ことしは沖縄にまでこれを加えたことは、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている自治体としては評価できるものであり、市民の積極的な参加が期待されるものでございます。

多摩平四丁目３番地ブロック整備基本計画は、市民の声を十分入れた中で、計画を打ち立てていただきたいと存じます。

次に、民生費でございます。障害者の働く場を保障する雇用促進助成、被爆者に対する見舞金の支給、重度の身体障害者の緊急一時保護、車いすタクシー運行の補助金、重度の脳性麻痺介護人派遣事業、障害者の福祉施設、かざぐるまの家、すずかけの家、青い鳥作業所、たんぽぽの家など、父母の運営で賄われておりますこうした施設への援助は、障害を持っている人が日野市に来れば生活できる、福祉が充実しているから移って来られるという状況のもとで、障害者施策としては大変評価できるものでございます。

お年寄りにはひとり暮らし老人への緊急通報器、これによりまして、事故が起きたときにはすぐに対応でき、安心して暮らせます。老人見舞い電話事業、毎日の給食サービスは他市にないことであり、お弁当を届けて、声をかけて、そして気持ちが通じ合える、こういう温かい給食サービスが日野市で行われております。

入院見舞金制度は、政府自民党が老人医療費を有料にし、お年寄りが病院から追い出される中で、安心してお医者様にかかれるように入院できる制度をつくりましたが、これは議会でも請願を受けまして、3238名のお年寄りの、西山新二郎さん代表の、こういう方の請願を受け、また共産党議員団が一昨年、議員団提案として行ったものであり、今回70歳から実施でございますけれども、ぜひとも今後の課題としては60歳まで引き下げるよう、要望しておきます。

また高幡特別老人ホームの建設、さらには開設用の備品購入費、自民党の妨害なども数々ございましたけれども、一日も早い完成が望まれるところでございます。

婦人には消費生活商品テスト、消費者生活展、婦人を援助する報償費、婦人センターの備品購入など、婦人の活動も広がっております。来年度は予算も婦人の分野でもふやし、あるいはまた婦人センターの建てかえ、婦人会館をつくるなど、検討していただきたいと思います。

子供たちには保育所での乳幼児健全育成相談事業は、民間保育園で２園実施でございますが、お父さんやお母さんたちの子育ての相談を、医師やあるいはまた保育の専門家が必要とされる今日の社会情勢の中では、これをぜひ公立でも実施できるように検討していただきたいと存じます。

母子家庭等のレクリエーション事業の増設、山下児童遊園の整備、平山児童館の改修、平山小学校学童クラブ、ひのだい学童クラブの改修など、学童にかかわる改修事業が本年もたくさん入ってきておりますけれども、本年の学童クラブに入所できない子供が34

名出ておりますので、ぜひ親も子供も不安な毎日を送っておりますので、この子供たちのためにも、全員入所できるように努力されたいと存じます。

生活保護費は、生活保護の受給者は、国では87年４月、72万5280世帯、88年４月には69万4017世帯、１年間で３万1260世帯減らされております。この５年間でも９万4000世帯も減らされ、荒川区では、冷酷な福祉行政に抗議して、２人も自殺者が出るという状況で、国会でも不破哲三議員、都議会では丹治議員がこの問題を取り上げ、質問をしております。日野市の生保を受ける構成は、傷病障害、高齢者、母子などとなっており、これらと並んで、生活保護を受けられないすれすれの人たちもいます。消費税の４月実施により、生活破壊が進むと思われますので、一層の援助をお願いしたいと存じます。

次に衛生費では、生活保健センターができまして、保健衛生行政が進んできております。また、プールの利用率も、大変高い状況です。１歳６カ月健診、赤ちゃんの成長期には大変重要な健康診査の時期でございますが、昨年の約２倍の予算化、そして婦人には子宮がんに続いて、ことしは乳がん検診、肺がん検診なども評価できるところでございます。

公害対策でも地下水汚染環境調査、水生生物調査など、清流を守る地としては、この調査結果を今後にもぜひ生かしていただきたいと存じます。

飛行機の騒音、自動車測定装置、粗大ごみ処理施設の改善、ダストボックスの備品購入など、さらに市立病院への出資金についてはさやか学級の増設分のものを含むなど、評価できる内容となっております。

労働費、農業費、商工費は、勤労青年会館の使用する団体、個人が多く、こうした施設を市内の各地につくっていただきたいと存じます。都市地域農業生産団地育成事業、産業祭り、農業展、商工展への補助、中小企業事業資金貸付預託金、小規模事業育成などがございます。こういうものもぜひ充実させていただきたいと存じます。

土木費では道路改善、新設、舗装改良、側溝新設など工事や、あるいはまた車を通さない、人だけを優先する二番橋の設置、あるいはまた日野用水ほか９カ所の改修や、都市計画道路２・２・５号線用地取得や築造、みなみが丘丘陵公園の開園に伴う委託料、あるいはまた備品購入など、北川原公園用地、緑地用地取得の緑を守る施策となってきております。

また住宅建設費といたしましては、向川原市営住宅の建てかえが３期分、４期分として予算化されております。東京都が地価の高騰で深刻な住宅難にあえいでいる都民の声を無視して、都営、公社住宅の大量建設を投げ捨てている中で、市民への住宅として障

害者、お年寄り、この方たちも住める、こういう住宅をつくる考えもあり、評価できる内容となってきております。

教育費では乗鞍高原林間施設の新築実施設計、大成荘の改築基本計画などで、家族そろって利用できる施設として、これも待たれるところでございます。

第五小学校の改築は、長い父母の運動によりまして、この改築は進められ、予算化されましたことは、多くの父母の皆さん、子供たちの喜びでもございます。さらに小学校の改修工事が多くの学校で行われ、中学校では第三中学校の大規模改造、中学校で最後となりました給食の食堂方式の新築、予算化が組まれまして、全国から日野市の中学校給食は、特に食堂方式の給食は、視察が多く見られるほど評価できる内容となり、平山中学校も早期に食堂方式に改築するよう、要望をしておきます。

さらに小学校のランチルーム整備、高強度磁器食器の給食は、食器によって全国的にもマナーの悪さ、こういうものが指摘されている中で、今年は２校分でございますけれども、今後すべての学校にこれが行き届くよう、要望いたしておきます。

また私立幼稚園の父母負担軽減のため、３歳、４歳、５歳への補助金のアップ、私立幼稚園教職員研究費などの補助金、市立と同様に市の幼児教育に貢献してまいりました幼児教室保護者への補助、こういうものを、私は大変評価するものでございます。公立幼稚園の統廃合などという動きが出ておりますけれども、とんでもないことでございます。

ふるさと博物館の開館に当たり、現場では開館準備に追われる中で、職員不足が言われておりますので、これらの対応もお願いしたいと存じます。

また、公民館の使用に当たりましては、市民からたくさん施設の改修の要求も出ており、中央公民館の建てかえの問題、あるいはまた市民の期待も多く広がっておりますので、市内の各地に公民館の分館を建てるように、よろしくお願いを申し上げる次第です。

図書館では平山図書館の改修が行われ、百草図書館の内装工事の、民間の建物を借りての図書館開設となりますが、これにつきましては、百草地域の方々が議会に請願を出し、この請願を受け、地元の中谷好幸議員も紹介議員となりましてこの請願を受け、出したものでございます。それにこたえて、森田革新市政が、あの地域の百草図書館の開設となるわけでございます。革新市政を、この点では大変評価するところでございます。

体育のところでは、第三中学校のクラブハウスの新築と屋外運動照明設備、また多摩川グラウンドの管理棟新設、市民プールの改築基本計画など、旭が丘のテニスコートの改修、スポーツに親しむ人々にこたえた予算となっております。

以上、述べてまいりましたが、1989年度の予算は、森田革新市政の市民本位の積極的な予算が組まれており、高く評価できるものでございます。

なお、歳入歳出に消費税の影響分が加算されておりますが、市長は消費税廃止を打ち出しており、市議会にも公共料金の上乗せをしませんと表明をしております。また、市議会としても、消費税廃止の意見書を提出しようとこれからもしておりますし、それらを踏まえまして、予算に賛成する者でございます。

森田市長は、市民の信託を受け４期16年市長を務められ、市民の期待はさらに５期目へと進んできております。国、都の弱い者いじめの政府と対照的に、革新市政のよさと、森田喜美男市長の温かい人柄に心ひかれる人々も多く、千葉に続いて日野市でも市民の良識を期待いたしまして、日本共産党を代表いたしましての討論を終わります。（拍手）

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

〔２番議員登壇〕

○２番（宮沢清子君）　公明党を代表いたしまして、平成元年度一般会計予算案に賛成の立場で意見を述べます。

国の予算は、一般会計規模で前年度対比6.6％増と、昭和56年度以来８年ぶりの高い伸び率を示しております。このことは、円高景気による税収入の大幅な増加が考えられます。特にシャウプ勧告以来の大幅な税制改革と言われております消費税導入問題は、昨年の臨時国会において、公明党は一貫して反対をしてきました。

ただ、反対のための反対ではなく、税制改革基準法という我が国の税制の一番よいあり方の立場により、所得税の総合課税化、法人課税ベースの拡大、資産課税強化などの不公平の是正を図るとともに、物品税など、個別間接税の存続と調整、好調な税の自然増収などで財源の確保は可能である、と具体的な代案を提示いたしまして、強く反対をしてまいりましたが、政府自民党の、300議席という多数決にものを言わせて強行されました。

成立からわずか３カ月ほどで４月１日より消費税は実施となります。一般会計予算特別委員会でも明らかなように、一般、特別会計とも歳入歳出における消費税の影響額は、７億9299万1000円の減額であると指摘されておるところであります。

このような状況下で、日野市を初め、多くの地方自治体では消費税には不明確な点も多く、市民への影響を考慮されて、消費税転嫁を見送るなど、苦慮されながら、懸命な対応をされておられるのが実情であります。４月の実施を前にして、ＮＨＫの世論調査におかれましても、反対74％、賛成8.8％と、４人のうち３人までが反対の意思表示をされております。

さらに各地での選挙結果が示しますように、国民各層が強い反発を示しておられることは、周知のとおりでございます。生存権を保障するための諸施策を義務づけました憲法第25条の第１項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」との精神に真向から抵触する点など、欠陥と矛盾があり、国民生活を混乱させる消費税の撤廃を目指す所存であります。

なお、日野市消費税対策本部の設置は歓迎するものであり、市民生活、弱者への対応も十分とられますよう、要望するものであります。

東京都におきましては、都民が豊かさを実感できるマイタウン東京、世界都市東京の早期実現を目指し、一般会計規模では前年度対比18.7％増の６兆円台の超積極型予算となっております。こうした情勢下における本市の一般会計予算額は356億5456万円で、対前年度比12.9％の伸びの予算となっており、歳入面におかれましては、個人市民税119億284万円で8.4％の増、法人市民税37億7100万円で、対前年度比59.1％増、補正で見ますと2.5％減です。市税としては243億3536万円で、構成比は68.3％であります。

昨年の日本経済は、当初の予想をはるかに超える好状況で推移し、市税の伸びに反映したことでありますが、好況の原因が円高メリットの効果と、株式、土地の資産効果、産業の投資等が経済の上昇を支えていると言われます。長期的トレンドを予想する楽観論が大勢を占めると言われますが、法人市民税の割合が高い日野市におかれましては、特に効果的運営の行政システムの推進と、時代の流れに対応した一人ひとりの職員の資質向上を発揮される人事管理、さらに組織機構の簡素化、電算化、ＯＡ化等の推進を図られ、市民サービスの向上を図ることが、今後の課題であると思います。

新規事業、レベルアップ事業は、一応の評価はできるところでありますが、せっかく老人入院見舞共済の条例を制定され、事業推進に当たるところでありますので、この趣旨に関しましては賛成でありますが、数点、指摘をさせていただきますと、憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とございます。あわせて、老人福祉法第２条では「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と、基本的な理念が明記されております。

さらに57年１月１日に制定をされました日野市の老人憲章におかれましては、「老人は、家庭と社会の大切な一員として、手厚く遇される」とございます。

このような視点に立ちまして、厚生委員会及び一般会計予算特別委員会での質疑にも

ありましたように、共済金の徴収方式、事務の煩雑化、さらには実施年齢の配慮が欠けるなど、その他多数の不備が見られます。今後利用者への十分な御配慮を考えられ、市職員と担当部課での再調査、研究を行い、鋭意検討していただきたいと思います。

高齢化社会へ向け施設設備、デイホーム事業、住宅対策等の諸施策とともに、高齢者のライフサイクルに合わせ、長年の経験や能力を社会に生かし、生きがいと活力ある人生80年代にふさわしい福祉基本計画を策定され、単年度ごとに積み上げ、福祉の充実を図るべきだと考えます。

都市整備にあっては環境を保全し、環境の総合評価体系の導入を図りつつ、シンボルを掲げ、各種政策や施設を有機的に関連づけ、全体としての都市景観などの環境を創造、整備されていくことであります。道路にあっては総合的な体系的整備推進を図られ、特に未整備地域にあっては、計画的な道路整備の推進を進めるべきであります。

次に、ごみ減量とリサイクル事業を促進され、地域レベルの資源保存への立場から、リサイクルセンターの設置を進めるべきであると考えます。

また学校教育におかれましては、これからの高度情報化社会では、大量で多様な情報が即時に広く伝達され、その利用が人々の生活に重大な影響を与えます。そのためには、情報化社会を生きるための資質や能力が求められ、主体的に情報を選択し、活用できる情報活用能力が必要となってまいりますので、小中学校にパソコンを導入され、近い将来実施されるパソコンを使っての授業に対応できる教育を推進していただきたい、と切望いたします。

教育施設では、画一化した従来の校舎建築から、ゆとりのあるスペースで、文化性、地域性を加味した新しい形の校舎づくりへの発想の転換が課題であると思います。

さらに学校教育の基本を十分踏まえながら、生涯教育における開かれた学校づくり、学校施設の役割が、教育行政における課題であると思います。このような教育施設の課題を踏まえて、基本計画、実施計画を早急に策定されるべきだと考えます。

また、新旧学校施設の格差是正の基準を策定され、積極的に是正に努めるべきだと考えます。

婦人に対する施策に関しましても、日野市婦人行動計画に基づく事業の促進をされるとともに、婦人問題、女性問題解決のために、婦人行政の一元化を図り、専門窓口の設置を行い、近い将来は、総合婦人女性センターの建設を図っていただきたいと思います。

特に女性を対象としたものにとどまらず、関連のある施策を推進され、市の権限を超えて、国や都等への施策が必要なものにつきましては、積極的な働きかけをしていただき、その実現に向けて努力していただきたいと思います。さらに今後、実施状況等により、適切な見直しを行っていただき、内容の改善を図っていかれますようお願いいたします。

市民の健康を保持、増進するための施策につきましては、予防は治療の母であると言われておりますが、本年度も市民の健康を守る立場から健康相談、健康診査を初めとして、肺がん、乳がん検診が導入されましたが、大腸がん検診等々の検診制度をさらに充実、拡大をしていただき、各種検診の推進を図っていただきたいと思います。

母子保健事業、予防接種など、一層の充実に努めていただき、日ごろからの運動、栄養、休養のバランスのとれた生活を営む健康増進教育を推進され、自分の健康は自分で守りつくるという意識の啓蒙を図りながら、健康行政のさらなる充実を期待いたします。

東京都の予算におかれましても、新たに多摩地域の振興策として、ふるさと交付金制度が出されるようになっておりますが、受け皿事業につきましても、本市の活性化に向けて財源が有効利用できるよう、御検討していただきたいと思います。

なお本年、町村制施行100年という歴史の大きな節目に当たる年、また平成元年という記念すべき年を迎え、次の100年に向けてのまちづくりを指導する意義ある年と受けとめられ、地方自治の理想を求めつつ、日野市の発展と市民の福祉向上に努められますよう、理事者並びに関係部局のなお一層の御努力を重ねられることを強く要望いたしまして、意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

〔１番議員登壇〕

○１番（奥住日出男君）　市民クラブを代表しまして、平成元年度日野市一般会計予算案に対しまして、原案に賛成の立場で、簡単に意見を述べさせていただきたいと思います。

民間の好況に支えられまして、市税収入も大幅に伸びまして、一般会計は当初予算で対前年度比で12.9％という、５年ぶりの２けた台の大台に乗ったわけでございます。このような財政事情の好転を背景に、基本計画の着実な実践はもとより、市民要望にこたえるべく、新しい事業、さらにはレベルアップ事業が計画されていることは、歓迎すべきことでございます。

しかしながら、消費税導入を柱とする税制改革関連６法が成立、今後市の財政面にも少なからず影響を与えてくることを考えますと、ますます財源の計画的運用、財政の効率的運営が、今後、重要なテーマになってくることは言うまでもございません。

私ども市民クラブは、これまで多くの諸施策について、その積極的な推進を、本会議あるいは委員会等を通じまして要請してまいりましたが、絶えず財政収支の均衡、行政水準の確保と向上、こういった視点から、限られた財源のより効果的、計画的な運用の必要性を指摘し、その努力を促してまいりました。

当市は現在、発展途上の都市でありまして、さらに発展するための基盤を整備しなければならない状況にございますけれども、基本構想を実現させるためのまちづくりはもとより、市民に十分理解される施策の展開が肝要でございます。アンバランスな施策の推進は避けなければならないと考えます。

特に高齢者時代を迎えることを考えますと、今後多くの課題や難題にぶつかっていくと思います。十分過ぎるほどの議論の中から、きちっとした仕事を遂行していくことが重要なことだと考えます。なお一層の行財政の効率的運営努力を、要望しておきたいと思います。

最後に５項目につきまして、具体的な要望事項を述べさせていただきますが、実現に向けて、理事者側の御努力をお願いしたいと思います。

まず１点目でございます。今、市民要望の一番大きな中身は、都市基盤の整備でございます。下水道事業、区画整理事業、これらは今予算の中で大幅に計上されておりますけれども、なお一層の促進、さらには道路交通網の整備をお願いしたいと思います。

特に市民に対する情報、今、情報化の社会というふうに言われておりますけれども、市民に対する正確な情報をタイミングよく、しかもわかりやすく提供していただきたい。具体的には進捗率等を数字的に、あるいは町名的に羅列したものを出していただきたい、かように思います。

と申し上げますのは、確かに下水道工事あるいは区画整理をやっておるわけでございますけれども、市民は全くその進捗状況あるいは今後どうなるのか、その辺が全然わかっていない、こんな要望が数多く来るわけでございます。ただ道路をやたらと掘り起こして、非常に危険な場所もあるわけでございますけれども、その都度説明をしてきております。しかしながら、本来は市の方でもってこういった状況を、何らかの形でもってタイミングよく流すことが肝要かと思います。

２点目でございます。青少年の健全育成と、社会教育の充実についてでございます。具体的には、中学生以上の交流あるいは学習の場の整備充実をお願いしたいと思います。

青少年の非行問題、今、いろいろな団体がいろいろなところでもって社会教育ということで、学校、家庭と連携しながら一生懸命になって頑張っておりますけれども、特に

小学生まではかなりきちっと教育がされているように考えます。しかしながら、中学生以上をとらえますと、どうもそういった場が少ないような気がいたしますので、ぜひこの辺の充実をお願いしたいと思います。

３点目は、高齢者施策についてでございます。今回、高齢者事業としてスタートいたしました入院共済事業、これを成熟、育成させていくことは当然のことでございますけれども、これを一つのステップとして、今後高齢者共済事業はどうあるべきなのか、そのあり方について、さらに御検討をしていただきたい、かように思います。

４点目は、勤労者施策の充実と産業経済の振興についてでございます。

基本計画の柱の一つに、活気ある産業と豊かな消費の町ということがございます。現在、日野市内の民間企業、大変活気がございます。そういう面では、活気ある産業でございます。しかしながら、実際にその施策となると、全くお粗末であると言わざるを得ない、非常に寂しい状況下にございます。例えば産業会館、こんなものの建設等もひとつ検討していただきたい、このように思います。

最後に、市民サービスの質的向上について要望しておきます。

４月から第２、第４土曜日が閉庁となります。したがいまして、この閉庁に伴いまして、市民からの要望あるいは苦情が一時的に多くなることが予想されます。サービスの低下につながらないよう、知恵を絞って対応に努力をしていただきたい、かように思います。

以上でもって、市民クラブの意見とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

〔８番議員登壇〕

○８番（福島敏雄君）　原案に賛成する立場で、社会クラブの意見を申し上げます。

平成元年度一般会計予算総額は356億5456万4000円で、前年度に比べ40億8305万4000円、率にいたしまして12.9％という、近来にない大幅な伸びでございます。これは市民所得の大幅な伸び、さらには市内企業の業績好転に支えられたものでありまして、市民及び企業に対しまして、まず感謝を申し述べるところでございます。

さて、平成元年度予算を審議する上でまず初めに指摘しておかなければならないのは、昨年末、自民党によって強引に成立した消費税についてでございます。この消費税につきましては、以下、幾つか述べる理由によりまして反対でございまして、政府は即刻白紙撤回をいたしまして、予算案の再編成に取りかかるべきだというふうに考える次第で

ございます。

まずその第１点目は、国民の支持と理解が得られていないということでございます。３年前のダブル選挙で、大型間接税は導入しないという選挙公約が踏みにじられたことへの怒りが大きいわけでありますが、それに加えて、消費税の中身が消費者あるいは業者はもとより、税務署においてすら理解されない部分が多いという、こういう状況での実施には、全く無理があると言わざるを得ないわけでございます。

二つ目は、今回の消費税は不公平をさらに拡大するものであり、とても容認できるものではないということでございます。売り上げ3000万未満の業者が非課税であるということから、同じ商品、同じサービスで価格が違ってくるということが、混乱に拍車をかけていると思います。

今後、消費税節税対策といたしまして、売り上げ3000万円未満の企業分割の進展などが予想されまして、まともに税金を払う者がばかだというような、うまくやらなければ損だというような風潮が広がることを、大変憂えるものでございます。また非課税業者が消費税を転嫁すれば、これは便乗値上げになるわけでございまして、いずれにいたしましても、今まで以上に不公平を拡大する税制だと言わざるを得ないわけであります。

３点目は、弱者にしわ寄せする税制であり、今までの間接税の考え方と異なり過ぎるということでございます。

酒の１級と２級を例に挙げるまでもなく、今まで高級品の方が高かった間接税が下がったり、消費税並みまで引き下げられているということでありまして、高級品を求める消費者層というのは、今回の税制改革、とりわけ減税でもより多くの恩恵を得ていると考えて間違いないだけに、間接税、今回の消費税のあり方に大きな疑問を抱くところでございます。

年金生活者など、弱者に対するしわ寄せは、既に今議会を通じて指摘されているところでございますので、ここでは細部に触れる必要はないと思うわけでございます。

そして４点目に、議論といたしまして、減税が先行しているから消費税をやめるわけにはいかないというのは私は正しくない、減税の財源はあるというふうに指摘せざるを得ないわけでございます。

まず１点目は、現在の税制の不公平を是正し、もっと取れるべきところ、取らなければいけないところからきちっと取るべきであるということであります。クロヨンと言われる所得の把握の仕方の不公正の是正に力を注ぐべきであり、事業所得に認められている必要経費の見直し、さらにはキャピタルゲインに対する適正な課税は、消費税導入以

前にやるべき性格のものであるというふうに、指摘ぜざるを得ません。（「そうじゃないよ、もっと勉強しろ」と呼ぶ者あり）――よく聞け。

２点目に、国も地方自治体ももっと歳出削減に努力すべきであると同時に、（「受け売りじゃないか」と呼ぶ者あり）――黙って聞け。円高のメリットを国民に還元すべきである。昭和60年秋のＧ５以降、円の価値は倍近くになっております。資源の多くを輸入している我が国におきまして、半分の値段で外国から物を買っている、こういう現状の中で、国民は今、そのことを実感として受けとめているであろうかということであります。もちろん大部分の国民はノーと答えるでありましょう。これらがあらゆる物価に反映されれば、国、地方自治体の支出も減少し、節約できるわけであります。

防衛費にいたしましてもしかりであります。円高の中で、ＧＮＰ比１％枠が突破されていますが、４年前の１兆円が今、２兆円に使えるということを考えてみれば、実質的な伸びは大幅だ、と指摘せざるを得ないわけでございます。

以上、述べたような理由から、消費税導入は順序が全く違うというふうに指摘せざるを得ません。政府は、勇気を持って実施を中止すべきであります。幸いことし、去年と税の自然増収が見込まれておりまして、減税の穴埋めはできるはずであります。ここ一、二年かけて、現行税制の不公正是正、円高メリットの還元を積極的に進めて世直し、言うならば120円時代にふさわしい経済、物価政策を進めて、多くの国民の信頼を得ることが、今、政治に求められていると思います。

自民党政府が、消費税についてあくまで既定路線を突っ走るというのであれば、早期に解散して、国民の意見を聞くのが議会制民主主義のセオリーであるということを、指摘しておきたいと思います。

さて、一般会計予算の歳入面におきまして消費譲与税を積算をしている、さらには歳出におきまして、３％の消費税を含んだ形で予算化をしているということにつきましては、これは地方自治体の責任者として、現在の法で定められたことについて、当然執行すべきことだろうというふうに考えます。これは反対は反対といたしましても、現在、国で決まっている事柄について、予算編成に織り込むというのは、責任ある者の立場として、理解をするところでございます。

ただ、市自体で考えられます下水道料金、あるいはその他の使用料を含みます公共料金については転嫁をしないということについては、消費税反対の姿勢が極めて明確に示されているということで、市長答弁を評価するところでございます。

さらに、平成元年度の主な事業といたしましては特別養護老人ホーム、高齢者センター

の新築、老人入院共済見舞金制度、老人緊急システムの導入、さらには五小改築、三中大規模改造、乗鞍高原林間施設設計、大成荘改築基本計画、文化財センター、ふるさと博物館の開設、二番橋建設、２・２・５号線築造、下水道事業、区画整理事業への積極的な予算の投入、さらには東部会館新築、地区センター新築及び改修など、基本計画で定められている事業を85項目もこの予算の中に計画されておる。さらには16のレベルアップ事業も、この予算の中に反映をされておりまして、いずれにいたしましても、市民の声を中心として設定されております基本計画に基づく事業ということで、評価をするところでございます。

どうかこうした予算に組み込まれました事業を理事者と幹部、職員一人ひとりが力を合わせて目標を達成するように、努力をお願いしておきたいと思います。

さらには、昨年日野市基本計画が作成されて、予算を執行するわけでございますけれども、来年に向けまして、さらに市民が望む、本当に住むことが喜びであり、誇りである町にするためには、それぞれの部署で今、何を考えなければいけないかという内部討議をぜひ活発に展開されまして、来年の事業につなげていただきたいということを要望しておきます。

さらに、老人入院見舞金制度について要望、意見を述べておきたいと思います。

私ども社会クラブは、厚生委員会に付託されました請願審議を通じましても意見表明をしておりますが、高齢者が入院して費用がかかった場合に、見舞金を受けられる制度を自治体が持つということについては大変意義があり、必要だと考えます。この制度の新設によって、多くの人に感謝されることだと信じております。

ただ、制度の中身といたしまして要望いたしたいことは、単なる見舞金制度にとどまることではなくて、民間の生命保険会社から冷たく扱われている、いわゆる新規加入の難しい病弱者、さらには60歳以上の人に対して自分で努力をして掛金を払おうと思っても、民間の生命保険会社から冷たくあしらわれているという現状もあるわけでありまして、そうした方々に対しての、自治体としての役割を、この共済の中で果たしていく必要があるんではないかと考えております。

したがいまして、とりあえず今回は、70歳以上のお年寄りに対しまして、掛金を市が公費で負担をするということでスタートするということで一定の理解をするわけでございますが、できるだけ早く、そうした60歳以上の方々にも対象をふやすということと、さらには年齢が若くても民間の生命保険会社に入れないというような人のためにも、門戸を開放していっていただきたいということを、強く要望しておきたいと思います。

最後に、この平成元年度予算を作成されました森田市長におかれましては、自分みずから作成した予算を五たび市長という立場で執行できるようになるために、私ども社会党、社会クラブは全力を挙げて努力いたす決意を申し述べ、意見表明にかえる次第であります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第20号、平成元年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後11時39分　休憩

午後11時57分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を３月30日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は３月30日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。３月30日の会議は、議事の都合により、特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、３月30日の開議時間は午前０時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にととめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、あすの日程といたします。

あすの本会議は午前０時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分　延会

３月30日　木曜日　（第10日）

平成元年
第１回定例会　日野市議会会議録　（第10号）

３月30日　木曜日　（第10日）

出席議員　（30名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簇野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成元年3月30日（木）
午前0時開議

（議案審査報告）　（特別会計予算特別委員会）

日程第1	議案	第21号	平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算について
日程第2	議案	第22号	平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
日程第3	議案	第23号	平成元年度日野市下水道事業特別会計予算について
日程第4	議案	第24号	平成元年度日野市立総合病院事業会計予算について

日程第5	議案	第25号	平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算について
日程第6	議案	第26号	平成元年度日野市老人保健特別会計予算について
日程第7	議案	第27号	平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について

（総務委員会）

（請願審査報告）

日程第8	請願	第1－2号	消費税の導入に関する陳情
日程第9	請願	第1－4号	リクルート疑惑解明に関する陳情

（取り下げ）　（建設委員会）

日程第10	請願	第63－18号	「宮」町名存続要望に関する陳情

（継続審査）　（総務委員会）

日程第11	請願	第63－16号	都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願
日程第12	請願	第63－28号	鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願
日程第13	請願	第1－3号	年金制度改革に関する陳情

（文教委員会）

日程第14	請願	第63－11号	日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願
日程第15	請願	第63－14号	再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情
日程第16	請願	第1－5号	日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願
日程第17	請願	第1－8号	日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願

（厚生委員会）

日程第18	請願	第62－19号	東町地区公害に関する請願
日程第19	請願	第62－24号	犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願
日程第20	請願	第63－3号	保健、医療、福祉の拡充に関する陳情
日程第21	請願	第63－23号	沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願

日程第　22	請願 第 63－24 号	放射能測定器設置の請願 （建設委員会）
日程第　23	請願 第 62－42 号	山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情
日程第　24	請願 第 63－9 号	日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願
日程第　25	請願 第 1－1 号	下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願
日程第　26	請願 第 1－6 号	宮公園設置を要望する陳情
日程第　27	請願 第 1－7 号	町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情

（継続審査議決）

日程第　28	下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　29	スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　30	交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　31	市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　32	請願 第 1－9 号	年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願
日程第　33	請願 第 1－10 号	日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願
日程第　34	請願 第 1－11 号	南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願

（議案上程）

日程第　35	議員提出議案第 1 号	東京都住宅供給公社住宅の定期的家賃値上げに反対する意見書
日程第　36	議員提出議案第 5 号	消費税の導入に関する意見書
日程第　37	議員提出議案第 6 号	リクルート疑惑解明に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第37まで

午前０時　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、28名であります。

これより議案第21号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第22号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成元年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第24号、平成元年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第25号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第26号、平成元年度日野市老人保健特別会計予算、議案第27号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（天野輝男君）　特別会計予算委員会に付託されました７議案について、委員会における審査の経過並びに結果について、順次御報告申し上げます。

なお議案審査に入る前、議事進行により一般会計予算審議が終了してないようだが、特別会計の審査を行うのはどうかという発言がありました。以前にも、一般会計の審査が終わらないうちに特別会計が先に終わった事例があり、本委員会としては、一般会計特別委員会で一般会計が可決された場合の審査であることを了解のもとに、委員会を進めたことを、冒頭、御報告申し上げます。

さて初めに議案第21号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計の予算総額は歳入歳出それぞれ42億9948万5000円で、前年より１億5093万7000円多いものであります。

質疑は多岐にわたりましたが、主なものを申し上げますと、まず国保税に滞納が見られるが何か収納努力をしておるか。（「頑張れ」「声が小さい」と呼ぶ者あり）委託料における一般検診は、市の職員が行っている検診内容と同じか。さらに医療費の伸びが前年まで、事務報告を見る限りでは少ないが、その理由は何か。

以上のような質疑を終えて意見に入りましたが、特別意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致可決すべきものと決した次第であります。

○議長（市川資信君）　御静粛に願います。

○特別会計予算特別委員長（天野輝男君）　次に議案第22号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計について、御報告申し上げます。

予算額は歳入歳出それぞれ45億4839万9000円で、前年度より９億4565万9000円多いものであります。

主な質疑を申し上げますと、留保地処分の価格が安いが、価格の見積もりはだれが決めるのか。留保地の処分金は、その区画整理事業内だけで使えるのか。交際費の使い方はどのような使い分けをしておるのか。不動産業者が留保地処分を安い価格で買ったことはないか。市長会から、都へ予算要求など要望していると思うが、どのようになっているのか。西平山、東町の事業決定はいつごろになるのか。区画整理の中で、できるだけ公用地を取得することはできないのか。ビラ等によると、高幡土地区画整理事業地内に医療施設をつくる用地が確保されたというが、位置はどこかなどの質疑がなされました。

特に医療施設関係については、用地の面積、場所、施設規模などの多くの質疑があり、これに対して理事者の答弁では、ビラについてはかかわりがないが、医療施設用地が確保できたのではなく、確保できると申し上げたということであります。

なお医療施設規模は、さきの医王病院を踏まえた二次医療を目的とした150床８科目ということであります。

以上のような質疑を終えて意見に入りましたが、特別意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第23号、平成元年度日野市下水道事業特別会計予算について御報告申し上げます。

予算額は歳入歳出それぞれ52億8409万8000円で、前年度より７億9867万4000円多いものであります。

ここでの主な質疑を申し上げますと、神明上都市下水路はいつでき上がるか。２・２・11の都市下水路のつなぎ方はどのようになっているのかなどの質疑がありました。

特別意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第24号、平成元年度日野市立総合病院事業会計予算について御報告いたします。

収益的収支及び資本的収支の予定額は28億5594万3000円で、前年度より２億8437万8000円多いものであります。

ここでの主な質疑を申し上げますと、162床を効率的に活用しておるか。病院職員定数の特例条例の活用はどうか。職員のボーナスに住宅手当が歳入されて予算計上されているのか。森田市長になってから、市立病院の根本的改革がなされていないと思うが、市立病院をどう思っているのかなどの質疑が交わされました。

市長になってから何ベッド増床されたか、今後病院職員の定数はふやすのかなどの質疑を終えて意見に入りましたが、特別意見もなく、採決の結果全員異議なく、全会一致可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第25号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算について御報告いたします。

予算総額16億4569万3000円で、前年度より679万3000円多くなっております。

主な質疑を申し上げますと、下水道の消費税の都条例との関係はどうか。給配水管の漏水などはどの程度あるのかなどの質疑がありましたが、そのほか意見もなく、採決の結果、本件も全員異議なく、全会一致可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第26号、平成元年度日野市老人保健特別会計予算について御報告いたします。

予算総額は46億5385万7000円で、前年度より6760万7000円多くなっております。

本議案については特段質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第27号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計について御報告いたします。

先日、27号議案は担当者の説明がありました。この議案の取り扱いについては、本件と関連する一般会計予算特別委員会と総務委員会の特別会計の設置条例がまだ結論が出ていないということで、両委員会の終了を待って審議することに、当委員会では決定いたしました。これに基づき、本日審査されましたことを、御報告いたします。

議案第27号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計については、平成元年度新たに設置される特別会計であり、予算総額は歳入歳出それぞれ4153万円となっております。

本件についても特段質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致可決すべきものと決しました。

以上、雑駁でありますが、本委員会に付託されました議案のうち７議案について、御報告させていただきました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。旗野行雄君。

○17番（旗野行雄君）　２番目の土地区画整理事業特別会計予算の中の、今、委員長の

報告にもありましたが、高幡土地区画整理事業用地の中に病院用地を求める、こういうことについて質問したいと思います。

このことについては、12月の行政報告の冒頭、市長から発言があったはずであります。この行政報告によると、こういうことになっているわけです。既に換地作業がある程度進んでいる。ここで事業計画を変更するわけにいかないから、事業計画はそのままにして、病院用地をどこかに決めて、その中の権利者とどこかに移動してもらう、そして仮換地と先行取得で買ってある用地と、その権利者の土地と交換するというような形で病院用地を取得したい、こういうような説明であったはずであります。

それからまだ3月しかたたないわけですが、参考資料として私たちにもいただいた資料によりますと、高幡土地区画整理事業計画変更とある、こういう資料があるわけであります。これを見ると、12月議会の行政報告の考え方と違って、事業計画を変更して病院用地を取得する計画であると判断されるわけでありますけれども、たった3月の間にどうしてこんなに方針が変わったのか、その辺の経過が、私にはわからないわけであります。

12月の行政報告で報告のあったような形で努力を重ねたけれども見通しが立たない、不可能ということで事業計画を変更したのか、あるいは私、そのときにも申し上げたのですけれども、ちょっと技術的にも無理ではないか。あるいは区画整理の本質からいって、こういう場合には事業計画の変更ということで対応すべきではないかということを申し上げたわけですけれども、方針を変更してこういうことになったということは、12月の行政報告で説明があったような形では無理だと御判断されて、計画変更によって取得することに変えたのか、その辺、どうなのかということです。

それから、これは昨年の12月議会の会議録ですが、これにこういうことが載っているわけです。この事業地において先行取得をしております約4000平米の用地――先行取得がこれだけあるということと、保留地2800平米を合わせ、新たな集合換地を行って、病院用地を確保したいということは、既に権利者から買収しなくても、病院用地は市の仮換地を含めて、ちょっと言い方は悪いかもしれませんけれども、市の手持ち分で対応できる、こういうふうにこの文章なり市長の発言は受け取ってもいいわけです。

ところが予算委員会に配付された資料によると、公社の手持ちが3300平米だ、4000平米から3300平米になった。それから保留地が2800平米から1028平米、3分の1弱になってしまったわけですが、この辺、私、どうしてこんなことになったのか理解できないので、その辺の質疑はどうだったのか。あったのかということです。なかったら、ひとつ

理事者から説明願えればと思います。お願いします。

○議長（市川資信君）　特別会計予算特別委員長。

○特別会計予算特別委員長（天野輝男君）　今、簇野議員から質疑がありました12月に説明した事業計画、その移管についての変更はあったかどうかということは、こういう話は、私、なかったように記憶しております。ただ地元関係者と3月11日に、病院をつくる試案ということで、その前提のもとで、説明した資料をいただきました。それに基づいて、このあたりにつくりたいという資料をいただきました。

そのほかの部分については、担当部長からお答え願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それではお答えいたします。

まず第1点目の御質問でございますけれども、12月の行政報告につきましては、確かに今、簇野議員さんがおっしゃいましたように、仮換地のいわゆる換地計画の決定がしてございますので、関係権利者の話し合いをいたしまして、その上で集合をするということを申し上げたわけでございます。

その本会議のやりとりの中で、議員さんの方からも、それではなかなか集合化が困難ではないか、換地計画を変更してやった方が、より実現性が高いのではないか、そういう御提言もいただいたわけでございます。

12月から1月以降にかけまして、内容を十分検討した結果、個々の話し合いをして、いわゆる換地の入れかえをしまして、換地計画の変更をするよりは、最初から換地計画の一部の変更をして、集合化した方がよいだろう、そういう結論に達しまして、先般の予算委員会に提示した格好になったというものでございます。

それから2点目の御質問でございますが、市有地の面積、あるいは保留地の面積と、それから予算委員会に出しました、集合するところのそれぞれの面積と違うということでございますが、確かに相違をしております。現在のところ、市有地及び公社の土地につきましては、分散した形での換地になっております。それから保留地につきましても、御承知のように、通常、分散した形で各街区に換地がなされているわけでございます。

これを1カ所に集合換地するということになりますと、換地の技術的なことからいきまして、すべてを1カ所にまとめるということは不可能でございまして、現在、手持ちの例えば公社用地を含む市有地の面積でございますが、3951平方メートルあるわけでございますが、そのうち、若干集約し切れない面積がほかに残る、そういうことでございます。

保留地につきましても、そういう形で全部集約し切れないということでございます。

○議長（市川資信君）　　簾野行雄君。

○17番（簾野行雄君）　　それでは後段の方の面積について確認したいのですけれども、現在でも保留地は2800平米、12月議会の数字どおりあるということでいいわけですね。そのうちの集合できるのは1208平米だと、こういう解釈ですね。

○議長（市川資信君）　　特別会計予算特別委員長。

○特別会計予算特別委員長（天野輝男君）　　関係部長、お答え願えますか。

○議長（市川資信君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　そのとおりでございます。

○議長（市川資信君）　　簾野行雄君。

○17番（簾野行雄君）　　それについては理解しました。ただ、こういうことが言えると思うのです。市長にしてもそうですが、担当者もいるわけですし、当初から12月の行政報告でやっているような形で病院用地を確保することは、極言すれば不可能だということは私にもわかるわけですし、担当者もわかるわけだし、市長も、16年も市長をやっていて、また旭が丘のたしか審議委員もやっておられたわけで、十分区画整理については理解がされておると私、判断するわけですが、それが3月もたたないうちに、いきなりこういうふうな変更をするというのはいかにもお粗末ではないか、こう思うわけですが、市長、どうでしょうか。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　区画整理事業、施行中でありますし、病院用地の設定をしたいということを、特にある程度の換地計画が進んだ時点で思い立つ背景があったわけでありますので、したがって考え方としましては、12月の行政報告で行ったわけであります。

市有地といい、あるいは保留地といい、それらを一定の場所にまとめて必要な面積を確保する、こういう手順でございますから、具体的に一番可能性の高い方法、こういうことで用地をまとめるという手順でございますから、そういう考え方に沿って、今、試案ということで地元に提案をし、御協力をいただこう、こういうことに進みつつあります。

○議長（市川資信君）　　簾野行雄君。

○17番（簾野行雄君）　　まとめて答弁してください。私が言っているのは12月議会の行政報告でこのようなことでやりますと提案したのを、いかにも16年も市長をやっている

人の提案とは思えないということです。技術的に見ても、理論的に見ても無理があるということは、素人の私だってわかるわけです。いかにもお粗末ではないか。たったあれからまだ3月しかたっていないわけですよ。そういうふうに申し上げているわけです。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　要するに用地は市有地あるいは公社用地、保留地、それらの計画があるわけでありますから、それらをできるだけまとめるということで、新しい公共用地の確保を行おうというふうに思い立ったということでありますから、粗末とか何とかということじゃなくて、政策の遂行のためにはいろいろ工夫をするということであります。

○議長（市川資信君）　　簾野行雄君。

○17番（簾野行雄君）　　こういうことなんですよ。1カ所へ先行取得用地あるいは保留地をまとめるということは、用地を確保するためには当然の話です。ただそうするのに、事業計画の変更もしないで、既に仮換地を決定した段階で、地主との相対の話し合いでまとめるということは、技術的にもちょっと無理だ。むしろ事業計画の変更をするのは、区画整理法上からいっても当然である。そうしなければできないのじゃないかということを、私、今、言ったわけですね。

そういうことを考えないで、12月議会では、いや、事務計画の変更はしないで病院用地を1カ所に、手持ち用地をまとめて確保するのだということは、非常に難しいことだというのは当初からわかっているのに、どうしてこんなことを考えたのか。結果的に、3月もたたないのに、無理だとわかってこういうふうに計画を変更したわけですね、結果的には。その辺がどうもずさんではないか。ずさんでないとは、幾ら何でも言えないと思うのですよ。（「市民要求にこたえて最大限努力するのだ、当然だよ」「ずさんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いろいろな受け取り方はあるかもしれませんが、工夫をして実現のために努力をするということを、今、進めつつあるということを申し上げておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　簾野行雄君。

○17番（簾野行雄君）　　12月の行政報告でやったやり方は、私が申し上げているのは技術的にも無理であるし、区画整理法の本質からいっても、そぐわないのではないか、こういうことを言っているわけです。それは気がついて、ここで訂正したわけですね。事

業計画の変更に踏み切ったわけです。それは結果的に言えば、12月議会のようなやり方では無理だ、と理事者は判断したわけですよね。だからまだ3月もたたない前に、こういうことでやりますといって、ここで事業計画の変更に踏み切ったというのは、12月の考え方がいかにもお粗末であったのではないか、それだけ簡単に答えてください。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　私から、いま少し区画整理法の内容につきまして、補足をいたします。

確かに12月の議会につきましては、事業計画及び換地計画が定まっておりますので、権利者との話し合いの中で用地の確保の集合化を進めたいということを申し上げたわけでございます。

この方法を進めるに当たりましては、話し合いがついた段階で換地計画の変更の手続をしたり、あるいは道路の一部の変更等がありますので、事業計画の変更の手続に入るということでございます。

それから今回の一つの案につきましては、換地計画の変更、それから事業計画の変更を当初からはっきり市の方から提案をした中での案ということでございまして、12月当初申し上げました内容からいきましても、事業計画の変更なりあるいは換地計画の変更というものは行わなければ、用地の集合化ができないということでございます。

○議長（市川資信君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　部長、それは詭弁ですよ。やり方が、確かに換地計画を12月議会の行政報告で述べたようなやり方でも、事業費は伴うということですよね。そう言っているわけでしょう。

私が言っているのは、技術的にも個人同士の話し合いで用地をまとめて、それに沿って事業計画を変更するということは無理があるのではないか、実現不可能ではないか。今回の変更したやり方でやる以外にないのではないかということは、最初からわかっていたのではないかということを言っているわけです。事業計画を変更するのだから同じだ、それは詭弁ですよ。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　素材は用地として一定の量を持っているわけでありますから、これらをどういうふうにまとめて位置を設定するかということは、事業の中のいろいろな手法を用いて行う、そうしてまた当然権利者の方々の同意もいただかなければならないということでありますので、区画整理の手法にかなう方法でいろいろ工夫をする、これは一つどなたも区画整理事業はそういうことだということで、御理解がいただけるべき性質のことだと思っております。

何か前言を覆したというようなことではなくて、いろいろな工夫をしながら御協力をいただいてまとめていく、こういう手法こそ、区画整理の手法だということを申し上げておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　私はこういうやり方でこれからも、土地も高くなったことだし、いろいろ事業をするには一番区画整理の先行取得なり保留地を活用して事業用地を取得するということは、これからの用地取得の最善の方法ではないかということは前に申し上げたことがあるわけで、これについてはどうこう言うわけじゃないのですが、ただ方法が、技術的にもちょっと不可能なことを考えていたのではないか。それは今回、変更した計画でなければ無理だということに理解できて、こういうふうに変更したわけですね。そういうことを言っているわけですよ。12月議会のやり方、方法がちょっとまずかったのじゃないか、そう言っているわけです。どうでしょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議論をするほどの、私は課題ではないと思います。お説も十分参考にさせていただいておるわけでございますし、また、いろいろな工夫をしながらまとめていく、こういうことに、区画整理事業の手法がそこに効果がある、こう思っておりますので、極力事業として成功させたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　幾ら言ってもまともな答弁が返ってこないので、私はこれでやめますが、私はこういうやり方が、区画整理の中で公共用地を確保するのだというやり方がまずいと言っているわけじゃないのです。ただ12月議会でやったようなやり方では、最初から技術的にも無理があるということは、この行政報告に対する質疑でも、私、言ってあるわけですけれども、こうやって変えてしまったということは、結局無理だったということがわかってこういうふうに変更したわけでしょう。だから12月議会のこういうふうなやり方でやりますというのは、大いにやり方が間違っていたのではないか、方法が間違っていたのではないか、見通しが甘かったのではないか、こう言っているわけです。（「見解の相違だ」「簇野さんみたいにできないと言うんだよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（市川資信君）　答弁を求めますか。（「だから言っているじゃないですか。こ

ういうことには反対しない、賛成なんだけれどもと言っているのですよ」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本７件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第21号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第22号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成元年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第24号、平成元年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第25号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第26号、平成元年度日野市老人保健特別会計予算、議案第27号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第１－２号、消費税の導入に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　総務委員会に付託されました請願１－２号についての御報告を申し上げます。

請願番号１－２、受付平成元年３月４日、件名、消費税の導入に関する陳情、請願者住所氏名、立川市曙町２－15－20、三多摩春闘共闘会議議長、森川隆志氏からでございます。

審議に入りまして、特に質疑についてはなく、意見に入りました。

意見の中ではいろいろな御意見がございました。趣旨には賛成であり、直ちに採択すべきではないかという御趣旨であります。さらに趣旨には賛成であり、意見を出すという方向性で検討していただきたい。ただしその中では、国が決定した事情もあり、不公平税制の改定を強く要求すべき点から、さらにまた請願文の内容から見て、かなり趣旨が一方的な趣旨とも受け取れ、この請願の内容自体ということでは問題が残るのではないかということもありました。さらに趣旨には賛成である。さらにその内容を検討して、正副委員長で意見書の作成を願いたいという御意見もございました。

その意見の中で、意見書を正副委員長で作成する中で、３月27日に再開をし、全員で検討するという中で採決の結果、全会一致、採択と決した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第１－２号、消費税の導入に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第１－４号、リクルート疑惑解明に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは請願１－４号についての審査報告を申し上げます。

請願番号１－４号、受付、平成元年３月４日、件名、リクルート疑惑解明に関する陳情、請願者住所氏名、立川市曙町２－15－20、三多摩春闘共闘会議議長、森川隆志氏よりであります。

特に質疑についてはございませんで、意見に直ちに入りました。

さまざまな意見が寄せられた中で、最終的には、請願趣旨には賛成であるので、正副委員長が意見書の内容を作成し、３月27日に再開をし、その中で全員で検討をしていくという形になりました。27日に再開され、全会一致、採決の結果、採択と決した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって、請願第１－４号、リクルート疑惑解明に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－18号、「宮」町名存続要望に関する陳情の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　　請願第63－18号につきまして、報告を申し上げます。

件名、「宮」町名存続要望に関する陳情であります。当建設委員会として何回か審査をいたしました。ところが平成元年３月６日付請願者代表、日野市宮248番地、田中紀子氏より、「宮」町名存続要望に関する陳情は、都合により取り下げしたい旨、申し出がございましたので、建設委員会にお諮りし、全会一致で取り下げを承認した次第でございます。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　　ただいまの委員長報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって、請願第63－18号、「宮」町名存続要望に関する陳情の件は、取り下げることに決しました。

これより請願第63－16号、都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願、請願第63－28号、鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願、請願第１－３号、年金制度改革に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本３件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第63－11号、日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願、請願第63－14号、再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情、請願第１－５号、日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願、請願第１－８号、日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本４件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって、文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－19号、東町地区公害に関する請願、請願第62－24号、犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願、請願第63－３号、保健、医療、福祉の拡充に関する陳情、請願第63－23号、沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願、請願第63－24号、放射能測定器設置の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本５件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－42号、山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情、請願第63－９号、日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願、請願第１－１号、下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願、請願第１－６号、宮公園設置を要望する陳情、請願第１－７号、町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本５件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第28、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第29、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長よりスポーツ・公園に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第30、交通対策対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第31、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第１－９号、年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－９号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第１－９号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第１－10号、日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－10号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第１－10号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第１－11号、南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－11号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第１－11号は閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第１号、東京都住宅供給公社住宅の定期的家賃値上げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。夏井明男君。

〔13番議員登壇〕

○13番（夏井明男君君）　お手元に配付のとおり、議員提出議案１号ということで、意見書の内容につきましては配付をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第１号、東京都住宅供給公社住宅の定期的家賃値上げに反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第５号、消費税の導入に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。夏井明男君。

〔13番議員登壇〕

○13番（夏井明男君）　お手元に配付をさせていただきました議員提出議案第５号、消費税の導入に関する意見書（案）でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第５号、消費税の導入に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第６号、リクルート疑惑解明に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。夏井明男君。

〔13番議員登壇〕

○13番（夏井明男君）　すでにお手元に配付をさせていただきましたが、議員提出議案第６号、リクルート疑惑解明に関する意見書（案）でございます。よろしくお願い申し上げます。（「議長、議事進行」と呼ぶあり）

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議事進行になりますけれども、この件だけ、ちょっと意見だけ一言申し上げたいと思います。（「質問なしだ」「おかしいぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（市川資信君）　一応質疑は議会運営委員会で簡易採決をすという申し合わせになっておりまして……。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　質疑、討論を省略するということは報告を受けてないし、そういう確認はないということのようなんですね。（「はっきりしているのだ」と呼ぶ者あ

り、その他発言する者多し）議長の判断で進めておられるようですけれども、私はここで一言意見だけをつけ加えたいと思います。

○議長（市川資信君）　簡易採決で、一人ひとり意見をまたやり出すと、際限もなく関連しますので、一応申し合わせということで、議会運営委員会で決定した事項ですから、御協力いただきたいと存じます。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第６号、リクルート疑惑解明に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成元年第１回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前０時57分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長	市	川	資	信
署名議員	小	山	良	悟
署名議員	馬	場	弘	融